

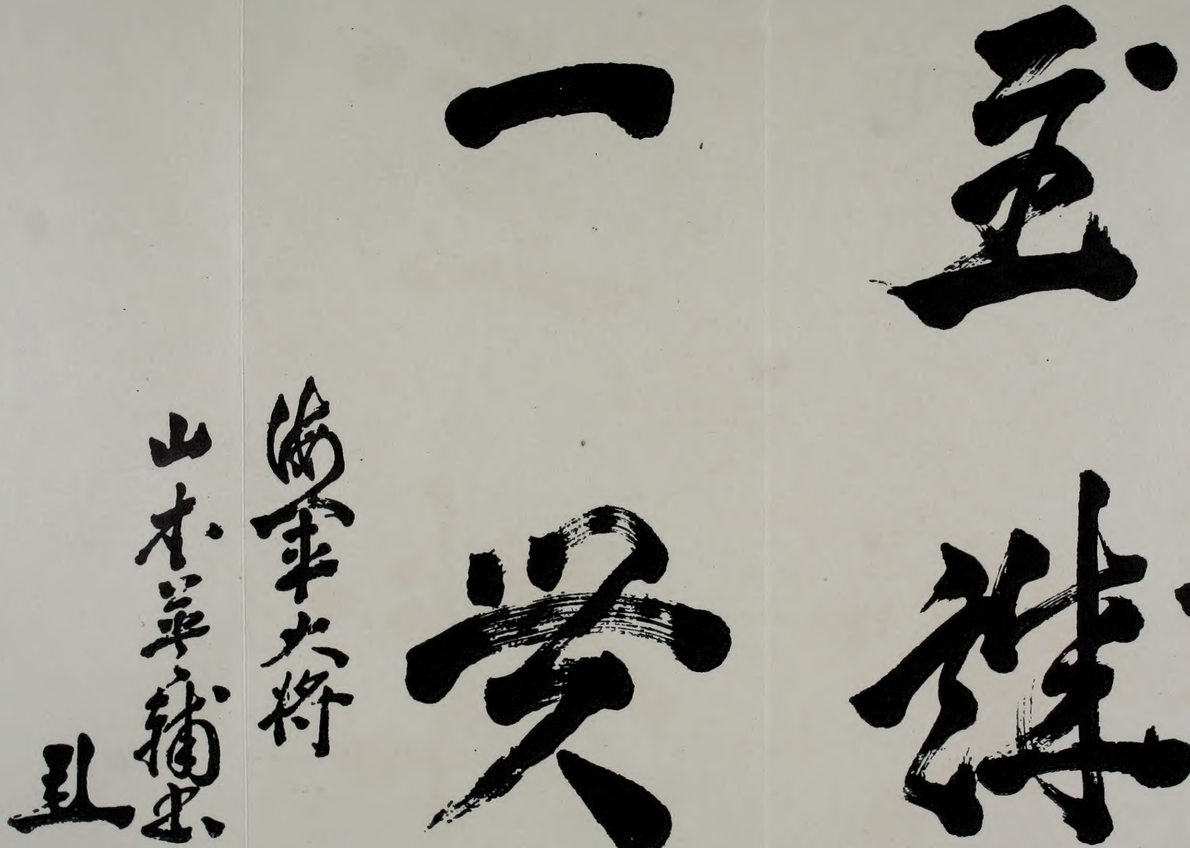
雜賀博愛著

大西鄉全傳

第四卷

章華社版

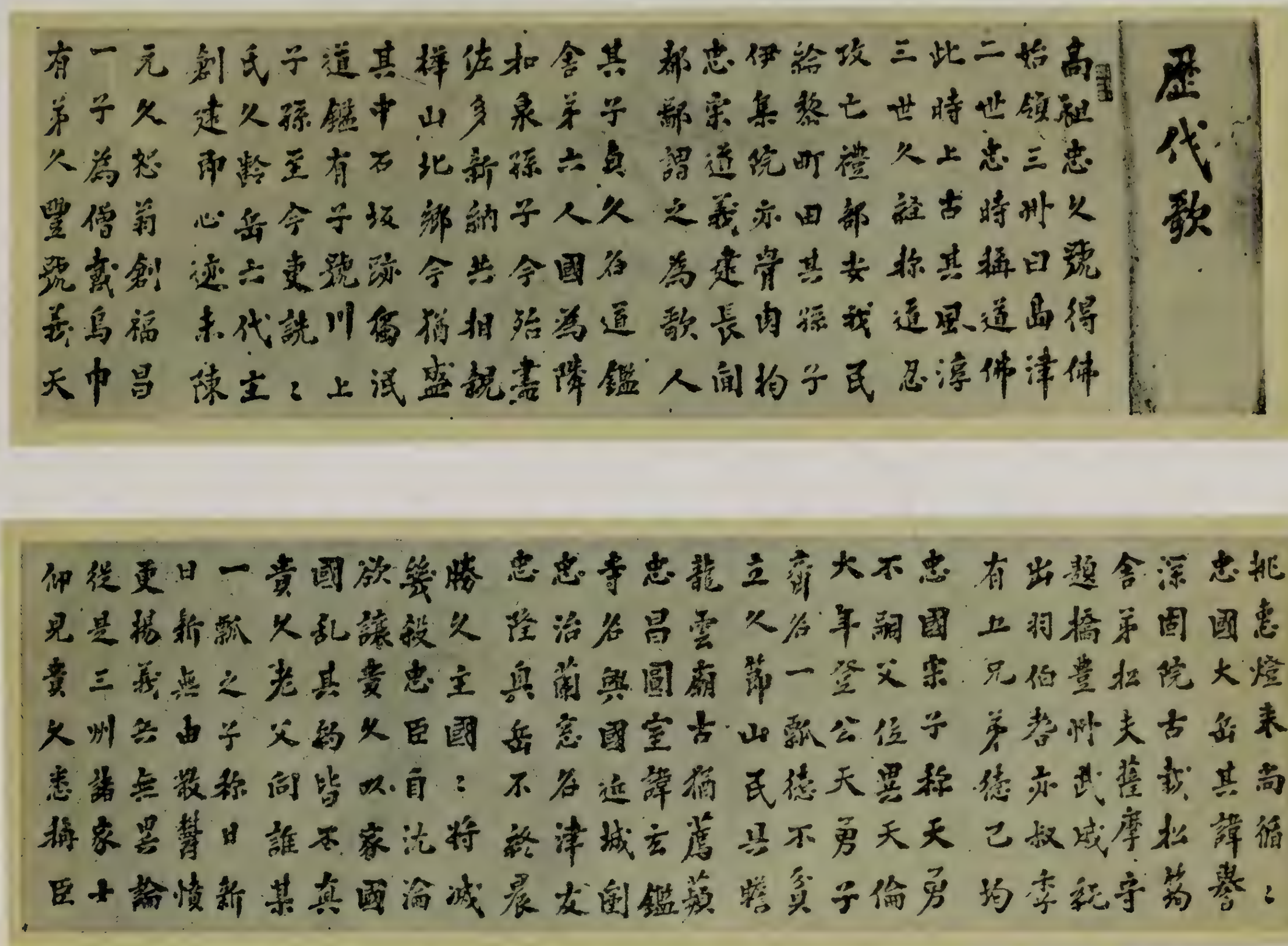
山本草補遺 正



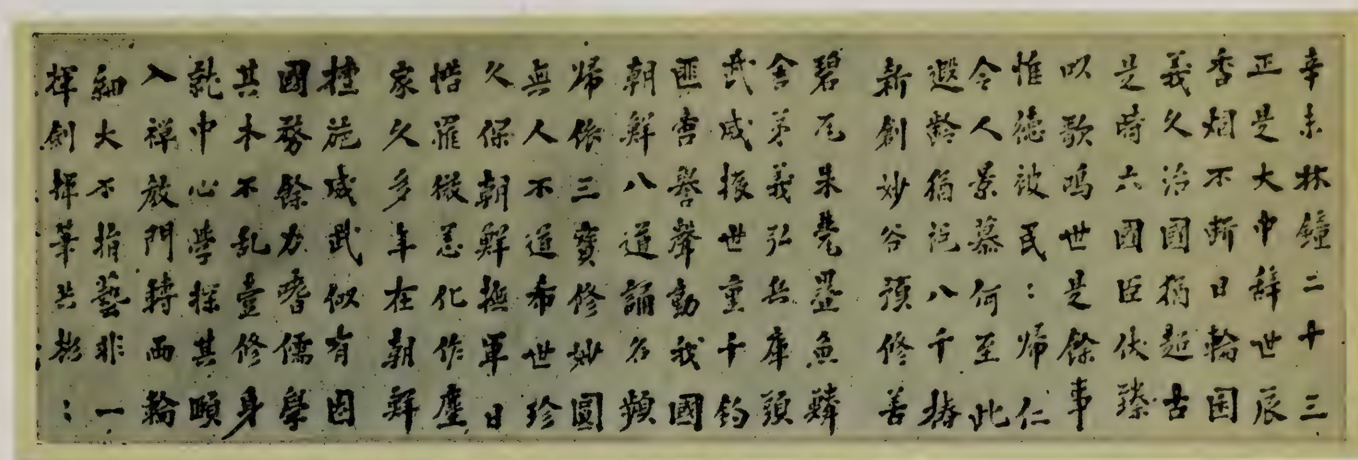
題　字　（海軍大將山本英輔閣下書）

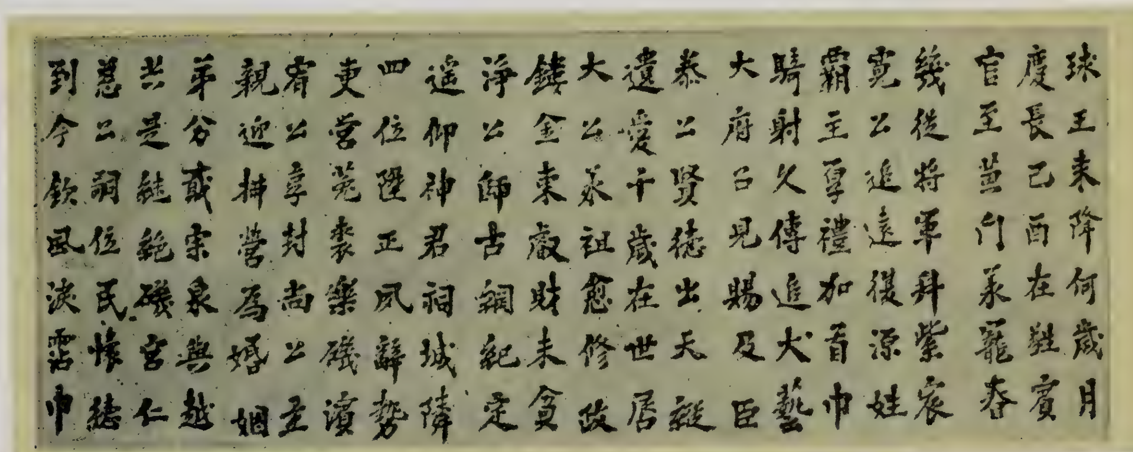


西鄉南洲翁座像

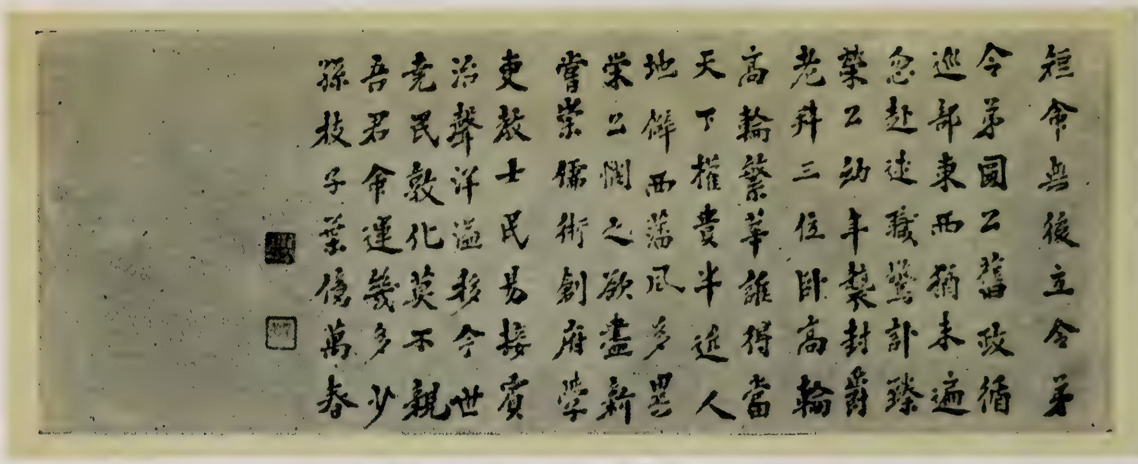


西鄉南洲先生筆「歷代歌」





西鄉南洲先生筆「歷代歌」



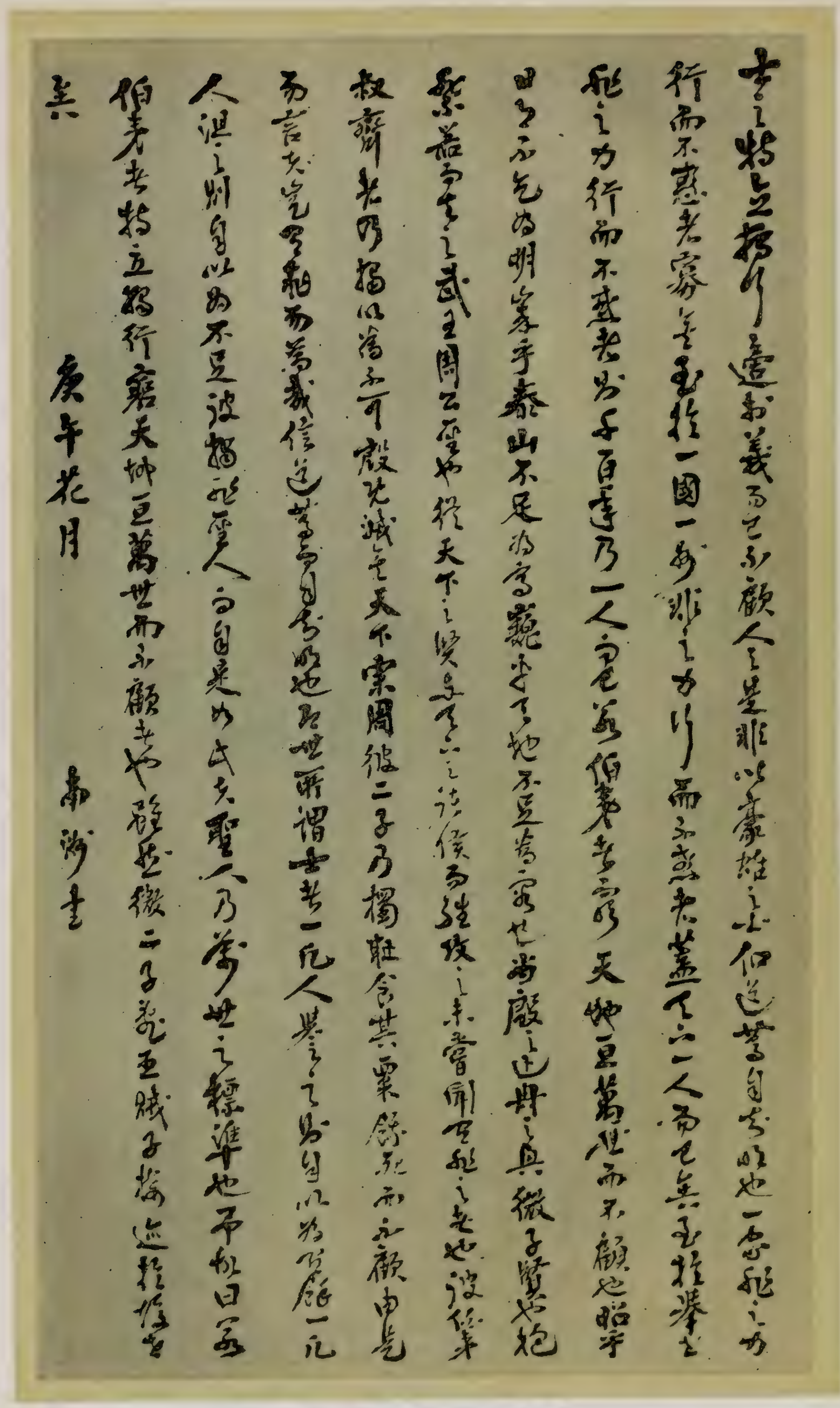
西郷南洲先生筆「歴代歌」



（歴代歌作者、文之和尚）

伯夷頌（韓愈）

士之特立獨行。適於義而已。不顧人之是非、皆豪傑之士。信道篤而自知明者也。一家非之。力行而不惑者寡矣。至於一國一州非之、力行而不惑者蓋天下一人而已矣。若至於舉世非之。力行而不惑者。則千百年乃一人而已耳。若伯夷者。窮天地。亙萬世而不顧者也。昭乎日月不足爲明。崒乎泰山不足爲高。巍乎天地不足爲容也。當殷之亡、周之興。微子賢也。抱祭器而去之。武王周公聖也。從天下之賢士。與天下之諸侯。而往攻之。未嘗聞有罪之者也。彼伯夷叔齊者。乃獨以爲不可。殷旣滅矣。天下宗周。彼二子乃獨恥食其粟。餓死而不顧。繇是而言。夫豈有求而爲哉。信道篤而自知明也。今世之所謂士者。一凡人譽之。則自以爲有餘。一凡人沮之。則自以爲不足。彼獨非聖人。而自是如此。夫聖人乃萬世之標準也。余故曰。若伯夷者。特立獨行。窮天地。亙萬世而不顧者也。雖然微二子。亂臣賊子。接跡於後世矣、



士之特立獨行適於義而已不顧人之是非皆豪傑之士信道篤自知明也一家非之力
行而不惑者寡矣至於一國一州非之力行而不惑者蓋天下一人而已矣至於舉世
非之力行而不惑者則千百年乃一人而已耳若伯夷者窮天地亙萬世而不顧也昭乎
日月不足為明崒乎泰山不足為高巍乎天地不足為容也當殷之亡周之興微子賢也抱
祭器而去之武王周公聖也從天下之賢士與天下之諸侯而往攻之未嘗聞有非之者也彼伯夷
叔齊者乃獨以為不可殷既滅矣天下宗周彼二子乃獨恥食其粟餓死而不顧由是
而言夫豈有求而為哉信道篤而自知明也今世之所謂士者一凡人譽之則自以為有餘一凡
人沮之則自以為不足彼獨非聖人而自是如此夫聖人乃萬世之標準也余故曰若
伯夷者特立獨行窮天地亙萬世而不顧者也雖然微二子亂臣賊子接跡於後世
矣

庚午花月

南洲書

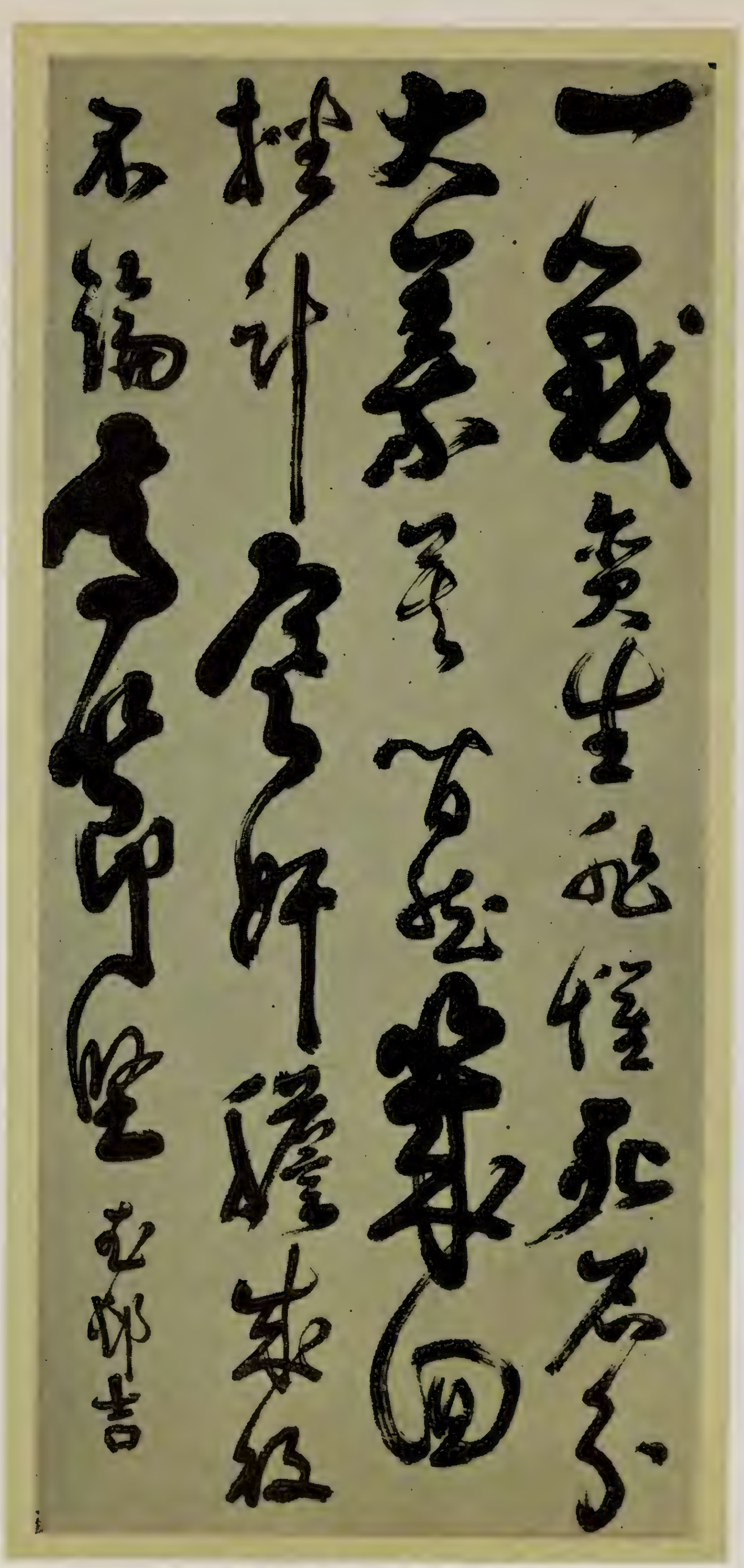
西郷南洲先生筆「伯夷頌」

詠ニ恩地左近一

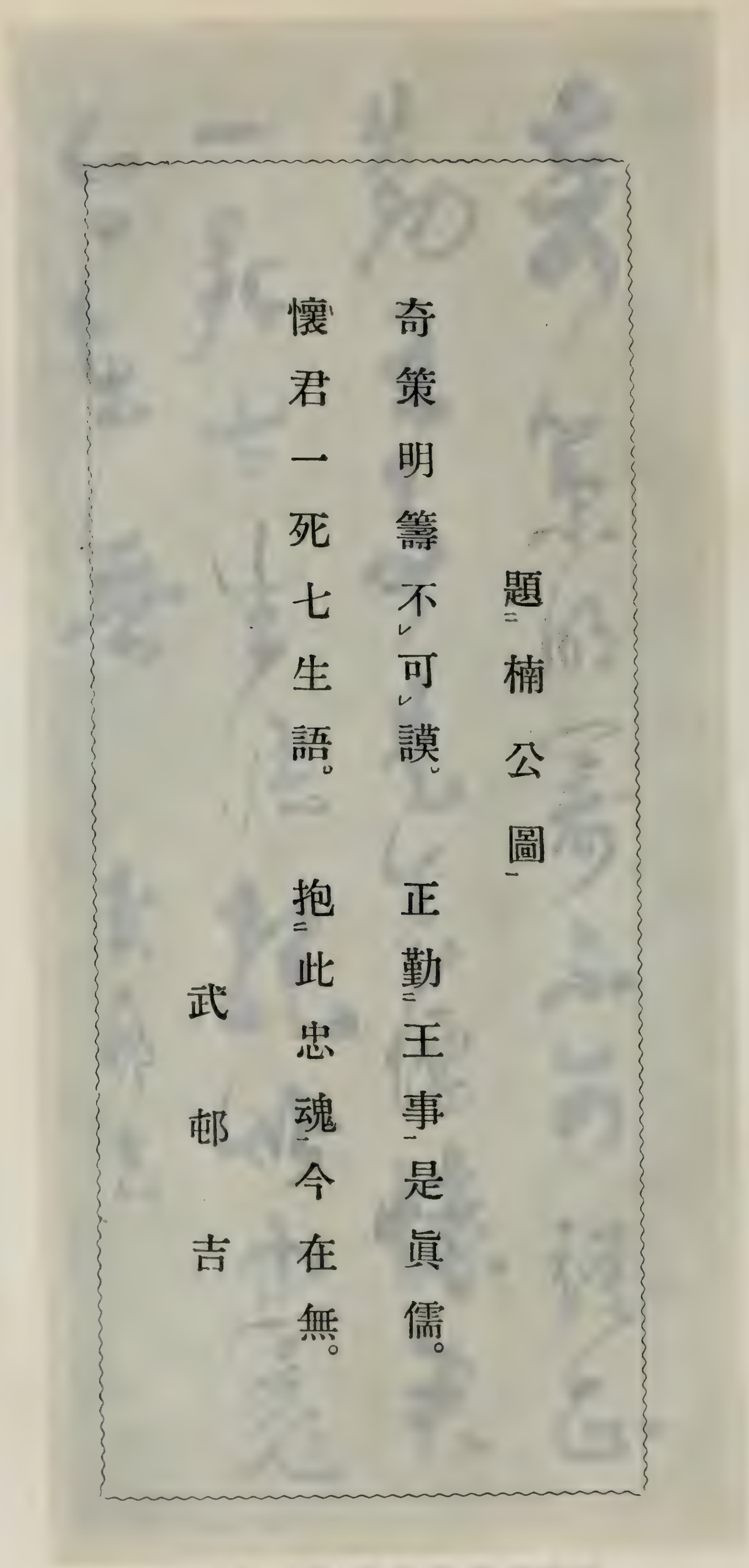
一戰貪レ生非レ懼レ死。名分大義莫ニ問然一。

幾回挫レ計寒ニ奸膽一。成敗不レ論高節堅。

武郁吉



西鄉南洲先生書「詠恩地左近」

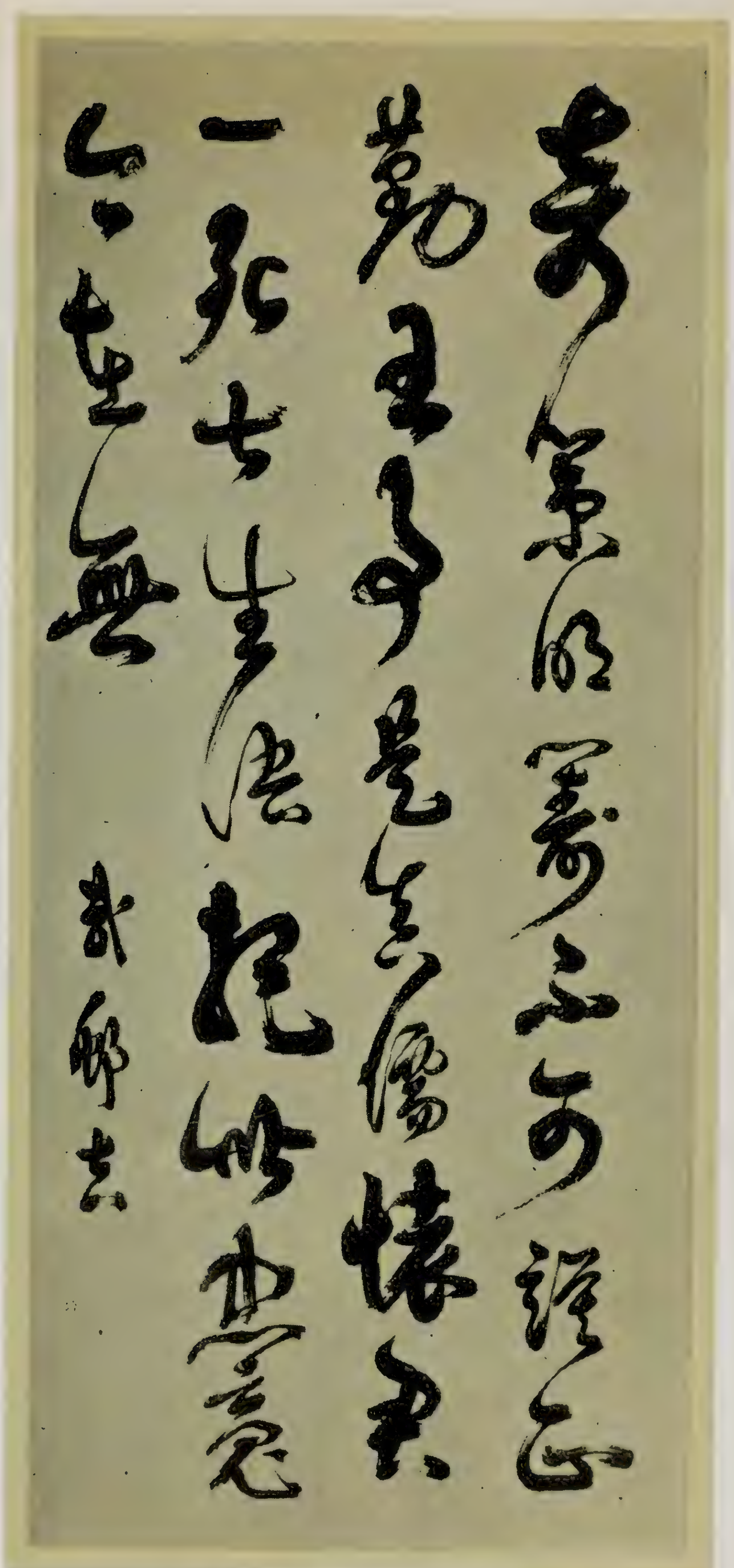


題㆓楠公圖㆒

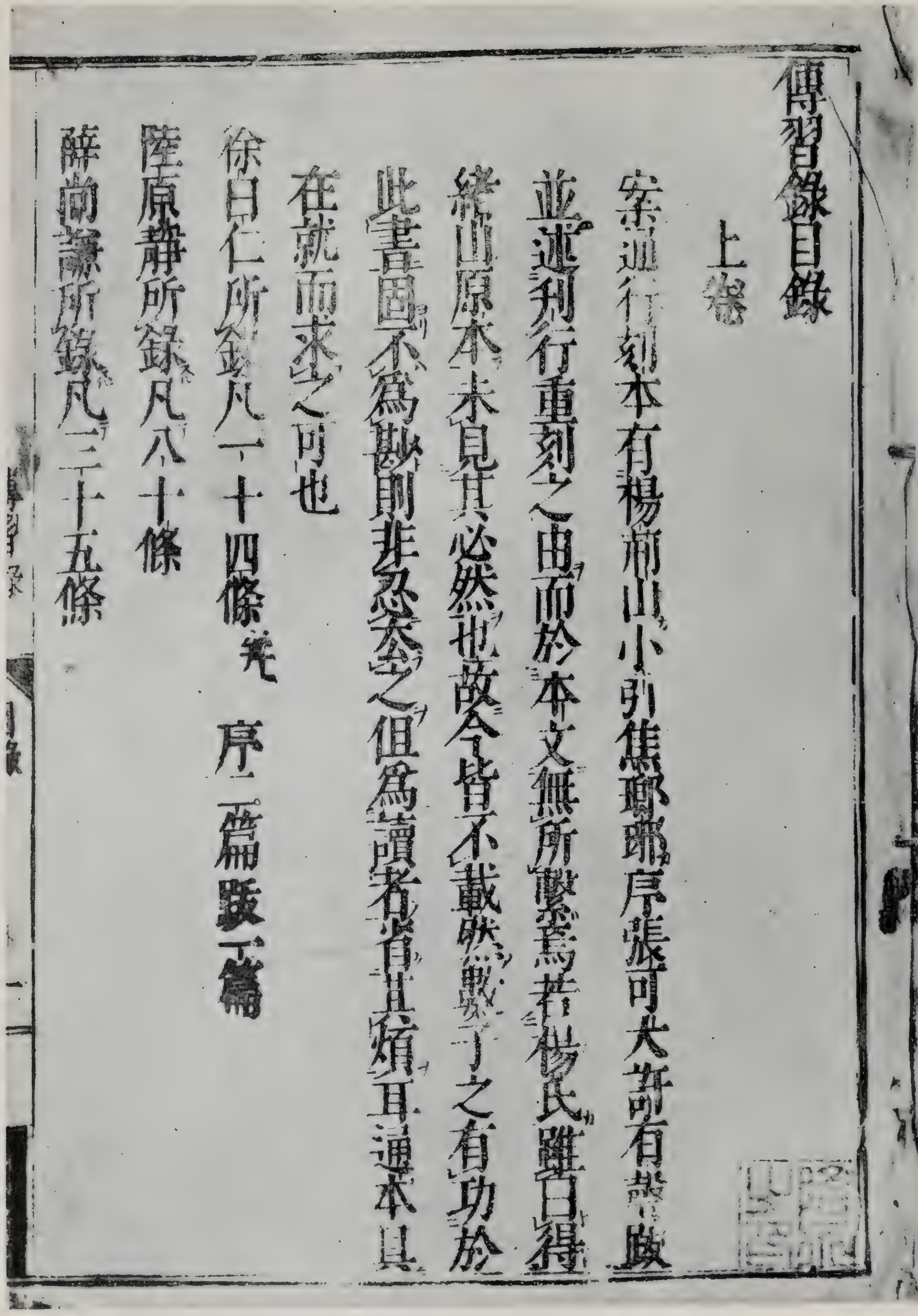
奇策明籌不㆑可㆑謨、正勤㆓王事㆒是眞儒。

懷君一死七生語、抱㆓此忠魂㆒今在無。

武郁吉



西鄉南洲先生書「題楠公圖」



傳習錄目錄

上卷

案通行刻本有楊南山小引焦瑯琊序張可大許有聲跋並述刊行重刻之由而於本文無所繫焉若楊氏雖曰得緒山原本未見其必然也故今皆不載然數子之有功於此書固不爲尠則非忽棄之但爲讀者省其煩耳通本具在就而求之可也

徐曰仁所錄凡一十四條并序一篇跋一篇

陸原靜所錄凡八十條

薛尚謙所錄凡三十五條

西鄕南洲先生手澤「傳習錄」



高杉晋作寫眞（慶應二年四月寫）



小松帯刀



伊地知正治

第四卷に題す

明治維新の大業は、建國肇業に直に接續する、國家的偉業であつた。凡そ歷史上の事實は、輕々に比較すべからざるも、建國創業の意氣、上下に漲り、武門執政以來、大凡七世紀の久しきに亙る、將軍政治を覆へして、天皇御親政の大御代を劈開したる、國基的肇業、國命的躍進の盛大を極めたるは、建武の中興、大化の新政も、未だ遠く企て及ばざりし理想を顯現してゐる。茲において乎、皇政復古大號令を渙發あらせ給ふに際し、神武肇業を範とせらるるの大詔を賜うに至つたのであつて、單り玉松が進言ありし故のみならず、國家躍進の總意は、期せず

して神武の憶念となつたのである。

西洋においては、舊きを斷ち新らしきを樹て、支那においては、姓を易へ命を革むるを、國家的改革と稱してゐる。共に歷史の截斷であり、人命の殺戮であつて、必らず、鮮血を以て歷史を彩どる原因は、茲に存してゐる。單り我國においては然らず。國本既に神勅に定まり、萬世動かず、國本の肇意に離るる時、國必ず亂れ、國體の原則に還るの時、國必らず興る。維新の大業が、天皇親政の古へに復するを以て、理想としたる所以は、實に千古不動の國本に隨順せしを語るものである。維新卽復古、復古にあらざれば維新を成す能はざるの鐵則、我國においてのみ見るを得る、奕々たる光彩である。

抑ゝ明治維新の成る、一朝一夕にあらず。上　孝明天皇の御軫念は中すも畏し、弘化四年〔丁未〕御登極あらせ給うてより、慶應二年〔丙寅〕御崩御あらせ給ふまで、御治世二十年の間は、實に幕末危局の難關に遭逢せさせ給ひ、祖宗の御威烈を繼紹あらせ給うて、躬を以て國難に代らんことを、天神地祇に禱らせ給ひしこと、果して幾春幾秋ぞ。

矛とりてまもれ宮人九重の

み階のさくら風そよぐなり

の御製、一たび民間に洩れ傳はるや、草莽の志士等は、天日を叢雲の遠きに拜し、此の玉詠一首あるの故を以て、臣が命を捨

* * * * *

つるも惜からじと叫ばしめたほどであつた。
勤皇の志士、前後して起り、或は刑場に死し、或は非業に倒れ、或は凶刃に伏し、或は義軍に投じ、屍を荒草に暴すを辭せなかつたのは、一に君國の爲にし、皇政を古へに復さんが爲に外ならなかつた。明治維新の成れるは、全く此等先憂志士の賜ものなること、國民の永久に忘るべからざるところである。

* * * * *

慶應三年[丁卯]の天地は、既に國運丕變の期に際し、德川慶喜は大政を奉還し、德川氏十五代、二百七十年の幕茲に閉ぢ、次いで皇政復古の大號令は渙發せられ、新日本の進路は、堂々八文字に開かれた。此時に當つて、勤皇運動の中堅を爲し、能

く大勢を利導したるものは、實に我が西鄕南洲翁であつた。
幾度か死生の巷を往來し、屢〻艱難を經て、事に老練したる南洲翁の偉略は、旣に大鼎の重きをなし、翁、爲に一言を出せば、直に天下の法となるの觀があつた。
抑〻翁の威望、何が故に、斯の如く一世を壓するに至りたるか。倩らその然る所以を追思するに、固より翁の閱歷、聲望、器量、勇斷の信賴を博したるは、謂ふまでもなけれど、翁をして維新功業の第一に居らしめたる所以の根源は、要するに翁が天地に愧ざる至誠の人であつたからに外ならぬ。

* * * * *

南洲翁が、皇政復古大號令渙發に直面したる、小御所會議に

おいて、岩倉卿を激勵して『たゞ一劍の任あるのみ』といへる一語の如き、至誠の人にあらざれば、到底出す能はざるの言である。當時、朝野に勤皇の士乏しからず、公卿・志士、誰れか敢て身命を惜しむものがあらう。唯だ皇天后土の知るあるを念じて、身命を君國に捧ぜない者はなかつたのである。

然れども、大機能く斷じ、死すべきの期を逸せざるものに至つては、寥々として晨の星よりも稀だ。此時に當つて、一語、岩倉の心膽を寒からしむるの言を爲すもの、蓋し此れ大至誠の人にあらざれば能はぬところである。

西鄕は實に道を踏むの勇者、大勇者であつた。故に道においてすれば、今日の敵とも握手し、千古の心胸を披瀝するを憚か

らぬ。併も若し道において反せば、積年の親友を討つに、敢て辭するの色がない。是れ實に道の勇者にあらざれば、得て爲す能はざるところである。

* * * * *

本卷の西鄕は、將に劍鋒の鞘を拂つて、德川氏を討たんとするの西鄕である。彼れは旣に軍陣の間に在り、西鄕、一令を發せば、官軍は海道を雪崩れ下つて、ここに倐ち修羅場は演出せられようとしてゐる。

併も西鄕の心境を見れば、迫らず、焦らず、能く正すべきの道を正し、對手をして言ふべきを言はしめ、爲すべきを爲さしめ、徐むろに進退の機を察してゐる。大器量あり、大信念ある

の士にあらざれば、得て爲し能はざるの境地である。
此境、果して何處より來る。此心、果して那邊より養ふ。事は最も急にして、心は愈〻冷靜なるを要する。人若し我が西郷の遺風を學ばんと欲せば、請ふ要らく卷中去來の風雲に就いて看られよ。

昭和十三年（戊寅）七月十五日

支那事變一周年を迎へて

風雪莊南窻の下に於て

雑賀鹿野識

第四巻　凡　例

一、本巻は今より十二三年前『大西郷と共時代』なる題下に、大正十四年七月十五日號『日本及日本人』誌より、昭和二年二月に至るまでに、連載したる五十四回より八十七回に至る、三十三回分の舊稿を補正し、之れに追加補稿したるものである。

一、本巻は、主として慶應三年〔丁卯〕における、幕府の最終幕と明治維新の推勢とを叙述し、此の間における西郷の行動を詳述したるものである。隨つて本巻は幕府衰亡史であると同時に、皇政復古史でもある。幕末・維新史中における最も複雜多岐なる場面を描くに、筆者は多くの苦心を拂つた。讀者、幸ひに這間の事情を豫め考慮し、本文の叙述に注目を賜はらば、筆者の努力、亦た空しからざるものがあらう。

一、慶應三年〔丁卯〕の歴史的開展は、德川慶喜の大政奉還より、薩・長兩藩に對する討幕密勅の降下となり、遂に皇政復古の大號令渙發といふ、眞に『回天の偉業』の成立して行つた大舞臺であるので、本巻を題して『皇政復古篇』と名づけた所以である。

一、『第一巻』において、薩州の起る所以を說き、『第二巻』において長州の勃興する所以を叙し、『第三巻』において薩・長聯合の成立と、維新運動の進展とを記したる本全傳が、『第四巻』において、愈ゝ皇政復古の成立に及んだのは、本傳筆者の留意の存するところで、波瀾曲折、極まりなき、幕末・維新の複雜なる史實の表裏を把羅剔抉しつつ、各巻毎に一の動かすべからざる中心を與へ、骨柱を据ゑつつあるのは、蓋し用意の存するものあるを、觀取されたい。

一、本巻『第一篇』においては、主として德川慶喜の大政奉還の史實を正叙するに努めた。隨つて薩・長聯合の實力の間に、新たに土藩の勢力が加はり、德川氏より率先して、大政を奉還せしめた運動の眞相を明らかにし、且つ西鄕が、此の間において、旣に明瞭に『討幕』に邁進した事情をも、詳說するところがあつた。篇中『倒幕』の文字と『討幕』の文字を使用するに當つては、自から區別するところがあつたが、未だ充分とはゆかぬものがあつた。『倒幕』とは、反幕若くは幕府的勢力を倒すといふ政治的意味において、之れを用ゐ、『討幕』とは、軍事行動に出づる、即ち戰意あるものとして、之れを使ひ分けた積りである。

一、『第二篇』は、討幕密勅の、薩・長兩藩に降された事情を中心にして、愈ゝ西鄕等が、大擧鹿兒島

に歸り、兵力を擁して、中央に進出して來る經緯を敍した。西鄕は必らずしも戰爭を欲したのではないが、時勢は次第々々に、漸を以て西鄕の信ずるが如く、西鄕の主張するが如く、西鄕の進む後から、その足跡に從つて、進展して行つた有樣が、歴々と判明する。殊に討幕の密勅の降下が、德川慶喜の政權返上と、間一髮といふ、際どい交錯を示してゐるところに、特に注目を要するのであつて、土藩を代表する後藤象次郎が、此間に馳驅して、如何なる飛躍を試みたるかは、一層の刮目を願ひたいところである。

一、『第三篇』に記すところは、最早や燦然と照り輝く、皇政復古大號令の渙發事情で、此間における西鄕が、如何に兵力を以て四周を警備し、いはば椽の下の力持をやつてゐたかが明らかにされてゐる筈である。舞臺面には金屛風を立て廻はし、之れに岩倉具視、大久保利通、後藤象次郞等が、千兩芝居をしてゐるのに、一向西鄕の姿が顯はれて來ぬ。果して我が西鄕は何處に何をしてゐたであらうか。眼光紙背に徹する讀破力を要する點は、玆に存するのである。殊に明治天皇を御簾の御裏に拜して行はれた『小御所會議』において、西鄕が岩倉の心膽を寒からしめた『事を爲す唯だ一劍の任あるのみ』といつた一段は、本篇の中心である。

一、『第四篇』は、德川慶喜が大阪城に徙り、復古派の要求する退官・納地問題に絡み、再たび會・桑の兵を擁して、將に上京せんとする情勢を述べた。是れ實に伏見・烏羽の戰爭を惹起するの原因を爲すものであつて、幕府側からいへば、肝癪玉を破裂させたのであり、大義からいへば、無名の師であり、それが遂に朝敵の汚名を餘儀なくするに至つた導火線でもあつた。西鄉が有栖川宮熾仁親王を奉じ、德川征討の官軍總參謀となつて、東海道を東下するに至る、西鄉一生中、最大の活舞臺を開く素地が、充分に此篇中に描寫されてゐる積りである。

一、第四卷を通讀して觀取せらるべき事實は、大久保は政治的に活動し、西鄉は軍事的實力を動かして行き、後藤は策謀的に尊皇、佐幕の兩股を掛けて暗躍してゐることである。大久保は政治家、後藤は言論家である中に、西鄉が、何處までも軍人たる風丰を示してゐることが、慶應三年〔丁卯〕の活動振において、いよ〳〵明瞭になつてゐる。

一、本卷の刊行に際し、著者の身邊は、頗ぶる煩雜を極めた。著者は昭和十年を以て、一應政教社の現役を退ぞき、大西鄉全傳刊行の爲に主力を傾注し、愈ゝ昨昭和十二年正月より、全傳刊行に著手し、書齋を舊近衞篤麿公邸跡たる淀橋區下落合〔近衞町〕の一小屋に移し、二三の同志と協力して、

之が刊行に當つたのであるが、昭和十二年中、全卷完成の豫定であつたのが、纔かに三卷を公刊したるに止まつた。然るに政教社長五百木飄亭翁の病歿により、再び著者の復歸を餘儀なくされ、本年一月以降、政教社に復し、『日本及日本人』の編輯に從事することになつたので、本年二三月頃刊行の豫定であつた『第四卷』が、終に今日に及ぶに至つたのである。本卷遲刊の罪は、發行所にあるに非ず、印刷所にあるに非ず、全く著者一身に負ふべきもので、本傳愛讀者諸賢に辜負するの大なる、全く陳謝の辭なきを痛責する次第である。

一、政教社『日本及日本人』の刊行も、今は稍ゝその緒に就いたので、引續き『第五卷』の刊行に著手する心算である。一層奮勵努力して、刊行を急ぐ決心であるから、幸ひに引續き御愛讀を賜はらんことを冀望して已まぬ。

一、今や皇國は曠古の大業に向つて邁進し、支那事變は、戰局いよ〳〵擴大し、徐州大捷の報は、皇軍のいよ〳〵出でていよ〳〵精悍なるを傳へてゐる。併しながら、此の程度において今次の事變が解決點に達するとは思はれず、長期戰は正に避くべからざる勢ひとなつてゐる。今は單り戰局のみならず、新支那政權に對し、皇軍占據地區の綏撫に對し、又た銃後國民の思想傾向に對し、長期戰

爭より起る國内のあらゆる社會・思想・政治・教育問題に對し、一大覺悟と、一大刷新とを必須とする形勢は、日に日に順致されつつある。之れに對して、何人か果して、皇國大躍進のリーダーたるか。轉た人物の乏しきを嘆ぜられる時、近世日本の生みたる大偉人、西郷南洲翁の傳記を讀み、青燈の下、淨机の上、心膽を錬り、學德を積むは、決して無用の閑事業ではあるまいと思ふ。今や本卷を世に送るに當り、愛國の情、禁じ能はざるものがある。

昭和十三年〔戊寅〕五月二十五日

徐州既に落ち、皇軍破竹の勢ひを以て、
残敵を掃蕩しつつあるの快報を耳にしつつ

風雪莊に於て

雑賀鹿野識

第四巻　口繪說明

一、本巻題字『至誠一貫』の文字は、海軍大將山本英輔閣下が、特に著者の請を納れ、揮毫されたるものである。山本大將は、鹿兒島出身で、非常な敬神家であると同時に、又た南洲翁の崇拜家である。大將の居室に入る楣間には、南洲翁書『敬天愛人』の木刻を掲げ、常に人に語つて『予の今日あるは、全く南洲翁の賜である』といつて居られる程である。本傳の刊行に際しては、大將最も激勵を與へられた。茲にその由來を書して、深く大將の厚意を謝す。

一、本巻に掲げたる、西郷南洲翁の座像は、肥後直記氏の筆に成るもので、昭和二年、南洲翁五十年祭が營まれたる際、印刷に附して知己に頒たれたものである。本畫の成れる所以及び印行の由來は、直記翁自記の文に明らかである。

西郷翁座像由來記

不肖直熊。幸生二於武村西郷家之隣家一。翁常呼二直坊直坊一寵愛。及レ長。景仰之念。益深。常以レ寫二翁之肖像一爲レ樂。古人有レ言曰。己是夢中夢。更逢二身外身一。是能可レ謂レ寫二其人形容一矣。然余稟性之愚。

焉能得レ寫二其心胸面目如何之狀一乎。但寫レ所レ存二于記憶之大體一。以欲レ傳二之于子孫一。深祕二於筐底一而未二嘗示一レ人也。不レ圖爲二先輩之所一レ知。曰會二五十年之忌辰一。盍公二諸世一。乃謀二之於令子菊次郎氏一。菊次郎氏亦曰。宜下從二先輩之說一。而公中諸世上。於レ是不肖直熊。自不レ度。欲レ公二諸世一。頃日纔得レ寫レ之。既而翁令弟小兵衞未亡人松子。見レ之驚曰。是如三親見二於阿翁一。所謂非下逢二身外身一者上乎。雖三世多二肖像一。出二此右一者。盍少焉。激賞不二敢當一。但以下其所レ存二于記憶之大體一。與中平日所聞之言上。更互演繹。而寫レ之。苟得レ庶二幾于萬一一。則平生之願足矣。欲下一以報二翁寵愛之恩一。一以答中先輩之言上。非三敢有二他志一。謹記二事實之梗概一。以告二見者一。云爾。

昭和二年三月二十一日

肥後直熊謹誌

此肖像複製に關しては・大山氏並に中江宗一氏の、多大なる厚意に基くものなることを、特に玆に附記して、謝意を表する次第である。

一、西鄉南洲翁の自書された『歷代歌』は、文之和尙の作に成るもので、島津忠久以來、歷代島津氏を詠稱したるもので、島津日新公の『いろは歌』と共に、薩摩子弟の日夕愛誦措かなかつた、一種

の教材であつたといへる。その全文及び由來は、載せて本傳の第一卷中に收めてあるから、併せ讀まれたい。南洲翁が自ら謹書されたのを見ても、如何にこの『歷代歌』が、青年子弟の愛誦するところであつたかが解る。抑ゝ一國の興る、如何に文教に負ふところの、深く且つ遠きものあるかを考へねばならぬ。

一、『伯夷頌』は有名な唐の韓愈の大文章である。南洲翁が日夕愛誦措かざりし文章たるはいふまでもなく、自から心肝を此文によつて鍛え、且つ子弟をも教訓された。翁の遺訓の一節にも、

一、道を行ふものは、天下擧て之を毀るも、意とするに足らず。天下擧て之を譽むるも、以て足れりとせざるは、自ら信ずるの厚きが故なり。其工夫は、韓文公が、伯夷頌を熟讀して會得すべし。

といはれてゐる。本卷に南洲翁直筆の『伯夷頌』を掲ぐるの意も、我れ人ともに、志を養はんとするに在る。

一、『題楠公圖』の詩は、翁が大楠公の精忠を欽慕して作られた詩である。楠木正成公の精忠は、今更ら論ずる迄もないが、幕末の志士讚岐高松藩の日柳燕石が楠公を詠じた詩がある。『日本有二聖人一。其名曰二楠公一。誤生二干戈世一。提レ劍爲二英雄一』といふのであるが、予は常に此詩を愛誦して措かず。殊に

楠公を以て聖人とし、干戈の世に生れたればこそ、劍を提げて起つたのであるが、世が泰平であるならば、必らずや道を踏む聖人であつたに相違ないといつたところは、千古の卓言であると思ふ。夫と同時に我が南洲翁も、全く之れと同一で、『日本有二聖人一。其名曰二南洲一。誤生二干戈世一。提レ劍爲二英雄一』と改刪しても、毫しも無理がない。今改めて翁が『楠公ノ圖ニ題ス』るの詩を揭げ、以て兩忠臣を欽慕するの料とする。

一、『詠恩地左近』も亦前同樣南朝忠臣を詠ずるの詩である。恩地左近は大楠公が湊川に赴むかるる途上、公の命を奉じて小楠公を護り、河內に歸つた武將である。元と恩地神社の祠官であつたが、元弘元年〔辛未〕正成公が笠置山に義兵を擧げて以來、常に楠公に隨つて勇戰力鬪した忠臣である。殊に建武元年〔甲戌〕飯盛山の戰ひの時の如きは、左近は楠公軍の先鋒となつて殊勳を立てた。正行公を河內觀心寺に送り屆けてからは、京都に出でて、鳳輦を吉野にお迎へしたが、その後は行跡が不明である。南洲翁が『一戰生ヲ貪ル死ヲ懼ルルニ非ズ。名分大義間然スル莫シ』といはれたのは、河內に歸つて生を貪つたといふ世評に酬ゐられたのである。故に『幾回カ計ヲ挫キ奸膽ヲ寒ウス。成敗ハ論ゼス高節堅シ』といはれたのである。

一、『傳習錄』は南洲翁藏書印のある手澤本で、翁が陽明學を學ばれたる史實は、第一卷に述べておいたから、並せて參照せられたい。傳習錄は陽明學派の經典ともいふべき書で、南洲翁が之を愛讀されたのは勿論、大鹽平八郎の『洗心洞劄記』なども、座右の鑑とされた。翁が格物致知に體を得、知行合一の規範を垂れたるが如きも、元來薩摩獨特の藩風であつたには相違ないが、亦陽明學に得るところの鮮少でなかつたことは、明治の代になつて、薩摩の子弟を京都の春日潛菴に托せられたなどに見ても解る。戊辰の役に大山巖の東行を送るの文中にも『此ノ役ヤ、意馬ヲ驅リ、心猿ヲ攻ム。是レ其ノ難キナリ。』といひ『事ヲ理スルノ難キニアラズ。心ヲ理スルノ實ニ難キナリ。』とはれてゐるのも、王陽明が『山中ノ賊ヲ平ラグルハ易ク。心中ノ賊ヲ平グルハ難シ』といつてゐる言葉を轉用せられたるに外ならぬ。南洲翁を以て、一箇の豪傑と爲し、無學なりといふもの、本書に對して、一段の工夫あるを要する。

一、『高杉晋作』の寫眞は、慶應二年〔丙寅〕四月、東行が長崎に滯在中に撮影したところに屬する。實に彼れが死する前年の小照である。その手にせる長刀、緊張せる眉目、當年志士の風丰を傳へて餘りがある。本卷劈頭に、彼れの死を弔ふの一文を載錄して置いたから、今茲に此の寫眞を卷頭に掲

ぐる次第である。高杉逝き、阪本死し、中岡倒る。皇政復古の大號令將に出でんとし、遂に御親政の盛代を見るに到らずして歿したる、此等勤皇烈士の事を追慕すれば、眞に感慨に堪へざるものがあるではない乎。

一、最後に揭げたる、小松帶刀、伊地知正治は、共に南洲翁の先輩とし僚友として、幕末・皇事に盡したる薩藩士である。詳しくは文中に就いて見られよ。

昭和十三年戊寅五月廿八日

皇都近衞公舊邸內風雪莊に於て

近衞內閣改造の報を聞きつつ

鹿野山人識

大西鄕全傳【第四卷】目次

皇政復古篇

第二章　倒幕維新に邁進する西郷吉之助……八三

【第二篇】討幕密勅の降下と西郷吉之助……二〇三

【第四篇】幕末最終局の波瀾曲折……四四五

【第四巻附載】目次

以上

大西鄉全傳【第四巻】―目次終―

大西鄕全傳【第四卷】

皇政復古篇

鹿野　雜賀博愛著

舞臺は廻る【卷頭に題す】

一人の政治は少數に移り、少數の政治は多數に遷る。これ近代國家における、政治發達の過程であり、特徴であり、大勢である。我が日本の近世史は、全く世界と隔絶し、東海の孤島中において、獨り特異の生活を營なむの歷史であつたけれども、一たび鎖國生活に一大破綻を生じ、何樣にか局面を打開しなくてはならなくなると、そこに世界史上における、一大通則の支配を受くるの外はなかつた。

德川家二百七十餘年に亙る將軍政治の中には、幾多の近代的樣式を含んでゐる。立憲的內閣制度こそなけれ、將軍治下における閣老政治は、純然たる專制政治ではあつたけれども、その內容は、頗ぶる責任內閣の性質を具

有してをつた。表面に於ける形式のみを以てせず、深くその內容の現實的事實に立脚して研究すれば、そこに偉大なる民意の發現もあり、自治的制度も行はれてをつた。

併しながら究極において、將軍政治は獨裁政治の羈絆の中におかれてあつた。上に名將軍のある間、民心これに歸趨する間は、天下に不穩の空氣はないが、その組織及び制度の根柢に、腐敗を來たした場合においては、如何に名將軍が出ても、時勢は遂に一人の專制を許さなくなる。

幕末の形勢は、その政治的方面において、慥かに近代的慾求の熾烈なる衝動に促がされてゐる。諸侯の周旋といふものが、年と共に勢ひを加へ、將軍もその欲するところを、命令的に行ふことが出來ず、國家に關聯する重要なる事件は、一々之れを諸侯に問ひ、その建白・建言によつて決するの外はなかつた。それが一人より少數に移る、政治的の一大變化を示すものでなくて何であらう。

併もその諸侯の周旋なるものも、その實は、之れに仕ふる卓識ある有志者の指導に基づいてゐる。それらの有志者なるものは、表面にこそ現はれないが、事實は藩主を動かし、之れを支配するの力を、占有してゐたのである。故に諸侯の政治なるものは、その實、民意發現の代言であつて、幕末史家をして『天下は浮浪の手に歸す』と叫ばしめた言裏において、實力のあるところに、自然に時勢が進展して行く有樣を概見するのである。

＊　＊　＊　＊　＊

幕府頼むに足らず、諸侯頼むに足らず、勢ひは民間より起つて、新政治を欲し來る時、これが外國流に示現す

れば、支那流の易姓革命となり、西洋流のレヴォリューションとなる。卽ち新らたなる英雄が起つて、天命を奉じて前朝を倒すか、民意を體して新主權者となるか、その孰れかである。王は天命を奉ずる間、王位を完うすることが出來るとする、支那式國家哲學からすれば、天命を奉ぜず、私意を逞しうする者は、之れを倒し、新らたに天命を奉ずる者が、之れに代るのが善なりと思惟されてゐる。西洋においては、民意が基礎であり、民意に隨つて政府があり、主權者があると考へられてゐる。故に民意に反するものは、民意に依つて覆がへさるゝのが自然であり、善であるとせられてゐる。

獨り日本においては然らず。尊嚴無比なる國體の大本に基き、天祖の神勅は、炳として日月の如く輝やき、天地の存する限り、乾坤の續く限り、一系萬世に傳ふる皇位は、無窮であり、無限であり、無始であり、無終である。藤田東湖が『正氣歌』を作つて、

神州、孰レカ君臨ス。　萬古、天皇ヲ仰グ。
皇風、六合ニ洽ネク。　明德、太陽ニ侔シ。

と喝破せるは、寔に能く、我が皇國の神韻を道破せるものである。所謂る源・平・藤・橘の臣僚が、政事を執るの時と雖も、皇意を奉じ、皇道を體する時は、久しく持して榮ゆるといへども、一たび私慾を張り、私意を逞しうせんか、忽ちにして神威の怒りに觸れ、日ならずして倒る。世々の興亡治亂の跡を尋ぬるに、天朝の尊ふときは、永世變はらせ玉はずといへども、臣僚盛衰の窮まりなきは、卽ち神國國體の本原に卽するや否やに依つて定

まるのである。

徳川幕府の榮といへども、終に衰ふるの期あるは、即ちこれが爲であつて、幕府の窮まり盡くる時、必らず復り來るものは天朝の御威德である。明治維新が皇政復古に歸一し、天皇御親政の大御代に復へり來つたのも、要は國體に離れたりしものが、その本に復し來つたまでである。古いものを倒すのが、異國の民心であるが、我國の原則は、古へに復するに在る。古へに復することが、即ち我國の維新である。明治維新の大方針が、結局、皇政復古の語に、統一歸納されてしまつたのは、日本國體の世界に冠たる森嚴さを、如實に現はし示したるものであつた。

＊　＊　＊　＊　＊

抑ゝ明治維新によつて遂げられたる、偉大なる功績は、左の四大眼目に歸する。

其一は　國體觀念の確立。

其二は　日本精神の把握。

其三は　國家獨立の維持。

其四は　世界皇化の理想。

である。第一は即ち尊皇論となつて現はれ、第二は即ち君臣論・名分論となつて現はれ、第三は即ち攘夷論となつて現はれ、第四は開國進取の國是となつて現はれてゐる。既に國體を知り、臣節を辨へ、君國の大義を高揚し

來るにおいては、その前に幕府もなければ、諸藩もなく、志士もなければ、階級もない。總べてを打つて一丸となり、謂ゆる億兆一心となりて、天皇に歸一し、天皇の意を奉じて、翼贊、是れ努めたのである。嘗て朝敵の汚名を蒙むりたる者も、既に君國一體に歸すれば、朝廷の忠臣となり、天皇、亦た之れを贇はすこと、赤子の如く、義において君臣、情において父子の親情を以てし玉ひし跡は、實に國民の感戴するところであつて、敵も味方も、官も賊も、等しく天風に飜へる錦旗の下に集まり來つて、天業を恢弘し、皇威を八紘に輝やかしたるの壯觀は、實に我が國史中、神武の肇國にも比すべき、壯觀であると同時に、又た世界文明史に輝やく、燦たる一大巨光でもあつた。

＊　＊　＊　＊　＊

斯くの如き、光輝ある我が維新回天史中にあつて、巨然たる存在を示してゐる、我が大西郷は、前掲四大功業の體現者であつて、且つ綜合者であつた。西郷は我が國體の原則に從ひ、天皇御親政の一大旗手として、幕末・維新の荒野に、巨巖の如く聳え立つた。彼れの進むところ、幕府退ぞき、彼れの向ふところ、人は期せずして、皇化の民となつた。偉大なる南洲の存在は、維新史の一大礎石として横たはつてゐる。

本卷は慶喜の大政奉還、薩・長・土の聯合、討幕の密勅より、遂に皇政復古の大號令渙發に及んで、維新の大舞臺を叙してゐるが、此の間、果して我が西郷は、如何なる心境により、如何なる進退を示してゐるか。讀者、請ふ刮目して之れを見よ。

【第一篇】　倒幕の大勢と大政奉還

第一章　薩・土の聯合と西郷及び土佐藩士

【一】　枝葉落ちて樹骨露はる

史上の事實を、一の理論を以て區劃することは危險である。幕府政治より諸侯政治へ、諸侯政治より志士政治へ、明らかに行進する史的開展の事實を認むるにしても、之れに瞭然たる年代の區別を附することは出來ない。將軍政治の行はれてゐる間に、既に諸侯政治の萠芽があり、諸侯政治の裏面に、早くも有志者の活動を見つつあつて、相交錯し、相聯環し、一を執つて說明するを許されぬ。

されど大勢は明らかに動いて行く。雪霜全く辭して、花初めて開き、枝葉地に委して、初めて樹骨の露はるるを見るやうに、春秋は明らかに人目に映つて行く。

諸侯を中心とし若しくは代表者とする國事的周旋は、慶應の末年に到つて明瞭にその末期に到達したことを示してゐる。所謂四侯の上京周旋なるものが、成功を見ずして退場するの後に、之れに代はるべき、所謂る有志者

たるものの全身が、秋旻高くその龍骨を現はし來つてゐる。有志者の表面的登場、それが四侯會議後における目醒ましい現象であつて、この有志の登場によつて、維新の局面は、俄然として丕變するに至つた。

薩における西郷、大久保、長における木戸、高杉、土における後藤、それらの實力者が、藩主を奉戴する裏面的活動から、一變して檜舞臺に登場して來たことは、幕末より明治への、一大廻轉の瀬戸際における、特異なる現象であり、且つ必然の結果でもあつた。

＊　＊　＊　＊　＊

『幕府衰亡論』の記者が、慶應三年（丁卯）の形勢を敍して、次のやうな史論を試みてゐることは、實に如上の見地を事實の上に照合したものであつた。曰く、

『茲に此討幕目的を懐きたる輩の中にて、其運動の機軸たりしは、薩州の西郷吉之助（隆盛）大久保市藏（利通）にして、夙に尊王佐幕の行はれざるを看破し、其同志の諸士と與に密に謀る所ありて、其の運動を試みたりしに、大隅守（久光）が佐幕說を執りたる間は、藩論一に歸せざるを以て、其志を逞くするを得ざりしが、今や大隅守は既に其說の不可行を見て歸國ありしに由て、更に其時機を得て更に公卿中にて、最も經綸の大器なる、岩倉具視卿を其幽閉の中に訪ひ、討幕論實行の計畫を爲したれば、岩倉は又在廷の公卿にて、此大事を倶にすべき人々を語らひ、密々の間に於て、强盛なる討幕黨を組織し、扨誰が此大事に與かつて、薩州と共に討幕の擧に其全力を委ぬべきと顧みれば、長州の外ある可からず。然るに先年、京都九門の變より以

來、薩長の間頗る確執して、動もすれば反目の狀況ありしに付き、先づ此の憾を解くこと肝要なりとありて、當時隱に京師に潛伏したりける、長州藩士に此旨を計りて意を通じ、尋で薩州侯（忠義）が、上京の途上、その船を三田尻に寄せて長州侯に面會なし、親しく討幕出兵の順序を豫議して上京なしたれば、長州よりは有名なる桂小五郎（木戸孝允）を、密に上京せしめて、益々討幕の議を熟せしめたり。而して幕閣は、薩長連合して、斯の如く着々共歩を進めたるを知らざりき』

論者は、討幕の機運の釀成されたる順序と、之れを聞知しなかつた幕閣の迂愚を評したのであるが、此の一文は、時勢大變期における人物の配置を、要約し得てゐるものがある。

【二】 高杉東行の二十九春秋

本篇の劈頭において、著者は、今や、薩長聯合の基礎の上に、土佐藩の合流を說かんとするに當り、一片の弔詞なくして能はざるは、實に長州の麒麟兒、高杉東行の死である。彼れは松陰を失ひ、玄瑞を失ひたる後の長州志士の、頭目・首領であつて、將に一藩の重きを擔ひ、雲霞の如き、四境の幕兵を擊ち退ぞけ、倒幕擧兵の先鞭を著けた、急先鋒であつた。

彼れは野山の獄中（元治元年）に在つて、少しく健康を害し、自宅內に拘幽せられ、その邊より肺患に襲はれたものの如く、慶應二年（丙寅）の秋から、稍々病勢が募り、馬關の櫻山山麓に居を移して閑棲した。

櫻山は招魂社の祀られてあるところである。當時、高杉が病羸を歎き、赤誠を捧ずるの詩がある。

櫻山七絕　時予移家于櫻山下。

落花斜日恨無レ窮。自愧殘骸泣二晩風一。
休レ怪移レ家華表下。暮朝欲レ拂廟前紅。

神聖の爲に、廟前の落紅を拂ひ清めんとするの赤誠は、病弱、身を牀上に横たふるといへども、尙ほ君國の爲に仇讐を掃蕩せんとするの意氣を示して餘りがある。

春老いて、志士の病は癒えず、愈〻重態となるや、東行は馬關の林茱氏の邸に移り、奧まりたる一室に横臥したが、野村望東尼の赤心を傾むけての看護も、遂ひにその效なく、慶應三年〔丁卯〕春四月十四日、彼れが畢生の志望たりし、皇政復古の大號令渙發〔慶應三年十二月九日〕を見るに至らずして、哀れ庭前の落花と共に、地に歸し去つたのである。

遺骸は、之れを長門國厚狹郡吉田村の、東行庵の上なる、淸水山に葬つた。而して明治二十一年〔戊子〕には、靖國神社に合祀せられ、越へて明治二十四年〔辛卯〕四月八日には、贈正四位の恩命に浴した。聖恩、枯骨に及ぶ。勤皇の志士高杉東行たる者、又た以て瞑すべしである。淸水山の墓側には、明治四十四年〔辛亥〕五月に至つて、伊藤博文の撰文に成る碑石が、同鄕の有志によつて建てられた。

動如二雷電一。發如二風雨一。衆目駭然。莫二敢正視一焉。此非二我東行高杉君一乎。

とは、碑文の冠頭に銘刻せられたる句であるが、高杉の風格は、眞に數語の間に彷彿するを覺ゆる。

*　　　*　　　*　　　*　　　*

然り『疾きこと風の如く、徐かなること林の如く、侵掠するや火の如く、動かざること山の如し』の語を冠すべき代表的人物は、吾が高杉東行を措いて他に求むべくもない。

曾て中岡愼太郎が、板垣に與へて洛西の英雄を論ずるや、西郷を揚ぐるに『德高くして人を服し、屢々艱難を經て頗る事に老練す、實に知行合一の人物なり』といひ、木戸を稱するに『勇膽にして思慮周密、廟堂の論に堪ふる者は、桂小五郎なり』と謂ひ、高杉を評するに於て『膽略あり、兵に臨んで惑はず、機を見て動き、氣を以て人に勝つ者は高杉東行、是亦洛西の一奇才なり』と稱揚してゐる。流石は中岡の見るところ、評し得て金石の響きがある。西郷亦た中岡に向つて高杉を評し『長州は眞に恐るべし。謀主に豪雄あり。故に、事、非常に出づ』と嘆稱してゐる。果せる哉、西郷、木戸は相並んで維新の元勳となり、大久保甲東と併せて、維新の三傑となつた。惜しむべきは高杉東行、慶應三年〔丁卯〕四月、未だ皇政の古へに復するを見ずして歿し、縱横の奇策を振ふの地に乏しかつたが、二十九歳の一青年を以て、七百年の封建制度に向つて、最初の一擊を加へ、時勢回轉の急先鋒となつた勳業は、人の以つて偉とし、壯とし、永く欣仰措かざるところである。

*　　　*　　　*　　　*　　　*

道德文章叙彝倫。　精忠大節感明神。

如今廟廊棟梁器。　多是松門受レ教人。

とは、伊藤春畝公の、後年詠歎するところであつたが、多士濟々、明治の文運を開拓したる經綸家を出した、松陰の『松下村塾』なるものは、眇たる海村の一寒塾であつて、松陰先生は、一代の先覺者、之れに教へを受くるところの子弟は悉く憂國慨世の士である。松陰は書の爲めに書を講ずるのではなくして、目前に有用の人材を作らんが爲めに、聖賢の學、名哲の道を講ずるのであるから、子弟も亦身を修め、志を立つるを以つて第一とし、一たび風雲に會すれば、喑啞叱咤して起たんとするの氣慨を藏してゐた。

かかる豪傑の多きが中にあつて、夙に松門の二秀才と謠はれた者は、久阪玄瑞と高杉晋作の兩人であつた。久阪は廟堂に立つて經綸を行ふ政治家であり、高杉は曠野に三軍を叱咤する風雲兒であつた。高杉が松陰の『松下村塾』に入つたのは、久阪よりも後れて、安政四年〔丁巳〕彼れが十九歳の時であつたが、彼れが入塾するや、偉才は日に日に現はれ、松陰もその才幹には舌を捲いて驚いたといはれてゐる。松陰は曩に久阪を以つて塾中第一の俊才としてゐたが、高杉の來るに及んで、久阪・高杉を並せ稱し、後先なしといふに至つてゐる。高杉が村塾にある、纔かに一年にして、翌安政五年〔戊午〕七月、大いに交友を天下に求めんとして、江戸に向つた時に、松陰は之れを送るの叙を作つて、その逸才なるを稱してゐる。

『予嘗歷ニ選同志中年少多才一。以ニ日下玄瑞一。爲ニ第一流一。已而獲ニ高杉暢夫一。暢夫有識之士也。而學問不レ進。又頗有ニ任意自用之癖一。余嘗擧ニ玄瑞一。以抑ニ暢夫一。暢夫心甚不レ服焉。未レ幾暢夫學業暴長。議論益卓。同志皆

爲斂レ衽。予毎議レ事。多引ニ暢夫一斷レ之。其言往々不レ可レ易也。於レ是玄瑞亦尤推レ之。曰暢夫之識也。不レ可レ及矣。暢夫反更推ニ玄瑞才一。爲ニ當世無比一。二人懽然相得也。予或從レ旁贊レ之曰。玄瑞之才。原ニ諸氣一。而暢夫之識。發ニ諸氣一。二人而相得。吾寧有レ憾乎。』云々

松陰が如何に東行に屬するところが、深かつたかを知るに足るが、東行に對して、玄瑞は汝が唯一の友なりとして『天下固より才多し。然れども唯一玄瑞を失ふべからず』と戒しめてゐるのは、師、能くその弟子を見るといはなければならぬ。

* * * * *

東行が江戸に赴くに際して、松陰は又た別に佐久間象山に一書を認めて、東行を紹介してゐる。曰く、

『高杉生。少レ僕十年。學問不レ充。經歷亦淺。然强質精識。卓ニ越凡倫一。常視レ僕如レ師。而僕亦重レ之爲レ兄。頃學ニ江戸一。將下乞ニ藩允一益究中東北上。想必以ニ先生一爲レ歸也。先生若未レ棄レ僕。願以ニ語レ僕者一。語ニ此生一。不ニ啻此生欣幸一。實矩方之欣幸。何以尙レ焉。』

松陰の師情に篤く、子弟を視るに、尙ほ友朋の禮を以てせるは、至情、掬すべきものがあるが、又た別に松陰をして『之を重んじて兄と爲す』といはしめた、東行その人の人と爲りをも、思はなければならぬ。松陰が『幽室文稿』中に收められてゐる『與ニ高杉暢夫一』の一文の如きは、又た此の師弟の情誼を盡くして餘りあるものがある。『僕足下と交りを納るるや、徒らに讀書稽古の爲めのみにあらず。固より將さに報國の大計を建てんとする

なり』といつて、高杉が松陰の狂暴を諫むるの言を納れて『足下僕の爲めに忠告するや、從前より一ならず、而うして、此れ最も危機と爲す。是を以つて特書して謝を言ふなり。足下願くは棄てず、更らに誨ふるところあれ』と叙してゐる。狂暴を言はば、東行は松陰に過ぐるとも、劣りはせぬ。その狂生の進言するところを納れ、之れに謝するの語は、正に友朋の儀禮を以つてしてゐる。東行たるもの、豈に松陰に推服せざるを得んやである。

安政六年(己未)、松陰が獄中から東行に答ふる一書に、死生の境を論じたものがある。これは、東行が『大丈夫の死處何れにありや』と問うたのに對して、松陰が敎ふるところである。

『貴問曰。丈夫死處如何。僕去冬已來、死の一字大に發明あり。李氏焚書の功多し。其說甚だ永く候へ共、約して曰はば、死非レ可レ好。亦非レ可レ惡。道盡心安。便是死所。世有二身生而心死者一。有二身亡而魂存者一。心死。生無レ益也。魂存。亡無レ損也。又一種大才略ある人、辱を忍で事をなす妙。(明徐階が揚繼盛を助けざるが如し)又一種、私欲なく私心なきもの、生を偸む不レ妨。(文天祥、崖山に死せず、生を燕獄に偸む四年、是れなり)死して不朽の見込あらば、いつでも死ぬべし。生て大業の見込みあらば、いつまでも生くべし。僕が所見にては、生死は度外に措て、唯だ言ふべきを言ふのみ。』

流石に一生を君國に報じて顧みなかつた松陰丈けあつて、その死生を見る浮雲の如きものがある。生きてゐる間は、生きてゐる丈のことをすべく、生きて用がなければ何時でも死んだがよい。人の人たる道をさへ盡してゐれば、心の亂れる心配はなく、死生の如き、浮雲の如く流水の如しといふのである。靑年客氣の士は、得て死に

逸り、死を輕んずる風がある。死處を得ようとすれば、却つて死處を失ふことになる。死生は天なり、命なり、人の以つて如何ともするなしと、松陰の教ふる處、他日東行の身上にあつて、活然として顯現され來るのを見た。身世匆忙、風雲亂離の巷にあつて、東行の又た深く修養するところあるを思はなければならぬ。

*　*　*　*

筆者は曾て長州の古老に聞いたことがある。高杉は少年時代から、逃げ足の迅い子供であつたといふその一話に、悪太郎の一團が軍さ遊びをしてゐると、その果てが兎もすれば喧嘩となる。痩せても枯れても武士の子として二本棒を垂らしてゐる以上、腕白者の何をするか分らぬ。随分血を見る騒ぎもあつたが、ソラ喧嘩だツ……といふと、早くもその姿を沒して、逃げ去つてゐる者は、誰れあらう高杉暢夫坊であつた。その中に喧嘩の方は益〻進行し、多勢に無勢、恨みを呑んで、味方敗軍といふ時に、遙かに麥の穗浪を分けて、一軍の援兵を率ゐ、韋駄天の如く、引き返へし來る者は、亦實に高杉その人であつたといふ。卽ち彼れは、ソラ喧嘩だといふ時に、既に勝敗の數を見拔いてゐるのであつて、援兵を求むべく、里の小川を飛び越へて、城下に走るのであつた。機を見るの敏にして、勢を察するの明らかなる、三尺の童子にして、尙ほ關ケ原の石田治部少輔に優るものあるは、驚嘆の至りである。

文久元年〔辛酉〕の春、彼の長井雅樂が『航海遠略論』を以つて、朝幕の間に遊說するを耳にして『是れ實に國家の大奸なり。彼れをして自由に怪腕を揮はしめば、防長二州は必ず將に危うからんとす』と叫んで、一刀を長

井の首に擬して、危うく彼れを葬むらんとしたものは、實に我が高杉東行であつた。

木戸松菊が高杉の客氣を憂ひ、他日の大發に備ふべく、支那旅行を思ひ立たしめたのは、此時であつて、高杉は『それもさうだ』と、袂も輕く、海風に靡かせて、上海に遊ぶのであつたが、悠々たる近時の留學生と異り、故國の風雲を夢寐にも忘れぬ志士の上海行であるから、銃器彈藥は、密かに彼れの手によつて贖はれつゝあつた。

鎗銃轟レ空曉月明。　鼓聲先報道臺城。
自許皇國刀鋒鋭。　五大洲中可ニ獨行一。

行く〳〵吟詠する所にも、日本正氣の士たる風格を失はなかつた。歸り來つた高杉は、攘夷黨の急先鋒となつて、口で論ずるのは暇のある學者先生に打ち委せ、我が徒は宜しく腕を揮つて鐵門を碎くべしといふのが、彼の意氣であつて、何時の間にか櫻田の藩邸を脱して、某外國公使の首を頂戴しようともした。涙を以つて世子定廣侯に說かれて思ひ止つたが、夷狄禽獸の巢窟は、見るも汚らはしとあつて、品川御殿山の公使館を、一夜の中に燒き拂つて了まつた。その時にも高杉は始めから逃げ路を拵らへて置いて、館中一面の火となるや、雲を霞と逃げ去つた。

西へ行く人を慕ひて東行く
我が心をば神や知るらむ

東行の號は是に起り、自ら藩籍を脱して『長州處士』と稱して、天下を横行濶歩したが、此間に於ける東行の使

命は周布政之助との默契あるによつても、別に由るところあるを思はねばならぬ。

* * * * *

高杉を談じて忘るることの出來ないものは、何といつても奇兵隊の創成であらう。當時高杉は思へらく、武士の子弟などと威張つてゐても、久しく太平に狎れて、柔弱なること婦女子の如く、とても武士の子では駄目だといふところから、百姓町人の中から剛氣の者を集めて、新らたに護國の軍を組織せねばならぬと考へた。これが後の陸軍の起原であつた。當時少しく時流を拔く卓識家は、武士階級以外から、新らしく國防軍を作らねばならぬと考へ、伊豆韮山の代官であつた江川太郎左衛門の如きも、洋式兵隊を調練するのに、悉く土民を以つてした。後年山縣有朋が百姓町人を以つて、陸軍を組織し、西郷南洲を九州に征め、さしも精悍を誇つた薩南の健兒を討平したのを以つて、我が陸軍のオリジンであるとして、推稱さるるところであるが、あれは山縣の發案ではなく、高杉東行の奇兵隊に味を占めて、之れに倣つたまでだ。その先生は東行であつた。

十四代將軍家茂の親裁する、兩度の征長軍を控へ、眇たる一奇兵隊を率ゐて、之れに抗したものは高杉東行で、三百年の勢威を張つた德川幕府に向つて、先づ反抗の一刀を浴びせかけた者が、やがて七百年の封建制度を覆へす功勞者であるとするならば、高杉東行は、實に皇政復古の創勞者といはねばならぬ。

西郷、高杉の提携は實に維新の原動力を作り、虎は風を起し、龍は雲を呼び、回天の偉業は暗澹たる風雲の下に於て創成せられるのであつたが、高杉は革新の眞唯中に、身を病床に橫へて、死に就いた。『勢ひは今一息だ。

ここまでやつて來たのだから、慥つかり遣つて呉れ』と、同志に望みを屬して死んだ二十九歳の志士をして、今少しく生命あらしめたならば、新日本の躍進は、更らに一段の光彩を添へたことを疑はぬ。殊に西郷が征韓論を提げて廟堂に激論した時に、高杉東行が若し長州政治家を率ゐて、之れに對してゐたならば、一諾南洲と袂を連ねて、鷄林八道を風靡したに相違ない。當時若し兩雄をして、大陸に勇を揮はしめてゐたならば、恐らくは日本は、後に日淸、日露兩大役の負擔から脫がれてゐたであらうし、それ丈け國步の進展を見てゐたであらうに、洵に惜しいことをしたものである。

東行が下關の病屋に臥した時、彼れの爲に、能く看護の任に當つた者は、筑前の女傑野村望東尼であつた。『面白き事もなき世に面白く』と東行が吟ずれば、望東はその後を受けて『住みなすものは心なりけり』と續けた。東行・望東の交情は、一聯の和歌によつても察すべきであつた。

死んだなら釋迦と孔子に追ひ付いて
　　道の奧義を尋ねんとこそ思へ

一首の辭世を殘して死んだ一代の鬼才は、また一個の求道者であつたのだ。

＊　　＊　　＊　　＊　　＊

革命には必ず美はしき文學が伴ふ。文學なくんば革命は一個の死靈である。之れを明治維新に見れば當年の志士は悉く之れ一個の詩人であつた。美はしき詩的情操は、血なまぐさき改革の歷史をして、美化し、純化し、聖

化してゐる。東湖・松陰・象山・景岳を始めとして、梅田雲濱、賴三樹三郎、平野國臣、僧月照、孰れか是れ純情の詩人にあらざるなからんや。胸に燃ゆる情熱あり、眼に萬斛の涙を湛へ、親に別れ、子に別れ、獨り卓然として身を君國に報ずる者は、月に吟じ花に詠ずるポエットたらざるはない。武邊一遍の我が高杉東行も亦た、一たび頭を回らせば光風霽月、悠々閑日月に遊ぶ神仙の一人であつた。

切れて呉れろと柔らかに。眞綿で首のこわ意見。

八千八聲のほととぎす。血を吐くよりも猶ほつらい。

玉杯を投じ、劍を杖ついて蹶起せんとする東行、涙を揮つて之を諫むる僚友に後ろ髪をひかれ、正に斷腸の思ひを爲しつつ、覺えず口を發して吟詠するところ、一片の俗謠に淋漓たる熱涙を見るのである。衰へたりと雖も德川將軍だ。之れに加ふるに親藩の威力を以つてする征長軍を控へて、三絃を陣中に携へた東行は、源平須磨の陣中に、明月に乘じて靑葉の笛を吹く敦盛卿、足柄山中の白雲に坐して笙を吹く新羅三郎と相許す風流兒とするに、亦た誰れか否むものがあらう。『世は刈菰と亂れつつ、茜さす日のいと暗く、蟬の小川に霧立ちて、距ての雲とぞなりにける。』とは、東行が莫逆の友であつた久阪玄瑞が七卿を悲しむの長詩であるが、久阪が蛤門の一戰に戰死した後、七卿を防長の山川に隱まつた者は、高杉東行であつた。當年の七卿は五卿となつて、筑紫太宰府に向ひ、將に長州を去らんとする時、東行は決死の勇を揮つて之れを止めようとした。それは防長の面目にかけても、五卿を守らんとする意氣からであつた。

死をもつておとめ申すぞおとまりなされ長門の國にも武士はある

『酒狂の日、戯れに俗曲を口ずさむ』と題してゐるが、滿幅の熱情は口吟の間にも見える。又た彼れが奇兵隊を率ゐて小倉城を攻落した時、同志の勇魂を弔うた今様がある。

討死なせし益良夫の。　魂の行方を尋ぬれば。
小倉の城をば落しつつ。　吾國廣くなしにけり。

胸中詩懷のあるなくんば、發して此の吟詠となることは出來ぬ。彼れに一篇の『獄中手記』なるものがある。中に下獄の由來を叙べ、やがて獄中の心懷を記するの一章は、文筆の士をして三舍を避けしむるものがある。

『哀はれ人の幸、不幸は自レ古皆然ることになん。楠公如き、古今稀れなる忠臣も、空しく討死致され、大塔宮は親王の御身に在せながら、讒言の爲に土窟の中へ幽囚在りて、遂に淺猿しき者の手に御命を果されしなり。北條泰時、足利尊氏の輩は、姦臣逆賊にて、子孫代々、高位大祿、榮耀に過ごせしは如何なることならん。古人の天道是乎非乎と浩歎せしも、無理ならぬことかと思はる。某も罪有り、此の囚屋に縛せられしに、此の囚屋の建立になりしよりも、百有餘年も立ゐれば、官位は固より、大塔宮、楠公の如き者の無きは申すも疎かなれども、其心は大塔宮、楠公の心を以て心とせし者も、幽囚せられしこともあるならんと思へば、いと悲歎を催ほせし也。』

斯人去つてより、早くも七十年の春秋は過ぎた。時は悠久の綾を織り、人は生々の流轉を續けてゐる。枯骨は

青苔と化し、春風秋雨、無心にして開落を誘ふのみ。絕えて人に告ぐるところはないが、東行の心魂、儼として人の心頭に生けるものあるは、果して何故であらうか。解して之れを釋く能はずんば、去つて河原の枯れ芒となり、一生花を戴かずして散るべきのみだ。

【三】土佐藩新人材板垣・後藤の登場

薩州よりは西鄕、大久保現はれ、長州よりは木戶、山縣現はれ、公卿中より岩倉友山が擡頭して來た時に、土佐の新人材として出場し來つたものは、板垣退助、後藤象二郞の二雄であつた。

藩主山內容堂は、薩・長兩藩の羽振りを、小面憎く思ふところから、自から步調を亂して、退場してしまつたが、土藩士の諸豪は、旣に倒幕の已むを得ざるを知り、夙に西鄕、大久保と相往來して、劃策しつつあつたのである。

阪本、中岡の薩長聯盟に對する運動は、旣に之れを詳述したが、板垣退助〔當時乾〕等の倒幕運動に至つては人物の新らたなると共に、又た別段の光彩を發揮するものがあつた。後藤象二郞は、倒幕を以て、私鬪なりとし、皇權確立、將軍奉職の意見で、一國の政權は、之れを天朝に歸し奉り、將軍は征夷府たるの職責を奉ぜよといふにあつたが、孰れにしても、薩・長の外に、別に土藩の新境地を打出せんと努力した。

* * * * *

板垣は後年民權論を以つて名を馳せたので、世上多くは彼れを以つて理論家、或ひは政治家とのみ思つてゐるが、彼れは軍略的才能において、實に拔群の眼識を有して居つた。戊辰の役に際し、東北平定における板垣の軍略的卓識、明治十年〔丁丑〕における、西鄕軍の進退を論じた見地の如きは、彼れが非凡なる戰略眼を有することを語つて餘りあるものがある。

板垣は何よりも、その時勢を見るの眼光において鋭いものがあつた。西鄕が容堂誘出に土佐に至るの前年、即ち慶應二年〔丙寅〕十一月、薩藩の吉井友實が、江戶において板垣に會見した時に、彼れは旣に討幕の已むなきを暗示して居つた。

恰度その時、吉井は藩命を帶びて江戶に來つてゐたが、一日、板垣を鍛冶橋の土佐藩邸に訪うて、談、會〻國事に及ぶの序に、吉井は、板垣に試みて曰ふ。

『聞けば足下は、近頃幕府の兵士に交つて、騎馬の術を學んでゐるといふが、一體、何の目的から、幕兵なぞに交つてゐるのだ』

半ば不審げに尋ねると、板垣は、笑ひながら、

『ひよつとすると、討幕の準備かも知れん』

と人事のやうに、空嘯いてゐる。吉井も去る者、『少し骨力のある男ぢやわい』と思つたか、大いに西國の形勢を說いて、

『最早國事の中心は、江戸を去つて京都に移つてゐる。三百年の覇業を倒すは、將に間髮を容れざらんとす。共に上京して、皇政一新に盡さうではないか。』

と勸說すると、板垣も、眞面目になつて、

『御同樣、回天の偉業も目前にありと思ふが、我が土佐藩の近情は、御覽の通りの因循で、お話にならぬ。薩藩勇奮の狀にくらべると、君とかうして談ずる資格もないくらゐだ。曩に君が江戸に來てゐるとの報を得ても、進んでお伺ひするのを、差し控へたやうな次第だ』

と、柄になく、しんみりして了つた。吉井は引き立てるやうに、

『藩のことは暫らく措くとして、折角の機會だから、お互に大いに天下の時務を談じようではないか』

といつて、他日の再會を約して別れた。そこで板垣も大いに氣を取り直し、更らに今度は、板垣の方から、芝高輪の薩藩邸に吉井を訪づれた。吉井は板垣を見るや、

『事既に今日に及んでは、議論は最早や盡きてゐる。ただ一に兵力あるのみぢや』

と論じたのに對して、板垣は徐むろに之れに答へて、

『我輩の見るところは然らず。未だ十分に議論を盡し、然る後兵力に訴ふべきぢや。島津久光公自ら土佐を訪問し、容堂に駕を枉げて懇談した上、いよ／＼確然たる決心がついた後で、初めて上京し、天下の大事を決せらるべきぢや。若し然る順序を踏まずして、唐突に上京されても、決して成功は見難い』

といつてゐる。容堂の人物を充分に飮み込んでゐる板垣であるから、先づその自尊心を傷つくることなくして、事に當らねばならぬことを諷したものであつた。西郷は元來議論を好まぬところから、直に容堂の肺肝に肉薄し、その決心に訴へて上京を促がしたが、板垣の見るが如く、容堂、久光の脊中合せとなつて、果せるかな、四侯の周旋は水泡に歸し去つてしまつた。

＊　＊　＊　＊　＊

西侯上京當時における、土佐藩主山內容堂の態度に關しては、容堂に附隨して東上してゐた、寺村左膳の手記に、這間の眞相を傳ふるものがある。その文に曰く、

寺村左膳手記　〔慶應三年五月〕

慶應三卯夏　老公〔容堂〕御上京大道順序

一老公〔容堂〕御著京之節は、薩論尤盛にて、傳・議〔傳奏・議定〕御缺職、御人撰等之事に至而は、薩盟主之形有、彼は先、吾は後手也。

一中道にして、御登營之一條に至、薩登營を不ㇾ好、嘗而曰、此度之上京、朝廷へ建言せんとす。幕へ對し、可ㇾ申筋なしと。吾老公は、朝・幕より之召に依て來れり。一と先、登營して、大樹公〔將軍慶喜〕之意を聞き、後、朝・幕へ建言せん而已。兩議齟齬、終に吾言之如く、四藩登營せり。此時よりして、七・八日之

間、吾先手、彼後手なり。越〔越前〕は吾に従ひ、宇〔宇和島〕は薩に應するの勢有。所謂、晉・楚、覇を爭ふ之時、齊・鄭に於けるか如し。

一長防御處置と、兵庫開港之儀は、四藩眞に同意、異論なし。只御布告之前後・緩急に至ては、薩は長の布告を急にして、而後數日を經て、兵庫之布告を出さんとす。此所頗る深意可レ有。後文に至而其實を得ん。宇侯〔宗城〕亦薩に與す。吾と越とは、長の布告に引續き、旬日を出すして、兵庫の布告を出さんとす。緩急少しく相違せり。然に薩之作文にて建白書を作り、吾老公へ不レ告して、四藩連名の書を出せり。而後、宇城侯〔宗城〕來て、豫め吾老公に不レ告處の麁漏を謝せり。此時、老公非を不レ責、是を許せり。

其書に云

『天下の大政』云々。別紙本書の通〔第三卷五四九頁參照〕

一此より前五月九日、以來、吾老公、病あり。不レ能二勉强一、廿一日に至て、暫時の休暇を願ふ之書出る。依て前後、御外出なし。事を執事、又薩に歸す。

一同〔五月〕廿三日、大樹・越前・宇和島、御參內、吾老公と薩侯は、依レ病御缺席なり。徹夜して、廿四日之夜半に至るとなり。大義今日に決すと聞けり。諸藩、掌を握て成否を窺ふ。今夜、吾老公、願通り、休暇を給ふ。

一同〔五月〕廿五日、御布告出る〔但廿四日の御日附を以也〕

其文に曰く

『長防義、昨年上京之』云々。別紙本書に有通りなり。

一右御布告の御文面、四藩愕然たり。豫め長を先にし、開港を後にする之建白も有レ之處、兩條共、一時に決し、且兵庫は四藩よりも同樣申出るに依て、誠に不レ被レ爲レ得レ止、御差許し云々。責を四藩に分ち、後人の口を塞かんとの御心術、實に不レ安次第、於ニ此處一四藩默止難ニ罷在一、再御伺之書出る。

其書に曰（是亦薩之作文なり）五月廿六日なり。

『兵庫開港、防長御所置之』二件云々。別紙本書に有。故不レ記。

一同日（五月廿六日）幕府の命を以、原（市之進）監察來り、明日、吾老公之歸國に付、今一度、大樹公（慶喜）可レ談事あり。病を勉めて登營すへし。老公諾レ之。此議余輩不レ可レ然とす。前日大病を唱て、急速の暇を願ふ。今日、馬上之御登營、甚齟齬、且三藩に對して、困窮する者あり。然れ共、事既に決す。如何共不レ可レ爲に至る。

一同（五月）廿七日　老侯京師御發駕、兵公子（山内兵之助）朝・幕の命に依て御差留め、外三藩も亦、此儀を贊成すと聞けり。此時公子の滯京、何の故と云ふて不レ知、名實不ニ相立一處を以、御斷可レ然と云論もありしか、老公、中道にして休暇を願ふ傍ら、又同時に、辭表を出すも亦、如何との御掛念を以、暫時御沙汰を遵奉せるなり。

一老公出京之時、嘗て兵公子に示して曰く『汝、厄介之身、重大之國事に關る事勿れ。事有は國に報せよ。急有は　朝廷を守衞せよ』と。公子。諾レ之。隨從の重臣にも、亦之を命せり。是故に御歸國後は、只空手默然、可レ爲事なし。只形勢を窺ふのみなり。後十日餘を經ると雖も、何の爲に滯在と云の名を不レ得、邸內、議論又起れり。略に曰『無名の滯京、朝・幕の御用もなし。三藩同樣、國事盡力、公子の分として、名義不二相立一、實力もなし。いたつらに國力を費して、何そ益あらん。此處に至て、兵公子御心痛、重役も亦良策を不レ得、寧其實を吐露して、歸國するにしかすと。議論是に決し、事を宇和島侯に計る。侯の曰『老公、中道にして事を廢す。公子、老公の志を繼て、國事盡力すへし』と。敢て不レ許。公子固辭するに、身卑しく、且不才を以てして、不レ從。只歸國の願書差出す事許は、暫時、宇侯の意に從ふて、本國の一左右を待つ。

一五月（六月か）**十三日**、後藤氏（象二郎）崎陽（長崎）より來れり。議論、尤闊大なり。公子の去就を論するに、著眼同所、今可レ施手なし。歸國の外、道なしと云へり。然るに十五日の夜、本國より脚力著せり。近日、重役兩名、老公の意を得て、上京すと。公子の進退、其期に盡すへしとなり。故に暫時待レ之。

如上の文意によつて見れば、容堂が、何處までも薩藩を相手にして、競爭的氣分を持してゐたことが解る。長防寬典、兵庫開港の緩急の如きも、ここまで來れば、大同小異であるから、孰れかに讓步するも、大した問題ではないが、そこが態面問題で、容堂は何時かな、薩藩に屈しようともしない。

慶喜に挨拶に行かうとした時なぞも、久光は『朝廷の命を奉じて上京したのだから、何も將軍の御機嫌伺ひをする必要はない』と撥ねつけると、容堂は容堂で『自分は朝・幕兩方の命を奉じて上京したのだから、一應、慶喜に挨拶するのは當然だ』と頑張る。五月十四日、四侯袂を連ねて、二條城に集まり、慶喜に建言しようとした時にも、

『久光、行かぬか』

とばかり、立ち上つた容堂が、いきなり久光の襟がみを摑んで、引きずり立てると、久光は、

『何を無禮なことを……』

と、手に持つた扇をあげて、發矢と、容堂の手頸を打つ。容堂は、俄かにその手を外して、

『ウハヽヽヽ』

と、呵々大笑して、單り奧に進み入つたといふ、鎬の削り方ともなつた。

寺村の、謂ゆる、先手・後手の爭ひも、皇政一新の大局的見解において相違がある譯でないが、矢張りそこには、同じ同志でも、梶原・佐々木の宇治川先陣爭ひといつた氣合を否定する譯にゆかぬ。殊に精悍の久光と、剛氣の容堂との對立であるから、お互ひに、苟くも他に下らぬ氣慨がある。

容堂の病氣は、世間で噂さしたやうに、假病でも僞病でもなく、口中に腫物を生じた、齟疔といふ病氣で、洋名シキヨールボイク病であつたことは、幕醫戶塚文海の診斷で明らかで、その爲に高熱を發し、他人との面會を

謝絶したほどであつたが、孰れにせよ、

『此度は、東山の土と相成る積りぞ』

とまで決意した容堂の退場としては、頗ぶる光彩を失するもので、彗星の光芒が、尻の方で、スーツと消えて行つた觀がある。

玆において乎、後藤象二郎は長崎より、板垣退助は江戸より、各ゝ京都に集まり來つて、此の土藩の頽勢を盛り返へさんと努力した。後藤・板垣、兩者の意見は、全く一致してゐるといふ譯にゆかず、或る場合においては、大いに反撥し、性格の上からも一致點がなく、明治政局の上では、呉越同舟の觀をも呈したが、維新當年は、兎も角も、土藩の新人材として、重きを爲した二人者であつた。

【四】 板垣退助と西郷吉之助との會盟

水戸藩士の間に、容堂を擁立して、反幕の軍を關東に起し、常・總の野に蹶起しようとする運動を鎭撫し、板垣が急遽、江戸から上京して來たのは、容堂旣に上京後のことであつた。

板垣は上京後、直に中岡愼太郎と會見して、『今日の急務は死を決して討幕の兵を擧ぐるにある』と絶叫し、中岡と共に同行して、五月二十一日小松帶刀の邸を訪ひ、初めて西郷と會見し、討幕の盟約を遂ぐるに至つた。これが抑ゝ板垣・西郷會見の最初であつて、當時の事情は、板垣の自叙によつて最も明らかである。

板垣退助の追懷談　〔明治四十三年九月〕

『予の始めて南洲と相識りたるは、實に慶應三年〔丁卯〕五月、京都小松帶刀邸に於てなりき。是より先き二年、予は鄕國の事頗ぶる意に滿たざるものあるを以つて、怏々として樂まず。獨り江戸に來り、洋式騎兵を學ぶ。薩の吉井幸輔は相識りて志を同うする者、一日相會して共に國事を談ず。予曰く、當世の人皆な言ふ、議論既に盡きたり、天下大に斷ずべきの秋なりと。然れども予竊かに猶ほ議論の未だ盡さゞるを憾む。今日の事、論議精ならざるの病あり。凡そ人をして最後の決心を爲さしむるは、其理盡き、其情窮まるに在り。而して後、天下の大事成すべき也と。吉井由て、策を問ふ。予答て曰く、方今京師は四方紛糾の衢となり、群議縱橫、洵に事を議するの地にあらず。故に此間に出でて策を論ずれば、讒毀反間隨つて起り、因循姑息の者、勢を得て纏繞するに至らん。予の策は他なし。子宜しく國に歸りて久光公に勸め、躬親ら土佐に赴き、直ちに我が容堂に會して議を盡し、以て幕府に建策し、若し容れられずんば、兵力に訴へて之れを遂行すべき、最後の方針を定め、然る後、京師に入て之を行ふべきのみ。而して此議縱令幾回の往返を重ぬるも、必らず國に在て之れを盡し、之を定むるを要す。若し然らずして、議半ばにして京師に出づるが如きことあらば、大事忽ちにして去らんと。吉井頻りに快と稱し、且曰く、這般の果決に非ずんば、今日の策復た求む可からず。予誓て之れを圖らんと。既にして薩藩小松帶刀、西鄉吉之助、吉井幸輔等、土佐に至り〔此

行小松同行せざるは前卷において既に說明するところである」其結果、兩侯相前後して入洛せんとするの報あり。予踴躍して以爲らく、吉井氏果して前言を踐めるなりと。幾くもなくして又た飛報あり、言ふ、建策の事、國に於て議を盡さず、將に京に入りて之れを定めんとすと。予は爲に策の破れたるを思ひ、失望落膽禁ず可からざるものありき。而して予の憂慮は、不幸にして事實となりて現はれ、我が君側は俗論黨の擁するところとなり、君侯は上洛後、却つて會・桑に聽きて薩を疎んじ、藩論佐幕に傾むき、姑息これ事とし、薩藩も亦た自から討幕を斷ずる能はず、是を以て京師の同志皆な憤慨し、荐りに書を飛ばして予の上京を促がし、與に倶に事を謀らんことを慫慂す。予則ち奮然蹶起、晝夜兼行して京師に抵る。石川清之助〔中岡愼太郎〕谷守部〔干城〕毛利恭輔等來り迎へ、且喜び且問うて曰く、今日の策如何と。予默して答へず。同志形勢の急なるを說き、予の答を促すや切なり。是に於て予徐むろに應へて曰く、予の江戸を出づるや、心實に諫死に決す。思ふに一死若し君侯の聰明を回へすを得ば、微軀また惜しむに足らず、卿等賴に其後を圖れと。言纔に訖るや、石川席を打て大いに怒り、曰く、足下獨り自ら潔ふする乎。今や國事正に急なり。丈夫最も死處を要す。泰山鴻毛、擇ぶ所を識らば、何ぞ其決心を以て、他の有用の死を擇ばざると、卽沈默良ゝ久くして曰く、然らば一死を以て暫く卿等に付すべし。思ふに第二策としては、唯だ吾輩宜しく藩に代つて斷然討幕の兵を擧ぐるあるのみ。此より倶に西鄕を訪ふて、假るに三旬の猶豫を以てし、予自から國に歸り、義兵を率ゐて會すべきを誓はんと。石川等手を拍て大に喜び、三たび快と叫ぶ。よりて西鄕と約し、其夜小松

帶刀の邸に會す。

此夕會する者、西郷、小松、吉井、石川、谷、毛利等にして、予西郷に謂て曰く、曩に一策を出し吉井氏を勞す。憾むらくは、議半ばにして京師に出で、策竟に破ぶる。皆な弊藩佐幕に傾むくの致す所、近日の事、實に何の顏か尊藩を見ん。然りと雖も、予等同志の徒、猶寡しとせず。今や斷然兵を擧げ、藩を脫して以て討幕の師に加はらんとす。予等一片の忠忱、幸に之を許さば、乞ふ茲に其盟を立てん。而して予は是より直ちに國に歸り竊かに同志を糾合し、假すに三旬を以てせば、期に應じ兵を率ゐて京師に出づべし。若し齟齬せば、割腹して罪を謝せんと。石川其席を進めて曰く、僕請ふ之が爲めに西郷氏の處に質となり、事若し違はば亦割腹せんと。西郷曰く、大丈夫の言、近來の快事なり、必ず盟を共にせんと。滿座亦た快を呼び、喜氣眉宇に溢る。予更に西郷に謂て曰く、予は之より直ちに國に就き大に同志を糾合せんと欲す。唯だ一事心に關するものあり。予の江戸に在るや、關東浪士中村勇吉、相良總藏、里見某、予の徒を隱匿せり。多くは是れ筑波の殘黨にして、皆な碌々の儔にあらず、竊に以爲く、事を京師に擧ぐれば、則ち彼等をして總武の間に起たしめ、以て東西相應ずるに足らん。獨り危ぶむものは、發程に臨み、之れを年少の徒に托せしを以て、中道にして或は事を誤るに至らんことを。望むらくは尊藩之れを容れて、竄匿せしめよと。西郷曰く、これ道理あるの請なり。乞ふ心を安んぜよ。直に人を遣はして之を處せんと。討幕の盟、即ち成る。

當時、木戸孝允より、坂本龍馬に贈りたる書簡に、是時の予と西郷の會盟を演劇の興行に擬し『乾〔板垣〕頭

取、西吉〔西郷〕座元にて狂言』云々と記して、其内容を報じたる者あり。今江州の士、某氏の藏する所、以て證と爲すべし。蓋し乾は予の舊姓、西吉は、言ふ迄もなく、西郷吉之助なり。』〔明治四十三年九月發行、日本及日本人「南洲號」〕

かくして板垣は、西郷との盟約を實行せんが爲めに、五月二十七日、病の故を以つて歸國する、藩主山内容堂に從つて、いよ〳〵土佐に歸つた。

此の時、板垣が西郷に依托したる水戸浪士なるものが、頗ぶる血氣の士で、所謂る天下の有志氣取りで、江戸市中を横行濶歩し、到るところで亂暴狼藉を働らいた。此の爲めに幕府をして、遂に兵力を用ゐしむることとなり、討幕の機勢を早むるの動機となつた。

『板垣といふ人は、えらい人でごわす。わしに飛んでもないものを預けて、知らん顔をしてゐる』

と苦笑したものであるといふが、他に説を爲すものは、西郷等は、却つて是等の浪士を逆用し、これらの年少浪士をけしかけ、寧ろ進んで非行を敢へてせしめ、之れによつて幕府を誘出するの軍略を講じたものであるともいつてゐる。その事實なるや否やは、元より輕々しく確言は出來ない。

少しく穿ち過ぎた推測ではあるが、浪士の一人であつた相良總藏が庄内藩士を傷つけたことに端を發し、此年の十二月二十五日、幕府は庄內、鯖江、壬生、吉田の四藩を督して、遂に薩州藩邸を燒打ちせしむるに至つたので、これが鳥羽・伏見の前線となり、これよりいよ〳〵討幕の開戰となるに至つたことは、何としても幕府の失

敗であつて、却つて之れが爲めに、討幕軍に理由を與へるものとなつたのは、遺憾千萬であつた。

【五】板垣・西鄉の結盟と中岡

或時、中岡は、西鄉・吉井に向つて、板垣の人材なることを推稱したことがある。諸侯會議も水泡に歸せんとし、薩藩は、最早や兵力を以て京都を守護し、幕府に對抗するの外はないと決意しつゝある際であつたので、中岡は、殊に板垣の登用を欲したのであらう。中岡曰く、

『薩藩が若し討幕の軍を起さうとする時に、我が土佐藩から、事を共にし得る人物は、乾退助の外はない。彼れは未だ前髮の少年の時から、卓落不羈の人物で、夙くも事を以て罪せられ、再たび罰せらるるや、數年間を配所に送つてゐる。氣象頗ぶる精悍にして、生れながらの將材である。』

と推稱してゐる。

愈ゝ板垣が江戸から歸つた時には、吉井友實とは、既に相識の間であつたが、西鄉とは未知であつたので、五月二十一日の夜、板垣が西鄉を訪うに際して、之れが紹介の任に當つたものは、中岡愼太郎であつた。當時中岡の紹介狀に、

中岡愼太郎より板垣を西鄉に紹介する書　〔慶應三年五月二十一日〕

一筆拜呈仕候。先以御壯榮御座被レ爲レ成、奉ニ恭賀一候。今日午後、乾退助〔板垣〕同道、御議論に罷出申度、仍ては大久保先生、吉井先生方にも、御都合候はゞ、御同會奉レ願度、內情に奉レ存候。尙又、今日晝、御不工面にも候はゞ、何時にても宜敷儀に御座候間、不レ惡樣奉ニ願上一候。右而已、乍ニ失敬一。愚札呈上、如レ此に御座候。以上。

五月二十一日〔慶應三年〕　　清之介再拜

南洲先生　玉机下

とあつて、當日前後の中岡の日記に、その動靜の一端を略記してゐる。

中岡愼太郎日記〔慶應三年五月〕

○十八日雨、板筑〔板倉筑前〕を訪ふ。夫より船越子を訪ふ。薄暮、福〔福岡〕乾〔板垣〕船〔船越〕等と、近安樓に至り小酌、予此樓に宿す。

○十九日晴、二本松に至り、西〔西鄕〕に逢ふ。橋〔橋本八郎、品川彌二郎の變名〕、山、島、田、四氏來酌。末後乾、毛〔毛利〕谷〔干城〕等大森に會す。暮方歸宿。

○二十日雨、毛利を訪ふ。曙亭に宿す。明朝歸る。

○二十一日晴、昨日留守へ吉井來り、書翰を留め去りし由、今日隅州侯及宇越侯登營之事、長州之決議○容

堂公御暇願御紙面出る〇昨日小松四侯之名代を以て攝政府下に出づ云々。中山公之事、御決答有りし由也〇此夜乾退等と小大夫に會す。西鄉、吉井集居。

〇廿二日晴、乾より歸り（中略）〇此日乾退拜謁〇西鄉直書を持來る〇此夜深尾等面會す。

〇廿三日雨、曙亭に立より、夜分乾氏を訪ふ。

〇廿四日雨、朝二本松邸に至る〇昨日來將軍參內、越侯宇侯亦後より參內、今朝未だ退かずと云〇片岡源馬氏を訪ひ高木（大橋愼三）田中、山中敬道氏等に逢ふ此夜三更將軍退出、長防と兵庫港の二件、朝命出づ。

〇廿五日、福、乾、毛、谷、噲々堂に集る。此日宇越兩侯及小松、大久保等、土邸に會す。卽朝廷への向上書成る。

〇廿六日晴、此日老公諸方御暇乞〇予今朝西鄉に至り、乾、毛、谷決意の事を論じ歸る。

〇廿七日晴、老公御立。乾等に別る。

中岡の手記によつて、板垣・西鄉會見前後の事情は、略ゝ之れを明瞭にすることが出來る。而して板垣・西鄉會見の內容は、前揭板垣の追懷談によつて察知することが出來るが、板垣の談るが如く、西鄉が明瞭に討幕を賛同し、又た土藩士と聯合して兵力出動をも約したりや否やは、板垣の受取方に多少の重味が加はり過ぎてはゐないかと思はるるが、孰れにしても、板垣が熱烈な討幕論者であり、西鄉が旣に、四侯會談の最中に、最早や倒幕を辭せざる氣持でゐたことは、充分に證據立つることが出來る。

西郷と會見後の板垣の行動に就いて、彼れ自身の談るところを聞けば、板垣の倒幕運動に關する、容堂の態度を知ることが出來る。

板垣退助の追懷談（同上）

討幕の盟既に成り、翌日予は容堂に謁して、近日の形勢に關し諫爭する所あり、將に辭せんとするに臨み、予は浪士隱匿の事に言及して曰く、臣の江戸に在るや、關東の浪士來て臣に謀り、將に總武の野に暴發せんとす、臣且つ我公の釣先を荒すと爲し之を抑留せり、今之を放つべきや否やと。公驚て曰く、大事也、汝能く鎭撫せよと。更に石川等の盡力により、大阪に於てアルミニー銃數百挺を購ひ（銃は米國製元込にして當時に在ては最新式のものなり）、次で書を江戸の同志、山田喜久馬（平左衞門）、小笠原謙吉、眞邊戒作等に飛ばし、彼の浪士等を速に薩人に附し、馳せて國に就くべきを以てし、直ちに歸國す。時に慶應三年（丁卯）五月下旬なりき。

藩に歸るや、予は直ちに同志を糾合し、小笠原唯八（牧野群馬と稱す、小笠原謙吉の兄）、片岡健吉等三百餘人を得たり。就中二百人は同志中の同志にして、他の百餘人は時勢の急に應じて、共に國に盡すことを約し得る人々なり。予は是等の同志に、往きに購ふ所のアルミニー銃を頒與し、一朝京檄到らば、この三百人を中堅と爲し、更に他の衆人を煽揚して、鞭を揚て藩を脫せんと期し、豫め一封の脫藩上書を作り、銃を裝し

馬に秣うて、日夜其時機を俟てり。然るに藩廳は、毫も予が斯の如き非常の計畫を藏するを知らず、遽かに予を擢でて大監察に任じ、軍備總裁として兵制の改革に從事せしむ。是に於て、予は我事成れりと爲し、悉く藩兵を改革して銃隊と爲し、片岡、山田、坂井、山地、土屋、谷〔重喜〕、北村、野々村、吉松、日比等を始めとして、幾多有爲の士を拔て隊長に任じ、之が爲めに一藩士氣軒昂、當る可らざるものあり。當時藩廳が予に授くるに軍備總裁の職を以てしたるは、恰かも虎に羽翼を與へたるが如きものにして、予は倍々踴躍して事に當り、書を西鄕に贈りて頻りに擧兵の期を促がし、其因循を責めたりき。

西鄕はどちらかといへば、自重家の方である。浪士を疎んじもせず、又た個人を輕んじもせず、彼れ自ら獨力を賴む男であるから、板垣の見識と方寸とに『近來の快事、誓つて事を俱にせん』と盟つたには相違ないが、西鄕は、容堂の『土佐は薩州と違ひ、德川家には特別の恩顧がある』といつた言葉を忘るる筈もなく、どうせ倒幕の外はないと考へても、卽時討幕論に足を浮して、乘り掛つたか否かは、充分再考の餘地がある。殊に西鄕は名分だの道義だのを、ひどく口にする男である。板垣と兵を合して、討幕をやるにしても、天下の公議公論に訴へて、正々堂々、天下具瞻の下でなければ、討幕といふやうな大事を、輕々しく決行する筈がない。

西鄕は實力論者であり、兵力出動論者であるから、板垣との會談も、此點において一致點がある。後藤がどこまでも建白論で行かうとしてゐるのとは、板垣は大いに異なり、その點が西鄕と合致してゐる。

＊　＊　＊　＊　＊

【六】 中岡、土佐藩の同志を警しむ

中岡は夙に西郷に親しく、その偉器たるに畏服してゐるので、板垣を西郷に導き、板垣によつて討幕土佐軍を組織せしめようとしたのである。中岡は土佐人にして良く土佐人の缺點を看破し、兎角議論倒れとなつて、實行に遲くるるのを痛嘆して居つた。中岡が前年の舊稿を要約し、新らたに定稿を得た『時勢論』の成つたのは、恰かも此前後の事であつた。其の全文は、載せて第三卷にあるから、玆に再掲するの必要を見ないが、彼れが此文章の劈頭に喝破して、

『竊に古今宇内の盛衰得失を察するに、一治一亂は勢の止むを得ざるもの也。一張一弛は治國の要務也。非常の難を釋くものは、常道を以て見るべからず。抑ゝ和漢古今、及西洋各國、其國勢の張るや、必ず大英斷を施し、大危難を經、一朝其舊弊を除き、始て其國政教一新見るべく、國體於レ是や立つ。未だ周旋と議論とに始終して、國を興し難を釋くものを聞かざる也。世上往ゝ議論周旋する者あり。其言に曰く、皇國一和、以て政教を立る也。武備充實、以て國威を張る也。信義以て外國に交る也と。議論愈ゝ密に、周旋益ゝ極り、而して未だ其實效を見ざる也』云々

と斷じてゐるの言は、土佐人に取つて、正に頂門の一針であつた。

是れ中岡が鄕國人士の通弊を指摘したものであるが、此論は事ゝ物ゝに的中し、幕末維新の活舞臺に際して、

土佐藩士は屢次惜しむべき好機會を失つてゐる、傳ふるところによれば此定稿は、特に板垣及び鄕士の爲めに草したものであるといふが、板垣は果して、中岡の敎ふるが如き效果を收むることが出來たであらうか。

＊　＊　＊　＊　＊

中岡が、何處までも空論を排したのは、前後二篇の『時勢論』によつて明らかである。土佐人を以て、悉く空論家とはいはぬが、議論に過ぎてゐる間に、兎角實行の機會を失ふのを、もどかしく思つたのは、中岡が土佐人でありながら、夙く藩外に出で、長州・薩州に歷遊し、砲烟彈雨の間に、彼等が實力を錬りつつあるの狀を目擊した結果である。彼れが同志に致すの文に曰く、

竊に示二知己一論（慶應二年十月廿六日）

中岡愼太郎

予草莽無賴の者也。言を王公・貴人に獻せんと欲して、其道なし。故に虛心默座、一點の私念を交えず、旣往の過を悔ひ、將來の事業を企て、思ふ處を書して、天下の同志に示す。

一尊王開國攘夷の兩說有り、輔幕攘夷の空論有り、輔幕開港の私論紛々、實功いづれもなし。之を要するに皆僻する所に偏泥し、其空論に歸するは一也。予の論ずる所は其僻を去り、私を去り、平素實地に立ち、其得失を聊知り覺ての論なり。聞く人、虛心を以て辨ずべし。

一予が說は尊攘也。或曰、尊王は卽ち善し、攘夷は不可なり。近來西洋諸國に、公法と云ふもの日に盛に、

遂に各國同盟、政事甚美にして、先年所謂外夷と異なり、禮を以て交はり、信を以て盟へば、何ぞ彼を惡み、恐るる事あらん。某曰、然り、君見込なれば早く實効を立つべし。實効あらば又吾朝の一益なり。然るに自レ古天下有レ亂、其政事人心、一張一弛、一盛一衰、是皆有レ機て變ず。英人の說に曰く、萬古不易の法なし、人才國に不レ絕は、時々變革し、之を制す。然らば當今、英佛諸國の同盟も、互に亂に飽き、力相敵するに依て起れり。今西洋諸國治世の極にして、此處へ若し一大强國起り、我兵力を挾んで盟を破り、公法を不レ問、無理に諸國の小弱を侵掠し、同盟の國より之を助くると雖も不レ勝、終に强國の意の如くすれば、於レ是始て西洋も亂となり、公法も自然廢し、忽ち小弱の憂となるべし。今時可レ恐ものは魯也。今虎狼の心を包藏し、數年來大兵を養ひ、國用を儲蓄し、石炭を用意し、諸國に交易を意とせず。彼の策をして若し起たしめば、必ず突然侵掠、其恐あるは、我朝を以て甚しとす。淸之に次ぐ。近日長崎新聞に、魯兵突然崎陽に來り、頻に練兵して威を張るよし、某初て之を聞しより、忽寒心、膽將レ裂。然るに此說の通りにて、之より彼亂暴を起すとも、我に於て固より術なきにあらず、英佛等も亦傍觀するに非ず、一時の艱は防ぐべし。されば今日の急は、尊王攘夷の大本を立るに在り、其策は他なし。國體を立て皇基を固め、兵を充實するに在り、之を行ふは人才也。主とする所は王室を尊び、萬民を恤むを以て經世の人とす。才あり略ありとも、此二條を本とする人にあらざれば、政務を任ずるを得ず、只才の長ずる所を量て、一事に任じて可也。此大本を立んとするには、是非第一等の公論を以て、幕府の私政を去り、天朝の御基

業を回復するに在り。若し是迄の如く、姑息の情にて、德川家の暴威を助けんとすれば、皇國は、德川の爲めに衰へ、德川亦千歳の罪名を重ね、家跡却て滅却に至らんは必然なり。今より後、此上一年の苟且に過れば、外夷の處置は、遂に出來ぬように可ニ相成一と、實に不レ堪ニ恐懼一、右の形勢故、某の攘夷の策は、今日深く外夷と結ぶに在り。已に結ぶと云からは、涕出でて呉に妻はすの譯にて、其懇親の尤も深厚し、呉に妻はすの二字を能く玩味すへし。而して海外諸國へ書生を出し、或は外國人を雇ひ國産を開き、斷然と大に國を開くへし。如レ此して、忽ち武備を設け、兵を練り、名分條理を亂り來る强惡の外賊を討つへし。此事亦々必す不レ遠、只魯のみならず、米利堅亦可レ恐處有り、某今春英の士官と宇内の事を談し、頗る卓識を聞く事を得たり。其說長し、故に某攘夷は呉に妻はすの心得にて、頗る寸陰を惜む。中々世間の攘夷家、開港家の空論にて、國の興る事はゆめ〳〵なし。長州高杉晉作は、方今洛西第一の卓識家の名あり、此說に曰く、英佛方今大强の勢を以て、支那の衰政を目かけ、正々堂々を以て勝んと欲するを、日本現今に取り手本とせば大間違なり。今日我手本とするは、英佛等の未盛の時、國を起せし節戰爭度々之あり、之を學はすんば何の益かあらんと。此亦名論とす、此某の攘夷說也。

一古人曰、使レ功不レ如レ使レ過、眞なる哉此言。林則徐斷然阿片を燒き事を開けば、即ち之を貶す。而して支那遂に今日の衰に至れり。長州の名士、事を京師に過り、即ち此徒を貶し、國家殆と滅せんとす。其士を用ゆるに及んで、能く是を存し、敵を破り、國威を海外迄も張るの本をなす。薩人、英人を生麥に切り、

遂に戰爭に及びし處、其徒大に能く戰ひ、此よりして遂に大島大流〔西鄕を指す〕の人材被用、大に國體を一致し、國體一新の本を成せり。故に今兩藩の論には、薩を興すものは生麥なり、長を强くするものは、度々長の敗軍失策の功、又無きに非ず。

一世人或は德川を助けんと云、或は德川を不レ助と云、議論紛々未レ決。某曰く、尊ニ王室一は則ち德川を助る也。助ニ德川一は則ち尊ニ王室一也。故に某は助ニ德川一論也。助ニ德川一今日の策は無レ他、政權を朝廷に返上し、自ら退て道を治め、臣子の分を盡すにあり。强て自ら威を張らんとせば、則ち必滅無レ疑、諸侯若し信あらば、今日暴威を助けて自滅に至らしめんよりは、早く忠告し、一大諸侯となり、永久の基を立しむべし。左すれば六百年來衰へし朝威を、德川の世に及んで明公あり、之れを太古に復し名分を明にせりと、後世迄も米利堅ワシントンの如き名譽を宇內にあくべきに、何ぞ一人是をなさざるや。此說、英醫馬關に來り戰疵を療す、足を破り惡血の爲めに痛み不レ絕、醫是を見て言ふ、此儘存せば害あらんと、鋸にてもとより切たり。是等姑息を脫せしなるべし、助ニ德川一の論と同一也。

右數論は、某自ら考るに、頗る私心なき說と思へど、他より見れば、亦私論も有べけれ共、事實を擧たる事は虛なし。

御疑の諸君は、實地につきて、見給ふべし。穴賢。

十月廿六日夜、燈下匆々書畢、返讀すれば亂文にして不レ分候へ共、書直すべき論に非れば、此草稿の

儘にて、推覽を希ふのみ。

彼れの『時勢論』と全く異曲同功であるが、その見識の卓越せるは、愈〻出でて愈〻高きものがある。殊に大政返上を論ずるところは、阪本・後藤の論に啓沃された點も多分にあらうが、皇室基本の人材を論ずるところは、全く水際立つてゐる。

【七】中岡の土佐藩兵制改革論

中岡は更らに進んで、土佐藩の兵制改革を論じ、大いに洋式調錬、銃隊を組織し、土佐藩をして、皇政維新の大機會に投ぜしめんとしてゐる。『時勢論』においては、彼れの卓識を見、『兵制論』においては、彼れの經綸を見る。その文に曰く、

土佐藩の兵制改革論

〔中岡愼太郎〕

愚論竊かに知己の人に示す

一非常の難を救ふ者は非常の行なくんば有る可からず。方今、天下、內外多難、加ふるに天災飢饉の患あり。此に竊に聞く、御兩君公、深く當世の事を御憂慮被ㇾ遊、御節儉等、被ㇾ仰出ㇾ、御仁政の思召と。某、爰に於て感憤激勵、自ら止む能はず。聊か愚論を書し、時務を論ず。右の如く、多難窮迫の今日に至ては、是

非、上下一致、國民安堵の御仁政に非れば、不二相成一、是迄の治世政事は、上下隔絶しても、下情塞がりてもかまはず、將軍家は諸侯を推しつけ、私意を以て天下を制馭し、諸侯方の其下を馭するも亦然り。是に由て天下の士民、威を恐れ、福を求め、爭て諂諛鄙劣の風俗に陷り、習ふて常と成れり。乍レ去其間正氣塞滯し、時有つて顯る。故に賢明其間に出て、其隔絶を近け、其塞滯を開き、其塞情を通じ、一朝德を以て愛撫せられん時は、忽ち其領民、之を仰ぐこと父母の如く、只領民のみならず、天下亦然り、其德の流行するに至つては、誰か能く之を禦がんや。養德院樣〔卽ち山内家十三代豐熈〕奉レ始、水戶・薩摩の先公等、是れ其人也。然に其砌は治安の時にて在りしかども、方今、干戈爭鬪の際に至つて、之を行ふには、長州是也。外國にては今の英・佛諸國、能く之を行ふ。故に彼の第一可レ恐の所は、道也。將也。法也。勝麟太郎兵學の小述に曰く、兵の強弱は大道の明不明に係る。敢て練兵機器に非るなり。規則、器械の如きは、其人に在つて後立つ。其人なければ、其規則、器械悉く死物となる、活用に適せずと。是れ勝一人の言に非ず。千古の確論なり。若し國に道あり、人才あり、法令好ければ、風俗自然に美に、士氣眞に強く、前に所謂諂諛鄙劣、恐怖虛僞の弊、自ら改り可レ申也。殊に方今に至つては、宇內に公法あり、公論あり、之を以て、國の強弱存亡を計る勢となれば、最も深く心を留むべき事也。

一乍レ恐　御隱居樣〔卽ち容堂〕には、萬端御謀主に被レ爲レ在候へば、太守樣には御政務は申に及ばず、陸軍兵御身御總督の任を、眞に御擔當被レ遊、時々近海御運用、發砲御試み、陸軍練兵場等へは、日々御出馬

被レ遊、時々隊長とも、司令とも、御成り被レ遊候樣有レ之候時は、忽ちに實用精兵と爲ること疑無レ之、右の如くせざれば、中々不レ被レ行事、必然なり。

一御上に右之通被レ爲レ遊候ても、國中一統の事に付、是非公子樣方、御家老中初め、其御趣意を奉行し、書生同樣の御心持にて、國中へ推及ぼし候樣有レ之度事。

一海軍之事

此儀は別て不案内なれ共、窃に思ふに、大に開かれんとすれば、其船を養ふ仕法肝要なる故に、大坂邊の豪商と結び、洋商公會の法に習ひ、商會を結び、下の關・大阪・長崎・上海・香港等へ、其局內の者を出し、大に國財を養ひたらば、海軍の助になるべし。其餘の事は思案無レ之。

一糧食の乏しきは、官の罪なり。器械不レ利は官の罪なり。隊長役々、其任に堪へざれば、亦是れ官の罪なり。今、天下長州を强兵と云ふ。然れども其風土人氣を見れば、實に弱なり。其の之を强とし恐るるは、食足り、器械利、隊長役々、其任に當れるに由て也。畢竟は野に遺賢なく、政堂人有るに出り、第一は侯躬を以て行ふに基く。西郷吉之助話に今會津を强と云ふ人あれども、我少しも恐ろしからず。何となれば謀主人物なき故也。長州に至ては實に恐る可し。謀主に豪物あり。故に事々非常に出ると云ふ。然れば、糧食・器械の本も、亦人材にある乎。

一凡そ各藩、軍を境外に出して、事を爲すには、其國現兵三分の一を出すと云ふことあり。然るに其國の地

形に出る事にて、御國〔土佐〕の如きは、陸地皆險山にて、士勇を以て守るに足る。眞に割據の地、故に陸路の恐れ甚だ少く、南面百里の海岸有りと雖も、前に嶋嶼なく、風浪極て激に、繫泊の場も少なく、故に海軍亦自由に寄ることなし。故に出軍の時は、現兵三分の二を出し、其一を留めて可也。故に兵を置くにも、其考にて、務めて少人數にて、精兵なること肝要ならん。

一總て御國中一圓、銃砲隊に成し、御馬廻以下、家來又者等に至る迄、皆一樣の兵制になし、何番隊何の某と唱へ、兵に入る者は、皆苗字帶刀、草履御免被㆓仰付㆒度事。

一大砲小銃とも、世界第一等の利器を御求めに相成り、願くは本込隊に成り度と思ふ。大砲御國にては不用程の事なり。出軍の砲數は、四門或は八門にて、十分の事なり。是も最早旋條砲・本込等にて非れば、當時の用に立たず、故に是迄の丸玉銃砲は、御國必用の分を去るの外は、悉く御賣拂に相成、尚又御軍用銃砲丸玉の分、向後製造不㆓相成㆒旨、御國中へ屹度被㆓仰出㆒度、是等尤も急々可㆑行事也。

一小身下輩に至つては、稽古難儀の子細も有㆑之、中に迷惑より不平を生じ候者多しと聞く。右は尤の事也。先づ軍局に入る者は、大抵十六七歳より、三十歳を限りとし、壯士を撰み、若實を本とし、其局に入りし人は、實の戰死にて、國家の輕重存亡を爲す大兵なれば、給料十分に遣はされ、內職するより、兵に入りし方が助りに成り、難㆑有と云ふ樣に有㆑之度、如㆑此して一隊一致、其長に服し、隊中互に相親み、運動能く熟し、的射能く當るを以て、精兵とす。何卒軍兵の名、付るからは、悉く精兵に有㆑之度事。

一所謂兵尙ㇾ精不ㇾ尙ㇾ多の理にて、先づ千人の兵は、五百人にして、千人の入費を與へ、兵糧、彈藥、人夫等に至る迄、必ず精にして省くに利有り。

一御國中に、此事を行はんとすれば、第一有志正義と唱ふる者が、嫌ふては不ニ相成一、此有志が先に立ち、卒伍に入り、御趣意を體し、時情急迫に付、急々兵制の實用を行はねば、大變の事也と云ふことを、國中士民に知らしむべし。

一右兵制變革の儀は、國情六個敷儀に可ㇾ有ㇾ之、然に西洋萬國、日新の今日に至ては、昨年良法も、今日には迂濶に屬する程の事なるを、矢張り舊習に泥み、一新の出來ぬと云ふ、如何なる心底ぞや。外國近時、南北米利堅の戰の樣子、又當年普魯西の勝利烈戰、新器の事、又我にては、長の兵制變革して、幕軍を敗りし事など、的然明據なり。横濱新聞誌に云ふ、長軍は兵制、良器、時務に叶へる故に、實に諸大名の能く長州の兵に當ること不ㇾ能と。此れ的當の評論なり。此度幕府も亦敗に依て、大に兵制變革の勇斷を行ふ。此の敗軍の恥辱を機會とし、能く行ひ遂げたらば、天下の兵、能く幕軍の制に及ぶことなきに至らん。是れ所謂轉ㇾ禍爲ㇾ福と云ふ可し。右の如く幕・長とも、敗に因て互に兵制を一新せるを見て、何分敗せねば、兵制は改まらぬと云へば、甚だ間違の論なり。畢竟因循と固陋の弊よりして、敗後に覺る事となりしは、識者の冷笑を免れず。

君侯には、御卓見に被ㇾ爲ㇾ在疾く　御洞識被ㇾ爲ㇾ遊し事なるに、其御思召を行ひ遂げること不ㇾ能、因循に

打過ぎ、他日の敗を待んと云ふは、實に臣子一統の罪也。古は明君人の國を取り、人の民を收めてすら、思ふ分が行はれたるに、今日三百年恩故の士民を以て、死生存亡、國家の大事たるに、近道の良法が、至誠を以て　御躬行被レ遊て行はれぬと云ふことは、萬々無き筈の事なり。願くば憂國の士民、明主の英斷を助け、御仁政を本とし、一國を以て、天下の危難を御助け被レ遊の　御思召と云ふことを、國中に貫通せしめ、唯一國のみならず、天下の民、父母の如く仰ぎ奉る樣に有度事也。

一右の如く、兵制の事を論ずれば、唯西洋好きにて、攘夷の論などは、無き事と思ふ人も有るべけれども、此は最も攘夷論の實用也。攘夷論左に記すは、誰も知ることなれども、聊か有志輩の定論を書す。

一夫れ攘夷と云ふは、皇國の私言に非ず。其止むを得ざるに至ては、宇內各國、皆之を行ふもの也。米利堅、嘗て英の屬國也、時に英吉利王、利を貪る日々に多く、米民益苦む。因て華盛頓なる者、民の疾苦を訴へ、是に於て華盛頓、米地十三邦の民を帥ひ、英人を拒絕し、鎖港攘夷を行ふ。此より英米連戰七年、英遂に不レ勝を知りて和を乞ひ、米利堅是に於て、英屬を免れ獨立し、十三地同盟合衆國と號し、一强國と成る。實に今を去ること八十年前なり。「ゼルマニア」は屬國たりしも、亦能く國議を定め、拒絕攘夷を行ひ、戰爭八年、戰ふ每に悉く敗すと雖も、其末に至つては、一戰能く奇を出し、大に「イスパニア」の軍を敗り「ゼルマニア」遂に獨立す。是に由て之を看れば、主客當然。權我に在り、其和戰開鎖は、時の宜きに隨ひ、國の利害に由り、唯我に好む所のまま也。皇國當今の和親開港の如きは、幕吏彼の兵威に恐

れ、上　天子の敕意に違ひ、義理の當否、國の利害を計らず、一たび國體の大恥を宇内に示し、是より往往彼の命ずる所のままにて、萬民殆ど塗炭に苦む。爰に於て　天子震怒し、國體の大恥を雪ぎ萬民の塗炭を救ひ玉はんと、勿體なくも罪を玉體に歸し玉ひ、伊勢、賀茂、八幡等の神廟へ　御祈誓有りて、斷然攘夷の　叡慮を天下に被二仰出一しは、寔に有難き事にて、一通りの事と思ふては不二相濟一ことなり。爰に於て、四方士民、感激悲泣、身を殺して皇國に報ふる、實に此時に在りと決心し、之が爲めに身命を抛ちし者、幾百人なるを知らず。然るに三百年治安因循の弊甚しく、未だ其　叡慮の貫徹に至らず、今日に至つては、邦内益瓦解の勢となり、萬民益貧苦、或は開港と云ひ、或は武備充實と云ひ、議論紛々然、然れども、要するに大抵讎を忘れ、膝を屈して甘んずるの徒也。其然らざる者は、固陋狹の人也。又武備充實と云ひ、其實多くは名のみにて、癸丑以來十餘年、矢張武備充實の名を以て、空しく年月を過し、六十州の內、未だ因循固陋の眠を覺すこと能はず、右勿體なき　叡旨の事は、思ひ出すものも無きこととなりしは、實に恐れ多く淺間敷事ならずや。是故に萬々願くば天下の士民、　叡慮の徹底せずして濟ぬと云ふことを、能々感銘し、薪に座し膽を嘗むるの思を爲し、遠くは　神武、神功御親征の御偉業を慕ひ、近く草莽に至ては、吉田松陰の攘夷の志に由て海外に渡り、彼れの長を取らんと企てしことなどを思ひ、其心を心とし、上下一致、學術を勵し、兵力を養ひ、早く攘夷の大典を立て、諸港の條約を一新し、遠海國々迄も征服し、會稽の恥を雪がざれば、死するとも止まずと決心する矣。

時代に應じて兵制を改革することは、卓識ある列藩の、夙に實行訓するところである。幕府にも高島秋帆、勝海舟の如き先覺があつて、海陸軍の洋式調練を實行し、殊に薩長兩藩の如きは、屢々實戰に臨んで改革に改革を積んでゐる。會津藩の如きは、士氣において、義心において、流石に往年上杉武士の精氣を傳へてゐるものがあるが、戊辰の役に敗北したのは、一には名分を失つたからでもあるが、戰ひ利なかりしは、兵制・兵器の陳套なるに起因してゐる。

中岡は夙に薩・長の間に馳騁して、新鋭の兵器、隊伍の訓練を見てゐるので、土佐藩にして若し天下の大勢に乘じ、尊皇の事を行はんとせば、何よりも先づ擧藩兵制の改革を必要とし、即ち如上の建言となつたのである。土佐は、明治に至つて、谷干城・山路元治の如き軍人を出してゐるが、軍人よりは政治家・政論家を多く出してゐる。板垣は軍人として有望視されたが、會津攻略以後、政治家となつた。海援隊を興した阪本、陸援隊を作つた中岡も、共に軍人といふよりは、政治家肌合の人物である。土佐人の長ずるところ、略ゝ察すべきである。中岡が痛嘆したところも、亦土佐人の最も長じたるところに存した。

* * * * *

土佐藩が板垣を拔擢して大監察に任じ、軍事總裁として兵制の大改革を開始した時に、中岡が板垣の同志、大石彌太郎に與へて、兵制改革の意見を述べた『兵談』なるものによると、彼れは、長州における高杉の奇兵隊を手本として、土佐奇兵隊を組織せんことを力說してゐる。その文に曰く、

兵談 （慶應三年七月二十二日）

中岡愼太郎

一薩藩の兵制、英式に全く改まりたり。此の改制は、長州の改制より眼を開きし故、去亥年（文久三年）以來の改制なり。夫までは古流なりし。然るに古流の時と雖も、士分一統、皆惣筒之制にありし故、變革も他藩と違ひ、易きなり。

一薩藩兵士と云は、皆士分而已にて、足輕は兵士に非ず。士間大抵極小祿にて、御國の足輕よりも窮せる者多し。故に步卒とし、少々給を遣しむれば、悅て成るなり。此れ他藩に無き處也。

一壯士は大抵海陸軍局に入り、御扈從及役人と雖も、一度陸軍場に出で調練を爲し、夫れより出動する也。

一出京兵士は上國の節、仕舞銀少々被ㇾ下、夫に白衣服など造り、在京月金壹兩貳步、司令士などは參兩なり。

一右の制にて、在京中、此度は別而令行はれ、一同必死戰鬪を欲せり。是は軍師伊知地正治の力多し。

一長州、御國と同じく大祿士分多く、肉食因循にて步卒の業を耻ぢ、中々兵制難ㇾ立、此の勢を高杉疾く洞見せし故に、奇兵隊を始めとし、諸隊を作りたり。

一諸隊なる者は、陪臣、足輕、百姓を不ㇾ論、器により卒となり長となり、全く有志家の心儻に取立たる者故、將卒一致、追々强兵となり、攘夷の時も、內戰の時も、四境の追討も、皆此隊の功を成し、國威を輝したり。

一長防兵制の變革は、來原諒藏已來の事にて、餘程世話したれども、中々改まらず。依て此隊を立て、亥年〔文久三年〕夷人と戰爭、子年〔元治元年〕京師又馬關の戰爭、丑年〔慶應元年〕內戰、皆此の隊が勝利を得し上、再討の事起り、之が爲め漸く五十石一人の制なり、全く軍改まりたり。然れども上中士は未だ因循多く、自然度外の物となる。

一愚按するに、御國は先づ長州の兵制に習ひ、尤も足輕以上を募て可也。新に農兵など立るは、不可也。何に小隊でも宜敷、更に正兵隊・奇兵隊と名づけ、此兩隊を以て京師に推出し度、最も一軍の中、正・奇兩隊と云ふもの歟。

一御上京と歟云へば、自立御供申上度と云樣なる勢もあるよし。此度より以後は、兵制に從はざる者は、出兵不レ被ニ仰付一樣有レ之度、新に足輕以上に令して曰、

此度大議御確定に付ては、愈一藩之安危を不レ顧、上は　天朝之爲め、下は萬民の爲め、屹度御盡力被レ爲レ遊候間、各御趣意相守り、萬一の節、必死之分相盡し度、志有レ之輩は、入隊致候樣云々被ニ仰付一度。

右之通り致し、憤發者を擧て、諸氏の因循を〇けば、自然固り可レ申候。

何卒此度は、斷然御交代被ニ仰付一、貴君にも是非烏渡なりとも御引率にて、御上京被ニ成下一度、奉ニ願上一候。以上。

七月二十二日〔慶應三年〕　清之介

【八】 板垣・西鄕の結盟と木戸・阪本（一）

英人サトウ、三藩の運動を評す

扨て西鄕と板垣との結盟によつて、新らたに出來上つた『薩長土聯盟』は、慥かに維新勢力の先驅となるものであつた。土州藩論が、兎角佐幕に傾むくところから、土藩の歩調が、何かにつけて逡巡勝ちであつたのは、土藩急進志士の間においても、頗ぶる齒痒く思はれるところであつた。

土州の佐佐木高行が、阪本に介せられて、長崎の料亭、玉川で初めて木戸に逢つた時、木戸は、英國書記官サトウが、

『公論を提唱し、之れを實現するの勇氣なくして、有耶無耶に終つてしまふのを「婆仕事」といつて冷笑する』

と批評した言葉を引いて、大いに奮起を促がしてゐる。當時の會見談は、佐佐木高行の日記に明らかである。

佐佐木高行日記（慶應三年八月二十日）

八月廿日（雨） 今朝商會へ、本藩諸生數人を呼集め、英人の事件に付、聞糺す。何も不二相分一。夕方才谷梅太

郎〔阪本龍馬〕と同伴、玉川〔料亭〕にて、長の木戸氏〔桂小五郎〕に面會、時勢の事を談ず。此頃木戸は、薩人と表向は相唱へ、出崎致し候處、長藩船修覆に俄に取掛り、出來の處、金千兩不足にて、大に困却し、才谷へ相談に相成、才谷より自分へ申來り候處、役場に無レ之に付、商會へ相談致し、右金子相調へ、木戸へ送りたり。木戸も大に悦び、右謝禮として、長州出來の新短刀一振、長州縮二疋を送り來り、其邊の事、旁にて種々懇話せり。其節、木戸の咄に、此頃英の「サトウ」に出會致候處、同人曰く、此度三藩〔薩・長・土〕盡力にて、大變革の事を周旋の由。此事若し出來不レ申候はば、歐洲の諺に『老婆仕事』と申候。十分盡力ありたしと。英の一書記より、如レ此事を聞く。此度の事、不ニ相成一候はば、最早、内外に對して面皮なし。御互に屹度憤發せずば、千歳の遺憾なり。大政返上の事も、六ヶ敷が、七八歩運び候はば、其時の模樣にて、十段目〔忠臣藏〕は砲撃芝居より致方なし抔と、色々相談して、夜に入り歸宿す。

木戸も、阪本も、兎角芝居ばなしが好きだと見えて、何も彼も芝居に仕掛けて噺をしてゐる。之れに引かへ、西郷は芝居が嫌いで、實演好きの方だ。

サトウの『老婆仕事』とは、阪本も面白かつたと見えて、これは土佐人には、好い藥だから、手紙にして書いて呉れと、木戸に賴んで、これで同志を激勵した。木戸の書簡は、翌廿一日に認めたもので、左の如く記されてゐる。

木戶孝允より阪本龍馬に與ふる書〔慶應三年八月二十一日〕

一拜啓。昨夕は難レ有奉レ存候。大醉不敬之至、今更奉二恐縮一候。諸君へも可レ然御詫奉レ願候。扨てまた佐佐木君には、不レ圖得二拜眉一、十年來の變態等、御同樣に御噺申、尙段々御高話相伺、奉二本懷一候。歸宿後倩御話の趣等、思ひ返し、前途の勢、推考仕見候得ば、實以て神州御浮沈の界と申も、眞に此際の事にて、四五年前の時勢とも、內外大に相違仕、列侯方御周旋も乍レ恐尋常の御盡力にては、此勢御挽回と申候事、萬々無二覺束一奉レ存候。先日も英人サトウと申、通辨官の話に、逐々諸侯方も御上京に相成、御建白有レ之候由、乍レ併定て公論は被レ行申間敷、西洋にては、古より公論と存込、天下に相唱、不レ被レ行とて、其儘捨置候事は、老婆の理窟と申、男子は好み不レ申。乍レ去、日本今日の建言と申候ものも、少しは老婆の理窟と申候氣味有レ之候樣、覺え申候などと、談話仕候由、傳承仕、不レ覺長嘆息、外國一通辨官をして、此言を吐かしむるは、列侯は不レ申レ及、神州男子の大恥辱と、老屈生迄も、甚、感慨悲痛罷在候折柄、御大論拜承、奉二欣喜一候。後藤君上京相成候はば、不日大御公論、天下に相立可レ申其末乾君の御上京、誠以御都合之次第と奉二感服一候。兎角、初如二脫兎一、終如二處女一相成、浩嘆の至に御座候。何卒、此度は終始如二脫兎一と申所を、只管神州の御爲、奉二祈願一候。先は昨日の御禮申上度、不レ圖筆に任せ、不レ及義まで相認、奉二恐入一候。大兄限り御覽被レ下、何も御容赦奉レ願候。爲レ其匆々頓首。九拜。

八月念一日〔慶應三年〕

尙々、今夕は、庄村一件、御供申上度奉レ存候。敬白。

笮　鈴　生〔木戸〕

龍　〔龍馬〕大　兄

といつてゐるのは、暗に土佐人を諷したものであるが、又た殿樣仕事の手ぬるきを慨したものでもある。

【九】板垣・西鄕の結盟と木戸・阪本（二）

板垣頭取・西鄕座元の大芝居

此年の九月四日、木戸が阪本に與へた左の一翰は、板垣・西鄕の結盟を、これまた芝居に擬して、有志の大決意を促がし、大覺悟を求めたものであつた。

木戸孝允より阪本龍馬に與ふる書〔慶應三年九月四日〕

亂筆御高許。

爾後、彌御壯榮に引續御高配奉ニ遙察一候。さて滯崎中は色々蒙ニ御高意一、奉ニ多謝一候。御迷惑之一條如何、御

片付に相成候哉、早々御濟に相成候邊、乍レ蔭心急倜敷奉レ存候。于時、御内話相窺候上之方の芝居も、近寄ともは不レ在哉。何分にも此度の狂言は、大舞臺の基を相立候次第に付、是非共甘く出かし不レ申ては不ニ相濟一、世間且々役に立候頭取役は不レ及レ申、且々舞臺の勤り候ものどもは、仲間に引込候工夫も、また肝要と奉レ存候。何分にも御工風御盡力奉レ祈候。莊村氏之一條如何〔肥後莊村助右衞門の藩内改革を指す〕是もせめて内輪丈けにても、芝居の趣向を立て、つまり外之大芝居之役に立候事六倜敷都合に候得者、却而、内之芝居にて外へ出ぬ丈けも可レ然と奉レ存候。いづれ外之役は六倜敷と奉レ存候。且又乾〔板垣〕頭取之役前、此末は最肝要と奉レ存られ申候。何卒、萬端之趣向前に、此は乾頭取と西吉〔西鄕吉之助〕座元と、得と打合せに相成樣、手筈きまり居候事、尤も急務歟と奉レ存候。此狂言喰ひ違ひ候ては、世上の大笑と相成候は元より、終に大舞臺の崩れは必然と奉レ存候。然る上は、芝居は事止みと相成申候。御同意に被レ爲レ在候はゞ、一飛脚にても乾頭取元へ被ニ差越一、御決定に相成居度御事歟と奉レ存候。是非乾頭取は、此後は西吉座元と御同居位にても可レ然樣奉レ存候御高案如何。狂言之始末一定の處、甚肝要に奉レ存候。且また大外向〔外國關係をいふ〕之都合も、何卒其御元ヒコ〔大山彥太郞にて卽ち中岡愼太郞〕などと、極内、得と被ニ仰談置一、諸事御手筈、專要に是また奉レ存候。實に此大外向之よしあしは、必ず芝居の成否盛衰屹と相かかはり申候。乍ニ此上一、四方八方へ御目をくばり被レ成候て、御盡力、芝居大出來と申處に至り候樣、御高配、乍レ陰奉ニ祈念一候。乾頭取の處も、場合に後れては、丸々狂言は出來不レ申は元より、實に、いか樣考へ申候ても、大舞臺は其きりと奉レ存

候。則ち義經の『早く行てまつことあれはいさぎよし。おそくていそぐ道は危うし』とは、此場合歟と愚考仕候。于レ時、拜借金大に難レ有奉レ存候。近日御地へ差送り申候間、急早々御返上可レ仕候。宜く御聞濟可レ被レ遣奉レ願候。先は任二幸便一、取敢ず愚考のまま申上候。御取捨奉レ願候。乍二毫末一佐佐木君初め、諸君へ可レ然御致意奉レ願候。其中時下御自愛第一に奉レ存候。匆々頓首拜。

九月四日（慶應三年）

尚ほ々々此芝居に付ては、少しも損の行かぬ御工夫、被レ爲レ在、且々役に立派なのは候も、御引込被レ爲レ在度きと、乍二迂遠一奉レ存候。敬白。

き　と

さいさま　御內折御火中

假りに託して狂言を以つてするも、板垣・西鄕の結盟が、天下分け目の大事實なることを信ずるの狀は、文意の中に、明らかに讀むことが出來る。義經の所謂『……遲くて急ぐ道は危うし』の一歌を引き來るところ、時勢の急旋轉を諷し得て餘りがある。

* * * * *

木戶の書簡は、之れを一讀した阪本をして快哉を禁ぜしめなかつた。阪本は此書簡を以つて土佐に歸り、藩政の重役連を說いて、土藩全體の蹶起を促がすの考へであつたが、書簡の體裁が少々巫山戲てゐるところもあるの

で、それでは鹿爪らしい重臣連を動かすには足らぬと思つたので、阪本は肥後藩の長岡護美に依託して、此意を要約したる嚴正なる一文を草せしめ、それを携へて、いよ〳〵長崎を發し、道を上國に急いだ。

阪本の木戸に對する返翰には、次の如き意があつた。

阪本龍馬より木戸孝允に復する書〔慶應三年九月二十日〕

一筆啓上仕候。然に先日の御書中、大芝居の一件、兼て存居候處とて、實におもしろく、能相わかり申候間彌奮發可レ仕奉レ存候。其後、於二長崎一も、上國の事種々心にかかり候內、少々存付候旨も有レ之候より、私し一人の存付にて、手銃一千挺買求、藝州汽船をかり入、本國につみ廻さんと、今日下ノ關まで參候處、不レ計も伊藤兄〔博文〕上國より御かへり被レ成、御目にかかり候て、薩土及云々、且大久保が使者に來りし事迄、承り申候より、急に本國をすくわん事を欲し、此所に止り、拜顏を希ふにひまなく、殘念出帆仕候。小弟思ふに是よりかへり、乾退助に引合置き、夫より上國に出候て、後藤象次郎を國へかへすか、又長崎へ出すかに可レ仕と存申候。先生の方には、御やくし申上候時勢云々の認もの、御出來に相成居申候はんと奉レ存候。其上此頃の上國の論は、先生に御直にうかがひ候得ば、はたして小弟の愚論と同一かとも奉レ存候得ば、筆には盡かね申候。彼是の所を以て、心中御察可レ被レ遣候。猶後日の時を期し候。誠惶謹言。

九月廿日〔慶應三年〕　　龍馬

尙ほ阪本が、途上橫濱から、土藩參政渡邊彌久馬に致したる書簡にも『さしせまり、形勢一變動有レ之候も、今月末より來月初めのよふ相聞候』とあり、今や時勢の急回轉は、目睫の間に迫りつつあつた。

【十】　後藤象二郎の態度及び抱負

西鄉と板垣との提携を叙するの序に、進んで木戶・阪本との往復に及んだが、ここに屢らく顧みて、土藩の運動を叙するの必要がある。

當時長崎にあつて天下の形勢を察しつつあつた、後藤象二郎が、突如として東上し、上下兩院を置いて、公議制度を立つるの論を主張したのは、板垣が容堂侯に扈從して既に歸國した後の六月十三日のことであつた。

板垣は何ちらかといへば、中岡型の人物であり、後藤は、阪本流の奔放な風格がある。隨つて後藤と轡を並べて進退を共にしてゐる。

後藤が上京して見ると、四侯は退散し、薩州は最早や倒幕に立上らうとしてゐる。倒幕は後藤の欲せざるところである。そこで大いに薩に說く必要があるとした。後藤の態度は、寺村の日記に明らかである。

寺村左膳手記　〔慶應三年六月十八日〕

一同〔六月〕十八日後藤氏隨從の者、此頃薩の形勢を探りて、其實を得たりと。其略に曰、薩過日使節を長州に馳て約を結び、內外挾んで近日二條城を襲ふべしと。議既に決せり。越前・宇和島は根元齒爪に不レ掛、只賴は吾藩也。然るに老公の議、聊不レ合所あり。既に中道にして御歸國となりしより、失望憤怨に不レ堪且內實國力大に費弊せるより、無事にして引取事不レ能、進退大に困窮して、終に今日に至ては、幕府の失躰を鳴らして兵を動かし、成否を一時に決せんとなり。期限數日を出すと云々。象次郞之を聞き、憤然突起して曰、そも〳〵大藩の任たるや、皇國危急存亡の時に當ては、天地間之大條理を以て、外國に對するを急務とす。何ぞや禍害を蕭牆の中に求めて、私鬪を爲し、外夷の術中におち入るべけんや。今薩を說くに、大條理を以てせんに、聞かざる事不レ可レ有、聞く時は俱に力を戮して　皇國の危急を救はん。不レ聞時は絕行して可也。期未レ遲、傍觀坐視の時にあらずと。餘輩三人其議に服し、俱に言を發んとす。

薩に說く略に曰、

抑方今有名の四藩、來て　皇國の危急を救はんと欲するものは、地球萬國に對し、永世不易の大條理を立て、以て　皇威を輝さんと也。既に四藩上京の事は、外國新聞に載たると。皇國一新の機會、此時を不レ可レ失也。然るに此度、四藩の建言する所、何事ぞや。曰、長は可レ許、曰、兵庫可レ開、曰、五卿可ニ歸洛一と三ケ條に不レ過。三事行はれて後、萬世の國體を如何とかする。此頃竊に聞ける事あり。貴藩長に約し、兵を擧て幕を討つと。其意既に察す。幕の失體不レ可レ許、尊王の道不レ被レ行と。聊其理を得ると雖ども、

未其時を不レ得、今の時に當ては、眞の叡慮より不レ出んは、私鬪の責不レ遁なり。幕府は不レ可レ恐、萬世の公論不レ恐んは不レ可レ有、且夷狄の大患眼前にあり。實に危急存亡の秋也。今や　皇國中一心戮力、至當の公論を以て、萬世の基本を可レ立の時至れり。然るに一度、兵を京地に動かす時は、　皇國忽瓦解倒亂外夷の術中に入ん。是　皇國の爲に不レ取所也。貴藩も又、所謂夏蟲燈火を消すといども、蟲も共に亡ぶべし。而後外夷來て燭を點せば、竟に永世の屬國不レ可レ遁也。古　武王、紂を討つ。駕孟津に至る。不レ期して會する者八百餘。國王曰、時不レ至、紂未レ可レ討と。而師〔師カ〕を返す。是紂を恐るに非ず、天下の公論を恐るる者也。後、紂の凶暴極るに至て、終に再擧して亡レ之せり。今、貴藩期して會する者一二藩、而して議論紛々、不レ可レ決。或は國に歸るあり、或は傍觀するあり、一藩も助くる者なし。是他なし、條理未レ盡所あり。時不レ至、幕未レ可レ討也。餘輩今此に一論を發せん、君聞レ焉、今御國難如何とも不レ可レ爲の今日に至れるも、畢竟　御國體の不レ立所に歸縮せり。古語にも、其本亂て末治者未レ有レ之と。抑吾　皇國の國體と申すは、　神武天皇御代之あとを繼ぎ、東征の后、都を大和國橿原之宮に定め給ひ、西門を開き八方を朝せしむ。其後代々之　帝王、宮城替ると雖ども、皇統一系・萬世不レ易、上下位置を不レ改、各職分を以て、尊レ王攘レ夷。是則萬世之國體なり。開鎖の如きに至ては、一時制度の活用にして國體に非ず。既に中古、七條朱雀に夷人館を造て、是を鴻臚館と號し、是を司るに玄蕃寮を置く。彼、好意を以て來る時は、是をなつく。彼、不レ順る時は忽之征す。吾邦兵を外國に出す事、歴史に瞭然たる處、今亦贅せん

や。往古の國體、如レ此、國體立ときは、開鎖之權、吾にあり、外夷不レ足レ憂也。然るに往古外夷と稱するは、漢土・三韓・肅愼の類、今歳の外夷は、英・佛・米・鄂の輩、國情古今を隔て、彼我倶に異なり。就中、西洋各國度量尤至大、凡天地間に生を受る者は、同一體の理、互に相親睦し、有無相貿易し、患難相助くるを以、坤輿中の公道とし、遍く諸州を開かんとす。此時に當て、皇國中尙海外の事情を不レ知、ひたすら寛永以來の近制を以　皇國の國體とし、或は弘安の神風を恃んで、舊習にのみ安居せば　神國と云とも保護する事不レ能なり。故に時勢の變革に隨て、國體を屹立し、制度を活用するの時來れり。實に千歳の一時なり。世澆季に及ぶと云共、日月未レ落レ地、千萬歳の後より見ば、尙中興の時とも可レ申、可レ不レ勉哉。そも〳〵當今の　帝王とや、名至尊之大極に居給ひて、其實幕府の指揮を受給ふか如き、天地間の公道に取て、條理何れの所にかある。且傍ら　皇居之淺間敷きを見ては、有志の者涙を流さすんは不レ可レ有。如レ此にして惡んぞ能國體を立る事を得んや。今日より始めて、日本の政道、悉く　帝王の御實職を被レ爲レ行、傍ら日本半國の力を以て、大内裏御造營可レ然、北〔此カ〕觀を不レ示んは、　帝王の尊きを不レ知、尊王の道是より大なるはなし。幕府も亦、征夷の職一日もゆるかせに不レ可レ爲、方今兵備の急務、攝海に出べからず。日本半國の力を以て、巨大嚴重の砲臺を築き、大艦巨熕を設け、彼好意を以來れば、是と和し不法を以來れば、忽ち之を討ん。武臣攘夷の道、是より盛なるはなし。尊王攘夷の實體を立てば、國體なとか立たざらん、外夷憂るに不レ足。今や國家紛亂、天下忠勇義烈之士、憤焔切齒慷慨之溢るる所は、ひと

へに上　帝王の體なく、幕府征夷の實なく、外夷怒れば此に恐れ、喜べば此に阿り、云ふ儘に従ひ、請ふ儘に許して、迫られて不レ得レ止開く。是故に　皇威日々に縮り、萬民費弊に苦む。治亂の根由、一視して瞭然たり。嘆息の至りに不レ絶。餘輩、草野の鄙見と云共、積年國事に關て粗大道を知故に、是の議を起して、同志に示す。餘輩が至らざる所は、英明之教諭を待ん而已。

六月廿日〔慶應三年〕

後藤の論ずるところは、大局から見た堂々たる意見である。大政は固より朝廷に綜攬あらせられ、幕府は征夷將軍の府たる重任を完うするに在り。その爲に、日本全國を半分にわけ、一半を以て朝廷に充て、一半を以て幕府外夷の難に備へようといふのである。

朝・幕共立といふのが、土佐藩の希望であり、後藤の案も、之れから割出され、これから出發してゐる。大政奉還は尊皇論の結論で、上下兩院論は、幕府救濟論の變形とも見られる。

【十二】後藤象二郎の上下兩院論

後藤は藩侯の退京を聞いて頗ぶる失望したが、伊達伊豫守に面謁して、その主張するところの、所謂る上下兩院制度なるものの内容を説述した。

その要領とするところは、第一には德川氏が政權を奉還して、皇政を復古すること、第二は政府を上下の兩院

に分ち、公卿・諸侯を初め、天下の有志、庶民に至るまで、賢を擧げ才を集めて、公平に國政を議せしむるといふにあつた。

＊　＊　＊　＊　＊

此際における、後藤象二郎の登場は、慥かに新人材の登場である。此時彼れは丁度三十歳で、板垣より一歳年少で、男盛り、働らき盛りであつた。試みに慶應三年における同志の年齢を比較して見ると、

薩・長・土三藩の倒幕運動關係者年齢（慶應三年）

西郷吉之助	【四十一歳】	文政十年十二月七日生
大久保利通	【三十八歳】	天保元年八月十日生
木戸準一郎	【三十五歳】	天保四年六月二十六日生
阪本龍馬	【三十三歳】	天保六年十一月十五日生
板垣退助	【三十一歳】	天保八年四月十七日生
後藤象二郎	【三十歳】	天保九年三月十九日生
中岡愼太郎	【三十歳】	天保九年四月生
山縣有朋	【三十歳】	天保九年四月二十二日生

伊藤博文【二十七歳】天保十二年九月二日生

大山巖【二十六歳】天保十三年十月十日生

品川彌二郎【二十五歳】天保十四年閏九月二十九日生

となつてゐる。西郷最も年長であつて、數へ年にして四十一歳に達してゐるが、他は大概三十臺、高杉、伊藤、大山、品川に至つては二十臺である。若し風雲に乘ずるにおいては、少壯にして如何に人間が活躍するか、而して又た如何に大任に堪へ得るかは、是等諸人材の活躍振に見て判明する。若し眞に人材を活用するとせば、國家は宜しく二十臺、三十臺の新進人材を登用し、之れに自由の天地を與ふべきである。青年の活躍する國家は榮え、老人の頑張る國家は衰ふ。事を爲すに當り、思慮は周密なるを要し、手腕は老錬なるを要し、之れを爲すは經驗と年齢とを積むを要するも、斷行の勇は青年に限る。その向ふ見ず、無鐵砲さがなければ、活潑潑地の進境は見られぬ。

後藤の如き、板垣の如き、纔かに三十歳となり、三十を越えた許りであるが、薩・長・土の聯合を策し、大政奉還を說き來る、潑剌たる武者振と卓識とを見る時は、全く經驗に乏しい青年とは思はれぬ。殊に後藤には阪本のワキ役が附いてゐるにしても、慶應三年の晩夏、長崎より東上し來り、突如として回天の大策を投じ來るところは、正に壯鯉の三十六鱗を躍らして、瀧登りをするやうな新鮮味と、勇ましさがある。

『續再夢紀事』に、後藤が上京の態度を傳へて、次のやうに記してゐる。

續再夢紀事〔慶應三年七月十六日〕

○十六日〔七月〕　伊達伊豫守〔宗城〕殿、來邸〔越前藩邸〕せらる。今夜は如意嶽に、大の字、加茂川に船、西山にきせる左の字等を顯はせるゆゑ、三階にて御見物の御約束ありしなり。此日、公〔春嶽〕近々歸國御暇願を差出さるる内決の旨を、御咄ありしに、伊豫守殿、最初は少しく御異見ありけれと、結局御據なき筋なれはとて、御同意ありき。又伊豫守申されしは、此頃土藩後藤象次郎上京せしか、後藤は、長崎に在りて、當今の世態、公議會の制度を立らるる外、良法あるへからすと、決心し、容堂在京中、建白すへしとて、急に長崎を發し、出京せしに、容堂既に歸國となりし故、甚失望、拙者方へ來り、云々申出し故、篤と承はりしに、　皇國政事の主權を、朝廷に歸せしめ、其政府を、上院・下院に分ち、公議に據りて、庶政を施さるる樣にとの趣意なりしか、道理は宜しけれども、今日に於て行はるへきや否やは、確認しかたく〔是れが即ち老人の考へといふものである〕則、大隅守〔久光〕へ相談に及ひしに、是も同樣の意見なり。仍て兩人連名にて、去る四日〔七月〕容堂へ一書を發し、象次郎は、其書翰を携へ、土州に赴きたり。從來、激論家の惡みを受け、若、歸國すれば、刺し殺されもすへき形勢なりしか、公議制度の說を唱へ出し已來は、坂本龍馬なとも、大に同意し〔此邊は前後の關係に疎し〕俄に人望を得しよし。到底幕府にて、政權を執らるるも、天下は治りかたければ、死を矢つて、此變革を主張すへきに決心せしよし、云々なり

き。

以て後藤の出所並に主張を察することが出來る。元治元年〔甲子〕二十七歳を以つて、土佐藩の大監察となり、二十八歳にして武市瑞山の獄を斷じ、腹を切らせたほどの怪腕を持つてゐたにしても、容堂の一家來に過ぎぬ。それが堂々と、諸侯に説して、大政奉還、公議會論を唱へ、遂にその所説の如く、時局が開展して行つたのは、見識も高いが、能く風雲に乘じたといはねばならぬ。

後藤の大政奉還論と、上下兩院論とは、兎も角も、當時にあつて、卓然傑出せる時務策論であつたに相違ない。これが後に到つて、土藩の大政奉還の大建白となる下地であつたが、流石に後藤だけあつて、徒らに空論に走りつつあつた當時の皇政復古論に、一歩を進めて、その實現の方法を教示するものであつた。伊達宗城もその意見を聞いて大體において賛成し、島津久光も、亦たその妙案なるに賛意を辭せなかつた。

*　　*　　*　　*　　*

是に於て宗城・久光兩侯の名によつて、容堂の再上京を促がすに至つた。後藤に託して、兩侯が容堂に贈つた書に曰く、

久光・宗城兩侯より山內容堂に與ふる書 〔慶應三年七月四日〕

陳者御家來後藤象次郎、過日上京、其身著眼之事件を以奉レ輔ニ佐貴兄一心得之處、御歸國後に相成、大失望

不レ堪二切齒一樣子、差當り御懇交之兩人故、其旨趣委細致二吐露一、所論は尤にて候。就ては貴兄へ早々可二申上一、其末當否御裁斷可レ有レ之と奉二遙察一候。一旦不レ得レ止爲二治療一御歸國候へ共、象次郎此目的御採用被二下置一候はゞ、爲二王事一被レ拋二御一身一、是非共輿疾御上京候樣願上候由、無二止事一方今御熟知、朝野信任依賴之感應も無レ之、實に國家立國之本末を陳して、開大有爲の略、天下形勢之變革を論じて、決大有爲之機、上は奉レ安二宸襟一、下は救二衆庶之苦一候、實際之至行に至候ては、不二容易一、所謂有二非常人一、然後以可レ爲二非常之功一、今哉六百歲之國體を變通し、洋外各國を壓伏するの鴻業、貴兄の英偉、後藤之忠弼、水魚非レ大二知力一、不レ可レ必二恢復一、迚も庸劣力盡之我輩、不レ及二管見一、不レ能二思量一、貴兄無二出京一候ては、盲者之如レ失レ杖、惘然迷惑之至、是等情實、御憐察被レ下、伏て御勉强所レ希候。心緒無三腹藏一申上候條、御深考可レ被レ下候。恐々頓首。

七月四日〔慶應三年〕　　伊達伊豫守

島津大隅守

尙々本文申陳候御出都之儀、何分にも難レ被レ成、且象二郎建議御裁決有レ之候はゞ、奉命御重臣へ、御處置之諸策、詳悉無レ漏御指揮之末、御密示被レ下度。不備。

といふのであつたが、遂に容堂の再登場を見るには至らずして、他の三侯も各々國に就くに至つたのであつた。

* * * * *

ここに見遁すことの出來ないのは、同一土佐藩内における二個の運動を生じつつあつたことである。その一は

いふまでもなく、板垣・中岡を中心とする勤皇運動で、その二は、新らたに擡頭して來た、後藤の大政奉還運動である。

阪本・中岡は元より故武市瑞山の流れを享くる勤皇黨の人々であるから、その行蔵は、主として討幕維新論に根ざしてゐた。板垣が西郷と結盟した主旨も、亦たこの純勤皇的思想の下においてしてゐるのである。

然るに後藤はその出身の關係において、瑞山の反對した參政吉田東洋の後を享くるもので、その思想は權勢的であり、公武合體論の主張においてしてゐるのである。藩主容堂侯は固より公武合體論者であるから、中岡・板垣等の策してゐるやうな、急激な革新を快よしとして居らぬ。殊に薩長とグルになつて、討幕の擧兵をやるなどといふことを、好まう筈はない。

土佐藩に動いてゐる、如上二個の運動が、維新の活舞臺に際して、如何なる活動を示したかは、興味ある觀察點であるが、それは本文に必要を認めないので、之れを詳述することを避けるが、後藤の運動が、如何なるものであつたかといふことと、西郷が、この兩派の擡頭に、如何なる態度を執つたかに至つては、少しく之れを顧みるの必要がある。

【十二】 阪本・後藤の八大建策

薩長聯合に對する土佐派の人物配置は、自ら二派の形を造つてゐた。一つは西郷と板垣との提携で、倒幕軍の

中堅を爲すもので、議論よりも實行に重きを置いてゐた。丁度中岡が滯京中であつたところから、中岡が西郷・板垣の提携に力を盡し、倒幕論で押し薄まつて居つた。

土佐の他の一派は、いふまでもなく後藤の大政奉還論であつた。後藤が長崎にゐるころ、同じく長崎に滯留してゐたのは阪本龍馬であつた。いろは丸事件から紀州との間に葛藤を生じ、之れが解決をつけて兩人が上京したのが、即ち六月十三日であつた。

後藤の公議制度論は、實は阪本の立案するところで、阪本が之れを後藤に授け、後藤をして一旗あげしめようとしたのであつたやうだ。阪本・後藤の公議制度論が、長崎滯留中に出來たものか、或ひは上京後案出されたものであるかは、少しく不明であるが、兎に角、阪本がこの案文を作成したのは、上京後のことである。

當時、中岡の日記に依ると、

中岡愼太郎日記（慶應三年六月）

十四日（晴）西山氏出立〇聞昨夜後藤象次郎上京〇此夜鳥尾（小彌太）田中（光顯）と曙亭に邂逅し、予獨此亭に宿す。

十五日（晴）後藤面會。聞昨夜政府議論決す云々〇才谷（阪本）面會。土州イロハ丸一件紀州償金出す云々。

十六日（晴）西郷、吉井を訪ふ〇明、山（山縣）品（品川）田（田中）等歸西之事〇吉田、深瀨に生庄に會す。

十七日〔晴〕　朝、船越〔衞〕を訪ふ〇田中等西下。

十九日〔晴〕　後藤薩藩邸に會す。夫より薩邸に行〇此日藝州建白成る。

廿日〔晴〕　三樹に遊ぶ〇此日後藤、小松に至る。

廿一日　毛利等著。

廿二日〔晴〕　三樹の會、小〔小松〕西〔西郷〕大〔大山〕等來る。

とあるのに依つて見ると、後藤が六月二十日、薩州の邸に小松帶刀を訪うた時には、旣に此の建策を齎らしてゐるのであるから、阪本が立案を爲して、之れを後藤に示したのは、少なくとも六月十五日以後、十九日までの四五日の間においてしてゐるに相違あるまい。

阪本が長岡謙吉をして草せしめた、公議制度建設の八大策は、次の如くであつた。

公議制度八大建策〔慶應三年六月〕

第一義　天下有爲の人材を招致し、顧問に備ふ。

第二義　有材の諸侯を選用し、朝廷の官爵を賜ひ、現今有名無實の官を除く。

第三義　外國の交際を議定す。

第四義　律令を選み、新に無窮の大典を定む。律令已に定れば、諸侯伯皆此を奉じて部下を率ゆ。

第五義　上下議政所。

第六義　海陸軍局。

等七義　親兵。

第八義　皇國今日の金銀物價を外國と平均す。

右豫め二三の明眼士と議定し、諸侯の會盟の日を待つて云々。〇〇〇自ら盟主となり、此を以て朝廷に奉り始て天下萬民と共に公布云々。强抗非禮。公議に違ふ者は斷然征討す。權門貴族も假借することなし。

長岡の原文には、更らに第九・第十・第十一の三ケ條があつたといふが、今は傳はらぬ。

＊　＊　＊　＊　＊

如上は恐らく阪本の原案に相違あるまい。明らかに倒幕といふ文字は用ゐてゐないが『强抗非禮、公議に違ふ者は、斷然征討す』といふものは、明らかに慶喜の進退を指ざしてゐるものに相違ない。

中岡・板垣等の考へは、薩州と相呼應して、直ちに倒幕の軍を起すにあつたが、阪本が後藤と提携してやらうとしてゐるところは、

【一】先づ德川慶喜をして政權を奉還せしむること。

【二】慶喜若し之れを肯んぜずば、その時堂々と征討の軍を起すこと。

といふの順序においてしてゐる。何ういふ譯で、阪本が中岡、板垣の倒幕論に足を控へて、大政奉還論で押し出

したかは、研究に値ひする。それは本篇の重要目的ではないから、深くは探らぬが、要するに、阪本には次のやうな考慮があつたと思はれる。

【第一】には、容堂を中心に押し立てての、土佐藩獨自の立場を作るの考へである。中岡・板垣のやうに、薩と一緒に仕事をしては、遂に薩の支配するところとなつて、土佐藩は、到底獨自の境地を拓くことは出來まい。無暗に薩州の尻馬に乗つて倒幕をやることは、第一容堂侯が承知せぬ。藩主の承知しないことを有志者のみでやつては、どうしても大きな渦を卷くことは出來ない。そこで公武合體の變形した大政奉還論となつたのであるまいか。

【第二】には、兵略上から、急激な倒幕軍の成功を危ぶんだことである。それは阪本が幕府の海軍力に著眼したからであつた。阪本は嘗て勝の海軍所にも居り、自ら海援隊を率ゐてゐる關係上、幕府の海軍力が何程の威力あるものであるかを知了してをつた。阪本が上京後、直ちに中岡に說いたところによつても、彼れは薩・長・土が陸兵を主として、京攝の間に兵を擧ぐる際、幕府の海軍は、必らず攝海を封鎖するであらうことを注意してゐる。

大要これらの諸點から、阪本は後藤を說いて、政權奉還進言の段取りを進めたものと思はれる。

曩に阪本の原案と思はれる八ケ條の要義は、次のやうな文體において傳へられてゐる一文がある。恐らくこれは、後藤の手に入つて後、多少文句に修正を加へられたものではあるまいか。本文の末段が、建白の體を帶んで

ゐるのも、その然るを思はしむる證左の一つである。

八大建策の別種草案〔慶應三年六月〕

一、天下の政權を朝廷に奉還なさしめ、政令宜しく朝廷より出づべきこと。
一、上下議政局を設け、議員を置きて萬機を參賛せしめ、萬機宜しく公議に決すべき事。
一、有材の公卿諸侯、及び天下の人材を顧問に備へ、官爵を賜ひ、宜しく從來有名無實の官を除くべき事。
一、外國の交際、宜しく廣く公議を採り、新に至當の規約を立つべき事。
一、古來の律令を折衷し、新に無窮の大典を選定すべき事。
一、海軍宜しく擴張すべき事。
一、御親兵を置き、帝都を守衞せしむべき事。
一、金銀物價、宜しく外國と平均の法を設くべき事。

以上八策は、方今天下の形勢を察し、之を宇內萬國に徵するに、之を捨て他に濟時の急務あるなし。苟も此策を斷行せば、皇運を挽回し、國勢を擴張し、萬國と竝立するも亦敢て難しとせず。伏て願くは公明正大の道理に基き、一大英斷を以て、天下を更始一新せん。

とあるのがそれである。此の文面によれば、曩の原案に比して、政權奉還、公議輿論の意味が、より一層明確に

說示せられてゐる。

【十三】薩・土・藝の三藩盟約（一）

土佐有志の『噲々堂』會同

斯くして阪本・中岡は之れを薩藩に說き、後藤は土佐藩參政由比猪內、大監察佐佐木三四郎等に協議して藩論の一決を見たので、いよ〳〵六月二十二日、京都三本木の一旗亭で、西鄕・小松・大久保等と會同して、左の如き結盟覺書を作成するに至つたのである。

主旨（慶應三年六月）

一、國體を協正し、萬世萬國に亙りて不レ耻、是れ第一義。

一、王制復古は論なし。宜しく宇內形勢を察し、參酌協正すべし。

一、國に二帝なし。家に二主なし。政刑唯一君に歸すべし。

一、將軍職に居て政柄を執る。是れ天地間有るべからざるの理也。宜しく侯列に歸し、翼戴を主とすべし。

右方今の急務にして、天地間常有大條理也。心力協一にして、斃て後已まん。何ぞ成敗利鈍を顧みるに暇あ

らんや。

皇慶應丁卯六月

大政奉還に關する土藩の運動は、頗ぶる熱烈を極むるものであつた。それにはいろ〳〵の理由があつた。それは大政奉還論が、土藩獨自の主張であることが、第一の理由であつた。薩の倒幕專門からいふと、少しく手ぬるい嫌ひがあるが、德川家と深緣を持つ土藩としては、絕妙の境地であつたからである。萬一慶喜が大政の奉還を拒否するにおいては、その時初めて、倒幕の軍を起すといふのであるから、暗打ちの批難は、之れを免かれることが出來る。のみならず、薩の後塵を拜するの形となる恐れもない。

かういふ諸點が、土藩をして大擧して大政奉還に猛進せしめた理由であつたらう。薩・土の盟約が成立した翌二十三日の夜、阪本・中岡・佐佐木・毛利〔恭助〕を初め、土藩の重要人物が『噲々堂』に會同した時にも『引くに引かれぬ一大場合』であるとは、異口同音に呼應せられたところであつた。

『噲々堂』會同の容子は、佐佐木三四郎の日記によつて、その席上の風動を察することが出來る。

佐佐木三四郎日記〔慶應三年六月二十三日〕

二十三日〔晴〕　貸席亭松本に會議す。大政返上云々の建白を修正す。夫より毛利恭助同伴にて、才谷梅太郎〔阪本〕石川誠之助〔中岡〕兩人の意見を聞く爲め、噲々堂に密會す。夜に入り歸宿す。今夕大雨雷鳴あり。

此日才谷曰く『吾が藩は是迄幾度も藩論變じたる故、薩藩も未だ疑念解けず、此度は充分目的相立て、變換無レ之を要す』と。自分（佐佐木）曰く『尤なる事也。然れ共此度最早時勢も切迫せる上に、後藤を初め、是迄の佐幕派も、大政返上は孰れとも踏込まねば、不ニ相立一場合に乘込み候間、何とか充分の芝居は出來べし。安心あれ』と。才谷笑て曰く『何か又芝居出來るとは名言なり。何にても宜敷、一芝居興行すれば、夫より事始るべし』云々。才谷・石川兩人の考にも、大政返上等の事を、我藩主張し、其の主人と相成候はゞ、薩藩も必らず信用すべし。薩長人も土佐より何か主人に成る事を出し候事を望むならん。是は引に引れぬ場合に立ち至らしむるのに、心算あらんと思ふなり。充分盡力ありたし。と云々。

土藩有志の心胸を察するに、好個の史材である。

【十四】薩・土・藝の三藩盟約（二）

成立せる三藩聯合の盟約書

更らに土藩士、福岡孝悌が起草したる左の『約定書』は、藝・薩・土藩との間に取り換はされたが、後藤と辻將曹、船越要之助、寺尾淸十郎の藝藩諸有志との間に、會議されたのは、六月二十六日であつた。土・藝兩藩の結盟が出來て後、更らに之れを薩藩に齎らしたのであるが、薩の西鄕は、一字をも改めず、之れに同意した。『約

定書』に曰く、

約定書〔慶應三年六月〕

一方今皇國の務、國體制度を糺正し、萬國に臨て不レ耻、是れ第一義とす。其要王政復古、宇内の形勢を参酌して、下後世に至て、猶其の遺憾なきの大條理を以て處せしむ。國に二王なし、家に二主なし。政刑一君に歸す。是れ大條理なり。我皇家綿々、一系萬古不レ易、然るに古郡縣の政變じて、今封建の體となり、大政遂に幕府に歸し、上皇帝あるを知らず。是を地球上に考ふるに、其國體制度、如レ此者あるを知らず。然則、制度一新、政權朝廷に歸し、諸侯會議、人民共和、然後庶幾は以て萬國に臨て不レ耻、是を以て初て我皇國の體、特立する者と云ふべし。若し二三の事件を執り、喋々曲直を抗論し、朝幕、諸侯倶に相辯難、枝葉に馳せ、小條理に止り、却て皇國の大基本を失す。豈に本志ならんや。爾後熱心公平、所見萬國に存すべし。此大條理を以て此の大基本を建つ。今日堂々諸侯の責のみ。成否顧る所にあらず。斃て後已まん。今般更始一新、皇國の興復を謀り、奸謀を除き、明良を擧げ、治平を天下に求め、萬民の爲めに、寛仁明恕の政を爲さんと欲し、其法則を定むる事左の如し。

一天下の大政を議する全權は朝廷にあり。我皇國の制度・法則、一切萬機、議事堂より出るを要す。

一議事院を建立するは、宜しく諸藩より其入費を貢献すべし。

一議事院、上・下を分ち、議事官は上公卿より、下庶民に至るまで、正義純粹者を選擧し、尙且、諸侯も自今其職掌にて、上院の任に充つ。

一將軍職を以て天下の萬機を掌握するの理なし。自今宜しく其職を辭し、諸侯の列に歸順し、政權を朝廷へ歸へすべきは勿論なり。

一各港外國の條約、兵庫港に於て、新に朝廷の大臣、諸大夫を集合し、道理明白に新約定を立て、誠實の商法を行ふべし。

一朝廷の制度・法則は、往昔より律例ありと雖も、當今の時勢に參し、或は當らざるものあり。宜しく弊風を一新改革して、地球上に愧ぢざるの國本を建てむ。

一此皇國興復の議事に關係する士大夫は、私意を去り、公平に基き、術策を設けず、正義を貴び、既往の是非曲直を不レ問、人心一和を主とし、此の議論を定むべし。

右約定せる決議の上、盟約は、方今の急務、天下の大事、之に如く者なし。故に一旦盟約決議の上は、何ぞ其事の成敗利鈍を顧みんや。唯一心協力、永く貫徹せん事を要す。

* * * * *

要するに是等の盟約は、阪本が後藤に示した八大建策に基づいたもので、阪本の原案が、一切の母體となつてゐるといへる。大政奉還論は、必らずしも阪本の創案のみではなかつた。慶喜の腹心の臣であつた、原市之進の

如きも、副島、大隈の建議に聞いて、早く耳を傾むくるところがあつたといふ。

されど意見のみならば敢へて珍とするに足らぬ。意見を意見として祭つておかず、考へたことは直ちに實現しようとし、猛然として之れが實行に突進して來たところは、何としても阪本を推し、後藤を推さなければならぬ。熟〻阪本の出所を見るに、薩長聯合においても、大政奉還においても、之れを發案し、創意するのは、何時でも彼れの腹中においてせらるるが、いざ實行となると、彼れは必らず之れを他人に附してゐる。薩長聯盟を木戸・西郷に託し、大政奉還を後藤に遣らせた如きが、卽ちそれである。阪本が夫の八策を後藤に授けた如きも、之れを知る者は、後藤、阪本、中岡ぐらゐのもので、福岡孝悌の如きすら、御一新の後まで、全く後藤の案に成るものとのみ思つてゐたといふ。自から筋書を作り、功名を他人に讓るところは、大器量人でなければ、到底出來難いところである。

阪本は到るところにおいて、風雲を捲き起した。しかし、名優を選んで之れを推し、自分はいつもワキ役でおさまつてゐた。

西郷の心境を以つていへば、『齊シキ過チハ之レヲ已レニ沽ヒ、同ジキ功ハ之レヲ人ニ賣ル』といふところで、いつも洗錬された道義的精神から、湧き出て來るのであるが、阪本のは、てんでそんな事は考へて居らぬ。天性、自誇心のない男である。『自カラ之レ鳳凰臺上ノ客。眼、高ウシテ見テ黄金ニ至ラズ』底の人物である。

第二章　倒幕維新に邁進する西郷吉之助

【一】西郷吉之助の倒幕決意

西郷の考ふるところと、後藤の考ふるところとは、大同にして小異であつた。故に或る程度まで提携もし、進んでは臂を把つて、回天の偉業を倶にしようともした。しかしながら、小異は小異であつても、その小異の筋道をたどりたどると、そこに明らかに二道の岐れがあり、距たりがあつた。

西郷は惟へらく、皇政復古は即ち倒幕で、倒幕の壯擧なくして、皇政維新の遂げやうはないと。故に、西郷を中心とする薩藩の歩調は、歩武堂々、一路倒幕に向つて勇往し、邁進した。西郷等が明らかに倒幕の決意を確かめたのは、慶應三年〔丁卯〕四侯會議の失敗後においてしてゐる。

幕府の頼むに足らないことは、夙に屢次西郷の知了するところであつた。殊に長州征伐の不首尾、兵庫開港の無策なるに至つては、殆んど匙を投ずるの外はなからしめた。

西郷の四侯會議提唱は、元とその源を溯及すれば、故主島津齊彬の遺圖にまで、上ぼらなければならないが、當面の問題としては、將軍一家の無力なるを觀破し、之れに代つて四侯會議の一中心を作るにあつた。故に四侯會議なるものは、諸侯政治であつて、此の諸侯政治は、德川家翼賛の意味における諸侯、所謂豐臣家における、五

大老的のものではなくして、將軍政治に代はらしむる爲めの、諸侯會議であつた。

かかる意味によつて、繰り出された四侯會議が、幕府の專權的威力によつて、水泡に歸し去つた以上、兵力を以つて幕府を倒し、皇政の復古を期するの外はないのは、旣に業に明瞭なる結論であつて、又た必然の趨勢であつた。

西郷における倒幕の決意は、歷史的の順序があつて、茲に至るまでには、幾多の紆餘曲折があり、之れに織り込まれたる久しき歲月があるが、いよ〳〵倒幕の實彈を込むるに至つたのは、四侯會議不成功の前後であつた。

慶應二年〔丙寅〕の末年において、土藩士阪本・中岡の斡旋によつて、薩長聯合が出來、之れに板垣が加はつて、薩・長・土の提携が出來たのは、いふまでもなく、倒幕の大目的を確立したからに相違ないが、四侯會議にして、若し西郷の意圖の如く進行したならば、倒幕の機勢は、しばらくその時機を遲くらしたに相違ない。此の意味よりすれば、四侯の殿樣會議が實を結ばなかつたことは、倒幕の機勢を早やむるものとなつたことを、爭ふことが出來ない。

*　　*　　*　　*　　*

土佐派の運動は、慶應三年〔丁卯〕において、明らかに後藤派、板垣派の二運動に岐れ、板垣は西郷の實彈主義に共鳴して、土佐兵の上京を策しつつあつたが、後藤はやや之れと異り、平和手段を以つて、皇政を囘復しようとしつつあつた。

後藤の大政奉還論は、主として慶喜それ自身の爲めに、尤も賢明なる進退を擇んだものであつて、倒幕といふよりも、寧ろ佐幕的空氣が濃厚であつた。佐幕といふのが嫌ならば、佐幕的勤皇といつてもよい。山内家と德川家との特殊關係が、土藩をして、血を以つて染めなすやうな、薩・長兩藩のやうな、鮮やかさを示すことを得なんだ理由でもあつた。

後藤は——後藤の代表する土佐藩は——どこまでも平和を欲した。それは深緣ある德川に、我れより進んで刄を擬するに忍びなかつたが爲めである。之れに反し、西鄕は驚天動地の大波瀾を欲した。日本邦土をあげて焦土と化し、荒野となるやうな、一大慘劇を期してをつた。同胞相食むを欲するのではないが、千古未曾有の一大試錬を經るにあらざれば、生やさしい口先の議論で、皇政維新といふやうな、新天地が打開し得られるものではないと確信したのである。

西鄕が後年、明治の聖世となるに及んで、常に人に語つて『明治の御一新は、餘りに安產に過ぎた』といつてゐたのは、當年倒幕の大偉業において、日本全土に向つて、一大苦惱を豫期して居つたからに外ならぬ。

千尺の綸を垂るるにあらざれば、以つて大海の巨鱗を釣ることは出來ない。大艱難を乘り越え、大動亂を平定し來るにあらざれば、百世不動の大國家を建設し來ることは出來ぬ。斯くの如きが、實に、我が大西鄕の心底であつた。

口舌の辯を以つて、巧みに時局を轉開せしむるといふが如きは、西鄕の欲するところではなかつた。故に彼れ

は、倒幕の言ふに易く、行ふに難きを、熟知し、得了して居つた。

固より薩一藩の死力を以つてしても、之れを實現するの底力は持つて居つたが、勤皇諸藩の聯合力を盡し、必死の軍を以つてするにあらざれば、容易く成し遂げ得らるるものでないことを、痛感して居つた。

西郷が率先して、西侯を遊說し、勤皇の大志を振起させようとしたのも、一に皇政復古の一大難事であることを覺悟したからであつた。

後藤が公議制度論を持ち出して來た時、西郷が何程まで之れに共鳴したかは、俄かに論斷し難い。しかしながら、西郷の目的とするところが、皇政を古へに復へし、將軍家を廢して、天皇親政を實現するにある以上、後藤の公議制度論は、その實現を期する、一つの方法であることは、いふまでもない。

西郷が後藤に快諾を與へ、先づ藩主山内容堂に說かしめ、藩論を一定して乘り出して來るやうに奬めてゐるのは、後藤そのものに何程の期待を持つたかは別として、西郷が土藩の蹶起を促がすの切なるものがあつたことを否定する能はぬ。

西郷はどこまでも實力を必要とした。議論畢竟世に效なしとしたには相違ないが、彼れは飽くまでも凡べてを抱擁しようとした。短兵急に迫まらうとせず、大軍を荒野に起し、機運に乘じて大勢を動かさうとした。

【三】西郷と山縣及び品川

當時勤皇を叫ぶの士は多かつた。しかしながら一藩を擧げて勤皇に猛進する者に至つては、實に數ふるに足らないものであつた。薩といひ、長といひ、土といひ、肥といひ、藝といひ、闔藩勤皇に傾むくの諸藩においてすら、意志の厚薄、結合の濃淡があつた。皇政復古卽ち倒幕の壯圖を抱き、兵力に訴へても、天下を一新しようとするの意氣を有したものは、何といつても、薩と長との二藩あるのみであつた。

西鄕が如何に長州に打ち込んでゐたかは、四侯會議の後において、彼れ自から長州に乘り込んで、倒幕擧兵の方策を講じようとしてゐる事實によつても、之れを察することが出來る。

薩長聯合は出來たといふものの、長州派はまだ〳〵薩の肚を危ぶんでゐる。薩が幕府と手を切つて、長州と共に勤皇の誓約を結んだものの、彼れ果して如何なる本心であるかは、長州人士の容易に肚を許るさぬところであつた。殊に高杉輩下の奇兵隊の諸勇士は、どこまでも薩賊會奸の仇讐を忘れぬから、木戸の薩長聯合を以つて、長州を賣るものだと考へてゐたものが多かつた。

そこで木戸等は、奇兵隊の軍監山縣狂介をして上京せしむることにし、彼れをして薩藩周旋の事情をさぐらせる一方、西鄕、大久保等の間に交游せしめて、その蒙を啓らかしめようと考へた。

山縣が鳥尾小彌太を帶同して、薩藩の伊集院金次郎、中村半次郎〔桐野利秋〕に案内されて上京したのは、後藤入京より、凡そ一ケ月以前、五月二日〔慶應三年〕であつた。

山縣等は猶ほ半信半疑の目を以つて、薩藩の行動を凝視しつつあつた。品川は山縣よりも先きに、中央の舞臺

に乗り出して居り、殊に木戸と同席で、薩長聯合の會議にも連なつた經驗があるから、山縣ほど頑固でなく、就中、西郷の人物に至つては、夙に推服するところがあつた。品川は山縣・鳥尾の新入生を率ゐて、西郷・大久保・小松等の、薩藩の中堅人物に引き合せ、薩藩が何ほどの程度に、倒幕の決意を爲しつつあるかを見學せしめた。

西郷は早くも山縣に著眼し、大久保・小松等と協議して、彼れを久光に謁見せしめ、藩侯直々に、薩藩の意のあるところを通ぜしめようとした。そして山縣等が歸國するの後、西郷自から進んで、長州に赴く手筈をした。

六月十六日〔慶應三年〕附を以つて發せられた、山縣等の復命書は、此間の事情を知るに足るものがある。

山縣・品川の復命書〔慶應三年六月十六日〕

防長御處置、並兵庫開港一件、順序相立て御處置有レ之度、四藩より建言之次第も有レ之候處、五月二十五日に至り、遂に一橋が暴斷を以て、兩條ともに勅許相成候に就ては、天下の形勢も、豫て相分り候に付、一先づ歸國し、事情篤と報知仕候間、萬事尊藩御見込の處、無二腹臟一拜承仕度段述べ候處、御相談致度儀も有レ之との事にて、隅州公〔久光〕へ拜謁の旨申來候。此段強て相斷候處、西郷吉之助を以て、是非共、相對の儀申述べ候に付、不レ得レ止、拜謁仕候處、隅州公より、今般、土・越・宇、申談、一同上京、皇國の御爲に微力を盡し候へ共、建言の旨趣、御採用も無レ之、幕府反正の目途とても無レ之事に付、今一際盡力の覺悟罷在候。右に付、近日吉之助へ申含め、御地へ差越候間、其節は何も御指揮、且御許容被二成下一候樣、申上呉候樣と

の事にて退出す。其後、西郷同伴にて、小松帶刀の僑居へ集會し、西郷・大久保・伊地知列座にて、小松曰く、今日は主人よりも御話し仕候通り、幕府の譎詐奸謀、尋常の盡力にては、迚も挽回之期有レ之間敷、就而は長・薩連合、同心戮力致し、大義を天下に鳴し度き弊藩一定の見込・御熟談可レ仕候間、無二腹臓一御氣付の事件、御指揮被レ下度、就ては不日吉之助差出し、御國一定、不拔の廟議・戰略・謀計等は、豫め不レ可レ期候へども、一定の御見込の御廟算は、如何相立居候哉と尋問候處、先づ朝廷御守衛を專一に致し、天勅を奉請し、幕府年來の罪逆を正し、いづれ朝廷の御基本相立て度、就ては御廟議御決の上、西郷氏御來國の節は重役共より御示談可二申上一とて、何れも退散す。

六月十六日〔慶應三年〕　山縣狂介
品川彌二郎

品川・山縣等は、長藩代表といふ、公然の上京ではないから、島津久光との會見は、一應、堅くお斷りを申上げた。併し西郷は、熱心に之れを勸說した。西郷は、是等長藩の少壯有爲の士と、充分の疏通を計り、提携を密ならしむる必要を感じてゐたのと、既に決意せる武力倒幕の大擧を、主として長藩に依賴せんとする意嚮が、旺盛であつたからであつた。

茲において、兩士も、西郷の熱請默し難く、六月十六日〔慶應三年〕遂に久光に進謁するに至つてゐる。而して久光は、親しく卽今の時勢、及び薩藩進出の決意を述べたる上、

『就いては不日西郷を尊藩に派遣して、親しく藩主御父子にも拜謁をお願ひ致さうと存じてゐるから、その節は、宜しくお取なし下され度い』

と、鄭重に述べてゐる。之れに依つて、品川・山縣等が、如何に力強く思ひ、且つ感激したかも、察せられる。

西郷はその足で、直ぐに兩人を、小松帶刀の邸に案內し、そこで、大久保・伊地知〔正治〕とも會合して、更ら細目に亙つて談合するところがあつた。

此の會合の席上で、西郷・小松・大久保等が、品川・山縣に縷陳したところは、

一　四侯會議の結末でも、旣に充分判つてゐるやうに、幕府の遣り方は、奸惡隱險を極めて居り、最早や幕府そのものを救濟する途はない。

二　幕府に對する我が薩藩の態度は、武力を以て討伐するの外はないと考へて居る。そして藩論も旣に之れに一決致してゐる。

三　就ては長州藩と同心協力して、武力的倒幕を實行したいと存ずるが、之れに關する貴藩の御意見・御方針等、どうか腹臟なくお示しが願ひ度い。

四　兎も角、事は機密を要すると同時に、極めて重大であるから、我が藩から西郷を代表者として貴藩に差出すゆゑ、其節は何分貴君等からも御周旋が願ひ度いし、又た一足先に歸藩せられたならば、充分我が藩の意嚮をお傳へ下さい。

といふにあつた。

且つ此の席上で、長藩では武力倒幕に闘し、如何なるお考へであるかとの問に對しては、兩士は、

一　先づ朝廷の大基本を確立するといふことが第一要件のやうに存じます。就ては我々は、朝廷御守衛を第一義といたし度いと存じます。

二　随て幕府を責むるにしても、討つにしても、孰れにしても、先づ天勅を仰いで、大義名分を明らかにし幕府の罪を天下に鳴らすことが、肝要至極と存じます。

三　孰れ我々歸藩の上は、右の次第を報告し、藩の重役にも告げ、藩論を一定致しおく積りであります。

四　随つて西郷氏御來藩下さるる際には、藩の重役共より、委細お答へ申上ぐるやう、運んでおきませう。

との意味を答へてゐる。

兩士の回答は、西郷の將に云はんとするところで、流石に松陰門下の秀才たるに耻ぢぬ。

斯くて山縣等は、六月二十一日、薩摩の汽船、豐瑞丸に護られて出航し、翌六月二十二日に三田尻に上陸して、直に山口に歸つたのである。

此時、淀川を下るに當つて、山縣は詠じて曰く、

さしくだす淀の川瀬の涼しさも
　　月にとまではおもはざりけり

* * * * *

土佐藩の後藤象二郎が上京して來たのは、山縣等が滯京中の、六月十三日のことであつたが、後藤は阪本と協り、容堂歸藩後の藩論に就いて熟議し、新らたに『公議制度論』を持出して來た。這間の應酬は前章に詳びらかであるが、西郷は、更に之と會商するの必要を生じ、後藤との接衝は、事太だ重大なるものがあるので、彼れの長州行は、隨つて中止せらるるの已むなきに至り、西郷に代つて大久保が、長州行の大任を引受けたのである。そこで西郷は、この變更を通知し、且つ薩土兩藩において諦結された攻守同盟を報じ、這間の事情を述ぶるの一書を裁して、之れを同僚村田新八に託し、曩に公約したる山縣・品川に致さしめた。

山縣狂介・品川彌二郎に與ふる書（慶應三年七月七日）

御一別以來、不レ能ニ御音信一候處、強暑の砌、無ニ御恙一可レ被レ成ニ御座一、珍重奉レ存候。陳者御堅約申上候後、土州後藤象二郎、長崎表より參來、容堂侯御歸國、甚殘念がり、大に發憤致し、大論を立、茲元御合手は雅俗共に同論に歸してしまひ、其上死を以て可レ盡と盟を立候て、弊邸へも談判有レ之候儀にて、實に渡りに船を得候心地致し、直樣同意致候事に御座候。夫故、色々日間取に相成、遲引に及び候儀甚不ニ相濟一、嘸御案勞の筈と、是のみ苦心仕候事に御座候。延引之次第、何卒御海恕可レ被ニ成下一候。右に付ては、後藤より盟約書相認、是を以て議論一決致候手段に御座候故、右之書面差上候に付、得と御覽可レ被レ下候。後藤にも、當

月三日出足、歸國致し候に付、國論決著の成行は、一左右有レ之賦に御座候間、相分次第、又々可ニ申上ー候得共、御出立後、相變候手續の次第申上度に付、右樣御含可レ被レ下候。

別紙後藤よりの書面、御異論之處も被レ爲レ在候はば、何卒村田〔新八〕へ被ニ仰聞ー可レ被レ下候。尙御國論之處も、不レ苦分は御洩被レ下度奉レ希候。餘は細大、村田より御聞取被レ下度文略仕候。是非小生可ニ罷出ー筈の處、雜事紛々、難ニ相逃ー不レ得レ止次第に御座候間、宜敷御汲取可レ被レ下候。此儀荒々奉レ得ニ貴意ー候。

恐惶謹言。

七月七日〔慶應三年〕　　西郷吉之助

山縣狂介樣

品川彌二郎樣

〔別紙薩・土兩藩盟約書は前掲せるを以つて玆には略す〕

西郷がその西下を中止して、後藤の新運動に引掛つたことは、西郷が後藤をして、土藩を動かす新機運を作るに、如何に重きを置いたかを察することが出來る。

* * * * *

西郷は、後藤との接衝の爲に、屢らく滯京の已むなき事情となつたので、一應、村田新八を代理として、長州に遣はすことになつた。

岩國藩士、稻葉八郎左衞門は、山口詰となつてゐたが、長藩御直目付、柏村數馬から、京阪の動靜は、巨細に聽取しつゝあつた。勿論、山縣・品川等の上京後における、薩藩との交渉の結果も、略々之れを諒承してゐた。彼れが七月十八日附を以て、岩國藩に致したる報告書中に、後藤上京、西鄕接衝の風聞を傳へてゐる。參考の爲に、之れを左に錄しておく。

稻葉八郎左衞門の報告書〔慶應三年七月十八日附〕

前略。昨十七日、御直目付柏村數馬より、村田新八罷越候次第申越、委曲は、境氏え内翰にて得二御意一候。今十八日、右一禮旁、柏村宅え罷越、上國之形勢問合候處、數馬申分左に、

上國も肥後世子公歸國、（肥前閑叟公上京）、於二都合一は、境氏、山縣杏〔狂介〕等滯京中と相變義も無レ之、其後、土州藩後藤象二郎（年二十五六位）と申仁、是は御家老には無レ之、御用人位之仁にて、崎陽〔長崎〕に詰居候處、容堂公滯京に付て存志も有レ之、崎陽より直に上京之處、容堂公には御病氣故、最早御歸國後にて、甚殘念かり候樣子、右存志之次第は、書中にて西鄕え申送置、其身は歸崎か、歸國か、樣子も不二相分一候處、折角大坂に潜伏いたし居候由にて、去る何日（日并を失ふ）上京、西鄕を尋薩邸え參候に付、西鄕致二相對一候處、後藤より、當今之形勢、兵庫開港、長州征伐なと之事件は小き論にて、於二後藤一は左樣には不二相考一趣委曲別紙〔前揭國體を協正し云々の主旨書〕之通演說に付、西鄕より左樣に事參候得は、無二此上一御同意と存

候。乍レ併此議論は御國論御一定に候哉と聞合候得者、土州邸に相詰居候者は、何れも同意に候へとも、國論之處は、於二薩州一、御同意に候はは、早速歸國、十日之内に國論を定め、上京再會可レ致との申分にて、遂に歸國に相成候由、西郷も何れ山口え罷越事には候へとも、多端手も不レ被レ拔故、先つ右之處報知旁、新八〔村田〕罷下候。

西郷・後藤の此間の史實を論ずるものの中に、西郷は最初より、あまり後藤の論に乗り氣でなかつたことをいへるものもあるが、それは些か後事を以つて前事を推測するものではあるまいか。後に西郷は土藩の信ずるに足らぬを感じたには相違ない。しかしながら、後藤が、慶應三年〔丁卯〕の六月に上京した折には、西郷は充分に、後藤に乗り込んでゐたに相違あるまい。前段山縣・品川への書簡中にも『渡りに船』といふ言葉があるから、西郷が維新回天の武力を振ふに當つて、土藩の盟約を有難く思つたことは、言外に見えてゐる。

況んや後藤とは初對面であつても、後藤の背後に阪本龍馬があり、後藤なれば山内容堂を説くの力があることを、西郷が見遁がさぬにおいてをやである。後に阪本・中岡の兩雄共に凶刄に殪れ、土藩の出所がいよ〳〵佐幕的色彩を明らかにするものがあるに至つて、西郷は重きを、土佐に置かなくなつたのではあるまいか。

【三】 西郷の長州行中止と吉川經幹

西郷が、一先づ山縣・品川に内意を含めおき、軈て自から長州へ乗り込むといふ一事は、ひどく長州藩をして

待望せしめつつあつた。問題は愈々薩・長の主力を以て、京都を占據し、勢ひに從つて、幕府討伐の軍を發しようといふ、重大密謀の爲であつたからであるのは言ふまでもないが、當時、西郷の重望は、長州人士の景仰措かざるところとなつてゐたからである。

支藩岩國は、征長當時から、西郷と應接し、その人格に夙に服するところある吉川經幹の藩で、西郷下向の報は、早くも岩國藩士を欣喜せしむるものがあつた。

六月二十八日夜、岩國藩御用人より、山口詰の稻葉八郎左衛門に送つた達書に、その一端が窺はれる。

岩國藩より稻葉八郎左衛門に贈れる書（慶應三年六月二十八日）

前略。京都薩邸、中島文藏より之一封、品川彌二郎、取歸候由にて、被二差越一、受取申候。格別之儀も無レ之候得共、當月下旬え懸け、薩藩西郷吉之助、山口罷越候風聞、内々承り候由。右之趣は、餘程深密之趣にて、文藏〔中島〕より、右樣之儀、報知致候抔と申儀、相知候ては、文藏信義をも失ひ、難二相濟一由に付、左樣相含呉候樣、併なから、西郷山口罷越候得は、御用人方之內、出山相對いたし候はは、上方向之樣子も、相分可レ申由申越候。然に西郷儀、山口罷越候趣、深密と申事に候得は、相對之儀も、差向不都合之事に被レ考候處、深密と申唱は、京都出立邊之事に可レ有レ之哉。又は山口罷越候ても、同樣之譯に可レ有レ之哉。巨細之儀は、難二相分一候處、兎も角も山口著之上、其邊之模樣も不二相分一ては、相對之儀は、決定も難二相成一候儀

と、中合候事に候處、右之次第に候得は、御本家方え聞合等も難ニ相成ー趣に候處、折柄、彌二郎罷歸、文藏より之一封をも取歸呉、猶、金一郎〔境〕滯京中、文藏共に世話にも相成候得は、貴樣之御心得にて、彌二郎え御相對、右邊之御挨拶も有レ之候は、折柄上方向之模樣御聞合、西鄕罷越候邊之趣も御含、色々御咄相有レ之候はは、樣子或は可ニ相分ー歟。若又、彌二郎より、右樣之咄し振も無レ之事に候はは、外御懇意向え御相對、上方向之御咄之序に、西鄕邊之事も、御探索振も、可レ有レ之候間、樣子御內々御聞立、早々被ニ仰越ー候樣存候。云々。

此の文面によつて見ても、西鄕の長州行が、如何に重大な使命を有してゐたかも、亦た如何に、長藩中に大きな響きを與へつつあつたかも、略ゝ之れを察知することが出來る。

西鄕は、品川に向つては、明らかに、自ら長州に出向く旨を、明言してゐる。その品川が齎らし歸つた中島文藏の手簡ではあるが、品川は西鄕のサの字も附言してはゐない。そこで岩國藩廳では、此書の取扱方に關して、大いに當惑した。

中島の書中では、西鄕の下向は、極密の用務を帶ぶるものとして、內報したのであるから、他に之れを洩らしてはならぬ。岩國方面から、之れが漏洩したとなると、第一、中島の面目が潰れる。

そこで山口駐在の稻葉は、岩國に向つて、祕密といふのは、どの程度のことであるか、長州人に對しての祕密であるか。又は外藩、或は薩藩に對してであるか。祕密の分限に就いて問合はせを發し、結局、西鄕が長州藩と

往來してゐる抔といふ風聞が、他藩へ洩れてはならぬといふ意味に落著した。

之れに依つて見ても、西鄕の長州行が、如何に重大な波紋を描きつゝあつたかが察せらるゝ。

*　　*　　*　　*　　*

然るに西鄕は、山縣・品川をして、薩藩の意の存するところ、並に不日、西鄕自身長州に下向して、直々に談判する旨を、長州に傳へしめた一方、當時、在京中であつた、岩國藩士、境金一郞をして、同樣の趣旨を、吉川監物の許に致さしむるところがあつた。

六月末、境金一郞が歸國して來たので、這間の事情が、稍ゝ分明するに至つた。稻葉が山口から岩國へ報道した書簡に西鄕下向問題が、明瞭に記されてゐる。

稻葉八郎左衛門より岩國藩への書簡　〔慶應三年六月二十九日〕

前略。西鄕下向之趣は、境〔金一郞〕氏御承知にて、御歸之次第は、旣に私より、御直目付柏村數馬え、致二內咄一置候。其後楫原治人え、爲二見廻一罷越候處、興國寺參居候付、暫致二談話一、引取申候處、右に付、聞合之工面、心付候趣は、西鄕著山之上、金一郞出山、西鄕え相對、一禮も申述、且上國形勢も相尋度、其都合いたし吳候樣、金一郞より被レ賴候趣を以、治人え咄相いたし候はゞ、探索之都合も可レ宜歟相考、今日御屋形罷出、楫原え相對之儀、申入候處、不勤に付、杉孫七郞相對に付、申入候。左に、

境金一郎事、此間上方薩邸より罷歸候處、西郷吉之助、御當地罷下候樣子、右西郷著山之上は、金一郎儀、御當地罷出、西郷え相對、滯京中之一禮申述、猶被レ爲レ於ニ御本家樣一、御各別無レ之候はゞ、上國之事も承り度、其都合致吳候樣、私滯岩中、金一郎より被ニ相賴一候故、相原殿え御賴申上置度、此間御宅え罷出候處、其節、興國寺之僧居合に付、御賴も差控、後日重て可ニ罷出一と存候得共、其後、折悪敷暑に被レ當、登門も不レ得レ仕內、此間は品川殿、其外御歸山之由、就ては西郷趣は、御分共には不ニ相成一哉。右御聞合申上度、今日は不ニ取敢一、御役所罷出候。右申上候通、著山之上は、金一郎出山、相對いたし度存志に付、御聞合、申上候事に御座候。

右之通、申入候處、孫七郎、申分、左に、

境殿、此間御歸宅之御樣子は、承知仕居候。品川彌二郎、山縣杏（狂）介、兩人も、此間罷歸申候。右罷歸候節、兩人共、大隅守（久光）樣え拜謁仕候處、是迄、色々盡力周旋も致候得共、何分幕府不條理を申詰候付、此上は、大に盡力致す之外、手段無レ之に付ては、山口え、西郷吉之助、差遣候積との仰に付、拜承、御席を下り候得ば、小松帶刀、西郷吉之助、、、（名前失念）右之三人相對、何分幕府不條理にて、一通り之盡力周旋にては、志は不ニ相屆一候故、此上は　天子を守護し　勅許を受、幕府を伐罪する外は無レ之候。右に付、委細は吉之助儀、山口表え罷下、可ニ申上一候間、右之段、早々御引取にて、被ニ仰上一候樣にと申述、夫より兩人引取候由。吉之助、罷下候儀、境殿御歸之節之趣にては、岩國新湊え著之都合之由候

處、此度は三田尻え著船いたし候樣可レ有レ之、右著船之上は、彌二郎、杏介兩人、三田尻え、爲レ迎被二差遣一、同道、山口え御引受被二仰付一候筈に御座候。境殿御出山も、可レ被レ爲レ在との御事は、至極宜敷都合に御座候。三田尻著之上は、爲二御知一可レ申候付、早速御注進、御出山有レ之度、尤、若新湊え著船共致し候得者、折柄之儀、境殿には至極御苦勞之儀には御座候得共、直に御同道、御出山被レ下度、左候得ば、彌二郎、杏介、迎に差遣候儀、左程遠方えは、差出申間敷候間、新湊著船に候はば、境殿御同道、御出山相成候樣、御取計可レ被レ下候。

右之通申分に付、相應及二挨拶一引取申候。左樣御承知候樣存候。後略。

如上の書狀に依り、薩州が既に幕府に見切りをつけ、朝廷の命を奉じて、斷乎、討幕の擧に出でようとしてゐることも、西郷が長州と提携しようとする內意も、略ゝ明瞭となつてゐる。且つ境金一郎の報告にて、西郷が長州下向の際は、先づ大阪を發航し、船を岩國の新湊へつけ、之より上陸する豫定であつたのが、三田尻上陸に變更され、山縣・品川の兩名が、西郷出向への爲め、三田尻に出向くことに決せられた事まで、詳らかとなつた。以て西郷の重望と、使命の重大を知るべきである。

*　*　*　*　*

此時に當つて、幕府は長州に對して末家吉川監物の上阪を命じて、之れによつて長州寛大の處置を與へる召命を發したのである。此の召命は藝州藩の手を經て傳達された。

吉川監物召狀 〔慶應三年八月十九日〕

松平安藝守え

長防之儀、早々寛大之處置、可二取計一旨、從二御所一被二仰出一候に付、申達之儀有レ之候間、末家之中一人、吉川監物並に家老一人、致二上阪一候樣、毛利家え可レ被二相達一候。

〔丁卯八月十九日、藝使永田淸麿、山口表え持參之寫〕

長州は固より、幕府と一戰するの決心を爲してゐるのであるから、今日に至つて、おめ〳〵幕府の召命に應じて、その頤使を受くる考へは更になかつた。

然しながら西鄕の意を受けて歸來した山縣・品川の報告があり、別に境金一郎より西鄕の意志を傳へられた吉川よりの注進もあり、今は如何にして兵を中原に出すかに、苦心しつつあつた際であるから、寧ろ表面幕命に從ひ、末家吉川監物及び家老一人を上阪せしむることを承認し、使節護衞の爲めに、藩兵を附するの名義を藉らうとすることに、藩論は一決した。

此時は既に、藝藩と薩藩との盟約も成立してゐる際であつたから、長州使節の上阪に托して、藝藩よりも出兵し、護衞せしむるの便宜があるとされた。

藝州松平安藝守京都留守居役、三宅萬太夫の名を以つて、長州藩が幕府の召命に應ずるの意を返答したのは、越えて九月十九日であつた。

幕府は之れによつて長州始末の面目を立てようとしたが、長州は之れを逆用し、却つて倒幕出兵の好機とした。而して之と相前後し、いよ〳〵倒幕の兵略を定むべく、西郷に代つて長州山口に潜行したものは、薩の重鎭大久保甲東であつた。

【四】西郷等の討幕軍略

當時、長藩の有力者として、京都の薩邸に往來しつゝあつた者は、柏村數馬、御堀耕助等であつた。柏村は、長州侯近側の重臣で、御直目付を勤めて居り、御堀は、舊名を太田市之進といつた、有力者である。共に薩藩との交渉方として、主命を帶びて入京してゐた者で、表面は備前藩士と稱してゐた。

彼等、長藩有力者が、西郷等と、如何なる方略を議したるかは、柏村の日記に明らかである。曰く、

柏村數馬日記（慶應三年八月十四日）

我（柏村）大隅守（島津久光）様、先達て御上京被レ遊、爲二皇國一不二一形一御盡力、追々御建言の事件、一廉も御採用不レ被レ爲レ在候由。就ては別て御苦慮の程、御父子様に於ても御遙察被レ成候、（中略）中將様當時御盡力御手續、且は前途の御見据等、巨細拜承仕、歸國の上御父子様へ申上候はゞ、御勘考の上、即今御心配り被二成置一候儀も、可レ被レ在に付、拜謁被二仰付一候はゞ、直々相伺度、全體箇樣の儀は、重大の事件に付、

家老にても被ニ差登一相伺候樣、被ニ仰付一候筈に候得共、右身分にては、微行も容易に相成兼候に付、耕助〔御堀〕儀は、政府に被ニ召仕一數馬〔柏村〕事は君側に奉仕、兼て機密にも關係仕候間、旁兩人罷登、前陳相伺候樣、被ニ仰付一候間、萬端無ニ御腹藏一被ニ仰聞一被レ下度候。

彼〔薩藩〕〔前略〕弊國此度上京の主意は、當今の形勢にては、孰れ幕府の手を離れ候ての盡力ならでは、迚も微志貫徹は不レ仕事と、大隅守樣にも被ニ思召一候付、旨趣前以、四藩へも及ニ示談一候處、孰も同意と申事に付、一同出京、內情極密、朝廷御役向へ申入置候處、豈計らん、御役向より幕府に相洩れ、幕府中間に立、梗塞仕候故、建言の旨趣不ニ相貫一其邊に付ては大隅守樣、一入御苦心被レ成候段は、御推量可レ被レ下候。乍レ去御見込有レ之、一端御上京被レ成候儀に付、從來の御誠意貫徹候迄は、御張込被レ成御內情に被レ爲レ在候得共、最早人事口頭にては、迚も貫徹不レ致候付、此上は、兵力を以て、御行詰被レ成候外、御手段不レ被レ爲レ在候樣、拙者共に於ても相考候。〔中略〕

彼　彼是御教諭の趣忝存候。於ニ弊藩一最早人事は盡候。此上は兵力を以、模樣を付替候はゞ、又々手段も可レ有レ之かと存候得共、朝廷今日の姿にては何共見込相立候目途も無レ之候。

我　右樣被ニ仰聞一候得ば、定て御祕策も可レ被レ爲レ在、是亦歸國の上、御父子樣へ申上置度候間、不レ苦儀に候はゞ、委細被ニ仰聞一候樣、致度候。

彼　藩邸居合の兵員千人有レ之候間、期を定め、其三分の一を以、御所の御守衛に繰込、此時正義の堂上方、

不レ殘御參內、御詰被レ成候。今一分を以、會津邸を急襲仕、殘る一分を以、堀川邊幕兵屯所を燒拂候策に有レ之候。且國元へ申越、兵員三千人差登、是は浪花城を拔き、軍艦を破碎する爲。尙江戶表に、定府其外取合千人位罷居、外に水藩浪士等、同志の者、所々潛伏仕居候に付、是を以甲府城に立籠り、旗下の兵隊、京師に繰込候を相支へ候積りにて、期を定め、三都一時、事を擧げ候策略にて、素より勝敗は豫期すべからず、弊國斃候時は、又跡を繼候藩も可レ有レ之と、夫を見詰に、一擧動仕候心算に御座候。

我　逐一承知仕候、右樣の事體に立至り候時は、自然出火にて、新帝御火除被レ遊候節は、孰れに御治定相成候哉、承り置度候。

彼　先、男山と治定仕居候。孰れ御混雜にも可ニ相成一候得共、期限前後立除被レ遊と否とは、取留たる御話は今日難ニ申上一候。

我　乍レ憚申上試候。大事變に立至り候時は、御邸外は皆悉皆敵と御引受被レ成候は、勿論に候處、九門其外御固め人數等は、多勢に可レ有レ之、前件御手配にて、十分御守衞相調候御積りに候哉。御見込相伺度候。

彼　九門御固諸藩孰も番人のみにて、各別守衞人數、多分差出置候藩は、一つも無レ之に付、是等は左程掛念するに不レ及候。只、敵對する者は、會藩に付、是を程能突破りさへ致候得ば、宜敷と存居候。弊藩素より少人數に付、九門迄は守備不ニ行屆一第一、六門を堅固に守衞仕覺悟に御座候。

前に御話申候件々、素より少數に付、不注意に起り不レ申ては仕損じ候間、急擧を專一にして、豫め策を立候

譯に御座候。夫故弊藩に於ても極密議にして、君侯以下、兩三輩の外預り聞候者は無レ之、同志の堂上方へも、當日に至り、御內通仕候含に御座候。遂げ候程は、萬々無二覺束一候得共、打破る丈けの事は、且々出來可レ申かと存候。弊藩に於て討幕は不レ仕、事を擧候已後、時宜に寄り討二將軍一の綸旨は可レ被二差出一か。是は御同志の堂上方より、粗御內意探索仕候儀も有レ之候。

今日迄延期の儀は、先達て土藩後藤象次郎來訪、氣付〔公議制度論〕有レ之、至極尤の儀に付、見込筋、逐一詰問候處、素より其策を持出候ても、幕府に採用無レ之は必然に付、右の臨に幕と手切の策に有レ之、在京同藩の者は不レ殘同意に付、於二弊藩一異議無レ之、戮力同心と申事ならば、歸國の上、國論一定仕、十日相立候はば、直に出京、萬端可二申上一と相約置候に付、象次郎再上を相待居候。萬一土藩協同不二得仕一候得ば、即期を定め、弊藩一手にて事を擧候、心組に御座候。

後藤象次郎建策別に控有レ之、後藤氏は六月五日京都出立にて歸國、日數十日相立再上の筈なれば、延期の儀は土藩英人談判の事起り、右一件相片付候上、罷登候由。

大略前陳の次第に御座候。各樣方御氣付も御座候はば、無二御腹藏一被二仰聞一度候。

〔中略〕

我　種々世間には疑惑も有レ之候處、御四藩御合體御盡力の次第は、委細承り爲二皇國一欽慕仕候。

彼　巨細御話仕候件々、何も極密に付、御歸國の上御父子樣へは被二仰上一候共、御藩中一切洩れ不レ申樣、

重々致二御頼一候。

右に依つて察する時は、西郷の方略は、業に既に分明である。之れが要領を記せば、左の數項に外ならぬ。

一、今日の場合に臨んでは、如何に誠意を以て說示しても、人事・口頭では、最早や駄目であるから、斷乎兵力を以て革正するの外はない。

一、先づ、朝廷の御主權を確乎不動のものたらしむること。

一、兵力に訴ふるの方略は、先づ薩藩在京兵力約一千名あるから、之れを三分し、時期を定めて、一部隊を以て、御所に繰込み、之れを守衞すること。此時、勤皇の堂上方は、全部御所へ參內、君側に詰めらるること。第二の部隊は、急激に會津藩邸を攻擊すること。第三部隊は、堀川邊一帶にある、幕兵の屯所を襲うて、之れを燒拂ふこと。

一、之れと同時に、國元鹿兒島より、兵三千人を急遽上阪させる。これは上阪後、直ちに大阪城に占據し。一方、港內外に在る幕府の軍艦を破壞すること。

一、江戶における薩藩兵力は約千人ぐらゐあるから、之れに水戶藩有志、其等と合力し、先づ甲府城を占據し、德川旗下の兵が、京都に繰込むのを防禦すること。

一、三都同時に、期を定めて兵を擧ぐる手筈であること。

一、若し萬一、薩藩において失敗する時は、必らず志を繼いで起る勤皇の諸藩があること。薩藩は先づ事を

擧げ、天下の義旗を擧ぐるにあること。

一、一度び、京都兵亂の巷となり、主上御動座の必要生ずる時は、先づ男山に奉安すること。

一、會津藩を措いては、他に兵力を京都に有してゐる藩はないから、先づ會津藩邸を制すれば、京都は薩藩の手中に歸すること。御所九門を完全に御守護申上ぐるには、現在の在京薩兵では、少々手薄であるが、第一より第六御門迄の御守衛には、充分の自信があること。

等である。

而して西郷は、土佐藩の後藤が進説してゐる、公議制度論は、幕府が到底容れるものでない。ただ之れを以て幕府と手切れとする意志であつた。

薩藩の陣容は既に枚を含んでゐる。一觸卽發の、息詰まる空氣の中に在る。之れと相應ずべく、長州藩士は、各ゝ歸國して大擧せんとしつつある。西郷自から長州に臨まんとしたのも、全く之れが爲であつた。

『町内で知らぬは亭主ばかりなり』で、這間の急迫を知らなかつた幕府は、悠々として慶喜中心の榮華を夢みつつあつた。

【五】 西郷の幕・佛提携對峙策

今や奮然蹶起して、倒幕の軍を起さうとする時、西郷の神經を痛くも惱ましたものは、實に彼の幕・佛の提携

であつた。

由來幕・佛の關係は、磁鐵相接するの勢ひがあり、豫ねて池田筑後守の訪佛もあり、一層その間は接近し來たるものがあつた。殊に閣老中には、幕府の微力を以つて、長州を壓へることが出來ないのを憾み、佛國の後援を求めて、反幕諸藩の勢力を鎭壓しようとする運動もあつたので、幕・佛關係の色彩は、次第に濃厚の度を加へつつあつた。

慶應三年〔丁卯〕、いよ〳〵兵庫開港の勅許を手にした幕府は、廣く海外貿易を營み、財政の危急を救はふとするの考へがあつたので、大阪の豪商連を集めて、貿易商社を起さしめたが、この商社新設に就いては、佛國公使ロツシュが頗ぶる斡旋の勞を執つてゐる。

かかる事情から、貿易上の利益は、之れを主として佛國に與ふるの順序を拓いて、幕府は彼れの歡心を求め、萬一の場合における、出兵應援を得んことを期待してをつたらしい。

果して幾何の程度において、幕府が佛國の援助を求めてゐたかは、濫りに憶測を逞うすることは出來ぬが、戊辰の役に際してさへ、幕府が將に外兵の力を假らんとした事實があり、之れに對して、勝海舟が『是れ實に外國干涉の端を啓く、皇國の一大事なり』として、反對した事實から推して、幕・佛の攻守同盟的提携があつたといふ風說が、必らずしも根柢のない、架空の巷傳でなかつたことがわかる。

西鄕は夙に此の關係を觀破した。そして是れ實に恐るべき日本の危機であるとした。西鄕は固より佛國の勢力

を侮どるべからざるものとした。故に若し、佛國がその進歩せる機械力を以つて幕府を應援することを、倒幕軍の脅威であるとも感じた。しかしながら、西郷が佛兵入寇を以つて、日本の一大危機であるとした理由は、實に外國干渉の端を啓くの一事にあつた。

故に西郷は、ナポレオン三世治下における佛國の入寇を、如何にして制禦すべきかを考慮した。そして彼れの念頭に、直に投影し來つたものは、いふまでもなく英國であつた。

佛國がその王權的理想よりして、自然に中央政府たる幕府に傾むいたと同じやうに、英國はその立憲主義よりして、諸侯中の有力者たる薩摩に近づくの傾向は、既に古く且つ遠きものがあつた。

西郷はここにおいて乎、英國の力を以つて佛國を制することの、最も時宜に適するものであり、且つ實現の可能性があるものと思つた。故に西郷は英國書記官サトウと會見して、努めて英佛離間の策を講じようとした。

しかしながら、ここに考へざるべからざることは、西郷は極力英國を奬めて、佛國に對峙せしめようとはしたが、一言半句も、英國の兵力を假つて、倒幕の軍を強めようとはしなかつた一事である。

サトウは西郷と會見した時、公然萬一の場合における英兵の上陸を盟はうとしたが、西郷は斷乎として之れを斥けてゐる。而して西郷は曰く『日本の事は、日本人において之れを處置せずんば、外國に對して何の面目あらんや』と。

*　　*　　*　　*　　*

當時における幕・佛關係、英・薩關係について、西郷が大久保に與へた書簡がある。七月廿七日〔慶應三年〕附の書中にある消息は、頗ぶる其間の情僞を盡してゐる。

大久保利通に與ふる書〔慶應三年七月二十七日〕

昨朝二ツ時分著坂仕、英人の旅宿相尋候處、當春參居候節、罷在候寺え、宿いたし居候趣、相分候付、早速薩道〔英國公使館附通譯官英國人サトー〕え懸合いたし、今日何時に參候て可レ宜哉、尋遣候處、七時に可レ參旨申來候付、右刻限差越候處、只今寢覺候處にて御座候故、二階え伴行候付、ミニストル著坂の段　御承知被レ遊、態と使者を以て時候安否、御尋として被二差遣一候段、一と通挨拶申入候處、今日は、本國え飛脚差立候付、十時迄に相仕舞、十一時半頃より、登城の由承候付、格別要事有レ之儀にては無レ之、只著坂の祝儀旁見舞の爲に參候事故、多忙中却て煩敷候間、面會は不レ致候付、宜敷ミニストルえ申入呉候樣申述候處、ミニストルには是非面會いたし度候得共、至極取込居候間、今日は御斷可二申入一との事に御座候。今兩三日は、滯坂の賦と申聞候處、是非逢度との事に御座候間、兩三日中には、面會可レ致も不レ被レ計候。

來月〔八月〕二日には爰許出帆いたし、江戸の樣、罷歸賦と被二相聞一申候。扨、薩道え逢取見候處、全已前通の譯にて、格別何も相替候向とは、相見得不レ申依然たる次第にて、柴山の疑惑とは大に違ひ申候故、先日より、御話申上居候通、大坂商社、佛人と取結、大に利を計候趣、委敷申聞、佛人のつかわれものと御話の

通急掛、腹を立させて見度賦に御座候故、佛に憤激いたし候様說込候處、大に能く參り、思ひ通に爲レ被レ發候處、段々意底を咄出し申候間、左の通御座候。

一、佛人より日本之形勢を論じ試度、申掛候付、隨分議論いたし度、薩道より返答に及申候處、佛人中には、いづれ日本も西洋各國之通、政府一般のものに相成、大名の威權を不レ除候ては、不ニ相濟一候付、第一、長・薩の二國を打亡し度候付、倶に打平候方、宜敷は有レ之間敷哉と、申掛たるよし。其節薩道より相答候には、先度之再討之次第を以可レ見。纔之長州一國さへ、打てざる政府にて、諸大名の權を除抔と申儀は顯然不ニ相叶一事に御座候。左樣の弱きものを、如何して助らるるものに候やと、申述候處、一言もなく、夫形、論は不ニ出來一と相咄居申候。右等之論を、公然と仕出す事に候間、必政府を相助候而、諸藩を打之策を廻し候議は、相違無レ之、兩三年之內、金を集め、機械を備へ、佛之應援を賴み、戰を始め候所存と被ニ相伺一申候間、其節は必佛も軍兵を發し、應援可レ致候間、いづれ相對する所之大國を、應援に不ニ備置一候ては、危き事に成行候半。其節は英國において、同じく軍兵を押出し、守護可レ致と申觸れ候へば、佛之援兵は、決而動かし候儀は不ニ相叶一候間、前以、能々相結候處、肝要と相咄事に御座候。第一英國之所存は日本國王政柄を握らせられ、其下に諸侯を置て、國體之立方、英國にひとしき制度に相成候儀、專一に願居候譯にて、此度も、英國王より、日本國王えの書翰を、幕府え差出候由。右は全體、先帝崩御之儀、承候て、御悔狀差出候趣と、相聞れ申候。是もいづれ、帝王え、幕府より被ニ差上一、右之御返翰無レ之候て

は、不二相濟一事に候へ共、いまだ返翰も無レ之と申居候。夫程、日本皇帝之處、主張いたし候得共、京都に而は、其思召は更に無レ之、京地に異人を入れ候而は、汚れ候抔との說のみのよし。右等のものにては、不二相濟一候付、萬國え被レ對、確乎たる政體を以、交際の處も、普通のものに不二相成一候而は、相濟間敷と申居候。何ぞ英國え御相談被レ成度儀も御座候はゞ、承知いたし度と申掛、應援相賴候へば、引受可レ申との口氣に而御座候故、日本政體變革の處は、いづれ共、我々盡力可レ致筋にて、外國の人に對し、面皮もなき譯と返答いたし置申候。

一、佛人橫濱におひても、利を貪り、自分勝手に取組候始末、一圓不二承知一と相聞れ申候。全英國は、商法を以、相立候國柄にて、此商法の妨をいたし候儀は、どこ迄も不二承知一と、至極憤激の體に御座候。

一、長崎におひて、英人船頭を、兩人殺し候もの有レ之、いまだ相手不二相知一候由。全土州人の仕業と申觸し候趣に、被二相聞一申候。餘程土州を惡しく申含候向に、被二相聞一申候。薩道抔、越前より陸行の節も、伏見邊え、土州人待伏居候抔、其外京師にて亂妨いたす抔し、又は博徒を集候抔との說、餘程言込候向に被二相聞一申候。長崎の異人殺し、土州人共にて御座候と、大に害を成す事と、苦察いたし居申候。

一、越前え參候節は、誰人も出迎無レ之、田舍にては、郡奉行抔出會いたしたる由御座候へ共、城下にては、全誰も不レ出候て、酒肴抔の馳走は、餘程いたし候由、薩道不合點と相見得居申候。

右の通、要用迄、荒々如レ此御座候。

明日は十時より、薩道此方え參との事に御座候間、尙又、咄も可レ有レ之と相考居申候。今兩三日は、滯在可レ仕候間、左樣御含可レ被レ下候。至極薩道の口氣は、幕府を罵居申候。委敷義は、御直話と申殘候。

恐々謹言。

七月二十七日〔慶應三年〕　　西郷吉之助

大久保一藏樣

西郷が、英國を以て『商賣國』と見てゐるのは、頗ぶる當を得てゐる。故に商業上の利益さへ與ふれば、英國は決して政治上、領土上の野心を逞しうするものではないとの觀察も、決して外れて居らぬ。

アーネスト・サトウが、萬一の場合には、英國は薩藩に對して軍事上の援助を爲してもよいといふ、危ふい一言に對しては、西郷は、明瞭に斷わつてゐる。ここが西郷の西郷たるところで『日本の事は、日本人で致します』といつたのは、寔に名言である。

西郷が英國を誘ふの大策は、英國を以つて佛國の侵入を制せんとするにあつて、英國によつて、倒幕維新の大策を成就せんとするに非らざりしことは、文中の句意によつて、判然讀了することが出來る。

【六】西郷とサトウとの會見

西郷は、英國公使パークスの大阪に來たるを絕好の機會であるとし、直接パークスに面會して、パークスをし

て、佛國の經濟的侵入に憤激せしむるところあらしめんとするの考へであつた。

西郷・パークスの會見は、遂にその實現を見るに至らず、西郷の活手腕を見ることは出來なかつたが、彼れは舊知サトウに會談して、英國がその利を佛に奪はるるの愚を笑つた。

西郷のサトウ訪問は、七月二十七日（慶應三年）であり、長崎に於いて、土州人の英人殺害事件の爲めに、やや時局の紛糾を見んとするの時であつた。此日西郷が、如何なる心算にて英公使を訪問したか。又た如何なる口吻を以つてサトウと對談したかに就いては、前掲、大久保への書簡にも略報せられた通りであるが、更に、桂右衛門に報じた一書に、當日會見の次第が詳報せられてゐる。

桂右衛門へ與ふる書（慶應三年八月四日）

太守樣（島津忠義）益御機嫌能、被ㇾ遊二御座一、恐悦の御儀、奉ㇾ存候。中將樣（島津久光）御儀、漸々御快方被ㇾ爲ㇾ在、昨日は陣幕（當時の大關）等の角力も、御覽被ㇾ遊候位の御事にて、誠に難ㇾ有儀御座候。御同慶可ㇾ被二成下一候。陳は土州の憤發、近來國論も相定、後藤象二郞大議論も、容堂侯御許容相成候段は、一左右有ㇾ之、一同決着相成候て、又々不意に容堂侯御登京の御賦に御座候。最初の處、實は御着眼不二相立一、御猶豫の念、相起候事と、相見得申候。天地間、大條理を以、制度に懸け、大論相發候事に御座候て、一度此論を聞て、不同意は不ㇾ被ㇾ申譯、幕府におひても、凌は出來不ㇾ申儀に御座候。先月中には、是非後藤抔、登

京の筋申來居候へ共、いまだ著不ㇾ仕、決て議論相變候譯にては、有㆓御座㆒間敷、長崎におひて、英國人殺害に逢ひ、土州人え御不審有ㇾ之由にて、段々六ケ敷由に被㆓相聞㆒申候。就ては先月〔七月〕廿一日方より、追々の着坂にて、英國人並佛蘭西・米人ミニストル參候付、廿五日〔七月〕夜より川下いたし、私被㆓差下㆒候付、廿七日〔七月〕、英人旅館え參り、談判仕候次第、帶刀〔小松〕殿より、申上越候樣承知仕候間、大略申上候付、宜敷御含可ㇾ被㆓成下㆒候。扨、其日は、ミニストルには多忙中にて、面會不㆓相調㆒、薩道え逢取候付、得と談判仕候次第、左條の通に御座候。

一、最初ミニストルを立腹爲ㇾ致度賦に而御座候故、十分喧嘩いたす含御座候處、得逢取不ㇾ申候付、無㆓致方㆒薩道え、喧嘩しかけ申候儀に御座候。畢竟、英人も、幕吏より說付られ候新聞も有ㇾ之、又柴山良助、近來江戶表え面會仕候處、已前相替候說も御座候付、此度至極叩込賦に決着仕居候處、十分叩上げ候賦に御座候。最初立腹爲ㇾ致候廉は、兵庫開港に付而は、英人至極骨を折、開港之上、佛人利を得候手段を以見候へば、全英人は、佛人のつかわれと見受候旨申聞候處、大に起り〔怒り〕決而佛之下に屈し候英國に而は、更に無ㇾ之、何樣之譯を以、かく卑下して申聞候哉、憤激して懸候付、先づ得與聞候へ。開港之道開をいたし候は英國にして、商賣の利得を占候は佛國にて御座候。其譯は、大阪の豪商を誘らひ、身分を上げ、扶持を出し、兵庫交易方の掛を命じ、大に商社を取組、全大阪の金を圍め、諸侯の手を縮め、利を幕府え占候手段いたし候。是は全、佛國與相談いたし、幕府の奸策を絕し候事にて、兵庫の交易は、佛與幕府

與にて、商權を掠候ものに相成候付、英國はにがきを喰ひ、佛國は甘を喰ひ候譯に可レ見候へば、全佛のつかわれにては無レ之哉と、論じ懸申候處、大に佛に憤を發し、意底を吐出候事に成行申候而、却而我の大幸に相成申候。其譯は、横濱においても、兼々佛は獨利を貪、英は憤居候折柄、大阪商社手段を疎じ候始末にて、可レ憤條件に御座候。夫に付、薩道より申述候には、此度横濱にて、佛人より、日本與形勢を論試度との事故、承候處、唯今の姿にて、幕府は日々衰行、諸侯の勢ひは、益强相成候付、英佛杯の樣、幕府計に相成、諸侯は無きものに制度を不二相替一候而は、迚も治りは相付申間敷、第一諸侯の內に而も、長薩の二國は强大の故、早く不二打亡一候而は、不二相濟一候付、英佛合して、打破度との相談、有レ之候付、薩道より申答候には、此度長州征討の樣、誠に柔弱の次第にて、彼の一國さへ不二被得一幕府、迚も日本を制御可レ致道理も無レ之、か程弱ひものを、援らるるものに而は無レ之與、返答致候處、佛人一言の答も出來不レ申與、相咄居申候。右等の論判を仕懸候次第にて、幕府より、能々佛國え結込、佛の應援を以、諸侯を打挫の策、萬々無二相違一、唯今、金を幕府え占付、諸侯の手の延ぬ樣にいたし、機械其外の要器は、幕府一手に占上げ、諸侯の窮する處を見て、可二打挫一との策に有レ之候故、十年を不レ出して、諸侯の災害は差見得候付、唯今より其策略を不レ用候而は、實に危次第に成行候半歟。いづれ、右の奸策を挫候には、佛與可二相抗一强國與、親を結不レ置候而は、相濟間敷候へば、譬、佛の援兵を相發候時は、英國より押付候儀は相調可レ申、其節は英國におひても、戰爭の爲、警護出兵いたす與申觸し、同敷軍兵を差出候へば、

必佛國の援兵は差出候儀は相叶不ㇾ申候付、右の御相談も候はゞ、可ㇾ承と、却而彼方より申出し候付、是は大幸の譯、至ニ其時機ニては、御相談可ㇾ申與相答候ては、又英國に使役せらるる譯に相成候而已ならず、全受太刀に落來、議論も鈍、此末の處下馬相成候儀、自然の勢ひに御座候故、うんと返答致置處と相考申候付、日本の國體を立貫て參上に、外國の人に相談いたし候、而は面皮は無ㇾ之、ここの處は十分相盡す賦に候間、宜敷波取呉候様、相答置申候。最初より英人に腹を立させ憤激させ候趣向は、他事にては無ㇾ之、偏に佛與引離し、却而佛の應援を押させ候策に御座候へ共、右様彼より應援の相談承度與申處え、乘込候而は不ニ相濟ニ一大事の處故、道を以辭し候處、彼等には、尚可愛等敷相成候模様に、相見得申候。第一此儀は、安心の事に御座候。

一、先月〔七月〕廿四日、將軍下坂と申事にて御座候へ共、實は廿三日〔七月〕夜下坂いたし候由、此度全、佛人え親の專用の譯にて御座候由、薩道より申事に御座候。英のミニストルも、面會には相成候へ共、格別の談は無ㇾ之相濟候由、其節、閑叟侯〔鍋島〕御歸國掛下坂中にて、城中におひて、一緒に面會相成候由に御座候。此人も大に英人は疑ひ居申候。將軍は佛の軍艦えも、乘組に相成申候。餘程親む模様に御座候。

一、土州の處、近來國論皆正義に歸し候付、餘程幕府より嫌疑を掛、俗論に打歸度賦と相見得、色々離間策を廻し候様子に御座候處、長崎の英人殺害に付、ミニストルよりは、幕吏に兼て憤居候故、一向相責候處を以、是を幸にいたし、英人を以、土州を打撲の策と相見得、此度ミニストル歸帆掛、土州え相廻候手段

に相成、殘念の仕合に御座候。乍レ然土州におひては、却て結を付候策に御座候由、如何あらんかと、大に懸念いたし居申候。彼大策も、是が爲に崩候樣相成候ては、不ニ相濟一事と、苦思仕居申候。右に付、私下坂中の事故、色々相談も承候付、先づ幕吏は置て、異人に直に應接可レ被レ成、其上六ケ敷成立候はば、私も、同伴可レ致候付、是非直談の處に相成候樣、申置候處、板倉閣老と談判のみ晝時分（ゟの誤か）夜八つ過迄議論いたし、前を慮り後を顧、毎の御役人論故、大坂にて喰留候手段不ニ相調一とふ々々本國迄、參候場合に相成、殘多次第に御座候。幕吏も外國奉行一人、御目付兩人差越申候。右等の事發り候處、餘程世話（心配の意）に相成候向にて、ミニストルより申遣候は、此度の樣の事到來いたし候ては、かく迄親睦いたし居候兩國の間も、忽瓦解可レ致事候間、能々其處汲受呉候て、壯士輩えも、手堅申諭、至極相屆候樣可ニ致呉一旨、申遣候事に御座候。譬一書生の業にもせよ、必國君の罪に歸し候事故、其處委敷可ニ諭呉一段承候付、右の次第は御賢慮を以、人々相心得候樣、御諭被レ下度奉ニ合掌一候。若哉、御國共に、右居の事有レ之候へば、私は御相伴に割腹いたし、不ニ相謝一候ては、是迄の親睦は、水に相成候事と決着仕樣申候。此度の土州の談判に相加りて、私の首の質物を差出置含に相決居候處、是以相違いたし申候。只異人を壓倒すべき事は只一つ可レ有レ之と兼て存居申候。異人は自刄いたし候儀は、出來不レ申由、御座候間、目前にて、見事に割腹いたし候得ば、少しは膽を寒し可レ申かと、相考申候。

一、越前國を、此節英人通行いたし候節は、宿屋杯の馳走は、餘程念を入候て、誰も應對の人は不ニ出合一候

由、誠におかしな仕業と、異人笑合申候。全、幕府の嫌疑を遮、且異人の機嫌取はいたしたるものと相見得實に姑息の計に御座候。

一、フロイスと、佛國の戰爭〔普佛戰爭〕も、如何成行可レ申哉。どふか近來は相止候樣子に承候と申掛候處、薩道相答候には、先比の便には、相治候趣、申來候得共、近日の便に、又々戰爭に相向候趣申來候。此度は、いづれ戰に可二相成一との說に御座候。此兩國に戰を發し候へば、大に日本の爲には大幸と、天心を以は、甚以、罪ある譯ながら、只我國の難儀の餘りには、却て彼等の戰爭を欲し候、淺間敷心に御座候。若、戰に相成候へば、佛えは幕府よりは、是非一向應援の兵を、相賴居候處に御座候へば、只、聞捨には相成間敷、其節に臨み、援兵を不二差出一候へば、必、佛人にも見限られ候はんと、相考居申候。

右の通、形行、大略申上候間、宜敷御含可レ被二成下一候。恐惶謹言。

八月四日〔慶應三年〕　西郷吉之助

右衛門樣

御侍史

追啓上。三邦丸、土州のもの兩人、急速の歸國に付、拜借相願、當月〔八月〕朔日夜、出帆仕、土州迄被二差遣一候。相届候へば、直樣歸坂の賦に御座候。

* * * * *

對英・佛關係における西郷の所信は、如上の書信中に、遺憾なく、その委曲を盡されてゐる。英國書記官サトウとの會見の容子も、寔に意を盡して記されてゐる。

元來、西郷とアーネスト・サトウ氏との初對面は、此時が最初でなく、既に慶應元年十一月に、兵庫において、薩摩汽船中で會見してゐる。此時は會見といふほどの要件があつたのではなく、唯、お互に紹介されたといふ程度であつた。

此時の初對面の印象記は、珍らしくもサトウ氏の著書中に記されてゐる。これは眞に貴重なる文獻であるから、左に譯文を掲げておく。譯文は筆者辱知の磯邊彌一郎氏の筆に成つたものである。尚ほ之れと附載して、慶應三年一月における第二回目の會見記も、共に紹介しておく。前掲、西郷の書簡と對照するときは、頗ぶる興味津々たるものがあるであらう。

慶應元年十一月兵庫に於ての會見の一節　〔これ西郷サトウの最初の會見〕

『薩摩汽船が一隻、兵庫港に碇泊して居つた。そして、或日の事、甲比丹有賀彌九郎には、士官數名を引き連れて、我旗艦に訪ね來つた。其中の一名は、鹿兒島にて、私に逢つたのを記憶して居たから、我等は直ちに大仲善しと爲つて、互に胸襟を披いて交はつた。此一行は、大に飮酒し、大に喫煙して、立ち去つたが、去るに臨みて、其翌日、ボートで私を迎ひに來るべしと約束した。其れは何の爲めかと言へば、日本料理店に

私を案内してやるとの事であつた。然しその人々は、其事を忘れてしまつた。私が大阪へ出懸けた翌日、シーボルトと共に、有賀の船に赴いた。船は今や將に出帆せんとする所であつた。有賀は我等を見て大に欣び、曩に女御馳走〔原文の通り〕せんとの約束を履行し得なかつたとて、詫言を繰り返へし、實は其饗應のために、船室をこんなに用意して置いたのだとて、其船室を我等に示した。此紳士〔有賀〕は餘りに丁寧であつたが、併し大君〔將軍〕の役人の遠慮勝ちなるに較べると、其對照は愉快であつた。若し私が鹿兒島と琉球とに遊びたければ、自分の船に乘せて上げようと彼は言つた。我々兩人は、生玉子を食し、サケを呑みながら、暫く船中で過ごした。私は此所にて、始めて河村に面會したと思ふ。其後數日を經て、此汽船が大阪へ歸つた時、私は再び其れに乘船して、河村よりもモツと興味のある一人の知己を得た。其人は筋骨逞ましい巨大な人であつて、其眼は細く、黑目勝ちで、爛々と光つてゐた。船の人々から聞いたに、此人の名前は、島津左仲ださうな。そして其人の片腕には、刀痕があつた。其れより數箇月の後、私は此人に再會したが、此時は西郷吉之助の本名を名乘つて居た。此人物に就ては尚ほ後に說くことがある。』云々。

慶應三年〔丁卯〕一月兵庫港に於ける會見記の一節

〔前略〕其後林謙藏(?)と私は、港内に碇泊して居る、薩摩の一汽船に赴き、其艦長の井上新左衛門と相識るに至つた。此汽船は、此より先き、小松帶刀とて、薩摩の首領株の一人を乘せて來たのであるが、小松は同

藩首領の中にて最も偉大なる西郷に面會せんとて、大阪へ往つて居つた。私も直に大阪へ赴き、此兩者へ面會せんと志ざした。其の爲めの必要なる準備として、井上と林とが五代才助へ宛てたる添書を認めて呉れた。（五代は先年鹿兒島攻撃の節、我艦隊の俘虜と爲つた人である）然し其翌日に至り、西郷は多分兵庫へ來るだらうとの事を聞き込んだ。先づ其間私に入浴させ、又日本料理を喰べさせんとて、林は私を陸上へ連れて往つた。此處で私は生れて始めて、入浴後綿布の浴衣を著し、漸次身體を冷やすの何共言へぬ爽快さを知つた。いざこれより食を始めんとて著席した時、西郷が來著したとの報に接した。それで大急ぎに米飯を搔つ込み、今一つ薩摩の定宿であつた旅館へと驅け附けた。西郷に逢つて見ると、其以前から私の訝かつて居つた通り、千八百六十五年（慶應元年）十一月に、島津左仲として私へ紹介された其人であつた。其時私は僞名の事を語つたら、西郷はカラ〳〵と心底から笑つた。先づ互に紋切形の挨拶を交換して後、少しく私は途方に暮れ始めた。と云ふわけは、彼れ如何にも鈍感らしく見えて、何うしても進んで對話をしないではないか。併し彼は巨大な黒ダイアモンドのやうに光つた眼を所持して居つた。そして話す時の其微笑は、如何にも親しみがあつた。私は薩州藩の外人聘用の事や、若し英國臣民が、居留地外及び領事管轄區域外に居住するとせば、或事情の下で發生し得べき種々の困難に就て語り出したが、これには西郷より何等の應答を引き出さなんだ。そこで私はモツト彼を惹き附けさうな他の問題に思ひ附き、一ツ橋（刑部卿）は近頃佛蘭西皇帝（ナポレオン三世）よりの親書を受領せなんだかと問ふたら、西郷は然り（受領したと答へた）。（中略）「併し

一ツ橋は將軍に宛てたる書翰は何うして受領することが出來ますか、彼は將軍ではないでせう」と私は問うた。「イヤ將軍でござる、一昨日其任命があつたのだ」と西郷は答へた。「それは何うも頗る意外ですな、私は先づ其前に彼が長州事件を片附けねばならないと考へてゐました。併しあの人がこれ迄に漕ぎ附けたと云ふのは其勢力が洪大に增加したに違ひありませんな」左樣々々、——語に力を入れて）——昨日迄乞食の樣な浪人大名に過ぎなかつた者が、今日は征夷大將軍さ。」云々。

【附記】 サトウ氏が西郷に對する直感を記してストリード〔鈍感〕の語を用ゐてゐるのは、頗ぶる面白い。又た西郷がサトウ氏の問ひに寡默であるところも、南洲風丰の一端が窺はれる。又たサトウ氏と同時に英國公使館に在任し、幕末維新の我が國狀に精通してゐたガビンズ氏も、亦たサトウ氏と同樣の著述を公けにしてゐるが、ガビンズ氏は西郷を評して、

"A man of Commanding Personality"〔萬人を悅服せしむべき人格の人〕と評してゐる。

一外人の印象記によつて、却つて我が近代の偉人、西郷南洲翁の風丰が傳へられてゐるのも、奇とすべきである。サトウ氏の手記は、平々淡々として、些の誇張なしに、穩やかに記されてゐるだけに、眞に生きた西郷が、眼前に動いてゐるやうに感ぜしめらるるのである。

『餘りに西郷が默つてゐるので、こちらが困つた』

『此人は太だ鈍感の人のやうに思へた』

『巨いなる體軀』

『黒ダイヤモンドのやうに光る眼』
『話をする時には、いつも微笑を浮べてゐる西郷』
『どことなく親しみのある人』

かやうな記述の中から、浮び出て來る西郷は、英雄とか偉人とかいふ言葉では見出されぬ、もつと親しみのある風丰を、我等に感ぜしめる。

『大西郷』といふよりは、『西郷さん』と呼んだ方が、よりよく西郷に近づいてゐるやうな感じがする。遠くで見れば、猛虎一聲山月高ともいふべき、恐ろしい西郷でも、近くに寄つて見れば、懷かしみのある叔父さんのやうに感ぜられたに違ひない。

一度び怒れば、雷霆もたじろぎ、口邊、微笑を湛ふれば、小兒もその膝に戯むるる。それが眞の英傑であり、我が西郷吉之助であらう。

【七】西郷が英國を誘ふの眞意

人或ひは問うて曰はふ。幕府が佛國と結んで、彼れの力を借らんとしたことが、若し外國干渉の端を啓くものであるならば、均しく薩摩が英國を誘うて、彼れと事を共にしようとしたことも國權の獨立を無視するものでなければならぬと。

此の疑問は一應聽くべきの理がある。しかしながら此の疑問は、西鄕が誘英の眞意を諒解する時において、必らず氷解せなければならぬ。

八月四日の書簡にも、明々白々に記述されてゐるやうに、西鄕が英國を誘出するの眞意は、全く佛國の對敵たらしむるにあつた。卽ち夷を以つて夷を制するの對策であつて、英國を以つて內政に干與せしむるの意は寸毫もなかつた。

幕府が大阪商社を起して、貿易上の利益を佛國に與へ、且つ經濟的壓迫を諸侯に加へ、萬一の場合には佛兵の入國を希望したのと、西鄕が英國を誘うて佛國に對峙せしめ、外國干涉の道を兩國の抗立によつて禦がうとしたのとは、その間非常なる相違のあることを見なければならぬ。

西鄕對サトウの會見は、徹頭徹尾、西鄕の腹藝にて進行してゐる。サトウにはサトウの見解があり、パークスにはパークスの觀察があり、そこに英國政府の對日本政策の根柢が立てられてゐたには相違ないが、我が西鄕が英國を誘うて、どこまでも佛國に對抗せしめたことは、日本の政治的革新を成就する上において、偉大なる幸福を齎らすものとなつたことを思はない譯に行かぬ。

サトウより進んで、薩長の爲めに英兵の援助を申し出でた時に、英佛の聯合力を懼るるものの、何人がよく之れを拒絕し得よう。ここに西鄕南洲がある。彼れはサトウの提言を耳にした時『ここが一大事のところ』だとして、徐ろに日本の國體を論じ、日本武士の面目を說き、しつかりと駒の手綱を控かへたところは、南洲ならずん

ば、爲し能はざるの境地である。

西郷の眼中には、蓋し佛國も英國も、更らに何等の差異なく映じてをつたに相違ない。故に彼れは佛國を制すべく英國を誘うたに過ぎぬ。若し英佛その地を換へ、英國却つて幕府に倚るの形あらば、南洲は必らず佛國に接近して、以つて英國の勢力に拮抗せしめたに相違あるまい。

南洲においては、日本は日本であつた。日本の事を日本人が治め得ずしては、諸外國に對して何の面目あらんやと、彼れはいつてゐる。幕府は佛國に對して低頭平身しても、南洲は英國に對して一度もその頭べを下げてはをらぬ。これあつて乎、初めて我が西郷南洲の面目を見る。

*　*　*　*　*

慶應三年、佛國巴里において萬國大博覽會の催ほしがあつた。之れに出場すべく、幕府は夙に徳川照武（慶喜の弟）を派して、日本政府を代表するの地位を、明らかにしようとした。

此の機において、西郷は大久保と謀り、日本の國體を世界に明らかにすべく、岩下方平を佛國に派して、薩摩物産の陳列を爲さしめた。

岩下は著佛の後、ナポレオン三世の謁見するところとはならなかつたけれども、物産出陳場においては、徳川政府の出品場に『タイクン・グーヴェルマン』の文字を表記したのに對して、岩下は同一意義の文字を以つて、『サツマ・グーヴェルマン』の表字を用ゐ、幕府同一に日章旗を掲げたので、幕府の所謂『大君政府』なるもの

と、『薩摩政府』なるものの地位について、大いに議論を生じ、遂に、日本の國體は、ミカド政府の統べ玉ふところにして『大君政府』も『薩摩政府』も、共に一諸侯に過ぎないといふ見解を爲すものが多くなつた。佛國政府も、これよりやゝその態度を改め來つたといはれてゐる。

岩下の器量もさることながら、西郷、大久保等が、早くも世界的舞臺に著眼し、日本國體の眞底を理解せしめようと努めたことは、單に倒幕の意においてしたのではなく、更らに一段の高地に登り、西方を達觀しての、措置であつたといはなければならぬ。

慶應三年は對內關係において、驚天動地の修羅場を現はしたが、同時に對外關係において、危機一髮の窮地にあつた。人は東西に奔り、馬は南北に飛ぶ時に際して、ひとり我が南洲は、悠然として、その巨軀を曠野に現はし、風雲の動くを見て、おもむろに歩を移すの觀があつた。

* * * *

左に掲ぐる譯文は、恐らく英國人の記錄するところであらうと思はるるが、當時の外人が、如何に我が國狀・政治・社會を觀察してゐたかを知る、好個の材料である。而して此文は、大久保利通日記の中の、慶應三年六月十七日の條に、附載せられてゐるものである。

譯文も生硬で、文意難解の個所もあるが、或は岩下方平等が携へ來つたものの、寫しであるかも知れぬ。

日本國內に於て外夷之相謀る事情覺書

○於二日本國一外夷施す處の策は、　皇威を薄らげ、將軍家の勢を培せんことを謀る。いかんとなれば、我輩は條約を將軍家と結ぶなれば、吾輩之勢を以、彼の後楯となり、勢をひろげ、海陸軍を以、助るが故也。故に外夷は、將軍家とひそかに約して、陰に圖るの事あるべし。

○將軍家は外夷等に向ひ、港を開、通商を甚くする等の、彼等欲にしたがひ、免じて以、自己の爲に援兵を出しむる等の事件を謀る。是等は卽、外夷等施し設け、一切に諸大名を輕蔑し、おさへ付んと策るに出る者なり。いかんとなれば、諸藩士、固陋にして、偏私の見識を免れず。且甚くして、外夷と大に抗抵す。故に洋人等は、常に相備居て、何れの時か幕府應援を乞ふの事あれば、必相應するの事あるべし。卽馬關及鹿兒島府下の擧の如きも、亦徵と云はざるべけんや。諸侯皆私に外國人を招き、彼等の策を壞らんとすと雖も眞を盡し得べからず。彼等の內誰一人として、才器充る者なければ、諸侯と一致せず。是諸侯の爲し得べからざるの一也。然るに我輩、眞の政府に係り无き、大名と一致し、服從するを欲せず。是亦其二也。佛國に於て、帝王が、岩下〔方平〕を見ることを嫌ふ等の理、是に關係する譯也。たとへば、若し私に鹿兒島に在りて、土人に殺害せられたらんには、將軍家政府え訴、其償を得ることを得ず。亦其君侯相對にして、それにかかわりよることを得ず。いかんとなれば、吾輩下にありて、其權に服すべからざる故に、必ずしも日本國

内に於て、すべて外國の事務、必ず將軍家政府に關係する故也。如レ斯增長する大君〔將軍を指す〕の威光、及柄權、諸藩の勢をそぎ、而してたちまちに剛强なる勢となりては、勅意は勿論、諸侯の議論を容ること无く、大に權を振ふこととなるべし。いかんとなれば、我輩種々の道を以て、彼に力らを添助くればなり。右幕威をさへぎるに、唯一途の策あり、是卽諸藩の人民をして、皇威を以、彼を恭敬せしむべし。全體 帝〔天皇〕は大君〔將軍〕の上にありて、大君 帝をしゆべからざること、條理に於て明なれば、必ず 朝廷は法を以押、確然動搖せず、命令を布くときは、外夷等、餘儀なく、國法に伏して從ふべき義なり。帝は必ず、外夷等の國法に逆ふ等の事に、御恐怖あるべからず。帝王自ら外國の事務をつかさどり、王位に立つの氣量あらんには、緊要たる約條、又は其他の事を、大君と外夷と共に結ぶ事を免ずべからざるべし。其他、歐羅巴え使節を送り、亦は外國人を招く事、商法を國內にみだりにすること、私に貿易する約を取りかわすこと等、其他、不熟なる事を、輕卒に外夷に免じ、又は 帝許容せざること等、幕府え專らにすることを得せしむべからず。

○帝諸藩え布告して、大君は外國の事務に關係すべからざる者なるを、外國諸全權の輩として、信用すべき旨、勅命を下し、及其他、外國事務に係る告文等は、必ず 帝王の寶璽をすゑ、自ら 帝王の名目居ゆべきなり。然るときは、外國人輩、皆餘儀なく是に恭敬し服すべし。いかんとなれば、國法に隨はねばならぬこと、外國等中の法則なればなり。

○諸大名今爲すべきは、唯　皇威の振はんことを勤めて盡すべし。さうして　日本帝は、大君の上にありて大君より大にあることと、及大君は唯高貴の人なるのみにして、王家と區別明白なる事ともを、外國人等に告知らすべきなり。

○外國人の日本を擾すを防ぐの道は、軍艦を以て爲ることにあらず。唯秀才のデプロマシー、及教化されたる民間に存する公法を、領會し得たる一人によりて、あることとなり。我輩は、公法を犯すことをなし難し、併し日本人の公法を知らざること、我輩能知れり。併し我輩斯くの如く公法を知ると雖とも、即公法に反する者なり。何なぜと云は、日本人民、公法を犯し、我輩を試することありて、しば／＼我輩を煩ふことあり。故に我輩公法を犯すと雖とも、防禦の爲、備ふる者なり。

○眞に外夷と戰はんとするの道は、唯筆と墨を用ふるにあり。干戈を用ふる者にあらず。唯たくみなるデプロマシー（國外又は政事の要務にあづかりて事を計り、計策等を施す役の任）家によりて、今日本をあやうくせんとする外人等を、過失にをとし入しめて、其罪を擧て、世界に布告し、擁ふ等の術策あるべし。然れば歐洲の内に於て、貴君の心に、合力一體して、國家の爲、有益の偉人を得るに至るべし。今歐洲は日本の形勢に付、緊要事情を知らざる者多し。いかんとなれば、歐洲人は只一方の議論を聞のみにして、彼等嘗に眞の事情を知らざるなり。

○日本の帝王は、必ず大君廢して然るべきなり。今大君、其權威にほこるの弊を生じたれば、彼を廢して後、

外國の情實を貫通、海外に布告するの書法等、通達したる俊秀のヂプロマシー家の、公法を心得たる一人を、御登用あるべきなり。必ず諸大名は、國内にある外夷を攘ふ事を、要務とすべきことなり。いかんとなれば、今大名驕慢にほこりし根元を索すときは、洋夷の催促せし者なればなり。

○從來諸大名は、封縣（建）の制に隨ひて國家を守り、夫の權威もありたれば、海防充實して　皇威もかがやき、外患の少くありたり。併し諸侯の都下に至り、又は惣て滿渡る大君の權行はるるとき、漸くに外患深く根を取、終に大君は外夷の僕とひとしくなりて、全日本國を失ふに至る。彼外夷の命令に服せねばならぬ事となるべし。かくの如く、外夷は併合することは、英の印度其他におけるが如きものなり。

以上の記述によれば、外國人が次第に我が國體に對して、正覺しつつあることを察し得らるる。最初全く、我國狀に無知なりし外國人にとりては、朝廷と幕府と諸侯との關係の如きは、不可解のものであつた。

幕府が政柄を執つてゐた關係から、一時外國人等は、幕府が日本を代表する、中央政府であり、主權の存在するところなりと確信してゐた。それが爲に幕府を相手にして、假條約を締結したが、締結後の國狀を見ると、直に條約勅許問題が起り、幕府も、朝廷に條約勅許を請ふの態度に出て來た。して見ると、主權は幕府に在るのではなく、朝廷に存するといふことが判り、外國人の目にも、幕府卽ち大君政府なるものの上に、儼然たる日本主裁の朝廷なるものの、存在することを、認識せざるを得なくなつた。

然らば幕府と諸藩、將軍と諸侯なるものの、政治權力的關係はどうであるか。外國人等は、最初は諸藩・諸侯

なるものは、幕府・將軍なるものに隷屬する關係に在るものと思惟してゐたが、生麥事件が起つて、英國と薩藩との直接交渉が開かれ、更らに鹿兒島灣における薩英戰爭、長州の四國艦隊砲撃などの、諸藩との直接交渉が起り、問題が複雜して來ると、隷屬關係が不明瞭となり來り、いろ〱と難問題を惹起した結果が、此書に在るやうに、

朝廷〔日本主權〕─┬─幕府〔諸侯中ノ大ナル者〕
　　　　　　　　　└─諸藩

といふ風に、名實共に日本においては、朝廷が國家主權の中心であり、幕府も諸藩も、同樣に、朝廷に隷屬するものであるとの解釋を持するやうになつて來た。

斯くして、時勢の變遷は、事實の上に、日本國體の正觀を樹立して來た。これが慶應末年における空氣である。して見れば、西郷等が、既に皇政復古の大運動を起し、朝廷中心の國體を築き上げようとして來たことの、時代の大勢に乘じた、確乎たる運動であつたことが、海外認識の上からも證據立てられる次第である。

【八】大久保の長州行

西郷は、内外急迫の事情さへなければ、夙くに長州に赴むき、倒幕の軍機を策するの手筈であつた。然るに土佐藩の進退に應接せしめられるところがあり、外に英・佛關係に惱まされるところもあつて、西郷の任はいよい

よ重もく、且つ大なるものが加はつた。

故に西郷はしばらく京地に留り、内外に應接することになつたのであるが、幕・佛に對する薩・英の提携も、ややその緒に就くものがあり、今や決然として、倒幕の軍を起すの機運に會したので、西郷は大久保をして、代つて長州に下らしむることにした。

島津久光が、いよ〳〵四侯の殿りを受けて、歸國の途に就いたのは、九月十五日であつた。此時には既に西郷・大久保の意中は堅き倒幕の決心に依つて定められ、久光も亦、此の上は、兵力を以て幕府と雌雄を決するの外はないとの、大覺悟を爲したので、後事を西郷・大久保・小松等に一任して、歸國したのである。

薩藩は既に馬上天下を爭ふの決心となつたのであるから、事に託し、物に應じ、兵士を中央に集合せしめつつあつた。久光東上の際における、彼の堂々たる隊伍の行進は、天下の視聽をそばだてしむるに足るものであつた。草を踏む將卒の足音にも、砂を蹴る駒のひづめの響きにも、既に異樣の音調があつた。

九月十一日、久光と交代の爲、島津備後が入京した時にも、彼れの率ゐた將卒は、一千餘人と註された。幕府も頗ぶる之れを怪しみ、警備を嚴にするの令を下したほどであつた。

久光が歸國の途についた同日、九月十五日、大久保は大山格之助〔綱良〕を伴うて、大阪を發船し、十六日、三田尻に上陸、十七日は山口に著し、十八日、猶豫なく毛利敬親侯父子に面謁してゐる。當時、品川彌二郎・伊藤春輔は、大久保と行を共にし、東道の任を帶んで、山口に來著した。

是れより先き、長藩では柏村數馬、御堀耕助を京都に派遣して、天下の形勢を探らしめつつあつた。兩人は襄に七月二十七日山口を發し、八月十日入京して薩邸に潛入した。天下の形勢とはいひ丈、目をつけたのは、固より薩藩の嚮背であつた。

御堀は屢〻西郷等に會し、薩藩大決意の存するところを糺し、今や一點の疑ふものなしといふ見極めをつけたので、八月二十日、大久保に先だつて退京歸國し、長藩蹶起の時機來るを報じた。九月六日には旣に家老、政務役、諸隊の有力者を會し、出兵の準備について、謀議するところがあつたのである。

幕府の召命に應ずるの口實の下に、家老、毛利筑前の嫡子、毛利常太郎をして、上阪せしむるの命令を傳へたのは、大久保が大阪を發程するの前日、卽ち九月十四日のことであつた。

* * * * *

大久保が長州に下るに當り、航行の船中において認め、薩藩藩廳の役人へ送つた書簡は、委曲を盡して、彼れが西下の使命、及び薩長共同出兵の機運を述べてゐる。

田尻務・蓑田傳兵衛に與へたる大久保利通の書（慶應三年九月十六日）

尙々、桂大夫〔右衞門〕へ乍レ憚本文之形行、被二仰上一被レ下、是非御決斷被レ下候樣、御傳被レ下候樣、呉
呉奉二願上一候。

中將様〔久光〕御乘船後、益御機嫌克、被レ爲レ遊ニ御坐一、御容態、何も御障り不レ被レ爲レ在候御事と奉ニ恐察一、御同慶奉ニ存上一候。志度ケ浦え御碇泊被レ爲レ在候はは、御伺奉ニ申上一含にて、見合船泊仕候へとも、御通抜け相成候故、兼て御談申上置候通、中關を指通り抜申候。尚精々差急候様、乘頭へも分て達置候間、少々相後れ可レ申候へども、佐賀關御碇泊中には、是非やり付可レ申と奉レ存候。

一、於ニ浪花一御評議相成候條々、尚亦於ニ船中一、黑田〔嘉右衛門〕杯談合候處、小生長〔長州〕え差入談判之上、十分同意、京地切迫之事情汲受、此上は片時も早目揭レ旗處急務に就き、彼方速に人數出張に及都合にも候との事、御國人數待合之事は、强て不ニ申入一方可レ然、如何となれば、御解纜後、又模樣一變いたし候も難レ圖、一日を延し候へば、一日之害を增候時宜に御坐候故、片時も早く決擧に及候處を、主とするの趣意に御坐候。乍レ去、夫は先方模樣次第之事にて、彼是當月中限り候場合に可ニ相成一、左候へば御國人數之處も、宜敷時分に打合可レ申と被レ考申候。何分にも早々御繰出被レ下候處、肝要奉レ存候間、黑田、堀〔次郎〕など種々及ニ談論一候付、御聞取之上、宜敷御盡力奉レ願候。三田尻え出懸け候上之都合、旁引合も可レ有レ之、若機に後れ候せつは、餘程之難事と被レ存、成程惣差引之任は、御談にも相成居事に候得とも、大山格之助、一應博多迄報知之上、直樣入長、三田尻え差越、御國人數待受候都合に談置申候。左候へば、假令長兵出張跡にもせよ、都合よろしく候事と相考申候。

一、船中にて尚亦、伊藤俊輔咄承申候處、崎陽〔長崎〕え段々軍艦賣船參居候由、一艘は英にて製造いたし候

新艦にて、二十萬兩餘、一艘はアメリカの古船にて候由、直段は八萬兩位と申事に御座候。格別痛損も無二御座一候て、大砲も相備、數度戰爭に相用程、格好、日本には似合候との事に御座候。右新製は、餘大に過ぎ、固より直段格別にて、迚もいたし樣も有二御坐一ましく候へ共、古船之方、八萬兩位にて候得は、是非御取入相成、　太守樣〔島津茂久〕御出馬之御用途に相備候樣有二御坐一度、奉二祈念一候。是迄之世態とは格別致二相違一、爾後蒸船にては、君侯をして危地を踏しめ奉り候事は、萬々不レ奉レ堪二恐惶一次第、乍レ去　皇國之御爲、中々御傍觀不レ被レ爲二出來一、御時宜合に就ては、是非臣子之任を以て、盡し不レ申候ては、不二相叶一次第と奉レ存候。通例論を以ては、當分之御國柄にては、迚もいたし樣無二御坐一、長大息するより外無二御坐一事候へども、最早　皇國之御安危、御國家之御存亡に可二相拘一、御大事之今日にいたり候ては、今一層臣子死力を盡し候地にいたし度ものに御座候。御危急々々とは乍レ申、一同□□□〔不明〕にても迦すと申位には、未だかと被レ存申候間、今般無二御據一御次第柄にて、爲二　皇國一御國家不レ被レ顧御盡力被レ爲レ在候付ては、段々是迄王事に御盡し、且御軍務に付、莫大の御費用にて、別て御疲弊之折柄に付、志有レ之ものは、金納仕候樣、御達樣も可レ被レ爲レ在ものに無二御座一や。未御寶藏は、二三萬は御在合可レ被レ爲レ在、且は平運丸も三四萬兩位は、隨分いたし可レ申候間、當座如何樣共取計を以、當年中之限を以、内金を以御買入相成候樣、御談判可二相調一ものに被二相考一申候。就ては兩君京師之情實切迫之模樣、御同苦仕候事にて軍艦之事は、追々噺合も申上末之儀御座候間、此一條は御引受御盡力、崎陽之方へも兩君之內、御一人

御出張、是非御やり付被レ下、君公御出馬之節は、軍艦より堂々御出張被レ爲レ在候樣、有ニ御坐一度、奉レ祈候。實に斯る時節、右賣船在合候事は、偶然ならざる事にて、天幸とも可レ申、しかるに其盡力不レ調して、看々堅牢ならざる商賣船を以て、危地を踏しめ奉り候儀、臣子之重罪と可レ申候。假令は父母之病に妙藥ありといえども、高金なるを以、服せしむることを得ざるが如し、豈遺憾ならざらんや。況今良器械、彼に被レ得候へば、制を受、我に得候へば、我彼を制す。得失　皇國安危存亡之所レ係、又大なりといふべし。何分御熟慮之上、可レ然御周旋之ほど奉ニ合掌一候。

右談合趣、且愚慮之次第、御示談爲可ニ申上一、如レ此種々不義之失言、如何と不レ堪ニ畏縮一候得共、實に皇國之御大事、且御國家之御危急、臣子甕て可レ止之時に當り、趣意包藏可レ致筋にあらず、自ら兩君飽迄御含被レ爲レ在候儀と奉存候へ共、尚奉レ願度、如レ此御坐候。御叱留可レ被レ下候。其餘、黑田、堀より、委曲可ニ申上一候付、御聞取可レ被レ下候。尚、長之形行は、申上候樣に仕候。頓首敬白。

九月十六日〔慶應三年〕　大久保一藏

船中認

田尻務樣

蓑田傳兵衛樣

御連名御免

別啓

太守公斷然御出馬御決定、下々一同奉二畏伏一候樣、御確定之處、肝要之事にて、御内評有レ之通之事に御座候間、尚差含御盡力奉二祈上一候。是非明白に御書取にても被二相下一度、奉二恐願一候。其邊御談合可レ被レ下候。右御治定に付ては、堀、黑田など込入候と申は、今般　二丸御出立に付ては、皆々御揃にて、諸事省略之事も、取調申上候通よりも、返て斷然御省き相成候間、別て致安く候得とも、乍レ恐此節之處、左樣に參兼候かも難レ圖と、心配之樣子被レ察申候。しかし是は、今度、中將樣御出立通よりは、尚軍事一篇に御出立無レ之候ては、不二相濟一御事に御坐候間、其邊は萬々懸念も有レ之まじくとは申置候へども、宜敷御含居御盡力可レ被レ下候。今度重富公子さえ、返て御道具等多く有レ之たるやに被レ聞申候。甚だつまらん次第、畢竟御附か、宜敷無レ之事に御座候。少々御失德相成事に御坐候。乍二餘事一爲二御含一申上置候。已上。

十六日〔同〕　　大久保一藏

兩　君

京都における幕府側の進出は、到底、今日のまま放置すべからざる事情に立到つてゐる。今日の場合においては、斷乎擧兵の外はない。之れが何よりの、焦眉の急務で、一時も一刻も、猶豫すべからずとまで、急き立ててゐる。

之れに就て、薩藩の出兵は、先決問題であるから、久光侯歸藩の上は、容子の變はらぬ中に、即刻出兵が願ひ

たいと、目の中に指を突き込むやうに、論じてゐるのは、流石に機を見るに敏なる、大久保の著眼だけのものはある。

久光侯が歸國して、先づゆる〳〵と御評議とでも出られては、其中には、どんな異論が出ようも知れぬ。『此處からお江戸は三百里』といはれた、九州の僻陬で、京都の事情に疎い連中に操つられては、又も因循姑息な、形勢觀望說が出ないものでない。そこで大久保は、逸り立つた荒馬が嘶なき立てるやうに、卽時卽刻、一刻の猶豫なく、出兵斷行を迫まつてゐるのである。

京都占據、江戸征伐といへば、天下がひつくりかへる程の大仕事である。それを薩一藩の力でやらうといふ大覺悟をしてゐる大久保・西鄕である。確乎たる成算があり、他藩に依存するやうな、そんな依賴心は毛頭抱いてはゐないが、それでも一擧激發の後における、後詰の力は必要である。

その爲に薩・長の聯合も、薩・土の提携も、薩・藝の協力も、志ある者とは、幾らでも手を握らうとしてゐるのである。薩・長・土・藝の聯盟は、大體において成立してゐるが、その中でも、眞の力になるのは、何といつても長州である。西鄕が長州行を決意したのも、之れが爲であり、今大久保が、西鄕に代つて、山口に向ふのも、亦た之れが爲である。

船中で伊藤から聞いた話から、大久保が直ぐに、八萬兩で軍艦買收を力說してゐるのも、薩摩の寶藏を空しうしても、此の千載一遇の機會に乘ぜんとする、彼れの意氣込が窺はれる。

【九】毛利侯に謁見せる大久保

長藩は、藩論既に一決し、薩藩と提携して大擧する決心を爲すこと、既述のごとくであるから、大久保の來るや、直ちに藩侯に謁せしめ、その使命を陳述せしめて、出兵の同盟を結ぶに至つた。

大久保は、十八日晝過ぎ七ツ時といふから、今日の午後四時ごろ、大山格之助と兩人にて、毛利侯父子に謁見した。

當日の席上には、侯父子の左右に、宍戸備前、木戸準一郎〔孝允〕、廣澤兵助〔眞臣〕などを初めとして、長藩政府の中心人物が星坐した。

大久保は諸星群座の席上において、更らに臆する色もなく、堂々として薩藩の主張を明らかにした。彼れは先づ口を開いて、藩主久光の上京以來の形勢を陳べて、幕府の專擅を訴へ、兼ねて土佐藩の行動、後藤象二郎の首尾、並びに藝州藩の奮起して、尊皇の兵を起さうとする盟約に亙つて、大陳述を試み、徐むろに、長藩に對する使命を述べて曰く、

『時局既に斯くの如き時に當つて、貴藩の近情をお察し申し上ぐるに、勤皇の爲めに、あらゆる艱難を一國に引け受けられ、防長二國の微を以つてして、善く幕府の大軍に對戰せられ、一歩も國境を辱しむるなきは、士氣の旺んなるを證して餘りあるものと存ずる。就中、外艦に向つて砲撃を試み、攘夷の實を擧げたるが如き、

天下に先つて、尊攘の大義を中外に宣揚するものでござる。今や拙藩と共に、倒幕の大軍を揚ぐる上は、京都警備に關しては、憚りながら薩州一藩の死力を盡す考へでござるが、終りを繼ぎ、尾を結ぶの一段に至つては、遺憾ながら一藩の力、いささか不足を感ずる次第ゆゑ、ここに貴藩の精英を以つて、我が皇政維新の大業を助けられんことを希望する次第である。』

との旨を進言した。

その時敬親侯は、大久保に向つて、

『久光侯上京、いろ〳〵君國の爲めにお盡しになつてゐることは、洵に感謝の外はないが、今回いよ〳〵兵力に訴へる事の覺悟を致されたのは、何ういふ譯であるか。屢々建言をしたが、それが容れられぬから、此上はといふので、兵力に訴へようとなされるのであるか……』

との質問であつた。大久保は之れに答へて、

『今回の決意は、建言の用ゐられると、用ゐられざるとに由るものではない。幕府の爲めに盡力いたしたのは、安政以來のことであつて、我等は既に盡すべき丈けのことは、盡し果たしたのであるが、幕府においては、何等反省の證もなく、若しこのまま放任いたすにおいては、君國の一大事と相成る故、皇國の崩解を見るに忍びざるより、赤心を披瀝して、之れが貫徹を實現しようとする次第である。』

旨を述べた。侯は『如何にも尤もである』といはれたことは、大久保の日記の中に明記してゐるところである。

大久保の日記は、左の如く這間の事情を明らかにしてゐる。曰く、

大久保利通日記（慶應三年九月十八日）

一表御書院にて、表通　御目見、奏者名披露、一應引取、續て罷出、御挨拶、御使者口上演說、此內兩使之御禮御返翰不レ被レ調候御斷等申上退出、控所え休息。

於二控所一、宍戸備前（親基）毛利筑前（元統）面會、挨拶有レ之。宍戸備後介（璣）以下、政府以下、惣體面會挨拶。

一於二御休息所一兩公（毛利敬親・同定廣）拜謁、政府一同侍席、委曲言上仕候樣、御沙汰候間、御上京以來、大略御盡力之次第、幕府公論を拒み、私意增長、遂に決策に及候始末、土佐後藤（象二郎）之首尾、藝藩憤發之次第、無二殘處一言上、就而は、御家（長藩）之儀、近年來爲二皇國一、艱難を御一同に引受、數度之御戰爭等、天下に先ち御實行、被レ爲レ立候上にて、迚も御相談も御斟酌に思召候得共、京師之儀は、一藩に引受、斃盡して巢窟を挫、禁闕警衛之任、可二相遂一候へとも、終を繼き、尾を結之義に於而、一藩之微力に而は、殘念なから、見留難二相付一候付、折柄御末家始、召命も有レ之候間、御人數被二差出一、御救應有レ之に於而は、爲二　皇國一、大慶不レ過レ之候段、申上候處、若公（定廣）御沙汰に、中將公（久光）當春以來、御上京、不二容易一御盡力、乍レ陰不レ堪二欣慕一、尚亦、委曲之形行、承知、益感服いたし候。然は、此節之御趣

意、一體是迄、種々建言等、被レ爲レ在候得共、不レ被レ行處より、御決策に相成候譯ならんと、御沙汰候間、必ずしも建言之不レ被レ行を以、決策と申譯に無レ之、全體、從來之罪跡、顯然、不レ可レ救之次第は、天下衆人所レ知、今般、列藩之公議、御採用無レ之に付ては、正否之御心術、所分に有レ之、既に戊午歲（安政五年）以來、有志之諸藩、力を盡し、今日に至り、人事も至り盡し、此上傍觀座視する時は、他日一層之害を增し候節、如何して可レ奉レ救や。實に　皇國之倒るるを見に不レ忍、赤心より不レ得レ止次第之趣きに出候儀と申上候處、如何にも決策之趣意に出、尤之御趣意云々。其余御推問も、條々被レ爲レ在候得共、略す。木戶（孝允）曰、實に不二容易一趣に相伺候。就ては、御策略之次第、自ら御內決も可レ有レ之、如何御手を被レ下候や。曰、其儀は尙、期に臨て精微を可レ盡候得共、大凡之筋は、云々申演。木（木戶）曰、實に御大事之御事に候。決擧之上は、時宜に依、御動座も可レ被レ爲レ在御儀と、奉レ存候。（鳳輦出御の場合をいふ）曰、其節之時宜に依ては、地之嶮に據候事も可有之候得共、約り浪華（大阪）に　御遷座被レ爲レ在候御事に奉レ存候。木曰、兎角、難を以て論し不レ申候ては、相濟不レ申候。若、決擧之上、幕府、夷と固結して、攝京之間に難レ被レ爲レ在時、僻遠之地に、御潛行不レ被レ爲レ在候ては、不レ叶時宜も可レ有レ之、其節は、何れの地に御供奉可レ被レ爲レ在哉。曰、其時宜に依りて、寬急も可レ有レ之候得共、勤王列藩之內、可レ然地形、相當之處に、御動座、同盟之藩々、警衞、時宜を見合候外無レ之、其余細事略す。木、同席に向て曰、御一同、御尋問之廉は無レ之哉。吾曰、無二御伏臟一、御一同之敎戒を蒙らんと。一同曰、なしと。此時一同退座、兩君

公、御沙汰に、逐一言上之趣、御聞屆、被㆑遊、實に不㆓容易㆒儀と思召候。全體是迄、爲㆓皇國㆒、聊御誠心を被㆑盡候得共、精神之足らさる故か、天幕之御譴責を蒙り、實に遺憾に不㆑被㆑爲㆑堪、依て今日之行掛にては、境外に出兵と申事萬々難㆑致候得共、併なから　朝廷之御危急と申すときには、決而傍觀座視、難㆑致段は、兼而父子之趣意に有㆑之、然るに不㆓容易㆒御大事之儀、承候上は、幸に召命之面目も有㆑之候付、末家は惣體病氣に付、家老一人え、聊なから人數差添可㆓差出㆒、實に弊藩人數は、不㆓行屆㆒者而已にて、迚も功勢にも不㆓相成㆒、却而邪魔にも可㆓相成㆒と、汗顏候得共、其段は汲受呉、宜敷御賴被㆑成候。左候て、手拔は萬々有㆑之間敷候得共、禁闕奉護之所、實に大事之事にて、玉を被㆑奪候ては、實に無㆓致方㆒事と、甚懸念思召候。返す〲も手拔は無㆑之筈なから、別而入念候樣、御賴被㆑成候云々。曰、死して以て、ここは盡し奉る格護（覺悟）に御座候。云々。平伏多謝。老公御沙汰、實に大儀に思召候。此節は遠方迄入來、爲㆓大事㆒盡力、感佩に不㆑堪、此品如何に候得共、差料を遣すとて、御手つから、短刀を賜る（來國俊在銘。折紙相附）若公、曰、云々、是迄　中將公御盡力之次第、且御贈品之御禮等、御沙汰、御兩殿樣え御贈品、備後殿え同斷被㆑進候段、承知退出。於㆓控所㆒、御膳被㆑下、暫時休息。

此間、木戶・廣澤・御堀、出會、尙精細を談す。船一條等、相談有㆑之。

亦々、兩君公、於㆓御休息所㆒、一同侍席、御酒・御肴等、被㆑下候間、罷出候樣との事にて、罷出候。御手厚御饗應なり。夜半退出。

【十】大久保と木戸との對應

大久保謁見の席上にあつて、終始、大久保の言論を靜聽してをつた木戸準一郎が、此の時口を開いて、先づ甲東に問ひ來つた。

『お話によれば、今回の決意は、實に容易ならざる天下の大事でござる。就いてはこれほどの大事を決行せらるる以上は、何か確乎不拔の大決心があつてのことと存ずるが、扨て如何なる策戰でござるか』

流石に木戸である。彼れは一語、薩藩の肚の底を叩かうとしてゐる。大久保は之れに答へ、

『その儀は、折を見て精しくお相談申す機會もござらう。今は大凡の筋道丈のお話を致さう』

と、薩・長・藝三藩の兵力を合し、如何にして幕府に當るかの、大體方針を披瀝するに止めた。

木戸は更らに一歩を進め、

『いづれにしても、これは天下の重大事ぢや。若し萬が一にも、主上玉座を遷されねば、相成らぬやうになつた場合には、何處に、鳳輦を迎へ奉つるの決心でござるか』

とまで衝きつめた話を持ちかけた。大久保は手もなく之れに應じて、

『萬々一にも、左樣なこととも相成らば、一先づ大阪邊へ鳳輦を迎へ奉るの外はござるまい。その上、更らに危險相迫る時においては、地の險に據ることもござらう』

と答へてゐる。大久保の所謂る『地の險』といふのは、果して何處を指ざしたものであるか。或ひは吉野の險をいうたのであるか、更らに丹波路を指したのであるか。但しは遠く薩南の天險を仄めかしたのであるかは、不明であるが、彼等が、ここまでも用意を有してゐたことは、薩・長が、倒幕の意を決するの、一朝一夕のことでないことが察せられる。

木戸は、更らに語を繼ぎ、

『物事といふものは、兎角難かしくなつたところで、考へて見なければならぬ。若し假りに、幕府が外國の力を假つて、我れ々々に對抗する時においては、京攝の間は、事いよ〳〵面倒と相成らう。その時に及んでは、どうしても、主上を僻遠の地に、御遷幸仰がねばならぬこともござらう。然る時は、何處に主上の安泰を期し奉つる御所存であるか』

心配屋の木戸は、『念には念を入れ』との調子で、押して來る。

『その時は、その場に臨んだ時で、いろ〳〵緩急の處置もござらうが、かかる場合に到つては、勤皇の盟を爲した各藩の中で、適當のところへ、御遷座を請ひ奉つり、諸藩聯合の力を以つて、必死を期して、御守護申上ぐるの外はござるまい』

大久保は、明答を得ざることは、どこまでも之れを避けてゐるが、少しの逡巡もなく、精神のあるところは、充分に之れを披瀝してゐる。

最後に、木戸は列席の一同を見渡し、

『諸君において、御質問の作があらば、遠慮なく申し出でられよ』

と顧みたが、最早やこれ以上の質問もなく、大久保は使命を果して退座した。

大久保が退出せんとする時、最後に、敬親侯は、彼れに向つて、その意中を披瀝していふに、

『今回のことは、返へす〴〵も重大事である。決して輕擧妄動をしてはならぬぞよ。我等父子も、兼ねて君國の爲めに盡力を致したのであるが、誠意が貫徹せずして、却つて天譴を蒙むるの身と相成り、未だにその寃枉を雪ぐことが出來ず、洵に遺憾千萬ぢや。今日のやうな身柄を以つて、境外に兵を進めるといふことは、決して出來がたいことではあるが、皇國の危急に臨んでは、萬死を期して、その任に膺るの決心である。今日、尊藩の大策を聞くに到つては、我れまた默するの時機ではない。丁度幕府の召命もあるによつて、家老一人を出し、之れに若干の兵を附して、東上せしむるであらう。我藩の將士は、人事に馴れず、尊藩の援助には相立つまじと存ずるが、如何やうともよろしきやう、御手引きが願ひたい。手拔りは、萬々あるまいとは存ずるが、禁闕の守護は容易ならぬ一大事であるから、萬違算なきやう、注意すべきである。必らずともに、檳を得て玉を失ふやうな悔があつてはならぬ』

と、諄々として說き與ふるところは、流石に一藩の主侯であつた。殊に禁闕守護の一件にいたつては、敬親侯は、元治元年〔甲子〕の苦き經驗があるから、一應にも、再應にも、此點を注意した所以であつた。

侯のいはゆる『櫝を得て玉を失ふ』とは、勤皇の名あつて、主上を幕府に奪はるるやうのことがあつてはならぬことを、仄めかされたものであらう。大久保は平伏して、

『我等微なりといへども、一死以つて之れを奉ずるのみ』

と答へ、薩・長の確約は結ばれた。

斯くて大久保が、いよ〳〵御前を引き下る時に、敬親侯は、再度、大事に大事をとるべきことを、注意するのであつた。大久保は顧みて、

『我が藩に西郷吉之助と申す者がござる。此の男は石橋を渡るにも、扇子で叩いて渡るといふ男で、西郷が大決心を致してゐますから、これに一任いたしますれば、萬事安心でござる』

と申し上げた。『我れに西郷の在るあり』といへば、千鈞よりも重きを爲すところに、西郷の斤量を見る。

【十二】薩・長の軍事的密約成る

大久保は長州侯より、頗ぶる歡待を受けたが、翌九月十九日、宍戸・木戸・廣澤・柏村・御堀の來訪を受け、その旅館において、左の如き盟約書を作成した。

薩・長の軍事行動密約　〔慶應三年九月十九日〕

一、國元より今般繰出候軍兵、一應三田尻へ碇泊、御引會可二申上一候事。

但爲二差引一大山格之助（綱良）。來二十五六日（九月）頃より罷出、三田尻へ滯在可レ申候事。

一、於二尊藩一國元よりの軍兵、三田尻へ着船迄者、御待請相成、同時御出張の運に致し、弊藩軍艦二艘の内一艘、一日先に、攝海へ着船注進之事。

但、大阪まで一人差出置候事。

一、惣軍者、翌日夜中、攝海へ着船之都合いたし、其翌晩を期限に可二相定一候事。

一、大凡當月中を期候得者、其上の時日は、進退時機に應候事。

但期限內たりとも、不レ得レ止節は、同斷たるべき事。

一、寡君（薩州侯）出馬の節、京攝模樣に依、時機を見合候事も難レ圖、其節は自然御領內、何方なりとも滯陣御願可二申上一儀も可レ有レ之候事。

別件（同上）

一、華城（大阪城）攻撃之儀は、京都に於て、一擧相濟候時刻を計り、少し後れて、攻入候都合、可レ然歟。

かくして薩長の軍事的同盟は成立した。『大凡當月中を期し候』とある出兵の期限は、寸刻をも爭ふ急場に臨んでゐるので、大山は直ちに鹿兒島に歸り、兵を督して東上する爲めに、大久保と袂を別つて即日西下した。

大久保は結約成立の當日、九月十九日、直ちに踵を回らして歸阪の途に上り、三田尻より長藩の汽船乙丑丸に搭じて、二十二日大阪に入り、二十三日京都に上つて、西郷・小松に面會し、長州談判の次第を報告した。

大久保は、歸京の後、藩廳に向つて、長州行の始末を報告してゐる。

田尻務・蓑田傳兵衛に與へたる大久保利通の書（慶應三年九月二十九日）

秋冷相募候得共、於二御地一、御兩殿樣、益御機嫌克被レ爲レ遊二御座一、恐悦奉レ存候。中將樣（久光）にも、海上御都合克、被レ遊二御着船一、追々御病氣も、御快方被レ爲レ向候御儀と、御同慶奉レ存候。次に、兩君御安祥被レ成二御奉務一、奉二大慶一候。隨て小子事、去る廿三日（九月）歸京、碌々在勤仕候間、乍レ憚御降慮、可レ被二成下一候。長表形行、大略彼地より申上候間、相達候樣奉レ存候。去十八日（九月）於二山口一、兩君公拜謁被二仰付一、家老、政事堂、宍戸備後介・木戸、其餘人數惣體侍席にて、趣意御聞取可二相成一との御事故、先ツ御上京以來、御盡力之次第、幕府公論を拒、私意增長、不レ得レ已決策に及候始末、土藩後藤議論之首尾、藝藩憤發之次第等、近情無二殘所一言上、就て御家の儀は、近來爲二皇國一艱難を一國に御引受、數度之御戰、天下に先ち、御實踏被レ爲レ在、御相談被レ遊候も御氣之毒思召候得共、京師之儀は、一藩に引受、斃盡して巣窟を碎き、禁闕警衛之任、相遂候格護（覺悟）に候得共、終を繼尾を結之大事に於て、一藩の微力にて、乍二殘念一、見留難二相付一候折柄、御末家始、召命候名も有レ之に付、早速人數被二差出一、御救應被レ下にお

ゐては、爲ニ　皇國ハ、大慶不レ過レ之の思召に付、右之趣委曲言上御相談可ニ申上ハ、奉命之趣を以、致ニ演說一候處、若公御沙汰に　中將公當春以來、御登京不ニ容易一御盡力被レ爲レ在、爲ニ皇國一乍レ蔭不レ堪ニ欣喜ハ、尙亦委曲之形行承知いたし、益々感伏致、然は此節之御趣意、一體是迄、種々御建言等被レ爲レ在、不レ被レ行處より、御決策に御決定之譯ならんと　御沙汰候間、必ずしも建言不レ被レ行を以、決策と申趣意に無ニ御座ハ、全體幕府從來之罪跡、顯然不レ可レ救之次第は、天下衆人所レ知、今般、列藩公議、御採用無レ之は、御心術の正否、依て分る所、既に戊午以來、勤　王之諸藩　皇國今日之大難あらん事を憂ひ、東西奔走して、不レ得レ止、今般之一擧と相成、人事もはや至れり盡せりと申べし。此上苟も安を偷み、傍觀默止する時は、暴政如レ意に相行、　皇國之覆滅、日を待ざると可レ申、其節に至り可レ奉レ救術を失ひ、　皇祚之倒るを見るに不レ忍、赤心より、義決仕候趣意に御座候段、申上候處、如何にも御尤之御趣意云々、外、少々之御推問は略す。木戸より二三ケ條質問有レ之候得共略レ之。（決策之節、何れ之策を以、手を下候や、御動座は何方、及軍配等之事件にて、兼て內評之趣を以、相答、別段異論なし）木戸より一同へ、質問之有無を問。一同曰、なし。此時侍坐之人數退散、兩人を近く被レ召、兩君公御沙汰、逐一言上之趣、御聞取被レ遊、實に不ニ容易一思食候。全體爲ニ　皇國ハ、聊御誠心を被レ盡候得共、御至誠之不ニ行屆一故を以、　天幕之御譴責を蒙り、實に不レ堪ニ遺憾ハ、仍て今日之行掛りにては、境外に出兵と申事、萬々難レ被レ爲レ調姿に候。乍レ併、　天朝之御危急と申すにては、決て傍觀難レ致段、兼て御父子之御趣意に被レ爲レ在候。然は不ニ容易一御大事、御承知被レ遊候上は、幸に

召命も有レ之、末家は總體病氣に付、家老へ、聊ながら人數差添へ可ニ差出一、實に不行屆者のみ助けに相成候事は扨置、邪魔に可ニ相成一と、汗顔思召候得共、此段汲取、宜敷御賴被レ成候。萬々手拔は有レ之間敷候得共、禁闕守護、別て御懸念思召候間、幾重にも入レ念吳候樣、御手厚御沙汰にて、御差料之短刀、御手から拜領被ニ仰付一候。平伏拜謝、中將公より御贈品之御禮、且、是迄御盡力之勞を被レ謝候。　御口上再三承知仕、退出。

一再於ニ御休息所一被レ召、御酒被レ下、一同も侍席、御手厚御饗なり、夜半退出。

一出發期日之事は、藝使着之上、決定可レ仕候得共、御國人數、三田尻え立寄候迄、是非待受候との事に御座候。

一十九日七ツ時分、山口發足、於ニ宮市驛一藝使植田乙次郎、今朝當所着にて、面會、尙亦、委曲及ニ談合一候間、何も異條無ニ御座一、廿日山口え差越、諸事及ニ決定一候との事にて、同夜相別、翌廿日晝時分、乙丑丸より出帆、廿二日曉、浪華え着仕候。

一右形行之大略に御座候。最早跡越には候得共、又々、彼地より、御使等も難レ圖候故、御見合之爲め、御含迄申上越候。最初於ニ御書院一表通御目見、奏者名披露にて、其まま引取、又々押返し、兩人相揃罷出、御前近く被レ召候間、表通御口上、此內遠方迄御使者幷御送物被レ遣、且亦就ニ御病氣一御返翰被レ爲レ調兼候御斷等取合及ニ演說一、退出仕候。

一太守様、御出馬之節、依ニ模様一、時機御見合可レ被レ遊候儀は難レ圖、自然、其節、御領内へ滯陣、御願申上候事も、可レ有レ之候付、兼て御心得被レ下候様、於ニ長藩一談判仕置申候。尤、藝州之方も、同斷申入置候。爲ニ御見合一申上置候。

一爰許、別に申上候程之義も無レ之、矢張り、取り々々之說は、益々紛々に御座候。右通之次第故、攝海へ着船、今日は〱と相待候而已に御座候。

右形行申上度、艸々、如レ此御座候。尚追々可ニ申上一候。

九月廿九日〔慶應三年〕　大久保一藏

田尻務様

蓑田傳兵衛様

人々

追て、御地御着後之御模様、如何可レ被レ爲レ在候や、是のみ始終奉ニ案煩一候。

【十二】更に長・藝の軍事的密約

板垣と西郷との提携によつて生じたる、薩・土の軍事的盟約は、後藤の平和的大政奉還論によつて、ややその影を薄うした。容堂は板垣の急激論に與みせず、寧ろ後藤の穩和說に贊成したので、ここに土佐藩の態度は、薩

長とその步調を一にすることが出來なくなつた。出來なくなつたといふよりも、寧ろ之れを避け、土佐藩獨特の新境地を打開せんとするの氣配が見えた。

薩藩においては、土藩は共に談ずるに足らずとし、之れに代はらしむべく、提携したのは、實に藝州淺野家でつた。

當時藝藩には辻將曹あり、植田乙次郎あり、加ふるに藩主淺野茂勳が勤皇家であつたので、夙に薩・長に加はつて、倒幕の軍を起すの論があつた。

元來、藝州藩は、淺野慶熾侯が、勤皇の志の篤い人であつた。まだ世嗣であつた時代から、頗ぶる國事を憂ひた人で、若し此人が長生せしならんには、藝藩の勤皇は、決して薩・長に劣るものではなかつたに相違ない。

慶熾侯は、安政五年四月十一日に、封を襲いで、藝州侯となつたが、不幸にして病を得、それから、半歳も經たず、同年九月十日に長逝するに至つた。

慶熾侯は、薩藩島津齊彬侯と、頗ぶる親交のあつたところから推しても、その人と爲を想像するに難くない。齊彬侯が、暴かに病を獲て、薨じたる際には、危篤の病牀に近侍の者を呼び寄せて、

『後事を託するに足るの人は、藝州侯淺野慶熾の外はない。予若し死したる後は、使者を廣島に派し、藝州邸に赴むかしめて、予の遺言を傳達せしめよ』

と、依托されたと傳へられてゐる。

此事あるの結果、薩藩の近侍が、態々藝州邸に伺候したが、此時は既に慶熾侯他界の後で、薩使と應接した、藝藩の西本淸介は、共に天を仰いで浩嘆したといふことである。齊彬侯が、後事を托したる程の人物であつて見れば、慶熾侯が、如何に勤皇の士であり、且つ憂國の人材であつたかが、察せらるるのである。慶熾侯には、世子がなく、支藩から淺野長訓侯〔近江守〕が、入つて宗家を繼ぎ、更に長勳侯が、その後を繼いだのである。

薩・長・藝三藩の聯合に關して、嘗て淺野長勳侯が語られた口述がある。曰く、

淺野長勳侯口述 〔手島益雄編〕

薩・長・藝三藩、同盟を約し、慶應三年十月晦日、余は長州、新港に密行し、毛利長門と會し、大に國事を議し、三藩同盟の事を、堅く約せり。其の歸途、桂小五郎、後ち木戸孝允が、毛利長門の名代として、廣島へ余を送つて來まして、會見の勞を謝しました。其時、余は、桂小五郎を城中に引見して、右同盟の事を熟議した。結果、薩州の軍艦が、廣島の御手洗に到著するを待つて、三藩の兵は、一先づ尾の道に集合し、藝州と薩摩の軍隊は、山陰・山陽に分かれて、京都に上り、叡慮を貫徹せしむる決心でありました。毛利父子は、未だ勅勘の身でありますから、薩摩と、藝州との船印を掲げ、航行し、大阪・西の宮邊に屯在せしめて、事を待たしむ。

扨て大久保が長州からの歸途、三田尻に立寄つた時、恰かも植田の來るに會したので、植田は薩・長結約の成立を知り、彼れは直ちに山口に乘り込み、長州と藝州との、軍事的結約を作成した。

＊　＊　＊　＊　＊

長・藝兩藩の軍事的密約〔慶應三年九月〕

一、薩兵三田尻へ着船之上、弊藩の船出帆一同罷登可レ申、貴藩の御船者、御手洗にて御待合の事。

但來廿五六日頃、此度御上阪御人數の內、御一人、三田尻へ御出、諸事御打合致し、弊藩船にて御手洗まで御出之事。薩船著次第、弊藩より御藩に飛脚を以、御注進可レ仕候。

一、薩船二艘（內一艘は弊藩借受の筈）之內、一艘は一日先に攝海へ着、御藩並弊藩の船は、其翌日、夜中着船と申邊〔?〕浪華にては、人數彈藥揚陸等、混雜は致間敷哉。

但本文之次第に付、貴藩の御人數三分一は、直樣浪華へ御著船相成、殘り御人數、並弊藩人數は、西の宮邊揚陸、時機を待受ては如何哉。此條本文之通、實地の模樣により、京都より報知可レ有レ之。

一、貴藩御船著阪、直に弊藩家老、此度御達の趣を以、西の宮へ著船の段、幕府へ御達被レ下、且浪華にて、孰れの所へ著可レ致哉の段をも、御掛合被レ下候御手順にては、如何可レ有二御座一哉。

斯くの如くにして、大久保によつて、薩・長の盟約が成立し、植田によつて、長・藝の盟約が出來、合して、

薩・長・藝の三藩鼎足の軍事的密約は成立した。

* * * * *

今や薩兵の東上を一つの動機として、長州動き、藝州立ち、皇政維新の大幕は、切つて落さるるばかりとはなつた。西郷、大久保、小松は京都にあり、大山は薩南にあり、木戸、廣澤、山縣は山口にあり、天風、碧落を吹いて、白雲一たび飛ばば、勤皇の軍兵は、四方の草原に起つ。間、正に一髪に際した。

第三章　徳川慶喜の大政奉還

【一】大政奉還の建白（一）

土佐藩における板垣・後藤兩派

西郷がその山の如き巨軀を提げて、今や三百年の徳川幕府に對し、一大鐵槌を下さうとする時、機を見て大政奉還建白の大旆を振り翳して、登場して來たものが、土藩山內容堂の意を享くるところの後藤象二郎であつた。

由來土佐は薩・長を喜ばぬ。喜ばぬといふよりも、薩・長の尻馬に乘るのを好まないのである。容堂は一豐以來の、德川の恩顧を常に口にしてゐる。手放しで討幕に加擔しないのは、是れが爲めである。西鄕に引きずり出されて、容堂が上京した時も、松平春嶽や伊達宗城とは、話の相手になる節もあるが、島津久光とは、天からソリが合はぬ。合はぬ筈だ。彼れは、何とか薩・長の鼻を明かしてやらうといふ肚であるからだ。

阪本が後藤に敎へ、後藤が大政奉還論を持ち出した時に、渡りに船と容堂が乘り込んだのは、薩・長の密約が今や危機一髮に臨んでゐることを知つてゐるから、討幕の名を失はしめんが爲めには、德川慶喜をして、卽座に將軍職を擲たしむるにあると思つたからである。

慶喜が大政を奉還して、一諸侯となつてしまへば、薩・長は、何によつて德川を討つことが出來よう。討つべき相手なしに、戰爭は出來ない。容堂が板垣の出兵論を耳にかけず、後藤の大政奉還論に、手を拍つて贊成した機微は、茲に在る。

容堂は勤皇論でもあるが、同時に又た佐幕論でもあつた。今日流行の語を以つていへば、左傾でもあり、又た右傾でもあり、或る意味からいへば、左翼でもなければ、右翼でもないといふ譯だ。公武合體といふ語が、容堂の心持ちを言ひ現はすに、最適の言葉である。

板垣は西鄕との約束もあり、且つ力に訴ふるにあらずんば、天下を覆へすことは出來ないと信じて居つたから、何處までも、兵力を以つて皇政維新を斷行しようと考へて居つた。容堂が後藤の論に贊成して、大政奉還を、議論でやり出した時に、板垣は慨然としていつた。

『大政奉還といへば、洵に立派であるが、それは結局、空名に過ぎない。議論の上で政權を復し、之れによつて、朝廷が天下に號令しようとされても、實力がなければ、眞の大政奉還ではない。彼れ德川氏なる者は、馬上天下を取るところのものではないか。然らば馬上以つて之れを復するにあらずんば、二百七十年の專權を覆へすことは出來ぬ。朝廷は濫りに兵爭を好むべきではないが、今や德川氏の罪は、天下に漲溢してゐる。此時に當つて、斷乎として討幕の兵を擧ぐるのは、皇師の名において、決して汚さるるところはない。此期に及んで、猶ほ徒らに、言論を以つて、萬一を僥倖しようとするが如きは、迂も亦た甚しい』

板垣の論ずるところは、正に西郷の意中と、符節を合するが如きものがあつた。容堂は冷然として之れを斥け、後藤が上京の際、多少は兵力を備へて置く必要があるとの論をすら斥けて、後藤一行は、寂寥たる影を踏んで、京都に入り來つたものである。

* * * * *

斯くて、大政奉還の大建白を携へた、後藤象二郎は、寺村左膳・眞邊榮三郎と共に、慶應三年（丁卯）八月二十五日、高知を出發したが、海上風波の爲めに發航遲れ、九月朔日に到つて漸やく浦戸港を發し、九月二日、大阪に著した。

時に西郷は、大阪に滯留中であつたが、土佐より後藤來るの報があつたので、早速彼れと會逢して見ると、後藤は一兵をも引具せず、大政奉還の建白書を懷ろにして來たといふので、西郷は、頗ぶる失望の色があつた。曩には、薩・土の盟約があり、最早、討幕の軍を起すの一擧あるのみと、盟つてゐたのであるから、後藤が又もや紙片を携へて來て、口先だけで天下を動かさうとするらしいのを見て、西郷も今は、土藩に匙を投げざるを得なくなつたのである。

西郷は土藩の眞意を察して、直ちに京都に上り、小松・大久保と會談して、土藩を眼中に置かず、薩・長・藝三藩の力を以つて、維新回天の壯擧を行はうと決意したのである。

後藤は九月四日上京、同七日、薩藩邸に小松・西郷を訪うて、建白上書の決意を縷陳した。これは薩藩との舊

約があるので、單獨行爲に出ることが、穩當でないと思つたからである。

西郷は固より討幕の寸刻も、猶豫すべからざることを力說し、

『今日の時勢は、最早や口舌を以つて爭ふ時ではござらぬ。土藩において、何處までも、建白によつて解決を見ようとせられるならば、已むを得ず、前日の約束を放棄するの外はござらぬ。我々は終始一貫、初一念を以つて、來る二十日までには、斷乎として討幕の軍を起す決心でござる』

と言ひ放つた。

後藤もこれには頗ぶる弱らされた。そこで九月九日、更らに福岡孝悌同伴で、西郷等を訪ひ、擧兵の期を、今暫らく延期して貰ひ度いと、申し込んだが、西郷は斷乎として、之れを斥けた。かうなつては後藤も仕方がないから、九月二十四日を以つて、建白書を提出することにし、前日二十三日に、福岡をして、西郷に諒解を求めしめた。

此時における、西郷の答へは、

『旣に繰り返へし述べたるが如く、薩藩は、擧兵に決してゐるのであるから、建白書の提出には同意することが出來ない。弊藩に御相談とあらば、お斷り申すの外はないが、土藩において、何處までも提出さるるとあらば、御勝手に提出されるがよい』

といふの意であつた。

斯くまで西郷が反對するものを、喧嘩別れのやうな形になるのも、面白くないと思つたので、後藤等は、ここに一應、二十四日の建白提出豫定日を、延期することにした。

西郷の決心は、牢乎として拔くべからざるものがあるので、之れを翻へさしむることは、到底不可能であることがわかつた。が、さりとて、薩藩と手を切る譯にもならず、後藤も實は、これにはしたたかに頭を惱ましたが、思ひついたのは小松帶刀である。西郷は到底動かぬとわかつたが、小松は元來穩和な人であるから、この人を口說き落すに如くはないと考へたので、藝藩の辻將曹をして小松に說かしめた。案の定、小松は、

『建白書提出に贊成は出來ないが、別に之れが爲めに動搖はせぬ』

といふ意嚮を示したので、後藤もやつと安心し、十月三日に至つて、後藤は閣老板倉伊賀守に面會して、いよいよ大政奉還の建白書を提出するに至つた。

* * * * *

土佐藩建白延期の事情は、寺村左膳の日記に詳らかである。

薩州事情並御建白延引の子細〔寺村左膳手記〕

一九月三日〔慶應三年〕著坂。左膳〔寺村〕象次郎〔後藤〕兩人、西郷吉之助旅宿へ罷越、致二面會一。其節之應答之大略、左之通。

一第一吾藩出兵之事を問候に付、國許には致二用意一候得共、未發し不レ申、一左右次第之積に候段、相答。

一此方より申す。豫て御示談申候、大條理之建白之筋、國元彌相運ひ候故、是より早々、御談合申、差出度段、申述候處、一兩日之中に上京候に付、彼是於二京都一御談可レ申段、吉之助申述る。

一隅州公（久光）御脚氣に而、眞に御大患也。御歩行御難澁等之委曲御容體、承候事。當時は御滯坂中也。

一越前侯（春嶽）は、過日大條理論、談合之節、薩・土・宇之三藩而已、示合せ、越を戸外に差置候との、不平に依而、御歸國也と。又或說に、數日之滯京にうみ、進退名なく、右一條を唱へ而、歸國せり共聞。

一宇和島（宗城）は、老臣松根圖書、窃に上京して、老公を促し、歸國を合爲たりと。皆、吉之助之咄也。

一同（九月）**四日**。著京。

一同（九月）**七日**。小松帶刀宅へ、象次郎一人參り呉候樣、申來り、同人參り候處、帶刀（小松）・吉之助（西郷）一藏（大久保）列座、吉之助より、申述候には、兼而大條理御建白之筋は、御同意仕、貴兄再之御上京を相待居候處、段々惣分模樣變に相成、只今と相成候而は、所詮建白等に而、相運ひ申見付も無レ之に付、弊藩に而、は兵力を以盡力致申心得に相成申候。御返約之段は、不都合之筋にも、御座候得共、御同意被レ下候哉否之段、申述る。象次郎云、弊藩に而、兩君公決而擧兵之御趣意に無レ之、建白書を以、何迄も貫徹致候樣、被二申付一候。其上、愚存にも、擧兵之儀は、御同意難レ致段、種々辨論致候處、終に議論不レ逢、尚又双方熟考可レ致段申述、相分し由なり。

一同〔九月〕十日。象次郎、再度、薩州〔邸〕へ行。例の三人へ對面、前件之筋を以、致二辯論一候得共、終に承引不レ致に付、左候時は、貴藩には、御勝手に兵力を以、御盡力可レ被レ成、吾藩には、兼而君命之通り、建白書差出可レ申、右樣に御不同意に相成候而も、根元國是を振起致度と申所は、御同意之譯に付、貴藩之御擧兵一條に於て、決而御妨は致不レ申段、申述候處、大慶之模樣に而、尚以後、互に可二申談一旨、申述、熟談に而相分候由也。

【二】 大政奉還の建白（二）

建白書提出を廻る薩・土兩藩の虛實

前述の如く、薩藩は徹頭徹尾、擧兵論の一手で押してゐる。土佐藩が何といつても之には耳を假さぬ。西郷が土藩の建白書を見たのは、九月二十三日である。これは福岡藤次が持參して、薩藩の內見を求めたからである。此の場合、土藩の行動は、幕閣板倉伊賀守にも、永井玄蕃頭にも、大政奉還の建白書を提出することを明瞭にして居り、一方、反對側――討幕をやらうとしてゐる薩州側――にも協同動作を採らうとしてゐる。否むしろ、薩藩とは、夙に同志として提携して來てゐる間柄で、西郷は、後藤が公議制度論を唱へて、歸藩しようとした時に、堅く出兵論を約してゐる位である。

此邊の虚實を見ると、土佐藩の進退には、多分の疑惑が投ぜられる。兩股をかけてゐるやうでもあり、拔驅けをやらうとしてゐるやうでもあり、一般に明快を缺くとされてゐる。

されど土佐藩の行藏を公平に見るならば、敢て二心を懷き、僚友を賣らんとする惡心はない。唯だ土佐藩の立脚地を、幕・薩、則ち時流の二大勢力の間を切り開いて、別個の境地に立てようとするに外ならぬ。

寺村左膳の日記は、這間の消息を傳へて餘りがある。

寺村左膳手記（慶應三年九月）

一過日以來、御建白書、早々差出度、取調中、何分、薩州には、此御建白を不ㇾ好、差支候心底に相見へ候。夫に付、我藩にも、根元同志之者有ㇾ之故（板垣等武力派を指す）御建白書、成丈け差延候方可ㇾ然、無ㇾ左ては、薩州之妨けに相成、幕に覺悟致す譯に付、薩之暴擧、彌相決候前日位迄、差扣候方、可ㇾ然抔、彼是種々評論中、多分之日數を取候事。

一同（九月）廿日。永井玄蕃頭（尙志）殿より、象次郎を、御呼立に相成、罷出候處、先達て於二須崎浦一英艦應接之一條等、委細御尋有ㇾ之、右之跡にて、此度、土州建言之筋も有ㇾ之趣、相聞候。成丈け早々差出候樣仰聞候。

一同（九月）廿一日・廿二日。御建白書出すや否やの議論有ㇾ之、終に、早々差出、可ㇾ然に相決。卽日御留守

居役を以、板倉閣老（伊賀守）へ迄、左膳（寺村）象次郎（後藤）拜謁仕度段、申出候事。

一同（九月）廿三日。板倉殿より、明廿四日（九月）五ツ時、罷出候樣、御沙汰に相成候事。然に右御建白書、一應薩州へ爲レ見不レ申ては、手の足り不レ申譯に付、此日、藤次（福岡孝悌）義、西鄕吉之助方へ致二持參一、尙又、御高論も承度、申述候處、吉之助、御建白之可否は、一言不レ申、扨、此御建白御差出に相成候はば幕府より先きへ、手を出し候之勢に御座候。左候ては、弊藩之軍略、相違の譯に付、御差出に引續き、此方より事を發可レ申、併し大久保一藏も、未長州より歸り不レ申、彼是未行屆不レ申筋も有レ之候間、來月（十月）五日頃迄には、發し可レ申と、豫而は相含居候得共、尊藩に而、彌御建白書、御差出しに、御決定候はは、致方も無レ之、不レ得レ止發し可レ申に付、彌御差出之前日に、御沙汰被レ下度段、申述候故、藤次も、殊の外致二當惑一罷歸、夫より一同打寄、致二評議一處、議論紛々たり。終に決る處は、一體是迄、薩と同服に而、申談し、今に至而、顯然兵端を開くを見ながら、斷然と御建白書差出候も不二相好一然はとて、差止め候而は、御趣意も、貫徹不レ致譯に付、象次郎、大に憤發、明日より打掛り、何迄も西鄕を辨解可レ申段に相決、依レ之、板倉へは、兩人共、病氣之趣申出置候事。

此日記によつて察するに、九月二十三日、福岡藤次が、西鄕に建白書を示して、意見を求めた時に、西鄕が、

一土佐藩から此の建白書を提出さるれば、却つて幕府側から先手を打つて來ることになる。

一それでは、薩藩側の討幕軍略が手遲れとなつてしまふ。故に若し土藩が、此の建白書を差出さるるならば

同時に我藩も軍事行動に出る外はない。

一長州に出てゐる大久保も、未だ歸東せぬことでもあり、豫て十月五日頃までに出動することになつてゐるから、愈〻建白書御提出なさるるとあれば、その前日に御報告ありたい。

と答へたのに對し、福岡は頗ぶる當惑したとある。薩州を出し拔くつもりであれば、こんな內情にまで、話が及ぶ筈もなく、又た西鄕側も、そこまで打開けて相談する譯はない。

福岡が土佐藩邸に歸つて、西鄕の返答を齎らし、結局どうするかを協議した時、異論百出で、最後の一致點を見出さぬ。

一元來、今回の事は最初から薩藩と協同してやつてゐる事であるに係はらず、薩藩が出兵をしようといふのに、我は何處までも、建白で別行動を執るのは、信義上、面白くない。

一さらば、我藩の建白書は、提出を見合はせにするか。それは一藩の面目にかけても出來ぬことである。

何うしたものかと、一同評議に困じ果てた末、遂に後藤が西鄕との關係もあるから、

一何處までも西鄕を說服して、納得せしむる。

より外はない。といふことに決著した。

さりながら、如何に西鄕に說いても、既に一度び意を決したる西鄕は、何といつても聽かぬ。

*　*　*　*　*

茲に到つて薩藩と土藩とは、全く別個の途を歩むに至つたのである。

後藤の建白を、慶喜が果して如何やうに承けとるかは、未だ不明に屬してゐるが、斷然之れを拒絕すれば、如何なる土藩も矛を執つて起たざるを得まい。併し萬一、慶喜が土藩の說を容れ、國家不統一の責任を引いて、將軍職を退いてしまへば、薩・長の討幕は、全くその名義を失つてしまふ。ここに於て土藩の運動は、明らかに薩長討幕運動の打ち壞したるを免かれぬのであつた。

之れに對して、薩の主戰論者西鄕・大久保が贊成しよう筈はない。彼等はどこまでも、討幕の兵を擧げようとしてゐるのであるから、慶喜が將軍職を退くの以前において、討幕詔勅を仰がうとした。此間の政略的驅引は、西鄕よりも、寧ろ大久保が主役者として活動してゐる。

慶應三年［丁卯］の九・十月德川の斷末魔に際して、一大飛躍を試みたものは、薩の大久保、土の後藤、京の岩倉の三人者であつた。大久保が長州に星馳して、出兵準備を遂げたのは、後藤發國に先つ數日前のことであつた。十月三日、後藤がいよ〳〵建白書を板倉に提出した三日後、十月六日には、大久保は岩倉と會見して、私かに討幕の密勅について請ふところがあつた。

十月八日に至つて、薩・長・藝の聯合が成立し、危機正に眼前に迫つた。此間、後藤は必死の力を以つて閣老に入說し、慶喜の決意を促がした。

而して此の兩派の運動が、如何に暗中において大飛躍を演じたかは、後藤の入說が成功して、慶喜がいよ〳〵

政權奉還の奏上を爲した同日に、岩倉は討幕の密勅を鷲づかみにして、之れを薩長に與へてゐるのでもわかる。是れ實に記念すべき慶應三年〔丁卯〕十月十四日であつた。

後藤と大久保とは、年齡において、大久保が八歲の年長者であるばかりでなく、中央舞臺の場數を踏んだ點において、後藤は遙かに大久保に遲れてゐる。その天授の度量において、後藤は、優に大久保と角逐するに堪ゆるの、能力を有してゐたけれども、當時の時勢からいへば、後藤は大久保に對して、弱輩であつた。

併しながら、彼れが突如として、中央政局に現はれ、岩倉の背後的勢力を控へて、今や天下を壓倒せんとする薩・長の勢力に拮抗し、堂々として大政奉還の建白を提げ來り、大久保と雁行して、見事にその出鼻を挫いたことは、彼れ一代の大成功であると、云はなければならないと同時に、一個の後藤象二郎が、その名を天下に現はすの幕開きでもあつた。

【三】大政奉還の建白（三）

山內容堂の建白書及び建白趣意別紙

山內容堂の名によつてせられたる、大政奉還の歷史的一文書は、實に次の如き內容において記された。

大政奉還に關する山内容堂の建白書 〔慶應三年九月〕

誠惶誠恐、謹で建白仕候。天下憂世の士、口を噤して言はざるに到候は、誠に可ㇾ懼の時に候。朝廷、幕府、公卿、諸侯、旨趣に違へるの狀あるに似たり。誠に可ㇾ懼の事に候。此懼は我の大患にして、彼の大幸也。彼の策、於ㇾ是乎成矣と可ㇾ謂候。此の如き事態に陷り候は、其責畢竟誰に可ㇾ歸哉。併し既往の是非曲直を喋々辯難するも、何の益かあらむ。唯願くは大活眼、大英斷を以て、天下萬民と共に、一心協力、公明正大の道理に歸し、萬世に亙つて不ㇾ恥、萬國に臨て不ㇾ愧の大根柢を建てざるべからず。此旨趣、前月上京の砌に、追々建言仕候心得に御座候得共、何分阻障の筋のみ有ㇾ之、其內、不ㇾ計も舊疾再發仕、不ㇾ得ㇾ止歸國仕候以來、起居動作と雖も、不ㇾ隨ㇾ意候事に成至、再上の儀は、暫時相調不ㇾ申候は、誠に殘憾の次第にて、只管此事のみ、日夜焦心苦思罷在候。因て愚慮の趣、一々家來共を以て言上仕候。唯幾重にも、公明正大の道理に歸し、天下萬民と共に、皇國數百年來の國體を一變し、至誠を以て萬國に接し、王政復古の業を建てざるべからざるの大機會と奉ㇾ存候。猶又別紙、得度御細覽被二仰付一度、懇々の至情、難二默止一泣血流涕の至に不ㇾ堪候。

卯九月〔慶應三年〕　山内容堂

此の建白は、文章の體において、少しく異樣の風がある。且つ大政奉還に關しては、頗ぶる糢糊として明言を

避けてゐる。所謂『別紙』なるものに、その意を明らかにしてゐるので、茲にその必要がないとしたのではあらうが、別紙は、福岡・神山・寺村・後藤の名義であり、容堂の署名がない以上は、建白本文中に、容堂自から、大政奉還の大條理を、大いに呼號する必要があつた。

建白文の劈頭に『天下憂世の士、口を噤して言はざるに到候は、誠に可レ懼』と喝破し、『此懼は我の大患にして、彼の大幸也。彼の策、於レ是乎成矣』といつてゐるのは、頗ぶる意味深長である。『懼る可し』とは何事を指ざすか。『我れ』とは誰であり『彼れ』とは何人であるか。『彼の策成る』といふのは、抑々何事を指摘してゐるのであらうか。今更、說明を要しまい。

* * * *

次で建白別紙なるものに曰く、

大政奉還建白別紙 〔慶應三年九月〕

宇內の形勢、古今の得失を鑑み、誠恐誠惶、頓首再拜、伏惟。皇國興復の基業を建てむと欲せば、國體を一定し、政度を一新し、王政復古、萬國萬世に恥しからざるものを以て本旨とすべし。奸を除き、良を擧げ寬恕の政を施行し、朝幕諸侯、齊しく此大基本に注意するを以て、方今の急務と奉レ存候。前月四藩上京仕、一二獻言の次第も有レ之、容堂儀は病症によりて歸國仕候以來、猶又篤と熟考仕候に、實に不レ容易一時體にて

安危の決、今日に有レ之哉に愚考仕候。因て早速再上仕、左の次第、一々乍レ不レ及建言候志願に御座候處、今に於て病症難澁仕、不レ得レ止、微賤の私共を以て、愚存の趣、乍レ恐言上仕候。

一天下の大政を議定する全權は、朝廷に在り。乃我皇國の制度法則、一切萬機、必ず京師の議政所より可レ出。

一議政所上下を分ち、議事官は、上公卿より下陪臣・庶民に至迄、公明純良の士を選擧すべし。

一庠序・學校を都會の地に設け、長幼の序を分ち、學術・技藝を敎導せざるべからず。

一一切外蕃と規約は、兵庫港に於て、新に朝廷の大臣と、諸藩相議し、道理明確の新條約を結び、誠實の商法を行ひ、信義を外蕃に失せざるを以つて主要とすべし。

一海陸軍備は一大主要とす。軍局を京攝の間に築造し、朝廷守衞の親兵とし、世界に無二比類一兵隊と爲さんことを要す。

一中古以來、政刑武門に出づ。洋艦來港以來、天下紛紜、國家多難、於レ是、政權稍動く。是れ自然の勢也。今日に至て、古來の舊弊を改新し、枝葉に馳せず、小條理に不レ止、大根基を建つるを以て主要とす。

一朝廷の制度法則、從來の律例ありと雖も、方今の時勢に參合して、或は當然ならざる者あり。宜しく其弊風を除き、一新改革して、地球上に獨立するの國本を立つべし。

一議事の士大夫は、私心を去り、公平に基き、術策を不レ設、正直を旨とし、既往の是非曲直を不レ問、一新

更始、今後の事を視るを要す。言論多く、實功少き通弊を不レ可レ踏。

右の條目、恐らくは當今の急務、内外各般の至要、是を捨て他に求むる事、有間敷と奉レ存候。然則、職に當る者、成敗利鈍を不レ顧、一心協力、萬世に至て貫徹候樣有レ之度、若或は從來の事件を執し、辯難抗論、朝幕諸侯、互に相爭の意あるは、尤不レ可レ然、是等の次第、空しく御聽捨に相成候ては、天下の爲に殘懷不レ鮮候。猶又此上、寬仁の御趣意を以て、微賤の私共に御座候得共、御親問被二仰付一度、奉二懇願一候。

卯九月〔慶應三年〕

寺村左膳
後藤象二郞
福岡藤次
神山左多衞

本文にも『從來の事件を執し、辯難抗論、朝幕諸侯、互に相爭の意あるは、尤不レ可レ然』とあるやうに、土藩の出所は、何處までも和平裡に、天下の大權を移動せしめようとするにあつた。

【四】　大政奉還の建白と阪本龍馬

此時に當つて注目に値ひするものは、阪本龍馬の進退であつた。阪本は薩・長聯合の作者であり、同時に大政奉還建白の下書者である。此の兩運動は、目的とするところは、同じく將軍政治の打壞しにあつて、何等の牴觸

をも認めないのであるが、その運動の實際においては、前述のやうな阻礙を生ずることになつてゐる。前には薩・長を握手せしめて、直ちに倒幕の壯擧を敢へてせしめようとした阪本が、後に言論を以つて、大政奉還を促がさうとした、その間における心術や、果して如何。

中岡愼太郎は、阪本の同僚、無二の親友であるが、阪本が後藤をして、大政奉還論を擔ぎ出さしめた時には、彼れは頗ぶる阪本の心事に疑ひを挾さんでゐる。中岡が板垣に與ふる書中において『近者龍馬の心事甚だ曖昧なり。御油斷あるべからず』と報じてゐるのによつて、如何に阪本が、表裏兩面の危ふい綱渡りをやつてゐたかを察するに足るのである。

大政奉還論は、元々中岡も之れを主張してゐる。慶應三年〔丁卯〕十月二十六日の起草に係る、『竊に示二知己一論』中に、明らかに左の說を爲してゐる。

一、世人或は、德川を助けんと云。或は德川を不レ助と云。議論紛々未レ決。某曰、尊二王室一は、則ち德川を助る也。助二德川一は、則ち尊二王室一也。故に某は、助二德川一論也。助二德川一、今日の策は無レ他。政權を朝廷に返上し、自ら退て道を治め、臣子の分を盡すにあり。強て自ら威を張らんとせば、則ち必滅無レ疑。諸侯若し信あらば、今日暴威を助けて、自滅に至らしめんよりは、早く忠告し、一大諸侯となり、永久の基を立てしむべし。左すれば、六百年來衰へし朝威を、德川の世に及んで明公あり、之を太古に復し、名分を明にせりと、後世迄も米利堅ワシントンの如き名譽を宇内にあぐべきに、何ぞ一人、是をなさざるや。

中岡の所論は、至公至平、天下の公論とするに足る。彼れの風格は、應に國士無双と稱すべきである。併し中岡は、何處までも、天下國家の爲にするのであつて、一徳川氏の爲に、その助命を論ずるのではない。遂に徳川氏の頼むに足らずとしたる彼れは、奮然蹶起、戰場において葵の旗と相見えんとする覺悟を爲した。

阪本が入京して、北白川なる土佐藩邸に入つた時にも、中岡は新調したる中白の提燈、數十張を指ざして、

『阪本、之れを見よ。準備既に成れり』

と、誇示した位であつた。

中岡は、

『皇政維新は、一戰の間より成る』

と考へ、阪本は、

『戰はずして、名を立つ』

といふにあつた。兩雄の志すところは、斯くして鴻雁去來の如く、南北に別れたが、阪本は、

『中岡の意見は、俺と反對だ。併し中岡を措いて、誰れに相談の相手があるか』

といつた。嗚呼、親友とは、夫れ斯くの如きを謂ふ。

*　*　*　*　*

阪本は一代の快男兒であると同時に、彼れは稀代の策士であり、謀士であつた。中岡は阪本の略なく、寧ろ誠

實を以つて一路直往するの人物である。中岡は熱烈なる倒幕論者で、板垣と共に、薩長に輸せざるの勢ひを以つて、土藩をして倒幕軍の急先鋒たらしめようとして居つた。

此の時に當つて阪本が大政奉還論を持ち出し、舌の先きで仕事を遣り出したのを見ては、頗ぶる阪本の心事を疑ひもし、又た不甲斐なくも感じたに相違ない。

併しながら、阪本には又た別に阪本の考へがあつた。彼れは土藩の內情に關して、夙くに見極めをつけてゐたに相違ない。そして山內容堂が、到底倒幕を決斷する人でなく、寧ろ佐幕的情誼に立つ人であることをも、熟慮したに相違ない。

土藩にして、到底・薩・長と聯合して、倒幕の軍を振起するの考へが出ない以上は、別に何等かの方法を以つて、土藩獨自の境地を打開するの外はない。大政奉還の建白運動は、此の邊の意味合からも、練り出されたものであるかも知れない。のみならず、阪本は、薩・長一たび倒幕の軍を起した曉、勝敗果して孰れにあるかに就いて、大いに憂慮してゐる形跡がある。

阪本は薩長の倒幕軍が、陸軍に集中せられて、海軍に空虛であることを、逸早くも觀破した。故に彼れは、如何にして幕府の海軍に對抗すべきかを、考慮してをつた。茲において彼れは、先づ慶喜をして大政を奉還せしめ、その根幹を拔き去つて、然る後ち、幕府の覆滅を易くしようとしたといふの一說もある。

その孰れなるにせよ、阪本は先づ以て、大政奉還の論判に、必死の精力を傾け盡してゐる。中岡の主戰論と合

はないのも、此點に存してゐる。併し、阪本とても、一から十まで、大政奉還のみで行かうといふのではない。それが駄目となつた時には、堂々出兵するの外はないとの覺悟はしてゐる。

陸援隊の若い者が、

『後藤の態度は怪しからん。今頃、口舌の沙汰か！』

と食つて掛かるのを、阪本は『マア〱』と制しながら、

『さう君等のやうに、逸つても仕方がない。相手は鎌倉以來、七百年の武家政治の傳統を受繼いでゐる幕府だ。その天下の大權を捨てしめようといふのだ。右から左に行く譯はないぢやないか。堂々と天下の條理と大勢とを說いて、それでも公議を耳に假さんといふなら、その時こそ、堂々の軍を進むべきである。僕も、何も出兵を不可なりといふのではない。先づ順序を踏めといふ丈けの話だ。まア建白の成行を見物してゐ玉へ。さう長くは掛らん。ここ十日ぐらゐのものだ。』

といつてゐる。此邊の口氣から推して、略ゞ阪本の意中は察せられる。

當時、阪本が後藤に與へて、建白の祕策を授けた一書がある。その書は、更らに一段の祕懷を洩らしてゐる。曰く、

阪本龍馬より後藤象二郎に與ふる書（慶應三年十月）

去る頃、御建言書に、國體を一定し、政度を一新し云々の御論、被レ行候時は、先づ將軍職云々の御論は、兼ても承り候。此餘、幕中の人情に、不レ被レ行もの一箇條有レ之候。其儀は、江戸の銀座を、京師にうつし候事なり。此一個條さへ、被レ行候得者、かへりて將軍職を其ままにしても、名ありて實なければ、恐るに足らずと、奉レ存候。此所は、慥に眼を御そそぎ被レ成、不レ行と御見とめ、被レ成候時は、議論中に於て、何か證とすべき事を、御認め被レ成、そして破談とはならざるうち、御國〔土佐藩〕より、兵をめし、御自身は、早早御引取、老侯〔容堂〕に御報じ、可レ然と奉レ存候。破談とならざる內に云々は、兵を用るの術にて御座候。

謹言。

十　月〔慶應三年〕　　　楳　〔阪　本〕　拜　草

後　藤　君　左　右

後藤は、大政を奉還することが、天下の難問題であるとしてゐるが、阪本は、それより更に困難なのは、江戸の銀座を京都へ遷すこと、卽ち幕府から貨幣の權を、京都に奪ふといふことが至難な問題だとしてゐる。これさへ出來れば、將軍職返上の方は、假令、此際遲れても、名よりも實を採つた方がよいといふのである。將軍の冠は兎も角も、先づお臺所向から、攻め立てて行くところは、阪本の活眼といふもので、驚ろくべき怪手腕といはなければならぬ。

＊　＊　＊　＊　＊

兎もあれ、大政奉還の建白は、天下の大仕事である。その大仕事を一手に掲げ出した、土佐藩の責任は重大であつた。況んや之が爲に、薩藩とは、東西、道を異にしようとまでなつてゐる。故に若し、後藤が之れに失敗すれば、西郷・大久保・小松に逢はす顔がないのみならず、土佐藩の出鼻が挫かれてしまふ結果となる。何としても、此處は必死の力を要する瀬戸際である。

當事者の後藤が、心配したのは勿論、流石の阪本も、いよ〱となれば、外科的手術を要するとまで、覺悟を決めてゐる。

十月十三日、二條城において、大政奉還の大建議が行はれ、土藩を代表して後藤が列席をするといふ時に、阪本が後藤に與へた有名な一書がある。曰く、

阪本龍馬より後藤象二郎に與ふる書　〔慶應三年十月十三日〕

御相談被レ遣候建白之儀、萬一行はれざれば、固より必死の御覺悟故、御下城無レ之時は、海援隊一手を以て、大樹參內の道待受、社稷の爲、不倶戴天之讐を報じ、事の成否に無レ論、先生に地下に御面會仕候。〇草案中に、一切政刑を擧て朝廷に歸還し云々、此一句、幕府よりの謝表中に、萬一遺漏有レ之歟、或は此一句之前後を交錯し、政刑を歸還するの實行を阻礙せしむるか、從來上件は、鎌府以來、武門に歸せる大權を解かしむるの重事なれば、幕府に於て、いかにも難斷の儀なり。是故に營中の議論の目的、唯此一款にあり。萬一

先生一身失策の爲に、天下の大機會を失せば、其罪天地に容るべからず。果して然らば、小弟儀、薩長二藩の督責を免かれず。豈徒らに天地の間に立つべけんや。誠恐誠惶。

十月十三日〔慶應三年〕　　　龍　　馬

後藤先生　左右

此の一書は、實に阪本が畢生の心血を吐露したもので、慶喜若し大政を奉還せずんば、手兵海援隊を率ゐて、彼れを參内の途上に待ち受け、博浪沙の一擊を試み、紫電一閃の下に、屠り去らうとするところ、殺氣眞に人を襲ふものがある。流石の後藤も此の書を讀んでは、戰慄を禁じ得なかつたに相違ない。大政奉還は口舌を以つてすと雖も、此の事ならずんば、身命を擲つて素志の貫徹を圖らうとするの決意は、文中において脈々として躍動してゐる。

一書の末尾において、若し此のことにして、不成功に終らん乎、『小弟儀、薩・長二藩の督責を免かれず。豈徒らに天地の間に立つべけんや』と喝破してゐるところに、義を以て泰山の重きに比する、阪本の眞精神が躍動してゐる。

阪本が薩長の疑惑を受けつつ、危機一髮の間において、一大飛躍を試みんとするの心情は、龍馬ならずんば能はざるの快擧である。

【五】大政奉還の建白と小松帶刀

西郷の決戰論は牢乎として動かすべからざるものがあつたが、さりとて、土藩の大政奉還論に、無關心で居るわけには行かない。奉還の成否如何は、倒幕の壯擧に至大の關係を有するものであつた。

玆において、西郷・大久保は、重厚なる小松帶刀を以つて、後藤と組ましめ、大政奉還の運動中に加はらしめた。當時の史實を論ずるものの中には、小松は西郷と意見を異にし、鴻雁南北に飛ぶの形を以つて、後藤の運動に加擔したもののやうに說くものもある。

事實において、小松は穩和主義の意見であり、後藤の大政奉還論に、衷心から贊成をしたには相違あるまい。故に後藤が小松を訪うて、西郷・大久保の決戰論一天張りの行方に、緩和を試みた折に、後藤の平和主義に贊成した所以でもあつたらう。

併しながら、小松が如何に穩和主義の人物であるにしても、今や薩藩を擧げて、倒幕軍を起すに決し、西郷・大久保を初めとして、闔藩の輿論が、之れに傾注せられてゐる時に當つて、小松一人、その大勢に反して、後藤に投ずるといふいはれはない。

後藤と共に、小松が薩藩を代表して、二條城に大政奉還論を試みたことは、又た西郷・大久保との合議に從ふものであつたことは、之れを推察するに苦しまぬ。故に小松の報告によつて、後藤の進退、及び大政奉還の成行

き、慶喜の態度如何は、手にとる如く、西郷の手許に達しつつあつたのである。彼の大政奉還と同日を以つて、倒幕の密勅を手にした如きは、此の間の消息を語つて餘りがある。

後年後藤が、當時の追憶談を試みてゐる中に、左の如き一節がある。

後藤象二郎追憶談 〔史談會速記錄〕

十五代將軍の侍臣として、予の此の進說〔大政奉還〕を贊助仲介せられしは、實に若年寄永井尙志氏也。予の初めて永井氏に之を說くや、氏曰く『此事容易ならず、假令將軍は許容あるも、群臣之を拒むやも計られず。されば將軍家の發案として、政權返上の可否の諮問せらるることと爲すべし』云々。當時閣老板倉等は斷然拒むと云ふに至らざるも、心中只管不同意の多數を賴み居る有樣なり。故に永井は、予等に其情實を告げ、不日、將軍の諮問あるに當りては、必ず來り不同意說を論破せんことを約したり。十月十三日、永井より予に二條城に出頭すべき旨の令達あり。因て予は『今日の事、生死計りがたし』と覺悟して、城中に至り、小松氏〔帶刀〕と與に、卽座に倒さるるも恐れざるの決心を固めたれば、多衆列座中といへども、忌憚なく堂堂論じ盡したり。其時間凡そ三十分ばかり、小松氏、予と交互に應答せり。爾他の人は只一二言せるのみ。別段異言なし。慶喜公は之を聞き、得々然たる面色にて『實にも最の說なり。予も篤と勘考して、大政返上に決心せり』と。已に衷心決定ありし狀、明かなりき。斯くて予と小松退出、別室に入りしに、永井來りて

曰く『兩君の忠誠、實に感じ入りたり。此上は內端のことは、及ばずながら拙官受持ちて運ばすべし。然し、是より上方の處へ、十分手を廻し給はりたし』と依賴せらる。予等二條城よりの歸途、攝政二條殿に至り拜謁したるに、二條公〔齊敬〕は驚愕して、答ふるところを知らざる有樣なり。小松乃ち『攝政公に於て承引なくんば、小臣は決して承知せず』と迫りたるに、公大に恐惶せられ『返上聞屆の都合を引受くべし』と申されたり。此に於て兩人は退殿し、更に尹宮〔朝彥親王〕に謁して、二條殿にて申述べたる趣旨を再演したり。然れども宮は之れを信用あらせられず、殆ど予等を愚弄せられたる情態にて『汝等の言は實の事なるや』など打ち笑はせらる。因て予進みて、陳ぶるところありし末に『此上は、兩人今更ら致方なし御前にて屠腹して斃れ、以て赤心を表すべし』と。必死に迫りて申上げれば、宮にも予等の忠丹に感動せられたるもののごとく『大政返上の奏問は取り計らふべし。然し返上の後に至りて、如何に處置すべきや』と尋ねさせらる。兩人『其は宜しく天下の侯伯を召集せられ、衆議を盡し其方法を求めさせらるべし。其迄は、是迄通り、德川家に政務を御委任ありて然るべし』と申述べしに、宮も『可なり』と曰はせたまひ、又曰はせたまふ『是より天下の大亂なるべし。而も時運免れざる次第にして、昔時の例もあれば、止むを得ざるなり。又其時の處置に及ぶべし』とて、承允なりたりき。茲に至り、大政返上の一段落は相濟みたり。さて予の觀察せる所、慶喜公は元來明敏なりしも、翌年正月、伏見の戰、甚拙劣なり。是事は會津其他の激昂を制し得られざりしに出るとはいへ、惜むべきことなり。十二月、慶喜公大阪に下られし際に、予は徹頭徹尾、大政返

上の主旨に基き、早く關東に歸られんことを勸め參らせたり。故に世人より『後藤は關東に通じて陰謀を圖る』との風評を受けしも、畢竟予が平和に大局を結ぶの精神あるに由れり。小松氏も同樣なり。予と同主旨にて、平和に圖るの精神なりし。然るに西鄕氏は是非とも戰ふの意なりければ、小松は歸國して西鄕を避け、果然伏見の戰爭を招きたり……』

之れによつて見れば、後藤と小松とが、如何に步調を合はして、大政奉還の運動を爲したるかを、想見するに足るものがある。

併しながら、小松・西鄕の間に、少しく角逐するところあるかの如き口吻があるのは、未だ深く薩藩の大謀を察するものとはいへない。

【六】大政奉還は天下の輿論

元來、大政奉還論は、阪本の發案、後藤の發言によつて、初めて世に知られたものではない。卽ち土佐藩の專賣ではない。慶應二・三年の頃には、多少時勢を洞察する者の間においては、幕府も最早や、大政奉還の外なきことは、夙知の輿論となつてゐた。公議輿論の說が出て來ると、一層濃厚になつて來た。細かな懸引になると、藪から棒が出たり、足許から鳥が立つやうな事も起るが、天下の大勢とか、自然の變遷とかいふやうな、大きな移り變はりになると、誰れが先鞭をつけたとか、彼れが先見の論をしたとか、いふもの

でなく、人が感ずるほどの事は、誰れしも感じてゐるのである。意見の發表に、後先の差はあつても、七百年も續いた幕府政治が潰ぶれやうとするやうな、大舞臺の旋る時には、相當一家の見を有する程の者には、既に業に豫感のあることである。

横井小楠がかういひ、勝海舟がかういひ、ボツ〳〵片鱗が現はれて來ると、其中に、一藩の輿論として、堂々と提出して來る者が出る。それが土佐藩の大勢奉還運動なるものである。

一藩の輿論として、堂々の建白を爲した點からいへば、藝州藩も、夙に大建白を爲してゐる。此書は藩侯父子が辻將曹に命じて、閣老板倉勝靜に提出せしめたものであるといふ。

藝州侯淺野茂長の大政奉還勸告書〔慶應年十三月六日〕

我國は、神祖貽既之地に御座候得は、萬機の御事務、下、群牧へ御咨詢、上、神祖へ御質被レ遊候はすては、御施行難二相成一御事にて、乍レ恐、天子も、天下を御專制難レ被レ遊御義共可レ申歟。況、其臣下にをいては、勿論之事に御座候處、中古以來皇紀解レ紐、政權武臣に出、弱肉强食、神州殆んど陸沈之勢相迫り候折柄、神祖、我東照公〔家康〕之御手を被レ爲レ借、禍亂平定、生民を塗炭に被レ爲レ援候勤王之御偉勳は、稱賛を不レ待義にて、若し今少し御在世も被レ遊候はゞ、終には回天之御偉業も可レ被レ爲レ垂處、物換星移、流弊漸積、約り滿天下、只幕府之聲息を而已相伺候て、乍レ恐天朝をば度外に差置候姿にて、其極御國體へ關係仕候、開

鎖之大事件さへ、私に御通信、商館を被レ爲レ棄候抔、全く天下を幕府に御私有被レ爲レ成候筋に相當り候處より、積年憤欝之人心を激し、大和・五條等之擧動に及び、其後表面社穩に相見候得ども、今日政令一發、物議百端、人心益支離致候て、追々不レ可二收束一時態、可二押移一勢に御座候。乍レ去右等之者、形跡に就て論詰候時は、硬命亡狀共可レ申哉に候得共、其實を推究候得ば、畢竟君臣之大倫不レ明、皇威之不レ被レ爲レ立を、一途に憤懣致候、忠誠之激發より起り候義にて、偏倚斟酌之遠慮無レ之とは申條、神州固有之忠魂、百折不撓之一正氣に御座候得ば、但其御使用之順逆、即ち治亂之機に有レ之義と奉レ存候。依て今日之時態御挽回、御猛省被レ爲レ在候上は、只管原頭之名義上に御着眼被レ爲レ在度、然も無レ之、徒に御威武を以て、御約束被レ爲レ成候樣之御事にては、隨て救へば隨て亂、到底御成効無レ之而已ならず、終には滔天之大害を將來致し、此上生民之苦楚、如何可レ有二御座一哉と、不レ堪二痛苦一義に付、別紙鄙見之趣、有體申出仕候。微衷御諒察、縷々も御裁擇被レ爲レ在候樣、爲二天下一奉二祈望一候事。

兵庫開鎖・防長處置之義は、既に御布告之趣も御座候得ば、別段建議可レ仕義も無二御座一、兼而再三申出候通り、一日も速に當然之御裁斷可レ被レ爲レ在筈と、只管企望仕候義に御座候得共、熟天下之大勢を推察仕候處、甲是乙非、物情背馳、追追不レ可レ濟之世態に逼迫仕候。其原因は固より一言半句にて被レ悉候譯には無レ之、乍レ去畢竟大義名分不レ明して、御國體壞頹候より起り候義に御座候得ば、徒に枝末之瑣務に而已御注目被レ爲レ在、肝心之大本に御反省無二御座一ては、緣レ木求レ魚徒勞に相屬し、到底時運御挽回之期は、有二御座一間敷奉

レ存候。抑我邦は萬國に卓絶し、終古一姓、君臣の大義は自然固有、決して不レ可レ誣義に御座候得ば、其自然之至理に基き、大義を明し、名分を正し、政柄朝廷に歸し、公平灑脫、與二天下一群辟一共、於二九重一萬機御献替被レ爲レ在候て、聊も矯勅之嫌、壅塞之疑等無レ之樣、御反正之御實跡相立不レ申ては、斯迄壞頽之時態、乍レ恐迚も御挽回は難レ被レ爲レ出來一御事と奉レ存候。乍レ併流弊今日に至り候事、一日之漸に無レ之候得ば、容易に御更張も難レ被レ爲レ出來一歟には候得共、事此に相迫り、猶も舊轍を被レ爲レ踏候ては、全く天下を御私有被レ成候筋に相當り、奉レ對二天朝一、奉二恐入一候次第、況當今御版圖內之事件而已ならず、化外之各蠻え御臨接之折柄、何れにも人心一和、確乎不拔之御國本相立、正大赫灼之御威信相輝き候樣不レ被レ爲レ在ては、內外御不都合、遂に滔天の禍害を引起し、列祖之御遺志も泡滅可レ仕哉と、深く痛心罷在候。何卒御熟慮、決然御猛斷被レ爲レ在度、泣血懇願仕候。誠恐頓首。

十月六日〔慶應三年〕　　松平安藝守

國體の大本と、君臣の大義との上から、幕府が政權を私すべからざるを論じ、直に政を朝廷に返上し奉り、天下の群英と共に、萬機を輔佐し奉つるにあらざれば、大勢を挽回する能はずと主張してゐるところは、寔に堂々たる著眼であり、立論である。

【七】大政奉還に對する幕府側の態度

幕府側としては、幕府から進んで幕府の葬らひを擔ぎ出す考は毛頭ない。何處までも、幕府の威力と面目とを維持して、四方に號令したいのは、固より山々であるけれども、嘉永・安政度ならば、いざ知らず、文久・慶應その慶應も三年となつた頽勢下においては、如何とも、策の施しやうがない。家茂薨去後、慶喜が十五代の將軍に鎭座した際にも、慶喜自身、大政返上とまでは行かずとも、徳川氏の宗家は相續するが、將軍職に就くのは、暫らく容子を見た上でと、愚圖り出したくらゐだから、孰れにしても、幕府政治の終幕に近づいてゐることは、否めない時勢であつた。

薩・長の間に、あれほどの討幕計畫が、成立してゐやうとは、幕府側も氣がつかずにゐるが、會津守護職、桑名所司代の手から上つて來る、諸國浪人共の口述から見ても、何うも恐るべき倒幕運動が、足元から起りかかつてゐることは、役目柄、早鐘のやうに耳朶を打つてゐる。薩・長、大藩の動向も、それとなく、次々に兵力を京都に集中してゐる容子が、少なからず、幕府に危險な豫感を與へてゐる。

そこへ持つて來て、山内容堂の大政奉還建白となつて、問題は、白晝公然、天下の大問題となり、將軍の前に開き直つて突きつけられては、問題は最早や、表面化されてゐる。松平所司代、板倉閣老が連署を以て、在江戸の老中へ送つた書簡に、此間の消息が、充分に傳へられてゐる。

松平定敬・板倉勝靜より江戸閣老に贈れる書 〔慶應三年十月九日〕

以ニ內狀ー得ニ貴意ー候。寒冷之節御座候得共、先以、上樣益御機嫌能被レ成ニ御座ー、奉ニ恐悅ー候。次に貴所樣方愈御安健被レ成ニ御奉職ー奉レ賀候。然者此地當今之形勢者、實に不ニ容易ー、甚以切迫、闕下暴動之兆有レ之、一同大心配、夫々御廟議御手段等有レ之候。右者此節松平容堂〔山內豐信〕當今之形勢憂苦、重臣後藤象次郎と申者、國許より差越、別紙寫之通建白書差出、猶口上を以申立候者、當今甚以切迫之御場合、此御成行にて御打過相成候はは、如何成危亂可ニ引起ーも難レ計候故、種々苦慮致候處、國體御一變、王制復古相成候はは、御名儀を以て、渙散致候人心も相纏り、隨て國內平治可レ仕、乍レ去此外良算も有レ之候はは、强而者不ニ申上ー候得共、容堂見込に而者、右之外者有レ之間敷存付候故、皇國之御爲、御當家之御爲と存候心誠、泣血申上候旨に御座候。上樣御考にても、當節之御成行にて御打過相成候而者、實に御心配、片時も不レ被レ爲レ休、何れとか御廟算無レ之而者相成間敷候得共、王制復古者至大至公之道理にて、名義おゐて甚明に候得共、實行之御設施上に於て、何分見据無レ之、乍レ去卽今何にとか御良算有レ之、人心御取纏無レ之而者、蟻集之浮浪者勿論、藩士にも囂々不レ穩、本國寺に罷在候水人〔水戶藩士〕も右輩に同志之者有レ之、一日罷歸に付、本國寺にて及ニ責問ー候處、此者等攘夷を名と致し、衆庶を鼓動致候間、只管攘夷而已と存、同志罷在候處、別紙之通之次第にて、幕府を奉レ斃、大惡奸謀に驚愕、不快に託し黨中を脫候旨及ニ白狀ー、實に奸惡絕ニ言語ー候次第、先頃中より、追々捕押候者有レ之、其輩之口にては、先づ京都を放火亂妨、要地へ楯籠、義兵を揚け候奸計有レ之者、無ニ相違ー趣之處、召捕者より陰謀追々露顯致候故哉、惡徒之策も遷延致居候。右等者浮浪而已に

無レ之、其本者大藩之鼓動も有レ之、長州人も尤關係いたし居、先頃長人家老、其外御呼出之處、國論も區々に而、御呼出に不レ應模樣之處、末家、吉川〔經幹〕者不快に而、上坂致兼候得共、家老壹人近々上坂可レ致、御請書さし出し申候。右上坂之内情を探索致候處、兼而寛大之御沙汰に者候得共、決而長防士民、感戴いたし候樣之御裁斷に者、相成間敷、其節者、歎願強訴之紛擾相生し、隨而藩士・浮浪、互に蜂起、品々名義唱へ、國家之危亂、眼前差起候も難レ計、切迫憂慮不レ堪ニ痛心一、去とて此儀に而、一朝兵革相起候上者、實に如何共不レ可レ爲候に付、種々御熟考、日々夜々御苦慮被レ爲レ在、誠以恐入候次第に御座候。當地、即今切迫之形勢、大要如レ此、委細者、新見相模〔正典〕奇捷丸に而、東下被ニ仰付一、可レ及ニ演說一候得共、不ニ取敢一先此段申進候。以上。

十月九日〔慶應三年〕　伊賀守㊞〔板倉勝靜〕

越中守㊞〔松平定敬〕

尙々、本文容堂建白之儀、實に不ニ容易一大事件に付、群諸侯幷有名藩士之衆議をも、御聽入に相成候上、事實至當之御處置可レ被レ遊積、御評決相成候間、此段も爲レ念申進候。以上。

倒幕の隱謀とか、京都燒打とか、義兵を揭ぐるとか、京都を中心に、浪人が計畫してゐる容子が、手に取るやうに判る。又たそれが薩・長などの大藩が、後ろ楯になつてゐる容子も、書中に明記されてゐる。一朝、是等が蜂の巢を突ついたやうに蜂起して、兵亂の巷となつた日には、全く以て、手のつけやうがなくなる。『切迫憂慮、

不レ堪二痛心一』とあるのは、正に文字通りである。

そこへ山内容堂の建白である。書中の口氣から推せば、將軍慶喜も、大政奉還の意志はあるが、之れが實行方法、奉還後の處置に就いて、確たる案がない。他に妙策があれば兎も角、さうでなければ、大政奉還の外はあるまいと考へてゐる容子が判る。

板倉が更に越前の松平春嶽に與へて、容堂建白の事情を報じた書簡には、『大政を奉還して、それで國家が安泰に治まるならば、慶喜公も、固より奉還の意思である』ことを、より明らかに披瀝してゐる。

板倉勝靜より松平春嶽に與ふる書（慶應三年十月十日）

一翰拜啓仕候。霜氣相增候處、公方樣、益〻御機嫌能、云々、然は松平容堂より、家來後藤象二郎出京爲レ致、去る四日（實は三日）別紙寫之通、建白書差出、卽今切迫之形勢故、寸刻も早ふ、御採用之有無、相伺度と、切迫に申聞候へ共、當今御國內、人氣形勢をも、熟考致候得は、當節之御成行に而、必定平穩との、見据も無レ之、容堂之論、至當にも可レ有レ之、乍レ去、只〻御實行之所、如何之ものか。御國體一變とは、重大之事件此上もなき儀、何分御實行之利害得失如何と、深焦心苦慮之至に御座候。素より天朝御尊崇、皇國を御維持被レ遊候思召に而、御相續以來も、日〻夜〻、御苦心被レ遊候御儀に御座候。然處、一朝王政に被レ復、皇國必平穩、上は被レ安二宸襟一、下萬民安堵、萬歲を唱候樣、相成義等に候はは、上（慶喜）には、御職掌は、如何相

成候とも、王政復古も御本意との、公明正大之尊慮に被レ爲レ在候。何分先之見据無レ之、容易に御決着も被レ遊兼候。衆議を被レ盡候思召に御座候。依而、貴君之御見込も、十分御承知被レ遊度、從二拙子一申上候樣、被二仰付一候。篤と御熟考、御賢慮之程、無二御腹藏一、早々可レ被二仰上一候。何れ容堂も上京被二仰付一候運ひにも可二相成一候。其節は、貴君にも、早々御上京可レ被レ成候。先は不二取敢一、御家臣之內、早々上京候樣、可レ被レ成候。何分事情紙表には盡兼候。此段早々申上候。頓首。

十月十日〔慶應三年〕　　伊賀守〔板倉勝靜〕

大藏大輔〔松平春嶽〕樣

春嶽の政權奉還に對する意見は、奉還の餘儀なきは、之れを認むるも、時機尚早といふところで、島津久光や伊達宗城等も、同樣の見解を持してゐたやうである。

春嶽が板倉に復せる書によつて見るも、

『二百年來、世の中の泰平を得た制度を、一變して皇政に復するには、餘程、確とした實行方法の見當がつかねば、迂濶には、やれない。容堂は、斷然として建言したほどであるから、彼れには確とした立案があるであらうから、充分彼れの意中をたしかめて、至當の理由ありと思召さば、元々大義上立派なことであるから、御實行になるがよろしい』

といつてゐる。そして直に、重臣酒井十之丞を東上せしめた。

【八】 徳川慶喜遂に大政を奉還す

慶喜は明察の人である。土藩の入說なくとも、夙に大政奉還の決意があつたことは、察するに苦しまぬ。由來大政奉還の意見は、阪本・後藤の言論を竢つまでもなく、既に之れを論ずるものは、幕府の帷幄の中にもあつたのである。大久保一翁の如きは、その尤なるものであつて、熊本藩の横井小楠の如きも、夙に公議輿論によつて國政を立つべきことを建言してゐる。

『此に幕府の意思を考ふるに、、公〔慶喜〕が我手によりて、幕府を葬むり、政權を朝廷に返し奉らばやと思されけるは、一朝一夕にあらず、既に宗家相續の際にも、はた將軍職御請の際にも、之を斷行せんとの志ましまししが、さるにても如何にして其實を擧ぐべきかにつきて、定見を有し給はざりき。公は『若し王政を復古せんにも、公卿・堂上にては力足らず、諸大名とても同樣なり、さりとて諸藩士等が直に大政を執行するは、事情の許さざる所なり。要するに今、天下の人材は下々に集まりたれば、其說によりて、萬事公論に決するの外あるべからず』と思ひ定められしが、未だ其方法を得ずして、空しく歲月の流れ行くを嘆かれたり』云々。

とは『徳川慶喜公傳』が公の心事について記するところである。それほどの發明であつたかは疑はるる節もあるが、兎に角、大勢を察し、將軍職を投げ出すことに、執著がなかつたことは、慶喜の大手柄であるといはなけれ

ばならぬ。

慶喜の政權奉還に關しては、幕府内においても、親藩中においても、固より種々異論があつた。殊に恩顧の臣の中には、力を以つても之れを爭はんとするものもあつた。併しながら、慶喜既に奉還の決意ある以上、大勢は如何ともすることが出來なかつた。

* * * * *

慶應三年十月十四日の、慶喜の上表は實に次の如く記された。

徳川慶喜大政奉還の上表 〔慶應三年十月十四日〕

臣慶喜、謹テ皇國時運之沿革ヲ考候ニ、昔シ王綱紐ヲ解キ相家權ヲ執テ、保平之亂、政權武門ニ移テヨリ、祖宗ニ至リ、更ニ寵眷ヲ蒙リ、二百餘年、子孫相受、臣其職ヲ奉スト雖モ、政刑當ヲ失フ事不レ少、今日之形勢ニ至候モ、畢竟薄徳之所レ致、不レ堪ニ慙懼一候。況ヤ當今外國ノ交際、日ニ盛ナルニヨリ、愈々朝權一途ニ出不レ申候而者、綱紀難レ立候間、從來ノ舊習ヲ改メ、政權ヲ朝廷ニ奉レ歸、廣ク天下ノ公議ヲ盡シ、聖斷ヲ仰キ、同心協力、共ニ皇國ヲ保護仕候得ハ、必ス海外萬國ト可ニ併立一候。臣慶喜、國家ニ所レ盡、是ニ不レ過ト奉レ存候。乍レ去、猶見込之儀モ有レ之候得者、可ニ申聞一旨、諸侯ヘ相達置候。依レ之、此段謹テ奏聞仕候。以上。

慶喜

之れに對して、朝廷よりは、翌十五日を以つて、左の御沙汰書を下された。

十月十四日〔慶應三年〕

徳川慶喜に對する朝廷よりの御沙汰書　〔慶應三年十月十五日〕

祖宗以來御委任、厚御依賴被レ爲レ在候得共、方今宇内之形勢ヲ考察シ、建白之旨趣、尤ニ被ニ思食ー候間、被ニ聞食ー候。尚天下ト共ニ同心盡力ヲ致シ、皇國ヲ維持、可レ奉レ安ニ宸襟一、御沙汰候事。

茲に到つて、家康以來十五代に亙る徳川氏も、天下の大勢には抗する能はずして、遂にその大殿堂を崩解し去るに至つた。

徳川慶喜公の追懷談　〔昔夢會筆記〕

最初に小松帶刀〔淸廉薩藩士〕福岡孝弟・後藤象二郎〔以上土藩士〕辻將曹〔維嶽、藝藩士〕それだけであつたか、其時に備前と宇和島の者も一諸ではなかつたかと、ちよつと覺えて居る。けれどもそれは別であつたか、そこははつきりしないが、何も議論はない。それでこちらが何か言つた。何と言つたか、其事は忘れたが、帶刀の言ふのには、今日は誠に未曾有の御英斷で、誠に感服仕つてござる、有難いことでござると言つて御辭儀をした。外の人も其通りだ。其時に板倉〔勝靜、老中〕が少し席を進めて、帶刀に、それについては、

何か考もあるだらうから、考があるなら、伏藏なく御前にすぐにそこで申上げろ、斯う言つた。すると帶刀は板倉の方に向いて、それでは申上げて宜しうござるか、宜しい。伏藏なくと、斯う板倉が言つた。それで帶刀が、向ひ直つて言ふのには、將軍職御返上については、朝廷で御內議遊ばされただけでは、迚も天下のことを遊ばすといふ譯にまゐらぬから、衆職を召されて、とくと存意を御尋が宜しうござらう。それまでの處は、外國の事、並に國家の大事件、此二つは朝廷で御評議を遊ばすが宜い、其他のものは、先づこれは前通り御任せになつて居る方が宜しうござらう、斯う言つたのだ。それは大きにさうだ、有難うござる、それきりで下つたのだ。

○後藤象二郎の行動につきて、左の如く語られたり。

何も言はない、唯未曾有の御英斷で有難い、同樣のことを何か言つて御辭儀をしただけだ。それでまあ引いてしまつたのだ。それから板倉に、小松が逢つて言ふのには、今日は誠にどうも非常な御英斷で有難い、唯今からすぐに御參內、其事を申上げられるやうにしたい、斯う言ふのだね。そこで板倉が、それは尤至極だが、攝政始め御出でがないのに、どうも今すぐに御參內といふ譯にはいかぬ、いづれ、明日御參內の上、申入れる手續を經なければ、いけないから……、それならそれで宜しうござる、どうぞ速に申上げるやうに……、其節に板倉が、併し若し又御聽濟にならぬやうなことがあつては困るから、お前たちが行つて周旋して、御聽濟になるやうにしたい、斯う板倉が言つて歸した。さうして板倉が側へ來て言ふのには、どうもあ

あ性急では困る……、もう其時は夕刻である……、斯う〳〵いふことに申置きました、それはそれで宜いといふことで、其日は濟んでしまつた。そこで小松などが行つて、あちらへ吹込んだので、參内をして申上げた時に、いづれ衆職を召して、衆議を盡された上であるから、それまでの處は、外國の事・國家の大事は朝廷で致す、其他の事は、これは前の通りに心得よといふ御書附が出た。それは小松帶刀が言つた通りのものが出たといふ譯だ。

*　*　*　*　*

或者は說いていふ。後藤が大政奉還を、永井玄蕃〔尙志〕に說いた時に、表面は將軍職を退くこととなるけれども、更らに諸侯を集めて合議するに至らば、必らず慶喜を推して之れが長たらしむべきことを耳語したので、慶喜も之れを信じ、意を奉還に決したのであると。

かかる事實があつた否かは、之れを詳びらかにしない。よしその事があつたにしても、慶喜ともあるものが、一陪臣の耳語を信じて、この一大決心をつけたとは思はれぬ。

當時、阪本が腹中に立てたる、慶喜、大政奉還後の職制によると、關白・議定・參議の三職を置いて、先づ朝廷の政府を確立し、その人選は次の如く豫想してゐたといふ。

【關白】　三條中納言〔實美〕

【議定】　松平慶永〔越前侯〕　伊達宗城〔宇和島侯〕

山内容堂〔土佐侯〕　毛利敬親〔長州侯〕
島津久光〔薩摩侯〕　鍋島閑叟〔肥前侯〕

【参　議】長岡良之助〔肥後藩〕　後藤象二郎〔土佐藩〕
三岡八郎〔福井藩〕　横井平四郎〔肥後藩〕
桂小五郎〔長州藩〕　小松帯刀〔薩摩藩〕
西郷吉之助〔薩摩藩〕

【内大臣】徳川慶喜

阪本の意中にあつた、内大臣の權限が、如何なるものであつたかは、明瞭でないが、要するに、關白以下の新政府と、上　陛下との中間にあつて、大政の運行を圓滑ならしむる地位であり、且つ一種の名譽職といふところであつたらう。

勢ひ若し討幕とならず、幕臣も亦た平穩であつたならば、事は阪本の立案の如く進んだかも知れぬが、討幕の黒潮は、此時既にひた／＼と幕府の岸邊を壓して、寄せ返へしつつあつたのである。

＊　＊　＊　＊

又た或るものはかうもいふ。慶喜にして若し眞に自個の心中に大決心を有し、專制政治の非を覺つて、大政を朝廷に奉還し奉つたのであるならば、彼れは何故に、踵を廻らして伏見・鳥羽の戰ひを起したのであるか、彼れ

にして眞に恭順の意あらば、必らずや薩長と私憤を交ゆるが如きことはなかつたであらう。然るに彼れが親藩の勢ひに促がさるるとはいへ、一たび朝敵の地位に立つことを辭せずして、戰線に現はるるに至つたのは、彼れの心中に、猶ほ一抹の浮雲が藏されてゐたことを示すものではないか。と。

後より見て、當年の事實を察するときは、論者のいふが如き痕跡がないではない。併しながら、伏見・鳥羽の戰爭は、又た別に起るべき理由があつて起つたのである。その史實は、慶喜恭順の意と、混同すべからざるものがある。

要するに慶喜も人だ。事の一切に純正無垢ではあり得なかつたとしても、祖宗三百年の覇業を擲つに際して、猶ほ且つ小策を弄するの餘地があり得よう筈がない。阪本龍馬が、後藤からいよ〳〵慶喜が大政奉還の決心を成したことを聞いて、冥目沈思之れを久しうして、ややあつて頭をあげ『公の心中察するに餘りがある』といつて覺えず暗涙に咽んだといふが、慶喜は對敵龍馬において、眞に己れを知るの知己を得たといふべきである。

中島信行の談話として『鯨海醉侯』の記せる、一節に曰く、

『後藤象二郎、二條城を退出して後、直に書を阪本龍馬に寄せて「大樹公〔慶喜〕余等に大權奉還の號令を示され、此事明日奏聞、明後日參內、勅許を得て、假に政事堂を設け、上下兩院を創設することに運びたりと仰せらる。實に千載の一遇、天下萬姓の大慶、之に過ぎず」と申し送れり。龍馬、其書を披きて、暫く默視したりしが、何思ひけん、傍なる中島作太郎〔信行〕を顧みて「將軍家、今日の御心中、さこそと察し奉る。

よくも斷じ給へるものかな。余は誓つて此公の爲に、一命を捨てん」とて、覺えず大息したりといふ。嗚呼、晨には、議若し行はれずんば、博浪の一椎を試みんといへる者、夕には、其人の爲に死なんといへり。公の勇決と、志士の赤心と、共に青史を飾るべき、佳話ならずや』

阪本は亂世の英雄である。彼れの日常は、繩墨を以ては、律しがたきものがある。時には、その心事の疑はるるものも無いではない。

* * * * *

併し彼れや、男兒中の眞男兒、丈夫中の大丈夫である。人を換ゆること、掌中の棊駒の如きものがあるが、大義の長劍を大上段に振り冠りながら、相手が自分から冠を脱して來れば、ホロリと一滴の熱涙を、彼れが頭上に落す。これが眞男兒といふものだ。

阪本は、慶喜の心情を推し測つて、此人の爲めなら、命も惜しくはないといつてゐるが、本書幾萬の讀者は、かくいふ阪本の爲なら、恐らく死んでもよいと思はるるであらう。

幕末幾齣の悲曲、男泣きに泣くやうな場面もあり、怒髮、冠を衝くやうな壯烈事もあつて、あの皇政維新の大舞臺は旋つて行つたのだ。

歴史は畢竟、一個の死體にあらず。冷ゝたる解剖醫家のメスのみにては、到底、描き盡せるものではない。

【第二篇】 討幕密勅の降下と西郷吉之助

第一章 討幕密勅の降下

【一】 動搖せる藝州藩論

慶應三年〔丁卯〕十月十四日、德川慶喜が、土州藩の建白を容れて、大政奉還すると、同日を以て、朝廷よりは、薩州藩の意見を用ゐて、薩、長兩藩に向つて、討幕の密勅を降下された。大政奉還と討幕密勅とが、殆んど同日に出てゐるところに、此間における朝・幕、薩・土の機微が存する。

土佐藩は、固より盟友薩州藩を欺むく積りで、大政奉還の運動を起したのでないことは、前述の事情で明瞭である。併し其結果は、討幕運動の向ふ脛を掻つ拂つた形である。何となれば、薩・長の討幕運動は、將軍家としての德川幕府が、朝廷の命を奉ぜず、擅ままに私を逞しうするから、堂々綸旨を仰いで、之れを征討するといふに在る。故に慶喜が大政を奉還して了ひ、幕府なるものが實體を失つて了へば、討幕は空名となり、誰れを討つのやら、解らなくなる。一諸侯に降つた慶喜個人を討つ理由は、何處にも存しなくなる譯だからである。

恐らく後藤象二郎が覘つたところも、此邊に存しよう。又た大政奉還を急いだ事情も、薩・長をして討幕の名を失はしめ、自發的奉還の名を得る爲であつたかも知れぬ。後藤が薩・長討幕の密計を、慶喜に告げる筈もないが、板倉伊賀守〔勝靜〕や、永井玄蕃頭〔尙志〕あたりには、

『慶喜公が、此の際大政を奉還されぬと、今に大變が起つて、朝敵の汚名を被むるやうになりますぞ』

ぐらゐのことは、臭はせたに相違あるまい。それでなくとも、京阪における浪人の運動によつて、幕閣間には、薩・長の態度を怪しむべき材料が、いくらも擧つてゐる。

此の形勢を見た薩州側では、大久保・西郷が、京紳側の岩倉・中御門卿等に迫まつて、討幕綸旨渙發の急を力說したものである。そこでどうしても、大政奉還に後れては臺なしとなるので、慶喜の上表と同日に密勅の降下となつたものと思はるゝ。

さて討幕といふことになると、事が甚だ大きくなる。正に非常の大英斷である。この大英斷を決するには非常の覺悟が必要である。勤皇々々と口では說いても、天下三百の諸藩、大なり小なり、二百七十年も德川氏の恩惠を蒙むつてゐるのであるから、愈々兵を以て幕府を討伐するとなると、二の足も、三の足も踏む者が出るのは、固より當然である。そこは何といつても、薩・長兩藩は、屢次、幕府と對立した關係にあるから、隨つて思ひ切りもよい。西郷にしても、無理邪理に、幕府を叩き潰すといふのではなく、救ふ道があれば、幕府をして立派に面目を立てしむる考へではあつたが、到底、幕府と勤皇とは兩立しないといふ結論に來たから、討幕となつたの

である。文久・慶應の時勢から云つて、又た天下の大勢からいつて、更らに國體の原則の上から云つても、最後は討幕とならなければ、皇政復古は成立しない。

ここが皇政維新の歴史を、薩・長と幕府との勢力爭闘史とのみ見ることの出來ない理由でもある。實は薩・長も、幕府も、乃至は水戸・土佐・越前・會津・桑名等の各藩も、各〻その傳統と、立場と、主義と、理想とによつて、東西に、前後に、活躍してゐるには相違ないが、大局大勢より觀るときは、皆な悉く、我が崇嚴なる國體の自動によつて、動かされて來たのである。

久しく歪曲された位置におかれてあつた國體が、次第に寢苦しさを感じて來つつあつたところへ、之れを破ぶるべき事變が起り、國體自身が、正位に復へらうとするのが、幕末維新の大きな動きを招來するやうになつたのである。恰かも、地中に平を得ずにゐた噴火山が、或る一角の動きから、俄かに鳴動を起し、遂に大噴火を起すやうなもので、正を得、平を得る爲に、大小の動搖を生ずるのである。

*　*　*　*

大いなる地鳴りの爲に、いろ／＼な變化を及ぼしてゐる中に、土佐の大政奉還の建白があり、薩・長の討幕運動がある。佐幕といひ勤皇といつても、その時によつて、大同があり小異があり、強くもなり、弱くもなり、藩論の變化も各處に見えてゐる。薩・長と共に討幕の兵を擧げようと約束してゐた、藝州藩の態度の如きも、後藤が大政奉還論を持ち出したので、動搖を來してゐる。

品川彌二郎が慶應三年〔丁卯〕九月八日の日記は『土は政府丈けの處にて勤王はすれど、討幕はいやのよし』と記してゐる通り、後藤の建白運動によつて、薩・長の討幕運動が、少なからず停頓を來たしたことは爭はれない。殊に藝藩の態度に、一動搖を來たした事實は、薩・長・藝の討幕運動に、慥かに一頓挫を與ふるものとなつた。

當時藝藩勤皇派の首腦力となつてゐた、辻將曹、植田乙次郎は、藩主を推戴して、夙に勤皇に志して居り、薩・長兩藩士の間に交はつて、討幕の密約にも加はつてゐた。薩・長・藝三藩の軍事的密約が出來たのは、九月、大久保が長州行の歸途、植田と三田尻に會した時に成立したものであるが、當時、世子淺野長勳に從つて、京都に在つた辻將曹は、偶〻後藤の東上するに會し、且つ薩藩小松との提携に加はつて、土藩とその嚮背を共にする意見に變じたので、ここに藝藩の進退に、一變動を生じた譯であつた。

植田が大久保との盟約を作成して、東上して見ると、辻の意見は、後藤によつて軟化し、藩論も從つて一變してゐるので、彼れは一驚を喫するの外はなかつたが、致し方がないから、直ちに踵を回らして、九月二十三日、一應藝藩に歸り、二十五日、永田權助と共に廣島を發し、二十六日、長州に赴むいた。そして出兵を、今暫らく猶豫せんことを申入れた。長藩に於いては事の意外なるに驚ろき、折から廣島に滯留中であつた、廣澤兵助をして、直ちに東上せしめ、これが眞相を探らしめた。

大久保が此の變化を初めて知つたのは、九月二十九日に、辻將曹が小松に向つて、右の事情を話した時であつた。十月二日、京都にあつた大久保から、大阪の吉井友實に贈つた書簡によつて見ると、此の時の藝藩變節の事

情が明らかにされ、且つ薩藩の之れに對する感情が髣髴されてゐる。

大久保利通より吉井友實へ與ふる書〔慶應三年十月二日〕

昨日〔十月一日〕之貴翰相達、別紙三通、慥に落手いたし、其後愈振興、確乎無二動搖一趣、不レ堪二欣然一候。然處、一昨二十九日、辻將曹、小大夫〔小松〕え參り、引合候次第、別而案外之至、其趣は、植田乙次郎、廿三日に歸藝、廿五日に又た長州へ被二差越一候由。於二國元一評議之形行は、當分之形體に而、幕府におひても、益用心堅固にいたし、中々意表に出ると申議も難レ調、尤只今出張、皇國の御爲に相成ると見据も無レ之候に付、先登阪之事、見合候方可レ然と之趣意に而、植田再行いたし候段、只今從二國元一申越と之事に候由。實に言語に絶候次第に御座候。乍レ去、長之處は御國と別段引合之末、藝之說に依り可レ動筋にも無二御座一候へども、少々は又、手間取る事に有二御座一まじくや。甚懸念に御座候。右者、定而品川出立後に相成、同人は存知無レ之筈と相考申候。何日頃、同人出立相成候事か、右之形行、帶刀殿より御問越相成候半とも奉レ存候へ共、爲二御心得一申上置候。最初より賴とは不レ致事候へ共、左迄反復は有レ之まじくと存候所、齒牙に被レ懸不レ申候。此旨飛脚歸便より艸々申上候。已上。

十月二日〔慶應三年〕　　大久保一藏

吉井幸輔〔友實〕樣

とある。

【三】薩・長・藝三藩の再締盟

恰度、此時、長州の品川彌二郎が、十月三日夜入京して來た。そして一應西郷の宿舍に潛入して、容子を聞いて見ると、土佐藩の建白運動から、どうも藝州藩の態度が、軟化した形勢であるといふ。氣早の品川は、『それは怪しからぬ』といふので、十月五日、自から中岡愼太郎同伴で、藝州藩の船越洋之介、平山某を訪ひ、更に一同帶伴して、寺尾庄十郎を訪うて、藝藩變說の理由を訊問してゐる。品川が吉井友實に與へた書簡に、這間の事情を述べてゐる。

品川彌二郎より吉井友實に與ふる書（慶應三年十月五日）

先以御安康、御盡力、可レ被レ爲レ在と、奉ニ敬賀一候。小子義、一昨晩無レ異入京、西郷君之御旅宿に潛居仕候間、乍ニ失敬一、此段御放念可レ被ニ成下一候。出立之節、御內談申上置候件々、書取に致し、差出候處、一々御同意と申事にて、誠に難レ有、安心此事奉レ存候。就而は直に下阪、可レ仕覺悟、罷在候處、藝の寺尾（庄十郎）事、とふも掛念之廉、不レ少に付、今朝より石清（中岡愼太郎）を同行致し、船越洋之介（藝藩士）之處へ行、疑惑之件々を、尋問仕、船越・平山（是も藝藩士）同道にて、寺生（尾）の處に行、書面之一條、其外いたく詰

問仕候處、婦女子之申樣言葉計り吐き、實に憤懣に堪へ不ㇾ申、國元の樣子と、大きに相違の廉も有ㇾ之候に付、君公え實々御盛意を、是非貫徹致され候樣、申置、暮前に引取申候。歸途、大久保君之處に立寄候處、幸、西鄕君も御出に相成居、旁之處、御話申上候處、外に少々用事出來、明日丈けは滯京之賦りに御座候間、左樣御承知可ㇾ被二成下一候。巨細の事は、下阪之上、篤と御話し可二申上一候得とも、右之段、一應申上置候。其内時氣御自愛、爲二御國家一、奉ㇾ祈候。何も々々歸阪之節と、擱筆。

十月五日夜〔慶應三年〕　八郎〔大橋〕拜

幸輔〔吉井〕樣　貴下

品川は長州人だ。且つ大久保よりは少壯血氣の士であるから、寺尾が何だか、女の繰言のやうな、辨解ばかりしてゐるのを聞いて、頗ぶる憤慨してゐる有樣である。

* * * * *

大久保の口吻によれば、藝州の如きは元より深く賴むに足らぬ。討幕の大業は、要するに薩・長二大藩の結合によつて成就するの外はないと、信じてゐたらしい。

事實においても、亦たそれに相違はなかつたにしても、同勢は多きに越したことはない。西鄕が土佐の同志と語らひ、大久保が藝藩を誘うたのも、討幕の成功を危ぶむといふよりは、寧ろその根柢を、より鞏固にしようとするにあつたのである。

實力の上からいへば、藝藩の力は、聯盟の上に些ほどの重きを成さなかつたにしても、二藩聯合よりは、三藩聯合の方が、どれ丈け人意を强うするものとなつたかは、察するに餘りがある。

殊に兵事に疎い公卿間に於いては、さらぬだに危惧を感じてゐるところであるから、藝藩の步調が怪しくなつたといへば、如何なる動搖を生じないとも限らぬ。西鄕、大久保を初めとして、極力藝藩の再起を促進しようとしたのは、亦た當然且つ必然の道程であつた。大久保は、主として公卿間の動搖を禦ぐが爲めに、岩倉具視、中御門經之等の討幕派公卿に進謁して、藝州藩論の內情を報告し、且つ薩・長聯合の鞏固なることを陳說した。

植田は熱心なる討幕論者であつた。故に彼れは一時藝州藩論に動搖は來したけれども、必らず再起の餘地あることを察したので、長州に使して藩命を齎らした時、表面は表面とし、裏面においては木戶・廣澤等と會して、約するところがあり、藩に歸つて、極力討幕を力說强說したので、藝州はここに再び前論に立返へり、討幕軍の聯盟を復活することとなつた。

十月八日に至つて、京都の薩州邸において、再度の三藩聯盟會議を開いた時には、薩藩よりは小松帶刀、西鄕吉之助、大久保利通、長藩よりは廣澤兵助、品川彌二郞、藝藩よりは辻將曹、植田乙次郞。寺尾庄十郞が相會して、更らに再度の三藩聯盟は成立した。大久保が自から筆を下して草稿した、三藩聯合の決議書は次の如くで、大久保、廣澤、植田の三氏が、卽日、中山、中御門、二卿に提出したものであつた。

薩・長・藝三藩軍事締盟 （慶應三年十月八日）

一、三藩軍兵、大阪着船之一左右次第、朝廷向斷然の御盡力、兼て奉レ願置候事。

一、不ニ容易一御大事の時節に付、爲ニ朝廷一抛ニ國家一、必死之盡力可レ致事。

一、三藩決議確定之上は、如何の異論被ニ聞食一候共、御疑惑被レ下間敷事。

十月八日、大久保の自記せる日記に次の一條がある。

大久保利通日記 （慶應三年十月八日）

八日（十月）、藝藩辻將曹外兩人、植田乙次郎、寺尾庄十郎、廣澤兵助、品川彌二郎、小太夫、西郷會集、前議に復す。兼て中卿（中御門）御亭にて山卿（中山）へ廣澤同道、拜謁の筈候處、今日三藩決議に及候付、植田乙次郎にも同道、可レ然申談、別紙左の通持參、三藩之國情決定の次第、及ニ言上一。

要目（前揭三ケ條、略レ之）

右差上候處、別而御安心相成候。乍レ去、是非一藩にても、君公御上京之處、中山卿より再三御沙汰、被レ爲レ在候事。

中山、中御門兩卿も、三藩の提携が、雨降つて地固まるの境に入つたことを喜び、且つ大いに安堵するところ

があつた。岩倉卿に向つては、翌九日、大久保より報告してゐる。

中山卿は、八日大久保等の參邸した時、いよ〳〵擧兵の前には、三藩の中、何藩でもよいから、一藩丈けは藩主の東上を實行して貰ひたいと注文した。藩主の上京は固より西郷、大久保等の、夙に熟圖するところであるので、大久保は卽座に島津忠義の上京を實現することを答へてゐる。

【三】 討幕宣旨の降下を請ふ

十月八日、大久保は、三藩聯合の決議書を齎らすと同時に、西郷、小松との連署に成る、皇政復古並に討幕の大宣旨を請ふの建言を、中山、中御門兩卿に奉つてゐる。是れ實に劃時代的の大建白であつて、その文に曰く、

討幕宣旨降下を請ふの書 〔慶應三年十月八日〕

皇國內外の御危急、不ㇾ可ㇾ謂の狀態、別紙趣意書を以て申上候通にて、寳祚の存亡に相拘り候御大事の時節、苟安を偸み、傍觀默止難ㇾ仕、爲ニ國家ニ干戈を以て其罪を討ち、奸兇を掃攘し、王室恢復の大業相遂度、不ㇾ可ㇾ制の忠義、暗合會盟義擧、斷策に相及候に付、伏冀くは、相當の宣旨、降下相成候處、御執奏、御盡力被ㇾ下度、奉ㇾ願候。

慶應三年丁卯十月　　小松帶刀

西郷吉之助
大久保一藏

中山前大納言様
正親町三條前大納言様
中御門中納言様

といふのであつた。これ薩藩士が公然討幕の宣旨を請ふ建言の最初であつた。その趣意書には討幕の已むを得ざるの事情を陳べ、皇政復古の急を説くこと、頗ぶる詳らかであつて、委曲を盡し、數千萬言に亙つてゐる。

趣意書

卽今、皇國の形勢を推考熟慮するに、乍レ恐、舊臘先帝崩御新帝御幼弱に在しまし、天下諒闇の時に方り、萬人悲歎號泣、實に皇國の御厄運、御大事無ニ此上一候處、近年外患內憂日に月に差迫り、不レ可レ謂の御危急、寶祚の命脈存亡に可ニ相係一折柄にて、深淵薄氷之心地。晝夜忘ニ寢食一、苦慮致候次第なるに、於ニ幕府一は癸丑甲寅以來、違勅調印取結、其餘失體の條々不レ少、畢竟朝廷へ奉レ對、君臣の大道を取り失ひ、就中、幕府閣老連署にて、七八年乃至十ケ年には、必然攘夷成功を可レ遂と御約束、皇妹の降嫁を乞ひ候等、欺罔萬端、其餘偏執邪曲、放肆縱横之改令、人望殆んど盡き、痛怨離叛の極、終に上巳〔櫻田門の變〕上元〔阪下門の

變」の變故、或は大和、筑波の擾亂と相成、殊に御再討以來、人心恟々、米價騰貴、諸色高料、民不ㇾ堪ㇾ命して、京攝間畿内の商民、混亂をも相生じ候に至り、且又防長の儀、甲子冬、尾張總督、御征伐として被㆓差向㆒、三謀臣首級、備㆓實檢㆒、伏罪之道相立、解兵相成、朝廷寛大仁恕之御趣意を以て、五卿護送、大膳父子出府等の暴令を閣き、早々大樹公上洛有ㇾ之候樣、乙丑三月、再應勅令を下し賜りしを、御請無ㇾ之のみならず、不㆓容易㆒企、有ㇾ之趣を以て、再討として大軍を率ゐ、御進發、上洛參朝の節、尙ほ寛裕之聖慮を以て、被ㇾ及㆓御沙汰㆒候書面返上、同冬、大小監察下藝、一應御糺明有ㇾ之候處、御不審筋無ㇾ之候に、軍勢御引揚も無ㇾ之大膳父子蟄居、興丸家督、十萬石削地の御裁許被㆓仰渡㆒、爲㆓名代㆒差出置候家老宍戸備後介等御拘留に相成、右御沙汰に付ては、長防士民數願中、父子達命にも不ㇾ及内、期日を刻し、問罪の師を被㆓差向㆒、梗命の者御誅鋤之布告に候處、丙寅六月七日より、大島郡へ亂入、無辜の婦人小兒迄、襲殺之暴擧よりして、始て戰と相成、天下の大亂を引出し、幾許の蒼生を殺し、暴戾慘刻の所爲、絕㆓言語㆒次第なり。固より無名の妄擧、條理顚倒の始末、長防士民中に於て、堂々たる天幕の旗旆を奉㆓迎望㆒道理も無ㇾ之、於ㇾ是天下益々異議を生じ、憂國の諸藩〔尾州、越州、因州、備州、藝州、阿州、宇和島、薩州〕名分大義を論じ、屢建言致し候得共反て嫌疑に觸れ、同八月言上の趣有ㇾ之、爲㆓名代㆒一橋中納言追討として下藝、御暇迄も相濟候處、九州出兵の諸藩、解兵の一左右を以て、忽ち名代發向、追討の御斷被㆓仰立㆒、大樹公の喪に依り、兵事見合候樣、御沙汰相成、尙ほ諸藩を被ㇾ召、見込御推問、衆議歸着する所を以て、御處置可ㇾ被ㇾ成旨、被ㇾ遂㆓言上㆒、

昨冬より追々諸藩上京、及二當春一、再應之詔命に奉レ應、於二四藩二(土、宇、越、薩)も拜趨致候形行に候處、前件幕府從來の失體より災害百出、事蹟顯然、就中長防再征討の始末、是非曲直、瞭然相分り候得者、大樹公御繼業、御維新の時に被レ爲レ當、善惡邪正の分、御猛省、斷然反正悔悟、天下之公議に被レ爲レ則、朝廷遵奉、百姓撫恤、列藩を親み、納諫求治、國事御奮勵被レ爲レ在候得者、拯レ溺扶レ顚之御功業相遂げ、皇國の治可レ足レ見と、四藩談合決議、再三登營之上言上、長防之儀、御行掛りの事に候へば、第一大膳父子、官位復舊、平常の御沙汰に被レ及候はば御反正之實蹟相顯れ、國內和同一致の基本も相立候筋合に候間、次に兵庫開港事件に被レ及、順序可二相適一旨を以て、及二評議一置候處、終に五月二十三日、大樹公參內、兩事件言上、朝廷紛議、衆評御一定に至り兼候得共、强て被レ遂二奏聞一、無二御餘儀一御沙汰相發し、全く兩三の御方にて、御私決相成候姿に候處、四藩も同樣言上云々御文言等、事實顚倒致し、再三御伺にも相及候。然るに、長防寬大の處置、早々取計候樣御沙汰の處、不レ可レ行妄議を以て、時日を遷延候內、藝州(紀伊守)も上京、四藩同樣の趣意を以て、屢及二建言一候得共、是亦度外に差置、今日の次第に相及び、實に不レ堪二慨歎痛切之至一候。抑も征夷將軍の職任たるや、誠心を披き公道を布き、撥亂濟世の職を被レ盡候て社、當然の事に候處、反て列藩の公議を退け、蔽レ非遂レ邪の御趣意、增長相成候儀、德川氏衰運の然らしむる所以歟。將た天不レ祚二宗社一の謂乎。今日大樹公、列藩公議の御取捨は、御心術の正否に依る處、御心術の正否は、皇國の浮沈に關係する所、皇國の浮沈に關係する、何をか是より大ならん。此時に方り、苟も安を偸み傍觀默止する時

は、益す禍心相募り、朝廷を掌握し、暴政意の如くにし、外患内憂、一層の大事に相及び、殷鑑不レ遠、戊午以來、皇國今日の大難あらんことを恐れ、憂國の諸藩、東西に奔走し、王事に鞠躬して、國家疲弊し、遂に斃れんと欲して止ず。今般の一擧となる、人事既に至れり盡せり。前件重大の罪跡明かに、御心術正否著く、皇國浮沈の機、燦然たる上は、寸毫も餘論を容るるの地無レ之候に付、大義の所在を明にし、王室恢復の赤心を貫徹し、干戈を以て其罪を討し、奸兇を掃攘して國家長久の基を開き、上、奉レ安二宸襟一下、萬民塗炭の苦を救濟し、萬死を以、藩屛の任を盡し、累代の鴻恩を奉レ報度、今此三藩、不レ可レ制の忠義暗合、奉二朝命一、揚二大義一、敢て吞噬奪攘の意端に不レ出の至情を陳述する者なり。

*　*　*　*　*

文中には明らかに『干戈を以て其罪を討し』とあり、德川氏征討の綸旨を仰がんとするの意は、文裏に脈動してゐる。幕府積年の失蹟を歷擧し、その任にあらざることを痛責してゐるが、要するに將軍の獨裁が、弊政百出の根源であることを指摘するに在つた。慶喜が諸藩の公議を無視し、自己一個の心術によつて、萬事を獨斷することは、國體の大義に悖り、天下の公義に背むくものであり、その結果は國家の運命に關するから、之れをこのままに放任しておく譯に行かぬといふのが、此の建白の要旨であつた。

當時の政情は複雜して居り、幕府には又た幕府としての立場があり、言ひ分があるにしても、公議輿論によつて、大政の方針を決せねばならぬといふ、天皇御親政下における輿論的傾向の前に、幕府は慥かに、孤立し、獨

行しようとしつつあつたに相違ない。

* * * * *

凡そ如何なる場合においても、幕府の態度が不正であり、不純であるとはいへない。同時に薩長の態度の中にも、必らずしも、正義でなく、純誠でないものがあつたことをも、否定することは出來ない。

併しながら、兩者の根本とする大目的の相違は、自然に兩者を相遠ざからしめ、相背むかしむるの道程を進ましめた。即ち幕府は、どこまでも封建制度の維持者、幕府政治の保守者であり、薩長は、此の舊來の制度を打破し、天皇政治の下に、公議輿論の政治を行はうとする改革者であつた。

天下は一人の爲めに作られず、且つ我が皇國が、皇政を大本とし基幹とする國柄である以上、幕府が之れを一個の私有物と考ふることが、既に根本において不合理であることは爭はれぬ。幕府に誠なるものも、朝廷に誠なるものも、將軍に忠なるものも、君に忠なるものも、その純忠の誠心において變りはなかつたとしても、大義の上においては、雲泥の相違となつて現はるることを考へなければならぬ。政治組織の上における國體的自覺が、不知不識の間に芽み來つたことが、幕府倒壞に至るの最大原因であつたのである。薩・長・藝三藩の、直接行動も、また土藩の言論戰も、形こそ違へ、共に如上の皇政復古を欲する、國民的大潮流の上に乘り來つた運動に外ならなかつた。

【四】 討幕運動と岩倉友山（一）

彼れは果して單なる奸雄か

球を投ずるものがあれば、之れを受くる捕手がなければならぬ。薩・長旣に地を捲いて起り、皇政復古の大球を投ずるに當り、誰れかよく宮廷裡にあつて、掌を開いて飛球を受け取り、內外相應じて、回天の偉業に任ずるものぞ。我れその人に、岩倉前中納言具視入道友山あるを知る。

岩倉といへば、人は必らず『奸雄』の語を思ひ起すのであるが、彼れ果して奸雄の名の下に、一切を解決し去らるべき人物であつたか否かは、俄かに卽斷を許さざるものがある。

岩倉はその面貌においても、その魂においても、その行藏においても、その言動においても、その進退においても、慥かに一筋繩ではゆかぬ男であることを、充分に示してゐる。彼れの頭腦に、澄み渡つてゐる、明徹なる識見と、彼れの下ツ腹に石臼の如く、引き据ゑられたる底力と、彼れの双腕に脈動して、流れつつある俊敏なる快手腕とは、彼れをして異樣なるドス黑さを帶ばしめた。

彼れは、前よりも先づ後ろを見るの人物であつた。彼れはその步を進めんとする時、必らず先づ一步を退ぞいてゐる。彼れが『食はせ者』であると思はるる、原因の一端は、ここにある。彼れは自己を知る前に、先づ他を

知らんと努めてゐる。『自惚れ』なぞといふ他愛もないものは、微塵も所有してをらぬ。『乃公出でずんば蒼生を奈何せん』などと、肩を怒らしてゐる豪傑を見ると、彼れはフフンと鼻の先きであしらつてゐる。彼れは煽てに乘らぬ人間であり、乘つても、乘せられてゐることを、快よく承知してゐる人間である。世に僞善者なるものがあるとすれば、岩倉は正に僞惡者である。

横から見ても、縱から見ても、圖々しい男には相違なく、奸雄的條件は、之れを十二分に具備して居り、又た姦物的條件をも、之れを十二分に具備して居つた。彼れが姦物の名を頂戴したのは、人も知る、和宮御降嫁に坐した時であつた。その當時は、岩倉は慥かに公武合體論者であり、和宮御降嫁を以つて、朝・幕の一和を企てようとしたことは爭はれぬ。且つ斯くすることが、時局を收拾する唯一の道であると信じたに相違ない。

道には順序がある、勢ひには前後がある。慶應年代に迫まつてこそ、天下を擧げて、倒幕の機勢を生ずるに至つたけれども、安政以來、文久頃までは、公武一和論は、有識者の總べての考へたところであり、且つ欲したところであつた。

皇妹和宮の御降嫁は、和宮に既に婚姻の決定があり、御自身お好みがあらせられず、まして孝明天皇におかせられても、御不快に思召されたといふところから、かかる政略的結婚の爲めに、皇妹の尊ふときを、關東に降さるべく劃策したる岩倉を以つて、世を擧げて大奸と稱するに至つたのであつた。

事の結果より見れば、岩倉は、正しく大奸の名を甘んじて受くべきであつた。併しながら、彼れには、亦た奸

惡の名を甘んじて受けても、俯仰天地に耻ぢざるの決心があつた。耿々日月を貫くの赤誠なくんば、決して彼れが如き、大仕事は爲し得られぬことを見逅してはならぬのである。

＊　＊　＊　＊　＊

三條實美公は理想家である。純忠至誠を以て、奉公の一念に燃えさかるところに、條公の面目がある。文久三年〔癸亥〕八月十八日の變の如き、一徹の三條荒公卿であればこそ、薩・會の祕策に氣がつかず、一夜の中に、裏を搔かれて、妙法院に退ぞくの已むなきに至り、軈て笠簑に秋雨をいとはねばならなくなつたのである。そこに三條公の無策無略の誠實が見えるが、之れが爲に幾年の春秋を、都遠き筑紫の野に過さねばならぬ、憂き目となつたのである。

岩倉友山は、實際家である。三條は華の如く開き、岩倉は實の結ぶが如しで、堅く地を踏んで行く。和宮御降嫁にして見ても、理想からすれば、又た純理からすれば、いたいけなる御宮をして、秋風をかこたしめずともの事である。

ここが岩倉の岩倉たるところで、彼れには別に祕懷の存するものがあつた。それは和宮の、關東御降嫁によつて、事實の上に君臣の別、大義の體を現はさんとするにあつた。

和宮には御東下以前、卽ち文久元年〔辛酉〕四月十九日、勅して內親王の宣下を允させ玉うた。旣に內親王として御降嫁あらせらるる以上、將軍とても、前將軍夫人天璋院にしても、固より座次を正さねばならぬ。十月二十

日、卯の刻を以て和宮京都を御發輦あらせ玉うや、之が御警衛として十二藩、道中警固として二十九藩に命を下させられたが、諸國諸大名が、皇室の御連枝を御警備申上げたのは、恐らくこれが初めてであらうし、又た皇室の尊ふとき、徳川將軍家の比にあらざることを知らしめたのは、何たる痛快ぞ。

更に內親王御輿の過ぐるところ、大津、草津、愛知川、醒ケ井、垂井、美江寺、鵜沼、本山、下諏訪、和田、蘆田、岩村田、相逢、坂本、安中、本庄、桶川、板橋と、東海道より中仙道を越え、關東へ下らせ玉ふ沿道の民草は、御皇室の有難きを、目の當りに拜して、如何に尊崇の念を深からしめたるかは、今に沿道古老の思ひ出がたりに殘つてゐるところである。

更に皇朝古式に從つて、十二月十一日（文久元年）和宮內親王の御乘輿、唐庇青絲毛の美々しき御車が、清水邸を出でさせられ、大手門から江戶城に入らせられたる時には、北小路極﨟大江俊堅卿の先驅にて、橋本侍從實梁朝臣、富小路中務大輔敬直朝臣、千種少將有文朝臣、今城中將定國朝臣を初めとして、中山大納言忠能卿、菊亭中納言實順卿、橋本宰相中將實麗卿、八條三位隆祐卿など、馬上を以て御行列に從つて行つた有樣は、畫にも描かまほしき美はしさであつたといふ。

岩倉がそこまでの策謀があつてやつたことではないが、結果は、內親王御降嫁によつて、皇室と臣下との別は事實の上に明瞭に示された。

* * * *

西鄕は大の蟲も、小の蟲も、未だ曾て殺さなかつたが、岩倉は、大の蟲を生かす爲めに、屢〻小の蟲を殺すことを辭せなかつた。彼れが人に憎まれ、世に恐れられた所以は、ここにもあつた。併しながら、彼れはその一生において、勤皇心を置き忘れたことは一度もなかつた。前に幕府を援け、後ちに薩・長を誘ひ、その應變の機略の餘りに鮮やかに、餘りに心腹のドス黑きが爲めに、終世疑問の人物とされてゐるが、彼れの手腕と力量とに至つては、何人も之れを認めない譯にはゆかなかつた。

【五】討幕運動と岩倉友山（二）

岩倉と三條と西鄕

岩倉は洛外に幽居はしても、世の尋常の世捨人ではなかつた。夙に岩倉村に、人目を忍んで往來したものに、薩藩の井上石見、堀次郞があり、紀州藩の香川敬三、大橋愼藏があり、是等の人々が、相牽き相伴うて土藩の中岡愼太郞、阪本龍馬、長州の品川彌二郞などが、その腹心となつて、私かに劃策するところがあるに至つた。

彼れが勅譴を蒙むり、洛外に幽居するの身を以つて、私かに諸國の浪士を牽引するの事實を以つて、彼れが姦智の人物である一證とするものも少なくはないが、斯くして岩倉は、彼れを罵しる同僚の公卿の、夢にも窺知し得ざる、時勢の變遷を耳にしつつあつた。

岩倉は固より、浪人ものの説法を聽いて、初めて天下の大勢を知るほどの迂濶者ではなかつたが、旣に諸生の手に、天下の勢ひが左右せらるるに至つた時代に、時々刻々に變化し、進展してゆく、諸藩の進退を、手に取るやうに、幽居の主人が承知してゐたのは、全く此等諸有志の齎らすところであつた。

當時は各方面に人物を必要とした。幕府側にも、諸藩側にも、一人でも多きを欲したものは、艱難に堪ふるに足るの人材であつたが、殊に痛切に人材の必要を感じたものは宮廷においてであつた。當時の公卿を見渡せば、美事なる衣冠束帶の姿は、蒼空に輝やく星座のそのやうに、きらびやかに居並んだ。併しながら、多くは柔弱なる紈袴子で、朝たに聞き夕べに變じ、反覆常なき薄志弱行の輩が多かつた。中には誠忠無二にして、意志力の强い人も相應にあつたが、その力乏しくして、久しきに堪へ得ない憾みがあつた。

かかる群星の中にあつて、力量拔群、泰山の崩れ來るといへども、眉の毛一すぢを動かさず、一諾千鈞の重きに任ずる底の人物はといへば、何としても岩倉友山を推さざるを得なかつた。諸國の有志が、岩倉村に潛行したのも、初めより岩倉に異圖があつた爲めといふよりも、是等の有志が、斯人に賴らんとするの、信望を有した爲めであると思はねばならぬ。

九州太宰府にあつた、三條實美と、岩倉とを和解せしめたものは、土州の中岡であつたが、岩倉の名を聞くや、三條は、

『彼れは佐幕の大奸ではないか。予はかかる姦物と事を共にするを屑よしとしない』

と、最初は斷乎として之れを拒絕し、てんで相手にしなかつたといはれてゐる。翻つて之れを岩倉に見ると、彼れは三條との提携を勸められた時

『條公は忠誠無双の人である。條公にして予の卑賤を容るるならば、共に身命を擲つて國事に盡さん』

というてゐる。東久世通禧は、岩倉を三條に釋明した人であるが、中岡が來宰した時に、三條に向つて次のやうに述べてゐる。

『自分は岩倉が深謀遠略を懷き、皇國の爲めに苦心しながら、却つて世に誤まられて寃誣に罹かつてゐることを承知してゐる。併し悲しいかな、自分は彼れの緣邊につながるものであつた爲め、嫌を避けて之れを口にしなかつたのである。今日在京の公卿も多けれど、恐らく岩倉の右に出づるものはあるまい。假令大奸の人物であるにしても、心を悛め、過を悔いて、力を皇權の恢復に盡すならば、之れと謀議を共にして、何の不可があらう。況んや其の人が忠誠の心を存し、大有爲の材を抱くにおいてをやである』

東久世の、熱誠なる岩倉辯明の爲めに、さしもの三條も心を釋くに至つた。東久世の斯の言は、岩倉にとつて正に千古の知言であるといはなければならぬ。

這間の、三條・岩倉の意志疏通は、蓋し皇政復古の樞軸を成すもので、中岡・阪本の著眼も、亦た此の大本を確立するに存した。『岩倉公實記』は、稍〻詳びらかに、此の時の情狀を敍してゐる。曰く、

具視〔岩倉〕三條實美と消息を通ずる事〔岩倉公實記〕

初め四月二十一日〔慶應三年〕、中岡愼太郎〔時に石川清之助と稱す。土佐の人。〕は、橋本鐵猪〔大橋愼〕を見て、之に語り、曰く、予は阪本と與共に、薩長二藩の間に周旋し、二藩をして朝廷を輔翼し、王政復古の大策を參畫せしめんことを圖る。今や幸にして、二藩宿怨を解き、同盟已に成る。洵に皇國の大幸なり。予は更に、京師に在る、有志の公卿と、宰府に在る三條公等と、內外聲息を通し、相偕に、薩長二藩を提挈誘掖せんことを望む。故を以て、登京以來、有志家と稱せらるる公卿を歷訪するに、大抵瞶々として時體を辨せす、倶に大事を計議するに足るもの無しと、嗟歎之を久うす。鐵猪曰く、予盍そ、岩倉前中將に謁せさる。愼太郎曰く、前中將は、佐幕の大奸に非らすや、之と王政復古の大策を計議するは、薪を抱き、火を救ふか如きものなり、誠に危からすや。鐵猪曰く、子は未た前中將か人と爲りを知らさるを以て、之を危むなり。予詳に之を語らん。前中將は、當世の英傑なり、弱冠にして皇室を恢復するの志を立て、壯年に及んて、常に國難を匡濟するを以て念と爲す。嘗て和宮降嫁の議に參預するや、陽に幕吏の意を迎合するか如きの觀あるも、陰に彼に入り、彼を謀るの計を運らし、大權を皇室に收復せんことを圖りしなり。而るに世の激徒は、惟其外形のみを見て、其內心を知らす。故に目して佐幕の大奸と爲し、一唱百和、飛語を以て之を排陷す。三條公の如き、賢明の人にして、尙ほ激徒の說を信用し、之を朝廷に劾奏せられたり。今や前中將は、

洛北岩倉村に屏居し、密に四方の志士と相結納して、王政復古を籌圖す。予も亦知遇を受くること已に久し。近日子を誘引し、之に謁せしめん。子其れ、試に之と時事を討論すへし。而して、愼太郎は鐵猪と、岩倉村に往き、具視に謁す。具視乃ち、愼太郎と深語、晷を移す。愼太郎大に具視か器識の宏遠に服す。其寓に歸るに及んて、鐵猪に謝して曰く、圖らさりき、公卿中に斯の如き人あらんとは。予か前中將に遭遇せしは、殆んと天佑なり。予か宿望已に達せり。六月二十五日、愼太郎は阪本龍馬（時に才谷梅太郎と稱す、土佐の人）を拉して來り、具視に謁し、與共に王政復古の籌策を討論し、三條實美等と、内外相應せんことを商る。具視曰く、三條氏にして舊憾を釋き予を舍てされは誠に大幸なり、三條氏の如き輿望を負ふの人と計謀を通して、薩長二藩を左右に提挈するを得は、則ち王政復古の大策を建つるに於て、何の難きことか之れ有らんや。是よりして具視、屢、愼太郎、龍馬と會話し、以て機密を計議す。九月、愼太郎、太宰府に赴き、實美に謁し、告くるに具視と籌商の顚末を以てす。實美曰く、岩倉の如き大奸と與共に、大事を圖るは心に之を屑しとせす。東久世通禧曰く、予は、岩倉か深謀遠略を懷き、皇國の爲に苦辛し、却て寃誣に罹りたることを知る、當時予は一族たるの故を以て、嫌を避け、敢て之を言はさりき。今や在京の公卿を觀るに、恐らくは、岩倉の右に出つる者は無からん。設使岩倉は大奸たりと雖、心を悛め過を悔て、力を恢復に輸すものとせは、之と謀議するも何の不可か之れ有らんや。況や忠誠の心を存して、大有爲の材を抱くに於てをや。實美、之を然りとす。愼太郎乃ち、京師に還り、具視に謁し、實美の手書を呈す。蓋し内外相應して、國事に

盡瘁せんことを誓ふなり。具視大に悦ふ。

とある。蓋し岩・條兩公の提携は、岩倉の宏量と三條の純情との抱合である。之れを合し、之れを結びたるものは、周邊の人物の奔走にもよるが、要は、皇國維新、皇謨翼賛の大乘的見地からしてゐる。

* * * * *

玆に一說として傳ふべきは、西園寺公望公が、嘗て岩倉の出所を評して、全く西鄕の値遇を得たるが爲であるとしてゐる一話である。此の一話は、村岡良弼が故牧野藻洲に直話せるところを、藻洲自から『北窓瑣言』中に記述せるものによつて、傳へられてゐる。記に曰ふ。

『北窓瑣言』抄 〔牧野謙次郎記〕

西園寺公望公、岩倉具視ヲ評シテ曰ク。世皆謂フ。岩倉公風雲ニ際會シ、聖明ニ値遇シ、業ヲ立テ功ヲ成スト。余ヲ以テ之レヲ視ルニ、公ハ但ダ西鄕隆盛ニ値遇セルノミ。先朝〔孝明〕ノ時、島津氏、隆盛ヲ京師ニ遣ハシ、貴紳ニ出入シ、以テ陰カニ其ノ業ヲ與ニ偕ニスベキ者ヲ求メシム。隆盛、初メ靑蓮院法親王〔久邇宮朝彥親王〕ニ謁ス。意ニ諧ハズシテ去ル。近衞・一條諸公ニ謁ス。亦タ諧ハズ。或ヒト岩倉氏ヲ言フ。隆盛、乃チ赴ムキテ之レヲ問フ。時ニ岩倉公、譴ヲ獲テ洛外ニ屏居ス。隆盛、之レヲ見テ大ニ喜ブ。具視亦タ肝膽ヲ披瀝シ、其ノ意中ノ事ヲ語ル。此レヨリ情好日ニ密ニ、他日討幕ノ擧アル、實ニ此ニ胚胎セリト。〔原漢文〕

如上の觀察は、少なくとも、西園寺公の直話である以上、固より出るところあるの談話に相違ない。併し西鄕・岩倉の關係が、公の觀測の如くなりしや否やは、少しく考慮の餘地がある。

記事中の事實に就いて見ても、年代に多少の差がある。西鄕が島津齊彬侯の知遇を得て、京都の公紳間に遊說したのは、安政年間の事で、岩倉と洛外岩倉村に會晤したのは、慶應の末年であるから、此間七八年の歲月が流れてゐる。又た青蓮院法親王、近衛兄弟、二條關白〔齊敬〕とも意見が合はなかつたやうに談られてゐるけれども法親王、二條關白は兎も角、近衛卿とは、齊彬侯の關係によつて、西鄕は最も親接して居り、且つ引立られても居る。西鄕が岩倉を見るに及んで、初めて談るに足るの公卿を得たりとするのは、再考の餘地なしとしない。

抑々薩藩士にして、初めて岩倉と相知るに至つたのは、堀次郎で、堀は寧ろ西鄕よりも大久保を岩倉に介してゐる。人物の肌合からいつても、岩倉の大略と大久保の剛毅と、ピツタリ合つてゐる。明治以後における兩者の行動に見ても解る。西鄕は寧ろ三條の至誠と融合する性格を持つてゐる。五卿太宰府謫居以來、三條と親しみ、三條をかばひ、三條の爲に浮身を窶してゐる位である。明治六年の遣韓使節論の時にも、西鄕、は三條と抱き合ひ、岩倉は大久保と取組んでゐる。

細目になると、大久保の才略が物を云ふが、大事に臨んでは西鄕の斤量が、總べてを牽ゆる。薩藩を代表する綜合の力は、何としても西鄕である。殊に薩長の聯合が成立し、討幕を目前に控へた時勢大變の前には、西鄕の力は、薩藩代表の威力といふよりは、維新討幕運動の重鎭といつてもよい。

岩倉が西郷の値遇によつて、大いに活動の天地を得たとするのは、觀測に誤まりはないが、西郷が岩倉を見て初めて談ずるに足るの僚友を得たりとするは、やや事實に遠ざかつてゐる嫌ひがある。

村岡良弼の談話なりとして『北窓瑣言』は、更に左の一話を追記してゐる。

三條實美、初メ罪ヲ獲テ長門ニ奔リ、毛利氏ニ倚ル。維新ノ後、實美、召サレテ京都ニ還リ、相國ト爲ル。長人ノ朝ニ在ル者、依附シテ勢ヒヲ成ス。薩人、平ラカナラズ。乃具視ヲ推シテ、以テ之レニ抗衡ス。〔原漢文〕

三條公が長州方に緣が深く、岩倉公が薩藩士と結んだ形迹は、前後の關係から推して、慥かに歷然たるものがある。併し此の兩者兩藩の關係を土臺にして、西郷と岩倉とを結び附くるとすれば、それは多大の錯誤がある。西郷は薩人ではある。併し彼れは如何なる場合においても、薩藩の爲に惡しかれと謀つたことはないが、それかといつて、條理なしに薩摩根性に囚はれる男ではない。西郷は寧ろ、條理、更らに明確にいへば、天理の爲に天下の士と交游してゐるのであるから、他の薩人のやうに、長州が三條を擔ぐなら、俺の方は岩倉を引出さう。といふやうな仇敵觀は、毛頭有して居らぬ。

西郷は、常に天理において合し、私心において離れて居る。故に岩倉にして天理皇道に邁進するにおいては、之れと手を握るを、毫も辭せないし、三條にして至誠純忠の心を致すにおいては、何處までも公を奉じ、自から犬馬の勞に服するを辭せないのである。

偶〻西園寺公の岩倉論が出たから、一言、人物の心理に及んで、讀者の參考に資しておく。

【六】岩倉友山と玉松操（一）

玉松操とは如何なる人か

岩倉は、元來が勤皇家であり、加ふるに文章家であつた。彼れの筆に成る、正續『叢裡鳴蟲』を讀んでも『全國合同策』を讀んでも、誰れでも先づ、時務を識るの高識と、その堂々たる立論と、文章の雄大なるに驚かぬはない。其他、時に應じ、所に處して、上書したる建白書を見るに、一として嶄然時流を拔き、朗々誦せしめざるはない。幕末維新史中において、恐らく岩倉の文章は、建白文學の白眉といつても宜からう。蓋し岩倉の建白書は、立論の堂々たる點において、行文の精彩奕々たる點において、意匠の整然として亂迹なき點において、當代隨一の大文字といふも、敢て過言ではない。

以て岩倉が性來文章の士たりしを知るに足るが、彼れの文字に一段の精彩を加へ、彼れの文章に一層の雄渾味を添へ、彼れの立論にいやが上にも崇嚴性を與へたのは、實に彼れが腹心として、或ひは師匠として、玉松操を獲たからであつた。

果して然らば、岩倉をして、勤皇の盛色を煥發せしめ、數層數段の精彩を發揮せしめたる、玉松操とは、果して如何なる人物なりしぞ。

玉松は岩倉に薦めて、君德培養の大本を說き、皇學所を設け、維新の皇謨をして神武建國の古へに復するの大理想を建てしめた諸點から推して、純忠至誠の勤皇家であつたことは、いふ迄もない。

抑ゝ玉松氏の祖先を尋ぬるに、その先は大織冠藤原鎌足公の裔に出で、山本氏と稱した。始祖、山本勝忠は、後水尾天皇（百八代）の勅旨によつて、山本家を創始したが、後光明天皇（百十代）の皇權回復の祕旨に參劃したるの故を以て、天皇崩じ玉ふの翌日、之れに殉死したと傳へられてゐるのによつても、旣に業にその家系において、誠忠勤皇の名卿に出でたことが解る。

山本氏七代の主、山本公弘は操の父であつて、操は文化七年（庚午）三月十七日、公弘の第二子として、京都烏丸一條の邸に生れた。八歲にして、剃髮して山城國宇治郡醍醐村の無量壽院に入り、名を猶海と稱した。天保五年（甲午）二十五歲の時に、早くも大僧都法印に擧げられたといふから、その才發や知るべきである。

併し乍ら、元來玉松は皇國皇民たるの資性を享け、皇學に志あるの士であるから、久しく釋門の僧徒に甘んべき筈なく、果然、天保十年（己亥）三月、三十歲の時に、山門を去つて市に出で、自から山本毅軒と號した。玉松操と稱したのは、此の以後の事である。

京都に出づるや、鈴木恕平（撫泉）大國隆正（舊性野々口）に就いて學んだ。斯くして深く皇國の學を學び、廣く典例に通じ、大義名分を明らかにし、隱れたる一箇の勤皇學者として、志あるものの間に推稱せられた。

操、資性、卓落不羈、敢へて苟くも下らず、その師大國隆正と雖も、氣骨稜々たる玉松を左右するを得なかつ

たとさへ傳へてゐる。岩倉公は、嘗て玉松の人と爲りを評して『博識多才にして、狷介自から守る』といつてゐるが、岩倉の狷介なりと觀たるところは、玉松においては、節を持するの堅きにして、人の奇なりとするところは、彼れにおいては正であつた。固より當代に名聞を求むるが如き考へは、毫も存しなかつたから、一箇の隱君子として、その大半の一生を終つてゐるが、玉松にして、若し名聞を欲する程でなくとも、少しく志を當世に行はんとする志望があつたならば、時は皇政維新の風雲が湧き立つてゐる際であり、人は皇學を主とする、烈々たる勤皇の士であるから、夙に時勢に卓立し、一世の崇敬するところとなつたに相違ない。況んや、玉松が、その門地において、名流を掬んでゐるにおいてをやである。

玉松は自から『隱者』と稱し、『方今の時勢は、關するところに非ず』といつてゐる。卽ち、彼れの志の凡ならざるを知るべしである。彼れは蓋し、知己を百載の下に待ち、道を千秋の後に啓かんとしたのではあるまいか。壯といふべしではないか。併も一卷の書を著はさず、濫に文を作らず、一切を封じて、身と共に滅し去つた心事に到つては、その高潔超脫、眞に景慕の外はない。

或は和泉國の貝塚なる願泉寺に、或は近江國の坂本なる日吉神社に、或は眞野村の正源寺に、且つ轉じ、且つ移つてゐる間に、人生五十の齡を過ぐること七歲に及び、慶應三年〔丁卯〕の冬〔三宮義胤覺書によれば、慶應二年夏〕、始めて岩倉と洛北の寓に知會した。此時に玉松を岩倉に介したる人物は、玉松の門人、三宮義胤〔三上兵部〕であつた。這間の消息を傳ふる『岩倉公實記』に曰く、

岩倉公實記（抄出）

初メ正月（慶應二年）具視ハ三上兵部（三宮義胤）ニ囑シテ曰ク、予ハ時勢ヲ論ズルノ書ヲ草スル每ニ、筆意曉澁シ、自ラ不學ヲ憾ム。汝カ識ル所ノ人ニシテ、心志端正、且文筆ノ才ヲ備フル者アラハ、當サニ誘引シテ、以テ吾カ廬ニ來ルヘシ。予ハ之ニ起草ヲ托サント欲ス。兵部曰ク、吾カ鄕里ニ玉松操ナル者アリ。所謂、古ノ隱君子ナリ。兵部、之ニ師事スル、年久シ。玉松ニシテ明公ノ左右ニ侍スル有ラハ、必ス明公カ一臂ノ力トナラン。具視曰ク、予之ヲ見ント欲ス。汝宜ク提携シテ來ルヘシ。兵部、之ヲ諾ス。是ニ於テ、兵部ハ操ニ說クニ、具視ニ謁センコトヲ以テス。操、敢テ應セス。兵部乃チ樹下茂國ト共ニ、之ヲ說ク、再三ナリ。操、始メテ肯ンス。二月二十五日（慶應三年）、操ハ兵部ト相偕ニ至ル。具視之ヲ一見シテ、異常ノ器タルヲ知ル。待ツニ賓禮ヲ以テス。且、文學ヲ兒孫ニ教授センコトヲ乞フ。操、之ヲ諾ス。

兩者會見の結果は、龍は雲を獲、雲は龍を抱きたるの觀があつた。一見舊知の如しといふのは、正に此時の兩者を指ざすものであつて、岩倉は『土中に玉を得たやうなもので、眞に掘出し物である』といひ、玉松は『岩倉を以て奸物であると思つてゐたのは、予が一生の誤りであつた』と三上に詫び言をいつたほどである。岩倉は是より玉松を遇するに賓師の禮を以てし、『予が玉松先生を得たるは、予の大幸なるのみならず、實に皇家の大慶なり』と讃嘆した。

斯くして岩倉は、玉松の才識を愛し、玉松は岩倉の器略に服して、心を傾むけて、之れを助くるに至つたのである。當時以後における岩倉の建白や、意見書やは勿論、皇政復古の時に際し、朝廷から出された詔勅や制誥や、多くは玉松の才筆に成るものと稱せられてゐる。

【七】岩倉友山と玉松操（二）

玉松操の神武創業論

慶應三年〔丁卯〕三月二十九日、岩倉は京都に歸るを得るの恩命に浴し、感泣措くところを知らず、深く皇權の恢復を必期し、三條實美との提携も、自から進んで手を伸べ、西郷・大久保等と謀議して、皇政復古の大策を企圖するに至つた。當時、岩倉は、中山忠能、正親町三條實愛、中御門經之等と相提携して、實に宮廷における復古派の棟梁であつた。

初め岩倉等が、皇政復古の大業を謀議したる際には、中山卿等は、建武中興の制度に復する考であつた。然るに玉松操は、岩倉の諮問に答へて、斷乎として、神武建國の宏謨に復すべきを力說した。是れ實に玉松の一大卓識であつて、岩倉が之れを聞いて、卓を叩いて快哉を呼び、是れある哉と稱して、諸事、神武創業の大理想に復歸したことは、明治維新に對する、正に畫龍點睛ともいふべきであつた。『岩倉公實記』に記して云ふ。

岩倉公實記〔抄出〕

是ヨリシテ、操、屢具視ノ門ニ出入シ、機事ヲ計議ス。九月〔慶應三年〕具視ハ、中山忠能・正親町三條實愛・中御門經之ト共ニ、王政復古ノ大擧ヲ圖議スルヤ、忠能等、建武中興ノ制度ヲ採酌シ、官職ヲ建定セント論ス。具視、以謂ク、建武中興ノ制度ハ、以テ模範ト爲スニ足ラスト。之ヲ操ニ諮問ス。操曰ク、王政復古ハ務メテ度量ヲ宏クシ、規模ヲ大ニセンコトヲ要ス。故ニ官職・制度ヲ建定センニハ、當サニ神武帝ノ肇基ニ原ツキ、寰宇ノ統一ヲ圖リ、萬機ノ維新ニ從フヲ以テ、規準ト爲スヘシ。具視、之ヲ然リトス。是ニ於テ、新政府ノ官職・制度ハ、操ノ言ニ從フテ、之ヲ建定スト云フ。

此の一條は、實に維新史中の一大眼目である。口にこそ皇政復古といふが、皇政とは何か。復古とは何か。後醍醐天皇の建武の中興に復へすと考へたのは、決して卓見にあらずとはいひ難い。併し建武の中興は未完成の歴史であり、且つその規範小なりとし、遠く神武創業の肇基に復すべしと論じ來つたのは、實に玉松が千古の卓識である。明治天皇によつて降されたる、皇政復古の大號令が、建國肇業の大理想においてせられ、

自今、攝關・幕府等廢絶、即今先假リニ總裁・議定・參與之三職ヲ置レ、萬機可レ被レ爲レ行、諸事、神武創業ノ始ニ原ツキ、縉紳・武辨・堂上・地下ノ別ナク、至當之公議ヲ竭シ、天下ト休戚ヲ同ク可レ被レ遊、叡慮ニ付、各、勉勵、由來驕惰ノ汚習ヲ洗ヒ、盡忠報國之誠ヲ以、可レ致ニ奉公一候事〔慶應三年十二月九日渙發、皇政復古

大號令」

と仰せ出され、赫々たる明治維新の大眼目を昭示あらせ玉うに至つた。此一事を以てしても、玉松の鴻業、以て千秋に傳ふべしである。

三宮義胤の覺書に、玉松が岩倉に提言したる事情が、一層明らかに傳へられてゐる。その記に云ふ。

三宮義胤覺書（出）

始メ玉松先生ノ、北山ニ岩公ヲ訪ハルルヤ。卽夜、天下ノ大勢ヲ論シ、談次、公カ後醍醐天皇、中興ノ偉業ニ復セントスルノ宿望アルヲ聞キ、先生、襟ヲ正シテ曰ク、凡ソ天下ニ事ヲ爲サントスル、須ラク志望遠大ナルヲ尊フ。今、公カ、建武中興ノ事ヲ企圖スルカ如キ、小慮ナランニハ、奚ンソ能ク、天下ノ大事ヲ爲ス可ケンヤ。何ソ神武天皇創業ノ大ニ傚ヒ、大政復古ノ基礎ヲ建テサルヤト。確論、凛乎トシテ動カス。於レ是、初メテ夢ノ醒ムル心地シ、遂ニ先生ノ卓論ニ服シ、始終、先生ヲ師父トシテ、敬セリトイフ。

如上の記述によれば、玉松が神武創業復歸論を、岩倉に說いたのは、實に兩者初對面の當日のことであつて、岩倉が玉松の卓識に服して、之れに師事するに到つたのも、亦た實に此論の秀拔なるに基因してゐると察せらるる。果して然らば、玉松が神武創業論は、彼れが畢生の大志なりしことが解る。

*　*　*　*　*

元來、神武肇國の憶念は、必らずしも、單り玉松操一人の專賣ではない。彼れの先師たりし大國隆正も、夙に此論に及んでゐる。玉松は隆正に慊らずとして、遂にその門を去るに至つたかも知れないが、隆正の烈々たる志氣と神武肇國論とは、必らずや玉松の頭腦に深刻されたに相違ない。

又た薩藩の先憂志士、有馬新七も『論二神武肇建之制度一』なる一文を草して、肇國の理想より進んで、その制度を論じてゐるのは、驚ろくべき卓識とせねばならぬ。併も此文は、皇政復古に遡ぼる十一年前、安政四年（丁巳）七月二十日の起草に成ると知るにおいては、更らに一層、その先見卓識に服せざる能はぬ。有馬は實に此の文の劈頭において、

論二神武肇建之制度一　〔有馬新七稿〕

神武天皇、都ヲ橿原ニ奠ム。或ハ曰ク、明制ナキハ如何ト。余謂ラク、是レ豈ニ明制ナカル可ケンヤト。何ヲ以テ之レヲ知ル。古ヲ稽ヘ、今ヲ徴シ、而シテ後、其ノ必ズ然ルベキヲ信スベキアリ。蓋シ我國ノ制度、神代ニ始マリ、而シテ神武天皇・崇神天皇ニ備ハル。其ノ法則ヲ取ル所、亦皆ナ太祖皇太神ノ政教ヲ設クルノ遺意ニアラザルモノナキナリ。〔原漢文〕

と喝破してゐるのは、驚ろくべき、透徹の頭腦である。況んや進んで上下の分、君臣の義を論じ、祭祀、政教を明らかにして、國家政制の大本を道破してゐるにおいてをやである。

又た久留米藩の眞木和泉守も、文久元年(辛酉)三月、野宮定功卿に上書したる『經新愚說』の中に、

一、創業の御心得事

なる一項を設けて、

太祖(神武天皇)も中興なり。然れども、草昧の運、洪荒の世に、筑紫より中州に入りたまひ、皇化を敷きたまひし業は、創業なり。

と論じて、神武創業の意氣を以て、椎根津彦命を漁父より擧げ、饒速日命を敵軍中から拔擢して、皇軍の羽翼たらしめ玉ひしやうに、人材を草莽に求むべきを論じてゐる。

又た筑前の志士、平野國臣が、『尊攘英斷錄』『大體辨』『神武必勝論』を通讀し來れば、我が神州特異の國體を論じ、肇國建業の盛色を、當時の時局に引用し來つて、烈々たる革新の大策を論じてゐる。

要するに、皇學、國學、神道、名分學の流れを掬んだ人々は、夙に神武肇國の大業を憶念し、創業の皇謨に則るにあらざれば、維新の大業の成り難きを感じてゐたに相違ないが、愈々慶應三年と押し詰まつて、皇政復古の大企劃が、宮廷において議せらるるといふ、瀨戸際に澁んで、勤皇の柱石たりし岩倉までが、その志、建武の中興に出でなかつた時に、斷乎之れに一明光を點じ、神武建國の理想を與へたのは、何としても玉松の大功とせねばならぬ。

＊　＊　＊　＊　＊

扨て玉松と岩倉とは、斯くして水と魚の如く、能く相和したが、玉松は前述の如く、生粋の皇學者であり、同時に誠忠無二の人物であつたので、徹頭徹尾、開國を忌み、攘夷論で推し通した人であつた。岩倉に拔擢され、玉松の意見に基づいて、皇學所を設けられ、明治二年には大學頭にまで任ぜられたけれども、岩倉が歐米列國と締盟の事を布告するに及んで、いたく玉松の感觸を害し、遂に官を罷めて閉居してしまつた。彼れ晩年、岩倉を罵しつて『我れ遂に姦雄に售らる』といつたと傳へてゐる。

玉松ほどの腹心の家臣ともいふべき人ですら、後には岩倉を指ざして『姦雄』と叫ばしめたのを見ても、如何に岩倉が、一筋繩でゆかない人物であつたかを知るに足らう。

玉松の有してをつた、人品からいつても、學問からいつても、精神からいつても、彼れは岩倉よりも、寧ろ三條に赴くべき人物であつたかも知れぬ。玉松が岩倉に附隨したのは、三條を捨てた譯ではなく、機會と人との關係によつて、偶然岩倉に近づくに至つたものではあらうが、玉松の性格の中には、又た別に一脈の岩倉と相應ずる琴線を持つてをつた。

それは玉松の人と爲りを察しても解るやうに、彼れは僧たるべく、餘りに豪傑肌であり、學者たるべく、餘りに才腕に優れてゐたことだ。深く踪跡を韜ましてゐた彼れが、一たび岩倉を見るに及んで、その人物に惚れ込んだ所以は、精神的な方向においてよりも、その人物の器量においてしてゐたに相違ない。

【八】岩倉友山の討幕密奏

小松帯刀、西郷隆盛、大久保一藏、桂小五郎、辻將曹等の首腦的人物によつて、討幕の大球が投ぜられんとする時、之れを宮廷側において受け取る役者は、いふまでもなく岩倉友山であつた。そして之れと事を共にした公卿は、中山忠能、正親町三條實愛、中御門經之の諸卿であつた。

十月八日の三藩再盟、及び建白書を、翌九日、大久保が岩倉に齎らすや、岩倉は別に奏問書を玉松に草せしめて、之れを中山卿を通じて、御前に上奏してゐる。その文に曰く、

皇政復古の大義を密奏するの書（慶應三年十月）

方今、海外萬國、大小となく、國力を擧げて富强の術を致し、人智日々相開けて、萬里に雄飛し、宇内の形勢、大に一變す。是時に當り、皇國の政體制度御革新、萬世に亙りて、萬國に臨み、天地に愧づ可からざるの大條理を以て、不拔の御國是を確立し、衆心一致、皇威を内外に宣揚し、中興の御鴻業を施行せらるるは、至大至要の急務と奉存候。抑々皇家は連綿として萬世一系、禮樂征伐、朝廷より出て候而、純正淳朴の御美政、萬國に冠絶たり。然るに中葉以降、覇府大柄を掌握し、文武分岐し、天下の大勢、古代とは一變し、

朝廷は全く虚器を擁せらるるの姿にて、萬民は上に天子あるを知らざるの陋習と相成り、愧づ可く、歎ず可きの甚きものに候。夫れ國家紀綱の弛張、人心の離同は、名を正すに始り候は、古今の通論に候處、近年幕府に於て、失政尠からず、外は各國の條約締結、內は防長の處置等、總て朝廷を脅制し奉りて、列藩の公議を排斥し、放肆縱橫の政令を施行し、人心離反、禍亂相踵ぎ、遂に今日の體に陷溺し、尙此上私心を以て、偏執邪曲の政令、陸續と出で、暴威鴟張、相成候ては、全く朝廷を擁するの姿にて、一令相發するときは、一激を增すの人心に候へば、約り寶祚の御安危に相係り候は、必然の御義と、不レ堪二苦心之至一候。假令一時無事なりとも、目今萬國の交誼、天地公道の在る所を以て、和戰を決し、進退を定るの際に當り、斯る名分紊亂の制度を以て、萬國との相對峙は、相成り難きのみならず、皇國內の人心に於ても亦、片時も居合相付き難く、內外實に容易ならざる危急の御大事、切迫の御時節なるを以て、斷然と征夷大將軍職を廢せられ、大政を朝廷に收復し、賞罰の權、與奪の柄皆朝廷より出でて、大に政體制度を御革新在らせられ、皇國の大基礎を確立し、皇威恢張の大根軸を確立せられ度、非常の御英斷を以て、速に朝命降下相成候樣、奉レ願候事。

十　月〔慶應三年〕　　臣　友　山

如上の岩倉の奏聞は、中山忠能卿の手によつて、直ちに主上に奏上せられたもので、當時の攝政、國事掛を初めとして、宮廷左右の公卿連は、誰れ一人として與かり知るものがなかつたといはれてゐる。

*　　*　　*　　*　　*

一方において土藩の大政奉還運動によつて、慶喜の意志も奉還に決し、將に參內して征夷大將軍の印綬を解かうとする氣配が迫つてゐる。

之れに對して薩・長・藝三藩の脚並は、不揃ひながらも再盟を成し得たので、一擧して討幕の密勅を仰がうとしてゐる。之れと聲息を通ずる岩倉は、風霜で鍛へあげたる巨腕を揮うて、今や乾坤一擲の、大芝居の幕を切つて落さうとしてゐる。

十月八日、九日、十日よりして、十五日、慶喜の大政奉還と討幕の密勅とが、鉢合はせをする迄の間は、實に維新史中の、活劇のクライマックスに達した時であつた。

十月九日、大久保が岩倉を訪うて、三藩聯合の成立を報じてゐる最中、長州よりの急使、福田俠平が東上し來るに會した。此時福田の口上によると、薩兵の東上が遲延した爲め、長州兵の三田尻出發を、暫らく見合せるとのことであつた。

形勢の急轉が、旣に數日の間に迫つてゐると思はれる時に當つて、薩・長の步調に齟齬を生ずることは、何としても忍ぶべからざるところであつた。

翌十日に至り、西鄉、大久保、小松は、長藩の廣澤、品川、福田と膝を交へて熟議し、十一日、西鄉、大久保、小松の三人は、更らに密議を凝し、三人の中、大久保は長州藩との掛引に任じ、西鄉、小松は、此際斷然、鹿兒島に歸り、藩主を擁し、大兵を率ゐて上京するの決議を爲した。

當時岩倉との交渉には、主として大久保、小松がその任に當つてゐたが、一日、西鄕が岩倉を訪問したことがあつた。西鄕は例によつて寡言沈默、寧ろ席上有志の言論の聽き役であるかの觀があつた。

岩倉は日頃の鬱懷を披瀝して、或ひは公卿の爲すなきを嘆じ、或ひは人物の乏しきを悲しんだ。やがて岩倉は席上の巨大漢、西鄕に向つて、良策を問うた。すると西鄕は何氣なき風で、

『されば、別に良策とてもごはせん。公卿方の中で、眞に生命を擲つの大覺悟あるお方が、ただのお一人ごはせば、それでようごはせう。』

といつた。その一言を聞いて、岩倉は慨然として決するところがあつたといふ。

【九】討幕密勅愈〻降下す

愈〻討幕の密勅が、薩・長兩藩に向つて降下されたのは、實に應應三年〔丁卯〕十月十四日であつた。そして此の密勅に責任ある署名を爲したのは、中山忠能、正親町三條實愛、中御門經之の三卿であつた。併しながら密勅奏請の主謀者が、岩倉友山であることはいふまでもなかつた。

密勅の降下に就いて、直接岩倉と謀議し、暗中の大飛躍を試みたのは、實に薩の大久保利通と、長の廣澤眞臣とであつた。岩倉、大久保、廣澤の三人は、密勅降下に關する中心的人物であつた。中山卿、中御門卿、正親町三條卿は、單に之れを宮廷に取次いだ、傍系的人物であるに過ぎぬ。

尤も廣澤は大久保に比して、その人物においても器量においても數籌を輸して居り、岩倉との關係においても、單に長州藩士の代表的立場から出入するといふ形であたので、詮じ詰むれば、密勅運動の大立者は、岩倉・大久保の二人物に歸するの外はなく、此の二人傑に依つて、千古の荒仕事が企まれた次第であつた。

而うして此の勅書の案文は、岩倉の命を受けて、玉松が草したもので、之れを中山前大納言の手によつて內奏し、宸裁を經たものであるとせられてゐる。勅書がいよいよ中山卿を經て、岩倉の手に降下されたのは十月十三日であつたといふから、慶喜が大政奉還の上表を爲す、僅かに前一日であつたことを記憶せねばならぬ。

此の勅書を受けた時に、中山卿は直に廣澤兵助を其邸に招いて、毛利侯父子官位復舊の御沙汰書を授けようと思つたのであるが、世上頗ぶる騷々しい折でもあり、殊に近藤勇の新撰組の一隊が、中山邸附近を警戒してゐるといふ噂もあつたので、萬一を慮つて、一先づ岩倉に託し、友山をして廣澤等に手渡させることになつた。

そこで岩倉は、事甚だ重大なるを察したので、次子八千丸〔後に具經と稱す〕を中山邸に向はしめ、勅書を襯衣の裏面に縫ひ込んで拜持し來らしめた。そして卽刻大久保・廣澤を寺町今出川下ル、實相院の里坊なる岩倉本邸に招致し、密勅降下の事情を述べ、廣澤に對して、毛利父子宥免の勅書を授くるに到つたのであつた。そは實に十三日の夜に入つての事であつた。

＊　　＊　　＊

十月十三日の夜、廣澤が岩倉より拜受したる勅書には、實に次の如く記されてあつた。

毛利侯父子官位復舊の宣旨〔慶應三年十月十三日〕

毛利宰相
同少將

戊午以來、邦國多事、天歩艱難之砌、東西周旋、其勞不レ尠候處、幕府暴戾之餘、讒構百出、遂に乙丑丙寅之始末に及候得共、從來爲二皇國一竭二忠誠一候、父子之至情徹底、於二先帝顧命之際一も、深被レ留二叡感一候。依レ之、今般御遺志御繼述、本官本位に被レ復候間、速に可レ令二入朝一、愈以干城之勤不レ可レ怠旨、御沙汰候事。

慶應三年十月十三日

此の勅書は中山・正親町三條・中御門三卿の署名を以つてせられた。毛利敬親父子は、先帝孝明天皇の御時代において勅譴を蒙むるの身である。先づその勅譴を解き、官位を復するのは、順序において斯くあらねばならぬ階梯であつた。

慶喜及び會津・桑名兩藩に對する討伐の密勅は、十月十四日、正親町三條邸において、大久保・廣澤に向つて授けられた。此の綸旨と共に、錦旗の目錄が下された。

此の時の綸旨は、大久保へは正親町卿、廣澤へは中御門卿によつて手渡された。此の日は近藤勇が壯兵七八人を引き具し、正親町邸を圍んで、頻りに物色してゐたので、兩卿は非常なる心配で、兩人の身邊に注意を與へた。

此の時大久保は昂々然として『何の懼るるところかあらん』と放言して、引き下り、悠々として立ち去つたといふ。その大膽不敵なる態度には、兩卿も流石に驚嘆するの外はなかつたと傳へてゐる。

綸旨は、薩長兩藩別々に降されたのであるが、内容は同文であるから、ここには同時に掲げておく。

薩・長兩藩に降下せる討幕密勅（慶應三年十月十四日）

參議　大江敬親
左近衛權少將　大江廣封
左近衛權中將　源久光
左近衛權少將　源茂久

詔。源慶喜、藉二累世之威一、恃二闔族之强一、妄賊二害忠良一、數棄二絶王命一、遂矯二先帝詔一而不レ懼、擠二萬民於溝壑一而不レ顧、罪惡所レ盈、神州將二傾覆一焉。朕今爲二民之父母一、是賊而不レ討、何以上謝二先帝之靈一、下報二萬民之讐一哉。是朕深憂痛憤、在二諒闇一而不レ顧者、萬不レ得レ已也。汝宜下體二朕之心一、殄二戮臣慶喜一、以速奏二回天之偉勳一、而措中生靈于山岳之安上。此朕之願、無二敢或懈一。

慶應三年十月十四日

正二位　藤原忠能
正二位　藤原實愛（奉）

權中納言　藤原經之

天威赫烈、德川三百年の覇業に向つて、一大鐵槌を加へ、帝業を回復せんとするの氣魄は、綸旨を拜するものの、感受せざるを得ざるものがあつた。綸旨は薩長共に同文であつたが、ただ薩への綸旨日附が『十月十三日』となつてゐるのは、此に意味ありとせば、長に對し一日の兄たる薩藩の地位に敬意を表されたのでもあらうか。

尚ほ會津藩主松平容保、、桑名藩主松平定敬に對する、誅戮の綸旨は左の如く記された。

會・桑兩藩誅戮の綸旨（慶應三年十月十四日）

會津宰相
桑名中將

右二人、久滯ニ在輦下一、助ニ幕府之暴一、其罪不レ輕候。依レ之速可レ加ニ誅戮一旨、被ニ仰下一候事。

十月十四日（慶應三年）

忠能
實愛
經之

長門宰相殿

同　少將殿
薩摩中將殿
同　少將殿

會津・桑名兩藩に對して、別に此の誅戮の綸旨があつたのは、會津藩主松平容保が、京都守護職の任にあり、桑名藩主松平定敬が、所司代を勤めてゐたからであつた。

綸旨を拜したる薩・長兩藩士は、在京藩士の名を以つて、卽夜左の如き請書を捧呈した。請書は實に大久保の起草に成り、彼れの手によつて、岩倉に致された。其文に曰く、

薩・長兩藩よりの奉命書（慶應三年十月十四日）

當節不二容易一御危急之砌、爲二皇國一不レ被レ爲レ顧二忌諱一、御內々御盡力、確立不拔叡慮被レ爲二伺取一、兩藩深御依賴被レ爲二思食一候御旨趣、奉二謹承一、卑賤之小臣等、不レ堪二感激流涕一奉レ存候。早々歸國、寡君共へ報知、兼て決定之宿志、益以貫徹仕、拋二國家一、堂々大擧仕、可レ奉レ安二宸襟一候。此段盟二天地一御請仕候。誠惶頓首。

慶應三年丁卯十月十四日

廣澤兵助眞臣（花押）

福田侠平公明〔花押〕
品川彌二郎日改〔花押〕
小松帯刀清廉〔花押〕
西郷吉之助武雄〔花押〕
大久保一藏利通〔花押〕

中山前大納言樣
正親町三條大納言樣
中御門中納言樣
岩倉入道樣

かくして千古の活歴史を展開すべき、錦襴の幕は切つて落されたのであるが、上は關白・議定を初め、下は各藩士に至るまで、誰れ一人として此の事あるを知らなかつたのであつた。岩倉、大久保の快腕を絶稱するものある一方、千古の疑團を、密勅降下の背後にかくるものもある。ここぞ維新史中の祕中の祕なりともせられ、快中の快ともせられる所以である。

【十】討幕密勅降下の事情

抑々この密勅なるものは、如何なる順序において奏請せられ、又た如何なる經路によりて降下されたのであるか。之に就いて、綸旨に署名せる三條實愛〔後の嵯峨侯爵〕卿が、後年岡谷氏の質問に答へて、當年の事情を語つた一節がある。〔岡谷繁實編「維新內外事情質問錄」中〕

質問錄

第一條

【問】討幕の勅書を薩長二藩に賜はりしは、如何なる次第に候哉。

【答】予と中御門の取計ひなり。

第二條

【問】中山公の御名もあり。如何なる次第に候哉。

【答】中山故一位は名計りの加名なり。岩倉が骨折なり。

【問】勅書と稱するものと、綸旨との違ひは如何に候哉。

【答】薩長に賜はりしは綸旨と云ふべし。

第三條

【問】綸旨の文案は、何人の起草に係りしや。

【答】玉松操と云ふものの文章なり。玉松は至て奇人にてありし。

第四條

【問】筆者は何人に候哉。

【答】薩州に賜はりしは、余之を書す。長州に賜はりしは、中御門、之を書せり。

第五條

【問】右は二條攝政、又は親王方にも、御協議ありし事にや。

【答】右は二條にも、親王方にも、少しも洩さず、極内のことにて、自分等三人と、岩倉の外知るものなし。

第六條

【問】右書を、何人に渡しに相成しや。

【答】余は大久保に渡せり。中御門は、品川か廣澤に渡したり。

第七條

【問】岩倉公は、勅勘の人なり。御相談の事は如何に哉。

【答】余と岩倉との中は、多くは大久保・吉井・内田の三人、取次きしなり。岩倉に一人の家來あれとも、實に機密のこと故、手紙にて往復の節は、符牒にて認め候ことなり。萬一途中にて奪はれても、分らぬ樣にせり。

第八條

【問】勅書御渡しは、實に危險なることにてありし。斷然の御處置は、實に今日維新の基となりたり。

【答】勅書を渡す節は、實に心配せり。中御門とも、此事漏洩せは、頭を切らるへしと云て、咄し居りしことなり。余か大久保に渡せし時は、幕府の近藤勇か、七八人召連れ、余か門前に待居たり。よりて大久保に其事を咄し、如何すへきと言けれは、大久保曰く、何も恐ろしきことはなしと云て出てしか、實に心配せり。夫より大坂に持降りし。此は幕にても、疑を起し、會津の佐佐木某が跡を追ひ、大坂迄下りしか、小松帶刀、其書を懷ろにして乘船せし後なり。實に浮雲なきことにてありし。又曰、勅書を賜はらては、方向の決し樣なきと言ふ申出故、賜はりたることとなり。右の勅書にて、薩長二藩とも、方向は決したるなり。

以上の實話により、猶ほ關係諸文書を涉獵し見るに、密勅の筆者が玉松であり、正親町三條、中御門、岩倉、中山の四卿以外、他の何人も之れを知るものがなかつたことは、最も分明の事實である。

茲に於て乎、異論百出、或る者は薩長が、幼天子を挾さむものであるとし、或る者は岩倉の大奸物たる面目、

這間に彷彿たりと叫ぶものもある。

會津藩の山川浩男は『京都守護職始末』の中において、此の實愛卿告白談に及び『既に攝政關白殿下にも知らせ玉はざりし事ならんには、如何なる手續して、執奏はせられたりけん。其手續きありしならんには、爰に記るしあるべきも、何の事も記載なきは、疑ふべきの極みなり』と論じ、その誅戮の勅を蒙むりたるに對しては『嗚呼、我公〔容保〕文久二年〔壬戌〕守護職の大任を受けて、登京し、爾來六年の間、公武の間に周旋し、幕府をして、朝廷を尊崇せしめ、先朝〔孝明〕の叡旨により、公武一和を謀りしに、端なく天譴に觸れ、遂に此密勅の出るに至れるは、天か命か、抑も性鶩にして、至誠の九天に達せざるの致す所か』と嗟嘆してゐる。

又た稍ゝ公平なる立場にあつた、史家吉田東伍博士は『倒叙日本史』中において『惟ふ。夫の綸旨の降下は、全く祕密の術計に屬し、晴天白日の下に之を云爲すべきに非ず、其天下後世に問はるべきものなりや否やも、分明ならずと雖、當年の一奇事にして、千古の疑案たるや必せり』と述べてゐる。

所謂る討幕の密勅なるものが、當年の一奇計であり、千古の疑案であるか、或ひは然らざるかに就いては、更らに考究を要するのであるが、這般の消息によつて、岩倉、大久保が、如何に端倪すべからざる働らきを爲したかを察するに足らう。池中にあるかと思へば、瞬時にして雲間にあり、暗黒の中に踴躍せる飛龍の片鱗が、且つ光り、且つ消え、千變萬化の象を示しつつあるの光景は、眞に維新史中における、志士活躍の最高點に達せるものといはなければなるまい。

【十二】討幕密勅降下は祕中の祕

密勅降下の翌々十月十六日、岩倉が大久保に與へた祕書に依ると、

岩倉具視より大久保利通に與ふる書（慶應三年十月十六日）

『……咋夜は御苦勞、扨云々一件、更に申入候通り、左印（近衞忠房）へ發露、分明の上は、無二是非一候得共、姓名、亦文意巨細は、吐露有間敷と被レ察候間、小氏（小松帶刀）より村氏（村山松根）御都合にして、聞誤り位の處に出來候はゞ、三卿の處は、如何樣にも安心被レ成候樣、可二相成一と存候……』云々。

と認められてゐる。此の手簡の文面は、岩倉等が、如何に密勅降下の事實を祕したかを察するに足るものがある。左印とあるのは、近衞忠房を指ざすのであつて、密勅降下の事實を、近衞が十五日において、既に多少感づいたらしい氣配が見えたのを、大久保に向つて警告したのである。近衞家は勤皇の家柄であり、殊に薩藩との關係は深いものがあり、齊彬以來薩藩の宮廷運動は、多く近衞父子の手によつて爲されてゐた。然るに密勅の一件に至つて、大久保がその近衞家にまで極祕にしたのは、如何なる事情であつたか、恐らく岩倉との關係上から來てゐるものであらう。

之れを孰れの點より見るも、密勅降下の事情が、祕中の祕とせられたことは、一點の疑ひを容るる餘地がな

い。然しながら、密勅奏請の手續、降下の事情に就いて、明瞭を缺くものがあるがゆゑに、綸旨そのものに疑點を置くことは出來ない。討幕の密勅を以つて、眞の聖意に出づるものでなく、岩倉等の私かに作るところであるとするの故を以つて、密勅に疑ひを挾さむを得るならば、嘉永、安政以降、幕府が朝廷に強要して得たところの勅書なるものにも、千古の疑團を投ぐべき道理であらう。

秋もいまこれを見かれを聞くからに
　　昔しのぶの袖ぞつゆけき

とは、畏くも、孝明天皇の御製である。御製の中には、御意のままならぬ現世の御悲嘆が含まれてゐる。御意のままに在らせ玉ふ能はざるの御悲嘆は、聖意に副ひ奉つるを得ざるの、事實があつたことを否定されない。

正しき聖意の發動により、躬から降させ玉ふ聖勅を仰ぐ場合もあり、執政者が國政の責任を負ひ、奏請して以つて聖斷を請ひ奉る場合もあり、國政を掌る上の順序には、いろいろあるであらうが、決定して動かすべからざるものは、如何なる場合においても、責任者が、聖旨に副ひ奉つらねばならぬ一事である。

聖旨の發動、及び聖斷奏請の嚴正なる意味からいへば、今日の憲法政治下においても、議會開會と共に、豫め解散の詔書を奏請し置くといはるるが如きことに就ても、議論の餘地がなければならぬ。此の手續順序を以つて千古の疑案、狡獪の奇計とするものがないのは、制度が備はり、政府が責任を負ふからである。

舊幕府が奏請したる勅書には、幕府が責任を負ふべきことが正しき順序であるとすれば、討幕の密勅の場合に

おいても、その密勅に關する全責任は、之れが奏請者であるところの、岩倉を初めとする三卿、並に薩・長兩藩が、明らかに負擔せなければならぬ道理である。

『從來幕府に多くの失政ありしは論なけれども、臣道に於て不忠無道の行爲あるにあらず、治術に於て慘虐非道の處置あるにあらず、國際上に於て、雪ぎ難き恥辱を招ぎたるにもあらず、然るに今兵を擧げて之を討滅せんとするは、果して何の名ぞ』（德川慶喜傳）

といへる非難にして、正しきものとすれば、その責任は全く薩・長が負ふべきであり、假りにも綸旨に向つて、疑ひを挾さむべき筋合ではない。

第二章　歸藩せる西鄕吉之助

【一】西鄕吉之助の地位

繰り返へしていふ。慶應三年〔丁卯〕十月における、大政奉還の運動と、討幕運動とは、兩々相對して實に幕末の最終頁を彩どる二大運動であつた。一は表面から大上段に振りかぶつてゆき、一は背後から脚元を覘つてゆくの相違はあつたが、共に幕府の運命を、最後のドタン場に追ひつめて行くものであるのに、相違はなかつた。

而して薩・長對土藩の運動は、虛々實々、實に智者智を極す、策者策を盡すの大活劇を示した。當時の檜舞臺の表面に現はれて、千兩芝居を演出した名優は、豪壯無比なる後藤象二郎、毅然として一世を空しうするの槪ある大久保利通、隱然一敵國の觀を爲す岩倉友山の三人であつた。

一は土藩の運命を賭しての大責任を負ひ、一は薩・長聯合の代表者となり、一は滿朝の卿紳を尻目にかけて、蒼龍の明珠を探ぐらうとしてゐる。その力量において、その智謀において、乃至はその活眼において、三者實に伯仲の間にあつた。往昔石田三成が、徳川家康と關ケ原に相見えた一戰を以つて、世上之れを『天下分け目』の戰爭であるといつたが、慶應三年〔丁卯〕十月の政局は、正しく關ケ原以來の『天下分け目』の一大變局であつた。

後世文献を探ぐつて、當時の人物の進退を論ずる閑人によつて、彼等の行爲は、或ひは難ぜられ、或ひは咎められ、或ひは責められもするが、岩倉にせよ、大久保にせよ、後藤にせよ、彼等は實に隻手不滅の明燈をかかげ、胸裡に勤皇の赤誠を漲らして、危急存亡の巷を往來したのである。一死以つて君國に報ずるの丹心と、鐵石の心腸とが、彼等をして乾坤一擲の快擧を行はしめたのであつた。

此の時に當つて、我が西鄕吉之助の地位や如何。之れを探ぐり、之れを語ることは、本文の主要なる題目でもあり、且つ維新の大業が、如何にして成就したかを知るの一大眼目でもあるのだ。請ふ暫らく西鄕の進退を顧みよう。

* * * * * *

討幕運動における西鄕の地位は、實にその一大礎石であつた。彼れの風丰は、深淵に潜む蒼龍のやうに、嘗て華々しく表面に現はるることはなかつたが、彼れ吉之助の巨軀の横たはるところ、是れ卽ち討幕原動力の擡動するところであつた。

大久保は長州との交渉において、岩倉との密謀において、一世一代の力量を振つて奔走したが、西鄕の、彼の偉大なる巨軀は、泰山のそれの如く、白雲の去來に委せつつ、鎭つて居つた。大久保は力の人であり、斷行の勇者であつた。故に彼れが、一たびその足を揚げ、その腕を揮ふや、鐵門も破るべく、堅城も碎くべきであつた。實に之れを破碎せずんば已まざるの信念と、力量とを有して居つた。

併しながら、大久保が斯くの如き勇躍を、自由なる天地に向つて試むることが出來たのは、その背後に、西郷吉之助の鎭座するあつて、泰山の重きを爲したからであることを、忘れてはならぬ。大久保が長州に飛び込んで、毛利敬親に謁し、薩・長出兵の祕策を陳述した折にも『注意の上にも注意し、必らず輕擧すること勿れ』と戒しめらるれば、大久保は『我れに西郷吉之助あり』といふの外はなかつたのである。

『西郷吉之助』の名を呼ぶときにおいて、大久保は、それに絶大の力と信とのあることを感じたに相違なく、毛利侯も亦た、西郷の名を聞くところに、絶對の信頼を置くに足るの感を爲したに相違ない。西郷はその多くを滅多には現はさなかつたが、西郷の名は、凡べての人々の確信の根源を爲した。

岩倉は一代の怪傑に相違ない。併しながら彼れが、如何に非凡の才智があるにしても、彼れは一個の公卿に過ぎない。彼れに一人の兵がなく、彼れに一人の士がない。彼れ如何に勇者なりといへども、一人を以つてしては、孤影如何ともすることが出來ないのであつた。

岩倉をして、その怪腕を縱横に揮はしめたものは、言ふまでもなく、薩・長の實力そのものであり、之れを統一し、總攝する西郷吉之助の威力であつた。

討幕の議が、いよ〳〵進行して行つたときに、流石の岩倉も、ここぞ國勢大轉の瀨戸際であると思へば、思はず心のときめきを感ぜざるを得なかつた。一歩大勢に乘ずれば、破竹の勢ひを以つて、大道を開くに相違ないが、一歩足場を踏み外づせば、急轉して奈落の底に落つるのは、明々白々の事實であつた。此の時に當つて岩倉

は、思はず、公卿の不甲斐なきを口にせざるを得なかつたのも、決して無理ではなかつた。岩倉の嘆息を聞いた西郷は、一言以つて岩倉に答へ、

『決死の公卿一人あらば、大事何ぞ危懼するに足らん』

といつたが、この一語は、岩倉の心底に、確かに一大確信を與ふるものとなつた。

斯かる事實は、果して何事を物語るものであらうか。明治維新を以つて、大石を寺より里へ運ぶの事業に譬へるならば、大石は實に宮廷であり、この大石に打ちかけられたる大綱こそ、我が西郷吉之助その人であつた。之れを曳くべく、幾多勤皇の諸藩士の力が加へられたが、幾千萬人の力の集合も、一西郷の大綱なくんば、力を用ふるの由なき有様であつた。大久保は先頭に立つて音頭を取り、岩倉は後ろから力の限り押し出したが、それらの人間の力と、大巖石との連鎖となり、もそろもそろと引き出さしめたものは、打ち掛けられたる大綱の八十綱であつた。西郷不現の力は、實にここにあつた。

【三】西郷吉之助の大志望

薩州が討幕を叫び、長州が之れに加はり、岩倉が之れに乘じたことは、勢ひの然らしむるところであつて、何人が擢んでて之れを指導したのでもないが、勤皇最後の大運動たる討幕に、千鈞の重みを加へたものは、實に西郷吉之助の一貫せる大志望であつた。

『幕府討つべし』の聲は、夙に西鄕の腹の底より、巨鐘の響きを以つて、四方に傳へられた。『慶喜に何の罪があるか』と問ふものの聲には、相當の理由があり、德川氏をして安全ならしむべく、慶喜より進んで大政を奉還すべしと、論ずるものの叫びにも、又傾聽に値する、充分の理由があつた。薩の長老小松帶刀の如きすら、大政奉還論には、足元を浮かして之れに乘りかかつてゐる。藝州の辻將曹に至つては、この論の起ると共に、三藩の聯盟から、藝藩をして、しばらく退くの機勢をすら示さしむるに至つてゐる。

彼れを見、此れを思ふときは、理、彼れにもあり、義、此れにもあり、皇政復古の大精神に變はりはなくとも、その方便に至つては、動もすれば、依るべき道に迷はざるを得ないのであつた。

此の時に當つて、初一念を確持して動かず、討幕の大志願を、一貫して强調したものは、西鄕吉之助であつた。後藤が三寸不爛の舌頭を以つて、三百年の德川將軍政治を覆さうとしたことは、實にも俊傑の事業には相違ない。併しながら西鄕は曰く『口舌畢竟何するものぞ。皇政維新は、有史以來の大難業である。堂々として討幕の大軍を起し、吾等自から進んで、皇師先陣の屍と爲るの決心なくんば、奚んぞよく、德川氏三百年の覇業を覆へすことが出來よう』と。

西鄕南洲の信ずる所は、討幕の一大壯擧を企て、死屍を越え、血河を跋り、闔國の民を擧げて、大艱難の巷に身ぶるひせしむるにあらざれば、維新の鴻業は得て成り難いと、いふに存した。

『國は艱難の間に興る』といふのが、西鄕胸臆裡の一大鐵案であつた。安逸をむさぼるところにおいて、人は必

らず墮落する。艱難汝を玉にすといふの名訓は、單に個人の場合においてのみにらず、國家の場合においても、亦た同一であると西郷は信じてゐた。

されど西郷は、又た決して、道理なくして、幕府を討つものではなかつた。彼れは大義の明かであり、名分の正しきところにあらざれば、決してその足を擧げなかつた。

西郷が討幕の大志望を、嘗て變じなかつた理由は、單に慶喜一人の罪を鳴らすが爲めではなかつた。それは實に德川氏三百年の將軍政治に向つて、加へられる鐵槌であつたからである。

西郷の理想は、皇政復古にあつた。故に彼れは、皇政の一大障壁としての幕府に向つて、その存在を否定しようとしたのである。西郷の巨眼は、個人に向つて放たれず、國體の上にそそがれてあつた。されば慶喜が大政を奉還するとせざるとに關はらず、西郷は皇國本然の原則たる　天皇親政に復さんが爲に、將軍政治制度の大破却を企てんとしたのである。西郷、討幕の大志望が、如何なる事變に際しても、又た如何なる局面に遇ても、嘗て動搖せなかつた理由は茲にあつた。

西郷が如上の大志望は、後ちに十二月四日、南洲が大久保・岩倉と共に、皇政復古の大詔發令について、岩倉に提出した意見書によつて、その神髓を知ることが出來る。その意見書の中において『固より天下一大騷亂に陷いるに相違なきも、二百餘年の大平に墮したる今日であるから、一たび干戈に訴ふるのでなければ、到底人心を一新することは出來ない』といひ、『死中活を求むるの大決心が、當今の最大急務である』いつてゐるのは、正

しく西郷の肚裏を赤裸々に披瀝したものである。

西郷は更らに曰く『固より戰ひは好んで爲すべきではない。朝廷におかせられては、何處までも、寛大至仁であらせられなければならぬが、若し幕府にして、朝廷寛仁の御趣旨を奉ぜず、天下の公論に反し、私慾を逞しうするにおいては、斷乎として皇威を示さなければならぬ』と叫んでゐる。

南洲精神の存するところ、實にこの數言の間に存してゐるといつても差支ない。この大條理を把握し、確乎として迷はなかつたればこそ、討幕の運動は、天下の大勢となつて、中原を制するに至つたのであらう。

* * * *

更らに我等が、考へ及ぶべき一事は、如何なる事柄にしても、必らず實驗を經ねばならぬといふ、一事である。百の考案も、一の實驗に如かずで、實驗を經て、初めて進歩がある。

西郷は、物を考へないではないが、必らず之れを實行してゐる。實行實現した結果は、必らずしも成功ばかりはしてゐない。世間的に見れば、寧ろ失敗と見られる事の方が、多いかも知れぬが、その所謂る失意失敗の間に、彼れは得難い教養と修練とを、贏ち得て來てゐる。

皇政維新の大業にしても、西郷は、何も好んで荒療治を欲するのではない。又た必らずしも、嫌が應でも、屍山血河を築かねばならぬと、思ふやうな事を考へたのでもない。結果においては、寧ろ西郷の踏んで行つた迹は、春風、草を生じ、春水四澤に滿つる趣きを呈してゐるが、彼の志業は、志願は、志望は、大業必らず大難を

經るを要すとしてゐた。

犠牲を少なくして、大功を收むるは、達人の手腕であるにしても、犠牲の大を顧みずして、得るところの小に安んずるところに、大德の面影を見る。人は犠牲を厭うてはならぬ。進んで大犠牲を拂ひ、國將に亡び、民將に滅せんとする大艱難に臨み、危機を一髪に開き、最後の大勝を博するといふ迄の、息の詰まるやうな瀬戸際に立たねば、生死岸頭の大悟は得られぬといふものである。

西郷ほど、無駄な犠牲を拂つた者は少ない。併しその無駄だと思はれる犠牲が、西郷をして、あれほどの偉容を形づくるに至らしめてゐるのだ。維新の大業の成るまでには、幾多の志士を殺し、幾重の難局を經、決して安易とはいはれなかつたけれども、それは先覺・先憂の上についてのことで、國民全體としての苦難は、却つて少なきに失してゐる。

『皇政維新は、餘り平易に出來過ぎ申した』

とは、復古の後における、西郷の述懐であつた。明治六年〔癸酉〕の、俗に傳ふる『征韓論議』なるものも、實はここから出發してゐる點もある位で、西郷は常に、艱難を欲し、犠牲を希ひ、大艱難・大犠牲の間に、堂々たる國步を踏み進めようと考へたのである。

後藤の大政奉還論が惡いのでない。出來ればそれに越したことはないが、西郷より見れば、討幕の大難の中に、國民的洗練を經た方が、國の爲であり、民の爲であり、且つは時勢の爲でもあるとしたのである。

先づ、身を跳らして、深淵に投ずべし。然る後、龍の頷の珠を取るべし。それが西鄕の行き方であつた。

【三】 時局の進展と西鄕吉之助

靜かに時局の進展してゆく迹を見ると、慶應末年の形勢は、一步一步、西鄕の大志望に向つて、接近し行きつつあつた。三冬盡くるところ、自から暖氣生じ、隨つて早春の開け來るが如く、維新の大勢は自然に皇政復古に向つて進んでいつた。それは時勢が西鄕に率ゐられたといふのではなくして、西鄕が自然の大勢を自覺し、把握して行つたに外ならない。

討幕の密勅は祕中の祕、關係數者を除くの外は、當時殆んど之れを知るものはなかつた。併しながら慶喜が大政奉還の上表は、天下を震撼するの大事件であつたから、甲是乙非、之れに對する世論は、囂々として天下に滿ち轟いた。

朝廷においては、諸公卿の中、德川氏に同情するものが多かつたので、上表に對する朝廷側の態度は、果して何處に落著するか、全く不明の裡にあつた。

そこで西鄕は大久保、小松等と協議して、朝廷側の大方針は、正に斯くの如くなるべしといつて、左の如き五箇條の大綱を決議した。曰く、

大久保利通日記〔慶應三年十月十四日〕

一、政權返上之儀、早々於二朝廷一被二聞食一候事。
一、長防御處置、御初政に御沙汰之事。
一、賢侯御召。
一、征夷將軍職返上之事。
一、五卿一條。
　右之外、諸藩來會之上、萬事御決定被レ爲レ在候樣。

如上五大綱要は、實に西鄕等の衷懷を剔出したものであつて、皇政復古の現實的條項は、正に右の箇條中に含まれてゐた。

就中、大政奉還を卽刻勅許あるべしとの意見は、實は諸公卿等の遲疑して斷じ得なかつたところであるから、西鄕は慶喜上表の當日、十月十四日、小松をして後藤、福岡、辻等と共に、二條關白を訪はしめ、之れを切言せしめてゐる。小松が二條關白に進謁した時に、關白は、

『これは由々しき大事であるから、自分一個の考へを輕卒に語ることは出來ない。猶ほ篤と熟考して置く』

といつて、卽答を避くるの風が見えた。

時に小松は容を改め、儼然としていひ放つた。

『今回幕府が、進んで大政を奉還しようとするのは、實に千載の一遇である。數百年來の大權を、皇室に御回復あらせらるるには絶好の機會ではありませぬか。斷然御聽許あつて然るべく存じまする。若し萬一にも因循姑息のお考へから、之れが御許容あらせられぬにおいては、拙者等は大いに覺悟がござりまする』

と脅しつけた。二條關白は大いに驚き、流石に諸藩の威力に鑑みてか、御聽許あるよう取計らふことを約したといふ。かくして二條邸を辭し玄關先に出づるや、福岡孝悌は、小松の袂を引きながら、

『只今足下は大覺悟があると申されたが、それは一體何のことでござるか』

と、福岡も氣になると見えて、尋ねて見た。すると小松は微笑しながら、

『あのくらゐに言つておかんと利目がない』

といつたので、福岡を初め、一同思はず破顔一笑したといふ。

二條關白〔齊敬〕への四卿の建言 〔慶應三年十月十四日〕

西郷等の建言によつて、岩倉は更らに中山〔忠能〕、中御門〔經之〕正親町三條〔實愛〕卿と協議し、二條關白に向つて、左の如く建言するところがあつた。

一、王政復古、斷然御治定ノ事。

一、將軍職辭退、御內諭ノ事。

一、毛利父子、可レ有二入朝一旨、以二勅使一可レ被二仰下一候事。

一、賢明諸藩主、可レ被レ召之事。

　薩・藝・土・越・宇和島。

右當今、人望有レ之勤王之輩、速被レ召、大政之公議被二聞食一萬世不拔之御國是、可レ被レ爲レ建之事。

文字は異なり、字句は違つてゐるが、要は西郷等の決議によつて配置されたものであつた。

慶喜は兎も角も、閣老或ひは親藩中の人々によつて、卽座には朝廷において御聽許あるまいと思はれてゐた大政返上の大建白が、上表の翌日、十月十五日慶喜を朝廷に召して速やかに御勅許あらせられたのは、實に如上の運動によることであつて、幕府關係者においては、固より意外とするところであつたに相違ない。

朝廷から慶喜へ降された御沙汰書は、前揭した通りであるが、別紙を以つて達せられた文面には、

德川慶喜への御沙汰書別紙　〔慶應三年十月十五日〕

大事件、外夷一條者、盡二衆議一、其外諸大名伺、被二仰出一等者、朝廷於二兩役一取扱、自餘之儀者、召之諸侯上京上御決定可レ有レ之、夫迄之處、德川支配地、市中取締等者、先是迄之通に而、追て可レ及二御沙汰一候事。

と記されてあつた。

如上御沙汰書に依れば、既に大政奉還を聞し召されたる以上は、以後の諸政は大權朝廷にあり、諸侯を召して群議に附し、公議公論の在るところに從つて施政あるべき旨を達せられたのである。皇政復古の曙光は、既にこの時に、東天に萌してゐるといふべきである。

朝廷よりは、直ちに十萬石以上の大名に向つて、出京を命ぜられた。

十萬石以上大名招致の御沙汰書〔慶應三年十月十五日〕

別紙之通、被二仰出一候付而者、被レ爲レ在二御用一候間、早々上京可レ有レ之旨、御沙汰候事。〔別紙とは慶喜大政奉還の上書、勅許御沙汰書を指す〕

更らに即刻上京を命ぜられた諸侯は、德川慶勝〔尾張藩〕、松平春嶽〔越前藩〕、松平備前守〔岡山藩〕、山內容堂〔土佐藩〕、島津久光〔薩摩藩〕、松平安藝守〔廣島藩〕、伊達宗城〔宇和島藩〕、鍋島閑叟〔肥前藩〕の八侯であつた。

【四】 西鄕等大擧して歸國

薩・長にとつて、若しくは薩・長・土にとつて、危急の場合、存亡の瀨戶際に臨んでゐる丈けに、幕府にとつても亦た危地に瀕してゐるものといはなければならぬ。我に苦肉の策があれば、彼れにも必死の覺悟があつた。

慶喜は大政は奉還しても、將軍職の返上には及んで居らぬ。今や朝廷の召させらるるところによつて、十萬石以上の諸大名は、前後して京地に集合しようとしてゐる。德川氏が、それらの大名に對して、如何なる反間を放つか、未だ全く不明の間にあつた。

討幕の密勅を受け得たる薩・長兩藩士は、如何に速かにその實効を顯はすべきかに、全力を傾注せなければならぬ場合に直面して居つた。

薩・長の兩藩士は、先づ密勅を各〻その藩主に致すべきの義務があつた。そして皇政復古の大業を成就すべく、兵力を京地に集合すべき必要に迫られて居つた。密勅降下の後、三日目、卽ち慶應三年〔丁卯〕十月十七日に、西郷が大久保、小松と共に京都を發向し、翼を連ねて西下するに至つたのは、密勅を藩主に致すと同時に、千載の一遇に處するの大策を實現せんとするためであつた。

過去の慣例からいへば、西郷と大久保とは車の双輪のやうなものであるから、西郷が西に去れば、大久保が東に在り、西郷が國に歸へれば、大久保が必らず留守居役に當り、何れにも空虛のないやうに、叉た意志の疎通を缺かないやうにするのが、順序でもあり、且つ萬全でもあつたのだ。

然るに討幕大擧の瀬戸際に臨んで、京地を空しうして、西郷、大久保が國に就いたことは、如何に藩論の一致と、藩主の出陣とに重きを置いたかが察せられる。當時留守居役として京都に駐まつたのは、吉井友實・伊地知正治の兩人で、西郷・大久保・小松の三巨頭は、同じく長州へ密勅を傳へんとする廣澤兵助・福田俠平の兩人

とその行を共にし、十月十七日に京都を發し、藝州汽船萬年丸に搭じて、大阪を出港し、越えて十月二十一日の夜、十時ごろ、三田尻に到著してゐる。

翌十月二十二日、大久保は感冒の爲に旅亭に臥床したため、西郷・小松の兩人が山口に到り、二十三日、毛利侯父子に謁見し、木戸・廣澤の見送りを受けて、直ちに山口を退ぞき、同夜三田尻を出帆し、二十六日、一行はいよ〳〵鹿兒島に歸著したのである。

當時の大久保の日記は、簡略ながら、彼等の行程を明らかにしてゐる。その一片に曰く、

大久保利通日記（慶應三年十月）

一、十七日（十月）京地出立
一、十八日　滯坂（十九日藝船萬年丸より出帆）
一、二十一日　夜三田尻着船
一、二十二日　晝時より小大夫（小松）西郷、山口え赴く
一、二十三日　夜七ツ過出帆
一、二十五日　航　海
一、二十六日　十二字（時）着船。直に出殿。太守（茂久侯）二丸え御入御。兩殿樣え小大夫・西郷三

人、一同拜謁。逐一言上。

一、二十七日　於宮之城衆議

一、二十八日　桂〔宇右衞門〕大夫・小大夫、兩君公え拜謁。衆議一定之形行、言上相成。

一、二十九日　太守樣御上京御決定、來月〔十一月〕四日、御首途、同八日、御發駕輿、被仰出。

西鄕が大阪から舟路直進、何故に鹿兒島に歸らずして、一應三田尻に立寄り、長藩侯父子に謁見し、且つ諸有志と會見したかといふに、それには少しく事情の存するものがあつた。

＊　＊　＊　＊　＊

當時、西鄕等の動靜に關し、長州側の記錄たる『指華入京日載』に記されたるものによれば、左の如く報ぜられてゐる。

指華上京日載〔慶應三年十月〕

二十一日〔十月〕　夜四ツ時〔午後十時頃〕藝船〔萬年丸を指す〕入港。廣澤兵助・並福田俠平兩人、薩藩小松帶刀・西鄕吉之助・大久保市藏、一同歸國。右は前日、福田俠平、被差登候所、上國形勢、大に變遷に付、小松等急速歸國、華浦〔大阪〕滯在之三船兵隊は、飛船を以て差登し、三船は歸國致候而、小松等、兩侯〔久光・忠義〕之內、御一人、急々御供、上京之手都合に候事。

一、廣澤兵助、歸報之趣は、前日三藩〔長・薩・藝〕合從、東上の風評に付而、上國餘程紛擾、加レ之、土・藝等建白〔大政返上〕も有レ之、旁、橋府〔慶喜を指す〕急迫の様子に而、過る十三日〔十四日誤〕別紙之通、朝廷へ建白、諸藩へ布告し、猶十六日、朝廷より御沙汰之趣に付、薩、其外、前件の次第に有レ之事。

一、小松・西鄕・大久保利通〔大久保は風邪にて不從〕山口罷越候事。

二十三日　朝、小松等拜謁〔長州兩侯〕相濟。夕景、鴻城發足之由に而、木戸準一郎・廣澤兵助兩人、送別、旁、半途より追越、間屋口罷越候事。

二十四日　曉、小松等出帆。

如上の記述に依つても、走馬燈のやうに急轉する、中央政局の紛擾と、之れが主役者たる、薩・長兩藩士の來往が、如何にその足どりを急ぎつつあつたかが、想察される。何にしても、大久保・小松・西鄕の、三巨頭の歸藩は、天下の形勢が大搖るぎに搖るぎ出した、地響きを與へてゐる。

〔五〕薩・長兩藩出兵の齟齬

元來、薩藩の出兵計畫は、慶應三年〔丁卯〕五月、薩・越・土・宇の四侯周旋の失敗に終つた時に、既に兵力を以て幕府を壓をするの外はないとして、薩・長兩藩士、即ち大久保・西鄕と、山縣・品川等の間に密計せられたもので、西鄕・大久保は、（一）薩藩の出兵（二）島津忠義の上京、の二大方針を確立してゐた。當時の計畫は、

大久保が蓑田に與へたる左の書簡に、明瞭に示されてゐる。

大久保利通より蓑田傳兵衛に與ふる書（慶應三年六月）

一、四藩御談合の上、屢御登營被レ爲レ在、兵庫開港、防長事件順序區別を以、御處置相成、第一幕府御反正之實跡相顯、和同一致之通相立、皇國挽回、治久之大策、被レ爲レ立候樣、精々御盡力、被レ爲レ遊候得共、先月（五月）二十三日、大樹公參內、言上之趣を以、二件御沙汰にも相成、全御趣旨にも、齟齬いたし候次第に而、四藩御連名に而、朝廷え御伺書も、被二差出一候。畢竟、幕府之意底四藩之御公論を採用、悔悟反正、勅命奉戴、正大公平之道を以、皇國之御爲に盡力可レ致與之趣意、毛頭不二相顯一、是非私權を張、暴威を以、正義之藩與いへども、壓倒畏伏せしむる之所爲、顯然明白に而、實に不レ可レ助之次第に御座候。今般御上京之儀、皇國未聞之御大節に被レ爲レ臨、御進退を名義之上に被レ決候御英斷を以、御上京、詔命に被レ爲レ應候上者、前條時宜合を以、御歸國被レ爲レ在候樣に而者、是迄、天下に大義を被レ爲レ唱候、無二之御忠誠、全水泡と相成而已ならす、皇國之大事去、遂に幕府、朝廷を掌握し、邪を以正を討、逆を以順を伐之場合に至り候は、案中の勢故、今一層非常之御盡力、被レ爲レ遊、此上は兵力を備、聲援を張、御決策之色を被レ顯、朝廷に御盡し無二御座一候而者、中々動き相付兼候故、爲二御引合一、長州えも御便被二差立一御賦に而、就而は兼而依、御模樣太守樣（島津忠義）御出馬、被二仰出一置候得は、此度者、自ら御上京可レ被レ爲レ在事候得共、

一先軍艦三艘を以、一大隊之兵士、被二差出一、右歸帆之上、直に御乘船、御上京之御用意に被レ爲レ遊度、決而神速御上京ならでは、不レ爲レ濟段、衆議も相起可レ申候得共、篤與御熟考に被レ爲レ及候上、兎角、一大隊人數、往復之後ならでは、御祕籌にも相違し、事の成否にも關係いたし候故、分而被二仰進一候間、呉々御趣意無二御汲取違一、十分御統御、被レ爲レ在、往復次第、堂々御出馬被レ爲レ在候樣、有二御座一度、奉レ願候。

一、右一大隊兵士、出帆期限之儀、長州之模樣に依、寛急も可レ有レ之候間、西郷吉之助自ら差越、同人より何分御國元え報知可レ仕候間、其内御待合、如何樣流說等有レ之候而も、一歩も動き不レ申候樣に有二御座一度。

但、同人儀、近々三邦丸より被二差越一、同船を以、報知仕候。

一　　島津備後殿

右一大隊兵士總督被二仰付一度

一　　右之參謀

右人柄御家老方も問合可レ仕候事

桂右衛門殿

山之内作次郎操替

島津求馬

伊集院左中

伊東彥介

右太守樣〔忠義〕御供被二仰付一度。

右木藤角太夫、爲二御使一被二差立一候付、本文之大意、同人に被二仰含一御返書を以、詳細被二仰進一候樣、奉レ願候。御大事之儀に付、必異議も相生可レ申候得共、乍レ恐第一太守樣、大成之御趣意を以、御動搖不レ爲レ在候樣、確定之處、專要奉レ存候。

但、太守樣御供兵隊等、別紙に申上候。

右の手簡に依れば、堂々兵力を以て、幕府に當らんとする意氣が見えてゐる。討幕とは明言してゐないが、既に兵力を以てする以上、如何なる波瀾が捲き起らんも、測り知るべからざる勢ひは、大久保等の、最早や心中深く期するところであつた。文中、西鄕下向云々の話があるのは、當時、西鄕が、長州に向ふ手筈であつたことを指さすのである。

要するに薩藩出兵の方針は、此時既に決定の事項であつたことは、明々白々たる事實である。

*　*　*　*　*

當時大久保の日記に散見する『奪玉』云々の文字は、いふまでもなく、討幕の壯擧と共に、主上を擁護し奉つて、他の地に鳳輦を移し奉つるといふ意味を含むものであつた。

故に大久保が曩に西鄕に代つて西下し、長州藩士と協議して出兵の協定をしたのは、卽ち『奪玉』云々の大事

に備ふる爲めに外ならなかつた。而して薩兵の、三田尻に到着する時期を、大凡そ九月二十五日ごろと約したのであつた。

九月十九日、宍戸備後助、柏村數馬、廣澤兵助、御堀耕助等の、長州側代表者に對し、大久保が議約したる條項は、左の六箇條であつた。

一、國元より、今般繰出し候軍兵、一應三田尻へ碇泊、御引會可ニ申上一候事。

但、爲ニ差引一大山格之助、來る二十五・六日（九月）比より罷出、三田尻へ滯在可ㇾ申候事。

一、於ニ尊藩一國元より之軍兵、三田尻へ着船迄は、御待請相成、同時御出張之運に致し、弊藩軍艦二艘之內、一艘、一日先に、攝海へ着船注進之事。

但大阪まで、一人差出置候事。

一、總軍は翌日夜中、攝海へ着船之都合にいたし、其翌晩を期限に可ニ相定一候事。

一、大凡當月（九月）中を期候得者、其上之時日は、進退時機に應候事。

但期限內たりとも、不ㇾ得ㇾ止節は、同斷たるべき事。

一、寡君（島津茂久）出馬之節、京攝模樣に依り、時機を見合候事も難ㇾ圖、其節は自然御領內、何方なりとも、滯陣御願可ニ申上一儀も可ㇾ有ㇾ之候事。

別　件

一、華城〔大阪城〕攻撃之儀は、京都に於て、一擧相濟候時刻を計り、少し後れて攻入候都合、可レ然歟。

然るに此の出兵は、薩藩内における事情から、大いにその時期を失した爲めに、長藩士の間には、薩藩の眞意に疑惑を挾さむものすら生ずるの勢ひとなつた。長州では大久保との約を履んで、直ちに諸隊の編成に着手し、九月十八日、大山格之助が鹿兒島に向つて去るの翌日、十九日、中谷茂十郎を廣島に遣はし、幕府への屆書――幕府の召命に依つて家老一名上阪する――を傳送せんことを依賴した。

此時上阪することになつたのは毛利内匠〔家老毛利筑前ノ嫡子常太郎ト稱ス〕で、之れが護衞と稱して奇兵隊、遊撃隊、整武隊、鋭武隊、膺懲隊、第二奇兵隊の諸隊が大擧して上阪する手筈であつた。越えて二十四日、廣澤は更らに藝州に遣ひし、二十六日に諸隊は三田尻に集合、二十七日には世子侯定廣が進んで三田尻に出張し、鞠府の松原において觀兵式が行はれるといふ有樣で、國貞直人、小田村素太郎を參謀に、長松文輔を祐筆に、山田市之丞を指揮役に、交野十郎をその參謀に命ずるなど、長藩の整揃ひは、著々として進行しづつあつた。

然るに約束の九月が過ぎても、薩兵は來らず、十月になつても大山の姿は一向に見えない。その中に、三藩聯合もどうやら世間に洩れ出したやうでもあり、血氣の少壯連は『ソレ又た一ぱい食はされた』と憤慨するものも出て來るといふ有樣なので、長藩では、已むなく方略を變更するの餘儀なきに到つたのである。長藩の豫定變更の議定書は次の如くであつた。

長州藩出兵豫定變更議定書（慶應三年十月）

一、三藩合從の說天下に流布し、幕府も防禦の手段、十分相調候に相違無レ之に付、最初彼の意表に出で、一擧奪玉の時機は、既に後れ候哉に相見え候間、いづれ兵力を以て抗する外、手段無レ之候半哉。

一、萬一も幕令我意中に出候はゞ、尖（するどく）に其沙汰を奉じ可レ申、其上は、薩・藝同樣、公然滯京も可ニ相成一國柄に相成、合レ力周旋も出來可レ申事。

一、聞令の大夫（毛利内匠）大兵を引率し、國にて猶豫するは名義如何敷候事。

一、遷延中には、自然兵士之氣沮み、御國中、薩を疑惑する樣相成、終に不レ可ニ制御一次第に、立至り可レ申候半哉。

一、右に付、御國之一手、聞令を名とし、薩藩同道東上。

一、東上後、又々意外の令を布き候時は、何處までも抗論、其末事變に至候はゞ、一步退き、備前へ地を占め、順逆を論じ、備以西、合從の策如何。

一、此一擧にて、薩の合從を破候樣にては、不レ可レ然事に付、薩へは彌信義を以て御切替之件々、薩國竝に京都へも報知致し、爾後の御合從、益々御手厚有レ之候而は如何。

といふにあつた。長州としては、何處までも薩州に大事を執るのは、又已むを得ない行き掛りであつた、第六策

にある備前以西を徇ふるの策は、大村益次郎の意見で、彼れは聯盟當時から、直ちに兵を大阪に出すのには反對で、先づ九州・中國・四國と、段々に地歩を作つて、それから横綱が土俵に出るやうに、悠然として中央を制しようといふ論であつたといふことである。

以上の如く方針を變更したに就いては、之れを薩州に通じておく必要があるといふので、杉孫七郎・中村誠一・福田俠平の三人を廣島に遣はし、廣澤兵助は福田と合して大阪の薩藩邸に報ぜしめ、別に杉原治人・野村靖之助の兩人を鹿兒島に遣はしたが、杉原・野村が十月六日、乙丑丸に乘じて三田尻を發したのと行違ひとなつて、大山格之助・堀直太郎・三島通庸の率ゆる薩兵四百名を乘せた薩艦一隻が、同日三田尻に入港したのであつた。十月九日に至つては、更らに薩艦二隻が到著することになつたので、ここに薩・長兩藩の間に萠しかけた變兆が、全く一掃さるるに至つた。

薩藩出兵の遲延したる事情については、又た別に理由の存するものがあつて、薩藩が聯盟を輕ろんじたものでも何でもなく、全く藩内における佐幕論に制せらるるところがあつた爲めに外ならなかつた。

【六】 薩藩内に於ける反對派

翻つて西郷周圍の事情を見るに、薩藩内においても、固より相當の力を有する佐幕論があつた。西郷や大久保や小松やが、急進的倒幕論者であるからといつても、それで薩藩の全體が、尊皇論で一致してゐるものと思つ

たら、大いなる誤まりである。

土藩の寺村左膳が、薩藩士の京都における內情を探索した文書によると、薩藩を代表して、京都に出てゐる者の中にすらも、相當に西鄕に對する反對者があつたことが分る。

寺村左膳手記〔慶應三年九月〕

一、同〔九月〕廿六日　に至而、薩之情實を探るに、此頃鹿兒島表、國論二端に分れ、京師之論と表裏せりと。依而京師邸も亦、隨て二た派に成りと聞へり。高崎左京輩、四五人、一派之巨魁也と聞けり。

一、薩の大監察町田民部、此度歸國せり。其節西鄕より、早々國元より出兵致候樣可ニ申聞一段、相謀り候由之處、民部義、根元擧兵不同意之者に付、決而意を不レ更、表裡之義を國元へ相達候由也。民部輩之言に云、西鄕之擧動は兒戲に等しと。

一、同〔九月〕廿七日　頻に薩邸を探るに、備後公子と小松とは、大に高崎輩に說かれたりと。既に小松は大に窮して妾宅へ逃込、人に對面せずと聞ゆ。

追而聞に、十月三日には出仕せりと也。

一、薩之二大隊計は既に西鄕に背き、若西鄕事を發せば、却て吾內を討んとするの勢也と聞けり。西鄕、大久保は決而不レ撓、是非事を發するの勢あり。

一、十月二日　小松より書翰來れり。貴藩之御建白に依て、弊藩動搖の段、過日、吉之助より申遣候處、其筋漸々と相運び候に付、御懸念なく、御差出被レ成候樣申來り、右に付、直樣御留守役を以、閣老へ拜謁仕度段申出候事。

卽ち京都詰町田民部、高崎左京等、及びその輩下に屬する者は、大體において、西郷の討幕出兵論に、反對であつたことが察せられる。且つ京都詰藩老關山糺も、大いに急激論に反對であつたことは、後掲の事實に明らかである。

京都滯留の薩軍中、二大隊ばかりの兵が、旣に西郷に背き、愈々西郷が軍事行動に出づれば、内から同志討を演ずる勢ひであるといふのは、果して事實であるか否かを疑はるるが、因循派の中から、西郷暗殺說なども出てゐたことは、道島の日記中にも出てゐるくらゐだから、斯かる空氣も、相當に、濃厚なものがあつたと見なければなるまい。

直言すれば島津久光からして、倒幕なぞといふ大それたことを好んではゐない。彼れは佐幕論者といふほどではないが、どこまでも公武合體論者である。西郷や大久保に率ゐられて、四侯會議なぞに顏を出したやうなものの、西郷・大久保の肚と、久光の心の中とには、可なりの距離があつたものと思はれる。

そこで久光を取り卷いてゐる連中の中には、事勿れ主義者が多く、西郷等の事有れ主義、事起し主義とは、大いに相合はぬ考へのものが多かつた。鹿兒島における末藩主の間でも、重富藩の島津備後が、西郷等に贊成した

のに反して、宮之城の領主島津圖書は、確かに穩健主義者であつた。殊に藩地のみでなく、京阪の間においても、急進論に反對の意見を抱くものが相當に存在して居つた。

京都にあつた藩老關山糺の如きも、明らかに西郷反對者の一人であつたが、是等の人々は、薩・長聯合云々の一擧を以つて、全く西郷等の私的感情に出づるものであると考へてゐた。道島某の日記の中に記されたところを見ると、明瞭にその反對意見の出所が讀まれる。

道島日記（慶應三年八月六日）

此節、於㆓京師㆒暴論（西郷等の倒幕論を指す）を談破せし關山氏（藩老關山糺）其外の一事を猶又承候處、最初長州討伐之節西郷長州え差越、此節之寄手は何分長州名義不㆓相立㆒候間三謀臣を誅戮被㆑成候はゞ、決而寛大之儀となるに相違無㆑之、我等共、受合之旨程能相諭し、終に三謀臣の首を差出候處、此節、再討におよび候故、右前條の義理も有㆑之、此方道理不㆓相立㆒候間、再討之命令にも相背き、稍長州荷擔の氣顯れ、いづれ此處、二條の城をおかす計略も（倒幕の祕密運動を指さす）此西郷・吉井抔が、一身不㆓相立㆒候付、是非被㆑爲㆑襲候樣相進め、既に可㆓打出㆒場合に成立候付、關山其外申談、其事を論破いたし、假令何樣の譯に而、長州へ義理立被㆑成候共、忠久公已來、七百餘年の目出度御國家（薩藩を指す）とは相替られまじく、何樣之思召にて候や、もし此事不㆑宜との思召に候はゞ、御手討に可㆑被㆑成旨、極諫被㆑致候處、此道理には一言

も無レ之、終に正論の方に相片付候よし。

と記されてゐるのに見ても、相當反對論の有力であつたことが察せられる。

その反對する主要なる論據は、倒幕を以つて西鄕等の私情に基づくものであるとするの論で、卽ち第一征長の際、西鄕が戰局を平和に收拾する爲め、その條件として長州三家老の首級を出さしめて居るので、第二征長となつては、對長州の行掛り上、反對するの外なくなつたので、全く私的感情に外ならぬといふのである。固より斯やうな意見が、大局を察せず、大義を知らず、徒らに小天地に跼蹐しての觀察であることは、今日においては何人も疑ふものはあるまいが、その當時においては、相當にかかる見地に立つものがあり、それが少からぬ勢力を有つてゐたことも、事實であつたと思はねばならぬ。

道島の日記は、八月六日（慶應三年）の聞書であると記されてゐるが、後半において、更らに關山と小松との激論が記され、遂に『小松を討て〳〵』と絕叫したことも認められてゐる。又た奈良原幸が言として『若し西鄕が平和的解決を諾せないにおいては、刺殺するの外なき考へである』といつてゐることをも、記載してゐるところを見れば、當時薩藩內において、西鄕反對者が隨處に散在してゐたことを知るに足るであらう。

道島の日記は、更に記して曰く、

道島日記（慶應三年八月六日）

此節の儀（薩藩擧兵の事を謂ふ）擧候や、關山（糺）氏と小松（帶刀）と大論有レ之、殊之外議論に被二相及一候處、小松を討て〱と申事共、爲レ有之由。此方にても、誠にて候哉。宮城（公子島津圖書）に差越、御直に重富（公子島津備後）も被レ居候得共、兎角御兄樣之事に付申上候、何樣之譯合に而、於二京都一合戰を被二相催一候也。我等とも、段々申談候者共も有レ之、一人も罷登候儀、不二相成一候間、其段は爲二御心得一申上置候樣との段、申者も爲レ有之由。賴母敷もの共に而候。又、奈良原幸が、此節、是非可二罷登一、拙者罷登候はゞ、何事も平和に可二罷成一との段、極置候處、何樣の事にて、平和に可レ被レ成やと申候處、彼、西鄕抔、萬一聞入無レ之候はゞ、差〔刺？〕殺可レ申考なりと申候へば、罷登事は、間濟無レ之よし。奈良原、彼の徒に而者、無レ之由。

八月六日（慶應三年）承候まゝ、記し置候事。

【七】西鄕・大久保歸藩の事情

平和主義、穩健主義、事勿れ主義は、如何なる場合においても、相當の地位及び年齡に達してゐる人々によつて支持され、且贊同される。凡そ相當の地位及び年齡にある人々は、國家或ひは社會、或ひは團體の中心的勢力

を爲すものであるから、薩藩における門閥家、高祿者、中年以上の老錬家の間に、佐幕的傾向が横溢してゐたことは、又た蔽ふべからざる事實であつた。

故に九月上旬における、島津備前が大擧して東上する際にも、之れに對する牽制運動は、相當に强力であつた。しかし國老中の一大勢力家であり、門閥家であるところの桂右衛門久武が、率先して勤皇論を唱へ、之れに少壯血氣の士が群起して、硬論を唱ふるに至つたので、已むなくその出國を許可し、黑田嘉右衛門〔淸綱〕を參謀とし、九月三日發向、同五日大阪に著し、同十一日入京するを得た次第であつた。

大山格之助が大久保と共に西下し、更らに歸國して、薩・長・藝三藩の聯盟成立により、いよ／＼兵を率ゐて三田尻に會しようとした時に、その出兵が遲れた理由も亦た、薩藩内における佐幕派の運動の爲めに、阻まるるところがあつたからであつた。

此時における薩藩内の有樣は、全く鼎の湧くが如き狀態であつて、甲是乙非、或ひは倒幕を叫ぶもの、或ひは佐幕を唱ふるもの、入り亂れて紛々擾々たる形であつた。當時久光及び忠義兩侯によつて發せられたる、國老等に對する諭告書に、

薩藩家老に與へられたる久光・忠義の諭告書〔慶應三年九月二十七日〕

家　老　中　え

天下の形勢、紛々擾々たる姿に立至、慷慨悲嘆に堪ず候折柄、當春、越州・土州・宇和島三藩え申談、朝廷は勿論、幕府えも人事之限、建白仕候得共、御採用之儀無レ之、唯呑聲涕涙之外無レ他候處、豈料哉我等趣意、勿體なくも於二京師一無名之干戈を以、討幕之擧動相催候儀に心得違ひ、議論區々、末々に至ては有レ之哉に候。甚以意外千萬之至候。今度出兵相達候は、長州末家の者、浪花迄御召呼被二仰出一候付、如何樣變動相生候も難レ計候間、禁闕爲二御警衛一、右式に相及次第候。萬一非常相生候節者、上奉レ安二叡慮一、下萬民之騷動を鎭靜、聊卒爾之働無レ之樣、京師詰重役共えも申聞置候。其旨宜相心得、諸士えも、右趣意貫徹候樣、可二取計一事。

卯〔慶應三年〕九月二十七日

とあつて、出兵の理由が、長州末家を幕府より召命あるによつて、若し京師の地において、變亂を生ずるやうなことがあるかも知れぬから、それに備へ、萬一の急に應ずる爲めであるといつてゐるのも、亦た注目すべき文言である。此の書は『卯九月二十七日』とあるから、大久保が既に長州において聯盟の約を結んだ後であり、且つその事も國元に達せられた後の事である。一時の便宜からとはいへ、かかる文意の諭告書を發せなければならなかつたのは、如何に自重派の勢力が、盛大であつたかを反證するものといはねばならぬ。

十月劈頭、いよ／＼大山が軍艦に搭じて出發した時に、藩論は更らに一層の動搖を生じつつあつた。故に十月十九日を以つて、島津忠義の名によつて、藩中一同への諭告書が下されてゐるが、此の諭告書を一讀し來れば、

藩内兩派の反目情勢が、より一層、充分に察知せらるるのである。諭告書に曰く、

久光・忠義の藩中諭告書（慶應三年十月十九日）

此節、一大隊就レ令ニ上京一、出船前及ニ直諫一、役筋へ相付致ニ諫訴一、出船後封書を以、申出候儀有レ之、其趣大同小異者有レ之候得共、畢竟國家を憂ひ、社稷を保安せんと欲する赤心より出候儀、感賞不レ斜候。且沸騰も起り候様子、旁以諫訴に從ひ度は候得共、猶又、篤と致ニ熟考一候に、君臣之交際に付而者、義之一字にあることにて、多端萃合（元ノママ）せしめ候ものにては、落着之付所、出來兼候ものに而は、有レ之間敷哉。事を處理するに、大小輕重を斟酌し、ことと見る所、斷然と裁判して、宜に當るを義といふもの歟と存候。

先帝崩御あらせ給ひ候得共、今上御賢明に被レ爲レ在候由にて、御統御無レ疑奉レ存候。然共未御卽位に不レ被レ爲レ及、御若年にて、諒闇に被レ爲レ在候御時節に當り、京師は勿論、天下穩かならざる世態、如何して御治安相成、上者奉レ安ニ宸襟一、下者萬民を安堵せしむべきや、乍レ不レ及寢食も忘奉ニ案上一候。中將樣（島津久光）先達而御上京被レ遊、三藩被ニ仰合一、御盡力被レ爲レ在、朝廷幕府え御建言之條々、悉者御採用に不ニ相成一候得共、滯京にて猶又御盡力有レ之候樣、且御養生御暇に付而も、御沙汰之趣、賜品等御特遇に預り、御恩惠之程、如何樣いたし候而可レ奉レ報哉、被レ爲レ碎ニ肺肝一候御事に候。我等彌以深肝に銘じ、起臥も不レ易次

第に候。京師天下右形勢に就而者、眼前如何樣なる事歟起候事も難レ計、實に念遣之至に候。若哉事起候得共、奉レ警二衛禁闕一に付而、相應之人數無レ之候而者難二相遂一、特に遠境急速之儀不二相調一、兎角あらかじめ用意不レ致候而は、間後に及ばん事を恐れ、此節之人數差出儀に而、何事も央より相變ずること俄に難二振起一或は瓦解に及もありて、勢拔に例なきにしもあらず候得者、此節の人數等、差留に相成候而者、奉二朝命一候儀は不二相替一迚も、物事立行所に付而、遲速緩急之譯も有レ之、朝廷者勿論、藩侯に於ても、信義を失ひ、吾社稷も却而危に不レ至共難レ申候。必正義を不レ失所ありてこそ、國家社稷も堅固に有レ之道理勿論に候。尤此方より、無謀の事を起し候儀決而無レ之、何處迄も動靜變化、己を捨て勅意にしたがひ奉るところ、所謂義之一字に而者無レ之哉。斯に歸著不レ致して、萬一之時、動搖沸騰せしめ候事に立至候而者、夫限に而はあるまじく哉。依而何卒紛擾無レ之樣、一同一和、急變之時は十分致二盡力一度候儀、我等各にも　朝廷え之忠節、此上もあるまじく存候。仍て右申演候儀を、能々致二勘考一度、賴存候事。

卽ち本論告書においては、大義の重んずべき理由を、懇々として縷說し訓戒してゐる。皇室朝廷の御爲めには、如何なる難局にも、亦た如何なる危險の地にも、火にも水にも突入すべきであるとの氣魄を示して、穩健自重、何事も事勿れ主義を唱ふる者の蒙を啓かんとしてゐる。殊に本文の劈頭において、『出船前及二直諫一、役筋へ相付致二諫訴一、出船後封書を以申出候儀有レ之、其趣大同小異有レ之候得共、畢竟、國家〔薩藩〕を憂ひ、社稷を保安せんと欲する赤心より出候儀、感賞不レ斜候。且沸騰も起り候樣子、旁以、諫訴に從ひ度は候得共』と述べら

れてゐるのに見ると、出兵反對の氣勢は、隨分猛烈なるものであつたと思はるるのである。

又た出兵の理由としては、『若哉事起候得者、奉レ警ニ衞禁闕一に付而、相應之人數無レ之候而者、難ニ相遂一、特に遠境、急速之儀不ニ相調一、兎角あらかじめ用意不レ致候而は、間後に及ばん事を恐れ、此節之人數差出儀にて』と記されて居り、九月二十九日の諭告書から見れば、稍其の歩を進めて、或る程度まで、對時局策の意中を披瀝されてゐるのが分る。

斯くの如き事情の下において、やつと出兵を强行したのであるから、大山の三田尻著が遲延したのも、亦た實に已むを得ざるところであつた。いよ／＼討幕の密勅を手にしたる西郷・大久保が、大擧して鹿兒島に歸つたのも、如上の形勢を見れば、自から理解さるるところであらう。

【八】薩の藩論出兵に決す

小松帶刀、西郷吉之助、大久保利通の三巨頭は、海路直航十月二十六日に鹿兒島に歸來した。二十六日は何時ごろ到著したものか知らぬが、船より上つて小憩の間もなく、彼等は直ちに登城して、久光・忠義兩侯に謁し、何はともあれ、重襲して携へ來つた、討幕の密勅を捧呈した。

三人は次いで、中央形勢の急轉を報告し、いよ／＼討幕の壯擧を行ふの大決心を述べ、薩・長・藝密約の次第、土藩の運動、岩倉の奔走、擧兵計畫を縷陳して、藩主忠義侯が、朝廷の御召に從つて、卽刻、東上あらんことを

熱請した。

茲においてか、翌二十七日には、島津圖書の邸内において、群臣の大評定が開かれた。之れに集合したものは、各公子を初め、國家老、御側役、凡そ薩藩の重要人物は、悉く一堂に會して、薩藩の態度を評議した。固より小松・西郷・大久保の三人は、之れが中心人物として、席上にあつたことはいふ迄もない。

固より大事をとる人々や、急激を好まぬ老人の間には、討幕なぞの大それた事は反對であると、自重主義から穩便論を說くものもあり、徳川幕府に對する反逆を好まぬ人々によつては、佐幕論も唱出された。併しながら、既に政權は朝廷に返上せられ、討幕の密勅が下され、その中心が薩藩であるとせらるるに至つては、最早や異論あるを許されない。今に到つて尙ほ佐幕論を以つてすることは、違勅の名あるをすら避け難いのである。

大勢が倒幕に傾むかない以前ならば、佐幕論が大勢順應主義であつたかも知らぬが、既に勅を以つて幕府を征討あらせらるる場合に到つては、佐幕論は却つて大勢逆行論となつてゐることを考へなければならぬ。それ丈け即今の國論は、一大激變を來してゐるのだ。

國老中の重望者であつた桂右衛門〔久武〕が、熱心なる皇政復古黨であつたことは、此の評定をして復古論の大勝に歸せしむる有力なる一石であつた。加ふるに大久保の熱烈、小松の重厚、西郷の德望とは、最早や反對黨をして餘炎あらしむるを得なかつた。斯くの如くにして、此日の大評定は、一日にして皇政復古論に決定して了まつた。

翌二十八日、評定の結著を齎らして、小松・桂の兩國老が登城し、久光・忠義に面謁して、藩論の一定を上申に及んだ。而して愈々勅を奉じ、島津忠義が大兵を率ゐて東上するに決したのは、翌十月二十九日であつた。西鄉等歸藩の日より玆に到るまで、僅かに三晝夜に過ぎなかつた。これによつて見ても、西鄉等が如何にその主張の貫徹に熱誠を注ぎたるか、又た國運開展の爲めに、薩藩士の奮起を促がすべく努力したかが察せられる。

【九】島津忠義の家中諭告書

島津忠義上京の日取は、最初の豫定よりすれば、十一月四日に首途式を行ひ、同八日出陣に決定して居つた。これによつて見ると、忠義上京確定より出陣までに、纔かに十日の日子を餘すに過ぎない。此の間に藩主出陣の一切の準備を整へ、再び故山の土を踏まざるの大決心を以つて、遠く中央に乘り出すことは、實に容易のことではなかつたに相違ない。依つて以つて、如何に西鄉等が、千載一遇の急場に臨んでゐたかを知ると共に、薩藩將士の意氣の、如何に旺んなりしかをも察するに充分である。

然るに十一月八日の出陣は、更らに同十三日に變更さるるに至つた。それは大久保の主張によつて、軍艦を購入することになり、新軍艦の、長崎港より回航し來るを待つて、然る後、發程することになつたからである。

當時島津忠義が、藩士に向つて發したる諭告書は、皇政復古の大理想を披瀝したものでもあり、薩藩の出所進退を指示したるものでもあり、當時薩藩士をして、感激措く能はざらしめたる大文章であつた。その諭告書に

曰く、

島津忠義の家中諭告書 （慶應三年十月）

家老中え

今般於二朝廷一、天下之大政被レ爲二聞食一候旨、被二仰出一、中將樣（久光）御快氣不レ被レ爲レ在候はゞ、我等早々上京候樣、君命を奉レ蒙候處、未御順快に不レ被レ爲レ至候付、我等神速發途闕下拜趨、御受可レ奉二申上一令二決心一候。順聖院樣（齊彬を指す）皇國內外之御危急差迫り、王室日々衰頽被レ爲レ赴候を深憂し給ひしに中途にして御逝去被レ爲レ在候付、御遺志を被レ爲レ繼、壬戌（文久二年久光周旋）以來、中將樣、東西不二容易一御盡力被レ遊、復古之大典を擧、君臣之名義を正し、不拔の御國是相定候樣に與の御忠誠にて、四度御上京被レ遊、御配慮候得共、時運之然る所以にして、事々徹底之場に至り兼、乍レ去、皇國內、尊王之大基本を被レ爲レ開候御功業者、御事蹟上に於て、顯然たる事に候。就而者、此度政權を朝廷え奉レ歸、諸侯來會、公議を以、御基礎被レ爲レ立度與之機會に相當候付而者、是迄之御大志、今日に至り、成否相分れ候場合と、令二愚考一候。抑々忠孝之二つは、天地之綱常にして、是を全ふせば、人の人たるを得べし。我等深思熟慮いたし候に、和漢古今、忠臣與唱ふる者、何れも社稷之興廢を顧ず、其道を盡すを以、千載の龜鑑と相成候はずや。今國家疲弊、百事不レ備、時不レ至之說者、動もすれば、衆人の難ずる所にして、我等亦痛心に堪ざる

處に候。加之、大政一途に出で、正姦黜陟、斷然御變革之御實跡相擧り候儀、別而不二容易一重事に而、見据相付兼、令二苦心一候得共、乍レ恐寶祚之御浮沈に相拘り候、御大事之時節、豈是を捨、彼を取、他を顧るに暇あらんや。此上は盡二死力一、順聖院樣、中將樣御趣意を奉戴し、上、奉レ安二宸襟一、下、萬民塗炭之苦を救ひ、忠孝之大道を踏、挽回之鴻業を相遂度、令二確斷一候條、各々を始、一同不レ可レ止之至情、厚汲受、屹度心得違無レ之、我等之不肖を輔け、心を一にし、力を同し、皇國之干城たらん事を相頼候事。

但、申迄も無レ之候得共、諸手當向、基二實用一、非常之簡便、第一たるべく候。

一藩の社稷を危うくしても、皇國の確立の爲めに盡さんとするの大志望は、當時においては實に珍重に値ひするものであつた。忠孝を以つて人倫の大本とするの立脚地に立ち、皇權の恢復を熱求するの態度は、薩摩武士道の、他に冠絶する獨特の面目であつた。

【十】忠義の參謀は西郷吉之助

小松帶刀は、歸國の後、足部に疾ひを得、歩行の自由を失うに至つたので、暫らく止まつて靜養の已むなきに至つた。大久保は小松に代つて土佐に赴むき、容堂の東上を促がすの使節となり、先發して十一月十日の夜、豐瑞丸に搭じて、鹿兒島を解帆した。

同十二日、浦戸港に著し、直ちに高知に赴いた。大久保の來るを聞いて、その旅宿に來訪した後藤象二郎と會

談し、久光・忠義よりの傳言を告げ、後藤等は、十一月十七日を以つて高知發程の都合なるを聞いたので、大久保は其夜直ちに開帆、十四日大阪に上陸し、十五日入京した。

大久保の提議によつて新らたに購入したる軍艦は、十一月八日、鹿兒島に廻航したので、之れに春日艦の名を命じ、翔鳳艦、平運艦の三艦に、三千の薩藩勇士（二大隊）を分乘せしめ、島津伊勢、岩下方平が、之れを引率して先發した。島津忠義の乘船は三邦丸であつたが、西郷は忠義の總參謀として之れに座乘した。三邦丸が決死の將士を乘せて出航したのは、豫定の如く十一月十三日であつた。

岩下等の三艦は同十五日三田尻に著し、三邦丸は遲れて十七日入港した。忠義はその翌十八日、毛利定廣と會見し、西郷は長藩士と會同して、その部署を合議した。

忠義侯、三田尻著船の際には、長州側において、頗ぶる歡待してゐる。上陸に際しては、長藩兵を警衞として差向け、歸船の折には、毛利定廣自から、お禮として、三邦丸船上まで送つて來た。忠義侯も、尠なからずその誠意に感激した。西郷が京都著の上、藩老桂右衛門に送つた書簡に、這間の事情を明示してゐる。

桂右衛門に贈れる書（慶應三年十一月二十五日）

太守樣（忠義）御發船被レ遊候以來、御機嫌能、去る廿日（十一月）御着坂、一日御滯在被レ遊、廿二日、川（淀川）御登、廿三日、御着京被レ遊、上都合にて恐悅の御義、奉レ存候。三田尻御滯船も都合能、中一日に

て、十七日〔十八日？〕御逢〔定廣侯に〕被レ遊、彼方にて、世子〔定廣侯〕御一人にて、德山世子〔毛利平六郎〕御上坂の賦故、御出掛相成居候て、是以、御逢被レ遊候御事に御座候。彼方にて、至て御丁寧の御譯會にて、御上陸の節は、御側廻少人數にて御座候處、彼方より、兵隊を以、數所警衞被ニ差出一、御歸船後も、世子には、御召船迄、御禮として御出相成候次第にて御座候。御安心可レ被ニ成下一候。京師形勢等は、大久保より、細事可ニ申上一候付、文略仕候。藝州世子〔淺野長勳〕不ニ相變一、確乎たる御持論にて、大慶の事に御座候。速に御上京と申譯故、三田尻より御一封、御側役前より、彼方御側向迄、御差出相成候限にて、御返事不レ承、三田尻御發船に相成申候。〔下略〕

十一月廿五日〔慶應三年〕　　　西鄕吉之助

右衞門〔桂〕樣

長州世子侯、毛利定廣と、島津忠義との會見の際、出席したる長藩士は、毛利內匠、毛利平六郞、國貞直人、小田村素太郞、揖取素彥、山田市之丞、交野十郞の人々であつたが、當日西鄕との合議の上、取極められた合議書は、西鄕が入京後、越えて同二十七日、黑田嘉右衞門に與へた書簡に詳らかである。

黑田嘉右衞門に與ふる書〔慶應三年十一月二十七日〕

別紙一通、三田尻に而談判相成候約條書にて御座候間、爲ニ御見合一、差上申候。〔此の內末の狀に○と有レ之候

は、玉の事に御座候）外、白紙の書面は、世子君直書を以、御渡相成候ものに御座候間、是又、差上申候。
此旨乍二略儀一以二書中一、得二御意一候。頓首。

十一月二十七日〔慶應三年〕　西郷吉之助

黒田嘉右衛門様

【別紙の一】島津忠義の手書

慶應三年丁卯十一月十日

一、時機變遷して、處す不レ可に於者、細密復考、其宜に叶様、取計緊要之事。

一、兼而定置候通、勅諚を奉戴し、條理名分を正し、輕擧不謀に不レ陷事。

一、機密四方に露顯せし由に付、尚深く廟議可レ入レ念事。右委細之儀者、黒田嘉右衛門に申付置候事。

【別紙の二】毛利定廣の手書〔西郷に與へしもの〕

慶應三年丁卯十一月十八日

一、至尊を奉二守護一候事者、申も乍レ疎、大事件に付、精々心配、十分手筈を合せ、遺算無レ之様、肝要之事。

一、此度の義、實に皇國之一大事に付、此方出先者どもえ、氣附之筋有レ之候節は、萬端存分に教示之儀、相

賴候事。

【別紙の三】薩長合議書

慶應三年丁卯十一月十八日、長州三田尻に於て　　執筆　廣澤兵助

一、三藩とも、浪華根據之事。
一、根據守衛薩藩二小隊へ、長・藝之內相加候事。
一、薩侯御一手は、京師を守任す。
一、長・藝の內、一藩、京都と應援す。
一、薩侯御着阪二十一日にて、二十三日御入京、二十六日三田尻出浮之兵出帆、二十八日西の宮着、薩藩より京都之模樣報知之上、進入之筈。
一、〇之儀は山崎路とり、西の宮へ脫、詰り藝州までの事。

如上の合議書によれば、薩藩は何處までも京都の中心を把握して居り、長・藝は之れを應援するの形であつた。最後の條頭に〇とあるのは、申すまでもなく主上を指ざすのであつて、之れによつても、萬一の場合に臨まば、主上は鳳輦を移して、藝州まで潛幸あらせらるる計畫であつたことを知ることが出來る。

此の會合・合議・協定が終ると、忠義・西郷の一行は、卽日夜半に總隊を率ゐて三田尻を出帆し、二十三日、

いよ〳〵大擧して入京するに至つた。

【十二】長州藩兵も亦た出動

十月二十六日、鹿兒島に歸るや、即日登城して藩主に大決心を促し、十一月十八日、長藩との合議纏れば、即夜纜を解いて發向し、長兵來らば大阪に待つべしとし、自からは京都に進んで大勢を把握し、皇室と薩藩とに寸分の間隙あらしめざる働きを爲したのは、實に西鄕の必死の働らきであり、且つ彼れの大著眼であつた。

如何なる場合にあつても、薩藩は勤皇の主動力たる地位を失はなかつた。而うして西鄕は、薩藩の中心であつた。西鄕足跡の印するところ、是れ實に勤皇の波濤の寄するところであつた。

當時、長州は一代の俊傑高杉東行を失つて、その機鋒は著るしく停頓の形があつた。併も尙ほ木戸あり、品川あり、伊藤あり、井上あり、奇兵隊一團の精英は、君父の仇は倶に天を戴かざるの氣慨をもつて、今や討幕の壯擧に、積年の鬱怨を霽らさんとしつつあつた。

薩藩の中心的勢力が東上し去つた後、長藩は徐ろに隊伍を整へ、薩藩と相呼應して、大阪にその兵力を集中した。當時長兵出動の事情は『忠正公勤王事蹟』に詳記されてゐる。今その一節を左に摘記して、討幕運動の發動を見るの一端に供しよう。

忠正公勤王事蹟（中原邦平述）

『……二十一日（十一月）には廣澤兵助が廣島に參りまして、御手洗港會合の手順を申合はして居ります。此の日、堅田大和を山陽道の總督として、後軍を率ゐて出發することに忠正公からお命じになりました。二十五日に毛利內匠は、自分の引率する兵を鞠府の松原に集めまして、軍令を讀み聞かし、さうして一同八田島社といふ神社に參拜して、神明に誓ひ、豫定の順序に從つて、各〻船に乘りまして、其の夜半に七八發の祝砲を放つて出發しましたが、その船は鞠府丸・癸亥丸・丙辰丸・丙寅丸・滿珠丸・庚申丸・乙丑丸の七隻でございます。その中、癸亥丸・丙辰丸・庚申丸は帆前船であるから、蒸汽船の鞠府丸・丙寅丸・滿珠丸などが、引船で出發したのです。

……二十六日に御手洗港に着すると、廣澤兵助は黑田益之丞・船越洋之助（船越衞）と共に同港で待合して居りましたから、毛利內匠は參謀を拉れて上陸し、西宮に着する前後の手順を打合せ、二十七日の夜、藝艦一隻、先づ發し、長州の諸艦、之に次いで發しました。

……二十八日の夜淡路島に着きまして、藝州の迎船の來るのを待つてゐると、二十九日に藝州の萬年丸が參りましたから、其船に誘はれて西宮に向ふと、西宮には幕府の步兵が百人ばかり宿泊して居るといふことであつたから、或は之れと意外の衝突を生ずるかも知れぬと云ふので、忽ち方向を變じて、打出濱に上陸し、

親王寺といふ寺を本陣に定めましてさうして諸兵は打出町に宿泊しました。そこへ薩摩の黒田了介、黒田嘉右衛門、村田新八の三人が參りまして、京都の形勢を告げ、山田市之丞(顯義)を連れて京都に歸りました。さうして藝州からは幕府へ屆書を差出しまして、先達て長州の末家及び吉川監物以下、先づ上阪を見合せよと云ふお達は、確かに長州へ屆けましたけれ共、其時は毛利淡路名代平六郎以下、皆出發の後でございましたから、御手洗港で待受けて其旨を達しました處が、是迄の必死國情であるから、一旦國を出立した以上は、途中より引返すことは事情が許さぬといつて應じませぬ。で是非大阪近在まで上つて、朝廷の命を待ちたいと斯う申し張りますから、止むを得ず誘引して、西宮に着航しましたと屆け出しました」云々。

斯かる表面の云分において、堅田大和の本隊は、堂々として進軍し、十二月二日尾の道に屯營し、毛利平六郎、富庄主水の一隊は、五百五十餘人を率ゐて、十二月朔日、三田尻を發し、同八日尾の道に著して、堅田の軍と合するに至つたのである。そして彼等は大阪に集合し、滿月の如く引きしぼられたる弓のやうに、機運の熟するを待つた。

思ふに是れ元治元年、蛤御門戰爭以來の出兵であつて、長州にとつては實に千古雪辱の出軍であつた。

【十二】長州藩士の陳情書

かくして薩・長の兩軍は、次第に近畿に向つて集中せられ、天下いよ〳〵騒然たる有樣となつた。殊に長兵の

上陸は、幕府側において、最も重要視し、之れが對策に就いては、頗ぶる腐心した痕跡がある。

攝津西ノ宮に屯集した長州軍は、參謀楫取素彥、國貞直人兩人の名を以つて、一篇の陳情書を認めて、之れを在京薩州・藝州兩藩の重役に宛てて提出し、朝廷へ取次がれた。陳情書に曰く、

長州藩士の陳情書〔慶應三年十一月〕

先達而、朝廷御召登之段、御達有レ之之砌、末家中氣分相違罷在、重大之御沙汰筋等閑に相送り候儀、恐入候付、不ニ取敢一家老計發途爲レ仕候段、及ニ言上一置候處、末家之內、病氣少に而も快候はば、一同大阪表え可ニ罷出一との御事に付種々保養相加候得共、今以て爾と無レ之、餘り遷延仕候間、幾重にも奉ニ恐入一候付、淡路名代、毛利平六郎家老毛利內匠、監物名代、宮庄主水、一同上阪爲レ致度、兼て藝州御誘引之約束に付、出張候處、於ニ御同〔?〕洗一、重て朝廷より御沙汰被レ爲候迄の處、上阪被レ止候段承候得ども、今般於ニ朝廷一、大政被レ爲ニ聞食一、猶列藩之公議を被レ盡、御基本可レ被レ爲レ立、被ニ仰出一候旨、承知仕、皇國之大變、不レ過レ之奉レ存候。然處、是迄弊邑之儀、奉レ蒙ニ天譴一、意外之干戈に相及候次第、毫末も奉レ對ニ朝廷一、異心無ニ御座一候得共、大膳父子においては、不レ奉レ堪ニ恐縮一候得共、於ニ武門一、不レ可レ止之場合と相成、右時宜に及申候。父子勤王之至誠、天地不レ愧之士民、一圖に思込候情義難ニ默止一、屢以ニ御所傳一、幕府え言上仕候得共、微衷更に徹上仕兼、必定中間擁蔽、暗雲覆ニ天日一義と、晝夜泣血罷在候處、豈圖今日之御機會と變轉仕

實に大旱雲霓之懐を爲し、西之宮迄至宿仕、御沙汰相待罷在候間、此上は、幾應も、宿願貫徹仕候樣、奉ニ至願ー候。右之趣、朝廷向え宜敷御取計度〔?〕御願申候。以上。

丁卯十一月〔慶應三年〕　楫取素彦
國貞直人

薩州御藩　京詰御當役中樣
藝州御藩　京詰御當役中樣

單に衷心を披瀝し、陳情歎願に及ぶといふだけならば、何も大兵を擁して東上するには及ばぬ。事は末家或ひは家老中の重立ちたる數者の東上を以つて事足る筈である。既に東上に及ばぬといふ御沙汰があつたにも關はらず、見て見ぬ振り、聞いて聞かぬ振りをして、却つて威風堂々、三千に近い大兵を提げて、乘込んで來るといふのは、唯事ではない。

如何に鈍痲してゐる幕府でも、既に薩・長・藝の密約ぐらゐは、薄々ながら聞き知つてゐる以上、先きには三千の薩兵が、島津忠義、西鄕吉之助に率ゐられて東上し、相次いで長兵二千數百が、西の宮に屯陣したと聞いては、機いよ〳〵切迫したぐらゐの感じを懐かない理由はない。

【十三】　五卿及び毛利侯父子の赦免

之れに對する幕府の處置は、從前のやうな强硬なる態度をとることが出來なかつた。旣に慶喜が大政を奉還した後のことであるから、いはば內閣總辭職後の出來事といふ形であつて、それに猛斷を加ふるの氣力もなければ、勇氣もなかつたのである。

幕府に對して最も强硬なる意見を唱へたのは、いふまでもなく京師守護の任を帶びてゐた會津、桑名の二藩であつた。彼等の主張するところは、朝命を無視して强ひて東上するのは、必らずや異心を懷くものに相違ないから、速かにその兵を徹して歸國を命ずべきである。又た之れと同時に情を知つて長兵の東上を誘導したる藝州藩に對しても、嚴正なる糺問を爲すべきであるといふにあつた。

固より幕府においては、その從來の關係からいつても、又たその政策上からいつても、會・桑の主張するが如くするのが、當然の處置であつた。併しながら幕府は旣に骨拔きとなつてしまつてゐるから、かかる儼然たる態度に出ることが出來なかつた。十二月二日、板倉伊賀守と、松平大藏大輔とが、二條城に會して、長藩に對する態度を合議した結果は、

『旣に慶喜は大政を返上して居り、朝廷におかせられては諸大名を召させられて、國政を議せられるお達しもある事であるから、それまで暫らく朝命を以つて大阪に滯在せしむるのが、極めて穩當であらう』

といふに決し、同日松平紀伊守よりして『上阪して兎角の沙汰を待つべき』旨の達しがあつた。

越えて十二月五日に至つては、板倉伊賀守は諸藩に令して、長藩問題に關しては、一に朝廷の御沙汰によつ

て、事を決するの外はないから、諸藩においては、單獨に朝廷に向つて、兎角の運動がましいことがあつてはならぬと嚴達した。

翌六日には、之れに對する宮廷の方針を決すべく、二條攝政はその邸に九條道孝、大炊御門家信の左右大臣を初めとして、近衛・鷹司の兩前關白、山階宮、廣幡兩内大臣及び議奏正親町三條實愛、柳原光愛、葉室長順、長谷信篤、傳奏日野資宗、飛鳥井雅典の諸卿を召致して合議するところがあつた結果、遂に毛利敬親父子、及び太宰府に西竄中の三條等五卿を、赦免するの朝議を決するに至つたのである。

十二月八日、毛利氏に對して下されたる朝廷の御沙汰書は、次の如くであつた。

毛利敬親父子赦免の御沙汰書 〔慶應三年十二月八日〕

今度大樹、奉レ歸ニ政權一、朝廷一新の折柄、彌々以天下之人心居合不ニ相付一候に於ては、追々復古之典も難レ被レ行、深被レ惱ニ宸襟一候。且來春御元服、並立ニ太后一、追々御大禮被レ爲レ行、且又先帝御一周に相成候に付、猶更人心一和、專要に被ニ思召一候間、先年來、防長之事件、彼是、混雜有レ之候得共、寛大之御處置、被レ爲レ在、大膳父子、末家等被レ免ニ入洛一、官位如レ元被レ復候旨、被ニ仰出一候事。

＊　＊　＊　＊

之れと同時に文久二年以來、勅譴の身となつて、西國に潛行しつつあつた五卿に對する、赦免の御沙汰書も

發せられた。

五卿赦免の御沙汰書 〔慶應三年十二月八日〕

頃年天下紊亂、人心不和を生じ、況外國之交際、日々隆にして、國家の安危、危急之秋に候。然に、今度朝政一新、追々舊典復古、且明春御大禮被レ爲レ行候御時節に候間、人心一和を先務と被レ爲レ遊、近來幽閉之輩を被レ爲レ解、往々無二怨志一、人和一齊し、沿革大成、整レ內治レ外之次第、可二相立一と被二思召一候間、奉二戴御趣意一、上下和親し、皇國之情態、可レ存候事。

別紙

三條西季知
三條實美
東久世通禧
壬生基修
四條隆謌

右先年以二一族一可二義絶一、被二仰出一候處、今度被レ止二其儀一、入洛復位被二仰出一候事。

於レ官者、可レ稱二前官一、尤入洛之上、闕官之節、追々可レ被レ復候事。

ここにおいて、久しく天日を拜せざりし、貶謫の五卿も、待てば海路の日和ありで、至誠天朝に達し、再び紫闕を拜するの身となつた。

尙ほ、途上病を以て殪れたる、錦小路賴德、及び生野の銀山の義擧に加はり、一黨敗殘の後、行衞不明となつてゐた、澤宣嘉の兩卿に對しても、亦た次のやうな、恩命を降された。

錦小路賴德

旣雖ニ死去一、被レ止ニ義絕之儀一、可レ稱ニ元官位一、被ニ仰出一候事。

澤宣嘉

住居雖レ不ニ分明一、被レ止ニ義絕一候旨、被ニ仰出一候事。

住居分明候はば可ニ言上一候事。

聖恩まことに枯骨に及び、謫臣に到る。皇政復古の前衞として、慶祝に堪えざるところである。昨日は勅譴を蒙むるの身も、今日は宮廷に登つて、維新の功臣と爲る。百歲の後、誰れか聖恩に感じ、千載の下、誰れか道機の二揆あるを疑はん。

* * * * *

斯くの如くにして、事は勤皇諸有志の欲するが如く、順調に開展して行つたが、事是に至るまでには、固より薩・長兩藩士の奔走もあり、岩倉を初め、勤皇諸卿の斡旋もあつて、遂にその素志の貫徹とはなつたのである

が、ここに更らに見遁すことの出來ないものは、徳川慶喜の態度であつた。

會・桑兩藩の欝勃たる義憤と不平とを、靜かに壓へつつ、慶喜が一切を朝廷の意志に隨順するの態度に出て、敢へて私意私憤を挾さまなかつたことは、實に見上げたる態度であつたといはなければならぬ。

大政奉還以後の徳川氏なるものは、その態度は弱きを以つて最上の策とすべきであつた。何故なれば、彼れが若し一威を振へば、一威を振ふ丈け、それだけ時勢を混亂せしむるものであり、將に萠え出でんとする、皇室の新威力を阻礙するものとなるからであつた。

慶喜が夙に此の點に著眼して、薩・長より如何なる祕策を用ひて、彼れの憤激を買はんとしても、終始一貫して、唯々諾々、命惟れ隨ふの態度に出たことは、徳川氏をして終りあらしめたものであると同時に、亦た明治の御一新をして、極めて順調平穩ならしむるものであつたといはなければならぬ。

【十四】徳川氏に對する主從の情誼

併しながら、慶喜が、斯の如き弱者的態度をとることは、非常なる困難が伴なつた。慶喜の心情は如何にもあれ、徳川三百年の恩顧を受けた親藩に至つては、名もなき浮浪の徒の爲めに、若しくは薩・長の爲めに窮地に陷いられて、おめ〳〵とその術策に乘ぜられて行くことが、何としても堪え忍び得ない痛恨事であつた。

抑々慶喜が大政奉還の建言をなし、直ちに勅許あらせられたる時、江戸城老中に對しては、松平定敬、板倉勝

静の名を以つて報告書を發し、事情を通じて動搖せざるやう戒告した。此の書は十月十六日附を以つて發せられたが、該書の要領に曰く、

松平定敬・板倉勝静より在府老中へ與ふる書　〔慶應三年十月十六日〕

以二内狀一啓上致し候。寒冷之節御座候得共先以上樣益御機嫌能被レ遊二御座一、御同意恐悦奉レ存候。一二各樣方、愈ヽ御清祥被レ成二御奉職一、奉レ賀候。然者、過便申進候通、御國體之儀に付、思召之御趣意、御奏聞相成候處、昨十五日御参内被レ爲レ在、表狀を以、申進候通、於二朝廷一御聞屆相成候趣、諸役人へ御達相成候はゞ、必定議論沸騰、或は激動、或は解體致候者も可レ有レ之、此處甚御心配被レ遊、御直筆をも被レ下候間、右之趣意、篤と御了得被レ成、過便にも申進候、當今内外之形勢を御熟察之上、皇國之御爲、御至誠之御赤心にて、被二仰立一候儀に付、誠に以恐入候御趣意之程且又是迄之御體裁も有レ之處、一時に御大變革被レ遊候付、驚愕之處より、當節時勢之切迫より、被二仰立一候などと、輕易に相心得、一己之私心を立候樣之者有レ之候ては、御趣意に相悖り、愈以恐入候儀に付、上樣にも、夫是之儀、御心配被レ遊、御供役々え御直諭も被レ遊候程之儀に御座候間、呉々御誠意貫徹致候樣、役々え御説諭可レ被レ成候。尤上樣思召は、前書之通、只皇國の爲め、御誠意を被レ爲レ盡候御儀にて、君臣之身に於ては、實以恐入、感泣之至、人心有レ之者は、必感激、奮發勉勵、愈以御實力相立候樣、銘々可二存込一儀に御座候得共、當世之人情、御趣意取違ひ落膽いたし候者、無レ之

とも難レ申候間、此上は御旗本、御家人の面々、實に御奉公可レ仕期と相心得十二分奮發可レ致樣、是又御教諭可レ被レ成候。委細者、原彌十郎〔目付役〕へ被二仰含一、歸府被二仰付一候間、同人よりも、御聞取可レ被レ成候。

〔以下政權奉還に依つて生ずる、内外政務の五箇條を記せるも、之れを略す。〕

十月十六日〔慶應三年〕　　伊賀守〔板倉勝靜〕

越中守〔松平定敬〕

江戶御同列中〔老中〕樣

此書が發送せられて後、幾何もなくして、慶喜は更らに將軍職の辭表をも朝廷に提出した。それは十月二十四日の事であつた。

德川慶喜の將軍職辭退の上表〔慶應三年十月二十四日〕

臣慶喜、昨秋相續仕候節、將軍職之儀、同く御辭退申上、其後、厚蒙二御沙汰一候に付、御請仕、奉職罷在候處、今般奏聞次第も有レ之候間、將軍職御辭退奉二申上一度、此段奏聞仕候。以上。

十月二十四日〔慶應三年〕　　慶喜

茲に到つて、名實共に、慶喜は大政を奉還した譯であつたが、此報も追々江戶城に報告せられた。ここにおいて乎、江戶おける德川親藩の態度は、頗ぶる動搖せざるを得なかつた。

慶喜は『大義親を滅す』るの心によつて、徳川十五代の大屋臺を疊んで、一切合切、朝廷に奉還して、綺麗薩張りとした、湯上り氣分になつたかは知らぬが、永い間、徳川氏に隷屬した者共にとつては、洵に悲憤やる方なき次第であつた。

* * * * *

書面では、京都の事情も解り兼ねるといふところから、十月二十四日閣老稻葉正邦は江戸を發して上京し、慶喜の心中を問ひ試むることになつた。江戸においては、稻葉の歸來を待ちあへずして、紀州藩主徳川茂承が主唱者となり、赤阪の藩邸に譜代の諸侯を招致して『徳川氏に對する主從の情誼を重んじ、同心戮力すべき事』に就いて凝議し、十一月五日、茂承はその臣下の士をして、旗本の重臣、諸侯の重役、一門の主だちたる人々を招かしめて、之れに左の如き趣意書を示して、徳川氏に對する信義的態度の一致を決心せしめた。

徳川茂承の趣旨書（慶應三年十一月五日）

今般、御復政之御擧、御曠世の御猛斷、大公至誠の御英斷より、被レ爲レ出候御儀、實に不レ奉レ堪ニ感泣一次第に候。併、御連枝、御譜代臣子の面々より奉レ論候得ば、九重御幼沖、輦下御動搖之折柄、御祖宗奕世の御大業、卒然一朝御辭解に相成候段、爭てか座視傍觀し奉るべき。悲憤痛惋、此事に候。此上は利害得失を不レ顧、各徳川氏の爲に、忿君臣の大義を砥勵し、數百年の御厚恩に報候外、無レ之義と被レ存候。抑東照宮、御武徳

を以、天下を戡定被レ爲レ在、大に內外諸侯を封ぜられ候てより、何れも、君臣の分を守り候事、殆んど今に三百年、其功德の盛んなる、實に前古以來、御比例も無レ之候處、近年草莽不逞の徒、奸說を蠱張し、禍を蕭牆の內に釀し、次第に御羽翼を奉レ殺、御孤立の勢に相成候より、旣に近來討幕の企相唱候に至り、叉一變して今日の御場合に奉レ陷、剩へ萬石以上の進退は、今より兩役にて被二取扱一候旨、被二仰出一、且叉、御召の諸侯上京の上は、王臣と相心得候樣、御沙汰も出候哉の趣、實以て奉二恐入一候次第にて、一旦右朝命相下候上は、卽日幕府と君臣の恩義も相絕候處より、叉候、如何樣の異變出來候哉も難レ計、實に寒心之至りに候。夫子弟功臣を建立し、夫々大封を被二宛行一候儀は、申迄も無レ之事に候へども、私愛の御偏情より出候儀にては萬々無レ之、斯る御時勢に社、飽迄も扶持臣救の爲に被二建置一候處、昇平數百年、上下の情隔絕致し、君臣の恩義、澆薄に赴き、御連枝、御譜代の向迄も、各其民土を私し、自ら開拓封植致候心得に相成、甚敷は從來奸說に籠絡せられ、往々幕府と君臣の大義を忘れ、斯る御大難に臨み、不レ計も不忠不義に陷候も難レ計、近來國家御多難の折柄、御親藩其外各天幕の間に周旋し、聊臨機の大權、不レ被レ爲レ失、御宗祖の御大業を全くし、御恢復の一途に候處、遂に臣僕の諸侯と御比肩の德川家に被レ爲レ成候御事、實に冠履顚倒、綱常掃地とも可レ申。嗚呼、歲寒して松柏の後凋を知る。誰か幕府と君臣の大義を明にし、寧ろ忘恩の王臣たらんより、全義の陪臣となり、益砥節奮武の目的相立候へば、卽ち依然德川氏を不レ被レ失、世運御挽回の期も可レ有レ之哉と奉レ存候。猶御深算之御見込も有レ之候はば、爲二國家一、わけて御示し有レ之度候事。

卯十一月五日（慶應三年）

今日の世情よりして之れを見れば、徳川氏の私情に捉はれて、我が日本の國體の本義に目覺めざる議論であることは、何人も之れが判斷に困しまぬところであるが、當時にあつては、情において斯くあるべき道理も、充分に存在して居つた。

封建政治の基礎を爲してゐる、主從的道德觀念からすれば、彼等が『忘恩の王臣たらんより、寧ろ全義の陪臣たらん』といふ觀念を生じたことは、當然の結論であつた。

朝廷に對しては、何等の恩怨もないが、徳川氏は累代の恩主であり、之れあるによつて臣下の今日があると思ふ者にとりては、徳川氏の爲に、その主從の情誼を盡し、社稷を擲つても之れに對する臣義を完うせねばならぬとの考へは、單り紀州藩のみに限らず、凡そ親藩と稱せれる諸侯及びその一門の考ふるところであつた。

殊に庄內藩主の酒井忠篤の如きは、大名の稱を辭退し、固より官位をも返上して、單なる徳川氏の臣下となるの嘆願書さへ提出したくらゐであつた。

* * * * *

玆において、大いに考へざる可からざるは、即ち君臣の大義である。詳しくいへば、數限りもないが、要するに徳川時代には、君臣の名分が、甚しく紊れてしまつた。林羅山（道春）が朝鮮國王に與ふる國交文書に、將軍の名を『大君』と書したのは、相手方の『大院君』に對等する爲に、『院』の一字を除いて『大君』と書いたので

あるとせられてゐるが、『大君』といへば、直に至尊と感ぜらるる我國において、如何に國外への文書であるからとて、將軍に『大君』の文字を冠するのは、潛上の沙汰である。

又た新井白石（君美）が『大君』を廢して『國王』と書したのも、愈々改惡である。是等は皆、大義名分が廢れたからのことで、古へ推古朝の時に、隋王に致すの國書に『日出處天子』書を『日沒處天子』に致すと記し、或は『東天皇。敬白西皇帝。』と記された文字の、儼として名分を劃せられたのに見ると、天地霄壤の差といふべきである。

水戸の藤田幽谷（一正）が、『蒲生君藏墓表』を記した中にも、

開闢以來。天祖之胤。世々傳レ統。君臣上下之分。嚴乎無レ紊。宇宙之間。孰能及ニ我神州一者、故日出處天子。日沒處天子。雖レ交ニ大國一。不ニ肯苟讓一者。惜ニ夫名一也。云々。（文政元年秋八月）

と明記してゐる。德川義公（光圀）が『大日本史』を編纂したのも、要は君臣の大義、忠邪の名分を明らかにするに在つて、主從、學統を相繼いで、世に謂ふ『水戸學』なるものを形成するに至つてゐる。

赤穗義士の頭目、大石内藏助が『君父の讎は倶に天を戴く可らず』といつた『君』とは、淺野侯を指ざしたのであつて、德川時代には『君主』といひ『君公』といひ『君侯』といひ『主君』といふのは、皆な已れの奉ずる藩主を稱したもので、それが一般の通例であつた。

肥前藩の枝吉南濠が、藩主の前に出て『日本で君と申上げるのは、天子様ばかりで、殿様と我等との關係は、

主従と申すものでござる。然れば我等は、殿樣に對して、君とは申上げません』といつたのは、頗ぶる卓識である。殊にその子の枝吉神陽に至つては、『大日本史』すら、名分を誤まつてゐるとして、『將軍家臣傳』の目のあるのを、批難してゐる位である。

筑前の志士、平野國臣〔二郎〕が、文久三年〔癸亥〕十月、但馬國生野の銀山で、勤皇の義軍を擧げた時に、長州三田尻から、筑前の同志に與へた訣別書に、

平野國臣が筑前同志に送りし訣別書〔文久三年十月一日〕

各君御壯從、奉レ賀候。天下ノ形勢、定而御承知可レ被レ成、如何御因循被レ成候哉、臣子之忍フ所ニテハ有レ之間敷候。君臣は天下公道、主從ハ後世之私事歟と、發明仕候。六親叛而大孝顯レ、大道廢而有ニ仁義一モノニ御座候。天朝立テ、各藩立、神州有テ、各國有、何ソ其末ニ泥ミテ、其基本ヲ助ケサランヤ。今日之急務、○〔斷〕之一ツニ在。鬼神モ之ヲ避ルト謂ハスヤ。區々トシテ株兎ノ小計ヲナスハ、小人也。愚俗也。謹而豪傑之實功ヲ見給フヘシ。不日ニ一軍之兵勢ヲ擧動シ、天下之耳目ヲ驚シテ可レ入ニ貴覽一候。能目ヲ拭、耳ヲ洗テ、十五日ヲ待給へ。再會難レ期、匆々頓首謹言。

皇十月朔〔文久三年十月一日〕　平の二郎國臣

鷹取養巴君

月形到君
江上榮之進君
淺香市作君
筑紫守君
森安平君
　其外英傑中

今しばしまてやみやこのはなもみち
　みゆきある世となさてやむへき

若めさす春なからすや神無月
　大内山はもみちするとも

大王にささけあまししわかいのち
　いまこそすつる時は來にけれ

君臣の義、主從の別、これほど明瞭に論斷したのは、流石に勤皇の大義を提唱した平野國臣である。勤皇精神からいへば、これほど判明してゐることが、不明瞭になつてゐた時勢であるから、維新と共に去就に迷ふ者が出來、進退を謬まるものを生じた譯である。嗚呼、常に正さざるべからざるものは大義、明らかにせざるべからざ

るは名分なるかなである。

【十五】 德川慶喜の諭告書

抑說、江戸城中における諸大名の意見は、殆んど一致して大政奉還に反對であつた。既に奉還されたる大政に對し、云々するものはなくても、何處までも幕府に對する主從の義を重んじ、天朝の臣たることを屑よしとしなかつた。

芙蓉の間有志中の小栗忠順（上野介）の如きは、熱列なる幕權維持論者で、その外帝鑑の間の諸侯、諏訪忠誠等、雁の間諸侯、土屋寅直等、菊の間諸侯、安部信發等、溜の間諸侯、酒井忠篤等、柳の間諸侯など、各ゝその態度を協議し、德川氏累代の恩義に對し、その情義を完うせんことを誓ふに至つた。

在京の慶喜は深くこの形勢を憂ひ、十一月十日附を以つて、左の如き諭告書を、江戸城に送つて、その心事を披瀝し、且つ天朝に對し奉つて、臣下の分を盡すべきを訓誡した。

德川慶喜の諭告書（慶應三年十一月十日）

今度、我獨斷を以て、非常の大變革をなせしは、素より見る處あるによればなり。其方共におゐて、當家之爲め甚だこれを憂へ、一身に換て東歸を促す。赤心の懇切、實に二百餘年來、君臣膠漆之情義、さも可レ有レ

之、深く滿足依賴する所なり。我れ我が家を思ふ、亦其方共に異ならず、何とて謂なく、一朝に祖宗以來、所受之大典、雄圖を變ずる理あらんや。近年、政權二途に出るの勢ひに至るも、時運之所レ使レ然、況や外國交際、日々盛なるに當り、此儘荏苒歲月を送れば、決而永世皇國鎭靜、當家安寧の見据無レ之、大いに憂る處あるにより、深く思ひ遠く謀り、皇國之大權を一にし、天下と協同會議、全國之力を盡して事に從て、海外萬里と可ニ並立一之大業可レ期なり。其方共於ても、皇國當家の爲め、所レ盡を熟考し、今日我爲に所レ慮之至懇は至切之忠膽、義志を苞蓄し、夙夜懈る事なく、職事に勤勞せん事、偏に所望候。我、久敷京師に客居し、懷鄕之情、甚切なれ共、公武の務め更に餘暇なく、昨秋相續以後は、關東人心之勤惰、向背にも拘る故、愈々以て東歸之念、日夜無レ止といへども、國家多事の時にあたり、辱くも先帝以來、厚く朝廷之殊遇、寵賴を蒙り、君臣之情義、卽今禁闕之側を離るる能はず、實に進退維谷とも可レ謂なれ共、强忍擔當、偏に名義を重んじ、朝廷を尊み、祖宗に事ふ。我困心衡慮之難、諒知すべし。抑々屈伸消長は自然之運、大道を履んで、時運に隨而、時に應じて活動するは、英雄之所爲なり。我不肖といへ共、東照神君之血胤を汚し、當家を相續し、國家之爲め、誓而所レ盡あらんとす。其方共於ても、尙二百餘年安眠坐食の恩に報ゆる秋と思ひ、義膽を練り、職事に勵み、我を輔けて、聊も怠るなかれ。此旨諸役人、末々えも可ニ申聞一候。

十一月十日〔慶應三年〕

その心情は如何にもあれ、その說述し來るとこは、慥かに皇國の大道を指示するに足るものであつた。しかし

乍ら、諸侯の間には、慶喜が水戸家の出身であることを好まないものもあり『水戸遂に德川を滅ぼす』といふ感情を懷くものもあつて、古るき大殿堂の崩解を悲しむものと、德川氏に對する積年の情誼を重んずるものと、相錯綜し『全義の陪臣』たらんとするの傾向は、一朝にして解くべくもなかつた。

諸侯の態度を以つて、一片の私情に過ぎないといへば、それまでのことであるが、封建制度の中軸を爲し來つた、彼の武士道の指すところによれば、累世恩義の主の爲めに、その沒落を悲しむの情は、寧ろ當然の歸結といはなければならなかつた。藩主に對するの忠義は、之れを移せば將軍家に對する忠義となり、更らに之れを進むれば、天朝に對するの誠忠となるのであるから、諸侯及びその家中が、幕府の崩解に對して濺いだ悲淚は、之を大局より觀る時は、又た實に尊むべき武士道精華の發揚と見なければなるまい。

大義を以て論ずれば、云ふべきやうもないが、伏見、鳥羽の戰爭も、要するにこの悲淚義憤より起り、次いで上野の戰爭となり、更らに東北の戰亂となり、彰義隊、白虎隊の名は、史上に燦然たる光彩を放つに至つた。勢ひの已むを得ざるものあつて、天朝に反し幕府に與みするの形となつたところから、彼等は不幸にして、賊徒の汚名を蒙むるには至つたけれども、その胸臆裡に熖ゆる義烈なる士心に至つては、千古に稱して餘りあるものがあるといはなければならぬ。

同じくこれ同胞、同じくこれ國民、國を思ひ、主に忠なるより發するの日本武士道の精神たるにおいて、敢へて寸毫の變りはないといふべきである。

【十六】卓立せる德川慶勝の意見

大政奉還よりして、德川氏親藩を初め、因緣深き諸侯の間において、德川氏とその運命を共にしようとする氣分は、いよ〳〵濃厚となり、殺氣關東に漲り、風雲は日に暗澹となりゆくの狀があつた。此の時に當つて最も力あり、慨然として風雲を捲き起さんとしたものは、會・桑の二藩であつた。

會津藩主は、守護職として夙に先帝孝明天皇の殊遇を受け、京都における兵馬の權を掌握する雄藩であり、藩主松平容保は、年少氣銳にして勇斷に富み、加ふるに精悍無比を以つて誇る、所謂會津武士を擁してゐるので、天朝に對しては寸毫の異心をも挾まないが、薩・長に向つては、滿腔の怨恨を湛へてゐる。之れと肩を並べて、所司代の重職に在るものは桑名藩で、共に京都の大局を左右するの實權を把つてゐる丈けに、おめ〳〵と薩長の頤使に甘まんずるを屑よしとしないのは、固より當然であつた。

此の時に當つて、御三家の一にあるの身を以つて、天朝に對するの大義を明らかにし、會・桑兩藩の京都撤退を要求したものは、實に尾張大納言德川慶勝であつた。

慶勝は曩に第一征長の際に、征長總督を以つて西征した人で、深く西鄕を任じ、一に彼れの雅量に委して、局を結ばしめたことがある。第二征長には極力反對を唱へ、幕府の爲めに大義を誤まらざらんことを力說したるなど、その出處進退は一きは俗群を拔くものがあつた。彼れの人物の容易ならざるを知ると共に、又た彼れの背後

に、名臣の存在するものあるを思はしめた。

會・桑の憤激は、私情において左もあるべきは、固より慶勝の見逝すところではなかつた。併しながら、土佐の大政奉還論を尻目に掛けて、大兵を中央に集中しつゝある、薩・長兩藩の肚の底をも、彼れはその透徹したる巨眼を以つて、明らかに洞察して居つた。

故に慶勝は惟へらく、會・桑若し情に激し、我より事を發するにおいては、薩・長にとつては、好個の口實であつて、彼等は是れによつて、討幕の宿願を達しようとするに相違ないと。德川氏をして、名實共に、天朝に對する恭順の實を完うせしむるには、一切の私情、私憤、私怨、私恨を捨てて、何處までも、弱者としての恭順を披瀝するの外はないのである。是れ德川氏をして終あらしむる、唯一にして無二の退途であるのみならず、私かに密勅を握つて機會を覗へる、薩・長をして討幕の名義なからしむる最善の方法でもあるのだ。

慶勝がここに著眼し、會・桑の京都撤退を力說したのは、實に千古の卓識といはなければならぬ。十月二十二日附を以つて、慶勝が、守護職松平容保に向つて送つた書信の大要には、實に次の如き意味の文言が記されてあつた。

『……足下久しく職を京都に奉じ、功績既に顯然たれば、もはや功成り、名遂ぐるの時機であらう。ついては一旦地位を轉ぜんこと、自然の天理に協ひ、朝家の御爲め、幕府の御爲め、別しては貴家の御爲めであらう。尤も貴家は世々武勳の家柄であるから、藩臣の間においては、固より區々紛々たる議論もあるに相違な

いが、機會は今日に在る。宜しく斷然決意、京地を退ぞくは大義の示すところである。朝、幕よりも、いづれは夫々御沙汰あるべきも、足下自から先づ心に決するところあり、篤と藩中に御諭告あつて然るべきであらう……』云々。

併しながら、既に殺氣立つた會藩の主從は、此の言を以つて頗ぶる意氣地なきものとして顧みず、後には近衛前關白父子よりして、天朝の內意を以つて會藩に臨んだけれども、一顧をだにも與へられなかつた。

德川慶勝は十月二十七日、自から京都に入つて、幕府一族をして、朝意に隨順せしめようとしたが、固よりその意を達すべくもなかつた。慶勝が朝廷に向つて奏上したる文書の一端に『臣慶勝、親藩として輔翼の道を誤り、遂に今日の形勢となれるは、惶懼戰棘の至に堪へず。臣久しく殊遇を忝くして過分の官爵を汗せり。願くば御降奪の御沙汰を賜はらんことを』

といつてゐるのは、德川親藩としては、異數の出所としなければならぬ。

伏見・鳥羽の戰爭は、慥かに無名の戰である。之れによつて幕府が賊名を蒙むつたことは、千載に拭ふべからざる汚名であつた。當時若し慶勝の卓言にして用ゐられ、會・桑共に兵を收め、その鄕國に歸順して朝命を待つの態度であつたならば、薩・長果して何によつて討幕の名義を作成したであらうか。思うて玆に至れば、尾張侯の著眼は、超かに俗說の上に卓立するものといはなければならぬ。

【十七】 阪本・中岡の横死（一）

兩雄枕を並べて倒る

諸侯の形勢はやうやく不穩の兆が現はれ、『忘恩の王臣』云々の語を發するに至つては、朝廷においても默することが出來ないので、朝廷より慶喜に向つて、之れが鎭撫の御沙汰書を降さるるに至つた。

徳川慶喜に降されし御沙汰書 〔慶應三年十一月〕

今般國體復古之御大業者、大樹至誠至忠之方寸より出候而、鎌倉以來數百年之流弊を、一時に脱却致候事、皇國之幸福不レ過レ之候。然る處、關東在之諸侯、官位返上、忘恩之王臣たらんより、至義の陪臣たらんと欲する族も有レ之、冠履顚倒、名分蒙昧、大樹之美意に戻り候事者不レ及レ申、抑々皇國億兆之人民者、天祖之所ニ胚胎一、上御一人といへども、御專制難レ被レ遊事、勿論に候。然るを陪臣之分として、皇國之土地、人民を抑領私有致し候大罪、皇憲之所レ不レ許、大樹速に加ニ理解一、其上於レ不レ用者、可レ被レ加ニ誅戮一歟。國事多端之折柄、軍旅行屆兼候はば、西國之大諸侯に命じ、速に王憲を可レ被レ正旨、御沙汰候事。

十一月〔慶應三年〕

以上勅諭の文面においては、明らかに皇國の大本確立を示させられ、且つ隱約の間に討幕の擧あるべきを示され、且つ之れが任に當るべきものが『西國の大諸侯』とあるは、その薩・長兩大藩を指目し給うてゐることは、旣に最も明瞭なるところである。

慶喜は之に對し、只管その淺德菲才を嗟嘆するのみであつたが、幕府黨の諸有志は、當時旣に京都を中心として、騷然として何事をか企てんとするものの如くであつた。

會津藩の廣澤安任、手代木直右衞門、紀州藩の三浦安、大垣藩の井田讓、新撰組の近藤勇の一黨などは、當時京都を中心とする近畿一帶に出沒して、手に唾して將に風雲を起さんとしつつあつた。

西鄕、大久保等は、時恰かも密勅を奉じて、薩南に歸つた後のことで、京都留守居の薩藩士は、僅に八百人に過ぎずといはれ、吉井、伊地知のあるのみであつたので、流石の岩倉も、頗ぶる憂慮するところがあつたと傳へられてゐる。

十一月十五日に至つて、土佐の二傑、阪本龍馬、中岡愼太郎が、何者かの爲に刺殺さるるに至つたことは、更らに一層、勤皇派の人々を激發するところとなつた。

阪本、中岡を刺殺した下手人は、今日に至るも不明で、當時或ひは近藤勇か、その輩下であるといはれ、紀州の三浦安であるともいはれ、又た會津藩見廻役、佐佐木唯三郎の所爲ともいひ、土藩士は阪本復讐の擧を企て、風雲は次第に暗澹の度を加へ來り、烈風は木梢に鳴り、暗雲は低く、地上に垂るるの狀となつた。

阪本、中岡が横死の事情は『維新土佐勤王史』に詳らかであるから、今その一節を左に摘記する。

＊　＊　＊　＊〕　＊

【附記】 阪本・中岡横死事情 〔維新土佐勤王史〕

『……阪本を襲撃せるは新撰組にあらずして、全く京都守護職に屬せる見廻役佐佐木唯三郎の所爲に出でたり。唯三郎は會藩、手代木直右衞門の實弟にて、幕士の家へ養子に來りし者、前年閣老の内命により東下し、清川八郎を其の醉歸の途中、江戸赤羽橋に要撃して斃せしより、勇名稍著れ、近藤勇と共に京都幕吏の爪牙たりし一人物なりき。其後伏見の戰場に傷つきて走り紀州の某寺に死せり。彼が阪本を狙ひ居しは、岡本と福井に旅行する以前よりの事なりしといふ。扨て茲に、當時新撰組より分離して、後に襲撃せられたる伊藤甲子太郎は、曾て太宰府へも來りしことある關東の一浪士なるが、一日特に來りて、幕吏中に深く阪本と中岡とを覘ふの徒あるを告げ、二人に戒告するところあり。土藩の邸に移寓すべきを勸む。中岡は爲めにその厚意を謝し、一時木屋町なる船越の寓に移りし、阪本は敢て之れを意とせざるものの如く、或は人に語りて曰く、草莽志士の働くべき幕は最早や終れり。何時死んでもよろしと。一夕福岡の紹介によりて、永井の役宅を訪へることさへありき。偶〻京都守護職より、前日三條札場にて捕はれし、宮川助五郎を交附する旨を土藩邸に照會し來る。福岡等其處置を難んじ、之れを中岡に託したるは、卽ち此年十一月十四日の事なりき。翌十五日、中岡は爲めに阪本の寓を訪ひて協議中、岡本健三郎、亦少年菊屋峯吉を拉し來り共に時事を談ず、夜に入りて岡本は酒の肴の鷄肉を購はんとて、峰吉と共に出で去れり。彼の見廻役の佐佐木唯三郎は、一見して阪本が才谷と變名して、河原町醬油屋の樓上に寓するを探知したれば、此の日今井信郎、渡邊吉太郎、高橋安次郎、桂隼之助、土肥仲藏、櫻井大三郎の六人を呼び、不意に阪本を襲撃すべき手筈を定め、此の日の晝過ぎに至り、先づ隼之助をして阪本の寓を窺はしめたるに、外出の樣子なるより、更に先斗町の某

旅亭に會飲し、夜の五ッ時を以て醬油屋に向ひたり。佐佐木先づ一人内に入り、取次の僕藤吉に向ひ、十津川の某と稱して名刺を出すや、直に今井高橋の二人と共に、窃に藤吉に尾し梯を登り、忽ち其の一人藤吉を背後より斬り倒し、同時に二人は奥の間に突進す。阪本咄嗟刀を執り、中岡は短刀を揮ひ、刺客の刄を支うるも、共に鞘を脱する暇あらず、電光石火、一瞬時に阪本頭に二重創を負ひ、氣盡きて先づ倒る。中岡奮戰せるも、亦た十一創を蒙りて倒る。刺客去らんとして阪本の臀部を一擊す。却つて其の痛を感じて蘇るも、僞り死して動かず。刺客已に去るを見て、中岡は中敷居に這ひ上り、急を隣家に呼ばんとするに、忽ち身體寒戰して、元の席上へころび墜つ。阪本亦蘇り、刀を抜きて、燈火の前ににじり倚り、刄を拔きて火に照し『遺憾々々』と獨語す。又中岡を呼びて曰く『淸君は如何、手が利くか』と、中岡が『利かぬ』と答ふるや、阪本永訣の一語を發して曰く『僕深く頭腦をやられた』と。言畢りて席に伏す。此の時峯吉は岡本と途にて別れ、鷄肉を携へ歸るや、醬油屋主人變を告ぐ。峯吉驚き走りて、之を白川邸の陸援隊に急報せり。已にして曾和愼八郎、河原町藩邸より先づ至る。藤吉未だ死せず。阪本鮮血にまみれ居るも、其の體尙ほ溫氣あり耳に就きて之れを呼べども已に絕す。唯中岡は僵れながらに、精神平日の如く、刺客の狀を語れり。繼で在京同志悉く皆來り會し、切齒すれども其の甲斐なし。卽時醫を迎へ、中岡及び藤吉を療せしむ。他藩人は薩藩吉井幸輔先づ來り、頗る中岡を慰むる所あり。同志刺客の變を四方に飛報するや、石田英吉偶ゝ神戶に在り。疾驅入京す。中岡同志を戒めて曰く、手許に刀を置かざりし故に不覺を取りき。諸君今後注意せよと。其の時田中顯助は、中岡を勵して曰く、長州の井上聞多は、あれ程斬られても生きたり。先生も意を强くせよと、然れども中岡は心竊に死期迫るを悟り、從容として諸人に後事を託す。特に香川敬三に囑して曰く、王政復古の實行、一に岩倉卿の御力に賴ると傳へ玉はれと、香川は立ち歸りて具視に報ず。具視爲に慟哭して曰く、何物の逆豎ぞ、我が片腕を取り去ると。其の信任せらるるの深きことを知るべし。

【十八】阪本・中岡の横死（二）

天下有志悉く哀惜す

阪本、中岡暗殺の下手人に就いては、その說紛々として今日猶ほ確說を得ない。その斬れ味の餘りに冴えてゐるところから、新撰組の近藤勇であるともいはれ、或ひは紀州の三浦安ともいはれ、或ひは守護職の下役、見廻役佐佐木唯三郎の一手〔今井信郎口供書〕であるともいはれ、後年、下手人は我れなりといつて名乘つて出た者などもあつて、諸說紛々であるが、そのいづれなるにせよ、阪本の横死は、此年〔丁卯〕の四月十四日、長州における高杉東行の病歿と共に、勤皇派の運動にとつての、二大損失であつたことは事實だ。

香川敬三は、岩倉の命を含み、急を聞いて近江屋に驅けつけた。阪本は既に落命し、中岡のみ纔かに呼吸を存して居つたが、香川を顧みて、

『我徒の亡き後に、天下の大事に任ずるものは、獨り岩公あるのみだ。足下幸に吾人最期の一言を公に通じて吳れよ』

と囑したさうであるが、岩倉は之れを傳聞するに到つて、

『我が片腕を失うた』

といつて、長大息したといはれてゐる。

薩の大久保が岩倉に與へた、十一月十九日の書中に、

大久保利通より岩倉具視に與ふる書（慶應三年十一月十九日）

唯今歸宿仕、御書奉ニ拜見一候。夜前は、御入被ニ爲下一、難レ有奉レ存候。

一、長家老・末家召之處、被レ止候儀、實否奉レ伺置候處、正三卿（正親町三條）より云々之義、爲ニ御知一被レ下候由、奉ニ拜承一候。此條誠に無ニ存掛一事に而、大に手順齟齬仕候事に御座候。

一、正三卿、短簡之儀、委細奉レ畏候。當時第一之御方樣、必要之御品御座候間、片時も無くては不レ叶事と奉レ存候に付、私持合之品、可ニ差上一、從ニ此方一爲ニ持上一候而可レ然哉。御都合も可レ有レ之に付、一應奉レ伺候。

一、阪本首め暴殺之事、彌新撰に無ニ相違一向、被レ聞申候。近日來、忿々暴を働候由、第一近勇（近藤勇）が所爲と被レ察申候。實に自滅を招之表かと被レ存申候。

十一月十九日（慶應三年）　大久保一藏

老　公（岩倉）

執事中樣

といつてゐる。阪本暴殺の一事を以つて、近藤勇の手であると睨んだのには、事實相違の點もあるが、大久保が

幕府自滅の表であるといつてゐるのは、言外の意、頗ぶる深長なるものあるを考へざるを得ない。かくして幕府がその狂暴を逞しうすることは、薩・長聯合の運動、討幕の一擧をして、いよ〳〵その機勢を促進せしむるものとなつた。大久保のいはゆる『幕府自滅』の語ある所以は、ここに存して居る。

阪本と中岡とは、その出所行藏、必ずしも同一ではなかつた。阪本は機略に富み、中岡は誠意を推し、寧ろ或る場合においては、兩者互に相反するの進退もあつた。殊に大政奉還論を以つて、阪本が後藤を援けた時の如きは、中岡は却つて阪本の心情を怪しみ『阪本の心事は解するに困しむ』とさへいつたくらゐである。中岡は、終始、薩・長聯合に與みし、夙に三條卿の知遇を得て、勤皇の至誠を以つて一貫した。

阪本に至つては、固より勤皇心において、甲乙はなかつたが、機に應じ變に際し、神出鬼沒の變通を有して居つた。阪本が平生、同志に語つた言葉の中に、

『事を中岡と謀る時には、兩者の意見は、往々にして一致しなかつた。併しながら、當今の時勢において、俱に天下の事を談ずるに足るもの、中岡を措いては、他に之れを求むるを得ないではないか』

といふ一句がある。

中岡と阪本との交游を語るの時、本文の筆者は、屢次この一語を以てした。幾度くり返しても、快よき海潮の音を傳ふるものは、良友と良友との心會である。意見が合はなければ、思はず言葉が激して、刀の欛に手がかかりもする。併しそれは意見の上のことである。假令、反對すると知れてゐても『君これはどうだ』と相談し合ふ

ところに、眞の友情がある。當今の僚友同志が、表てにお世辭を並べながら、裏では惡口の云ひ合ひをしてゐるのとは、正に雲泥の相違だ。

阪本、中岡の提携は、之れを他藩に求むれば、恰度長州における高杉、久阪の地位に髣髴たるものがある。その人物の器度において、特能において、斤量において、固より同一であるとはいへないが、その兩々相携へ、鳥の兩翼の如く、車の兩輪の如く、心友の交りを以つて、國事を共にした點において、阪本は高杉に似、中岡は久阪の風丰がないでもない。

高杉、久阪はその死を別にし、久阪は蛤御門において戰死し、高杉は下關の客舍において病死したが、阪本、中岡に至つては、絕命の時こそ異なれ、共に枕を同じうして兇刄に殪れた。兩雄亦た以つて、いささか慰むるところがあらう。

*　*　*　*　*

阪本・中岡の横死は、單り土藩の同志のみならず、天下有志の哀惜するところであつた。遠く太宰府に在つて兩雄世を去るの報を耳にして三條實美は、悲痛、措く能はざるものがあつた。殊に中岡は親交ある間柄で、長州に、筑前に、幾度か卿を旅宿に訪うて、慰さめて呉れた僚友であつたので、凶報を耳にし、殆んど片腕を削り取られたかの思ひがした。十二月五日、祭壇を設けて、篤くその靈を弔した。

いかなれは思はぬ風にたはむらむ

世にもかかれる人の玉の緒

君かため身のため思ひ頼みしも

かひなくなりし事そかなしき

とは條公當年の詠である、悲嘆哀惜の情は、おのづから詞上に溢れてゐる。

*　*　*　*　*

中岡迂山、嘗てその心懐を叙して云ふ。

潔身何用隱兼遁。　埋骨豈嫌海又山。

匡世報恩男子事。　任他群小喚爲頑。

鴻鵠、高く蒼天を飛んで、自から群鳥と異なるを見る。

殆縛殆飢時殆死。　單身曾出故郷關。

看花聽鳥腸空斷。　歩月枕沙意更閑。

半生の蹭蹬、是れ果して誰れの爲ぞ。皆な是れ、皇國皇運の回復にあるのみ。

夕擲千金如糞土。　朝求一飯貴於山。

向人不語吾心事。　唯在悠々行路間。

口に艱苦を語らず、身に萬山の重きを擔うて行くところに、志士の意氣を見る。

遮莫俗埃盈二四隣一。　虚心却又見二情眞一。
何應憑二此神皇道一。　直使二萬邦無二片塵一。

單り皇政をして古へに復するのみならず、惟神の大道を以て、世俗の塵を拂はんとするは、大志望と謂はねばならぬ。

誤來書劍百年身。　幾遇他鄕曆日新。
風雨喚醒京國夢。　滿窻山色未レ成レ春。

五卿と共に太宰府に在つて、春風未だ流謫の紳卿に到らざるを嘆じたのである。

*　*　*　*

彼を見、此を聞く毎に、勤皇の志士が、未だ皇政の古へに復するを見ずして、壯身を荒草の間に埋めて行つた跡ほど、後世の人をして涙をしぼらしむるものはない。維新の大業、豈に一朝にして成らんやである。

【十九】　えぢやないか歌の流行

却說、薩の大久保が、薩南から長驅して入京したのは、恰かも阪本等が難に逢うた、同日の十一月十五日であつた。彼れはその翌十六日、岩倉を訪ひ、岩倉亦た大久保をその寓に訪ひ、兩者の間においては、著々として討幕の祕策が運らされつゝあつた。

幕府の或る者は、旣に此の間の祕謀を探知するものもあつて、薄々ながら、事情は幕吏の耳にも達しつつあつたのであるが、何故に之に大いに備ふるところがあり得なかつたかについては、ここに一の祕策の存するものがあつた。

所謂祕策なるものは『えぢやないか歌』の流行であつた、當時何人とも知れず、空中より神符を散布するものがあつた。而して巷說は、この神符の落下した家は、必らず吉祥ありといふので、家々に之れを神壇に祀つて、酒饌を供へ、都下の士女といはず、老幼といはず、爭うて列を爲し、或ひは女子の男裝するものあり、男子の女裝するものあり、狂態亂舞を盡して、

『えぢやないか〱、臭いものに紙はれ、破れたら又た張れ、えぢやないか〱』

と、且つ唄ひ、且つ狂ひ廻はるといふ、一奇怪事が流行したのであつた。

『丁卯雜拾錄』に此のことを記して次の如くいつてゐる。

丁卯雜拾錄 〔小林玉晁編〕

○流言童謠オメコニカミハレヤブレタラマタハレ。

說者是討幕之辭ナリ。如何トナレバ、オメコハ新大樹ナリ。オハ大ナリ。メハ樹生ナリ。コハ公ナリ。尊稱ナリ。大樹公昨年大樹慶喜公承嗣、是芽ナリト所謂。新大樹公カミハ神ナリ。ハレハ張ナリ振ナリ舊ナリ。

正張神威ニテ可振ナリ。ヤブレタレハ敗ナリ負ナリト。是正討新大樹敗者復討必可奉勢之辭ナリ。天下億兆ノ人望ニ背ク故ニ、振張神威ニテ討シ、則復振張ト討ナリ。必可有勝利之謂ナリ。

又ヘノコニカミキセヤブレタラマタキセ。

最攘夷之辭ナリ。如何トナレバ、ヘノコハ夷狄ナリ。ヘヱ横通同音ナリ。ヱノコハ夷賊ナリ。ノハ助辭ナリ、コハ子ナリ。是夷子なり。正振神威之討是ノ謂ナリ。キセハ被ナリ。實必勝不可疑之、是攘夷之時ナリ、神敕童歟、大舉テ謠ロ天全謠同志之者不可說之辭。

とある。當時流行の俗謠に、かかる祕事が含まれてあつたか否かは、俄かに斷ずべくもないが、或ひは是れ、長藩の品川彌二郎の作であるとも傳へられ、この流行によつて、慥かに薩・長の密計が、大いに外に洩るを免がれたことは爭はれぬ。

岩倉卿の記錄に、左の一節があるのでも、此の間の事情を察することが出來る。

岩倉公實記〔抄出〕

『具視が中山忠能、正親町三條實愛、中御門經之、西鄕吉之助、大久保一藏、中岡愼太郎、阪本龍馬等と、王政復古の大擧を圖議するの時に於て、相互に往來すること頻繁にして、且つ諸有志の士が、具視本邸の門に出入する者、亦頗る衆し。而して幕府及會桑二藩の偵吏が絕て之を知らざりしは務めて其蹤跡を韜晦したる

のみに非ず。抑他に天助ありしに由る。恰も此時に當り、京師に一大怪事あり。空中より神符翩々と飛び降り。處々の人家に落つ。其神符の降りたる人家は、壇を設けて之を祭り、酒肴を壇前に陳らぬ。知ると知らざるを問はず、其人家に至る者の醉飽に任かす。之を祝して吉祥と爲す。都下の子女は、老少の別なく、綺羅を衣て、男は女裝し、女は男裝す。群を成し隊を作す。悉く俚歌を唱ひ、太皷を撾ち、以て節奏をなす。其歌は『ヨイヂヤナイカ、エイヂヤナイカ、クサイモノニ紙ヲハレ、ヤブレタラマタハレ、エイヂヤナイカ、エイヂヤナイカ』と云ふ。衆皆狂奔醉舞し、一群去れば一隊又來る。街頭織るが如し。夜に入れば其頭上に燈を戴き、綵花を飾る。八月下旬に初まり、十二月九日王政復古發令の時に至て止む。蓋し具視が擧動も、此喧鬧の爲に蔽はれて、自然と人目に觸るることを免れたるなり』云々。

此の雜閙が、果して品川の策するところであるか否かを知らぬが、薩・長討幕の祕策の裏には、更らに幾多の祕事が存在したことは疑はれぬ。

【第三篇】 皇政復古大號令の渙發

第一章　討幕聯合軍を率ゆる西郷吉之助

【一】 西郷吉之助の東上

翻つて說く西郷吉之助は、慶應三年〔丁卯〕十月十四日、薩・長兩藩に降されたる、討幕の密勅を奉じて、小松帶刀・大久保利通の在京薩藩巨頭と、袂を連ねて歸國した。

西郷等は十月十七日京都を發し、同十九日、藝州藩汽船、萬年丸に搭じて二十一日、三田尻に至り、同二十六日、無事、鹿兒島に著いた。是れより西郷等は、極力、藩論の一決を急ぎ、長州との約を履んで、大擧出兵の準備に著手した。前後の事情は、前篇第二章に述たから、改めて縷述するまでもないが、改めて之れが要領を記するに討幕の勅書既に降り、薩・長の盟約結成さるるの今日、最早、因循も姑息も、言つてゐられる場合でない。風雲は既に前山に雨を催ほしてゐる。大粒の雨は、パラ〳〵と音を立てて、矢のやうに木の葉を貫ぬいて、地上にはね返り、風は葉裏を吹き返して、枝は狂ふやうに騷いでゐる。暴風低氣壓の根元地たる薩州が、今は兎角の

議論を評定してゐる場合でない。

藩主島津茂久侯（忠義）は、精兵三千を引具して、十一月十三日、いよいよ鹿兒島を發程した。此時、東上の道順は、海路を取つて東航することとなり、十一月十三日、茂久侯坐乘の三邦丸は碇を上げて鹿兒島港を出で、軍船翔鳳丸、平運丸、春日丸と共に、丸に十字の藩旗を檣頭高く、海風に翻へして錦江灣を出でた。西鄉吉之助（小松帶刀は病氣の爲め滯國）は、侯の參謀として、三邦丸に同船し、藩の重臣、島津伊勢、岩下佐次右衞門は、春日丸に乘つて、之に隨つた。

茂久侯は、發するに先だち、大久保利通に命じて、先發して海路土佐藩に赴むき、山內容堂に面謁して、藩主いよいよ東上の旨を傳へ、且つ俱に共に皇朝の囘復に盡力せられんことを請はしめた。茲において、大久保は、十一月十日夜、豐瑞丸に乘じて鹿兒島を發船し、越えて十二日、土佐國浦戶港に著船、直に高知城に臻り、後藤象二郎と談合、十四日大阪、十五日着京した。

島津伊勢・岩下佐次右衞門等の別船は、十一月十五日、周防國西泊に著し、長州藩は薩船の來著を、藝州藩に急報した。茂久乘艦三邦丸は、十七日、三田尻へ安著、翌十八日、（或曰、十七日）毛利長門（元德）毛利平六郎（德山藩世子）及び老臣毛利內匠等の迎訪を受けて、卽夜纜を解き、發船した。當時、三田尻上陸の薩兵は、西鄉始め、藩侯左右の、極めて少人數に過ぎなかつたが、長藩の歡待は頗ぶる手厚いもので、世子元德侯自ら一隊を率ゐて、左右の警衞に任じたのみならず、茂久出船の際には、三邦丸まで送つて來た。

斯くて茂久侯一行を乘せたる薩艦は、十一月二十日、無事大阪港に著し、二十二日、淀川を溯り、二十三日、いよいよ入京した。著京の後、西郷が十一月二十五日附を以て、藩老桂右衛門に報じたる書の後半に、西郷及び薩兵上京の動靜が窺はれる。

桂右衛門に與ふる書 〔慶應三年十一月二十五日〕

○佐土原詰居の酒匂求馬・能勢次郎左衛門、兩人より、國元の事情承候て、相驚、相談承候には、此中は早朝廷よりの御召にも相成居、若、其趣意に相反候樣の事に相成候ては、直樣　朝敵に紛れ無レ之、是非、君侯も御上京相成、御宗藩の後に立て、勤王の道、十分不レ被二相盡一候ては、不二相濟一との趣、細々承候付、右の含に候はば、いづれ、臣子の任に候間、兩人共、早々罷下候て、京師の事情も委敷言上いたし、得と御腹も相居り候處、可二相盡一御出立前、御返詞の趣にては、京師の模樣次第、御申遣相成べくとの事に候得共、早、朝廷よりの御召を以、公論相立候ては、御模樣の何のと申譯は、更に無レ之筋合にて御座候故、此御方より、御申遣被レ成候義は、不レ被レ成御事に候間、別段被二仰越一候儀は、不レ被レ爲レ成候間、十分天下の公論を以、御腹も相居候樣可レ盡、勿論、御船操の義は、只今不レ被二出來一候間、御手船を以、御上京被レ成候儀は、如何樣共可レ被レ成、第一君侯御居り相付、御國論正議に相定候處、肝要の趣、委敷申遣候事に御座候。いづれ御國元にて、尚又御願申上度含も御座候由、被二相聞一候付、宜敷御差圖被二成下一度、臣子の情において、不便の趣に

相見得居申候間、委細御聞取可ㇾ被ㇾ下候。此旨、荒々奉ㇾ得ニ尊意一候。恐惶謹言。

十一月廿五日〔慶應三年〕　西郷吉之助

右衛門〔桂〕様

【三】長州藩兵も亦た東上

島津茂久を奉じて、西郷吉之助等が、三千の大兵を率ゐて、兵艦堂々、内海を航行し去つたのを見て、長州でも、今は一刻も猶豫すべきでないとして、兵七百人を引率して、毛利内匠がいよいよ東上することになり、後軍は堅田大和に引率せしめて、陸路山陽道を上ることに決定した。

毛利内匠は、十一月二十五日、諸兵を鞠府の松原に集めて、嚴そかに軍令狀を讀み聞かせ、一同を引率して、程遠からぬ八田烏神社に詣で、神前に決死報國の誓を爲し、二十五日の夜半、七八發の祝砲を打ち上げて、出港した。毛利内匠は國貞直人〔參謀〕・小田村素太郎〔同〕長松文藏〔祐筆〕山田市之丞〔總指揮〕交野十郎等と、汽船鞠府丸に搭じ、諸兵は癸亥丸・丙辰丸・丙寅丸・滿珠丸・庚申丸・乙丑丸の七隻に、それぞれ分乘せしめた。その中で、癸亥丸・丙辰丸・庚申丸は、いづれも帆船であるから、鞠府丸・丙寅丸・滿珠丸などの汽船に、引船をさせて出航した。

因に警護總指揮官を勤めた山田市之丞とは、後の陸軍少將兵部大丞山田顯義で、當時は僅かに二十四歳〔弘化

元年九月生〕の一青年に過ぎなかつた。此事を以てしても、既に彼れが英才たるを察するに足るが、色の黒い小男であつたので、風采は頗ぶるあがらなかつたけれども、少より『智慧の無垢』と綽號されたほどの智慧者で、奇兵隊随一の悪口家の白井小助でさへ、山田には蔭口を利かなかつたといふ。二十四歳にして、能く長州勤皇軍の將となる。その人の逸才はさることながら、人は用ひ方によつては、如何に若くとも、天下の用を爲すことを忘れてはならぬ。

扨、長兵の一行は、十一月二十六日、安藝國御手洗港に入港した。廣澤兵助〔眞臣〕は藝藩の黒田益之丞・船越洋之助〔衞〕と共に御手洗に待ち受けてゐたので、毛利内匠等は、一應此地に上陸して、西之宮に到著する前後の打合を了し、二十七日夜、藝藩船〔萬年丸〕の先導で出航した。當日、黒田等との打合は次の如くであつた。

長・藝兩藩軍事行動打合書 〔慶應三年十一月二十六日〕

一、役方之者四五人、諸艦に先ち、西の宮へ著、揚陸致し、大洲藩〔伊豫〕へ懸合、迎へ舟其外諸仕構之事。
　但藝州御船は、只今揚碇、其便りを借り申度候事。

一、諸艦は、淡路島に於て、一同待合候筈に付、過日紀伊守〔淺野茂勳〕樣御上京、御供船之内、一艘を以、船揃置候地迄、引舟として、御差下し被ㇾ下度候事。

一、西の宮を著船場所と相定め、本船より陸地迄は、彼地之小舟を雇ひ、第一に兵士、第二器械、第三諸道具、

相違候積り。

一、三藩申合、蒸氣船一艘づつ、神戸港へ殘置候事。

一、「フラフ」は御當藩之分と、薩藩と取交、相用ひ度、尤七艘之內二艘分位は、弊藩之分を相用度候事。

今日でいふ、敵前上陸といふ場合にも等しい、上陸準備の打合はせである。

斯くて二十九日夜に至つて、攝津國打出濱に上陸した。豫定は西の宮の筈であつたけれども、情報によれば、百人ばかりの幕兵が、此地に屯集してゐるとのことが知れたので、徒らに事を生ずるまでもないとして、上陸地を打出濱に變更したものであつた。打出濱の守備は大洲藩であり、豫て內應があるので、充分の便宜を得、無事、總員の上陸を終り、親王寺に本陣を置いた。

即日、藝州侯松平紀伊守の名を以て、長州藩士到著の次第を、朝廷に上疏した。

淺野茂勳より朝廷への上疏　〔慶應三年十一月二十九日〕

先達而、長州より以二使者一申越候書面へ、添書を以、申上候通、板倉伊賀守〔勝靜〕より之達書、行違に相成、毛利淡路、名代等一同、領內御手洗へ著仕候間、右達之旨趣、委細申聞候處、兼而必至之國情、一旦出帆、中途より引返し候而は、大に闔藩人心に關係仕候儀に付、其儘登坂、何分之御沙汰、相待度旨、申聞候趣に付、任二其意一、家來附添、於二西之宮一停泊仕候に付、家來之者、昨夜著坂仕候旨、只今申越候間、此段不二

取敢申上候。可レ然御執奏被二成下一度、奉レ願候。以上。

十一月二十九日〔慶應三年〕　　　松平紀伊守

此の事は、元來、長・藝兩藩の當事者間で打合せてあつたもので、長兵がいよいよ繰出さうとしてゐる際に、幕府の命令が來て、吉川監物等の上阪を命じて置いたが、事情があるから中止せよとの達しであつた。長州側では、既に三藩聯盟が成立して、夫々出軍の今日になつて、今更、中止も出來ない。そこで毛利筑前と柏村數馬とが、藝州藩へ使者となり、三田尻で兩藩協議の結果、

一、事今日に及んで中止は出來ぬから、斷乎出動する事。

一、藝州藩が幕府の令達を長州へ屆けた時には、既に長州兵は出發の後であつたとする事。

一長兵が西の宮へ著いた後に、藝州藩から屆書を出す事。

一、その屆書の內容は、幕府の令達は既に長兵出動の後に到達したから、已むを得ず、長兵御手洗上陸を待ち受けて相違した。すると長藩家老等が申すには、一旦、國を出たからには、面目に掛けて引返へす譯に行かぬ。國情が許さぬと、强つて申すから、已むを得ず西の宮まで誘ひ出して置いた。

といふ態度を執ることに、內約が成立してゐたのである。そこで十一月二十九日の、淺野茂勳の上疏となつたものである。

*　　*　　*　　*　　*　　*

斯くして毛利內匠等の一隊は、親王寺を本營とし、諸隊は打出町に宿陣した。そこへ西鄕の使者として、黑田了助・黑田嘉右衞門・村田新八等が打出町に來り、毛利內匠等に、京都の情勢を報じ、且つ京都の情勢では、皇政復古の大號令渙發が少し遲れる容子であるから、卽時入京は、暫らく見合はせられたいとのことであつた。

そこで山田市之丞は兩黑田・村田と同行して、先づ京都に出向き、毛利內匠は、十一月晦日、本營を兜山の山麓の、植ケ原に移した。これは打出町は平地で、軍を屯する適地ではない。植ケ原は高地で、西方尼ケ崎一帶の地を俯瞰し、後ろには兜山、六甲山の連峯を負ひ、東南には昆陽、西の宮を控へ、形勝の地であるといふので、諸隊を此地に移したのである。然るに險要の地には相違ないが、移つて見ると糧道に不便がある。そこで更に轉地論が出で、翌日の十二月朔日に、山を下つて、西の宮の下町に陣し、五六箇處の寺院に宿泊した。

既に朝命を奉じて來るといふからには、最早、長兵を退ぞかしむる理由は立たぬが、之れを聞いた幕府側の驚ろきは一方でなく、殊に會津・桑名兩藩の態度は、頗ぶる强硬で、兼々、病氣だ〳〵といつて、愚圖々々してゐる癖に、今になつて大兵を率ゐて來るなど、太だ怪しからぬ。直ちに追ひ歸してしまへと論じ立てたが、越前の松平春嶽を始め、老中連は、此際左樣に事を荒立てては、穩やかでないといふ考へであり、岩倉・正親町三條・中御門の諸卿は、待つてましたといふところだから、それとはいはぬが、大阪まで來て、兎角の命令を待つべしといふことに達せられた。

約を履んで薩兵來り、藝軍來り、長士來る。京攝の間、最早事なくしては止まざる勢ひとなつた。風雨、將に

到らんとして、風、樓に滿つ。明旦の雲雨、その狀、果して如何。

【三】 大政奉還後の形勢

却て勤皇派の二巨星、阪本・中岡を失つて、京都在住の志士が、土藩士を中心として、奮然蹶起せんとする氣配のある一方に、江戸城を中心とする諸侯の間には、幕府とその生死を共にしようとする氣運が、次第に濃厚となり來りつつある際、西鄕は藩主忠義に扈從し、途に長・藝と相謀しつつ東上し來つた。

當時西鄕、大久保、岩倉等の企圖するところは、薩・長・藝三藩の兵が、いよ〳〵京都に集合し、各〻その部署が定まつたならば、猛然として大變革を實行するにあつた。而してその所謂る大變革と稱するものは、愈〻朝廷より皇政復古の大號令を渙發あらせらるるにあつて、大號令の發せらるると共に、ここに皇室中心の新政府を樹立し、賴朝以來、七世紀の久しきに亙る覇府の存在を崩壞して、天皇親政、公議輿論の新政治を布くの、大英斷を實行するにあつた。

然るにここに薩藩の運動に、一つの障害となつたものは、土藩及び越藩の携立であつた。松平慶永は十一月九日入京し、土藩の後藤等と會見して、德川氏の爲めに大いに策するところがあつた。その要は共に公武の調和であつて、大政奉還後の慶喜をして諸侯會議の中心たらしめ、統裁者たらしむるにあつた。

* * * * * *

阪本は遭難の直前、十一月一日、岡本健三郎を伴うて、竊かに福井に赴いてゐる。彼は大政奉還によつて來るべき形勢を、夙に洞察してゐた。且つ自から之れに對する一案を有してゐた。云ふまでもなく、それは公議制度論であるが、之れが中心人物に慶喜を推す考であつたのは申すまでもない。之れが實現に就いての有力なる賛同者として、越前侯、松平春嶽に目星をつけ、扨、龍馬の福井行となつたのである。

福井藩、三岡八郎〔後の由利公正〕の手記に、阪本來福の事情を詳らかにしてゐる。

三岡八郎手記〔由利公正子爵〕

慶應三丁卯十一月朔日、君〔阪本を指す〕福井に來り、藩主に請ふて、余に面話を望む。藩主、之を聽るす。茲に於て、余謂らく、時勢如レ斯、他日或は疑議するものあらん。亦慮らずんばあるべからず。依て立合の同行を乞ひ、而して明日、辰刻、相會するを期す。即ち翌二日〔十一月〕立合人、用人松平源太郎〔正直〕目付出淵傳之亟なる者と同伴して、君の旅寓、山町烟草屋某の亭に到る。君、歡迎、把レ手云ふ。今や國家多難之時、有志輩、宜しく座視すべき時にあらず。緊急、共に談せんと欲し來る。先つ座に着くべしと。余、答て云く、身、譴責に在り。而して君に接對する、聊か嫌ひ無きこと能はず。故に二人の立合人を同行せり。願くは座を同ふせんと。君云く、善し。余亦、同藩岡本健三郎を同行せり。與に語らんと。則ち爐上團欒し、時勢目下の概略、徳川政權返上、王政復古を語らる。余云く、事爰に及ふ。幸ひ甚し。今より大に爲すある

へし。然るに目前只恐る、戰闘の起らんことを。豫め之に備ふるものなくんば有るべからず。君云く、不戰なり。余云く、戰、我より爲さざるは已に解せり。若、彼、戰を起さは、之に應ずるの策、何れに在るや。君云く、是、最至難なり。朝廷金穀の蓄なく、又信任の兵なし。有志の士、之を賛するも、所謂、烏合の衆、天下に敵するに足らず。兄、必ず豫め此に慮る所あらん。請ふ審に之を語れ。余云く、金穀・兵力は、卽ち天下の金穀・兵力なり。集散、道によりて變す。賴むべく、又賴むべからず。〔中略〕我國未た財制其宜きを得す。今や革命を利用して、融通の道を開き、開國の機に投して、國を富さば、王政復古の實、擧らん。余竊に謂らく、目下天下の財用を補ふは、唯、金札を發行するに在る而已。云々。君、大に之を善とし、自ら擔任讓らず、其細目手段、應用事實に至る迄、詳論遺さず、語ること數刻、辰より子に至りて辭す。翌三日〔十一月〕君、京に歸る。〔下略〕

阪本は朝・幕、戰はずといつてゐる。その意味は、戰ふべからずといふのである。要は軍費と兵力との不足不備に存してゐる。殊に阪本は海軍の手薄を嘆じてゐた。飽くまで戰爭を回避して、財力を豊かにする必要を痛感してゐる。故に出來得る限り、慶喜を擁立して、公議制度の中樞に据ゑ、朝・幕の融和を計らうとしてゐたのである。之れに加ふるに、會・桑の兩藩は、飽くまでも幕府存續論であつて、此の力亦た侮るべからざるものがあつたので、岩倉卿の同僚として皇政復古に賛同した中御門、嵯峨兩卿の如きも、少しく退嬰の氣味があり、大英斷の實行を、頗ぶる危ぶむの形が生じて來た。

他は孰れなるにしても、中御門、嵯峨兩卿の心に、逡巡の影を投じ、動搖の色を生じたことは、薩・長派にとつては由々しき重大事である。故に兩卿に對し、その決意を促がすべく、大遊說の必要を感じたのであるが、此の大任に當つて、極力猛進したものは、實に大久保利通であつた。

當時彼れの主張及び遊說の次第は、彼れ自身の日記によつて、やや之れを詳悉することが出來る。

大久保利通日記 〔慶應三年十一月二十九日〕

十一月廿九日、今朝正三卿〔正親町三條〕へ參殿、昨日宮中御示談之趣、拜承仕候所、少々因循之御說相起候付、篤と及二言上一候所、御會得被レ爲レ在、今晚北岡公〔岩倉〕一同、山卿亭に而、尙御談合可レ被レ遊旨之事也。御旨趣、左右大臣も御辭表相成、於二關白一も、御同樣之思召故、其上此手順相運候得ば、漸を以成し、居合も可レ然旨云々、我〔大久保〕曰於二兩卿一、右樣御決定被レ爲レ在候得ば、いたし方無レ之、乍レ去、今般修理大夫〔島津忠義〕擧二國家一上京仕候は、此機會、十分之王政復古之基本を立度見留にて、是非斷然之盡力に非ざれば、成功難レ致、平々之盡力を以、御基本相立候事は、不二存寄一候。御旨趣の御手順にては、中々成功候儀は無レ之、況乎、兵庫港の事、來月初旬には、各國軍艦も到來可レ致候得ば、其內、神速御運相成ず候而は、實に御大事に奉レ存候。今般兩三藩、大兵を引、上京仕候儀は、偏に朝廷に御兵力を備へ、至理至當之筋を以、基を開、反命之者、可二掃蕩一之決心に候。如レ此一大機會と云ふものは、千歲之一時に、無レ之哉の旨を以、

於二朝廷一も、克々御洞察、是に應じたる非常の御盡力、無二御座一候而者、大に失望可レ仕事に奉レ存候云々申上る。終に御了解成る。

一、北岡公(岩倉)へ參殿、右の趣、具に言上、尚今晩斷然御評決被レ下度奉レ願候。別而御滿足に而候。

一、今晩、西郷、伊地知會す云々。

と記されてゐる。此の記によれば、弱腰の公卿も、大久保の熱辯により、背後の威力によりて、いよ〳〵決心の臍が固まり、復古大號令渙發に決意したことが察せられる。

【四】 皇政復古と西郷吉之助（一）

西郷吉之助上京後の形勢

十二月一日、大久保は更らに中山忠能卿に參候して、大號令渙發論を力說してゐる。中山卿はその地位からいつても、また閱歷からいつても、勤皇諸卿中の重望者であつたので、此の卿の尻ごみは、復古派にとつて頗ぶる重大な關係を有して居つた。大久保は反覆力說に努め、兎にも角にも、この老大卿を引き起し得た。大久保の日記に、

大久保利通日記〔慶應三年十二月一日〕

十二月朔日

四ツ時、中山卿へ參殿、御趣意相伺候處、因循之御論相立居候付、反覆御議論申上、及二數刻一候處、御了解被レ爲レ在、此上は外三卿〔岩倉・正親町三條・中御門〕御合力にて、御盡可レ被レ遊段、拜承いたし、大に安心、就而は御決定之上は、土、後藤え示談云々申上候處、御許容相成候。云々

とあるによつて見れば、一時動搖しかけた諸卿の決心がついたのは、十二月一日であつた。そして此日は、西鄕を始めとして、大久保、岩下、吉井の薩藩士、及び長州の山田、品川が相會同して、いよ〳〵皇政復古大號令渙發の日取りを、十二月八日と決定した。此の期日は後に九日と變更されたが、十二月一日の會合において決したのは、十二月八日といふことであつた。

翌十二月二日、西鄕は大久保と帶同して、土藩の後藤を訪うてゐるが、西鄕等の斷然たる皇政復古令の渙發論に對しては、流石の後藤も、齒向ひ得なかつた形であつた。大政奉還論の結末が、遂ひに皇政復古令となることは、是れ實に自然の勢ひであつて、主義において反對は出來ない。

併しながら復古令の渙發に賛成すれば、萬一の場合德川家と刄を交ふるに至るを避け得ない。後藤等土藩の大目的は、大政は奉還させるけれども、德川氏はそのままに存續し、諸藩の頭目たること、依然として昔日の如か

らしむる存意であるから、復古令に、脚を浮かして贊成してかかるわけには行かない。況んや、それが爲めに、薩・長に一籌を輸し、彼れの手先に使はるる形勢となるの明らかである以上、いよ〳〵以て自重せねばならぬ。併しながら、當時の形勢は、西鄕、大久保が既に白石を握つて、一石は一石より、我れに疊み掛けて來てゐる狀態であるので、後藤の黑石は、益〻守勢とならざるを得ない。

『然らば皇政復古の大精神に對し、御藩は反對を致さるるのでござるか』

と疊み掛けられて來ては、後藤はいよ〳〵窮せざるを得ない。已むを得ず、彼れは十二月九日の期日を、十日に延期して貰ひたいと申し込んだ。

九日を十日にしたところで、その間僅かに一日の相違あるのみで、結局大勢において、何等の變更あるを得ないのであつたが、後藤は此の一日に、或る種の希望を繫がんとしたのであつた。

當時、山内容堂は、十二月五日を以つて高知を發し、東上の途にあつたのであるから、豫定の如くすれば、六日には大阪に著し、遲くも八日には、入京の日取りとなるのであるから、藩主の上京を待つて、その上で確定的意見を決しようとする肚であつた。

容堂は固より公武合體論者であるから、急激なる薩・長の討幕運動を喜ばないのは既に明瞭である。故に彼れの東上によつて、容堂をして公卿間に遊說せしめ、その本願であるところの、德川氏存立說を立て直ほさうとする考へに外ならなかつた。卽ちその合議に、九日の一日を當て込んだものに相違ない。

併しながら、西郷は斷乎として之れを斥けた。そしてどこまでも九日說を主張した。一言を出せば、卽ち泰山の重きを爲すもの、之れ實に西郷吉之助の面目であつた。

*　*　*　*　*　*

上京後、西郷が始めて藩國に發したる報告書によれば、茂久上京後における京地及び各藩の嚮背が、手に取る如く記されてゐる。その觀察の精到なることは、全く感嘆の外はないが、天下の形勢、掌を指ざすやうに說明し、而してその活眼、確として動かないものがあるのは、西郷が細慮の人たるを立證して餘りがある。事を斷ずるに當つては、鬼神も避くる底の大勇斷を以てするが、事を察するに當つては、斯くの如く細心であるところに、西郷の用意の周到さがある。

蓑田傳兵衛に與ふる書（慶應三年十二月五日）

中將樣（久光）益御快方、被レ遊候半。恐悅の御義奉レ存候。於二爰許一も、太守樣（茂久）益御機嫌能、被レ遊二御座一、御同慶、此事に御座候。陳ば御着京相成候處、尾・越の兩侯、御着相成居候迄にて、其外いまだ、何方も御着無二御座一候處、藝州世子、近日御着、容堂侯の御着日々御待申上居候事に御座候。土州においても、俗論大に沸騰いたし、後藤抔、罷歸候時節は、甚難澁の趣に被二相聞一申候。夫故廿三日（十一月）、御約定の期限も相延、又候廿七日の御發船の處、是以、俗論再發の譯も有レ之候由。乍レ然京地の模樣も相變候のみなら

ず、坂本龍馬・石川誠之助の兩人、暗殺に遭、土邸大に憤激いたし、廿七日の御發船は、今一運漕御人數、御繰出相成候て、早々御迎に乘戻候時機に御座候。御側廻等も、却て着坂相成居、只容堂侯御一人迄に相成居候間、此上は決て間違有レ之間敷と奉レ存候。後藤〔象二郎〕にも、俗論よりは怨を受ケ、旣に危き場にも陷候次第にて、迚も此上は、正義の黨と結合不レ申候ては、無ニ致方一次第にて、乾〔板垣〕小笠原〔只八〕徒と相結、有志中とも一體の場合立至り、土州に取ては、不幸中の大事と相成、天下の大慶に御座候。乾よりも、別段私共えも申遣、此上は後藤にも、正論に復し、同一體と相成候付、乾抔と相心得、何篇談合いたし吳候樣承、直樣、私方えも、後藤差越、議論承候處、此以前とは、大に相違、大慶此事に御座候。餘程案じ當り候向と相見得申候。藝藩は全體の居り無レ之故、いまだよろめき居候得共、此藩は格別處も無レ之義と相考居申候。辻將曹〔藝州藩家老〕はいまだ疑惑不レ醒ものと相見得申候。尾張・越前の處も、初より此度は政權返上相成、於ニ朝廷一被ニ聞食一、王政復古の御基本、天下の公義を以、被ニ召立一度處より、御召の事候へば、是迄と違、幕府に付て盡力の道は、全無レ之、是非王政復古の御趣意不ニ相反一處は、御親藩より御盡一成御專任と申事、如何にも御振はまりの次第に御座候。御着京被レ遊候時分は、親藩・譜代の面々、幕府復古と申、俗論喧敷事に御座候處、近來に相成、紀州邊も、大に反正の姿、國中においては、勤幕の魁首〔田中善一郎〕を刎、專權の家老、津田某〔出〕を退け、國論を立替候評判に御座候。全躰、安藤帶刀〔紀州藩附家老〕正論にて、是より手を付、右等の勢と相變候趣に御座候。京地にも三浦休太郎〔三浦安、紀州藩士〕と申、紀人、餘程勤幕

主張いたし居候處、右等の次第にて、俄に勤王の論を相觸候由御座候。只今の處にては、會・桑に限り、俗論持定いたし居申候。外には大垣藩、井田五藏〔讓〕と申者、勤幕の力者に御座候。此一人は、今に主張の向に被二相聞一申候。藤堂藩の勤幕先生は、早々國え打下し、幽閉被レ致候話に御座候。肥後藩も、大に相變、津田山三郎、京都御留守居を被レ命、取合候處、彌勤王の筋は不二間違一との趣申居候。肥後議論相變候故、隨て柳川・久留米〔共に筑後〕も相變候向に被二相聞一申候。近々良之助〔細川〕公子、上奏の由に御座候。此節は餘程勤王論の勢ひ盛大に罷成申候。只今の處にては、正論被二相行一候氣運かと、雀躍此事に御座候○長州も去月〔十一月〕廿九日、西之宮へ着船相成候處、朝廷之御局等、藝藩より申立相成候處、殿下〔二條齊敬〕尹宮〔朝彦親王〕邊は、會・桑の說を御聞込相成、歸國いたし候て、御沙汰相待候樣、御達相成度との御論に御座候處、議奏衆には、上坂いたし、御沙汰迄は、相扣居候樣との、兩議不二相決一候處、御朝議の日に到り、幕府よりは、早長州の御所置、關係不レ致筋にて、至當御沙汰、早御達相成度、若、轉倒いたし候ては、必變を生じ可レ申、至極、大樹も心配いたし居候段、全相離反正の姿相顯れ候處、初て殿下抔、被二思召付一候て、會・桑の論は、幕府の趣意に相反し候儀を、被二御存付一議奏衆の御論に相決し、其通の御達に相成申候。藝藩の御局書、御付紙を以、被二相下一大に會・桑は失謀の體に御座候。此上は十分、王政復古の御基本は罷立可レ申勢にて、太政官御取起の一條も、細々御手順相立、八日〔十二月〕迄の御期限〔大號令渙發日取〕相定申候。只今模樣にて、幕府においては、彌反正の姿にて、決て動搖いたす勢は、不二相見得一候へ共、會・桑の

處は、如何にも安心は、出來申間敷か。動ものならば、此兩藩かと、被二相察一申候。實に此節の處にて、幕府も難レ有かり候事と、被二相察一候儀に御座候。當分は實に寸暇無レ之、多忙中不レ能二詳悉一、甚恐入候得共、大略迄、如レ此御座候。恐々謹言。

十二月五日〔慶應三年〕　　西郷吉之助

蓑田傳兵衛様

【五】皇政復古と西郷吉之助（二）

彈丸矢石の間に相見えよ

西郷の必戰論は一貫して變はらず、確乎不動、何ものを以つてするも之れを動搖せしめ得ないものであつた。慶應三年〔丁卯〕十月、討幕の密勅が降下した際に、西郷が岩倉に提出した意見書によれば、彼れは明瞭に天下の大兵亂を豫期し、且つ之れに備ゆるの用意があつた。意見書に曰く、

一、御決策相立候はば、一發前夜、玉印〔聖上を指す〕御微行之方、可レ宜哉之事。

一、砲聲相發候節に臨み、堂々鳳輦を被レ移候方、可レ宜哉之事。

一、山陰道に御掛り被レ爲レ在候而、可レ宜哉之事。

一、朝廷におひては、總裁御止相成候方、可レ宜哉之事。

一、浪華の戰と相成候へば、京地にては、依然として御動座無レ之方、可レ宜哉之事。

一、中卿〔中山卿〕は、是非御供不ニ相成一候而は、不ニ相濟一由、其外幾人に而可レ宜哉、御供之人數、輿丁・人夫等の手當も、調置との事。

一、御警衛之人數、可ニ相究置一との事。

一、岩卿〔岩倉卿〕は如何候も、跡に御踏止り、彈丸矢石を犯し、十分御戰鬪の賦。

言葉の上で皇政復古といへば、僅かに一語に過ぎないが、之を歷史的史實の上に見れば、實に千古の大變革である。事茲に到るまでに、既に之れが犧牲者となれる人々の死屍でさへ、今や積んで山を成してゐるのである。況んや大廻轉の瀨戶際に臨んでは、我れも彼れも、共に死中活を求むるの、大活劇を避くべくもない。

西郷が、第一に主上の御動座を考慮してゐるものも、主上の御身邊にさへ危急を感ずる程なる、驚天動地の血戰を豫期したからに外ならぬ。西郷が主上の御供に中山卿を推し、岩倉卿に向つては、飽く迄も京地に踏みとどまり、『彈丸矢石を犯して十分御戰鬪』あるべきの覺悟を促がしてゐるのは、流石に、幾度か死線を越えたる英傑の著眼といはねばならぬ。岩倉は恐らく此の一語を見來るに及んで、必らずや一たびは頭髮の竦立するを覺えたであらう。

『斷じて行へば鬼神も之れを避く』といふ言葉の實體を、人は我が南洲において初めて之れを見る。幕末より明

治にかけて、南洲の進退が、常に同志の間に、千鈞の重きを感ぜしめた所以のものは、一たび之れを盟へば大鼎の重きを爲し、一たび之れを約すれば、金鐵の堅きを示し、一たび之れを決すれば、一貫して變はらざるの大丈夫心があつたからである。

一貫唯唯諾。　從來鐵石肝。　貧居生二傑士一。　勳業顯二多難一。
耐レ雪梅花潔。　經レ霜楓葉丹。　若能識二天意一。　豈敢自偸レ安。

とは後年南洲偶成の詩篇であるが、以つてその士心を錬り、肝膽を磨くの容易でなかつたのを知るべきである。

＊　　＊　　＊　　＊　　＊

その心身の工夫において、西郷は稀有にして且つ絶大なる人間の威力を示してゐるが、彼れが天下の大道を往來し、維新の荒野を馳驅して、嘗つてその眞道を踏み誤まらなかつたことについては、亦た別に理由の存するものあるを知らねばならぬ。

それは他ではない。南洲が確然として國體の神髓を把握してゐたからである。西郷は如何なる場合においても、日本は皇室を奉戴し、四民之れに隨順して、萬國に卓立するものであるとの考へを動かさなかつた。

彼れが元治元年〔甲子〕に長州を朝敵として征討したのも、慶應三年〔丁卯〕に、幕府に向つて一戰を必期しつつあつたのも、皇室をして絶對不可侵の尊嚴たらしめ、國家を皇朝の古へに復へし奉つるの大志願より發したことに於て變りはなかつた。時に依り處に隨ひ、その形には變りがあるも、その志に於ては一定不變であつた。

是より以前、文久二年〔壬戌〕伏見寺田屋の事變の後、倒幕回天の壯圖を共にした田中河内介〔綏猷〕を、薩藩の同志が、その西航の船底において暗殺した事件があつた時、西郷は既に久光の怒りに觸れて、第二回の遠島を受けて居つたが、河内介暗殺の報を得て、木場傳内に與ふる書中において、薩藩の態度に痛憤を示してゐる。〔第一卷四七〇頁參照〕

一、田中河内之介と申すは、中山家の諸太夫にて、京師におひて有名之人に御座候。右之人粟田宮樣之御令旨と申すものと、錦之御旗を捧居候由。右は僞物にて、是を以、人々をあざむき候と申すものにて、御國元迄、被二差下一との趣を以、船中にて私に隱然と父子三人、外に浪士三人、都合六人被レ殺候由、譬僞物にもせよ、朝廷へ被二差出一眞僞明白、御取捌き可レ被レ爲レ在處に、私に天朝之人を被レ殺候儀、實に意恨之事に御座候。もふは勤王之二字、相唱候儀出來申間敷、此儀を若哉、朝廷より御問掛相成候はば、如何御答相成候ものに御座候哉。頓と是限の芝居にて御座候。もふは見物人も有レ之間敷と相考申候。云々

とある。事は固より一朝臣に關する事柄に過ぎないが、西郷が之れを以つて、理不盡の甚だしきものであるとし、斯くの如き暴擧を敢へてするにおいては、薩藩は最早や勤皇の二字を用うる資格はないと激怒してゐるのは、要するに南洲の心頭、高く揭げられたる、天朝中心の大信念より發してゐる至情に外ならぬものである。

田中の暗殺は、大久保利通の下知するところであることは、後年、豐後の小河一敏翁が、明治天皇の御前において、披瀝した處であつたといふが、その何人なるにせよ、故なくして朝廷の臣を殺した事は蔽ふべくもない。

西郷が遠海の孤島にあつて、これを耳にし、痛憤して已まなかつたのは、偶〻以つて彼れの勤皇の大志願を表明するに足るものであつた。

【六】 皇政復古と西郷吉之助 （三）

飽迄も國體の神髓に立脚す

筆は測らずも往時に遡ぼつたが、要は西郷が、維新の大業を朝廷の確立に置き、ここに大磐石の如き力を据ゑつけたことを知れば足る。

西郷が慶應三年〔丁卯〕の大舞臺において、幕府に一撃を加へんことを必期したのも、固より薩長の力を天下に誇示せんとするが如き、淺薄極まる名譽心、或ひは功利心より起したものでないことは、今更ら說くまでもない。彼の發願は、終始一貫して、立國の大基礎を建設するにあつた。故に西郷は心に必戰を期するとはいへども、慶喜にして臣下たるの道を盡し、德川諸藩にして、朝廷尊崇の誠意を披瀝し來るならば、彼れは直ちに之れと手を携へて、國礎の建設に邁進したに相違ない。

左の一篇の意見書は、皇政復古の大號令が渙發されるといふ前一日、十二月八日附を以つて、西郷が、岩下、大久保と連名して岩倉に送つたものである。詳びらかに此の書の要領を見るならば、西郷決戰の意志が、那邊に

存在して居つたかを、最も明瞭に知ることが出來よう。

岩倉具視に與ふる書〔慶應三年十二月八日〕

今般、以二御英斷一王政復古之御基礎、被二召立一度御發令に付而者、必一混亂を生候哉も難レ奉レ圖候得共、二百有餘年之太平之舊習に汚染仕候人心に御座候得者、一度動二干戈一候而、反而天下之耳目を一新、中原を被レ定候御盛擧と可二相成一候得者、戰を決候而、死中活を得る之御著眼、最急務と奉レ存候。乍レ然、戰者好而不レ可レ成事者、大條理に於而、不レ可レ動者に可レ有二御座一候。然るに無事にして朝廷上の御盡力貫徹、太政官代三職の公論を以て、大政を議せられ候日に至り候ては、戰よりも亦難とすべく、古より創業、守成之難易、論定し難く、俊傑之士に於而も、後世識者の評を免れ不レ申候。況んや衰態之今日に於而をや。詳考深慮、御初政之一令を御誤り不二相成一候儀、第一之事に奉レ存候。就ては德川家御處置振之一重事、大略之御內定奉レ伺候處、尾・越をして、直に反正謝罪之道を爲レ立候樣、御諭を以て周旋命ぜられ候儀、實に至當寬大之御趣意、奉二感服一候。全體、皇國今日之危に至り候事、大罪の幕に歸するは、論を待たずして明なる次第にて、旣に先々月十三日云々〔討幕の密勅を指ざす〕御確論之祕物之御一條迄に被レ爲レ及候御事に御座候。此末之論相起り候とも、諸侯に列し、官位一等を降し、領地返上、闕下に罪を奉レ謝候場合に不レ至候ては、於二公論一相背き、天下人心、固より承伏可レ仕道理無二御座一候間、右之御內議は、斷乎として寸分も御動搖不レ被レ爲

レ在、尾・越之周旋、若し不レ被レ行候節は、朝廷寛大之御趣意を奉ぜず、公論に反し、眞之反正たらざるもの顯然に候へば、早々朝命斷然、右之通り、御沙汰可二相成一儀と奉レ存候。右御定議より下々の御處置振は、公論條理上に於て、更に有二御座一間敷、若し寛大之名被レ爲レ付、御處置其當を被レ失候へば、御初政に、條理公論を御破り相成候筋にて、朝權不レ振は論ずる迄も無レ之、必ず昔日之大患を生じ候儀、相違無二御座一候。若し御趣意之通り、眞之反正を以て、實行擧り、謝罪之道相立候上は、無二御顧慮一御採用可二相成一事は勿論に御座候。前條御尋問に預り、尚ほ修理太夫趣意を奉じ、評議之形行奉二申上一候。一點之私心を以て、大事を不レ可レ論は、兼て奉二言上一候通りにて候間、宜敷御熟考、外三卿へ御斷決被レ爲レ在候樣、御示、千祈萬禱仕候。

頓首謹言。

十二月八日（慶應三年）

岩下佐次右衛門
西郷吉之助
大久保一藏

岩倉入道樣

西郷は攻城野戰の將帥ではない。彼れは英傑にして兼ねて聖人の資を具備するものであつた。故に西郷は戰ひの爲めに、戰ひを欲するといふやうな、單純な頭腦の持主ではなかつた。西郷は事に處するに當つて、常に條理といふことをいつてゐる。その所謂る條理なるものは、日本國體の眞態に合する方策を指すのであつて、政治的

には皇室尊崇の大精神を把持し、皇道蕩々、民の之れに化すること、雨露の草木におけるが如き狀態を欲した。西郷が尾・越兩藩の周旋によつて、徳川氏の社稷をして完からしむるの朝議に對し、その寬仁の態度を推稱してゐるのは、皇化なるものが、直ちに徳化ならざるべからざる理由に據つてゐるのである。

併し乍ら、徳川氏にして、若しその私權を擅まにし、朝旨に隨はないやうな場合があれば、西郷は奮然として猛起することを辭するものではなかつた。否な寧ろ、之に對する準備・用意・覺悟を以つて、南洲の巨軀は、磐石の重きを加へて居つたのである。

『いよ〳〵復古の大號令が發せられるにおいては、決して平穩無事であるべき筈がない。必らずや上下を擧げての一大騷亂が發生するに違ひはない。徳川氏が天下を執つて、太平ここに二百餘年の久しき亙り、人心遊惰に流れきつてゐる際であるから、一たび干戈を動かして、日本をして、砲煙彈雨の巷と化せしめるやうでなければ、とても、天下の人心を一新することは出來ない』

といつてゐるのは、所謂る『死中活』を求むる、南洲の活眼であつた。

* * * * * *

西郷は終始、口舌を排した。そして常に彼れの巨眼に映じ來るところのものは實力であつた。

才子元來多過レ事。　議論畢竟世無レ功。　誰知默默不言裏。　山是青青花是紅。

とは、南洲が『偶成』の題によつて、後年詠出するところであるが、是れやがて南洲が、土藩の議論を以つて天

下を制せんとする運動に、重きを措かなかつた理由でもあつた。

大久保利通日記 〔慶應三年十二月二日〕

大久保の日記に、

二日〔十二月〕今朝、正三卿〔正親町三條〕へ参殿、云々相談す。北岡公〔岩倉〕へ参候處、中御門卿御出、云々申上る。一時より西郷同道後藤へ参、示談の上大に雷同、依而八日之期日相立、則北岡公へ言上、亦々後藤へ参り、其由を告ぐ。後藤云々、夜八時歸る。

とあるやうに、西郷は後藤をして大號令渙發の贊同を求めたが、前述のやうに、後藤はその期限延期の提案を爲し、直接岩倉を訪問して運動するところがあつた。

十二月六日附〔後藤往訪の當日〕を以て、岩倉が中山・嵯峨の兩卿に與へた書簡によれば、當時の狀況を察するに足るものがある。曰く、

岩倉より中山・正親町兩卿に與ふる書 〔慶應三年十二月六日〕

當用而已言上候。今日後藤出會、段々之議論、終に朝廷上不レ得レ已之內情を申諭し、彌八日發表に決し申候。併明日にも容堂著阪候はゞ、時宜にて一日の延期可二願申一旨、申置候。若し一日延引候て、異變も出來候は

ば、干戈を以てする事有るべしと約し申候。餘程議論も候へ共、約り右之通、治定候。然るに、尾・越え早早御內意有レ之可レ然と、段段懇談に而、實に情實を盡し申候間、其儀に候はゞ、早々三卿へ申入、是より禁中に而相談を遂げ、尾・越丈の事は急々取計相成候樣、可ニ取扱一旨、申聞置候。

尾・越へ早々御打合有レ之候はゞ、十分之事に至るべく、昨日も越前登城云々と、咄しも有レ之、成程よろしそうな咄に有レ之候。小子云く、長州事件に付、西鄕も參仕、今日の退出は、夕刻又は入夜に至る可く候間、是より宮中へ申入、兩卿より上の思召を伺候上之事にて、明朝ならでは尾・越へ御沙汰有間敷と申聞置候。兩日御延引を願候ため、今朝正三卿へ參上、夫より中山卿へ參上の處、御參朝後ゆへ、小子方へ來り候との事に候。右は十分御據なき御內儀之御樣子を申聞、八日と決し申候。今朝も申上候通、餘程會・桑、新撰組にて、六ケ敷も〳〵恐敷暴論有レ之候に付、斷然と申切候。併、容堂著阪ならば、一日位はどうか可レ成と、前書之通申聞置候。後藤云く、明朝極早天、御三卿之御亭へ參上、萬事伺申度。

三卿列座にて

薩にて　大久保　西鄕

土にて　後藤　神山佐多衞

越にて　中根靱負　酒井十之丞

尾にて　田宮如雲　林左門

右丈被レ召候様との事に候。此相談之旨は、後藤より早々薩へ申入候との事に而、同人は直に大久保に行向候。

右御決定に候はゞ、中御門へは、小子より今夕可ニ申入一候。御家又は御三卿の中、何れとも御定め希上候。中御門に而も宜敷と存候。明日の御刻限と、何れの方と申處を伺度候。御決定の御沙汰有レ之候上は、小子より四藩へ通し候〔薩より尾へ申通し、土より越へ申通し候〕約定に而候。

右賢考伺度候。今日は、小子も餘程苦心に而、右之通漸々決し申候。大久保如何可レ申哉と存候へ共、明日午早々位に御沙汰ならば、重疊と存候へども、せめて是丈は後藤の願通り、朝の中もよろしくと存候。尙今晩、大久保にも可ニ申談一と存候也。

十二月六日〔慶應三年〕　對岳

固大人

成大人

追申。中山卿へ申入候。今晩は參上御止に希上候。書類丈爲ニ持上一候事と存候也。

岩倉も去る者、豪の者ではあるが、目の前に大號令渙發が肉薄して來ては、文面の裏にも、胴ぶるひがしてゐる。大久保はどうした。後藤はどうした。西鄕はどうしたと、『小子も餘程苦心に而』とあるあたり、流石に公卿育ちの薄弱さが見える。そこになると、西鄕・大久保・後藤は、何といつても、野育の荒武者だけに、風雨雷

霆の間に、泰然として、その雄姿を顯はしてゐる。

【七】大號令渙發の期日問題

十二月八日說と十二月九日說

岩倉の書簡には『別啓』として、尙ほ左の一通が添加されてあつた。この『別啓』なるものは、本書を認め終つた後に、大久保が岩倉を訪ひ、大號令渙發の日取りを、飽くまで十二月八日と强說した爲めに、更らに前書に添加するの必要を生じたものであつた。

これによつて見れば、岩倉は後藤の入說に、多少動かされつつあつた形迹がある。後藤入說の要領は、期日を十二月九日とすることと、尾・越兩藩にも情を通じて置く必要があるといふのであつた。後藤は、最初西鄕等と會見した折には、十二月十日說を主張したが、後ち九日に改め、西鄕・大久保等の八日說に極力對抗した。時日において僅かに一日、二十四時間內外の延期に外ならぬのであるが、此の間に藩主容堂の入京を見込み、土藩獨自の境地を開かうとするのと、別には尾・越兩藩と相提携して、別に薩長對抗の新勢力を作らうとする志望を有して居つた。後藤は岩倉に肉薄すると同時に、最も力を中山卿の說伏に努めた。そしてこれには相當の成果を收めて居つた。岩倉の『別啓』に、

同上書簡別啓〔慶應三年十二月六日〕

別紙認候處へ、大久保來り申候には、右樣後藤への御咄に候へば、實々八日に御決し願度、自分方にも、夫夫手當致候との事に候。

後藤に、朝廷上に於て、不ㇾ得ㇾ止之御事情有ㇾ之、八日の處は、半日も延引ならぬ所、申聞候て、今日は餘程得心の事に付、何卒々々、御兩卿之中、御書に而、

扨、八日之所、段々熟考之上、伺換度候得共、色々不ㇾ得ㇾ已儀、追々出來、八日にてさへ、六ケ敷勢に而、中々延日などは不㆓存寄㆒御時宜に候。云々。

箇樣の御工合に而、もはや斷乎として、八日と御治定願上候。右御書に而、萬事都合致候。

又、尾・越之處、後藤申出候儀、尤に存候。元々七日入夜まねきと御申合申置候得共、後藤へ左樣申聞候へば、明日午、早々殿方之亭へ參上候樣云々、箇樣之工合に希上候。八日の事、もれ候ては大變ゆへ、日を指ずして、明日午早々と云ふ方、可ㇾ然哉と、大久〔大久保〕、申居候。

何分早々、御答希上候。右御決定次第に而、薩も手廻り始手配との事、小子方も非藏人召寄、夫々書類相調候都合之事有ㇾ之候。會・桑始、餘程々々掛念之事柄出來、眞に一日千秋之思に付、早々御返事希上候也。

十二月六日〔慶應三年〕　　　對　　　岳

後藤の入説が効果を奏したか、中山卿は、飽くまでも、九日説を主張したので、此間における岩倉の苦慮は、實にいふべからざるものがあつた。薩藩中において、十二月八日説を强力に主張し、斷乎として之れを曲げなかつたのは、獨り西郷吉之助あるのみであつて、大久保の如きは、最初は九日説にてもと、多少寛大なところがあつたといふ。岩倉が前書と同日、更らに中山卿に送つた書中に、

岩倉具視より中山忠能に與ふる書〔慶應三年十二月六日〕

先刻愚孫へ御沙汰之條、謹承仕候。實に小子にも、苦心極りなく、十方に暮れ候。今夕刻より、薩客へ出會候筈、大久〔大久保〕には大決斷、何を申ても、八〔八日〕ならでは、百事去り可㆑申との事申出、且亦今日、土〔土佐藩〕にも、後藤より折角申出候邊も有㆑之候へば、是非々々八と申候。尤、大久は、兼て九〔九日〕にてもと申上候由に候へ共、西郷始め、右にては決して不㆓相叶㆒、兵勢にも關係候次第有㆑之、且會・桑の樣子も、實に不㆓容易㆒との事にて、困り入候旨に有㆑之候。亦外にも、色々不㆓容易㆒咄しも、承候事に候。何分、今晩〔十二月六日夜〕拜顏、萬々御相談申上度候まゝ、御用濟候はゞ、如何におそしとも、參上、篤と御咄し申上度候。天明頃に相成候ても宜敷、小子は此に至り候而は、何事も顧慮不㆑仕事に候。大久が、九にてもと申候一言は、軍法に背くとか、兵氣に關するとか申し、やかましく申居り、筆紙に不㆑被㆑盡條々も有㆑之候。若し是非とも、九と申候事に候はゞ、大に御相談申度候。御返事希上候也。

十二月六日〔慶應三年〕　　對　岳

中　山〔忠能〕殿

旣に砲火の間に相見えんとする、西鄕の强氣一天張の態度と、山内容堂の上京を目前に控へて、虛實を纔かに一日の差に爭そはんとする、後藤の策謀的驅引と、此間に調停せんとする、大久保の政治的手腕との、息詰まるやうな、虛々實々の爭鬪の間に介在して、如何に岩倉が苦心したるかは、文中、脈々として波動するあるを覺ゆる。

ドキ〳〵と胸騷ぎを爲しつつ、動悸の鼓動を壓へながらも、群雄暗躍の間を、乘り切らうとするのは、流石に岩倉である。

【八】期日問題と尾・越問題

中山卿〔忠能〕が、極力十二月九日說を主張したのは、單に後藤に捲き込まれた丈けのことでは、固よりなかつた。彼れはこの重大案件を、岩倉の一存を以つて左右するの形があるのに對し、少なからず不平があつた。

中山卿が、岩倉具定に答ふる書〔十二月六日〕中に、その一端の閃めきが見えてゐる。

岩倉具定に答ふる中山忠能の書〔慶應三年十二月六日〕

承候。御書中にても、先刻申入候通、御達可レ給候。何れにても、九日ならでは、運び相付き不レ申候。明朝、正三〔正親町三條〕と熟議、明夜は岳公〔岩倉〕と熟談之積に候。期日は九日と一決候。其外は無ニ致方一候。斯る重大事件、岳公御一身にて御決定有レ之候而は、實以當惑に候。前文の通、一決の外は無レ之候。　以上

即時　　固〔中山忠能〕

以て中山卿の意中を察すべきである。

天下の大事、國家の公事を、岩倉の一家見を以て、勝手に左右するといはれては、岩倉たる者、亦た一言なかるべからずである。彼は直に一書を裁して、中山卿に酬ゐてゐる。文に曰く、

岩倉具視より中山忠能に答ふる書別紙〔慶應三年十二月七日〕

御報書、謹承、只小子一身之私心に決し申上候樣、御賢考に而、蒙ニ譴責一恐怖此事に候得共、實に百事不レ得レ止に出候而已、決して私心には無レ之候。何分拜顏も不ニ相成一斯る大事を、元來人つて文通に而は、素より貫徹すべき道理無レ之、所詮小子の氣儘と被ニ思召一候はゞ、萬々致し方無レ之候。御報書に而は、小子御手切之事と、拜察候間、是よりは薩・土何れも、御直談被レ遊候樣、希上候。乍レ併二三四卿之間に於てすら、異論生じ候樣の事に而は、宇内は申迄も無レ之、內地丈の事も、無ニ覺束一事に候。御總督之尊卿に於て、斯く御短慮に而は、頗遺憾之事に候。薩にも、折角朝命を奉し、此に至り候を、事情の齟齬より、大失望の事に至

り候も、残念の事に候。且は去々月之祕件も被レ爲レ在候事、宜敷、御熟考冀上候。尙又、是非九日との御事に候へば、薩へ申込、土へ申込之處は、如何可レ仕哉。是等も得と御談合之上、兩藩共、程能く取扱申度ものに候。薩へは、上に不レ得レ已御旨有レ之候て、九日と申聞、土へは段々の願も有レ之、九日早天と申聞候ては、如何に候哉。已に越・尾へ云々の事も、後藤より、寸刻も早くと申居候事、是も云々に付、八日午後と、程能申度ものに候。兎角、今朝拜顏之道、無レ之哉。左候へば、賢慮相伺、薩・土之處、双方共、程能可二申入一言取方きつと御相談申度候。

昨夜の御報書、元より大久〔保〕始へは、見せ不レ申、只々、今日は正三〔正親町三條〕いまだ出會なく、朝廷上も取計不二相成一八とも九とも、未だ決し難く候へ共、多分九ならでは、玉の所〔主上乘輿の事を奉レ申〕御六ケ敷、御樣子有レ之候事と、申入置候。何れも落膽の樣子に見受申候。明曉〔今朝を云ふ〕西鄉・大久、尊邸へ出頭之樣、申居候へ共、夫は何分、正三御出會の上ならでは、幾回、出頭に而も、萬々無益に候間、何れとも、明日巳刻迄には、小子より否可二申入一と、漸々申開け、昨夜は、是にて相濟申候。何卒、細敷御書歟、又は不レ苦候はば、參上不二相叶一哉、兩樣之內、御報奉レ希候。

右、早々如レ此候也。

十二月七日〔慶應三年〕　對岳

言上

何も岩倉が一箇の私見を以て、云々するのではない。左樣に疑はるるならば、向後は、中山卿自身、薩州へも土州へも、御直談判を試みられるがよい。第一、これ程の重大事を斷行するといふのに、廷中の二三卿の間にさへ、意見がまとまらぬやうでは、天下の大事を行ふべくもないと、且つ脅し、且つ誨へてゐる。兎も角、事は重大局面に直面してゐる。事を行ふに信を以てせず、お互ひに肚の探り合ひをするやうでは、大事は決して成るものではない。大事どころか、一身の小事も、信なくしては成らぬ。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

茲において乎、九日說と八日說とは、繫爭の極點に達し、その孰れかが讓歩するにあらざれば、期日說の爲めに、或ひは大號令渙發の大事件にまで、動搖を來すかの惧れを生じた。

六日の夜、西鄕・岩下・吉井・伊地知を初め、大久保の宿所に會同して、八日・九日兩說に就いて、協議するところがあつた。此の席上には、岩倉卿も臨席し、具さに中山卿の意嚮をも述べ、八日說の困難であることを說明した。この夜合議の結果において、西鄕以下も、事情已むを得ざるものがあると察したので、九日に延期も、亦た已むを得ないといふことに、略〻決意するに至つた。

薩藩が期日問題を讓歩するに至つたことに關して、更らに一つ考へなければならぬことは、尾・越問題であつた。土藩士の主張は、期日延期の外に、尾・越兩藩に對して、皇政復古大號令の渙發さるることを通じ、共に提攜して天下の大事を行はうとする計畫があつた。

後藤が尾・越兩藩を擇んだ理由は、兩藩とも勤皇主義を理解し、且つ德川氏の親藩であるところから、土藩の主張する公武合體主義を貫徹するのに、最も好き提携者であつたからである。現に後藤は、松平春嶽に對しては、薄々ながら大號令渙發の祕事を通じて居つた形迹もある。

土藩の大政奉還論の行き掛り上、次で來るべき諸侯會議の頭目として、德川慶喜を据ゑようとする密約を實行しなければならぬ。尾・越兩藩ともに、慶喜をして諸侯會議の實權を握らせることには賛成であるから、茲において、後藤が飽くまでも尾・越參加論を主張しつつあつた譯である。

西鄕・大久保が最も苦心を存したところは、實に此の點であつた。十二月八日附の建白〔前揭〕にもいつてゐるやうに、

『此末の處、如何樣の論相起り候とも、諸侯に列し、官位一等を降し、領地返上、闕下に罪を奉レ謝候場合に不レ至候ては、於ニ公論一相背き、天下人心、固より承伏可レ仕道理無ニ御座一候間……』云々

とあつて、慶喜大政奉還の後、土藩の主張するが如く、公議輿論によつて、一般の政務を決することは、固より異議のあるべきところではないが、その諸侯會議の議長格に慶喜を据ゑるやうでは、結局實權は依然として德川氏に在る譯で、何等皇政復古の實はないのであるから、西鄕等は、斷乎として此の事に反對したのである。

期日問題において一歩を讓つたのも、實はこの第二段の重要問題を許さぬ決心があつたからである。十二月七日、中山卿が岩倉に答へた返書の中に、

中山忠能より岩倉具視に答ふる書〔慶應三年十二月七日〕

御兩封、畏入拜承仕候。御安全、恐悅存候。扨、昨烏、御細書畏入候。甚むさき失敬之申條、恐入候。御理千萬申上候。實に如二貴命一大事之前、十分穩談、專要、偏可レ被レ免候。扨、八九の條件、御苦勞令二恐縮一候。實愚存を押付申上儀には、一切無レ之候へ共、何分正三卿〔正親町三條〕に、今日得と申合、貴君にも、今夜拜晤仕度、呉々念願に候。實以、恐入候へ共、九の方に、偏に希上候。今朝、參上致度候へ共、實は省中も人目多く候に付、辰刻過、正三卿亭へ參入之義、申合置、且生憎、諒闇明傳奏被二仰附一今日は伺事有レ之、退出之刻限も難レ計、扨々色々差支有レ之、實に當惑千萬に候。右之次第に候儘、恐入候へ共、薩・土之處、御書中にて、九の方に何卒、不レ立レ腹樣に御示命之儀、伏而奉二希上一候。外々之件は、御書中之御趣旨通之事に而、於二小子一は尤宜敷と存候。正三卿へも、其段、委細申入置候まま、宜奉二希上一候。越・尾之處は、何卒明日、八日之方、御命之通、午後と相成候はば、重疊と存候。且貴君拜顏之義、とうも晝間は六箇敷き上、參內候まま、無二寸暇一恐入候へども、酉刻過に御入來、希上度候。御受迄。早々頓首。

即時　　　　　　　　　　　　　　　囲〔中山忠能〕

御受

追申。呉々も當惑之余り、存付の儘申上、恐入候。御宥免希上候。晩刻拜面、萬々可レ奉レ謝候也。

とある『外々の件は』とあるのは、尾・越問題を指ざしてゐることは明らかである。何となれば、岩倉の書中に、『已に尾越へ云々の事も、後藤より寸刻も早くと申居候事、是も云々に付、八日午後と程能申度ものに候……』とあり、中山の書簡は、明らかに之れに答へたものであるからである。要するに薩藩としては、一を讓つて一を採つた譯で、尾・越へ內情を通ずることも、大體においては承認をしたが、その時期を、發令の直前、即ち十二月九日の前夜、八日夜と決した譯であつた。

【九】山內容堂大擧上京す

十二月八日の朝議既に大勢を決す

此の時に當つて、山內容堂は、一千餘人の兵士を從へて、

十二月五日　浦戶港出帆
同　六日　大阪入港
同　七日　牧方一泊
同　八日　洛外大佛著

の順序を以つて東上し來つた。後藤は馳せて容堂に謁し、急轉直下の形勢を述べ、且つ、

『薩藩を當面の敵とすることは、非常なる不利益であるから、尾・越兩藩と歩調を合はせ、ここしばらく隱忍自重あらせられたい』

との旨を懇說したが、容堂は火のやうになつて憤激し、

『島津彼れ何者ぞ。是れ殆んど天子を挾さんで、四方に號令せんとするの前兆ではないか。況んや二百年來の政權を返上した前將軍を、朝議の席上にも召さず、且つ既往の迹のみを咎めて、會・桑のみに歸國を命ずるが如きは、不公平を極めたもので、何處に公議輿論の實があるか』

とばかり、舌端火を吐くの勢ひを以つて、カン〳〵になつて薩の態度を痛擊して措かなかつたといふ。後の小御所會議における、容堂の雄辯は、實にこの憤激の發したるものであつた。

併しながら容堂の入京は、時期既に遲きの憾みがあつた。此日朝廷においては、各親王、二條攝政、大臣諸卿の參集を命じて、長州處分、五卿歸洛の兩問題に就いての協議會が開かれた。朝廷よりは慶喜及び會・桑兩藩主に向つても、召命があつたが、三者共に病と稱して參殿しなかつた。その參殿しなかつた理由は、慶喜を初め、松平容保、松平定敬も、既に皇政復古大號令の渙發を、薄々承知して居つたからである。

朝議の席上では、佐幕派の氣勢、太だ昂がらず、中山、嵯峨を初め、勤皇派の諸卿によつて、豫定の如く決せられた。

茲においてか、長藩主に對しては赦免の御沙汰があり、文久以來、朝敵の汚名を蒙むり、前後兩度に亙つて征

討の軍を受けた防長二州は、天下晴れて、青天白日を仰ぐを得るに至つた。

次で壬戌（文久二年）以來、勅勘の堂上に對しても、御赦免の恩命が下された。

勅勘堂上御赦免別紙（慶應三年十二月八日）

入道前關白（九條尙忠）

入道前內大臣（久我通建）

千種入道（有文）

岩倉入道（具視）

富小路入道（敬直）

還俗被ニ仰出一候事

滋野井中將（實在）

正親町少將（公董）

滋野井侍從（公壽）

鷲尾侍從（隆聚）

以上被レ免ニ蟄居一、還俗被ニ仰出一候事。

右被レ免三差扣一候事

七卿に關する赦免の御沙汰書は、前掲〔三〇六頁參照〕せるにつき、ここに之れを略する。

斯くて文久二年〔壬戌〕以來、勅譴を蒙むるの身となつて、西國に潜行し、爾來五六年、具さに辛酸を嘗め、櫛風沐雨の間に、時節の至るを待ちつつあつた、三條以下四卿の人々は、初めて曇りなき天日の光に浴することが出來たのである。

十二月八日の朝議が、此の二大懸案を一決し去つたことは、容堂をしていはしむれば『薩藩が天下に號令するの前兆』であつたかも知らぬが、又實に、幾多勤皇志士の英靈を慰さむるに足るものであつた。

八日の朝議は、固より偶然に開らかれたのではなく、西鄕・大久保が、岩倉・中山諸卿と協議し、皇政復古の大號令を渙發あらせらるる以前に、先づ長州及び五卿の罪を許すの勅諚を得んとした、結果に外ならぬことは、今更らいふまでもないことである。

去るものは去り、來るものは來り、忠は酬ゐられ、邪は退く。大勢は自然の運行に等しく、三冬つき、春去り來る情勢は、最早、皇政の古へに復するも、目前に迫れるを思はしむる。

春なれや名もなき山の薄霞

芭蕉の句に潤ほひ出してゐる、春風滿山の大御代は、旣に程遠からず、天日、萬民の上に及び、億兆君を仰いで、君恩を頌するの日も、前山の花と共に、將に開かんとしてゐる。來れわが伴、急げわが駒。

第二章　皇政復古大號令の渙發

【一】　大號令渙發直前の形勢（一）

西郷は宮門の警備に任ず

東天、既に曉色を呈し、山色、徐むろに明け放れんとしてゐる。此の時の黎明は、ひとり山河の曉を告げたるのみでなく、そは實に、新日本の輝やかしき黎明でもあつた。

十二月八日、朝議閉會の一方において、岩倉は薩・土・尾・越・藝の五藩に對し、その重臣を自邸に召致し、いよ〳〵皇政復古の大號令渙發あらせらるる旨を告げ、之れが準備を命ずるところがあつた。當日岩倉邸に集合した諸藩士は、

薩州	大久保利通	岩下方平
土州	後藤象二郎	神山佐多衞
尾州	尾崎八右衞門	丹羽淳太郎
越州	中根雪江	酒井十之丞

藝州　辻維岳　櫻井與四郎

の諸士であつた。

當日、岩倉が諸士に向つて托したる、五藩主參內の達しは、次の如くであつた。

五藩主參朝を命ずるの書（慶應三年十二月八日）

應レ召早速登京、御滿足候。隨而不ニ容易ニ大事、御評決之議有レ之、唯今參朝可レ有レ之旨、御沙汰候事。

岩倉は、藩主參朝の時刻を、十二月九日卯ノ刻（午前六時）と達し、更にその以前、寅ノ刻（午前四時）までに、五藩の重臣を、朝廷に召される手順であることをも達した。

然るに八日の朝議は、夜に入つても尙ほ決せず、諸卿は殿中において遂に徹夜し、九日の曉天に至るまで退朝がなかつた。此の時に當つて、何者の流言であるか、尾藩侯の退朝を待つて、危害を加へんとするものがあるとの風說が立つたので、尾藩士は大いに驚き、九日午前二時ごろ、武裝せる藩士數百人が、一時に淸和門から進入して、御所內に集合した。

後に一時の誤傳であることが分明して、尾藩士は引き揚ぐるに至つたけれども、時期が時期であり、場所が場所であつた爲めに、一時は非常なる混雜を生じた。

岩倉の如きは、尾藩が前議を翻へし、幕府に寢返りを打つて變節したものとさへ考へ、一時色を失なつたくら

ゐであつたといふ。

* * * * * *

會議となると、薩藩代表として、大概、大久保が出席し、西郷は何時も、四周の警備に任じてゐる。十二月八日の朝議の時も、薩藩からは大久保・岩下の兩人が出席し、西郷は、薩兵に將として、萬一に備へてゐた。第一の難關は、會・桑の動靜である。會・桑の兵が動いたとなると、之れに對抗せねばならぬのは、何としても薩藩兵である。

そこで西郷は、逸早く薩兵を率ゐて、宮城内の警備に當つたのである。一時、尾州藩兵の手違ひから、ゴタ〳〵を生じたが、それは時間を取り違へたと分つて、間もなく鎭靜に歸した。

此間の事情は、西郷が藩廳の蓑田傳兵衛に贈つた報告書に明らかである。文に曰く、

蓑田傳兵衛に與ふる書（慶應三年十二月十一日）

尙々、會・桑引拂候へば、忽、鎭火の模樣に御座候。兩日中には、歸國の說御座候得共、いまだ慥成義、不二相分一事に御座候。

去る八日（十二月）容堂侯、御出京相成候故、御發表の義も、九日に相變候處、長防御處置の義相發、八日朝議相始、九日卯刻（午前六時）迄には、退朝無レ之候故、御施行、不二相調一候處、一時の勢ひにては、瓦解の模

樣に御座候處五ツ時分〔午前八時〕より二條殿下〔齊敬〕御歸殿相成候付、夫より追々御引取御座候故、速に人數繰込、御所相固、尾・越・藝侯には、八日より御參内中にて、尾州勢には、晩七ツ時分〔午前四時〕より繰出し候時機〔時宜〕にて御座候處、早刻限を失し〔協定の時間を間違へ〕其上一同參内中に候故、物議相起り候由にて、又々可レ破勢ひも相見得候得共、是以、格別の事に不レ至、大幸此事に御座候。其節、彼より早く固付られ候へば、無二致方一處にて、危場合に御座候得共、守返し、好機會と相成、俄薩兵を以固め付候處、些も不レ被レ動、會・桑の兵も、一時は仰天の樣子、前以は會・桑より暴發いたすとの說、喧敷事にて、御座候得共、臨二其時一候處、案外氣おくれいたし、早々人數を引纏め、二條城に兩藩共〔會桑兩藩〕引込候事に御座候。長兵も西之宮迄出懸居候處、八日夕景、官位被レ復、入洛御免、五卿方も同樣の趣、被二仰出一候付、西之宮を發し、九日には、粟生光明寺に陣取いたし、罷在候處、早々入京被二仰出一、九門内外、警衞の命も下り、十日晩より、十一日に掛け、六百人計は、入込相成候次第に御座候。其外勤王の兵、追々出來、勢ひ盛大に罷成申候。只今は會・桑の兩藩限にて、外は傍觀の姿に御座候。今日迄は、違變の義、無二御座一候得共、いまだ全鎭定の譯にも不レ至、時機に御座候。尾・越の兩藩、至極の周旋に御座候故、多くは靜まりそうな樣樣に御座候。幕府の處も、大樹は反正と申事。乍レ然下の者、沸騰にて鎭定六ケ敷、被二申立一候得共、是以、虛實は慥に不二相分一候。朝廷においても、三職を被レ廢、又太政官代の三職を被レ設候て、別紙の通、被二仰出一候義に御座候。例の通、堂上の恐怖には込入申候。兩三日中には、形勢相定可レ申候付、直樣、平運丸出帆の

賦に御座候得共、其内町便、被二差立一候故、大略申上越候。恐々謹言。

十二月十一日夜認〔慶應三年〕　西郷吉之助

蓑田傳兵衛様

最初の豫定からすれば、大號令の發布は九日午前六時といふのであつたが、八日の朝議が意外に永引き、九日の曉天まで及ぶといふ形勢となつたので、大久保は中山、岩倉邸へ往復し、豫定を變更して、諸卿一先づ退朝の後を期し、直ちに發令の手順とする事にした。

當日の、大久保の日記に、左の如く記されてゐる。

大久保利通日記〔慶應三年十二月八日〕

八日〔十二月〕今朝より中山、北岡公〔岩倉〕へ數返之參殿、今日の防長事件、且兵庫開港一條、五卿幽閉堂上一條等、御評議、列侯來朝見込御下問、徳川内府公には、異論無レ之候得共、會・桑、藤堂紛議有レ之由、祕事相洩候樣云々、奔走及二說得一候而、徹夜致す。卯刻期限も、終夜之朝議故、不レ得レ已、明日朝議、御退散次第と相決候。

今日、中山家に於て、御國より尾藩兩人誘引、土佐より越前誘引に而、御用有レ之段、承知仕候處、中山卿、正三卿參朝故、岩倉へ參殿候樣、御沙汰に而、罷出候處、明日參朝被レ命候段、達書御渡也。高崎、井上、召

呼、山階宮、仁門公へ申上候儀、及㆓示談㆒候也。云々

【二】大號令渙發直前の形勢（二）

大久保の祕策と土佐藩の內狀

三千刹界、夜、沈々たるの時、知らず誰れか蒼龍の窟に入る。日本歷史の初まりて以來、正に曠古の大變革ともいふべき、皇政維新の大號令は、間一髮の目前に急迫し來つたが、大多數は之れを知らず、或ひは眠むり、或ひは戲むれ、或ひは迷ひ、或ひは怖るるもののみである。而うして此の間の機微に通ずるものは、實に少數中の少數であり、俊傑中の俊傑であつた。況んや、身を深淵に躍らして、珠を蒼龍の頷に探ぐる者に至つては、纔かに兩三士を數ふるに過ぎなかつた。

十二月七日、大久保が岩倉に致したる建言書中に、『尾越へ內示』云々に關して、述べてゐる言葉の中にも、

大久保利通より岩倉具視に贈れる書〔慶應三年十二月七日〕

尾・越へ御內諭、急速との儀、後藤言上之趣意、尤には御座候へ共、兎角今般御發動に就而者、機密を肝要とし、意外之御英斷、人心戰慄仕候程に、御威光擴充不㆑仕候而者、朝廷之御基礎、確立仕候儀、無㆓覺束㆒奉

レ存候。然るに尾・越を以、御發表未然に、幕中の周旋致さしめ候而は、所謂、帷幄中之祕籌、密策を通じ候同樣、且は如何之邊より、攝政〔二條〕尹宮〔加陽宮〕抔へ、漏洩等も難レ圖、誠に御大事之御事と、奉二苦心一候。最早幕を私疑致し候儀は、固より於二公論一無レ之、況乎、尾・越に於て、寸毫不レ疑候得共、皇國の御存亡に相係候、成否之際に付而は、機事之密なるを以て、主と致し候外、無二御座一、幕にも澁澤其外之俗論あり、尾にも正論而已にも無レ之、甚以可レ恐次第に御座候。古今事を發するに臨み、敗亡を取候例、不レ少、既に明日迄之處、種々懸念仕候次第も有レ之、實に不レ安二寢食一焦思痛心罷在候。

此段、後藤之說を拒候道理に相當、如何に奉レ存候得共、全左に無二御座一、不レ可レ止之至情、奉二申上一候。及二直談一候、當然に御座候得共、是は四卿之御決斷に被レ爲レ在候事にて、私共より御評議を動し候樣に而者、甚奉二恐入一候儀に付、幸、中卿〔中山〕も御出被レ爲レ在候に付、御熟評御決議、是非明日遲方、尾・越云々之御運相成候樣、山卿・正卿〔正親町〕へ、早々御封中を以、被レ爲レ示候樣、萬々奉二誠禱一候。全、四卿御決議にて、朝廷上之御都合邊、明日遲方之方に御決被レ爲レ在候而者、於二後藤一其上可レ奉二申上一筋合無二御座一候。此旨至憂之餘、奉二言上一候。謹言。

十二月七日〔慶應三年〕　　大久保一藏

上

とあり、作者中の作者たる大久保が、如何に機微を極祕に附したるかを察するに足らう。

當時後藤と共に、土藩の代表者として在京した神山佐多衞の日記にも、西郷・大久保が、初めて後藤を訪うて復古の大事を打ち開けた折の事情を記して、左の如くいつてゐるのに見ても、土藩驚愕の狀態を知ることが出來る。

神山佐多衞日記（慶應三年十二月）

一、過日、象次郎著京以來、永井侯、薩州、藝州等に、頻に出會有レ之、格別の事も無レ之處、或日（十二月二日）西郷・大久保兩人、象次郎方へ參り、第一に老公（容堂）之御遲著を責、扨、申述候は、極密を以、御內談申候。此度大御變革の儀に付、唯今の二條攝政、尹宮等、御政務にては、所詮大條理相行はれ申間敷に付、此度、正親町三條公、中山卿、岩倉卿、中御門卿の四公卿方、大御憤發、御盡力に相成候。來る五日に御發顯の筈（當時は斯かる豫定なりしならん）に付、順序大略申述るとの事、箇條は左の如し。

一、二條攝政、加陽宮並に傳奏、議奏を廢す。

一、征夷將軍は、兼而大樹公より御拜謝之處、勅許に成。

一、會津守護職、桑名等も退職、蛤御門御固め御免。

一、幕府の采地を御減石にて、議事院の給とす。

一、有栖川親王、御大政惣宰とす。

一、議定と云職を置く。門地を不レ撰、拔擢す。是下院也。

一、土州、薩州、藝州、尾州、越前等を以、諸御門御警衛とし、其の日に成、異論を起す者を討す。
象次郎相驚き、大義の處に於ては、御同意に候得共、左程に事迫に御發に成候ては、甚以不安次第、第一寡君、近々上京の筈に付、何卒今暫時、右等の御決議御差延に相成、寡君の御議論をも、爲二御盡一被レ下度段、達々日延の儀申述置、頻に奔走致候て、四卿へも出、歎願致候處、漸々四五日の日延に相成候て、老公を御待合せ無レ之との事。

但此儀に付ては、極密事にて、吾藩四五人の外、知者なくと雖も、議論紛々、蕭牆之中に在り。

徳川慶喜が、初めて薩長の祕策を知つたのは、十二月五日であつて、後藤が、中根雪江に告げ、雪江より慶永に通じ、慶永を經て慶喜の耳に達したといはれてゐる。

皇政復古の大號令が、實に日本國民にとりて靑天の霹靂であつたことは、想像に餘りあるものがあらう。

* * * *

當時、土藩が幕府の存在を認めて運動したのと、薩州が全然幕府を認めず、唯だ朝廷一箇の存在に向つて、活動したのとは、兩藩の出所に非常なる相違を齎らすものとなつた。薩州侯は朝廷のお召しによつて上京したものであると稱し、土州侯は朝・幕のお召しによつて東上したものであると宣言したことは、維新當面の事局觀に、大なる徑庭を生ずるものとなつてゐる。土藩が薩州に對して、常に一籌を輸し、或る場合には追ひ捲くられ、或る場合には引きづられながら、如何ともすることが出來なかつたのは、則ち、この大勢に左右せられたのであつ

て、その大勢に打ち跨がり、鞭をあげて疾驅し來つたものが、薩州であつたのだ。
容堂上京後の土藩は、何等頽勢を挽回することが出來ず、足並は頗ぶる亂れ、戸惑ひの態たるを免かれなかつた。神山の手記中に、此間の消息が窺はれる。

神山佐多衞日記（慶應三年十二月八日）

一、八日夕、老公（容堂）御著に成候處、明九日卯之刻に、四卿並に薩州等、事を起すに付、老公にも今夜より之御供揃、御參內、兵卒不ㇾ殘御召連、軍裝にて押出し可ㇾ然段、國事掛り三人より言上、上にも大に御驚愕、御著否や之事にて、何等の順序も、未夫々御存知無ㇾ之場合、頗る急迫之事件に互り、一同に御前へ被二召出一候て、銘々存寄申出候箇條之中、幕之採地を減するの事と會桑の退職とは、何迄も御腹に不ㇾ入、御事惣分之儀は、象次郎初三人之云、大樹公は實に夫々御受の思召也。尙亦尾・越兩侯をして、幕を說得せしめ旣によしと申事、是至り君臣合點不ㇾ行者有れども、朝幕內に合力同心の上ならば、若や可ㇾ行道も可ㇾ有ㇾ之かと思ふ事も有ㇾ之、同夜中、福岡（孝悌）は岩倉へ行、左多衞（神山）は禁中へ出、夫より二條城へ出る。左膳（寺村）は永井侯へ行、谷守部も二條城へ行奔走中に夜明けたり。曉に左多衞、二條城より歸て聞くに、尾州公、越前侯、且永井侯に御出會申て、此事云々、夢にも不ㇾ知とて、大に御驚きの御模樣の由にて、唯今、左樣の頓發有ㇾ之候ては、實に不安事也。所詮幕人、會・桑等の鎭撫も不二出來一一體此度の大條理は、公明正大、廣く

天下の公議を盡し、諸侯上京の上、衆議を以、天下と共に之を爲んとす。夫を何ぞや。四人の公卿、三四藩の諸侯而已の手にて、是を頓發せば、いつくんぞ破ざるべけんや。云々。此等の御辯論有レ之候由也。前文、尾・越兩公より大樹公を説得して、既によしと云處に、大に齟齬、供輩、是を聞て、實に不レ堪二苦慮一、早速言上、君公にも大に御懸念、今夜御目通願者有レ之、議論紛々、供輩一十不レ解也。曉に至て、薩並に四卿の御策略の通、夫々御手の出し模樣、程なく御參内の御沙汰有レ之。云々

木の葉をくぐり、石をめぐつて流るる水ならば、尙ほ掌を以つて之れを遮ぎることも出來るが、既に洋々たる大河となり、兩岸の堤を壓して流るる水勢となつては、最早や之れを如何ともすることが出來ない。

【三】大號令渙發直前の形勢（三）

水も洩さぬ禁闕內外の警備

多年、京都の地に蟠居して、幕府勢力の中心となつたものは、いふまでもなく、會・桑兩藩であつた。今や皇政復古の大號令と共に、京都の兵權は、一に勤皇派に歸せしむる必要がある。玆において乎、岩倉は五藩士を招き、十二月九日、五藩主上京と共に、會・桑の任を解き、之れに代つて、五藩の兵士を以つて、禁闕の警衛に任ずべきことを內訓した。各藩の部署は、則ち左の如く割り充てられた。

守衛覺悟之條々

一、御座所檐下詰。任撰十人之事。

一、御拜道廊下檐下詰。從僕之事。

一、九門內堂上帝門通行被レ止候に付、家々へ右之趣相傳、直に三人、或者四五人宛詰、取締之事。

東南

萬里小路家　甘露寺家

櫛笥家　柳原家

園家　富小路家

御下り御殿　桂御所

高丘家　外山家

唐橋家　鷹司家

九條家

〔右尾州〕

一、御座所檐下詰、任撰十人之事。

一、御拜道廊下檐下詰、從僕之事。

一、九門內堂上亭裡門通行被止候に付、家々へ右之趣相傳、直に三人、或者四五人宛詰、取締之事。

西北

花園家	八條家
加陽宮	石山家明地
庭田家明地	勸修寺家
烏丸家	穗波家
一條家	近衞家
閑院宮	藤波家
竹屋家	毘沙門堂黑坊

〔右越前〕

一、日之御門、並穴門四ケ所內外。

一、御臺所御門、並北ノ方穴門二箇所內外。

一、參內殿、並奏者所等之前。

一、神仙門、往返人數改取締所。

一、公家門前、桑名固め被レ免、跡引替。

外に

御座所檐下詰、任撰十人之事。

御拜道廊下檐下詰、從僕之事。

〔右　薩　州〕

一、公家門、並南北穴門、二箇所內外。

一、南門、並東之方穴門、二箇所內外。

一、御池庭四枚戸內、御文庫前切戸。

一、蛤御門、會津固め被レ免、跡引替。

外に

御座所檐下詰、任撰十人之事。

御拜道廊下檐下詰、從僕之事。

〔右　土　州〕

一、准后御門內外。

一、准后局口中門。

一朔平御門、並に東西穴門、二箇所之內。

外に

御座所檐下詰、任撰十人之事。

御拜道廊下檐下詰、從僕之事。

〔右　藝　州〕

王政復古、大變革に付ては、何時非常之儀出來候も難ㇾ計、依ㇾ之右場所、藩兵を以て、嚴重警衞可ㇾ有ㇾ之旨、御沙汰候事。

但九門內は勿論、禁內に至り、兵士戎服の儘、可ㇾ爲ㇾ參朝ㇾ候事。

斯くの如くにして五藩の警衞は、水も洩らさぬ手順であつた。固より命令は岩倉の內示するところではあつたが、根本の大方策を決定したものは、いふまでもなく薩藩であつて、大久保、西鄕は實に兵權の左右者であつた。鵜の毛の隙もなく、手順は備へられて居つても、事は意外の邊から波動を生じて來る。九日曉天、尾張藩士が時刻を違へて、繰り出した時なぞは、公卿連中は冷汗三斗、その身を洗ふの感があつた。

此の事が正親町三條の急使によつて、岩倉の邸に通じた時に、岩倉は恰度酒をあほつて居つたといふが、列座の志士の面々が、總立ちの形となり、

『扨ては尾藩に異心を生じたるか。幸ひにして此事なくとも、大事或ひは之れによつて敗るるに至るかも知れ

ぬ。我れ未だ備へざるに當つて、會桑の兵、先んじて襲撃し來るならば、潔よく斬り死にするの外はない』と殺氣立つた。岩倉は旣に覺悟がある。敢へて驚ろくの風もなく、泰然自若として、

『尾藩の進退は、まだ〳〵斷定は出來ぬ。縱し異心を生じたからといつて、大事敗るるといふのは、チト早計だ。苟くも天地に愧ぢざるの心を以つて、天地に愧ぢざるの事を謀るのだ。事若し成らずとも、何も天下後生に對して愧づべき事はない』

といつて、ごろりと寢てしまつたのは、流石に岩倉であるが、岩倉をして此の糞度胸を据ゑしめた丈け、當時の人心が如何に緊張して居つたかが察せられる。

* * * * * *

岩倉は更らに、諸侯參內に就いての、精細なる心得書をも內達した。

當日覺悟の條々

一、卯一點、必參內の事。

一、同刻兵士繰込の事。

一、御門總て、大門を閉ぢ、穴門より通行の事。

一、公家門、御臺所御門の外は、准后御門と雖ども、悉皆閉切の事。

但守衛兵士通行の義は、格段の事。

一、被レ止二參朝一候、宮、公卿見誤無レ之樣、心得の事。

一、宮、公卿の輩、主人之外、家來向は、總て御門外限り不レ許レ入候事。

但、隨身物、或は文通の類は、使番、使丁等にて非藏人口へ傳奏の事。

一、三職家來、鑑札を以て通行の事。

一、御門々々、出入人體見定めの爲め、非藏人二人出張の事。外に使番三人、仕丁五人。

一、會津、桑名、藤堂、大垣、見廻、新撰、其外斥候の事。

一、非常の儀有レ之、注進の儀出來の節は、四方とも非藏人口へ、可二申出一事。

但、非藏人口南溪の間、堂上非藏人詰、可レ有レ之事。

一、各藩屯所、並從者休息等の事。

日華門外廻廊　月華門同斷　承明門同斷

文久三年八月十八日のクーデターの時には、三條卿以下のいはゆる過激堂上は、一夜の中に參朝を止められ、此日入朝せんとして　初めて佐幕派の遮ぎるところとなつたのを知つたが、慶應三年十二月九日のクーデターには、二條攝政以下は、何にも知らずに前夜來の朝議を終り、九日辰ノ刻、午前八時ごろ退朝し去り、之れと寸刻の差をも許さずして　岩倉前中將具視は、衣冠を正して堂々朝風に裳裾を拂はせながら、入朝したのであつた。

【四】大號令渙發直前の形勢（四）

大號令渙發當日の次第順序豫定書

千丈の堤も、蟻穴から崩れるといふ。總じて人間の仕事においては、工夫の上に工夫を凝らし、熟慮の上に熟慮を加へても、猶ほ且つ千慮の一失を免れ難い。岩倉の智、大久保の才、西鄕の眼によつて、復古の大號令が、如何に緻密なる網條の間より出で來たつたかは、既に如上の配置によつて明らかに察することが出來るが、更らに左の一文献を讀むにおいて、一層彼等の準備が、一個の蟻穴をすら許さなかつた、嚴密なる事實を明瞭にするに充分である。

此の『順序書』なるものは、十二月九日、大號令渙發當日の、順序心得を、豫め規定したものであつて、何人の筆なるかは明らかではないが、要するに西鄕、大久保、岩倉等の、復古派の重鎭者の間において、協定せられたところであることは疑はれぬ。『順序書』に曰く、

當日順序〔慶應三年十二月九日〕

一、卯一點〔十二月九日午前六時を期す〕三職、宮、公卿以下、參朝之事、兼て御確定の叡慮、尙又窺取、大に

議定、勅命施行の人々、

有栖川帥宮　仁和寺宮　智恩院宮
中山卿　正親町三條卿　中御門卿
久我卿息　大原卿　萬里小路卿
橋本卿息　西四辻卿　西園寺卿
正親町卿息　橋本卿　勘解由小路卿
長谷卿息　石井卿　滋野井卿
山本卿　澤卿　五條卿
園池卿　穗波卿　高倉卿
滋野井卿　西洞院卿息　萬里小路卿息
石山卿息　澤卿孫　四條卿息
鷲尾卿

右合三十二名

近習一同え、一新事件告諭人之事、但當日限、
内々一同え同斷、

外樣一同え同斷、
非藏人一同え同斷、並口向共、
地下官人一同え同斷、
一、勤王藩召之事、
一、宮、公卿、列藩、並藩士等、三職に置るるの事、
一、宮、公卿、非藏人、口向、地下官人に至り、一同召の事、
一、壬戌・癸亥・丁卯、幽閉公卿、勅免の事、
一、長州父子勅免、直に上京御沙汰の事、
一、攝關以下、勅問御人數、國事御用掛、議奏、武家傳奏、總て廢せらるるの事、
一、二條家以下、勅使御沙汰云々、且參朝止らるるの事、
一、慶喜之大政返上、將軍職辭退被二聞食一、自今、斷然王政復古御施行云々之旨、總て勅使を以、被二仰渡一之事。
但し尾越被レ命、公明正大、至當の所置云々の事。
一、會・桑え守護職、所司代、自今、被レ廢云々、早々可レ歸國一之旨、勅使を以被二仰下一之事、
一、列藩重役、召之事、
一、宮、公卿、列藩、非藏人、地下官人、口向、神社、寺院、農商等、大政復古の儀を始め、夫々御沙汰之事、

御評議所始御場所、假設之事、

一、御評議所　　小御所

一、總裁・議定詰所　　麝香間

一、同休所　　水鳥間

但し、宮、公卿奥の座、列藩端の座、且つ總裁、議定一列に座すると雖ども、總裁に於ては、一席を隔へき之事、

一、參與詰所　　御色紙部屋二間

一、同休所　　同東の間

但し、藩士の向者、諸大夫間假建之事、

但し、公卿、列藩奥の座、藩士端の座、

一、議定の輩一人づつ、是迄議奏の如く詰、林和靖間

一、宮、公卿、列藩奏下所　　林和靖間

一、神社、寺院、諸藩士以下奏下所　　虎の間

一、三職の輩、家來二人乃至五七人、御拜道廊下、南之椽下に詰るの事、其道射場より長橋を經參任、但し出入嚴重取締の事

御警衛兵士分配、且屯所之事

一、日之御門、並穴門四ヶ所内外、　東
一、公家御門、並南北穴門一ヶ所、　西
一、御臺所、並北の方穴門二ヶ所、　同
一、准后御門、　同
一、南御門、並東の方穴門一ヶ所、　南
一、朔平御門、並東西穴門二ヶ所、　北

別段

一、參內殿、並奏者所等之前、
一、局口中門之前
一、准后局口、中門之前
右各藩士詰之事、

屯所、並各藩從者休憩所之事、

一、日華門外廻廊　南北
一、月華門同斷　南北

一、承明門同斷　　　　東西

九門警衛嚴重取締之事

警衛に關する各藩の部署に就いては、前後多少の變更あつたものと思はれるが、此の協定順序書によつても、如何に細心の注意が、微に入り細に亙つて、注がれてゐたかを察するに足らう。

【五】劃時代的の復古令渙發（一）

千古に輝く皇政復古大號令遂に出づ

十二月八日の朝議が愈ゝ終結に歸し、諸卿の退朝を見たのは、實に翌九日辰の刻過で、今日の午前八時頃であつた。宮中にそのまま止まつて、來るべき劃時代的の一大舞臺の開幕を待つたのは、中山忠能、正親町三條實愛、長谷信篤の諸卿に、德川慶勝〔尾張藩〕松平慶永〔越前藩〕淺野長勳〔藝州藩〕の諸侯であつた。

千種有任卿は、勅使として岩倉邸に參向し、早刻參內を促がした。千種の奉じたる宣旨には、

岩　倉　前　中　將

今度、以二思召一被レ免二蟄居一、直に復飾參朝、可レ有レ之、被二仰出一候事。

とあり、岩倉は勅使の去るを待ち兼ねて、僧顱に冠を戴き、朝服を正して自邸を出で、復古令に關する勅諭文

案、その他重要文書を納めたる一筥を携へて、九日巳の刻、午前十時ごろに及んで、堂々として參內した。

岩倉に遲れて中御門經之卿の參內を見たので、茲において乎、中山忠能、正親町三條實愛、岩倉具視、中御門經之の四卿は、打ち揃うて陛下の御前に伺候し、前に宸裁を玉はつた皇政復古の大號令は、いよ〳〵今日を以つて渙發あらせらるべき旨を奏上に及んだ。四卿は一切の順序を言上に及んで、そのまま小御所に退いて、やがて來るべき時を竢つた。

此時に、各藩の警備人員は、未だその部署に著いてゐなかつた。岩倉は心中太だ掛念に堪へなかつたものか、その孫岩倉具定を薩藩邸に急派して、宮中の事情を述べ、直ちに兵を率ゐて御門を固むべく命令を達した。

時に西鄉は大久保利通、岩下方平の兩人と共に、時を移さず參內した。大山巖は七連發のピストルを用意して三人を護衞し、公家門に入つて、ここで容子を待つた。西鄉等は岩倉に面謁し、既に奏上を終つたことを慥かめたので、大久保は引き返へして公家門に來り、大山をして伊地知正治に命ぜしめ、豫定のやうに、即刻、配備の兵を出動すべく傳へしめた。大山が大久保の命を傳へた時に、伊地知は覺えず兩手をあげ、歡呼の大聲を發したといはれてゐる。待ち構へたる薩兵は、伊地知の命令一下、出動を開始して、諸門を警備した。固より尾、越、土、藝の諸藩兵の出動に先だつて、第一著に宮廷を護衞したことはいふまでもなかつた。

やがて西鄉は悠然としてその巨軀を現はし、隊伍肅々として乘り込み來つた藩兵を指揮して、建禮門、建春門、宜秋門の內外に配置し、乾門には豫備隊を備へて、之れに大砲をすゑつけ、一朝事あらば、討幕の火蓋を切つて

落すべく、充分に氣勢を張つてゐた。

一切の警備が整うた後、朝廷よりは更らに御召の使があつて、ここに有栖川帥宮〔熾仁親王〕山階宮〔晃親王〕仁和寺宮〔彰仁親王〕の三宮を初めとして、大原、萬里小路、松平容堂、松平修理太夫の、各卿侯連は、相次いで參內した。島津忠義の參內は午後三時ごろであつたといふが、五藩の重臣連も悉く參內に及び、ここに諸般の準備全く整つて、當時寶算僅かに十六歳にわたらせられたる明治天皇には、千古未曾有の大維新を行はせらるべく、御學問所に出御あらせられた。參朝の諸親王、並に諸卿侯を御召あり、『卿等國家の爲に盡力せよ』との勅諭を賜ひ、いよ〳〵復古の大號令を發せられた。その復古令は、實に次の如くであつた。

皇政復古大號令〔慶應三年十二月九日〕

德川內府、從前御委任大政返上、將軍職辭退之兩條、今般斷然被二聞召一候。抑〻癸丑以來、未曾有之國難、先帝頻年被レ惱二宸襟一候御次第、衆庶之所レ知ニ候。依レ之被レ決二叡慮一、王政復古、國威挽回之御基、被レ爲レ立度候間、自今、攝關、幕府等廢絕、卽今、先假リニ總裁、議定、參與之三職ヲ置レ、萬機可レ被レ爲レ行、諸事神武創業ノ始ニ原ツキ、縉紳武弁、堂上、地下ノ別ナク、至當ノ公議ヲ竭シ、天下ト休戚ヲ同ク可レ被レ遊、叡慮ニ付、各〻勉勵、舊來驕惰ノ汚習ヲ洗ヒ、盡忠報國之誠ヲ以、可レ致二奉公一候事。

【六】劃時代的の復古令渙發（二）

新政治體制と登庸人物

實に慶應三年〔丁卯〕十二月九日と、明治天皇の降し玉はつた皇政復古の大號令とは、日本國史中において、一大偉彩を放つの鴻蹟であつて、永世に亙つて國民の忘失すべからざる大記念である。五ケ條の御誓文も、維新大詔の聖旨も、降つては千古不磨の大典と稱せらるる、欽定帝國憲法の制定も、その源泉は、一にこの時の大號令の御聖旨に發してゐるのである。

大號令の聖旨中に『諸事神武創業ノ始ニ原ツキ』と仰せられたのは、原意最も深長なるものあつて存するのを思はねばならぬ。始め復古論の盛んであつた時には、多くは御醍醐天皇の建武中興に復へるの論を爲すものが多かつた。然るにこの建武中興說を捨て、斷乎として神武創業の古へに復へるの主張を執つたのは岩倉であつて、岩倉に之を進說したものは、彼れの腹臣玉松操であつたことは、曩に第二篇第一章中に詳記した通りである。

當時西鄉も亦た岩倉より神武創業の古へに復へるの說を聞いて、膝を打つてその卓說に賛同したといふが、後年南洲が遣韓使節論を主張したときに『諸君は口を開けば、復古々々と申さるるが、眞に皇政の古へに復へるならば、三韓は元と我が版圖ではなかつたか』と叫んだのも、國家をして神武創業の古へに復へらしむる眞意に外

ならなかつたのである。

* * * * * *

既に大號令は發せられた。大號令中に仰せられたやうに、攝政、關白を廢せられ、會・桑の禁門守衞を解かれた。賀陽宮を始め奉り、此日參朝を停止せられた諸卿は次の如くであつた。

二條齊敬〔攝　政〕　九條道孝〔左大臣〕　大炊御門家信〔右大臣〕
近衞忠熈〔前關白〕　鷹司輔熈〔前關白〕　近衞忠房〔前左大臣〕
德大寺公純〔前右大臣〕　一條實良〔前右大臣〕　廣幡忠禮〔內大臣〕
日野資宗〔大納言〕　飛鳥井雅典〔大納言〕　柳原光愛〔大納言〕
葉室長順〔大納言〕　廣橋胤保〔大納言〕　六條有容〔中納言〕
野宮定功〔中納言〕　久世通熈〔前宰相中將〕　豐岡隨資〔大藏卿〕
伏原宣諭〔三位〕　裏辻公愛〔中將〕

茲において乎、朝廷においては、舊攝政・關白、其他に代るべき、總裁・議定・參與の任命を發せられた。左の諸卿は、實に三職の重任に當つた、新政府の重要人物であつた。

三職人體〔總裁・議定・參與〕

一、內覽勅問御人數、國事御用掛・議奏・武家傳奏・守護職・所司代、總而被二廢絕一候事。

一、三職人體

【總　裁】有栖川帥宮（熾仁親王）

【議　定】仁和寺宮（小松宮彰仁親王）　山階宮（晃親王）

中山前大納言（忠能）　正親町三條前大納言（實愛）

中御門中納言（經之）　尾張大納言（慶勝）

越前宰相（茂聽）　安藝少將（長勳）

土佐前中將（豐能）　薩摩少將（忠義）

【參　與】大原宰相（重德）　萬里小路右大辨宰相（博房）

長谷三位（信篤）　岩倉前中將（具視）

橋本少將（實梁）

尾藩三人　越藩三人

藝藩三人　土藩三人

薩藩三人

一、太政官始、追々可レ被レ爲レ興候間、其旨可二心得居一候事。

一、朝廷禮式、追々御改正、可レ被レ爲在候得共、先攝籙門流之義、被レ止候事。

一、舊弊御一洗ニ付、言語之道〔民間の建言を云〕被二洞開一候間、見込有レ之向者、不レ拘二貴賤一、無二忌憚一、可レ致二獻言一、且人材登庸、第一之御急務ニ候故、心當之仁、有レ之候ハヽ、早々可レ有二言上一候事。

一、近年物價格別騰貴、如何トモスヘカラサル勢、富者ハ益富ヲ累ネ、貧者ハ益窘急〔窮〕ニ至リ候趣、畢竟政令不レ正ヨリ所レ致、民ハ王者之大寶、百事御一新之折柄、旁被レ惱二宸衷一候。智謀遠識、救弊之策有レ之候者、無二誰彼一、可二申出一候事。

一、和宮〔十四代家茂夫人〕御方、先年關東ヘ降嫁被レ爲レ有候得共、其後將軍薨去、且先帝〔孝明天皇〕攘夷成功之叡願ヨリ、被レ爲レ許候處、始終奸吏之詐謀ニ出、御無レ詮之上者、旁一日モ早ク、御還京被レ爲レ促度、近日御迎公卿、被二差立一候間、其旨可二心得居一候事

右之通御確定、以二一紙一、被二仰出一候事

右の中において、各藩より參與に任ぜらるべき人柄は、當日は任命なく、各藩より夫々選定して申上ぐべき御沙汰であつたので、越えて十二日に到り、諸藩の上申に從ひ、左の如く任命された。

各藩より選出の參與人名　〔尾・越・土・藝・薩〕

【尾張藩】　丹羽淳太郎、　田中國之輔〔不二麿〕

【越前藩】中根雪江、　酒井十之丞、　毛受鹿之助。
【土佐藩】後藤象二郎、　神山佐多衞、　福岡藤次〔孝悌〕
【藝州藩】辻　將　曹、　櫻井與四郎、　久保田平司。
【薩摩藩】岩下佐次右衞門、　西鄕吉之助、　大久保一藏。

右の中、尾張藩のみ二人であるのは、選定されたる他の一人であつた荒川甚作が、本國に在つて京地にゐなかつたので、他の二人のみ選任されたのである。

【七】劃時代的の復古令渙發（三）

宮嬪の內謁を禁ず

大凡、かかる政治的大變革の際に當つて、意外の邊よりして意外の故障を生じ、大局に蹉跌を生ずるの例は、史上實にその例に乏しくないが、その所謂る意外の邊なるものは、主として女性の裏面的運動に基づくことを忘れてはならぬ。

江戸城における大奧の勢力、京都に於ける宮嬪の內謁なるものは、曾てしば〳〵英雄豪傑をも惱まし、之れが爲めに大政治家の鋒鋩も、著るしく鈍ぶつた例に乏しくない。遠く之れを故實に求むるまでもなく、安政度にお

ける將軍繼嗣問題の際における、水・越・薩等の巨藩の勢力を背景にし、之れを代表するに、當時天下の名侯を以つて推稱されつつあつた、賢諸侯を以つてしたる、一橋擁立運動が、手もなく覆へされたのは、實に陰約の裡に蟠屈したる大奥の勢力そのものであつたのである。

今や復古派の諸智謀が、青天霹靂、一擧して德川の天下を顚覆し去らうとする時に、京都における宮嬪の內謁なるものに著眼し、堅くその行爲を誡しめたのは、用意正に周到といふべく、流石は朝に岩倉あり、野に大久保あるを思はしめるに充分である。

宮嬪に對する諭告書（慶應三年十二月九日）

德川內府、二百六十年ゆたね置れし大權、かえし奉れるのまま、聞し食されぬ。今より朝廷にて、天下の政をとり行はせらるるに就ては、內女房より三仲間の者に至るまで、內行を正うし、嫉妬をつつしみ、女の分に應じ、忠信をつくし、つかへ奉るべし。殊に年ごろの有樣、おごり高ぶること常となりて、中には得もいはれざる振舞も聞ゆ。あはれ古をかんがへ今をかへりみ、人々かたみに助け正して、婦道の鑑とならんことを思ふべし。もし假にも御政のうへを誹り奉り、あるひは佞人の類をいれ、故なきことをも曲げて竊に奏しまつることの如きわざあらんには、おごそかに罪なはるべきなり。返す〲も深く意を用ふべくなん。

皇政を古へに復へし、ここに神武の中興肇業に均しき大革政を行はんとするに當り、その第一刀は先づ、祕密

主義の上に加へられ、宮嬪内謁に嚴禁を令されたことは、實に明治新政の劈頭における一大功業であつた。後年、明治天皇の御一生を、表御座所において終始せられ、之れに相添うて、昭憲皇太后が日本女性としての典型を示させられたことは、固より兩陛下天質の御聰明より來たることとはいへ、御一新の劈頭に當つて、斷乎として女性と政治とを區別した、先覺者の英斷に負ふところも亦た、決して少なしとせぬ。

之れに續いては、警衛列藩に對して、注意の要項が示された。

列藩兵士への禁闕守衛心得　〔慶應三年十二月九日〕

大政一新に付、守衛之輩、自今朝命を奉じ、可レ致ニ進退一、諸事心得違無レ之様、御沙汰候事。

但今日召之列藩兵士、戎服の儘、參朝候得共、非常御手當而已、必動搖無レ之様、爲ニ心得一申渡候。尤御守衛之儀者。一際嚴重に取締可レ致候事。

凡そ此の如くにして、皇政復古實現に關する用意は、實に一兵卒の行動に至るまで、豫め規律されたが、之れが中心となつた、薩・長聯合の力、及び之れに隨伴する勤皇列藩の實力なるものは、天下三百諸藩の形勢からいへば、固より微々たるものに過ぎなかつた。

＊　＊　＊　＊　＊

勤皇五藩の兵が、各々その部署に就き、禁闕の警固に任じた時に、前將軍德川慶喜は二條城にあり、前守護職

松平容保は、會津藩の精英を率ゐ、前所司代松平定敬は、桑名藩の俊髦を督し、悉く武裝して二條城を固めた。幼沖の天子を擁し、今や天下を簒奪せんとするものありと稱し、薩長に向つて逆擊の勢焰をあげ、その勢ひ亦た實に侮るべからざるものがあつた。岩倉は大いにその形勢を憂ひ、尾・越の重臣に命じて、會・桑說得鎭撫の事を托するにさへ到つてゐる。

若し假りに當時において、慶喜にして薩・長に抗するの決心があり、天下諸藩に令し、薩・長を以つて君側の姦なりとして、之れに猛擊を加ふるの令を發したならば、會・桑を中心とし、家康以來、德川氏に夤緣ある諸藩は、起つて之れに應じたであらうし、その形勢は未だ俄かに逆睹し難きものがあつたに相違ない。

勤皇諸藩の兵、如何に勇敢であるとはいへ、又た如何に決死の覺悟があるとはいへ、その數は僅かに合して數千に過ぎなかつたのであるから、兩軍火花を散らして戰ふの結果は、勝敗の孰れに歸するやは、全く不明であるといはなければなるまい。

況んや薩・長は遠くその鄉國を離れてゐることであるから、援兵の之れに從ふもの、蓋し容易でない。或ひは全く孤立無援の窮地に陷いり、嚢中の鼠となり終るを保し難いのであつた。

歷史を、單にその經過の上よりのみ見ることの危險なる理由は、正しくここにあつて存する。土藩の後藤一派が言論を以つて天下を覆へさんとするを冷笑し、終始一貫して主戰論を唱へ『死中活を求むる』と叫んだ、西鄉吉之助の卓識は、かかる裏面の形勢を察する時において、實に寸毫の釁隙なきを感ぜしむる。

戰ひの爲めに戰ひを欲するのではない。將軍にして大義を誤まらず、列藩にしてその嚮背を一にし、我が皇室を翼賛し奉るに於ては、直ちに肘を執つて道を同じうするに吝なるものではない。とは、西郷の隨處に唱道したところではあるが、併しながら、之れあるが爲めに我れに守りを怠る西郷ではなかつたのである。皇政復古發令の前後において、政局の掛引は、主として之れを大久保に一任し、西郷が全く表面に現はれず、軍務の上に奔走して居つた事實は、一朝事あらば、一身以つて德川に抗するの大覺悟を有して居つたからである。

十二月八日の夜、流石に明日に迫まつた大事變に、薩藩士の心は緊張の極に達した。且つ入り且つ出で、殆んど席を空しうして奔走してゐる大久保に向ひ、村田新八、伊集院兼寛等が、交ゝその決心を問うた時に、大久保は儼然として之れに答へ、

『事既に今日に迫まる。此上は、宜しく楠公兄弟が、湊川における決心を以つて、事に當るの外はない』

と喝破したので、藩邸に群集してゐた諸士は、一時に勇躍したと傳へられてゐる。南洲と甲東と、共に必死の境に立つてゐたことを思ふべきである。

【八】　軍務に任ぜる西郷吉之助

維新における西郷吉之助は、常に、あつてなきが如き地位にあつた。之れを譬ふれば、日露戰役における大山總司令官のやうな立場であつた。大山のあるとなきとは、部分的戰爭において、必らずしも必要とはせなかつた。

旅順に、奉天に、遼陽に、沙河に、大山をして存在せしめずとも、我軍の勝利に變化を生じたとも思はれない。然らば全く大山なるものは一個の看板に過ぎなかつたか、案山子に過ぎなかつたかといふに、戰役大局の收拾の上に、大山の存在は實に大鼎の重きを加へてゐるのを、何人も否定することは出來まい。

南洲の維新における存在が、亦た此の大山に彷彿たるものがあつた。力量において、貫祿において、德望において、細慮において、大山は固より西鄕の比ではなかつたが、その形を見る時において、やや兩者に相似たるもののあるを認むることが出來る。

皇政復古令渙發の直前・直後における西鄕は、全く裏面に座して、嘗て表面に出て居らぬ。西鄕に代つて、大活躍を示してゐるのは實に大久保であつて、復古の歷史は、全く岩倉、大久保二人の歷史を中心とするかに見ゆるにおいても、如何に友山、甲東が、必死の努力を傾注したかを察するに足らう。

此の間西鄕は果して何をして居つたかといへば、彼れは一切を大久保に一任し去つて、退いて軍務の充實に盡しつつあつた。政治においては大久保、戰爭においては西鄕、この立場が維新當初における兩雄の出所であつた。故に慶應三年〔丁卯〕より明治元年〔戊辰〕の劈頭にかけての、政局の大變轉に際しては、大久保の獨擅場たるやの觀があり、一たび鳥羽・伏見の戰爭となり、兵火を以つて雌雄を決する場面となつては、官軍の總參謀としての西鄕隆盛の威容が、悠然として壇上に表はれ來つて居る。これより江戶征定、奧羽征伐に至る間、舞臺は大久保の時代を去つて、西鄕の時代となつてゐる。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

翻つて說く、慶應三年〔丁卯〕十二月八日、卽ち復古令渙發に際して、西鄕は弟信吾及び大山彌助を西ノ宮に屯營してゐた長州軍の本營に遣はし、毛利內匠・山田市之丞の入京を促がしてゐる。ここにおいて、長州兵は直ちに奇兵隊、遊擊隊を先鋒として、西ノ宮を發し、郡山驛に八日の夜を明かし、九日早朝に芥川驛に著した。此の時西鄕の急使は、左の一書を齎らして芥川に著した。

山田市之丞に與ふる書〔慶應三年十二月八日〕

呈二一翰一候。今夕景、別紙之通被二仰出一候。明朝闕門御道行之節、御談判之御用にも可二相成一と相考候付、早々寫を以て差上申候。自然藝藩より御通知相成歟も難レ計候得共、爲レ念、如レ此御座候。恐々謹言。

十二月八日夜〔慶應三年〕　西鄕吉之助

山田市之丞殿

此の書の簡單を極めたのに見ても、如何に西鄕が匆忙裡にあつたかを知るべく、書中『別紙』云々とあるのは、いふまでもなく長州侯父子並に末家に對する勅免の寫しであつた。正式にいへば此の書の發せられたのは、翌九日であつて、西鄕が此の書を認めたる、十二月八日夜には、深更に至るまで、未だ朝議の決しなかつた際であるから、事實に前後するところがあるが、固より岩倉、大久保、西鄕等の合議が、朝議の根柢を爲してゐるのであ

るから、朝議の決定を確信し、西郷が山田に急報したものと思はれる。ここにおいて乎、長州軍は、天下晴れて朝廷のお召に應じ、堂々として山崎街道を上つた。

斯くて長州兵が入京したのは、十二月十日のことであつたが、西郷は直に之れを迎へ、相國寺の薩軍本營に屯集せしめた。

* * * * *

西郷は、敢て好戰家ではない。併し、事を行ふに、必らず實力の背景を要することを知つてゐる。一方には劃時代的の、皇政復古の大號令が出でようとしてゐる。此方は身に一兵を有せざる公卿方である。それに兩三藩の後ろ楯があるに過ぎぬ。彼方は、三百年、天下の覇權を掌握した將軍家である。三百諸藩に令する幕府である。之れが一大變革を試みようとする時、口先丈けでは納まらぬ。眞倒の場合には、砲火相見え、砲煙彈雨の間に、事を決する覺悟が無くてはならぬ。西郷の存在は、ここにおいて乎、最も重大である。

西郷は禁門警衞に關し、最も心血を絞つてゐる。當時彼れが岩倉に與へた覺書を一覽すれば、這間の辛苦を察することが出來る。

西郷の禁門警衞部署覺書　〔岩倉公に與へし書〕

一、四門出入の刻限、嚴重御定、被二仰渡一度御座候。

一、四門内御警衛の儀は、以來御親兵の內より被二仰付一候筋を以て、差當り德川家人數引取、十津川兵隊へ、御堅被二仰渡一度御座候。

但山科・十津川の義は、御親兵被二仰出一、其餘是迄御附、武家付以下の輩にも、追而可レ然ものは、御親兵の內に被二差加一度候。

一、右の救應は、諸藩の內、御人撰を以て、被二仰付一度御座候。

一、日御門邊御堅。

一、南御門邊右同。

右尾州・藝州へ、被二仰付一度、豫備隊控所の儀は、習學所又は、紀州以前の堅場邊へ、被二仰付一度御座候。

一、公家御門邊御堅

右土州へ被二仰付一度、豫備隊は、日野家內へ相控候樣、被二仰付一度、御座候。

一、御臺所御門邊御堅

一、准后御門邊右同

一、朔平御門邊右同

右薩州より相勤度御座候。豫備隊の義は、御春屋內、並陽明殿內、乾御門內へ、相控候樣、被二仰付一度候。

一、御門御堅場所に付、二十人以下宛に而可レ然段承知仕候得共、勞佚繰替候次第の順も有レ之候付、右の應援

隊、相置度御座候。

但、別段三所御堅の儀も同斷。

一、別段三所御堅場の義、御沙汰次第、半隊つつ罷出、外に爲ニ救應一半隊備置度御座候。

一、御所內、警衛の儀は、武門の冥加と奉レ存候付、御門並三所の御堅は、邸中の諸隊繰廻を以、相勤候樣仕度御座候。

一、日御門よりは、御堅人數の外、往來不ニ相成一候樣、被ニ仰付一度御座候。

但、社家の分は、可レ爲ニ別段一事に御座候。

一、堂上方、何れも公卿御門より、御出入有ニ御座一度候。

但、准后御付の方は、別段の事に御座候。

一、武家は、御臺所御門の外、出入不ニ相成一段、被ニ仰渡一度御座候。

一、准后御門は、御堅人數の外、武家の出入不ニ相成一樣、被ニ仰付一度御座候。

一、何方にても穴門の出入、一切不ニ相成一樣、被ニ仰付一度御座候。

是に由つて之を觀れば、宮門警備の配置は、全く西鄕の手配に成るものであることが解る。此時、西鄕は、朝廷守護警備の總參謀であつたと見て差支あるまい。

御所內の警衛は、武門一代の名譽なりとして、勤皇各藩兵の交代輪番としたなぞ、西鄕の獨り功績を專らにし

ない雅量も窺はれて、洵に奥ゆかしい。

諸隊配置の狀態を察するに、全く水も洩らさぬ嚴重さであつて、蟻の這ひ出る隙もないといつてよい。西郷の細心、眞に學ぶべきものがあるではない乎。

右に依れば、薩藩の持場は、御臺所御門、准后御門、朔平御門、乾御門の四門であつたやうであるが、之れに配置した薩藩兵の隊長及び部隊は、大久保が岩倉に呈した覺書に明記されてゐる。西郷の諸門總警備の司令と並び觀れば、一層當時の警備狀態が知了せらるる。

大久保の薩兵配置覺書　〔岩倉公に與へたる書〕

一、御臺所御門　兼參內殿奏者口

一小隊　隊長　鈴木武五郎

監軍　黑田了助〔清隆〕

河野四郎左衞門

右豫備隊　御春屋控

一小隊　隊長　篠原冬一郎〔國幹〕

監軍　千田傳一郎〔貞曉〕

有馬林八

一、局口御門之前　陽明殿内之、三藩兵詰番

一小隊

隊長　逸見十郎太

監軍　飯牟禮彦藏

　　　仁禮新左衛門

右護衛隊、陽明殿内之

一小隊

隊長　川村與十郎〔純義〕

監軍　平山但助

　　　永山彌一郎

一、准后御門　兼准后局口、御門之前

一、朔平御門

一小隊

隊長　赤塚源六〔眞武〕

監軍　有村甲藏〔國彥〕

　　　奥　吉輔

右護衛隊　乾御門内

一小隊　　隊長　大迫吉右衛門〔貞淸〕
　　　　　監軍　伊集院直右衛門〔兼寛〕
　　　　　　　　村田新八

一、乾御門
　半隊　　隊長　中原猶介
　大砲八挺　監軍　村田平右衛門
　　　　　　　　兒玉四郎太
　半隊　　隊長　渡邊淸左衛門〔大村藩士〕

一、九門外烏丸通　中立賣御門邊
　一小隊
一、同丸田町通　境町御門外邊
　一小隊
一、同寺町通　淨花院控
　一小隊

といふのであつた。篠原國幹、村田新八、黒田淸隆、邊見十郎太等、後の薩派軍人の錚々たる豪傑連は、青年

將校として、既に此の時、中央舞臺に出てゐた。而して之れが總司令が、西郷吉之助であつたことは、注意を要するのである。

【五】 高野山勤皇擧兵と西郷吉之助

皇政の復古に伴ひ、討幕の軍を起すべき勢ひが、如何に西郷、岩倉、大久保等によつて、深く決意せられつつあつたかは、土州陸援隊の一派である香川敬三、田中顯助等が、侍從鷲尾隆聚卿を擁して、復古令渙發前夜、十二月八日夜十時、藩主山内容堂の入京と入れ違ひに、京都を發して高野山に向ひ、ここに勤皇の義軍を起して、紀州を牽制せんとしたことによつて察することが出來る。

抑ゝ高野山義軍の運動は、未だ中岡愼太郎が生存中に、岩倉、西郷等の間に熟議されたところで、中岡は不幸にして凶刃に殪れたけれども、その輩下の同志は、中岡の遺志を繼いで、勤皇軍の先鞭を著くべく、未だ復古令の渙發をも見ずして、高野山に馳せ向つたのであつた。

既に繰り返へし說いたやうに、土藩の方針は何處までも平和主義で、後藤が之れを代表し、飽くまで公武一和で進んでゐたのであるが、岩倉は夙に阪本、中岡の一派に著眼し、之れと氣脈を通じ、形勢一變するに當つて、これら同志をして劍戟を執つて起たしむべく、兼ねて金銀をさへ與へて、同志を糾合して居つたといふ。此の事は土藩の中に知るものがなく、鷲尾卿によつて、陸援隊の一派が、高野山に旗擧げをするに及んで、初めて事情

を知り、愕然として驚ろいたといはれてゐる。

初め高野義軍の總督の議が起つた時、正親町公董卿を以つてするの内定であつた。然るに如何なる事情によつたものか、十二月六日、岩倉は之れを鷲尾隆聚に變更した。正親町は選任の變更を聞いて大いに失望し、七日、中山卿に哀訴して、前議の通り、自から出陣せんことを請うたが、遂に鷲尾に決した。鷲尾家記錄に、

鷲尾隆聚記錄（慶應三年十二月）

一、同年（慶應三年）十二月六日夜半、香川敬三、三宮耕庵等我邸へ來る。雖レ然表門警戒嚴固なる故、牆塀を超越而遂ニ謁見一、而て今般の不ニ容易一形勢、爲レ惱ニ宸襟一、就ては中山儀同卿を以て、侍從の有志之士を率ひ、紀の高野山へ出張可レ致旨、近日御沙汰可ニ相成一と云々。侍從特に雀躍感激謹承。於レ是、其御沙汰を相待つ而已也。

とあり。十二月七日、正親町に因果を含めしむべく、岩倉の內意を受けて參向した香川の報告書に、

『言上仕候。正親町卿へ參殿、委細言上仕候處、誠に御遺憾不レ少旨、拜承仕候』云々

とあり、兩卿の悲喜見るが如きものがある。鷲尾卿が密勅を奉じて京都を出發した時には、之れに從ふ同志は、僅かに七十人に過ぎなかつたといふ。

途中において十津川鄕士を糾合しつつ、十三日、高野山本陣に到著したが、風を聞いて各地より集合するものを合し、總勢は、漸やく三四百人に達するを得た。

陸援隊同志の一人であつた、齋原治一郎〔大江卓〕が、鷲尾卿の密旨を受けて京都に歸り、錦旗を奉じて歸山した時に、西鄕は彼れの進退についても、細慮するところがあつた。當時の事情を大江は自記して曰く、

大江卓高野山義擧記錄〔慶應三年十二月〕

『此の行の要件は、浪華にて金策を爲し、夫より京師に至り、野山の現狀を朝廷に申報し、且つ十二月九日、王政復古の大號令發布以來の狀況、並に目下廷議のある所を窺ひ知らんが爲めにして、二十七日〔十二月〕大阪に著するや、小野强一郎等と調金の協議を爲し、二十九日京都に著し、直に參內、正親町卿に面謁し、野山の現狀を述べ、京都の事情を承るに、佐幕の諸藩向背未だ定まらず。況んや會・桑二藩の如きは、兵を京師に進むるの勢ひあり。事憂慮に堪へざるもの尠なからず。適々品川彌二郎尋ね來り、京阪の事情を評聞するを得たり。之に依て考れば、事旦夕に迫り、兵火を見んとす。因て品川と暫時京師に止まり、形勢を見るべきことを協議す。戊辰正月二日、品川來りて曰く「阪兵伏見に來り、兵力を以て廷議を變ぜんとするの勢あり。今朝西鄕吉之助に面會したるに、西鄕も其成行如何を見て、野山に報知するの必要あれば、足下歸山の日を延べられたし」との事なれば、前議の如く、一兩日京師に滯在することに決したり』云々

大江は慶應四年〔戊辰〕正月三日、鷲尾卿に賜はつた勅書、並に金銀の日月を織り出したる錦旗を奉じて、殷々たる砲聲を後ろにして京都を去つたが、後に人に語つて曰く、

『當時品川が西郷の傳言を齎らし、出發を一兩日延期し、鳥羽・伏見の形勢を見たる上にて、歸山したらどうであるかとの話を聞いた時、自分は、西郷といふ人の、如何に細心密慮の人であるかを知つた。當時西郷は天下の英雄、勤皇の巨頭であつた。それに引きかへ、予の如きは實に名もなき一走卒に過ぎない。然も西郷はその一走卒の進退にまでも考慮し、態々人をしてその意嚮を齎らさしむるに至つては、その至情に感謝するのは勿論のこと、一事一物をも、苟くもせざる細慮のほどに、驚嘆を禁じ得なかつた次第である』

西郷が如何に細心の注意を、維新回天の大偉業の裡に、拂ひつつありしかを語るべく、事の些か前後するを厭はず、ここにその一端を記しておく。

第三章　皇政復古の小御所會議

【一】小御所會議（一）

西郷は寧ろ閫外の軍務

薩・長派年來の宿望である、討幕の朝議を決すべき御前會議は、大號令渙發の當夜、慶應三年〔丁卯〕十二月九日、宮中小御所において開かれた。此の記念すべき大會議に出御あらせられた明治天皇は、寶算僅かに十六歳に亙らせられたが、既に天皇の御威容は儼乎として備はらせ給ひ、三職を召させられて、群議を聞し召された。

此の夜、小御所會議の出席者は、

【總　裁】　有栖川宮熾仁親王。

【議　定】　山階宮〔晃親王〕　仁和寺宮〔小松宮彰仁親王〕

中山忠能〔前大納言〕　正親町三條實愛〔前大納言〕

中御門經之〔中納言〕　德川慶勝〔尾張大納言〕

松平慶永〔越前宰相〕　山內容堂〔土佐前少將〕

島津忠義〔薩摩少將〕　淺野長勳〔安藝少將〕
【參與】大原重德〔三位〕　萬里小路〔右大辨宰相〕
長谷信篤〔三位〕　岩倉具視〔前中將〕
橋本實梁〔少將〕

の新任三職で、正面御簾の前に、宮及び堂上方は左側に、諸大名は右側に列座した。各藩侯の中、尾張侯、越前侯、藝州侯は八日來退朝なくして、そのまま宮中に止まり、勅使を受けて島津侯參内し、容堂侯は之れに次いで登朝した。尙ほ各藩士の中から、陪席を許された人々は、後に參與に任ぜられた人々で、左の諸臣であつた。

【尾藩】田宮如雲。　丹羽淳太郞。　田中國之輔。
【越藩】中根雪江。　酒井十之丞。
【土藩】後藤象二郞。　福岡藤次。　神山左多衞。
【藝藩】辻將曹。　久保田平司。
【薩藩】岩下佐次右衞門。　大久保一藏。

で、御三の間の敷居際まで進んで、御前會議に列することを許された。陪臣の身を以つて、藩主と同一の格式程度において、天皇出御の御前に陪することを得たといふことは、當時においては、實に破天荒の恩命であり、門地格式を破碎して、萬民一途、國政を議するの端は、正しく此の時より實現したものといつてもよからう。

此時西郷が大久保・岩下と共に、會議の席上に列席し、岩倉に向つて厲語した一話を傳ふるものがある。現に『岩倉公實記』にも西郷が列席したやうに記してあるが、これは少しく事實を誤まつてゐる。當夜西郷は列席せず、諸隊を指揮して萬一に備へ、自ら建禮門、建春門、宜秋門、乾門等の守備に任じて居つたのが事實である。故に西郷が直接、岩倉に向つて容堂を刺すべく暗示したといふ一語は、多少その徑路を誤まり傳へてゐるものと思はれる。

十二月九日、大久保の日記に、

大久保利通日記〔慶應三年十二月九日〕

〔十二月九日〕今朝岩倉公・中山公へ參殿、御斷決相進候。四前、朝議退散之一左右有レ之、直樣、岩〔岩下〕西〔西郷〕同道、參朝致候。兵士之儀も追々繰出し、君公三字比、御參朝、御臺所御門前に於而、御催促之勅使、岩倉太夫殿〔具定〕御行逢相成候云々。

とあるにより、大號令渙發當刻には、西郷も共に參朝し、夜に入つて會議の開かるる時刻に到つて、彼れは退朝し、軍務に執掌して萬一に備へたものと見える。

當日における薩藩士の禁闕警衛振りは、實に堂々たる壯觀を呈したもので、頗ぶる人目を聳動するに足るものであつた。大久保がその日記の中に、次のやうに記してゐるのでも、その一端を知ることが出來る。

大久保利通日記〔慶應三年十二月九日〕

尾公、越公、藝公は、昨夜より御退散なし。九門内人數繰込、瞬息之間、御臺所御門。公家御門。日御門内外相固、乾御門へは豫備隊大砲押立、整々と相備、目的之間、我兵を以禁闕警備之樣、未曾有之壯觀、見る者膽を失ふ。追て藝・土繰出、別而嚴重相固候次第也。

又た大久保が、十二月十二日附を以て、鹿兒島の蓑田傳兵衛に、當日の景狀を報告せる書簡の中にも、薩軍の威容人目を愕ろかし、隊伍の整々たる、一の混雜をも起さなかつたと記してゐる。

吾人は寧ろ、這間の文章裡に、陣中に在る西郷の威風を想見するのである。

【三】小御所會議（二）

山内容堂の親幕論

此夜御前會議の議長格を勤めたのは、云ふまでもなく各宮方に次ぐ前大納言中山忠能卿であつた。一同席定まるや、中山卿は勅旨の趣きを宣べ、會合の由つて來る所以を明らかにして、

『此の度德川内府より、政權を奉還し、將軍職を辭するの旨、上聞あり、よつてその請を御聽許あらせられ、

ここに國體の基礎を皇政の古へに復へし、萬代に亙りて易ゆべからず、萬國に示して恥づるなきの大國是を確定あらせられんとの思召である。ここに親しく三職を召して、その議を聞し召さるるについては、各〻聖旨のあるところを奉戴し、公議正論を盡さるるよう……』

重厚なる中山卿は、穏和なる語調を以つて、先づ至公至誠を披瀝して、會議に臨むべき旨の忠告を與へた。此の會議の結論如何は、四圍の形勢に、非常なる影響を及ぼすに相違なく、若し討幕派が勝を制すれば、薩・長は旭日昇天の勢ひを示すに至るべく、若し親幕派が勢ひを占むれば、議は公武合體論に歸結し、徳川氏の勢力は尚ほその餘焰を逞しうするに相違ない。此の會議こそ、實にも天下分け目の大會議といふべきであつた。

之れを會議列席の卿侯の上に見るに、明らかに如上兩派の色別けが見えてゐる。討幕派の筆頭は、いふ迄もなく岩倉友山卿で、藩侯においては薩藩主、公卿においては、中山、正親町三條、中御門、大原の諸卿は、その熱度の高低こそ違へ、均しく薩・長背後の勢力に依賴する討幕派であつた。之れに對抗する親幕派は、土佐の山内容堂を中心とし、越前、尾張の諸藩主は、いづれも徳川氏と夤緣深く、何とかして慶喜をして終りあらしめようとする諸侯であつた。形勢斯くの如くなる以上、會議前において、旣に風雲の去來するものがあつた。不穏の兆は早くも人々の面上に浮動し、必らずや一大波瀾の湧起すべきを豫期された。

岩倉は默々として語らず、容堂は徐ろに形勢を觀望した。この時に當つて、公卿達の間において、唱出された議論の大要は、慶喜は表面政權を奉還はしたが、その眞意に到つては、俄かに信ずることは出來ない。要らく向

後の進退を監視し、誠忠の信ずるに足らざるものあらば、宜しく大いに之れを嚴責すべしといふにあつた。

茲において乎、厲聲一番、一世一代の雄辯を揮つて、公卿連の低語を排し、大いに德川氏の爲めに辯じ立てたものは、實に山内容堂であつた。彼れは平生薩・長を悅ばぬ。況んや討幕密勅一件に至つては、彼れの痛憤措かざるところである。彼れは梁上の塵も落つるが如き威容を以つて、次の如く論じた。曰く、

『前古未曾有の國體を變革し、ここに大政維新の基礎を確立するの初めに當つては、諸事宜しく至公至平の心を以て事に當り、苟くも、一方に偏傾するが如き態度があつてはならぬ。是れ實に聖旨に副ひ奉つる所以でもなく、又た人心を服する所以でもない。然るに不肖今日の狀況を察するに、頗ぶる怪訝に堪へざるものが多い。禁闕警衞の口實を以つて、諸藩兵が濫りに兇器を持して、禁門に出入するが如きは、不祥極まる態度であつて、且つ天下の亂階を開くの恐れがある。抑ゝ我が國元和偃武以來、指を屈すれば殆んど三百年に垂んとしてゐる。此の間海內の治平を維持し、民をして泰平の隆治を仰がしめたものは、一に德川氏の功績ではないか。降つて嘉永・安政以來、進退その度を誤まり、措置その當を失せしより、天下爲に騷然、國運日に亂るるの罪は、正しく德川氏の負ふべきところには相違ないが、その爲めに、彼れが祖先の功業を抹殺することは出來ない。今や德川內府はその失績の責を負ひ、曩祖以來代々繼承せるところの覇業を一擲して、大政を朝廷に返還し奉り、國是を公議に定めんとするのは、金甌缺くる無きの國體を維持するの誠忠に出づるものにあらずして何ぞや。況んや內府の勤皇心は夙に世に顯はれ、賢明の資性は、世を擧げて之れを推稱

するところであるにおいてをや。大政維新が、若し公平を旨とするものであるならば、宜しく此の席上に内府をも参加せしめ、四海一和、以つて國礎を確立するの公平を示すべきではないか。然るに何人の策なるかは知らねど、特に内府を疎外し、之れを遠ざくるが如きは、陰險極まる手段であるといふべく、斯くの如くんば、皇政復古の實、果して何處にか求むべきや。畢竟これ、二三の私圖を抱くの公卿が、幼沖の天子を擁して、天下の權柄を竊まんとするものではないか。』

と、辭氣頗ぶる荒く、一座を睥睨して、意氣軒昂たるものがあつた。固より容堂が天下の簒奪者を以つて、暗に指目したところのものが、入道岩倉友山であつたことは論を竢たぬ。

【三】 小御所會議（三）

山内容堂對岩倉友山の激論

『幼沖の天子を擁し奉り』とは、容堂も頗ぶる亂暴なことをいつたものであるが、彼れがおめず臆せず、この激語を敢へてしたのは、如何に平生の不平の、蔚勃たるものありしかを察するに足らう。

容堂に對して、太刀打ちの出來るのは、何といつても岩倉の外はない。友山は辭氣を厲まして、正面から容堂の失言を詰責してかかつた。曰く、

『今日は御前會議の席上たることをお忘れありしか。少しく言詞を愼みあれ。聖上は不世出の英主にましまし、將に大政維新の鴻業を確立遊ばされんとす。今日のこと、是れ紳卿の私議するところではなく、一に宸斷に出づるところである。然るに事情をも辨へずして、濫りに宸斷に批議を加へ、幼冲の天子を擁して權柄を竊まんとすといふが如きは、何等の妄言ぞ。』

岩倉は眥を決して、容堂に詰め寄せた。流石の容堂も、これには一言もない。『しまつた』と思つたから、遽かに容を改め、恐悚して、御前に失言を謝し奉つた。

次いで松平慶永は、容堂說に贊意を表し、一層、慶喜登用說を强調するところがあり、徐むろに、德川氏の功罪を論じ曰く、

『凡そ大政一新の初頭に當つては、皇室の至仁を萬民に知らしむるが如き態度でなくてはならぬ。然るに之れに反して、先づ刑律を以つて人の罪を問ひ、德誼を第二とするが如きは、甚だ不可である。公平に之れを見れば、德川氏二百數十年の治平、一に大政翼輔の功に由るものであつて、その過去に積み累ねたる功績は、優に今日の罪責を償うて餘りがある。之れを是れ顧みず、その罪をのみ、峻烈に問はんとするが如きは、仁德を民に布く所以ではない』

と、彼れも亦た容堂と一樣に、何處までも慶喜擁立の說を主張し、以つて薩長の專擅を制するの考へであつた。

玆において乎、岩倉は一言なかるべからずである。彼れは威容堂々、一言一句、莊重を極めた語調を以つて、

應酬していつた。
『容堂・春嶽兩侯の御說、一應御尤もに存ずる。彼の德川家康が戰國亂離の世を平定し、三百年泰平の治を開いたことは、固より偉大なる功績であるに相違なく、國運の隆昌に與かつて力ありしことは申すまでもない。併しながらその子孫に至つては、代々その職を繼ぐに止まり、父祖の功烈を笠に被て、傲然天下の高きに居り、嘗て皇恩に報ゆるの誠志あるものがない。或ひは權威を恃んで皇室を凌罔し、或ひは公卿諸侯を劫制し、或ひは蒼生を苦しめ、天下を以つて我物の如く爲し、大義を誤まり、名分に乖き、唯だ飽くなきの我慾を以つて、天下を擅ままにすること、實に二百餘年の久しきに亙つてゐるのではないか。殊に嘉永癸丑以來の專橫は何ぞや。屢ゝ勅諚に違反し、朝意を蔑如し、外は外夷に屈從し、內は憂國勤皇の親王公卿を羅織し、捕へて幽閉し、或ひは官位を簒奪するさへあるに、草莽勤皇の志士に到つては、之れを殺害し、刑戮するもの、その數殆んど數へ難からんとす。次で長防征伐の如き、無名の師を起して、兵を荒野に暴し、怨を民に買ひ、天下蒼生をして、塗炭の苦しみに陷いらしめたるの罪、積惡天に滔すといふべきである。內府にして若し眞にその罪を謝し、自から負ふべき責任の如何に大なるかを省みば、宜しく當に官位を退くは固より、土地・人民をも朝廷に返上し奉り、以つて他意なきを明白にすべきである。然るに單に政權を返上すといふが如き、空名を以つて虛實をくらまさんとし、實權の掌握を捨てざるが如きは、その心術に猶ほ疑ふべきもののあるの證左ではないか。內府の肚裏、掌を指ざすよりも明らかである。斯くの如くにして、焉ぞよ

く大政に參劃するを得んや。朝廷においては、宜しく先づ内府をして官位及び土地、人民を返還せしめ、誠意のあるところを徴すべきである。朝議に參預せしむるや否やは、その實績の如何によつて、徐むろに決すべきのみである』

之れに次いで、薩藩主島津忠義は、岩倉の所説に贊意を表し、容堂は前言を繰り返へして、頻りに論駁を加へて止まなかつた。

*　*　*　*　*

當夜容堂の論陣は、頗ぶる堂々たるものがあり、流石の友山も、兎角受太刀の氣味合ひであつた。陪臣といへども、今は默するの場合でないから、大久保は精悍の氣を眉宇の間に凝しながら、

『土・越兩侯の所論は尤もなるも、要するに推測に外ならぬ。此の言あるを以つて、直ちに内府の心術を正しきものと判斷し去る譯には行かぬ。内府近來の悖逆は、天下の等しく認むるところであるから、内府果して公正無比、朝廷を崇奉するの誠意ありや否やは、之れを向後の實績に徴するの外はない。聖旨を奉じて退官・納地を速行せば、その時こそ、正々堂々として朝議の席に參列すべく、若し之れを遲疑するが如きあらば、その罪を天下に鳴して、征討すべきである』

と熱論した。次いで土佐の後藤は、その主、容堂の說を佐け、

『今日のこと、旣に頗ぶる陰險に涉るものがある。斯くの如きは、決して至公至平なる朝意に出づるもので

あるとはいへぬ。宜しく此席に内府を招致し、朝議に預からしむることが、我が朝廷の盛徳を四方に示す所以ではないか』

と駁撃した。容堂と友山と、大久保と後藤と、正しく龍虎の爭ふが如く、彼れ一言を出せば、雲ここに生じ、此れ一語を發すれば、風ここに起るの觀があつた。一世一代、天下分け目の瀨戸際であるから、彼此共に必死の勢ひとは見えた。

三親王方は、終始沈默を守られたが、此の時中山卿はツト立つて正親町三條、萬里小路、長谷の三卿と私語せんとするものの如くであつたが、それと見るや、岩倉は大喝して、中山卿を制し、

『聖上親臨あらせられて、群臣の議を聞し食され玉ふの席上において、私語するとは何事ぞ』

中山卿は、やや容堂說に傾むいてゐる形勢もあつたので、友山がその私語を制止した所以であつた。席上の空氣は極度の緊張味を示し、今一步誤まらば、如何なる大事に及ぶも、測り知るべからざる形勢であつた。聖上はその狀を察し玉ひ、一時休憩を仰せ出されたので、兩派共に、ホツと一息をついた。

【四】 西鄕の一喝大勢定まる（一）

おはんの短刀は切れ申すか

大久保の日記には、更らに續いて、次の如き一條が記されてある。曰く。

大久保利通日記（慶應三年十二月九日）

一、今夜五時、於二小御所一御評議、越公・容堂公大論。公卿を挫き傍若無人也。岩倉公堂々論破、不レ堪二感伏一、君公云々御議論、容堂公云々御異論、不レ得レ止、予席を進み云々及二豪論一候。後藤中を取而論、越・土之論、直樣慶喜を被レ召候與之趣に而、全扶幕之論也。一應御勘考御退座、其內、後藤より、予に云々、談論有レ之候得共、兼而決定之國論を以、敢不レ動、越・尾、終に御受に而、二條城に御行向御盡力御決相成候。再度於二小御所一御評議、尾・越より御受被レ爲レ在候。三字比、悉く御退散。

とあり、當夜議論の聲焰、如何に猛烈を極めたかを察するに足るものがある。

此の御前會議の當初の形勢からすれば、容堂方に慥かに六分も七分もの勝味があつた。勿論議論の內容は、その孰れにも條理がある。これは論ずる人によつて强くもなり、弱くもなるが、會議の勢ひは數の多少によつて決するのであるから、贊成の多い方が、自然、勢力を增して來るのは、固より致し方がない。

岩倉の主張にも、勿論贊成者がない譯ではない。公卿方では中山、正親町三條、中御門、大原の諸卿があり、諸侯の中では、島津侯は固より、淺野長動の如きも、之れが贊同者であつたから、その勢ひは決して微弱ではなかつた。しかし此れ等の諸侯卿は、打ち物取つての勇者ではない。勢ひに乘ずれば、ゾロ〳〵と附隨しては來る

が、容堂、友山の論戰に際して、進んで友山の論陣に參加して來るほどの勇氣はない。であるから、結局此の大會議に當つて、皇政復古論を強調したものは、岩倉と大久保の二人者あるのみであつた。

之れに引きかへて、容堂方には達辯家の松平春嶽が控えて居り、堂々と容堂の論を補足してかかつてゐる。それに容堂の幕下には、大久保に對抗する後藤象次郎が構え込んで居るのみならず、陪臣中には土藩の神山佐多衞、福岡藤次を初めとして、尾藩の田宮如雲、丹羽淳太郎、田中國之輔、越藩の中根雪江、酒井十之丞なんぞの人物が揃つて居るから、これに對抗する岩倉、大久保は、餘程苦心をした有樣であつた。故に若し 陛下より一時休憩の御沙汰が出なかつたならば、當日會議の結論は、或ひは容堂の佐幕論に落ちてゐたかも知れぬのであつた。

玆において乎、休憩中、兩派の活動は更らに一層猛烈を加ふるものとなつた。岩倉は後藤を說服せんとし、後藤は大久保を壓制せんとし、各〻その必死の力を注ぎつつあつた。當時大久保と共に、薩藩代表の一人として列席してゐた、岩下佐次右衞門は、頗ぶる形勢の成り行きを憂慮し、急使を派して西鄕の參殿を求めたのである。岩下の直話によつて、當時西鄕の動靜を見るに、彼れは實に此の會議に最後の結論を與へたのであつた。

* * * * *

西鄕は夜來各所の警衞に忙はしく、會議のことは大久保に一任して、自分は夜露に打ちぬれて東西に奔馳して居つた。岩下の急使によつて非藏人口まで出て來た西鄕を見ると、固より袴も何も穿かず、著流しに兩刀を差したぎりで、草鞋ばきか何かで、ノソ〱とやつて來たものらしい。岩下は西鄕を見るや否や、會議の模樣を一わ

たり說明し、憂色を眉間に湛えて、

『どうも容堂侯の反對論が手强いので、岩倉公も一藏ドンも困りきつてゐる。一體どういふ風にしたら治まりがつくだらうか。一つおはんの智慧を借らうと思つて、ここまで出て貰つたのであるが、さて何と致したものでごわせうか……』

と弱り切つて見えた。それを聞いた西鄕は、頗ぶる平氣な顏をして居る。心配さうな岩下の顏をのぞき込んで、

『何の方法も手段もあつたものではない。短刀一本で立派に片がつくではごわせんか。岩倉サンへも一藏ドンへも、西鄕が、おはんの短刀は切れ申すかと訊ねたと、おはんからよろしういふて下され』

といつて、西鄕はそのまま默つて出て行つてしまつた。わざ〱急使を立ててのお呼出しであるから、何か大變でも起つたかと思つたら、こんなことであつたのか、そんなことに時間を潰しては居られぬ。西鄕にはまだ〱大切な役目があるといはぬばかりに、立ち去つた西鄕の後ろ影を見送つて、流石の岩下が愕然として悚立した。序論もいはねば理由も述べず、直ちに結論を叩きつけるところに、西鄕の力がある。說明をすれば、此の會議こそは、我等積年の希望を達するや否やの、大瀨戸際ではないか。命を的に、必死の覺悟で掛からずして何とする。容堂侯の反對あらば、匕首一閃、彼れと刺し違へて死するとも、更らに遺憾はない筈でないか。といふ意味の一言である。

岩下方平は、後年、人に語つていつた。

岩下方平〔子爵〕回顧談

明治維新の皇謨の一つである、皇政復古の鴻業は、西郷の本領であるから、其宿志を貫ぬくまで、心身を勞したことは、尋常一様の艱苦でなく、畢生の力を竭し、渾身の誠を捧げた。固より西郷の周圍には、時務を知るの俊傑も多く、又死を惜まぬ子弟も尠なからぬから、相頼り相扶けたには相違もないが、流石に西郷は、其中心の人物だけあつて、行り口が、優かに凡庸を抜いて居た。

一體、西郷は規模が大きく、度量が恢く、何事も大局に觀て、一たび手を下せば、必らず遂げねば已まず、沈毅堅忍、能く大義に基づき、已れの信ずるところでなければ、如何なる事があつても、動かぬ。是れが雲の如く輩出した維新の英豪中に、西郷が嶄然頭角を顯はした所以である。〔中略〕

討幕の密勅が降ると同時に、三條公以下の五卿、並に長州侯父子の復官入京を許した。前者は幕府の爲に逐はれ、後者は禁闕を犯したる罪に問はれて居たのである。又、會桑二藩の禁闕守護を免じ、尾・越・薩・土・藝の五藩が、之れに代り、新たに總裁・議定・參與の三職を制定し〔中略〕薩藩より出て、參與になつたのが、西郷と大久保と自分の三人であつた。すると、京師に於ける佐幕派は、非常に憤激し、會津・桑名二藩の兵は、依然として、禁門を守護し、紀州・水戸など、徳川の親藩は、永く徳川氏に臣屬せんことの歎願に及び越前・土佐・尾張の如き、勤皇の諸藩すらも、徳川氏との情誼を重んじて、斷然たる改革を好まぬ傾むきも

ある。

西郷は、早くも此の形勢を察し、是は日を曠うする場合ではない。此際、斷乎として、皇政復古の號令を布き、百般の政務は、一に朝廷より出づるの御趣意を、天下に周知せしめねばならぬと、突如として皇政復古の大號令を渙發せしめた。是事は、慶應三年〔丁卯〕十二月九日であつた。

此の皇政復古の御布告が渙發された、其日の夜、　陛下〔明治天皇〕には、小御所に臨御遊ばされ、御前會議が開かれた。すると土佐の容堂、越前の春嶽兩侯も參列され、前將軍德川慶喜公を、此席に加ふべしとの意見を主張されたので、忽ち大激論になつたが、結局、慶喜公を除外することに決定した。その大勢の轉變する光景は、恰かも迅雷耳を蔽ふの遑なき、快速力であつて、慶喜公が、將軍職辭退の表に對し、御裁可を奏請した時、西郷が『千載失ふ可からざるの大機』と言ひしは、此の大令の謂であつた、天孫親政の第一である。

西郷が大政奉還を以て『千載失ふ可からざるの大機』であると喝破したのは、彼れ能く大機を知るといはねばならぬ。德川家康よりいへば二百七十餘年、源賴朝よりいへば正に七百年に亙る、武家專制の將軍政治を覆へして、眞に國體の本義に卽する、皇政に復へすの第一步を踏み出したのである。これが千載一遇の大機でなくて、何であらう。

此の意味よりして、小御所會議は、正に之れに一大斷案を下さんとする大會議である。必死、之れに當らずし

て何としよう。

又た小御所會議の直接關係者ではないが、五卿及び長州關係の最も深かつた、土佐藩士、土方楠左衞門〔久元〕の述懷談は、西鄕が大阪城の幕兵に備ふるところがあつた消息を傳へてゐる。

土方久元伯回顧談〔馬場祿郎記〕

『イヤ紛糾どころか、三條・岩倉兩公も、木戶・大久保諸傑も、容堂侯の佐幕論には、大いに持て餘された。シカシ容堂侯の議論も、却々、正々堂々たるもので、無下に抑えつけることも出來ぬ。それで到頭、岩倉公が廟議には餘り干與しなかつた、西鄕吉之助を喚び、

『まだ容堂侯が、去就を決せんが、此の解決は、ドウ著けたらよろしからふ』

と相談された。すると西鄕は、

『ソンナ解決なぞ、譯のない事で……』

と、冷靜なモノヂヤ。岩倉公は、暫らく考へて、

『西鄕さん、あんたにお任せ申せば、ドナイニ爲ヤハルノデスカ』

といふと、西鄕は、只默した儘、懷中から短刀をチラリと出した。

それで岩倉は、是は容易からんことだ。此處で薩・土の間に事を生じては、一大事なりと觀て取つたから、

『それぢやア、西鄕サンは、土佐を殺すとユワハルノデスカ』

『ハイ、大阪城には四萬餘の大兵を擁する、根太が膿化シチヨイマス。一ツ切開セニヤアならん時チゴワス。大義からすれば、朝命に背きて、大兵を率ゐ、入京を企つる。これは朝命違犯チゴワス。容堂侯は、元來が勤皇佐幕チゴワスが、萬一、朝命に背く幕府であつても、それを土州が助けるチウなら、九寸五分の外には、致し方ゴワハン』

そこで、岩倉公は、此の決心では、血を流さねば收まらぬ次第を、藝州の世子、淺野長勳公に告げ、公より家臣の辻將曹に命じて、後藤象次郎に諜らせ、後藤をして、容堂侯に說かせたので、容堂侯も、朝命に違ふた幕府の暴擧までも、之れを援けるとは、主張しかね、遂に衆議に同意せられた次第である。

【五】西鄕の一喝大勢定まる（二）

先憂命を致す唯だ今日の爲

等しく是れ、維新當年の志士である。誰れ一人として生命を惜しんでゐるものはない。總べてが邦家の爲に、一命を捨て去つてゐる人々には違ひない。併しながら、常時命を捨てて掛つてゐる人は稀れだ。兎もすれば忘れてゐることがあり、氣づかずにゐる時がある。この時に當つて一語雷の如く『生命を叩きつけて掛れ』と叱咤

する者が、即ち我が西鄕である。

岩倉も血もあれば、骨もある。岩下から西鄕の一語を聞いた時に、總身一時に戰慄するやうに感じたのも無理はない。岩倉が會議再開の席上に出た時に、その血相が變つてゐるのを見た容堂が、敢へて前議を固執しなかつたのは、その懷ろにしたる右手が、慥かに匕首を握り、飽くまで抗論するにおいては、霹靂一下、事を一呼吸の間に決せんとする、覺悟が讀まれたからである。

西鄕の一言によつて、岩倉が胸中深く大決心を据ゆるや、彼れは先づその祕意を淺野侯に告ぐるところがあつた。席上における波瀾に豫め備ふる心算であつたか、或は他に存意があつたかは知らぬが、溫厚なる淺野侯たるもの、殿中の血まみれ騷ぎを聞かされては愕ろかざるを得ぬ。卽座に辻將曹を呼んで、事の次第を內聞し、辻をして後藤に傳へしむるところがあつた。

時に後藤は諸大夫の間において休憩中、大久保と對座して盛んに論判の最中であつた。議論の內容は、殿上における容堂、友山の對戰の繼續であり、補足であり、蒸し返へしでもあつた。兩者共に一騎打の猛將であるから、論戰は頗ぶる激しかつたが、途中辻將曹がその中に割り込んで、後藤にそれとなく臭はせた。後藤もその意を諒し、その以後は深くも爭はず、容堂・春嶽兩侯に參見して、辻よりの內意を通じ、『口舌を以つて爭うても詮のないことであるから、ここは一歩を彼れに讓り、他日別に進むべき途もあらう』と、頗ぶる生煮えなものとなつてしまつた。

淺野長勳侯の語れるところを聞けば、此間の消息は、自から分明である。

淺野長勳侯直話（手島益雄編）

小御所に於て、御前會議を開かる。其御前會議の有樣を御咄し致します。先づ正面の高御座に　天皇陛下（明治天皇）出御あらせられ、會議を聞し召さる。親王及び公卿の役員は、二の間、右側西向に衣冠にて正列し、武家の役員は、左側東向に、之れ又、衣冠にて列を正す。三の間には、五藩の重臣、肩衣にて之れに列す。爰に於て、中山大納言より、開會を宣せらる。暫く肅然として、水を打ちたる如く、一言も發する者なし。稍やあつて、山內豐信（容堂）進み出で、此の會議には、德川內府（慶喜）も、之れに列せしむべし、と述ぶ。大原三位（重德）異議を唱へ、德川內府の眞意、解し難きに依て、出席は宜しからず、と述ぶ。山內豐信は、前說を固く取つて、激論に及び、天皇陛下に對し、不敬の言もありたれば、岩倉卿、大喝一聲、山內豐信の不敬の言を叱責したれば、山內豐信、其不敬を謝せり。且つ岩倉卿は、自說を開述せらる。余は島津少將と共に、岩倉卿の說を贊して、論爭せり。各重臣は、其主人の說を助けて、大に爭ひ、甲論じ、乙駁し、深更に及ぶと雖も、何時止むとも見えざりき。中山大納言は、一先づ休憩を命ぜられ、夫々休憩所へ引取りました。

此時西鄕吉之助は、軍隊の任に當りたれば、此席に居らざりしが、薩・土の議論、衝突せしを聞き、唯之れ

あるのみと、短刀を示したり。余は休憩所へ引取る途中、岩倉公が余を一室に麾き、余に申さるるには、此の薩・土の軋轢より、維新の盛業も、水泡に歸せん事を恐れ、後藤象次郎に說諭せよと、依賴せらる。余之れを承諾し、一先づ辻將曹を以て說かしめんと存じ、其旨を辻將曹に申聞けたれば、直ちに後藤象次郎の休憩所に參り、說諭したれども、容易に聞入れず、漸く會議の席上に於ては、自說を述べずと、答へしかば、豐信へも、此事を通ぜられん事を約したる旨を復命したれば、是れを岩倉公へ申傳へ、再び御前會議を開かれ、夫々議題を議了し、首尾能く閉會せられました。

然るに又、岩倉公が、再び余を別室に招かれて、申さるるには、會議も滯りなく濟みたれども、薩・土の軋轢に於て、將來甚だ心配に堪へず。他の役員は、皆な退散したれども、余は差向ひて、終夜酒呑み交はして、互に前途の事を協議致しました。其時の食器に付き、御咄し致しますが、其食器たるや、田夫野人の用ゆる所の粗末なる陶器にして、其食物は、田作り、燒豆腐くらゐの事に過ぎず。酒も宮中に於ては、用ゆる事は出來ぬ事と、相成つて居ります。故に吸物椀に酒を入れ、幾度も之れを代へて、飮みました。宮中に於て、公卿方が常に使用せらるる食器は、皆な斯の如き粗惡の物であります。之れを以ても、當時、朝廷の衰微なることを知るに足ります。後ち岩倉公は、右大臣となられ、同公より、密議の節用ひたる、同樣の食器を、態々贈られ、當時の事を忘るる勿れと、懇諭せらる。余は右の食器を、記念として、鄭重に保存して居ります。云々

勢ひ既に斯くの如くであるから、再開の御前會議は、頗ぶる平々凡々たるものと化し了し、岩倉の語勢のみ、ひとり立板に水を流すやうに殿中に響き渡り、敢へて異論を挾さむものもなく、岩倉の提論、即ち薩・長の主張は貫徹し、將軍家辭職の件は御聽許となり、更らに慶喜に向つて、退官・納地を命ずることに勅裁があり、かくして、前古未曾有の、歷史的大會議の幕は閉ぢられた。

いよ〳〵會議の終結を見たのは、夜九ツ時、今日の十二時で、諸侯を初め、陪臣一同が、悉く退散し去つたのは、實に十二月十日午前三時であつた。ここに至つて英傑一語の力の、如何に偉大なるものなるかを痛感せずにはゐられない。

*　　*　　*　　*　　*

此時、此際において、西郷が唯だ一語、

『一劍よく斷ぜよ』

と喝破したのは、流石に大機を知るものにあらざれば、能はぬ活語である。岩下方平は、岩倉に決死の覺悟を促がすはよいが、宮中、若し劍光亂れ、鮮血飛ぶの結果、內外の一大動亂を招かば、果して如何にすべきか、薩・長、盟を約し、兵を合すと雖も、その力の微弱なるは、岩下の夙に熟知するところであつた。そこで、

『簾前の御評議に、迎へ血を浴びろといふか。それもよいが、之が爲に天下動亂の巷となるは必定、その場合にどうしたらよいか。何か確たる勝算でもごわすか』と心配氣に、西郷の顏を覗き込んだ。

之れを聞いた西郷が、平氣な顔で、

『御心配のことはごわせん、それから先のことは、西郷が方寸の中にごわす』

といひ放つて、下ッ腹を叩いて見せ、呵々大笑した。

岩下もそれで安心して、岩倉に取次いだと傳へられてゐる。

斯くして幸ひに、再開の會議は復古派の勝利に歸し、芽出度く皇政維新の開幕となつたが、後日、岩下が西郷に向つて、

『あの時、おはんが、戰爭のことは、方寸の中にあるといつたので、ホッと安心はしたが、一體あの時どんな用意があつたのか。おはんの方寸といふのは、何うする考へでごわしたか。』

と聞いた時に、西郷は、

『ああ、あの時の方寸でごわすか。實は何にもごわせん』

と答へながら、驚ろく岩下を制しながら、容を改め、襟を正して曰く、

『岩下どん、少しく考へても見られよ。先侯島津齊彬を初め、藤田先生や、橋本先生や、幾多勤皇の先憂が、命を捨てて國事に奔走されたのは、果して何の爲でごわすか。唯だ夫れ妖雲を拂ひ、天日を仰ぐ、今日あらんが爲ではない乎。皇政古へに復し、天朝の大御代に復へさんが爲にこそ、生前萬難を排し、幽囚獄に惱むを辭せず、刑場の露と消ゆるも怨まず、皆な妻子眷族を捨て、一身一家の榮辱を顧みず、君國の爲に死なれ

たのではないか。今や、夫等の先憂の志の報ゐらる時が來たのである。我等、此時に死せずして、將た何の日にか死せん。嗚呼、この一機會こそ、千載失ふ可からざるの大機會である。さればこそ、西鄕は、一劍よく斷ぜよと申したのでごわす。爾後の對策の如き、豈に敢て問ふところならんや。月照和尙が死なれたのも、阪本・中岡兩君を殺したのも、ただ今日の天日を拜せんが爲でごわした。』

語り終つて、ひとり默然、兩眼を閉して、見えざる影を追ふ。嗚呼、斯の心あり、英靈も地下に甦へり、同志も斯人の爲に死を惜まざる所以であらう。

大機の決する、亦た玆に在り。

後世、皇國の大難に當るの士、ただ此間の西鄕を捉へよ。

【六】退官・納地問題

此日會議の重要議題となつた、前將軍家の退官・納地を要求した岩倉等の主張には、頗ぶる複雜した事情が內在して居つた。

理論上よりいへば、慶喜が將軍職を辭したのは、大政を朝廷に返上し奉つる意義に、基づいてゐるものとせられてゐるけれども、官位及び德川家領地を返上しない以上は、大政返上の實績がないといふことになる。岩倉、大久保が小御所會議の席上において、極力主張したのは、卽ち此の點に論據を置いての主張であつた。

十二月八日附を以つて、西郷等が岩倉に建白して『皇國今日の危急に立ち到れるは、實に幕府の大罪なること論を俟たず。既に密勅の次第もあり、世論如何に紛糾すといへども、前將軍をして諸侯の列に下し、官位を退き、領地を返納して、罪を朝廷に謝し奉つるの實績なくんば、大義に悖り、名分に乖き、天下の人心を承伏せしむる能はず。』云々と强論してゐる所以は、又た實に千古磨すべからざるの大條理の上より、論じ來れるものであることは論を俟たぬ。

西郷の如きは、最も强硬に退官・納地論を主張し、前將軍及びその左右にして、若し此の議を拒斥するにおいては、彼れは大政返上の實意なきものであり、朝廷寬大の御趣意を奉ぜざるものであるから、堂々天下に宣して征討の軍を起しても、更らに憚かるところなしとまで力說してゐる。

小御所會議において、岩倉、大久保がその鋭鋒を集中したのは、正しく此の焦點に存してゐた。慶喜にして眞にその罪を自覺し、大政を朝廷に返上したのであるならば、何故彼れはその官位を退ぞかず、且つ德川氏の舊領地を返納しないのであるか。慶喜が玆に至つて躊躇逡巡、言を左右にして、之れが實行を拒むやの態があるのは、解すべからざることではないか。若し慶喜の肚裏に疑惑を挾さむならば、彼れは大政返上の美名に隱れて、表面は朝廷に政權を返上するかに見せかけ、實は內に實權を掌握し、他日の天下を覗ふ異心があるものといはれても致し方があるまい。故に若し慶喜に他心なくんば、直ちに官位を退き、舊領地を返納し、その淸淨潔白なる心情を、公けにすべきではないか。斯くいふのが、即ち復古派の一本槍であつたのである。

如上說き來るが如く、前將軍をして退官・納地を即時に實行せしめんとする復古派の主張は、固より大義名分上よりする條理の論究ではあつたが、又た他に潜在する理由がないでもなかつた。それは之れよつて朝廷の財源を得んとするの一方策でもあつたのである。

畏れ多いことながら、當時朝廷の窮乏は言語に絕するものがあつたのは、今更ら細說するまでもないことであつた。朝廷窮乏の史實は、遠く德川氏以前に遡ぼることが出來るが、殊に幕末に到つては、窮乏實に極度に達して居つた。

故に假りに名前丈けは皇政復古となつても、この一大革正を實行する丈けの財源がなくては、嚮背未だ決せざる天下の諸侯を、制御することすら、不可能であるとせなければならぬ。薩・長・藝諸藩の勤皇藩が、一致共同して、朝廷を擁立し奉つるにしても、その力よく三百諸侯を向ふに廻はすには足らぬ。戊辰の戰役を經てからこそ、薩・長の實力が試驗濟みとなり、皇師堂々、海道を練り、東北の征定も、殆んど人なきの地を行くが如き狀態とはなつたものの、慶應の末年に當つては、未だ人心の嚮背は、密雲の間に閉され、明日をさへ測り知るべからざるものがあつた。

かかる狀態の時代にあつて、朝廷の無力、現狀の如くであつては、誰れが見ても寔に以つて心細い限りであつた。此の時に當つて、慶喜が頑としてその廣大なる領地を把握し、野に嘯ぶくにおいては、他日如何なる變動を捲き起さないとも限らぬといふ心配は、岩倉、大久保ならずとも、少しく當時の形勢を察知するものは、一樣に

危惧の念を懐かざるを得なかつた所である。復古派が極力、退官・納地論を主張して止まなかつたのは、かかる内面の要求よりしてゐることも、決して見遁してはならない。而して復古派が要求した條件は、官位一等を下すこと、並に徳川氏所領四百萬石の中、二百萬石を、朝廷に納むべきことの、二條件であつた。

* * * * *

慶喜に果して斯かる異心ありしや否やは知らぬ。併しながら彼れは、大政を返上し、將軍職を辭するにおいては、頗ぶる勇敢に處斷して行つたが、退官・納地の一段に至つて、確かに躊躇の色があつたのは蔽はれない。既に小御所會議において朝議一決し、勅命を以つて退官・納地の實行を迫まらるるに至つても、猶ほ且つ逡巡して決し兼ねてゐる。

慶喜をして斯くまで退官・納地を苦慮せしめた理由は、果して何邊にあつたであらうか。それは寧ろ慶喜個人の心中よりも、その左右の動靜に存して居つたのではあるまいか。それは慶喜の態度を、不甲斐なしとする、會・桑兩藩の猛者達を中心として、之れに加ふる徳川氏歴代の恩顧を蒙むつてゐる諸藩士、及び幕府直下の士の嚮背であつた。

慶喜が二條城に據るや、これら親幕の諸藩士は、いきり立つて二條城下に群集した。形勢若し一轉せば、彼等は君側の奸を掃ふの名の下に、薩・長・藝諸藩士に向つて、逆襲を敢へてしないとも限らぬ、憤怨に燃え立つてゐた。西郷が小御所會議を他に一任し去つて、自から諸門の警備に當つて居つたのは、實にこの萬一の變動を慮

ぱかつてゐたからであつた。

小御所會議の結果によつて、十二月十日、尾侯徳川慶勝、越侯松平春嶽の兩侯は、二條城に到り、慶喜に對面して、將軍職辭退に對する聽許のこと、並に辭官・納地の朝議が決したことを通達し、慶喜より進んで、進退を決するやう勸奬するところがあつた。

然るに慶喜が之れを速斷し得ざる事情は、前述の如く、危機一髪に臨んでゐる四圍の形勢の上にあつた。その形勢が如何に不可測の間に在つたかは、十日兩侯が登城の際、二條城内に群居してゐた、會・桑を初め、彥根、津、大垣の諸藩士等が、殺氣漲ぎる中を、平服のまま登城さるる兩侯を擁して、口々に、

『咄!!この陋漢、薩・土に通じて徳川家を賣るか!!』

と罵しり合つたのに徴しても、明らかである。

一方には、朝廷の諸門を警衞する薩・土・藝の諸藩士があり、一方には、前將軍を擁立する二條城の屯集があり、兩々相對立して、今にも輦轂の下に、一大騷亂が起るかに見えた。岩倉も頗ぶるこの形勢を憂ひ、九日の夕刻、大原重德卿と共に、田宮如雲〔尾藩〕毛受鹿之助〔越藩〕の兩藩士を召致して、二條城中に異變あらば、却つて德川氏の爲めに、不幸を招來する結果となる旨を諭さしむべく、板倉伊賀守に、朝旨のあるところを傳達せしめたくらゐである。

慶喜の憂慮するところは、必死の勢ひに迫まつてゐる、幕下の鎭靜にあつた。故に彼れはその進退の條理を明

らかにすべく、會・桑の守護職、所司代の職務を、朝廷の命令を竢たずして、進んで解免してゐる。
併しながら退官・納地の一段となつて、慶喜の決斷が少しくつき兼ねた。慶喜は慶勝・春嶽兩侯に對して、幕府の所領は四百萬石と唱ふるも、事實は二百萬石に過ぎない。今朝廷の趣旨を奉ずれば、所領全部を献上しなければならぬ次第となつて、到底實行は望まれない。自分には異存はないとしても、此事を直ちにお受けするとなれば、幕下の人心、如何なる變動を見るかも知れぬ。故に、一先づ人心鎮定の上にて、お請けをする心底であるとの返事をしてゐる。

【第四篇】幕末最終局の波瀾曲折

第一章　徳川慶喜大阪城に徙る

【一】二條城の幕兵一萬人

慶喜の勤皇心には、固より疑ひを容れる餘地はない。彼れが勤皇の倡首たりし、水戸家の出身である點からしても、又た彼れ個人の聰明叡智の資性から見ても、勤皇心の何ものであるかを知り、時勢の變遷を心得てゐない譯がない。

故に慶應の末年に當つては、その出所進退は多分に不可解の點もあるが（此事は別に論述する）慶喜は自己及び徳川氏といふ立場を離れて、努めて國家の大勢に隨がはうとしてゐる跡が立派に見えてゐる。此の態度が、徳川氏譜代恩顧の屬僚から、意氣地なく見られた所以でもあつた。固より慶喜といふ人物が『强力の人』でないことは申すまでもないから、意氣地なしと思はるるに無理もない點もあるが、彼れとて往昔における藤原氏の公達のやうな紈絝子ではなかつたのだ。紈絝論からいへば却つて勤皇公卿などといはれてゐる方に、鐵砲の音を聞いて腰の自由を失なひ兼ねない人が、多かつたかも知れない。そこになると慶喜は、何といつても天下の兵權を掌握

してゐる將軍であつた丈けに、まさかとなれば一戰をも辭せない覺悟はあつたらう。

現に松平春嶽は十二月十日夜、二條城に慶喜を訪うて、朝命を傳へた時の感想として、次のやうに述べてゐる。

逸事史補抄出　〔松平春嶽編〕

十日〔十二月〕朝も、二條城へ登城して、幕府の模樣を伺ひ、且尋問し、其上にて、參内す。實に困却極まるといふものは、於二朝廷一は、慶永幕府の爲に力を盡し、内通するやと、專ら嫌疑を受け、又、於二幕府一は、春嶽は幕府の親戚で有りながら、朝廷の政治を賛成するとの嫌疑を受け、老中始、役人諸旗本一同也。二條の景況は、二條城の大手門内門外、兵隊羅列し、劍筒の鎗を左右より出し、今にも放發の事、如何哉と存候。九日以來は日日參内し、或は二條城に參る。實に二條城の形勢可レ畏、今にも劍にて突殺さるるやに覺え申候。二條城へ參り、九日以後也。慶喜公云く、春嶽、毎々登城は、忝なく存候へとも、乍レ併、御承知の程は不レ存候へとも、春嶽は德川家に心と力を盡さすして、御所〔朝廷〕の方の取持をするなと、諸役人より、下々迄取沙汰いたし候間、殿中は坊主〔表〕二三人も相付申と、懇話故、段々思召の程は難レ有奉レ存候へとも、殺される時は、いつたか不レ知、坊主の二人三人居ても、役に立申さぬこと故、御斷申候と答ふ。最早、死を極め候こと故、心丈夫に、いつ方もあるき居り申候。是も此時の樣子を見るの一端といふべし。却說、城中の鹽梅は、矢張慶喜公始め、薩・長・土藩の士と、戰端を專ら開くことを主張せらるる樣、臆測ながら被レ考候。如

何となれば、老中始め、藤堂其外譜代大名、紀州其他の諸大名の兵隊の書付調べ、又、玉藥即彈藥の調有レ之、慶喜公手先にては、鐵砲彈藥の調有レ之、何分只今、德川家にて、兵端を開き候ては、第一朝廷へ對し、恐入たる事は勿論、三百年來の家も消滅し、不ニ容易ニこと故、予は一案を出し、若し朝敵に御成被レ遊候思召に候やと問ふ。慶喜公、決して兵端を開く存しは無レ之候とはいへど、どうも聊か疑はざるを得ざる所あり。慶喜公は、頗る調練好にて、照德院樣以來、兵隊も調練も、十分出來、又藤堂・井伊等も皆兵隊もあり、皆熟練の兵の由、德川家にて、今所レ頼の兵隊は、十八大隊有レ之由なり。一邊軍をなされたらば、必勝利なるべしと御考の御樣子也。薩・長・土の兵は、皆熟練はせずと、輕蔑の御樣子もあり、一向安心相成難に付、若し御決心にて軍を起したまはば、內々しらせ給へ、私御味方に可レ參と申遣、其實は如レ斯御決心故、我は慶喜公へ十分辯論し、若彌軍を起したまふならば、余は慶喜公の前で、腹を切り可レ申との覺悟也。是も亦、當時の形を察すべきなり。

如上の文意によると、春嶽自身が、朝・幕双方から疑はれてゐるやうに、當時慶喜の心情は、頗ぶる春嶽の疑ふところとなつてゐる。外ならぬ春嶽にさへ、慶喜の面魂が穏やかならず見えたことは、慶喜の心中が、後世から賞讃するやうに、清淨雪の如くであつたとのみはいはれまい。固より朝敵となる意志は毛頭ないにしても、薩・長・土に對しては、折さへよければ、一擊も二擊も加へたい肚はあつたに相違あるまい。此の邊の感情は、會・桑諸藩の有志と、別に變はつたことはない。

併し慶喜とてさる者であるから、春嶽に對して、或ひは思はせ振の態度を作つたのかも知れないと見る人もあらう。少しは手應への ある素振りを見せて置くことが、第三者に對する、鎭壓の效果となることを考へたのではないかといはれぬこともない。併し、そこは、他人ならば兎に角、春嶽との對座では、此の解釋も太だ有力なものとはならない。

十二月十一日に至つて、愈〻二條城の內外が騷然となつた時に、慶喜は命を傳へて、諸兵を悉く城中に立籠らせ、一步も門外に出づることを禁じたのであるが、當時城中に集合された兵力は、旗下の兵五千餘人、會津藩兵三千餘人、桑名藩兵一千五百人であつたといふ。して見れば總計九千五百人、凡そ一萬人內外の幕兵が、二條城にあつた譯である。是等の大衆が殺氣立つて構へた光景を考へて見た丈けでも、二條城の空氣は、略〻想像するに難くあるまい。

慶喜が之れを極力鎭撫し、暴發を防いだことは、間違ひのない事實であらう。それは假りに、慶喜に一戰の壯志があつたにしても、輦轂の下において兵亂を起すことが、理否いづれにあるにしても、慶喜の大不利となり、致命傷となることを知らぬ譯がないからである。彼れが夜陰に乘じ、微行して大阪に徙つたのも、王城の地たる京都においての爭亂を避けんが爲めであつた。

慶喜自から、當時の退京事情を物語つた言葉の中にも、次のやうな心情を披瀝してゐる。

右等の事情〔幕府二百萬石召上の傳達ありしをいふ〕も洩れしにや、城中の兵士等、大に激動し、老中等も亦、「朝廷も餘りといへば、御無體なり。これ全く、薩人等の勅旨を矯むるなり」とて、愈ゝ兵力に訴へんの議あり。予は力を極めて之を制し、板倉〔勝靜〕永井〔尚志〕等も、予が旨を體して、鎭撫に力めしも、兵士の激動は、容易に鎭靜せず。されば予は、闕下に騷亂を發せんことを恐れ、別に深謀遠慮ありしにあらざれども、唯刻下の形勢を緩和せんと欲するばかりに、一先づ大坂に下らんと決心し、狀を具して、朝廷に屆け出で「勅許を待ちて發すべきなれども、危機、旦夕に迫れば、餘儀なく之を待たずして、下坂仕る」と奏聞し、城をば大場一眞齋〔景淑、水戸藩士〕に預け、城中の兵を擧り、會・桑の兵をも引纏めて、西下したり。

慶喜自身は、朝廷に反する意志もなく、況んや薩・長に對する私憤から、皇宮のお膝下で、戰爭をする氣はないにしても、幕士や親藩は、さうはゆかぬ。肚が癒えぬ。慶喜公が大政を奉還されたなら、それで誠意は見えてゐるではないか。その上に、何も領地までも召し上げて、苦しめられなくてもよからう。それもこれも、要は薩・長のする事だ。さう思ふと田舍侍が憎くて憎くて叶はぬ。輦轂の下もさることながら、かうなれば、武士の一念、思ふ存分、叩きつけて遣り度い。といふ肚が、燃え立つてゐるから、一刻の間違ひ、一瞬の差から、如何なる大事が持ち上らうも知れぬ。慶喜の下阪は、いづれから見ても不可避であつた。

息詰まるやうな、二條城の形勢を、松平春嶽は、更に次のやうに語つてゐる。

逸事史補抄出（松平春嶽編）

十一日（十二月）の朝、二條城より、急使來り、老中よりの書翰披封、一見候處、只今至急御用有レ之候間、參上可レ致旨也。余は大に驚き、昨日、段々、慶喜公へ討論候へども、決して採用無レ之、兵端を開かんとするの事なるべし。慶永、今日は諫死して、德川數代の恩に報し、朝廷へ御奉公、死するは今日を限りとす。竊に日光・越前の方へ向ひ、暇乞をなし、家來の者へ、最早再不レ歸といふて、早馬にて、二條城へ參つたり。老中に面會し、其仔細を問ふ。將軍職廢候事。大政奉還議被二聞召一候。御請宜申上候樣、被二申聞一候。且又、慶喜公云ふ。家來共、頻に兵端を開き候やう、申聞候へども、於レ余は、對二朝廷一奉二恐入一、且は祖先の汚名を千歳に流すことは、決して不レ致候間、御安意可レ被レ下旨、被レ申、殆ど落涙なり。余も亦、落涙せり。不二相替一城内外、兵隊列し、役人諸旗本一同、失二方向一動搖、頗る甚し。實に平生ならば、可レ畏之形況也。然れども如レ斯時節故、余は一死を極めて居る故、聊も一心變動することとなし。慶喜公又云く、春嶽公、尙又、萬端宜賴入る。今後替りたることも候へば、直に報知すべしと被レ申、一體の景況、相考候所、何か不穩の有樣にて、諸道具、少々づつ片付る。依レ之、余は近臣に問ふに、御道具片付は、如何のことやと云。近臣云く、上より被二仰付一御道具調をなすと。今考ふれば、大坂へ引取るの支度なるべし。其時は心付かざりし。退去

して直に參內す。

慶喜が京都を退いたのは、十二月十二日の夜である。松平慶永が二條城に慶喜を訪ふたのは、その前日の十一日である。して見れば大坂へ移居のことは、全く慶喜の心中に祕せられた祕事であつて、親友春嶽にも、一言も語らなかつたことが解る。それ丈け、春嶽が疎んぜられたのではなく、二條城退去を祕する必要が、他にあつたからである。

【三】德川慶喜大阪城に從る（一）

京都二條城退去の事情

慶喜が二條城を去つて、大阪城に從つたことに就いては、當時頗ぶる世上の疑惑を惹き起すものとなつたが、抑ゝ之れが建策者は、會津藩士の倉澤右兵衛であつたといはれてゐる。

春嶽の『逸事史補』にもあるやうに『九日、十日、十一日は、予も二條城へ參りたれども、中々勢強くして、今にも慶永は刺殺されんとするの樣子』があつたくらゐであるから、親幕將士の殺氣は、正しく危機一髮に際して居つた。當時二條城中輿論の中心となつたものは、實に薩邸襲擊論であつた。會・桑兩藩は固より、老中格の松平豐前守〔正質〕、竹中丹後守の如きは、殊に熱心なる薩邸襲擊論者であつた。此等のいふところは、薩を以つ

て天下簒奪の魁首なりとするにあつて、天子幼冲に在しますを擁して、徳川氏を倒さんとする私憤を行ふものであるから、我等は徳川氏積年の恩顧の爲めに、並に皇國の安泰の爲めに、薩・長・土に襲撃を加へなければならぬ。是れ乃ち君側の姦を拂ひ、君臣の大義を完うする所以であるとしたのである。

如上の要論は、當時幕府側の全體を通じての輿論の中心的感情であつた。十二日、二條城中において、加賀、仙臺、阿波、筑前、肥前、肥後、久留米、南部、米澤、立花、備前、因幡、對州、津、二本松、秋田、柳川、津輕、新發田十一藩の會合があり、其の內十藩の名に依つて、提出された建言書に依つても、親藩の意嚮は察するに足るものがある。

阿波藩以下十藩重臣の建言書（慶應三年十二月十二日）

先般、大非常之御變革、被二仰出一候儀は、既往之事柄一切被レ爲レ捨、萬事公平正大、衆議の所レ歸を以一途之御政道相立、速に神州治安之御鴻基を被レ爲レ開候叡慮之旨、奉二拜承一、實に雀躍に堪不レ申、上下目を刮て御沙汰を相窺居候內、去九日に至り、俄に召之列藩兵士、戎服之儘參朝に就ては、何となく闕下騷々敷、何方も驚愕罷在候處、先帝已來、御當職の二條殿下を始め、官家數十人除職之上、御門出入迄も被二差留一、且將軍家も除職解官而已ならず、頓て削封も可レ被二仰出一趣に相聞得、右者必定御譴責之御譯も可レ有二御座一哉。其儀は篤と相辨不レ申候得共、將軍家、祖宗以來、世襲之大權被二差上一、只管御自責を以、聖業を被レ奉レ輔度との御

趣意は、末々迄感賞仕候折柄、右樣の御所置被レ爲レ在候ては、更始一新之御手始、他日如何樣之御都合に成行可レ申哉、實に杞憂之至奉レ存候。依レ之、仰願くは、差寄り御所内外、戎服等之儀至急に被レ止、一刻も早く、人心鎭定之御沙汰に相成、隨て攝政殿下を初、御取扱之儀も、公平正大、衆議之所レ歸を以、御施行有レ之、往々彌以御改革之趣意、屹度御貫候樣、被レ爲レ在度、幾重にも奉二懇願一候。昨今の形勢、所謂百尺竿頭、一歩を進る御時節と奉レ存候間、重疊恐多く奉レ存候得共、寸衷奉二言上一候。誠恐誠惶。頓首再拜。

松平阿波守内　蜂須賀信濃〔阿波藩〕
松平美濃守内　久能四郎兵衞〔筑前藩〕
細川越中守内　溝口孤雲〔肥後藩〕
有馬中務大輔内　山村源太夫〔久留米藩〕
南部美濃守内　西村久次郎〔盛岡藩〕
立花飛驒守内　十時攝津〔柳川藩〕
丹羽左京大夫内　田邊市左衞門〔二本松藩〕
松平肥前守内　酒井平兵衞〔肥前藩〕
宗對馬守内　扇源左衞門〔對馬藩〕
溝口誠之進内　窪田平兵衞〔新發田藩〕

十二月十二日〔慶應三年〕

とあるによつて、譜代諸藩の嚮背は、既に明かにその進路を示してゐる。既に大政を朝廷に歸し奉り、將軍職をも辭退し奉つてゐるのであるから、慶喜の心情、恭順にあることは、充分に知れ渡つてゐるではないか。それにも關はらず、更らに官位をも奪はれ、所領地をも召上げらるるといふのは、皮を剝ぎ、骨を削ると同一のやり方で、決して至公至平のやり方ではないといふのが、彼等の見解であり、感情であり、主張であつた。

*　*　*　*　*　*

慶喜が二條城を脫して、大阪城に徙るに際して、京都の留守居を會・桑兩藩に命ぜずして、何故に水戸藩士の手に委ねたのであらうか。會・桑兩藩は、共に二條城留守たらんことを希つてゐた。併し兩藩は、最も薩・長に反感を有してゐる。いきり立つた鬪犬のやうに、綱が切れたら、一足飛びに飛びかかる勢ひを示してゐる。若し、慶喜が大阪に下るの後、彼等に京都の留守居を一任しようものなら、夫こそ大變である。危機は、一朝にして爆發してしまふ。慶喜の憂うるところは、實にここに在る。爆藥に火を附けて、置き去りにするやうな慶喜ではない。そこで水戸藩の大場主膳正〔景淑〕に、後事の一切を託したのである。當時、大場の下役として、共に京都に留まつた、川瀨教文の日記に、這間の消息を記してゐる。

川瀨教文日記〔慶應三年十二月十二日〕

慶應三年十二月十二日。晴。〔略〕慶喜公、下坂なし玉ふに方り、二條城留守を希望する、會津・桑名等に命

しなば、必ず事變を生ずべし。水戸は勤皇の家柄なれば、事靜穩なるべしと思惟せられ、御出發に臨ませられ、倉卒の際、大場大夫（主膳正、景淑）鈴木大夫（縫殿、重義）を召させられ、二條城留守を賴むと命ぜられ、御手自ら、御腰刀（備前一文字則宗、御拵付）を、大場大夫に賜ひ、直ちに御乘馬在らせられ候へば、麾下の士、狼狽恐慌し、取るものも取扱へず、追從したるを以て、御城內には、兵具散亂、武器狼籍してぞありにける。暫らくありて、城中引拂ひたり。左れば吾藩の擧動は、曾て諸藩の恠訝する所、巷說紛々、愈ゝ嫌疑の地に入り、人皆恐懼せしに、詰たる寄合隊士衆に、執政より夫々心得方を諭したれば、議論沸騰し、皆曰、吾輩、朝命を受け、數年禁闕を守衞するは、勤王の爲めなり。今前內府公の命を受け、此城を留守するは、佐幕の義に似たり。素志に背くなりとて、寄合隊・御備組一統、俄に本國寺に退去せんとす。余（川瀨）配下の徒を召集して、情義の在る所を以て、百方說諭したれども、承服せずして、夜半、皆引去りたり。

當時、鮎澤國維（伊太夫）も亦城中に在り。時事を憤慨し、士衆に說て曰く、吾輩、多年焦慮苦心して、時機を竢ちたるは、奸徒を討伐し、一藩を回復し、全力を以て、王事に竭盡せんとするにあり。今、茲に空しく死を致すは、素志に背き、且、名義に於て、正を得ざるに似たり。如かず、諸君と俱に東下し、君公を直諫し、奸徒を斬撃せんには。成否は天に委し、斃れて已まんのみと。衆皆感激して、之に從ひしと云ふ。

城中に留る者、大場・鈴木兩大夫、參政大場景智、監察山口正定、隊長朝倉政道、同く余、書記頭取野村鼎

實、書記長谷川允迪・岩間誠之、會計川又才介、下監數人に過ぎず。棲櫓寂寥、孤城落日の實況を想像し、感慨に堪へざるなり。然るに城中の體たらく、斯くとは知らず、薩州の兵隊は、日々調練の爲め、城下を徘徊し、戰を挑むに似たり。若し城中より發砲する事あらば、倏忽、朝敵の名を負はせ、攻擊せんとの內意ならん。其狡獪、恐るべし。

と記してゐる。慶喜が、安全なりとして二條城に遺した、水戶藩士が、却つて危險化し『朝廷の命を奉じて、勤皇の志を披瀝して來たものが、幕命を帶びて、反對に朝廷に對峙するやうな、お留守居役なぞは眞平御免だ』とばかり、ゾロ〳〵出て行つてしまつたなぞも、既に時勢の變轉を示してゐる。

中心既に去る。幕府早くも落日の觀あるは、致し方もない。慶喜京都にあれば、餘燼なほ三十六峰の麓にあるが、慶喜西に去れば、その足跡と共に夕暗大阪に移る。いづれにしても、幕府の落陽、早や還すべくもない。

【三】德川慶喜大阪城に從る（二）

會津藩士倉澤右兵衞の建策

單に德川家に御恩があるといふ丈けのところでさへ、うだち上つてゐるのであるから、幕府親藩、會・桑以下の諸藩が、好き嫌ひはあるにしても、目の前に前將軍家、德川慶喜の姿が見えてゐる以上は、ノホホンと構えて

ゐられる譯合のものでないことは明らかだ。物は勢ひだ。爭さふまいと思つてゐても、總身の全力を注いで、腕前を角せなければならない場合がある。戰ひを欲しなくても、勢ひに從つては、國運を賭して、乾坤一擲のサイコロを、振らなければならぬ場合もある。況んや兩軍相對峙し、共に一戰を必期するといふ場合においてをやである。

二條城中において薩邸攻擊論が、猛火のやうにあほり立てられたのも、固より勢ひであつて、斯くある時、斯くするの外はない。それは自然の展開であつた。此の時に當つて、會津藩の倉澤右兵衛なるものが、極力、薩邸攻擊の不可を痛論した。彼れは慥かに智謀の士ではあつた。

倉澤は十二月十日、二條城に登城して、有司に向つてその意見を述べ、且つ慶喜に對しても、進言するところがあつた。所謂る倉澤の『三策』なるものは次の如くであつた。

第一策　大阪移城。

第二策　江戸歸城。

第三策　京都滯留。

倉澤が此の三策を、如何なる理由によつて主張したかといふに、その意見の出所は、恭順論ではなくして、問罪論であつた。即ち復古主義、若くは勤皇主義の思想見地から、或ひは大阪に退き、或ひは江戸に歸り、徹頭徹尾、恭順して朝命に從ふといふのではなく、君側の姦を拂ふ、即ち薩藩攻擊の手段の上から、如上の三策が編み

出されたのであることは申すまでもなかつた。その要旨は、

『今日直ちに、我れより進んで、薩邸を襲撃するのは、徒らに無名の師を起すの譏りあるを免かれないのみか、却つて彼れらに、朝敵の好辭柄を與ふるに過ぎない。のみならず京都において、一度び砲火相交はるとすれば、輦轂の下を騷がすの罪を受けねばならず、洛中悉く兵火に罹り、形勢を觀望してゐる、諸藩の同情をも失ふ恐れがある。故に直下の薩邸攻撃論は、快は卽ち快であるが、名においても當を得ず、策においても良策でない。故に前將軍たるものは、宜しく此際、速に二條城を退き、一度び大阪に徙るがよい。大阪城は名に負ふ豐太閤が築かれたる天下の名城であるから、之れに據つて海陸の要路を絶ち、諸侯に令して堂々として問責の師を起すべきである。刻下是れ以上の良策はない。若し此の策にして行はれ難い事情があるとすれば、已むを得ず次策を執り、祖宗の居城たる江戸城に歸し、自から天下の勢の歸趨するところを察し、深く兵を養ひ、廣く諸侯に協り、徐むろに問責の師を起すの外はない。之れを以つて、中策とする所以である。勢ひ遂に制すべからずんば、京都に止まり、公然、薩・長の罪を天下に鳴らし、一擧して君側を淸むるにあるが、これは下の下策である』

といふにあつた。その主意とするところは、名分の上から、決して德川氏に幸ひするものとはいへないが、慶喜の進退を明瞭にした點からいへば、亦た是れ一個卓越の時務策たるを失はなかつた。

*　*　*　*　*　*

慶喜が果して倉澤の意見に從ひ、その意見の要旨を含むの內意において、その第一策を實行するに至つたのであるか否かは、不明であるが、孰れにしても慶喜は、倉澤が意見を提言した翌々日、卽ち十二月十二日の夜酉の上刻、午後六時頃、二條城を去り、十三日七ツ時、午後四時頃、大阪城に入つた。此時松平肥後守、松平越中守を始め、會・桑兩藩兵を引き具して、西下したことは勿論であつた。

朝廷の御許可をも待たずして、擅ままに大阪に徙るといふことは、固より順序を踏んだものとはいへぬ。況んや兵勢を擁して、浪華の堅城に據るにおいてをやである。發するに臨んで、慶喜は其の奏問書を尾・越兩侯に托して、纔にその意のあるところを、上聞に達せんとしてゐる。奏問書に曰く。

徳川慶喜の二條城退去奏聞書（慶應三年十二月十二日）

防長御所置の儀に付、向々御尋の上、叡慮の通り仰出され、異議申立候族も無レ之筈には候へ共、萬一異存の輩も有レ之、騷動に及び候儀も候はば、御幼君にも被レ爲レ在候折柄、自然右樣の儀有レ之候得者、御驚動は勿論、皇位も如何可レ被レ爲レ在やと、深く叡慮を惱まされ候御次第にて、鎭撫說得の力を盡し候樣、御沙汰の趣、奉レ畏候。其後、宮闕戎裝を以て御固の上、非常の御變革、被二仰出一候に付ては、別て鎭撫方、深く痛心仕候。兼々諸役人初め、今日迄は、精々相諭し置候へども、何分多人數の鎭撫方、深く心配仕候。乍二不肖一誠意を以て尊王の道心を盡し罷在候も、徒らに下輩の粗忽等より、水泡に屬し候樣相成候ては、此上深く奉二恐入一

候儀に付、右人心折合候迄、暫時大阪表へ罷越申候。右は全く末々の輩、鎭撫致し、禁闕の下、御安心の御場合に仕度迄の儀に御座候間、微衷の程、御諒察被成下度候。尤も伺濟の上、出立可仕儀には候へども、彼是手間取候內、萬々一、輕輩の過誤より、國家の御一大事を引出候ては、却て奉恐入候に付、直樣出發仕候儀に御座候。依之此段申上置候。以上。

十二月十二日〔慶應三年〕　德川慶喜

とあり、此の文中には、下輩鎭撫困難の理由が述べてあるのみで、朝廷よりの御達しであるところの、所謂る退官・納地の問題については、一言半句も及んで居らず、大阪へ行つたならば、速かに上申に及ぶとも、及ばぬとも記してない。

そこで此の奏問書を托せられた、尾・越兩藩主が、頗ぶる困難の地位に立つたので、已むなく別書を認め、

官位貢献二件は、下阪鎭靜次第、迅速申上候約定に御座候事。

十二月十二日〔慶應三年〕　尾張大納言

越前宰相

と附記して差出した。

春嶽は病氣といふので、德川慶勝がお役柄、此のことを取運んだものと見える。春嶽の記錄に、慶喜の態度に不滿の情が明らかに讀まれる。

「逸事史補」抄出（松平慶永編）

〔十二月十三日〕朝、尾張大納言より使、たしか田中邦之輔と存候。此日の大變御承知候や、尤も中根雪江應接す。如何の事やと尋ね候。昨夜內府樣〔慶喜〕俄に大阪城へ被レ爲レ入、會・桑兩家も、大阪へ隨行せりと云ふ。今朝、德川家の御使、尾州へ來り、今般追々王政御維新の被二仰出一有レ之、實に德川慶喜に於ても被二恐入一、萬一都下に於て暴動等有レ之候ては、恐入候故、先づ大阪城へ下り候故、尾州殿へ尙又今後の處置宜敷御賴申候。尙春嶽殿へも宜敷御賴被レ成候と、口上の由、尾張家より今朝朝廷へは御屆有レ之候とのこと、慶永前日、慶喜公と替りたることあらば、報知すべしとの契約も水泡に屬す。此大阪城へ被レ下候は、全く慶喜公の一策かとも被二相考一申候。風說には、薩人より二條城の近邊へ兵隊を出し、今にも戰爭を德川家より開かん爲なりと。故に德川の家來は大に怒を發し、戰端を開かん形況故、大阪に下りたまふともいひ、又德川の家來、皇居へ押寄せ、薩・長・土の兵を鏖死せんとの危險を、今にも發することを畏れて、大阪へ下りたまふとも云ふ。其信僞は保證しがたし。何分會津・桑名の諸士は、十日・十一日、二條城へ詰切にて、九日・十日・十一日は、予も二條城へ參りたれども、中々勢强くして、今にも慶永は刺殺されんとするの樣子なり。且又朝廷に於ては、慶喜矢張議定職に列したまふ思召也。乍レ併、毛利敬親、毛利元德、未だ上京不レ致候故、長州上京候はゞ、長州一所に、慶喜公を議定職に被レ列候御內定の由に、岩倉公の內談あり。然るに二條城を

脫し、大阪に下りし、是れ慶喜公一人ならばまだしも可レ宜候へども、會・桑二侯を被レ連候が、第一の罪過なりと云ふ。駟も舌に不レ及、無二致方一。云々

慶喜は、頭腦明晰であり、相當に剛愎なところもある。獨斷專行させれば、見事な政治をする人であるが、その缺點は衆と和するところがなく、心から相談するといふ謙虚さがない。いはば誠が足りない。

敵に見くびられはしないが、味方にも信じられない。腹臣の者にさへ、用心して話すくらゐだから、陷穽に落ちない代りに、此公の爲ならば、一命も惜しくはないといふ、死士に乏しい。詰りは冷靜な人である。

松平春嶽といへば、何にしても德川家の爲に嘉永・安政以來、力を竭して來た、幕府唯一の僚友である。慶喜にしても、兄分として敬してよい。然るにその慶永にさへ、スカを食はして、夜逃げをするとは、友達甲斐がないと、春嶽が不平をいふのも無理はない。

西郷が理義ならび存しながら、燃ゆるが如き熱情を以て、齊彬侯の爲に、死も亦た惜しからじとし、月照の爲に、共に海に投じて悔ひざる至情に比すれば、水と火との相違があらう。

【四】虎を野に放つの憂

慶喜の大阪徙城は、突如として行はれ、左右親近の者すら、その餘りに卒然たるに愕ろいたくらゐであるから、固よりその行列の如きも、全く落人の觀があつた。

徳川慶喜公傳抄出 〔大阪城移徙の項〕

公は肥後守〔松平容保〕、越中守〔松平定敬〕、伊賀守〔板倉勝靜〕等を從へ、徒歩にて二條城の裏門より出で立ち給ふ。旗本、御家人を始め、會・桑二藩の士、隨從する者甚だ多し。時は酉の上刻〔午後六時頃〕にて、日既に沒したれば、公は白木綿を以て兩襷となし給ひ、以下は片襷となし、以て記號とす。提灯は一小隊に一個を附するのみ。大宮通を下り、三條通を西へ、千本通を下り、四辻に出でて鳥羽街道を通り、暫らく鳥羽村に御休息あり。淀の橋本にて行厨を聞召したるが、常ならば路次をも清め、砂をも盛りて、御小休所、御旅館など、嚴にしつらふべきに、今は落武者ともいふべき有樣なれば、扈從の人々暗涙を催さざる者なし。八幡の關門をも過ぎ、枚方驛に著かせ給へるは、十三日の東天ほの〴〵と白み渡る頃なりき。此處にて、朝餉を召され、守口驛にて、午飯の時、肥後守を顧みて「越中も同樣の事なるが、六年の久しき間、誠實の心を以て、朝廷の御爲に盡ししに、此體に立ち至りたるは、時運といふべし。されど御所よりは、御譴責もあるべき勢なりしを、無事に御暇賜はりて、此處まで來れるは、せめてもの事にて、畢竟、卿等の誠實が貫通せるなり。此節にては、御賞譽を蒙りたればとて、嬉しとも思はざれど、御譴責を蒙りなば、尙更、遺憾なるべきに、其事なかりしは、先づ〴〵一同の幸なり」と仰せられしとかや。斯くて、七ッ時頃〔午後四時頃〕大坂城に著御あり。遽の事なれば、諸事の用意も整はず、城代牧野越中守〔貞直、常陸國笠間藩主〕は、

取あへず、御膳を進らせけるに、其半を分ち、肥後守等に賜はりて、之を犒ひ給ふ。二條城にて、大場一眞齋、主將として、留守を承り、永井玄蕃頭〔尙志〕は、物情鎭定の命を蒙りて、城中に留まりたり。云々

『德川慶喜公傳』の記せる一節に見ても、その行色の如何に寂寞を極めたるかを察するに足らう。世が世であらば、乘輿の美、行列の盛、四山の紅葉に照りはえて、將軍家のいでましの、如何に榮華を極めたるか、時に利あらず、騅征かずとはいへ、駒の鬣を吹き過ぐる木枯の風も寒く、主從、袂を濡らして西に下る、慶喜の家來に告ぐる述懷を聞くまでもなく、誰れか一掬同情の淚なきを得よう。

されど元來、慶喜は、何處やらに女性的な愚痴家でもあつたのだ。如何にもしほらしい述懷をするが、さらばといつて、男らしく事を斷ずる勇氣を示さない。後に上野の寛永寺に謹愼した時も、ただ我が身の上を喞つのみで、一步、進んで恭順の實を示すことをしない。そこが山岡鐵太郎に、問ひ詰められたところでもある。

慶喜の大阪徙城は、慥かに賢明な方策であつた。天朝に畏れありとして、二條城を退くといふ以上、何も悲觀することはない筈。外に異心がなければ……。我道、一以て之れを貫ぬく慶喜であれば、鳥羽・伏見の戰爭も、起る譯はなかつた。そこには種々の感情があり、勢ひがあり、已むを得ざるものがあるにしても、主侯にして動かざれば、群疑を制するに、決して不可能でない。

却說、翌十二月十三日七ツ時、午後四時とも覺ぼしき比ほひ、慶喜は事なく大阪城に徙るを得たが、彼れ如何に落武者の陰仄ぐらき入城であつたにしても、その據るところの城が豐太閤の遺業たる天下の名城であり、彼れ

が曩祖家康の流れを酌む將軍の後身である以上、ここに何等かの危惧なきを得ざるものがあつた。況んや復古、佐幕兩派の對陣、今や、山雨、將に到らんとして、風樓に滿つるの氣勢あるにおいてをや。

茲において乎、世說、遽かに紛雜を極め、とり〳〵の風評が行はれたが、當時慶喜の心中を推測するものに、自から二樣の觀察を生じた。

その一說は、即ち事實に直面したる觀察で、慶喜が大阪に徙つたのは、全く恭順の意志に出づるものであつて、彼れ若し京都に留まらば、不測の禍ひは目睫の間に迫まつて居つたので、霎らく難を大阪に避けたのであつて、何等異圖あるにあらずとの觀測である。

第二の說は、慶喜が京都を去つて、大阪に徙つたのは、一に軍事的作戰の上より爲せるところであつて、大阪の堅城に據り、海陸の要路を扼し、以つて變に備ふるものであるとの見解である。

その孰れか眞なるやは、慶喜心中の祕事に屬し、未だ俄かに斷案を下すべくもないが、當時、薩・長の士は、主として第二說の觀測を下し、之れに備ふべく、遽かに活動を初めた。

松平春嶽でさへ『難を避けるといふのみであるならば、何故に慶喜一人、大阪に潛行しなかつたのであるか。會・桑兩藩主を引率したのは穩やかでない』といつてゐるくらゐであるから、薩・長の士が、虎を野に放つの憂ひを持つたのも、無理はない。長州藩の記錄『指華入京日載』に、

指華入京日載（慶應三年十二月十三日）

十三日（十二月）……（略）昨夜半より、會津、一橋悉く華城へ脫走にて、徹夜誠に混雜の趣云々（中略）一、直人儀、相國寺滯在にて申越候趣は、慶喜脫走も窮迫之餘りより、尾・越の周旋を以て、浪華へ下り候由。實は輦下に於て、暴發致候ては不ニ相濟ニ一步引取らせ候處、しかし虎を野に放つの憂なり。彼是大阪懸念に付、檜、寺內、只今より差越、暫時滯在の都合に致候事。

とあり、當時の慶喜が果して虎であつたか、猫であつたかは兎も角、長藩士は『虎を野に放つ』の惧れを懷いたものであつた。薩の大久保は、蓑田傳兵衛に贈る報告書の中で、更らに明瞭に浮說を說明して、慶喜の大阪行は、大阪において暫らく隱忍自重し、五藩離間の策を廻らして、薩を孤立無援の地位に陷いれんとするものであることを傳へてゐる。曰く、

薩藩廳に致せる大久保利通の京都事情報告書（慶應三年十二月二十八日）

十二月十二日後京師事情大略

一、十二日（十二月）迄の形勢、町飛脚より、申上候通に御座候。同日尾老公（德川慶勝）二條城御登城に而、御參朝に而、言上之趣、兩事件（辭官・領地返獻之事）於ニ慶喜一者、謹而御內意之御趣、奉ニ拜伏一候得共、臣下

一同、沸騰いたし、鎮撫之所、實に心痛仕候。仍而、尾・越兩人より、禁闕之下に於而、聊之事より、變動を生候而者、乍レ恐主上御幼弱、殊に外夷相迫り候砌、甚奉二恐入一候付、今晩、慶喜、會・桑を引連、下坂仕候。右者御伺之上、可二取計一之處、大罪は兩人に引請候賦に而、相決候と之事に而、御斷書並下坂之上は、早々鎮撫、兩事件、屹度、奏聞相成候儀は、御受と之御紙面二通、御差出被二聞食一置候と、被二御出一候事。

一、十二日、夜中、德川氏、會・桑を引、上下大勢、御當地發足、下坂相成候事。

一、下坂之儀、大に謀略有レ之、華城〔大阪城〕に根據し、親藩・譜代を語らひ、持重の策を以、五藩を離間し、薩を孤立の勢になし、隱に朝廷を謀り、挽回せんと之密計に候由。異說紛々たり。

是れ即ち、前揭二策の中の、第二策を採れる觀測であつて、慶喜の心中といふよりは、寧ろ會・桑二藩の肚裏を察したるものと見るべきであらう。

【五】 慶喜の意中と幕府黨の意中 （一）

慶喜は寧ろ大阪に避難

慶喜それ自身の心腹を割つて見れば、彼れに、大それた謀叛氣といふ程のものがあつたと思はれない。多少は鬱懷を霽らしたい希望はあつても、明察あつて勇斷に乏しい彼れのことであるから、文久・元治度における、長

州の二の舞ひをするやうな、暴勇のあり得よう筈は固よりない。

彼れの一生を通ずる行實の示すがやうに、慶喜は優柔不斷を以つて一貫した人物で、この優柔不斷が、慶應・明治にかけての日本歴史を、圓滑に推移せしめた功德ともなつたのである。故に大阪徙城當時の、慶喜の意中を察すれば、彼れは確かに途方に呉れたのであつた。

慶喜を中心とする形勢は、愈ゝ出でて愈ゝ窮するばかり、手の出しやうもなく、脚の動かしやうもない。慶喜に若し大信念と勇猛心とがあつたならば、慶永のいふやうに、京都に留まつて、公議輿論の歸趨を察し、やがて與へらるべき議定職に就いて、堂々、國運の進展に向つて、邁進するの途もあつたかも知れぬ。

併しながら、慶喜には、逸りきつた幕下を鎭壓するの力さへ乏しかつたのであるから、固より岩倉式の糞度胸を示し得る筈はなかつた。尤も西郷南洲でさへ、十年の役には、子弟を制し得なかつたくらゐで、猛り狂ふ勢ひは、一人の力の、以つて如何とも爲し得ないところであるから、慶應三年〔丁卯〕末の二條城を、持ち切れなかつたからといつて、單り慶喜の無力を痛罵するのは當らぬ。

孰れにしても、慶喜は目睫の間に薄まつてゐる、不穩の形勢を見て、身先づ大阪に退ぞくの外はなかつたと見るべきであらう。固より天下の堅壘に據り、海陸の要衝を扼し、薩・長來れとばかり、猛虎の嵎を負ふ底の勇姿を示した次第ではなかつた。慶喜はかかる大事の斷行し得らるる人柄ではない。惡に弱い人であり、同時に善にも弱い人であつた。

されど慶喜丈けでは歴史は解せられぬ。慶喜の力が弱ければ、他に、より強力なるものが、動いてゐることを見遁がしてはならない。それはいふまでもなく、慶喜幕下の力である。及びこれに附随する諸親藩の力である。慶喜自身は、途方に暮れて、大阪に逃走したにしても、その幕下の士は、據るべき城砦を得たことを、私かに悦んで居つたかも知れぬ。這間の意志は倉澤の進言によつても、明瞭である。故に慶喜は、猫に紙袋の爲態であつたにしても、之れを圍繞する徳川譜代の勢力は、確かに負嵎の虎威を示すものであつたに相違ない。況んや、幕・薩の感情は、乖離反目の極に對し、薩は幕府を誘發せんとし、幕は薩を賊徒視しつつある形勢の、日に急迫しつつあるにおいてをやだ。

* * * * *

大阪に下つた幕府黨の勢力は、日に硬化、激化、熱化するの一方であつた。彼等は檄を四方に飛ばし、その聲威を張らんと試みつつあつた。或ひは使ひを江戸に派し、時勢切迫、萬一、事端を發するにおいては、同志を糾合して江戸城を固めよと命じた。

板倉勝靜より江戸城老中に與ふる書〔慶應三年十二月十四日〕

以二急内状一申進候。然者、追々急便を以、申進候通之形勢に立至り、去る十日〔十二月〕將軍職、御辭退被二聞召一候節より、御所に而は、尹宮〔朝彥親王〕二條殿下〔齊敬〕其他、官家、二十人程も被レ退、總裁・議定・參

與之三職、被二差置一攝關・武家傳奏・所司代・守護職、被レ廢、九門は、尾・藝・土・薩之警衛と相成、長兵五小隊、禁中え繰込、其他大變革之模樣、相成候に付而は、當方戰士之向に於而は、御家之存亡、最早、今日限りと、一圖に存込、畢竟、此次第に立至るは、薩之奸計、十分被レ行、可レ惜之極と思ひつめ候より、一同之憤怒一方ならず、會・桑二藩は不レ及レ申、陸軍役々、遊撃隊・新撰組、其外何れも、奸薩を皆殺しに可レ致心得に而、御命令次第、速に打出候覺悟いたし、其他、議論沸騰中々押へきれ兼候勢ひ、上〔慶喜〕にも、一時は御憤怒に而、既に御出兵可二相成一一段之處、再三御熟慮被レ遊候に國持は勿論、御譜代之向共、此場合に至りても、更に振候樣子無レ之、御手兵とは、雲泥之相違、既に加州〔前田慶寧〕杯、過日中、多人數差出置候處、去る十日に至り、何等之所存に候や、私共當地に罷在候も、恐入候義に付、一ト先、國元え退き、兵力養候上、再登可レ仕杯、取留らぬ儀申立置、勝手に人數引揚候由。實にけしからぬ心得、此上、外、大小諸侯とも、加州之擧動を見習候も難レ計、中々御依賴所に無レ之、又一ツには、前文奸薩之所爲は、内まく之事に而、表向は、翾然と朝廷に列り、天子を擁し、號令いたし候事故、輕易に奸薩を御討伐に而は、忽ち御名義上に拘り可レ申、左候而者、最前御歸權、並將軍職御辭退等之御誠意も、半途にして、水泡相成候形ちに而、是又、御遺憾之極、併、彼より暴擧に及候節は、無論、御應じに而、至當之義、只々此方より、聊に而も手出しに及び、朝敵之名、被レ唱候樣に而は、重ね々々彼等の術中に陷り、假令、百戰百勝之見据有レ之候共、結局之所、御不都合を極め候義と、此處、御熟慮被レ爲レ在候へ共、京地御居り付きに而は、烈火之如く

起り立候人氣、御鎭靜も不レ被レ爲二行屆一、且は萬々一、彼等より被二仕懸一候節、御城は彼の通之地形、勝負之程も難レ計、其上狹隘之洛中、一面之火と相成候は眼前之事、左候得ば、百萬之生靈、灰燼と相成候は必定、旁以、御在京に而は、御不利申迄も無レ之候間、俄に御下坂と御決議相成り、別紙御奏聞書之通、被二仰上一、一昨十二日夕、御發駕、昨夕刻、陸路無二御滯一、御着坂相成、御同樣恐悅無二此上一奉レ存候。

一、二條御城御立跡御取締、且、物情鎭定之儀は、玄蕃〔永井〕え御一任相成申候。且、同所御守衛之儀は、本國寺連〔大場主膳正〕二百人之もの、必死を以、御引受申上、私共一人たりとも、存命之内は、何樣いたし候而も、明渡し候儀は、決而不レ仕、若、一同落命之一段と相成候はば、燒拂候而死に就き可レ申旨、誓而申立、扨々、忠勇義烈之志、感服之至に御座候。併何を申も、小人數之儀、萬々一之ため、步兵・大砲方・新遊擊隊等、相當間配り、非常之御備は、相立ち居申候。

一、紀伊殿〔德川茂承〕兵隊、多人數召連、一昨十二日、御着坂相成申候。右之段、先不二取敢一申進度、猶追々可二申進一候。日々徹夜、言語に盡兼候。大紛雜、中々執筆之暇無レ之、不レ得レ已、代毫、御詼恕可レ被レ下候。以上。

十二月十四日〔慶應三年〕　伊賀守〔板倉〕

美濃守樣〔稻葉正邦〕

周防守樣〔松平康直〕

壹岐守樣〔小笠原長行〕
縫殿頭樣〔松平乘謨〕
兵部大輔樣〔稻葉正已〕

以て幕府黨が、如何に憤激の極に達してゐたかを察知するに足らう。併も、彼等が極力回避せんとしつつあつたのは、朝敵の汚名を蒙むらんことであつて、茲においてか、斷じて吾より事を發せぬやう、嚴命を下した次第であつた。

【六】慶喜の意中と幕府黨の意中（二）

猛虎の嵎を負ふが如き形態

當時幕府黨が、如何に薩藩の行動を惡み、之れに一撃を加へんことを必期しつつあつたかは、越藩中根雪江が、幕府若年寄永井玄蕃に會見して、退官・納地に關する朝廷の意嚮を示し、恭順の態度を慫慂した時の、永井の氣勢の當るべからざるものがあつたのによつても、略〻その形勢を察することが出來る。

中根が慶喜の退官・納地に關する、朝命の文案を示して、幕下の感情もあることではあるが、此の際、天下の平穩を期するには、幕府において充分考慮を加へ、恭順の誠意を示さるるのが第一であるといつたのに對し、永

井は頗ぶる激越の語調を以つて、之れに答へ、一々朝命の不條理を指摘して餘すところがなかつた。中根もその機鋒の、餘りに鋭利なるに打ち驚ろき、

『然らば、如何いたしたらば、大阪の人心に適ふでござらうか』

と問ふや、永井は更らに憚かる色もなく、

『されば、天下を平穩に歸するの途は、ただ朝廷において過去を悔い、九日以前に歸へらるる外はござらぬ』

と云ひ放つてゐる。『九日以前』といふのは、皇政復古の大號令を撤回すべきを意味し、永井は『事ここに至るの罪根は、實に二賊の行爲』であることを指摘してゐる。『二賊』とは果して何人を指ざすや、或ひは薩・長二藩ともいひ、或ひはそれが西郷、大久保の兩雄であることを確言するものもある。

中根の手記せる文獻によれば、正に永井の言論、及び幕府黨の動靜を察するに、最も適當なるものがあるから、左にその一端を記して置かう。

中根雪江手記（抄出）

『……阪地の模樣は如何に候やと承り候。中々六ケ敷勢にて、一統心配のみ、此體にては、どこまでといふ事もなく、激家も愈ゝ盛りに相成る事との答ゆゑ、朝命の書面〔岩倉の草案せる退官納地に關する勅書文案〕指出し、箇樣の仰出されにも相成るべきやの內議にて候。如何これある可くやと申談じ候處、一覽之上、ど

うでも然るべき事を御好みなされしと申すものなれば、彼是申すも詮なき事との答に付、全く左樣の儀、これあるべき樣もこれなく、精々平穩と存じ、漸く此處まで談じ付け候事に候と申候處、左樣かも存ぜず候へども、元來此書面なども、更に道理これなく、將軍に付きたる御官位にもこれなき處、御職を辭せられたりとて、御辭官と申すも、一向に當らず、又、御領地の儀も、今更仰出されずとも、御指支を御傍觀なさるべき樣も之なく、精々御盡しなされ候思召は、則ち政權御歸の節も、朝廷より諸侯と共に、同心協力、皇國維持の詔命、萬々御奉戴の思召に候へ共、此の如く疎外の御取扱にては、如何ともなされ方これなく、畢竟、降官削地の儀を、品よく書取たる迄の事にて、有罪の姿は免れ申さず、長州さへも入洛御免の折柄、上樣には何御罪これあるや。尤も上樣には、何樣の儀にても御違背これなき思召に候へども、先づ第一に伊賀（板倉）拙者初め不承知にて候。箇樣の書面を、相當と思召し候事にや。大藏大輔（松平慶永）容堂、何をして居るなど、阪地の風說も紛々これあり候と、いつに變りて、以ての外の放言に付、左らば如何いたし、阪地の人心に適し申すべくやと申候處、朝廷過去を悔ひ、九日以前へ返られ候はば、夫より又仕方もこれあるべく、箇樣なる不都合を工み出し候根元は、二賊の行爲に候へば、彼の二賊を除くこと、方今の急務、大藏大輔樣にも、此處を御心配下されたく、薩邸へ打込む勢は、十分にこれあり。少にても激し候へば、直樣暴發いたすべくと、殊の外切迫の論に付、今日の御用、何事に候哉、二賊を除き候御相談にやと申し候處、如何にも其儀なり。宜しく申上候との事にて、罷歸り、右の次第申上候處（慶永に上聞せるをいふ）玄蕃までが、左樣

の心得にてはと、御大息あらせられたり。右の次第、手紙を以て象二郎〔後藤〕まで概略申遣はし、明朝永井殿へ罷越し、一議論に及び候様、賴托す。田中國之輔へも申越し、明朝の下阪延引……』云々。

議論としても、條理としても、永井の言説は、見るべき道理の筋はなく、結局において、感情一天張りの議論である。兎に角、幕府黨は薩長にしてやられたといふ鬱憤が、どうしても胸に納まらず、日を趁うて激越に赴むいたものであつた。

更に又、當時、幕府黨の憤激の狀を知るに足る、左の一文を附記しておかう。長谷川允迪は、大場主膳正の幕下として、二條城に殘つた一人である。

蛙の歌袋〔長谷川作十郎允迪手記〕

慶喜公ノ京都ヲ去リ、大坂ニ下リ玉フヤ、會津・桑名ノ人々ハ、元ヨリ異論ニテ、議論口ニ增シ激シク、公モ鎭壓ニ苦ミ玉フニ至リタルナリ。若シ、原市之進、存生ナラハ、何トカ計畫スヘキ道モアリタランニ、今ハ公ノ深意ヲ知リ、輔佐スルモノ一人モナク、幕人中、强キモノハ、會・桑ト合シ、弱キモノハ、遁ルルノ道ヲ謀ルノミニテ、命數トハイヒナカラ、淺マシキ姿ニ落入リ、如何トモナスヘカラサル勢トハ、此事ヲイフナルヘシ。兎角、幕人ハ、諸藩ヲ侮ルノ氣習ニテ、薩・長・土ノモノ、何程ノコトカアルト、口ニモ出シ、心ニモ信シヲルユヘ、都テノ計畫、淺墓ニテ、大政返上ノ御深意抔、御心得違ヒノ極ト、申サヌハカリノ情

勢ニテ、公ノ憂フル所トハ、霄壤ノ違ヒナリ。若シ便々此地ニアリナハ、禁闕ノ下ニ於テ、紛擾ヲ開カン、夫ヨリハ、寧ロ大坂ニ下リ、評議セン方、然ルヘシトテ、決セラレシナラント、推ハカリキ。扨二條ノ城ノ留守ハ、何人ニ命セラレント、議セラレケルニ、會津・桑名ハイフモサラナリ、新撰組ノ如キ、死力ヲ出シテ、幕權ヲ維持セント思フ人々ハ、乞ヒ願フモノ多ケレトモ、此人々ニ命シタランニハ、事變、起ルハマノアタリニテ、公ノ深意ニモ背キ、畏レ多キ限ナレ。サリトテ城ヲ棄テ去リタラハ、武門ノ恥辱、天下ノ笑、如何アルヘシト、案シ煩ラヒ玉ヒ、陰カニ榎本對州〔道章〕ヲ以テ、留守ノ内命ヲハ諭サレケル。〔實は水戸藩大場主膳正〕此頃、本國寺ノ人々ハ、朝・幕ノ間ノ、事情モ審カニセネハ、誰トテ定リタル目的ハナケレトモ、只、祖宗以來、勤王ノ志ハ、取失ハサルヤウ、進退セハヤトイフハ、大方ノ論ニテアリシナリ。然ルニ今、此命ヲ奉シタラハ、尚々嫌疑ノ地ニ陷リ、年頃盡セシ眞心モ、水ノ泡トナリナンコトノ口惜ク、サリナカラ、私ニトリテハ、三百人ノ人々、六年以來、生命ヲ繫キシ御恩モ淺カラス、又公ニトリテハ、宗家ノ危難ヲ顧ミサルノ恐アリ。且ツ此命ヲ否ミナハ、三百人ノ飢渴ヲ免ルヘキ手段モナシ。進退、實ニ谷リ、便ルヘキ方モナク、謀ルヘキ暇モナケレハ、萬一、運命盡キ果テ、朝廷ノ御譴責ヲ蒙リタルノ日ニハ、立場ノモノ一死ヲ以テ、其志ノ程ヲ明シ申ヘシト、山口〔正定〕野村〔鼎實〕モ覺悟セシニヨリ、其旨ヲ執政大場〔主膳正〕鈴木〔重義〕ニ告ケタリケル。翌日〔十二月十二日〕大場・鈴木、登城スヘキ命アリケレハ、山口・野村ト共ニ執政ニ附添、出頭セリ。幕人ハ、常々水戸藩ハ命知ラスノモノト、嫌ヒタルニ、危窮ノ場合ニハ、却

テ賴母シクヤ思ヒケン、待遇殊ニ親シク、城內ノ固メ場所、限ナク引廻シテ示セリ。暫アリテ、大場初メ御前ニ召サレ、御直ニ留守ノ命ヲ仰渡サレ、御刀ヲ手ツカラ大場ニ賜フ。大場感激シテ退キヌ。此命ヲ蒙リタル上ハ、尙、伺ヒ置クキコトアレハ、拜謁ヲ願ハント思ヒ、大目附ニ面會ヲ申入レタルニ、前將軍ニハ、已ニ御出馬ナサレタリトテ、セン方ナク、執政初メ、書院ノ入側ニ默座セル折柄、骨相逞シキ壯士、ツカ／＼ト來リ、某ハ近藤勇ト申者ナリ。今般、留守ノ重任、貴藩ニ命セラレ、御本懷ノ至ナリ。某モ兼テ御守衞仰付ラレシ身ナレハ、宜シク御同心下サルヘシト述フ。大場ハ、イカカオモヒケン、挨拶モセサリケレハ（大場首席ニテ、鈴木・山口・野村・予ト列座セリ。近藤ハ予ノ傍ラニ坐セシユヘ、餘儀ナク予ハ挨拶セシナリ。此時、大場ノ心中ハカリ兼ケレ共、予思ヒ切テ挨拶セシナリ。後ニ大場ニ問ヒタレハ、ヨク申タリトイフニ至リ、初テ安心セリ）當城ノ留守ハ、只今、前將軍ヨリ、御直ニ主膳正（大場）始メヘ仰付ラレタリ。其節、他ニ守衞ノ人アルノ命ナク、伺ヒモ仕リ得サレハ、貴殿ノ御加勢ハ及申マシクト申ケレハ、近藤、居丈ケ高ニナリ、聲ヲ勵マシ、二條城ノ留守ハ、實ニ公邊ノ安危ニカカハル、容易ナラサル、重任ナラスヤ。左レハ新撰組、尙會津・桑名ノ壯士ヲモ加ヘ、固キカ上ニモ、固ク守リ玉フコソ、當然ノ次第ニハ候ハスヤ。拙者モ既ニ御守衞ノ命ヲ蒙リ居ルモノナレハ、不ㇾ及ナカラ貴藩ノ指揮ニ付キ、共ニ一命ヲ抛ツ覺悟ニ候ヘハ、御承諾有ㇾ之度トイフ。予、重ネテ申ケルハ、此城御預リ申上候上カラハ、弊藩ハ弊藩タケノ力ヲ以テ守ルヘシ。且、思フ仔細モアレハ、決シテ一人タリトモ、他人ノ力ヲ借リ申ササル覺悟ユヘ、速ニ御出城コレアルヘシ。

一刻タリトモ御猶豫アルマシト申切タリケレハ、近藤、憤激ノ色、面ニ顯レ、オソロシケニ席ヲ蹴立テ去ニケル。（此時、近藤壯烈ノ容貌、今ニ目ニアリ。實ニ必死ノ覺悟セシナルヘシ。其志ハ憐ムヘキモ、此人々ハ幕府アルヲ知リ、朝廷アルヲ知ラストイフモノユヘ、此城中ニ留メオキナハ、事ニ益ナクシテ、後ニ害アリト思フカ故ニ、拒絕セシナリ。近藤ハ、定メテ口惜シク思ヒシナラン）少ラクアリテ、對州馳セ來リ、近藤等、出城ノ申開ハ、何事ソヤ。留メオキナハ、貴藩ノ御力ニモナリヌヘシト云。予、イヤ、他人ノ手ハカリ申サス、早々、出城スルヤウ、貴殿ヨリ、御達アルヘシト申ケレハ、對州、辭モナク、立去リヌ。程ナク、城中皆引拂タレハ、小監察内藤某ヨリ、城引渡ノコトヲ達セラレタリ。本國寺ヨリ、床机廻・遊擊隊等、繰込ケレハ、夫々ノ心得方、執政ヨリ諭シ、マツ大手ニ備ヘ置タル大砲ハ、御所ヘ向ヒ、不敬ノ憚リアリトテ取除キ、各城門ヲ閉チ、靜謐シテ、其夜ヲ明シケル。

【七】討幕派の二對策

さて、討幕派においては、飽くまでも退官・納地を斷行しようとし、幕府黨においては、降官・削地なりとして、何處までも之れを拒まうとし、ここに兩派の對陣は、刻々に危機に瀕して行つた。

尾・越を初め、四藩聯合中の、土藩も、藝藩も、共に平和主義であるから何處までも朝・幕の融和を主眼としてゐる。山内容堂にしても　後藤象二郎にしても、松平春嶽にしても、中根雪江にしても、薩・長藩士が憤慨

するやうに、敢へて幕府の爲めにのみ謀らうとするのではないが、德川氏の面目をも、立ててやり度いといふ願望があるから、兎角、急激なる薩・長の討幕論を制しようとするに至るのである。退官・納地問題において、これらの諸藩は、何とか圓滿解決の方法はなきかと、種々に考慮もし、奔走もし、周旋もし、交渉もするのであるが、その結果は、却つて反對の現象を生じ、薩・長はその不甲斐なきを憤ふり、幕府黨はその賴み甲斐なきを恨むの形勢となり、兩派の反目は、日に增長するの外はなかつた。

岩倉は此の形勢を憂ひ、自から對策二案を作成して、先づ之れを大久保に諮るところがあつた。その對策なるものは、卽ち次の如くであつた。

第一、薩、長、土、藝四藩の議論、離合に關せず、斷然と薩・長二藩の兵を以て、乘輿を擁衞し、勅命を奉ぜざる者は、之を討伐し、成敗は天に任かすべき事。

第二、尾、越二藩の周旋に由り、德川氏反正の實を顯はして、辭官・納土を奏請せば、寬大の處置を以て、既往を咎めず、議定職に採用し、他の公卿諸侯も、亦議定、參與兩職の中に登庸し、氷炭相容れ、正邪相合し、皇國を維持すべき事。

その第一策は、固より薩藩多年の唱道に係るところであつて、四藩聯合にして、若し破ぶるるとも、薩・長兩藩を以つて、斷乎として討幕の軍を起すの策である。第二策は尾・越兩藩をして、退官・納地を奏請せしむるの周旋を爲さしむることで、土藩の意嚮をも參酌したもので、餘ほど薩・長の意見を緩和した立案であつた。

岩倉が如上の二案を作出した理由は、固より尾、越、土、藝諸藩の周旋に顧みた點もあるが、彼れ自身の胸中にある、對慶喜の感情もあつた。岩倉は岩倉村以來、薩・長藩士と氣息を通じ、皇政復古の大策を劃したには相違ないが、德川氏を仇敵の如くには感じてゐない。故に後藤象二郎の斡旋したやうに、慶喜にして大政を奉還し、恭順の誠實が明らかとなりさへすれば、彼れを議定に登用し、新政府の公議に與からしめても、敢へて差支はないとの考へを懷いて居つた。

そこに尾・越の周旋があり、土・藝の遊說があり、これらの中和論も、相當勢力を示して來たので、飽くまでも之れを拒斥するにおいては、或ひは却つて皇政復古の大方針に、龜裂を生じ、人心を失ふやうな、結果に陷いらぬとも限らぬ傾向も見られるので、そこで第二案を立て、之れを薩藩士に示して、協議するに到つた次第であつた。

岩倉の召命によつて、大久保が非藏人口に參向したのは、十三日の午後四時ごろであつた。大久保は岩倉より示されたる、對策二案を熟視した結果、內容は頗ぶる重大であるので、自己一存を以つて輕卒なる回答を爲すべきでないとし、直ちに使者を派して、西郷吉之助並びに岩下方平の參殿を求め、之れと協議して、一藩の方針を決し、やがて答ふるところあらんとしたのである。從來薩藩の態度からすれば、固より第一策を取るの外はないのであるが、三巨頭會議の結果は、少しく穩和の風を生じ、先づ第二策を以つて進み、事若し達せられざるにおいて、第一策に進むの順序を用ふるに一決した。

大久保が蓑田に與へたる書簡に、言、此事に及んでゐる。

大久保の京都事情報告書（慶應三年十二月二十八日）

一、十三日、第一等、第二等の大策、確斷して、言上いたし候樣、岩倉公より、於二宮中一御達有レ之、評議之上、第二等に決して及二言上一候事。

但、第一等は、四藩の議論離合に拘らず、薩・長の兵力を以、何く迄も、干戈を以、朝廷を奉護し、成敗を天下に任せ、戰を一圖に決す等の事

第二等は、暫く尾・越の周旋を見、德川氏於二大坂一鎭定の上、兩事件（退官・納地）御受、眞に反正の實行、擧り候はゞ、寛大の御處置を以、既往を咎めず、議定職に而も、御採用、從て公卿上に於て、攝政、尹宮等を除く之外。大に御採用、其餘列藩といへども、廣く御用ひ、氷炭相合して、皇國を維持する等の事。

一、右兩條は九日一擧、御定算之通、萬事叡斷に出て、一戰と相成候上は、第一等に出るの外無レ之候得共、八日より徹夜之朝議に而、九日十字比、御退散相成候時宜合に而、尾・越・藝三公は、其儘之參朝に而、容堂公、四時頃、御參、夫より小御所之衆評となり、越・土公、大に德川氏を助、即夜、參朝を被レ命、御評議席に被二召加一度との、意外之御大論、殊更土藩後藤なるもの、必死に是を扶助し、殆ど危きにいたる。反正之實行、擧り候上ならでは、御採用不レ可レ然云々。賢くも太守公（島津茂久）御建言被レ爲レ在候。尙、紛々とし

て不ㇾ決、御勘考與の事に而、一旦、御開きに相成、此間後藤なる者、頻に周旋盡力す。臣等太守公を奉ㇾ助、碎身して、是を論破し、一蕁を以、漸く是を拒ことを得、終に尾・越公、兩事件御內諭之趣を奉し、德川氏をして、反正の實行を擧しむる之周旋を御受と相成、再度、於二小御所一御評議、尾・越公、御受之趣、被ㇾ遂二言上一たる御都合なり。故に、第二等に出るに非ざれば、いたし方なし。

一、十四日、土・越公參朝。於二小御所御評議席一、華城〔大阪城〕の情態、如何にや、段々、浮說流言被二相行一、物情騷然、不ㇾ可ㇾ謂之變も難ㇾ圖候得ば、早々周旋之功、擧り候樣、被二思食一候云々、御詰問に而、越侯、何とも恐入仕合に御座候。家來之者、下坂爲ㇾ致置候付、兩日中には、報知可ㇾ有ㇾ之云々、御答に被ㇾ及候。

一、同夜、後藤を以岩倉公え、越・土侯より、御願之趣、於二御評議席一御詰問に相成、胸中如ㇾ割奉ㇾ存候。就ㇾ右御內談申上度候付、御面會申上度云々と、岩倉公御答に、御決定之大事件、一人え御內談とは、御當惑に思食候間、御斷被ㇾ成たしと。後藤叩頭して、頻に乞、不ㇾ得ㇾ已御面會之處、越・土公より、華城一城に付而者、兎角六ケ鋪、甚心痛仕候。何卒御勘考は被ㇾ爲ㇾ在間鋪やと。岩倉公曰く、以て之外に被ㇾ存候。旣に先帝〔孝明天皇〕顧命の次第も被ㇾ爲ㇾ在、當今、確斷を以、被二仰出一候一令に候を、鎭撫之不行屆を以、被ㇾ曲候而者、所謂、朝令暮改之譯、御新政の今日に當り、必定皇威不振之基と相成候。大藏大輔殿〔松平春嶽〕には、決死を以、御受にも被ㇾ及、滿朝感伏、必ず成功の奏あらん事を、今日迄も、一同欣慕いたし候次第に候。然るに不二存寄一御詞と覺候云々の御答に、閉口之由、頻內訴百端、然らば朝廷斷然御沙汰の外無と、御答候處、

いたし方なしとの向に而、引取の由。

一、十五日、後藤より、岩倉公え、兩事件御達之紙面草稿、容堂直筆に而、相認候。其趣、所領之内を、御用途に、年々差出候樣可ㇾ仕云々。此通ならで、迚も鎭撫行屆不ㇾ申候間、是非此通に而、御沙汰相成候樣、若し御採用無ㇾ之候はゞ、歸國御暇之外、いたし方なき趣を以、奉ㇾ迫、岩卿、御答に、萬々左樣には參兼候。就而は、容堂殿儀は、柱石と御依賴思食候。然るに御採用なければとて、歸國御暇と申して、天下に面目あらば、勝手に可ㇾ被ㇾ致、早々御暇可ㇾ被ㇾ下與、御突切相成候處、閉口して引取、亦々申出候には、容堂え申聞候處、夫に而は、相濟不ㇾ申候。左樣ならば、此通奉ㇾ願とて、大同小異の草稿、持參いたし、是も御同意には不ㇾ被ㇾ存候得共、御勘考の段、御答に相成たる由。云々

要するに退官・納地は、幕府側の致命傷である。道理からいへば、所領の私有は、大政奉還の純理に副ふものではない。十二月九日の小御所會議の席上で、これが樞要の大問題となり、尾・越兩侯が周旋役を承はつた上は、何とか鳧をつける必要がある。

慶喜が謹愼の意を表して、大阪に下つたはよい。しかし大事な懸案になつてゐる退官・納地に關しては、ウンともスンともいつてゐない。そこで岩倉公から嚴談に及んだ。尾・越兩侯の優腕位では納まりさうもないので、利者の後藤が大活動を爲して、領地を召上げられるのは困るから、宮中で御入用だけの、費用を出すといふことでは如何ですかと、折中案を持ち出して來た。岩倉は斷じて、そんな姑息手段では駄目だと突つぱねてゐる。

尤も小御所會議以來、尾・越周旋の行き懸りがあるから、岩倉も無下に斥ぞくる譯にゆかぬ。眞倒の時に、幕府を討つの決心さへついてゐれば、さう强氣にばかり出る必要もあるまい。その結果、形勢不利を來さぬとも限らぬ。朝廷が御無理を仰せらるるといふ衆評があつては、御親政の妨げになる。大久保・西郷等が、先づ一應、第二案に落ち著いたのは、この爲であらう。

【八】薩・長は却つて孤立の勢

西郷、大久保、岩下の三巨頭が、岩倉の提示したる二對策に就いて、何故に第一策を採らず、先づ第二策の穩和說を用ゐたかに關しては、そこに考慮しなければならぬ、二個の對象がある。その一は、四國の動靜であつて、その二は、西郷の心理である。

復古派の中堅は、いふまでもなく薩藩であつて、その薩藩の中堅は西郷、大久保であるが、この兩人が極力討幕を主張した急先鋒であつたことは、今更ら論ずるにも當らぬ、明々白々の事實である。西郷、大久保と、岩倉との提携が成立して、ここに十二月九日の大變革となり、皇政復古は堂々として天下に公宣せられ、一方においては、會津・桑名の兵權剝奪となり、慶喜の大阪遁走となつて、復古派の勢ひは、表面如何にも、隆々たるもののやうに思はれた。併しながら、事實は却つて、反復古派の勢力集合となり、薩藩は寧ろ、孤立の地位に陷いらんとしつつあつた。史觀の冷靜を要する點はここに在る。

元來皇政復古なるものの意味が、充分に諸藩に徹底してゐなかつた事實がある。少數の先覺者こそ、我が國體の神髓、及び國史の本體を理解してゐるから、將軍政治を否定して、天皇親政の理想を高唱したのであるけれども、一般藩士に至つては、天皇と將軍との差別すら、理解がなく、將軍を廢して、皇政の古へに復へすといふことが、何程有難いものであるかは、更らに御承知がなかつた。此の無理解が復古派にとつては、憾かに大いなる難關であつた。

次に薩・長が、皇政復古を我物顏に振舞ひ、前將軍を叩き落して、自分等が天下の實權を擅ままにしようとするのは怪しからぬ。何も薩・長ばかりが皇政に忠なるものではない。皇室に對し奉つる誠忠心の上からいへば、前將軍だつて、決して田舍侍に劣るものではないのだ。然るに薩・長ひとり忠義者のやうな顏をして、慶喜を押し潰し、天下を私せんとするのは、不屆き至極だ。といふ考へは、德川家士並びに親藩の間には勿論、三百年封建の舊習に浸透してゐる、諸藩士の間に、相當の勢力を持つて居つた思想であつた。

之れに加ふるに、土州の公議政體論から來た、扶幕的運動といふものが、少なからぬ勢力を動かしつつあつた。上に名君山內容堂あり、下に豪雄後藤象二郎あり。主從、氣息を通じて、薩・長に拮抗しつつあつたことは、憾かに時運を押し動かす一つの動力であつた。

而已ならず、尾・越兩藩の如きも、慶喜の擧措には、太だ面白からず考へてはゐても、何とか德川氏の面目を立てたいといふ肚に至つては、固より同一であるので、土藩の運動に相添うて、何處までも慶喜擁立に骨を折ら

うとしてゐる。

斯くの如くにして、時勢の進展し來るところは、薩・長の孤立であつた。薩・長の孤立は、亦た是れ皇政復古の孤立であることはいふまでもない。十二月九日以後、天下は皇政復古に向つて錦襴の幕を開いたけれども、舞臺面における南風は、甚だ競はざるものがあつた。

事を爲す者にとつて、最も大切な時は、事を爲さんとする時でなく、事の將に成らんとする時でもなく、事の既に成りたるの直後にある。古人も、達人の用意は、事成るの後にありと喝破してゐるくらゐである。最初は誰でも萬全の用意をし、加ふるに力も張り切つてゐる。併し、最早や大勢決すといふ時には、ホツと一息する。そのホツとする瞬間、魔神、其の間に乘じ、千仞の功も一簣に虧けてしまふ。

人は失意において亂れず、必らず得意において傷つく。得意になつた時に、何故に失敗するか。相手が見えなくなるからである。西郷は果して、かくの如きの時、己れを取り喪ふほど、有頂天になる漢であつたらうか。吾人が西郷に學ぶべき、多くの場面ある中、特に留意すべき一幕は、敵を侮らず、己れを過信せず、よく中正の大勢に副うて、靜かに其の大いなる歩を進めて行つたことである。

第二章　退官納地問題と復古的大勢

【二】飽迄も條理を盡す西郷

『心靜かにして、方に能く白日を知る。眼明らかにして、始めて青天を識るを會す』と佐藤一齋も、言志錄中にいつてゐる。西郷、之れを手抄錄中に記して、座右の銘としてゐる。能く白日を知り、青天を識る爲には、心靜かに、眼明らかなるを要するとせば、如何にせば、靜心・明眼なることを得るか。之れが工夫の存するところは、要するに、私を去り、慾を離るるの外はない。

西郷は、己れを僞はらず、他を欺むかず、全く私心私慾を離るることに努めたので、自から己れに過信せず、他人に暗からざるを得た。既に皇政復古の大號令が渙發され、兵威洛中を壓すると思はるる際にも、決して會・桑が逆勢を利用するの態あるを見遁がさなかつた。

人の同情は弱者に向つて灑がれるが常則である。薩・長、逆流に抗するの苦境にあれば、我れも人も、共に寸隙なき用心をするが、幕府、日に頽勢に赴むく時は、却つて勢ひに乘ずる薩・長に離れ、『あれが昔の德川樣か』と、慶喜の姿に同情の涙をそそぐ。機變の妙、變態の微は、實に迅速の間に移る。之れを知るを哲人といひ、之れを捉ふるを英雄といふ。

*　　*　　*　　*　　*　　*

茲において(一)直ちに討幕の軍を起すか(二)暫らく尾・越の周旋に委せるかの二對策は、岩倉によつて先づ薩藩士に向つて諮問された。西郷吉之助、大久保利通、岩下方平の三巨頭は、之れが對策に就いて具さに合議するところがあつた。此時、西郷が主として自重論を主張した結果、遂ひに一先づ第二策に據つて進み、飽く迄も條理を正すの順序を選んだ。

薩藩が、この際第一策に邁進せずして、第二策の穩和說に退いたことは、薩藩前日の强硬論に似合はず、著るしく薄弱なる態度と化し去つたやうに思はれてゐるが、ここに西郷の、どつしりとした、心境の程が察せらるるのである。

凡そ幕末より維新にかけての西郷の出所を見るに、彼れは如何なる場合においても、先づ事の最後を見極めてゐる。そして、その最後に向つて不動の心を慥かと落ちつけてゐる。併しながら、最後に到著するまでには、幾多の變遷と道程とのあることを、彼れは決して忘れぬ漢であつた。

慶應末年の西郷の出所についていへば、西郷は終始、討幕決戰論であつた。皇政復古と口でいへば、譯もない話であるが、それがただ口先きばかりで出來るものではない。中古以前の皇政に復つて、新日本を打出するには、一戰も二戰も覺悟せなければならず、罷り間違へば、日本全土を擧げて、血みどろと化するやうなことが、絕無とはいへない。それ丈けの大犧牲を拂はなければ、新日本は生み難いのである。西郷は實に斯くの如き一大決心

をもつて、皇政復古の偉業に邁進しつゝあつたに相違ない。
是れ西郷の肚の底である。然し肚の底がかうであるからといつて、西郷は遮二無二、戰爭々々と驅け出して行く猪武者ではない。事ここに至るまでには、幾百階段のあることを、西郷はチヤンと承知してゐる。西郷がどこまでも條理を正し、相手の反省を促がさんとするのは、如何に西郷が老成人であつたかを語つてゐる。

今や慶喜に向つて退官・納地の御沙汰が朝廷から下されてゐる。然るに慶喜は言を左右にして、之れが實行を遷延せんとしてゐる。それのみならず、朝廷に無届を以つて大阪に下り、麾下の諸隊は却つて京都に向つて反噬の機鋒さへ示すの形がある。討幕の名義は、これ丈けでも附けられないことは無い。併しながら西郷は、尚ほ未だ條理を盡すべきの餘地あることを忘れなかつた。彼れを察し、此れを顧み、暫らく尾・越の周旋に待つて、慶喜より進んで退官・納地の奏請を爲さしめようとしてゐるのは、朝廷の寛大なる御仁慈を徹底せんとするものであり、同時に飽くまでも條理を盡さんとする、西郷の宏量を示すものであつた。

* * * * *

西郷が、何處までも條理を盡して行く態度は、慥かに彼れの道德的修養から來てゐる。忠奸論的行き方は、必らず物の黑白を明らかにする。必らず、事の正邪を分たねば已まない。所謂る維新の志士と稱せらる人々の多くは、時局に對して忠奸論を以つて直往邁進した。人を曖昧の境地に置かず、正か邪か、忠か奸か、その何れかに分別しなければ承知しない傾向は、慥かに維新の運動を促進するものとなつてゐる。併しながら遠くその時代を

去り、冷靜に歸つて、公平なる觀察を下すときは、往々にして玉石共に焚くの憾みがないではない。その明快なる人々の間に伍し、革新急潮を帶ぶるの時代にあつて、能く玉石を判じ、他人のいふことにも、充分耳を傾むけ、成る程と道理を嚙みわけて行つたものは、實に我が西郷吉之助その人であつた。最初より最後まで、盡すべき條理を盡すところは、西郷において古今獨歩の境地であるといつてもよい。

斯くの如くにして、その間西郷は、手足を伸ばして寢てゐる譯ではない。彼れは何處までもその最後の目的たる討幕の準備に向つて、水も洩らさぬ大礎石を建設しつつあつた。

當時宮中においては、岩倉一人、その怪力を揮うて、皇政の爲めに大飛躍を試みつつあつたが、岩倉如何に雄略に富むといつても、一人では仕事は出來ない。固より岩倉と志を同うする、勤皇公卿は少なくなかつたが、それらの公卿の間には、勢ひに隨つて左右するものが少くなかつた。西郷は夙に此の點に憂慮し、有栖川熾仁親王に著目するところがあつた。

有栖川宮は、戊辰役における征討大總督の大任に就かせられた御方であつて、夙にその英名は四方に傳唱せられて居つた。勤皇志士の間にも、宮を賴み參らす者が多かつた。故に西郷は愈〻討幕の大軍を起すに當つては、親王方の中から、英明にして豪雄なる御仁を仰ぎ奉つり、之れに依賴し奉つるにあらざれば、浮き腰の公卿連を統率することは、頗ぶる困難であることを考へ、早くも有栖川宮に囑目した譯である。

當時、十二月九日、復古令發布以後、熾仁親王には、御病氣との風說であつて、宮の參朝を見ることがなかつたので、西鄕は自から宮邸に伺候して、一日も早く參朝あらせられ、衆を率ゐて皇政の大業を樹立あらせられんことを進言したが、その都度、御病氣の故を以つて、御面接がなかつた。

西鄕は、有栖川宮が、果して眞の御病氣であるか、或ひは近侍者に扶幕論を懷く者でもあり、宮の出動を擁蔽してゐるのであるかに就いて、いたく惑ひ且つ憂ふるところがあつた。ここにおいて西鄕は、宮家と姻戚の關係にある長藩の手を以つて、事の眞相を搜らんと欲し、同藩、品川彌次郎に托して、有栖川宮邸に參候せしめ、直接熾仁親王に親炙して、その意を傳へんことを依賴した。

【三】有栖川宮と品川と西鄕（一）

西鄕が有栖川宮に賴れる事情

當時西鄕が、如何に有栖川宮の進退に憂慮したるか。同時に品川が西鄕の意を受けて、如何にして、熾仁親王に面謁し、何事を親王に說き奉つたかは、彼れの直話に詳細なるものがある。今その一端を左に抄出しよう。

品川子爵の述懷談 〔有栖川宮薨去當時〕

『……宮樣〔有栖川熾仁親王〕には、御一新の事を擧る迄、一度も私は拜謁した事はない。併し毛利家とは御親類と云て宜いか、御續合柄の事で有たなり、且つ親王・公卿の間では、此宮樣が、其當時有志家が、全國一番御依賴申して居つた宮樣であつた。夫で御一新前三年間、京都の二本松の薩摩屋敷に、私が潛伏してゐました時も、直に宮樣の方へ御內通申て、松浦左兵衛尉、前川太宰大監、それから藤井少進抔といふ人と、始終氣脈を通じて居ました。夫で三人は、折々來て貰た事がある。其中、最も松浦といふ人が、老人ではございましたが、筆まめの人で、國事に關つた新しい事でもあると、一々書附にして御國表へ御知らせなさつたら宜からうと云うて、私へ通知して吳ました。夫でまだ宮樣へは私は拜謁はしなかつたが、彌次の來てゐるといふ事は、宮樣には御承知なり、私が松浦へ託して、御傳言を申上る樣な事でございました。

夫から私が拜謁しましたのは、卽ち御維新の事が、慶應三年十二月の九日に事が擧つて、十一日、十二日と覺えますが、世良修藏と同行して、相國寺の薩摩屋敷を出て、寺町の方へ往きましたら、大西鄕が麻裃でこつちへ歸つて來ました。ところで西鄕が『丁度よい所で出會つた。是非宅まで歸つて吳れろ』といふことで、西鄕と同行して、其下宿まで歸りました。その頃西鄕は相國寺の門前の東側に家がございまして、そこの町家に下宿して居ました。夫で同行して歸りました處が、西鄕のいはれますには『偖て這般、多年の宿望を達して、事を擧げはしたが、何分有栖川宮が御參朝下さらぬと、他の諸侯抔も何分恐れてゐて、朝廷でも誠に困り切つてゐるから、是非宮樣が、御參朝成らぬと他の人々が安堵せぬから、宮樣へ往く、ところがど

うしても拜謁をさせない。御病氣といふて御斷であつたが、眞の御病氣かも知らぬが、兎に角餘程議論が變つたやうで困まつたもんだ。夫で私の手ではどうしてもいかぬから、此上は御藩の方で、御續合でもあるから、あなたの方の手で遣つて下さらぬかといふ事でございました。その頃私は洋服を著てピストルを持て、大小を差してゐましたが、何かそんな處へ往つて、人をいぢめる樣な事は、今の壯士のやるやうに、面白い時分であつたから、早速御請合を致しました。夫では今から往つて來ませうと云うて、悅んで二人して出て參りました。夫柄、私は世良に、お前は「オツカサン」になれ、己は「ヲヤヂ」に成てやる、何でも善い事の時は、おつかさんに成て遣て呉れ。己は烈しく往くからと申合せまして、有栖川宮の御殿へ出て往つた。其頃、河原御殿と申まして、其所の御頭は、粟津駿河守、夫に次で前川式部丞で、其駿河守と云ふ人は、其當時、京都中での有志家の、第一等の人物と、皆が尊んで居つた人で有て、子年（元治元年甲子）の京都變動の時、嫌疑を受て、宮樣が御幽閉に成と、同樣に駿河守も牢へ被入て、三年間、獄中に居た人でございます。夫で段々、事を擧て以來の實況を話しました處が、一々皆姑息論で、一寸、云ひますると、輦轂の下で、彈丸の音をさせては濟まぬ。どうしても洛中で戰ふと云ふ事をしては、濟まないとか、或は尾州家が、御縁類の事であるから、宮樣が、御參朝なさるる時の護衞等は、尾州家を御賴したい抔と、詰らぬ小さな事に就て、申張つて居ました。所謂どつちへ外れても宜いといふ說で有つた。夫は何の爲めさう成つたかと云ふと、九日の事を擧る日には、薩・長では、是非軍をする積で、どうしても、其日に軍をせんければ、事が成就しな

いといふ考へで有つた處が、軍をせずに、會津も桑名も、二條城に引籠つて、御守衞を會津は斷はつて仕舞つたから、御所へ攻入る敵が無つた。其處で、九日に事は擧つたが、間が拔たやうな譯で有つた。其所へ、附込で、本統に遣らうと云ふ者は、御所で物を言ふ人は、岩倉樣が其積り、大久保故內務卿が其積りで、他の人は、皆、因循論者で、隨て今の駿河守抔も、成丈け、穩便に濟まさなければ成らぬ。慶喜さんが、恭順して來れば、夫を容るる方が宜いと云ふ說が、上下に行はれて來た。其處で私共は何處迄も、一と軍せなければ、本統の事に成らぬと思つたから、激しい論を、出來ない樣な論迄唱へて居た所が、駿河守は、前申す通りの因循論であつたから、夫はお前が一己の論歟、或は宮樣の思召も、其處に在せらるる歟と、私が尋ねました所が、無論私一己の論ではない。宮樣もさう云ふ思召だと云はれまするから、二度目に私が押返して、愈〻さう云ふ思召かと云ひまするると、愈〻さう云ふ思召だと云ふ事であつたから、私は前川と世良に向つて、あなた方證人に成つて下さい。先刻からお問ひした事を、殘らず宮の思召だ、自分一己の論ではないと、粟津さんがおつしやるが、二度迄御尋ねしても、其通りと云ふ事であるから、あなた方、他日の證人と成て下さい。今一應、問うて見るからと申して、三度押返して、宮樣の思召に違ひないかと云うたら、然うだと云ふ確答であつた。其時、私は語氣が激しく成て、淚を浮べ、意丈高に成て、讒謗罵詈した。そこで斯う云ふ事丈は、今覺えて居る。お前は三年獄へ被入た爲め、氣力が益〻盛んになつたと云ふ事を、薩邸の私が潛伏して居る所へ來て、先達ておつしやつたが、然うではない。丸で正反對で、三年牢へ被入た爲め、非常な恐怖

心が付いたのだ。復た牢へ被入はせまいか、又彼の苦しみに逢ふかと云ふ爲に、お前の才智が邪魔をするのだ。夫で今日、そんな因循論を唱へるは、詰り一身の安危を顧みて、斯る姑息論を吐くと云ふ者は、以ての外だと云つた事丈は覺えて居ります。其他出放題に、種々樣々に罵詈して、直ぐ刀を提て、こんな處に居るのも穢らわしい。もう此上は、お賴しない。そんな宮樣ならば、決して御賴申さない。吾々天下の有志が、此宮樣計と御賴して居たに、夫に今日大事を擧た日になつて、斯る思召と有なら、もう御賴しないと云て、酷く宮樣の事を、大變惡口申上て、一刻もこんな處には居ないと、刀を取て出樣とした。其實、心では、早く留て吳れれば宜と思つたが、世良と云ふ男が、呆氣に取れて、默つて見てゐる。暫く過て、品川、さうまア云はれるなと、口を切ましたから、何、君迄分らぬ事を云ふと、世良を押飛した。さうして御門を出ると、左側に舊の元老院議官をして居られた藤井希璞が、其當時、寓居して居られた。此人とは私兼て懇意にしてゐたので、其處へ前申上た樣な勢で、泣て飛込んで、君が全體、己を欺いたのだ。今聞けばかう〳〵云ふ事をおつしやつた。そんな宮樣ならもう御賴はしないと、又々、讒謗罵詈した處が、藤井が怒つて、失禮千萬な事を云ふ。決して宮樣の思召はさうではない。斯る正義の宮樣に對して、左樣な事を仰しやると云ふ事があるものか。何、仰しやるも仰しやらぬもあるものか。現在粟津駿河守が云つた。夫には前川と、己が同行した世良も證人だ。夫でかう〳〵云ふ事をいつた。いや夫は決して宮樣の思召ではないと、百方、藤井が辯解しまして、近來、駿河守の評判は惡い。叩き潰して仕舞へ、殺して仕舞へと云ふ樣な事は、駕籠舁が、外

で云て居る位で有る。決して宮様の思召は貫ぬいて居ぬ。夫は駿河守一己の論であらうと云て、辯解してゐる所へ、前川がやつて來られて、どうぞ御殿へ御歸下さい。いや決して歸らぬ。歸る由がないと申した處が、是非どうぞ歸つて下さい。此儘、歸つて下さつては濟ぬと云ふ事であつた。拜謁は私が出來るやうに取計らふから、御殿へ歸つて吳れと云ふ事であつたから、夫では歸らうと申して、前川に附て往かうとすると、藤井の細君が、緣の缺けてゐた盥へ水を汲で來て、御殿へ御上りに成のに、其顔ではいけませぬ。是で洗つて御出なさいと云はれたから、顔を洗つて、再び御殿へ往ました。そこで粟津駿河守が御案內で奧へつれて往きました。三ノ間へ這入ると膝行して御辭儀をしました處が、頻りに御召に成て、こちら〳〵といふ御言葉でありましたから、御座の間の次ぎの敷居まで、兩人共參つた。その時が初めて宮様に拜謁しました事で、その頃宮様に拜謁抔といふ事は、鬼の首でも取つたやうに、吾々の身にとつては嬉しく、心の中では泣く様でございました。夫から御様子を伺ふと、上も下も白羽二重の御蒲團を召ていらせられました。そして眞仰向けに成て、御枕許には、御太刀と御煙草盆があつた様に覺えます。そこでたうとう御枕元まで二人を御呼寄になりました。粟津は三ノ間にチヤンと兩手を付て控えてゐる。そこで西鄉に逢ひました次第から、先刻怒つて歸らうとした事迄、委しく申上て『宮様の思召も、此際は極く穩當因循姑息な手段を御取り遊ばして、戰端を開く様な事をしては濟まぬといふ様な、思召で在らせらるるか、今日までのところ、吾々はさうは伺うて居ませぬ。然るに唯今駿河守に伺ひましたら、宮様の思召も　輦轂の下で、兵端を開くといふ事は、出

来ないといふことでございました』と委しく申上ました。其他、個條は覺えませぬが、兎に角軍を爲するせぬと云ふは大眼目であつた。すると宮樣には『夫は違ふ。自分はさうは考へて居らぬ。駿河守がさう申したか』『全くさう申しました。如何にも伺うて居る處とは違ひますから、痛嘆致しました次第でございます』『夫は決してさうでない』と仰せられて、駿河守の方へ御顏を御上げなさつた。『駿河守下がれ』と、一聲仰せられた。夫れ切りで、駿河守は下がつて仕舞つた。殘るのは唯だ私と世良許りで、夫から若し軍さに成つたらどうするか抔といふ、種々の御話があつた。其時吾々申上るには『宮樣が參內遊ばさぬといふと、何分他の諸卿方が安堵なさらんで、誠に困まると、西鄉が申して居りました。御病氣なれば致方はありませぬが、西鄉は眞の御病氣といふ事は知りませぬから、間で駿河守が擁護してゐる樣に、私共も思うて居りましたから、此事情は西鄉に篤と申聞せませう。どうぞ御全快遊ばしたら、一日も早く御參內の事を願ひまする』と申上た處『必らず明日參內する積である。さう心得、又た警衞の人數も、長州の兵隊を出して吳れ』といふ御言葉でありました。〔中略〕畏まつて、早く此事を聞せて、西鄉を悅ばして遣らうと思つて、御殿を早々下つて、又た藤井〔希璞〕の處へ往つて、今度は『流石は宮樣だ』と申したら、藤井が大きな顏をして『そら御覽なさい。平生私がいふ通り、此位の宮樣は他にはありませぬ』と、さも自分の物の樣に云ひました。其處は私、實に感心であつたと思ふ。夫れから西鄉の處へ歸つて、かく〳〵の有樣であつたといふ事を、逐一申述べた處、西鄉も大悅びであつた。〔中略〕少し話が前後に成ましたが、其宮樣へ御維新をやるといふ事を申

上げたは、ズット迫つてからで、僅か三日か四日前と思ふ。是れは西郷から私へ相談で『どうで有りませうか。どうしても宮樣へ默つて居る譯にはいかぬ。夫れ共事を擧るまで默つて居らうか。願くば其日に御參朝下さる譯になると、都合がよいが、如何したものだ』と尋ねられたから、『夫は仰つてもよい。駿河守は同意せぬ所が、反對はすまいから、あなたから仰つた方が宜からう』と答へました。夫から西郷が宅へ往つたか、呼ましたか、夫は知らぬが、駿河守へ始めて此度御内勅を奉じて、吾々はかういふ事をする積である。宮樣にも、御氣張り下されて、此際、十分盡してお貰ひ申さなければならぬ』と申た』云々

【三】有栖川宮と品川と西郷（二）

長藩の提出せる時務條議

品川は、一先づ有栖川宮の眞意を探ぐり、薩邸に引きとつて、西郷に報告するところがあり、更らに西郷との合議を重ね、越えて十二月十七日に至り、世良修藏と帶同して宮家に伺候し、左の如き時務策を上申してゐる。

時務條議七箇條（慶應三年十二月十七日）

一、徳川内府下阪致候は、實に彼是上策にして、進退に窮し、又は下之鎭撫に困り候譯には決して無ㇾ之、浪華を

根據とし、兵庫西之宮等之地を占め、軍艦を以て海路を絶候時は、京師數萬之生靈、不日に飢渴に可レ及は、必然に御座候。萬一其策不レ被レ行候ても、海路より東下、關東へ割據する時は、所謂虎を野に放つの勢にて、是又、如何共致方無レ之、今日之勢、彼之利にして、京地之不利、眼前に有レ之候事。

但內府に於ては、屹度復古之實行可レ顯存念にても、親藩之者決て折合不レ申、何れ大戰に不レ及ては、皇威御回復之御目途は、相立申間敷候。

一、京都は狹隘にして、多人數繰込候ても、不レ成レ用候に付、第一、山崎・八幡・宇治・大津其他之入口へ、嚴重に御堅め差出され、縱ひ少人數にても、兵器を携へ、入京之輩は、先以、朝廷へ屆出御許容之上・入京被ニ差免一度候事。

但、四方御堅め、嚴重被ニ仰付一候ても、會・桑其外親藩、京師に居候ては、其詮無レ之事に付、引拂候樣、御沙汰有レ之度事。

一、德川內府之大政に與ると否とは、暫差置、先級を降り、諸侯之列に被レ加、削封等之實效、御責有レ之、會・桑之輩、速に歸國謹愼、御沙汰相待候樣、尾・越兩公へ、御督責有レ之度候事。

一、諸藩參與之內には、是迄の幕議を輔助し、朝議不服之族も有レ之、實に玉石混淆之樣に相伺候に付、三人に限らず、一人にても、至當之人才、御精選有レ之度事。

一、京師は四方狹隘之地形、格別要害とても無レ之、況や方今之如く、輦下用武之巷と相成候樣にては、至尊御

安座可レ被レ爲レ在、御場所にても有レ之間敷候。旁々非常之御變革を幸ひ、伏見・桃山へ御遷都、內裏御造營之御胸算、被レ爲レ立度候事。

一、外國へ速に被レ就ニ御手ニ、改て王政復古之御布告、被レ爲レ在度候事。

一、乍レ恐公卿方、固陋之御見識を破り、尙朝廷繁冗之御格式等、追々御改正被レ爲レ在度候事。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

當時品川は薩藩邸に寄寓して居り、西鄕とは常時時務策を合議しつつあつたのであるから、如上の建言も、固より西鄕との熟議を經たるものであることは論を竢たぬ。對策七箇條を通じて現はされたる文字は、討幕決戰の意氣込みに充ちて、未だ兵亂を避くべき、政治的手段が殘されてゐるにも關はらず、『輦下用武之巷と相成』と稱して、最早や戰爭が始まつてゐるかの氣持ちでゐるところが、流石に長藩士である。彼は旣に血を舐めたる獅子であり、幾度か戰亂の巷を往來して來つてゐる。

品川の建言の內容は、全く西鄕の意中と同一轍に出で、之れによつても、薩・長兩藩が、如何に聲息を通じ、氣脈を合せ、回天の偉業を目論見つつあつたかを察するに足らう。皇政復古黨といへば、所謂四藩聯合、薩・長・土・藝の一致を指ざすものではあるが、その中でも、土藩は大いに毛色を異にして居り、藝州はいささか弱腰であつて、兎もすれば、穩和派に誘導され勝である。詮ずるところ、互ひに賴み賴まれ、合して膠漆の觀あるものは、何としても薩・長二藩であつた。

【四】 尾・越の周旋と土藩の運動 （一）

三職會議における退官・納地論

微細に亙つて詮索すれば、尾・越といひ、土藩といつても、各々その感情を異にしても居れば、又た立場をも異にし、随つて希望も、理想も、同一であつたとはいへぬ。併しながら、復古派が眞正面から、退官・納地論を以て、慶喜に迫つて來た時においては、何とかして、德川氏の面目を維持し、之れが撤回を計らうとする態度において、自から一致するものがあつた。ここにおいてか所謂尾越の周旋なるものが起り、土藩の公議政體論が力を得て來た譯で、會・桑なんぞからいはしむれば、尾・越の周旋は、いはゆる大名行列式のもので、太だ手間のかかる、生温るいものに相違なかつたが、德川をして終りあらしめようとする感情においては、敢へて異なるものはなかつたのである。

西郷が『暫らく尾越の周旋に待つて、兎も角も慶喜の進退を見よう』としたのは、朝廷より直ちに、慶喜に向つて退官・納地を窮追することの、少しく苛酷に失する恐れもあるから、親藩たる尾・越兩侯をして、京・阪の間を斡旋せしめ、圓滿に慶喜をして、退官・納地を實現せしめようとするにあつた。然るに事實においては、全く之れと反對で、所謂る尾・越の周旋なるものの本心は、退官・納地の條項を削除する運動であつた。土藩も固

より之れと同樣の見地から、慶喜をして一諸侯として朝議に列せしめ、薩・長討幕の裏を掻かうといふ肚であつたから、問題の進行するに從つて、兩派の意嚮が、いよ〳〵隔絕するものとなり來つたのは、固より必然の形勢であつた。

十二月十四日、三職會議の開かれた席上の形勢において、早く旣に兩派の懸絕は歷然たるものがあつた。岩倉は先づ山內容堂、戶田大和守等、同席の座において、松平春嶽を顧みて曰く、

『扨て、慶喜、大阪に退城以來、どうも世間が穩やかでない。中には輦下の士の激發を傳ふるものなどもあつて、浮說紛々たる有樣で、人心はその歸着を失ふの狀態である。若し今日のままで推移すれば、何時如何なる變事を勃發するやも測り難い狀態である。速かに慶喜をして朝命を奉ずるやう、尾張侯とも協同して決行せられたい』

その意は『慶喜が退官・納地の奏請を遷延する爲め、今日の紛擾を來たしたのであるから、速かに受命の奏請を爲すやう取り計らはれたい』といふのである。

ここが尾・越との肚の相違するところで、春嶽等においては『左樣な無理をいふから、天下が騷がしくなるのである。だから何とか退官・納地の白刄を鞘に納めて貰ひたい』と考へてゐるのだから、話は順調に進まない。

春嶽は同席の容堂と合議した上、答へて曰ふやう、

『朝命の次第は、洵に恐懼の外はない。大阪城の樣子は、目下家臣を差遣はして視察せしめてゐるから、そ

の中には分明と相成らう。がしかし、無理なことをしては、穏やかに納まりさうにもない。縦しんば慶喜が退官・納地を奏請するにしてからが、家來の者共の納まりのつくやうにはしてやらなければ、却つて之れが爲めに、大患を惹き起すやうなことにならぬとは保障されない。一たい朝廷におかせられては、官位は何々を辭し、版土はどれ丈けを献納するやう思召されてゐるか、先づこの邊の內意を伺つた上で、得と熟考いたさう……』

納地二百萬石の事は、夙に慶勝・春嶽より、慶喜に傳へたところであるから、今更ら、白々しくこんなことを尋ねる譯もないが、かくして元金を値切りるか、あはよくば値切り倒さうとする機鋒は、充分にその言葉に見えてゐる。岩倉は之れに對して、

『大阪のことは、不穩であらうとあるまいと、それは慶喜の責任に屬することで、何も朝廷の御存じになつたことではない。退官のことは官位を降すとか、剝奪するとかいふことではない。唯だ前內府といふ丈けに止まるのである。納地の事は後日更らに達するであらう』

といつて、此の場合、明答を與へなかつた。

* * * * *

會議終つて後、容堂は後藤に示すところあり、後藤は、卽夜、岩倉を訪うて、左の如く述べた。

『大阪の狀態は、拙者が今更ら申し上げるまでもなく、夙に御承知の通り、危險千萬な形勢となつてゐる。

あのやうな輩下の猛り方では、慶喜公においては、とても拜命は困難であらうと存ずる、此の上若し、強ひて退官・納地を薄らるるにおいては、德川の家臣は愈ゝ憤激して、恐るべき禍亂を發生するは必然である。この邊の情實をも、よく御省察あつて、今一應御考へ直してき頂きたいものでござるが……』

春嶽は『幾くらに負けるか』といふのであるから、何分か、實行しようといふ氣持ちが見えるが、後藤に至つては、全然『帳消し』と出掛けてゐる。岩倉たるもの之れを聞いては、憤然たらざるを得ない。

『こは又た異なことを承はるものかな。皇政の復古は、先帝の夢寐にも忘れ玉はざりし所、偲びまゐらするだに畏こき極みなるに、加ふるに叡慮を以つて、一たび仰せ出された朝命であるに、若し德川氏が、その幕下の紛爭を名として、之れを矯めんか、何を以つてか朝威を維持することが出來よう。今若し足下のいふが如く、朝令暮改せば、皇政維新の初めに當つて、早くも朝威不振の端を啓くものといはねばならぬ。殊に越前春嶽侯の如きは、曩きに死を誓つて、周旋の大任に膺るといはれたほどで、當時朝廷におかせられては、深くその志を嘉納あらせられたではないか。然るに容堂侯において、今日の建言あるを聞くに至つては、友山實に意外の感に打れざるを得ない。斯ては諸侯の周旋、何するものぞ。已むを得ずんば、斷然朝命を以つて慶喜に命達せらるるの外はあるまい。』

辭色共に厲しく、流石の後藤も二の句がつげず、歸邸するに至つたが、岩倉も佐幕派の機鋒に憂慮するものがあつたか、即日大久保を通じて、更らに薩・長の決意を促がすところがあり、且つ朝命草案に就いて議するところ

があつた。

大久保は直ちに薩藩邸に歸來して、ここに西郷、岩下、吉井を初め、長藩品川の參加を求めて、岩倉の傳言を齎らし、合議するところがあつた。西郷等は何處までも十三日の決意——岩倉諮問の第二策——によつて邁進することにし、尙ほ草案を議して、岩倉に上つるところがあつた。

【五】 尾・越の周旋と土藩の運動 （二）

他日の伏見・鳥羽の戰因茲に兆す

その翌十二月十五日、岩倉が中根雪江、後藤象二郎の、參朝して內覽を求むるに對して、內示したる朝廷御沙汰書の草案なるものは、次の如くであつた。

退官・納地の御沙汰書案

內府

先日、尾・越兩藩を以て、御沙汰の旨有レ之候處、今以て御請無レ之に付、不レ得レ已辭官之儀被ニ仰出一候。凡領地の儀は返上、天下の公論を以て、其宜に從はるべく候事。

是れ西郷、大久保等が、前日岩倉の命を受けて、作るところの草案であつて、別に添書として、尾・越兩藩には左の如き達しが認められてあつた。

同上添書

尾　越

德川內府進退之儀に付、厚き思食も有レ之、尾・越兩藩へ、被ニ仰出ー候儀も有レ之、頭日出格周旋の次第は、分明候へ共、今以て御請無レ之、此上、如レ此姿にて遲延候ては、物議を生じ候に付、不レ被レ爲レ得レ已、別紙の通り被ニ仰出ー候間、右の旨、早々可ニ相達ー候事。

之れを一覽した兩人は、頗ぶる吃驚した。今若し此の書が公表せらるるにおいては、大阪方の騷亂は目前である。元來、尾・越の周旋なるものは、岩倉の方では、慶喜から進んで、辭官・納地を奏請するやうに、盡力せしむる意味に考へてゐたが、尾・越の方では、全く之れと反對で、何とかして、この御沙汰の取消を計らうといふ下心であるから、兩派の間には、その企圖において、霄壤の差がある。そこで尾・越の周旋が駄目であるから、朝廷よりして、直ちに慶喜に向つて、命令書が下されることになると、最早や策謀の餘地はない。『これは大變だ』と兩士が泡を食つたのも當然である。

元々退官・納地と一口に纒めてはいふが、幕府側にとつて見れば、退官よりも納地の方が重大問題であつた。

故に退官の方は、大負けに負ける場合があつても、これは如何ともしがたいとして、納地丈けは、何とか口實を設けて、實行を回避する心算であつた。實際、幕府の所領が、二百萬石であるにしても、若しくは四百萬石であるにしても、之れを朝廷に返上することは、直ちに死活問題に影響を及ぼすのであるから、退官などの空名返上に比すれば、大なる懸隔がある。

そこで中根は、何とかして『領地の儀は返上』とある文字を改め、今少し穩當なる語に、變へられたいとの注文を持ち出したが、岩倉は斷乎として之れを斥け、

『抑ゝ領地返上のことは、皇政復古の大義を如實にするものであつて、之れを實行するにおいて、始めて德川氏が、名實共に政權を朝廷に返上し奉つる誠意の表現であるから、これを改刪することは、斷じて不可である。のみならず既に尾・越の周旋あるにも關はらず、言を左右にして、遷延今日に及んだのであるから、最早や此の上の猶豫はなり難い。今夕にも、此書を二藩に向つて降付さるる手順である』

ことを述べた。

若し此の書にして、公式に二藩に達せらるるにおいては、激越の極に達してゐる幕臣共が、一擧して大事を發するは、鏡にかけて覩るが如きものがある。依つて中根・後藤は、一應この內意を幕府側に傳へ、大阪の動靜をも探ぐりたいから、それまで、公表を見合はせて貰ひ度いと懇請したので、岩倉も、然らばとあつて、之れを諾するところがあつた。

孰れにしても、退官・納地問題は、難題中の難題であつた。幕府側にとつていへば、僅かに死活問題に相違なかつた。朝廷からは、幕府所領四百萬石の中、その半分二百萬石を返上せよとの仰せ出であるけれども、表向き四百萬石となつてゐても、實收は二百萬石しかなかつたといはれてゐる。その二百萬石全部を返上せよとあるのであるから、これは名實共に、幕府の死活問題に相違なかつた。

縱しんば、慶喜一人が、忍ぶにしても、幕府恩顧の家來が、左樣然らばと、お請けが出來ないのも道理がないとはいへぬ。前將軍に、若し逆臣の罪狀が著明にして、到底、遁るべからざる大罪があるのならば、領地沒收の御沙汰も固より止むを得ないことではあるが、何もそれほどの罪狀もないのみか、進んで將軍職を退いて、恭順の意を表されてゐるのであるから、削封に等しい納地の強請は、苛酷に失するの甚だしいものではないか。禁門に向つて發砲し、輦轂の下を兵爭の巷と化せしめた長藩に對してさへ、今や恩命の御沙汰があつて、藩主の官を復し、入京を許されてゐるではないか。若し朝廷において、一視同仁、鴻德を四海に布かせ玉ふの大御心であるならば、何故にひとり、德川氏に向つてのみ、かくは嚴烈を加へらるるのであるか。……かういふ不平は、幕府の家來は固より、親藩一同の頭腦に、深き怨恨となつて蟠かまつて居つた。併しながら、惜しいかな若し此の怨恨を霽らさんとすれば、德川氏をして、千秋の汚點を殘さしめねばならなくなることを、知る者が稀れであつた。

實際問題の上からいへば、幕府領地の召上げは、無一物の新政府にとつて、缺くべからざる要件であつた。皇政復古、天皇御親政といつても、朝廷には、些の財政的基礎となるべきものがない。そこで岩倉や大久保が、領

地返上を逼り、幕府の舊領によつて、新政府の賄をしようといふ考へであつたことも想像し得られる。そこで慶喜側から、

『朝廷の御入用は、必要なだけ、此方から差出します』

といつてゐる譯でもある。それでも、嫌が應でも、全領地を返納せよと、一歩も退ぞかない理由には、右のやうな、實際問題からばかりでないものがある。

それは、大義名分上の純理からする理由である。大義名分といふのは、皇政復古の理想は必然に天皇御親政に歸する。天皇の御親政といふのは、尊皇論者の唱へる、普天の下、王臣に非ざるなく、率土の濱、王土に非ざるなしといふ思想から出てゐる。日本全國の臣民も土地も、みな悉く、天皇の下に歸一綜合せらるべきものである。それが我が國體觀上よりする、國家觀の根柢である。そこで將軍政治が、わが國體に背し、天皇の御親政でなくてはならぬといふ以上、將軍が政權だけを奉還して、土地丈けを私有してゐる論據は、毫末も存しない。といふのが、純理觀上の土地返上論である。

退官・納地論は、どこまでも大義名分に立脚し、幕府側の降官・削地觀は、私情に出てゐる。その私情から、朝廷に對する怨恨が生じ、之れが伏見・鳥羽の爭鬪ともなつたものである。此の意味において、伏見・鳥羽の戰爭は、私戰たるを免かれない。

【六】尾・越の周旋と土藩の運動（三）

土佐藩の周旋は公議輿論說

藩士中根雪江、後藤象二郎によつて、岩倉の提示を聞いた松平春嶽、山内容堂の兩侯は、共に頗ぶる憂慮した。此の令一たび出づるにおいては、京阪の間は倏ちにして兵亂の巷と化するの惧れは、最早や避くべきでなかつた。容堂は後藤を召して、密議するところがあり、遂に左の折衷案を出して、岩倉に示さしめた。後藤が岩倉に齎らした案文は、

土佐藩提出の折衷案（慶應三年十二月十五日）

内　府

今般、辭職被ニ聞召一候に付ては、辭官の儀、仰下され候。且王政復古に付、政府御用途差出すべく、旁、天下の公論を以て、其宜きに從はるべく候事。

といふのであつて、西郷等の提示したる案文と相違するところは、『領地の義は返上』とあるのを、『政府御用途差出すべく』としたところにあつた。土藩のいふところは、『領地返上』は、要するに新政府の財源を得るのにある

から、名義よりもその實質を採り、『政府御用途』の文字に變へたに過ぎないといふにあつた。流石に老錬の策士だけあつて、考へたものであつた。

後藤は如上の案文を以つて、岩倉に逼つたが、岩倉は一歩も譲らず『政府御用途』云々の文字では、その意義頗ぶる曖昧である。所謂『御用途』なるもの、範圍も分量も明らかでない。斯やうな不徹底な案文には、贊成することが出來ないとの意味を論じて、斷乎として之れを退ぞけた。後藤は已むなく、一歩を譲つて、更らに『政府御用途』云々の文言を、

『王政復古ニ就テノ御用途、徳川家ヨリ差出候儀者、以二天下之公論一』

云々に改めなば、『政府御用途』なるものが、徳川家の責任たることが明らかとなるから、これならば曲げて御承諾を願はれると思ふが、果して如何にやと、修正案を示したが、岩倉においては、猶ほ一歩も前説を曲げず、どこまでも『領土返上』説を主張した。

土佐藩の提案文中に『天下ノ公論ヲ以テ』云々とある一語は、その蔭に伏線がある。即ち、

徳川氏から朝廷御入用の用途を支出するといふ事は、天下の公議に附して、その宜しきに決する事

といふのであるから、朝廷よりも、幕府よりも、『天下の公議』が主體となるのである。後藤の考へは、薩・長・土・藝・尾・越の諸藩が寄合つて、或は新たに任用された三職によつて、會議を開いて決しようといふ意味である。果して然らば、天皇御親政の意義は、全く消滅してしまふのである。岩倉が、何處までも强氣に突挑たのは、

當然であつた。

後藤もここまで叩きつけられては、少しく疳癪に觸れたと見え、一きは語氣を勵まし乍ら、岩倉に肉薄して言つた。

『御存知の如く、大阪の形勢は、不安と激昂との極に達して、何時如何なる變事あるや、測り難き狀態である。朝廷において、進んで德川氏に挑戰せらるる御意志であるならば、兎に角、時局を平和に治めんとの思召であるならば、少しく幕府の下情をも察せられて、人心の鎭靜を計られたいものである。我が藩主容堂侯においても、朝・幕の間に、平和を期せんが爲めに、斯くは奔走する次第であるが、朝廷において、斷然我が調停を拒斥さるるにおいては、事已に止むを得ないのであるから、暇を請うて本國に歸藩するの外はないのである』云々

と、少しは脅喝の語氣も交つて、『餘り頑張れば、容堂を擁して歸國するぞ』との意味を浴びせかけた。

併しながら、脅かすにしては其人を得てゐない。相手は何しろ、名うての岩倉入道である。彼れは直ちに後藤の大だんぴらを逆用して詰め寄せた。

『これは又た異なことを承はるものかな。抑〻容堂侯は勤皇の柱石として、國事に盡瘁せらるる赤誠があればこそ、朝廷の御信頼があつて、上京を促がされた次第ではござらぬか。然るに今少しく意見が容れられないからといつて、直ちに歸國さるるとあつては、誠忠の御志のほども如何あるべきや。さるにても强ひて歸

國とあらば、已むを得ぬことであるから、請暇の手續きあつて然るべきであらう。朝廷におかせられては、即時お許しがあるに相違ないが、それで容堂侯は、天下に對して何の面目かあるや……』

岩倉に倒ねぢを食つて、後藤は却つて窮地に陷いり、一と先づ退出するの外なきに至つた。

【七】岩倉友山の深謀遠慮

後藤は岩倉と袂を別つて立出で、更らに松平春嶽の家中と協議するところがあり、翌十二月十六日、越藩中根雪江、酒井十之丞と、三人帶同して、更らに岩倉に面接し、『朝諭を以つて仰せ出でがあつては、兎角事が表向きとなつて、何となく穩やかでないから、願くは慶喜よりの奏請書とするの體裁を採られたい』と懇請し、文案に就いて、更らに協議するところがあつた。多幾曲折を經て、此日四人の間に成立した、慶喜の奏請書なるものは、次の如き文面であつた。

慶喜奏請書文案（慶應三年十二月十六日）

今般辭職聞食候ニ付テハ、辭官仕リ度、且王政復古ニ付、政府御用途之儀モ、天下ノ公論ヲ以テ、所領ヨリ差出候樣仕リ度、奉レ存候事。

此の文面は、前日後藤が修正案を出したのと、殆んど同一文であつて、唯だ『勅諭』の形を『奏請』の形に變

じたのと、『所領ヨリ』の文字を明記し、聊かながら『領土味』を示したに過ぎなかつた。朝廷側からいへば『退官・納地』であり、幕府側からいへば『降官・削封』となり、土藩の周旋の結論からすれば『辭官・貢献』となるのである。

岩倉は固より『領土返上』を固執してゐるのであるから、何處までも之れを拒否すべき順序であるが、彼れは別に思ふ仔細やありけん、三士の入說を聽許することに讓步したが、之れが實行については、『必らず慶喜の入京』を必要とするとの條件を附したのである。

ここにおいて、難題『領土返上』問題は、越・土の周旋によつて、『政府御用途ヲ徳川所領』より差出すといふことに讓步された譯であるが、之れに關して新たに慶喜の上京といふ問題を生じたのである。此の『慶喜入京』云々のことは、薩藩とは全く無關係にして發言されてゐる樣子から見ると、これは全然、岩倉の獨斷に出でたものに相違なかつた。岩倉は寧ろ之れを薩藩の大久保に示さずして、却つて土藩の後藤に牒示してゐる。

皇政復古以後における一事一物、悉く大久保、西鄕を通じて、薩藩の意志を基礎としつつあつた岩倉が、ここに到つて何故に獨斷に出でたかは、頗ぶる興味ある問題である。抑ゝ岩倉は、何故に『慶喜の入京』を必要としたのであるか。いろ〳〵に推測されるが、要するに、慶喜を大阪より離して、暫らく激越の空氣より去らしむることの、必要であることを感じたのと、慶喜が無斷を以つて、大阪に退いた始末をつけしめる必要もあり、且つ慶喜に正當の順序を踏ましめて、彼れの面目も立てしめようとの考へもあつて、さては上京説を提示したもので

あると思はれる。

*　*　*　*　*

併しただそれ丈けのことならば、岩倉が獨斷を以つて行ふ必要はなく、薩藩士に通じて、敢へて差支ない事柄である。ここに岩倉の深謀が存せねばならぬ。

皇政復古の大事業において、岩倉は固より薩・長を以つて、その羽翼とは爲したが、全く之れが傀儡とはなり了しなかつた。故に慶喜に對する態度にしても、表面どこまでも強硬論は唱へてゐるけれども、土藩の入說、尾越の周旋にも、充分耳を假す丈けの、餘裕は持つて居つた。

同じ皇政復古を正しいとする諸藩の中でも、薩・長は急先鋒であり、土・藝兩藩は中陣の構へであり、尾・越は後陣の態度があつた。故にその歩調は必らずしも一でない。之れを統御し、左右し、運用し、調節するものが、實に友山岩倉具視であつた。

故に若し一岩倉が朝廷になかつたならば、諸藩の勤皇運動なるものは、恐らく統一を失し、歩調を亂したに相違ない。岩倉は薩・長を中心勢力とはしたが、決して之れに捲き込まれてしまふことはなかつた。必らず一方に土・藝を用ひ、尾・越を動かして、急激なる變化を避けようとし、又た時勢の進展に、無理なからしめようとした。ここに岩倉の深謀があると同時に、彼れの怪傑たる所以の素因も潛んでゐるといふべきである。かかる立場において、岩倉は慶喜入京說を提示したのであるが、扨、後藤は之れを幕閣に說くに及んで、反對に幕勢回復の

大策として入說してゐる。

中根雪江は十二月十六日、京都に滯在中の若年寄永井尙志に面して、奏請書差出に就いて說くところがあつたが、永井の鼻息頗ぶる荒く、取りつく島もないほどであつたことは、前揭の通りであるから、ここには述べぬが、翌十二月十七日、後藤は別に永井を訪うて、慶喜上京の一策を申し込んだ。

『前日足下が中根に語られたやうな意氣込みなれば、平和は到底望むことは出來ぬ。輦轂下において早晩干戈を動かすの外はないが、猶ほここに一策は、慶喜公の上京を計ることである。旗下の鎭定の名義において一先づ上京し、尾・越兩侯の周旋によつて、參內せらるるに至つたならば、ここで九日以來の朝議を一變するは、易々たることである。況んや此の事は、岩倉も贊成であつて見れば、大策の成就は、掌を指ざすが如きものがある』。

かやうに說き込まれては、永井も意やや動くものがあつたか、尾張藩邸において、慶永・慶勝兩藩主及び、後藤、中根、田中（國之輔）と鳩首協議した結果、慶喜の上京を計り、尾・越兩侯から奏請書を提出し、參內の命令が下ると同時に、議定に補せらるるといふ、手順を決定したので、永井は十八日、中根、田中を從へて、大阪に下向することになつた。

果してここまで、岩倉が同意見であつたか、否かは知らぬが、後藤等は岩倉の發言を奇貨とし、之れを逆用して以つて、大いに幕勢の回復を謀らうと企てたのであつた。

〔八〕 徳川慶喜の奏聞上表

十二月十六・七日において、岩倉と後藤等との間に、如上の如き祕計が廻らされてゐることは、大久保、西郷も、之れを知らなかつたと同時に、大阪方においても、全く聞知する筈もなかつた。

故に大阪に集中されたる、會・桑を中心とする幕府の諸隊は、日に日に激越の度を加へて行き、遂には斷然兵力を以つて薩・長を撃退せんと企て、いよ〳〵諸隊の部署を定め、眞田山、天王寺に本陣を据ゑ、西ノ宮、札ノ辻、守口、河堀、住吉の諸要地の守備を固め、淀、八幡、山崎には歩兵半大隊宛を、牧方には散兵半大隊、伏見へは歩兵一千に餘る大部隊を集中して、寧ろ我れより能動的態度を執るの勢ひを示した。その間には、新撰組の活動もあり、江戸に命じて、阪地に幕兵を送らしむる等、形勢は刻一刻と急變に向ひつつあつた。

かくして十二月十九日夜、戸川伊豆守〔安愛〕は、慶喜の名によつてしたる奏聞書を携へて上京し、戸田大和守〔忠至〕の手によつて、之れを岩倉に提出した。此の奏聞書は、一種の『薩・長彈劾文』でもあり、復古黨に對する『送戰狀』でもあつた。奏聞書に曰く、

徳川慶喜の奏聞書〔慶應三年十二月十九日〕

臣慶喜、不肖の身を以て、從來無レ渝の寵恩を蒙り奉り、恐感、悚戴の至りに堪へ奉らず、乍レ不レ及、夙夜寢

食を安んぜず、苦心焦慮、宇內の形勢を熟察仕り、政權一に出で萬國並立の御國威、相輝さん爲め、廣く天下の公論を盡し、不朽の御基本を相立度との微衷より、祖宗繼承の政權を歸し奉り、同心協力、政律御確定有レ之、普く別藩の見込相尋ぬべき樣、建言仕り、猶、將軍職御辭退申上候處、召の諸侯上京、衆議相決し候迄、是迄の通り心得べき旨、御沙汰に付、右參着之上は、同心戮力、天下の公議輿論を採り、大公至平の御規則、相立度奉レ存候外、他念これなく、鄙衷空しからずと感戴仕り、日夕、企望罷在候處、豈計らんや、今度、臣慶喜へ顚末の御沙汰これなきのみならず、詰合の列藩、衆議だにもこれなく、俄に一兩藩、戎裝を以て、宮闕に立入り、未曾有の大御變革、仰出され候由にて、先帝より御遺托在せられ候、攝政殿下を停職し、舊眷の宮、堂上方を、故なく擯斥せられ、遽に先朝譴斥の公卿數名を拔擢し、陪臣の輩、猥りに玉座近く徘徊致し、數千年來の朝典を汚し、其後の御旨意柄、兼々仰出され候御沙汰の趣とは、悉く霄壤相反し、實以て驚愕の至に奉レ存候。假令聖斷より出でさせられ候儀に候とも、忠諫を抽で奉るべき筈、況んや當今、御幼冲の君に在らせらるる折柄、右樣の次第に立至り候ては、天下の亂階、萬民の塗炭、眼前に迫り、兼々獻言仕り候素願も相立ず、金甌無虧の皇統も、如何在せられ候やと、恐痛奉り、臣慶喜、目今の深憂此事に御座候。殊更外國交際の儀は、皇國一體に關係仕り候容易ならざる事件に付、前件の如き聖斷を矯め候輩、一時の所見を以て、御處置相成り候ては、御信義を失はせられ、後來、皇國の大害を釀し候儀は、必然と、別して深憂仕り候間、最前眞の聖慮より仰出され候御沙汰に從ひ、天下の公論相決し候迄は、是迄の通り取扱ひ罷在

候、鄙言の趣、御聞受被成下、兼て申上候通り、公明正大、速に天下列藩の衆議を盡させられ、正を擧げ、奸を退け、萬世不朽の御規則相立ち、上は宸襟を寧じ奉り、下は萬民を安んじ候樣仕り度、臣慶喜、千萬懇願の至に存じ奉り候。此段謹て奏聞仕候。

十二月〔慶應三年〕　慶喜

如上の奏聞書は、謹愼を表すべき慶喜としては、少しく激越に失する嫌ひはあるが、兎も角、慶喜及び幕閣の心中を、遺憾なく吐露したものであつた。

併しながら、當時に京都においては、尾・越・土藩と岩倉との協議によつて、慶喜の一身に關する一大祕策が企圖されつつあつた際であつたから、此の書の到達は頗ぶる厄介なものであつた。

若しここで此の奏聞書を上達するにおいては、朝・幕の開戰は、最早や避くることは出來ない。かくては折角の苦心も、一朝にして水泡に歸するのであるから、之れを戸川より受け取つた戸田大和守が、愕然として驚倒したといふのも無理のない話である。

大和守は、兎に角も一應之れを岩倉に告げ、一方松平春嶽、山内容堂に諮るところがあつた。これは實に容易ならず、一刻をも爭ふ場合であるとし、容堂の內意を受けて、星馳し來つた後藤に對して、岩倉は曰く、

『此の書を若し表て沙汰にすれば、朝廷においては問罪の師を起され、德川氏は自から朝敵たるの口實を與ふるやうなものである。大和守へは自分より命じて、中山忠能、正親町の兩卿迄には、內々御覽に入れるこ

とにして置いたが、他の諸卿へは、一切極祕とすることにし、自分の手に握り置く考へである。予をして若し此の際、德川氏の爲めに謀らしむるならば、戸川伊豆守が大責任を一身に負うて、右の上表を焚失し、尾・越・土三侯を煩はして、大阪に赴むかしめ、慶喜の上京を計ることである。慶喜が之れに隨つて上京し、退官・納地の上表を爲すならば、これ實に最良の策である。此の如くにして初めて、德川の社稷は全きを得るであらう』云々

と述べてゐる。

此の奏聞書が深く薩・長に祕せられたことは、大久保が、何等之れを聞知した樣子がないのでも明らかであるが、流石は岩倉である。彼れが若し此の書を公表したならば、翌年戊辰の正月において勃發した兵亂は、伏見・鳥羽の戰役を竢たずして、丁卯の末年において、早く征討の大旆が、翻つてゐたに相違ないのである。

斯の如くにして、岩倉の機略は、流石に物凄きものがあつたが、天下の大勢は、怪傑の機略も、遂に一時の機宜に過ぎざらしむるに至つた。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

慶喜の奏聞書は、何としても、百川逆流の觀がある。今頃こんな逆抑をやる位なら、何も二條城を退去して、謹愼を表する必要はない。此時の慶喜は、自から火中に投ずるやうなものである。これでは戰爭は避け難い。

大阪城において、慶喜は如上の奏聞書を、家門譜代の諸藩に示して、我と思はん者は、兵を率ゐて上阪せよと

命じてゐる。

奏聞狀別紙副書

別紙御奏聞狀、此度御差出相成候に就ては、思召之程、奉二感激一候面々は、人數召連、早々上坂候樣、可レ被レ致候事。

奏聞書に感心した者だけ、兵を率ゐて出て來いといふのも、可笑しな僞檄であるが、兎に角、兵力を大阪に集中する計劃を遣り出した以上は、最早、朝・幕の一戰は免かれぬ。

此報、一たび江戸城に傳はるや、老中稻葉正邦は、直に檄を飛ばして、江戸在住中の譜代藩主の登城を命じ、慶喜の奏聞書に對して一大決心を促し、書面を以て、各々その態度を明らかにせよと達してゐる。越えて十二月二十三日に至り、遂に諸藩主〔在江戸〕に對し、出兵を命ずるに至つてゐる。

諸藩主出兵示諭書〔慶應三年十二月二十三日〕

帝鑑間席

雁之間席

菊之間席

別紙〔十二月十八日の示達書〕之通、相違候得共、當地御守衛之御都合も有レ之候間、差向家々人數合併致し、急速出張可レ被レ致候。就而は、是迄、相嗜候家々之兵制、並可二差出一人數之多寡、早々可レ被二申聞一候。委細、大目附・御目附へ、可レ被レ談候。

且つ又、譜代諸藩の在江戸重臣に對しては、左の如く示諭した。

譜代諸藩重臣への示諭書〔慶應三年十二月二十三日〕

此度、於二京都一不二容易一變動有レ之、時勢彌切迫之趣、是皆、治世之極より、斯く事變之出來致候譯に付、此度、所詮、穩便には相成間敷、殆三百年之間、德川家之恩澤を不レ蒙共難レ申、就ては、其主人々々、其心得可レ有レ之候得共、各一際、勉勵致し、力を其主人々々に盡して、皇國之御爲に相成候樣、可レ被レ致候。

堂々命令的であり得ず、德川家の恩澤がないともいへないから、主人を力說して、幕府の爲に盡力するやうに……とのいひ廻はしは、頗ぶる微力の感を與へるが、孰れにしても、兵力に訴へんとする、幕府側の意嚮は、既に業に、顯然である。

而して譜代の諸藩といへども、二の足も三の足も踏んで居り、明確な態度を採り得ざる中にあつて、勝安房守〔義邦〕のみは、流石に、天朝に對して機鋒を差向くるの不可を痛論して、夙に稲葉正邦に上申してゐる。

勝安房守の老中に答ふる書 〔慶應三年十二月十八日〕

今日之大計は、鎭靜と戰鬪之二途に不レ出候。君上〔慶喜〕雄大之遠圖を以て、御職掌御返上有レ之、皇國大御變革、可レ被レ遊思召に出候儀ゆへ、此御旨に違ひ、漫に干戈を動し候は、君上之御焦慮に奉レ反、君上をして無稽無二止事一より、御英斷、爰に出候形に相成、其恐、萬々不レ少、恐入候儀と奉レ存候。若此英意を御繼述被レ遊候儀に候はゞ、妄動之御擧無レ之、御指令、務めて正大、暫都下並八州之御鎭撫を以て、益厚く御所置、有二御座一度と奉レ存候。此儀、則鎭靜之一途にて、己を治て天下之安危を心とし、黎首塗炭に陷らしめざるの道と奉レ存候。戰鬪之一途は、臣愚竊に惟ふ。今之侯伯、其膽誠遠圖、我君上之右に出候者無レ之、天下之大政、衆議に出候はゞ、是を主裁する者、亦何人ぞ。必君上をして、大御主裁たらしむべし。君上も亦、御焦思・御苦心、往時に倍し、皇國一和・協力同心之大政を以て、御任と可レ被レ遊と奉レ存候。然るを若其英特遠大之御旨を忌憚し、或は其左右を剝弱し、或は其失策を算して、衆議至當を不レ得、恣に天朝之御名を鳴らして、黎首に害有る歟。或は天朝に奉レ對、偏頗之御名を以て、奉レ爲レ負候樣なる儀、相生候はゞ、毫末も無二一〔念〕向二上國一一兵を進め、上、天朝之御名を濯ぎ、下、萬民の爲に、枉邪を討伐、不レ可レ不レ成候。今速に西上仕候とも、其名不レ正、且、君上之御大名節に相反可レ申哉萬々難レ計、前文之如き形勢相顯候はゞ、師名正々堂々、一兵を以て、千奸萬邪を驅可レ申儀と奉レ存候。元より小臣區々たるの趣、荒增奉二申上一候。

以上。

十二月十八日〔慶應三年〕　勝　義　邦

【九】慶喜入京と領地返上問題

慶應三年〔丁卯〕最末の時局は、尾・越・土の同情によつて、勢力を盛り返へさうとする幕府黨と、薩・長を中心として、一意討幕に驀進しようとする復古黨との、必死の對立によつて、描き出されつつあつたといつてよい。時勢開展の主動力からいへば、言ふまでもなく薩・長復古黨が時運に乘じ、順風に帆を張つて流れを下るの形であり、幕府黨は、何としても逆流に棹を執るの形を爭はれなかつたのであるから、運動上の難易は、彼れが一の力を以てするに對して、此れは二なり三なりの力を必要とし、彼此對抗の形勢は、暗默の間に、既に業に決しつつあるものがあつた。

併しながら、事實上の力量をいへば、慶應三年〔丁卯〕も十二月の押し詰まりにおいて、幕府黨の勢力は、優に復古黨を凌駕せんとするものがあつた。松平春嶽、山内容堂、德川慶勝の如き勢力ある賢侯が、揃つて幕府の爲めに力を添へんとして、各〻その輩下の參與をして、京阪の間に馳驅せしめ、慶喜が形勝の地たる大阪城に據り、會・桑の精英を擁して、事變に備へてゐることは、何としても恐るべき勢力であつた。

之れに對して復古黨唯一の鐵壁となつたものは、實に岩倉友山であつて、彼れ若し微つせば、當時の形勢は、

如何に大久保、西郷、木戸の雄材を以つてしても、或ひは幕府黨の再燃に抗し兼ねたかも知れぬ。之れを思へば、岩倉は一公卿に過ぎなかつたとはいへ、その斤量は實に九鼎大呂の重きを成したといはなければならぬ。

かくして復古黨、幕府黨の兩派が、押しつ押されつ揉み合つた問題は、退官・納地の問題であつた。復古黨は飽くまでも之れが實現を期しようとし、皇政復古の名分は、之れあるによつて、始めて全たきを得るとして、一歩も讓らうとしないのに對し、幕府黨は面目の許さぬところとし、何處までも之れを拒否しようとした。此間にあつて尾・越・土の三藩主は、幕府に同情ある解決を與へようとして、ここに結んで解けざる紛議を重ぬるに至つたのである。

岩倉によつて、慶喜の東上が提案せられたのに對して、尾・越・土三藩士が、大いに之れを讃し、幕閣に向つて慶喜の東上を勸請したのも、敵の手を逆用し、執つて以つて香餌とするにあつたことは、彼等が窃かに幕勢挽回の好機到れりと、遊說したのでも知ることが出來る。

慶喜自身も、入京の意志を決したことは、十二月二十一日を以つて、松平慶永、山內豐信に與へた書信にも明らかに見られるところで、慶喜が單身入京するに止めずして、兵を率ゐて入京する決心であつたことは、この入京が、單に召に應じて、退官・納地の始末をつけるといふ丈けの、簡單な內容でなかつたことが解かる。慶喜の書信に曰く、

徳川慶喜より越・土兩侯に與ふる書（慶應三年十二月二十一日）

一翰呈進、扨は戸川伊豆下阪、御地之御模樣、委細致二承知一候。何分にも早々上京致候樣にとの趣云々、致二承知一候。素より誠意を以、皇國之御爲に致度微衷は、追々建言も致候儀に付、此度之義迚も、皇國之御爲に相成候儀候はば、速に上京、協力同心、正義を盡度、素志情願候得共、先頃既に大變革之節、家來共鎭撫之爲、大阪へ引取候次第にて、漸く說諭をも相加へ、鎭定には相成候得共、此度爲二天下一上京致候共、家來共承候はば、一向に危地に臨み候樣存取、又々沸騰、難レ留に可レ到と熟知致候間、此上之御盡力にて、可二相成一は、御所より御用有レ之に付、被レ爲レ召候樣、相成間敷哉。左候はば、家來にも如何樣とも鎭撫說諭いたし、早々上京候樣可レ致、委細は伊豆申含、玄蕃（永井尚志）打合せ、可レ及二御細話一候間、深く御諒察可レ給候。右上京之節は、人數も召連候事故、兼て宮闕は勿論、市中末々迄、誤解いたし、猥に驚動不レ致樣、鎭撫方御心付可レ有レ之候。餘は兩人口吻に託し、草々擱筆。不悉。

十二月二十一日（慶應三年）夜認　　內府

大藏大輔殿

容堂殿

此書は越えて二十三日、戸川伊豆守、目付保田久成の兩人によつて齎らされ、松平春嶽の手に致された。

書中の文意によつて見るも、慶喜の入京は、直下の臣僚によつて大いに危ぶまれ、此の際進んで京地に入り、萬一復古黨の重圍に陷るやうなことがあつては、彼れに如何なる祕策があるかも知れないのであるから、今は儼然として大阪に居り、滿を持して放たぬ方が安全であるとの說が、有力であつたことを察せられる。慶喜とても多少の懸念がないでもない。輕卒に上京して、愈ゝ拔き差しのならぬ窮地に陷つてはならぬとの、心配もあつたので、大事を取つて、朝廷から『御用召』の形において、お神輿をあげたいと考へたのである。

併しながら、これは隨分蟲の好すぎた話で、天下泰平、無事平穩の時代ならば、春の日永の悠々たる掛け合ひも結構であるが、既に慶應三年〔丁卯〕も最末の形勢となつて、刻一刻、危機に瀕しつつある際にあつては、左樣に都合のよいやうにのみには參らぬ。我れも危地にあれば、固より彼れも危地にあるのだ。危險な橋渡りをしてゐるのは、お互ひ樣のことであるから、入京して頽勢を挽囘する決心があらば、一か八か、一つ乘り出して、危局を收むる丈けの蠻勇がなければ、相手を懾伏するには足らぬ。慶喜は固より撥亂反正の勇者ではなく、兎つ追ひつ、思案に暮れてゐる間に、時勢は急轉直下して、遂に周旋の機會を失つた。

* * * * *

とはいへ、慶喜の東上には、第一に定案を見なければならぬものが、まだ海のものとも、山のものともつかぬ中途半端の間に彷徨してゐる事實があつた。それは即ち『政府御用途』として、德川氏の『領地返上』の懸案であつた。

最初大久保によつて作案せられ、岩倉によつて內示せられた、所謂『退官納地』の案文は、其後土藩士の修正によつて『領地返上』を改めて『政府御用途』とし、之れを『德川氏所領地』から差し出すといふ文字に、變更さるるに至つたが、幕府黨は根が根幹から掘り返して了まふ心算であるのだから、そんなことでは承知せず、十二月二十一日、尾藩の田中國之輔、越藩の中根雪江が、大阪に下向したのに對し、次のやうな案文を示して、盡力を請うたのである。幕府お手のものの奏請案なるものは、次の如くであつた。

辭官貢獻の幕府案

辭官之儀者、朝廷之御汰沙次第に可レ仕、且政府御用途之儀は、追而以二天下之公論一、全國之高割にて相供候樣、御決定相成可レ然事。

之れによれば、幕府の領地返上の意味は、全然抹殺されて了まつて、之れに代るに『全國の高割』を以つてするとあるから、卽ち朝廷に對しての御用途は、全國各藩に分擔せしむるとの立案である。

これは全然、復古派の夢想だもせなかつたことで、これでは德川氏に對する『大權返上』に伴ふ實績としての『領地返上』の理論は、全くより以上の地點にまで進展して、諸侯に向つての『領土返上』を意味するものとなつてゐるのである。

中根、田中は如上の案文を携へて、十二月廿三日入京したが、此日は三職會議を小御所において開き、退官・

納地問題の議せらるる日であつたが、大阪よりの案文を齎らす迄もなく、旣に滯京中の板倉伊賀守、松平豐前守等によりて、『全國高割』の議が提出され、尾張・越前兩侯の內諾をも經てゐたのである。故に二十三日、三職會議の開かれた時には、松平慶永、德川慶勝によつて、次のやうな新案文が提出された。曰く、

今般、辭職被二聞召一候に付ては、朝廷辭官の例に倣ひ、前內大臣と被二仰出一候。但、於二領地之儀一者、德川家を始、列藩、官家、寺社、總て一應取調有レ之、心得迄御沙汰候事。

といふのであつた。

卽ち幕府黨の要望した『全國高割』の內意を含め、德川氏は固より諸侯、官家、寺社等の全國領地から、御用途を上つるとの案文であつた。

此日、尾藩德川慶勝は、更らに次の如き建言書を上つて、單り德川氏のみに對して、苛酷であつてはならぬ旨を披瀝したのである。建言の文意に曰く、

德川內府を始め、諸侯一般、殘らず領地を返上し、普下率濱、悉く皆、王土の體裁となりたる上、新に朝廷より新地を割きて、封疆を定められなば、皇化御一新の境も、判然と相立つべき御處分なり。されど此には皇國永世の制度に屬すれば、卽時急激の御取計は如何あるべき。因りて先づ救急の權道を以て、別紙御沙汰書案に從ひ、天下億兆が焦眉の塗炭を救ひたる後、外國との交際も其宜しきを得、國內の人心亦鎭まるを待

ちて、前條の如く、永世不易の制度を立てらるべし。さりながら、是とても諸大名の衆議を經て決せざるべからず。若し順序を誤り、一時救急の權道と、永世不易の制度とを混同して兼ね施さば、天下人心の惑亂救ふべからざるに至らんを恐る。云々

といふにあつた。

此の論は純理論として大に傾聽するに足るものであり、その意識的なると否とに關はらず、後年の版籍奉還の思想の前驅を爲すものであることは、史家の看過することの出來ないところである。

【十】領地返上問題の經過

抑ゝ二十三日の三職會議なるものは、頗ぶる幕府黨に有利なる狀態において開かれた。此の會議は元々尾・越兩藩よりの奏請によつて開かれたもので、土藩山内容堂等との間に於て、私かに祕策を廻らし、下參與の同席を除外されたのであつた。これは固より、薩藩の西鄉、大久保の出席を除外する意味であつたことは、問ふまでもなく、爲めに島津侯の出席を見ず、岩倉も病氣を以つて缺席した。

斯くして三職會議は、二十三日夜を徹して、遂に決議に至らずして、翌朝に及んだ。大久保、西鄉は、形勢の逆轉を憂ひ、薩派最後の斷案を作つて、二十四日、大久保をして岩倉に提出せしめた。その案文は、

薩藩より提出せる案文 〔慶應三年十二月二十四日〕

一、今般、辭職被二聞食一候付而者、朝廷辭官之例に傚ひ、前內大臣と被二仰出一候事。

一、政權返上、被二聞食一候上者、御政務用途之分、德川領地之內、夫々取調之上、天下之公論を以て、返上候樣、可レ被二仰出一候事。

といふのであつて、大久保は此書に添へ、

大久保利通より岩倉具視に與ふる書 〔慶應三年十二月二十四日〕

今朝拜誦仕候、兩條御達之儀、尙亦、熟評公議を盡候處、迚も鎮撫を主にして奉レ願候趣意に、被二霑同一條理を失候事、如何にも御體裁に於て、不レ可レ然、天下萬世に亙り、御盛擧之御瑕瑾、遺憾無二此上一奉レ存候。仍而、別紙之通、評決、愚意相認申候間、差上候。

一、別紙之通、御確定之上は、一字一點も御添削不レ被レ爲二出來一候に付、如何と尾・越兩侯へ御示諭、若此上色々申上候はゞ、無二御採用一、左樣相成らば、是迄之手續を以、兩侯又は家來之者、早々下阪、五日を限り盡力、御屆可二申出一、若其儀も不二出來一候はゞ、不レ被レ爲レ得止候に付、朝廷より斷然御趣意通、御沙汰相成候外無レ之、との御大決斷之外無二御座一と奉レ存候。右今日御決議、實に御大事之御場合、再三再四、勘考評

議仕候次第、乍レ恐以二紙面一奉二言上一候。以上

十二月二十四日〔慶應三年〕　　　大久保一藏

上

といふの、頗ぶる強硬なる書面を岩倉に提出したのである。

岩倉は猶ほ病床に臥してゐたので、大久保の案文は之れを中御門卿に委託し、彼れをして、前日以來繼續中の三職會議に提出せしめた。會議の席上、幾多の曲折を經て、いよ〱成立した最後の決定案は、次の如く決せられ、ここにさしもの退官・納地問題も、愈々その結末に近づいたのである。

退官納地の最後決案

一、今般辭職被二聞食一候付而者、朝廷辭官之例に倣ひ、前內大臣と被二仰出一候。

一、政權返上被二聞食一候上は、御政務用途之分、領地之內夫々取調之上、天下の公論を以て、御確定可レ被レ遊候事。

右兩件、心得迄御沙汰候事。

之れを薩藩の案文に比すると、『德川領地之內』とあるのを、その中より『德川』の二字を削り、單に『領地之內』とあるの相違がある。『領地之內』とのみでは、何の領地であるかが曖昧で『德川』の二字を削つてしまへ

ば、まるで骨抜き同様の觀があるが、此の場合『領地之内』とあれば、前後の文言により、何人も德川家の所領たることに、疑ひを容るる餘地はあるまいといふので、薩派もこれ以上紛議を重ぬることを避けたのであつた。

*　　*　　*　　*　　*

松平春嶽は、十二月二十六日、大阪に著して、御沙汰書を內達し、慶喜も之れを承諾し、請書を差し出したので、さしもの難問題も、ここにおいて一段落を告ぐるに至つた。

抑ゝ如上の領地問題は、之れを要請するものも、之れを拒否するものも、單に政略の問題としてのみ取り扱つたのであつて、此の間に思想的な自覺は、未だ之れを認めることが出來なかつたけれども、『領地』が一つの大いなる政局の問題として議せらるるに至つたのには、別種の內容を含む、大いなる理由が存在して居つた。それはいふまでもなく、封建制度の否定に伴つて起る、必然的なる土地私領を不合理とするの觀念であつた。將軍が旣に政權を返上し奉つた以上は、日本國土は　天皇の皇化に卽すべきものであつて、將軍の私領たるべきものではない。いはゆる『普天の下率土の濱、王臣王土にあらざるなし』との思想が、復古派の人々の頭腦に上り來つたのである。

當時復古派の人々が『領土返上』を强調したのは、當面の資金を必要としたにあつて、國土は卽ち皇土であつて、擅ままに將軍の私領すべきものではないとの意識を、明瞭にした上からではなかつたにしても、勢ひは恐るべきもので、此の主張を强調したことが、遂には後の版籍奉還を生み出すの前程となるに至つたのである。

之れに對して幕府派の主張は、更らに一段の進出を示すものとなつた。新政府の御用途は、全國高割であるべきだとする議論がそれである。

之れには『領土私有』を否定するの意味は、少しも加へられてはゐないが、政府の御用途を負擔するならば、宜しく諸侯平等にすべきであつて、獨り德川家の所領のみにおいてすべきでないといふにあつた。此の論は主として幕府所領擁護の意志に出たものであるけれども、その論旨は、結局『幕府』と『諸侯』とを、同一に見るに至つたもので、德川家が所領を返上する理由があれば、諸侯も同一に返上すべきであるとの考へは、當時の幕閣の間に、確かに存在して居つた。

尾張侯の建言の如きは、最も注目すべきものであつて、『德川氏、諸侯を始め、一應その所領を返上し、朝廷より新たに封疆を定むべきである』との論の如きは、當時の復古派にも、未だその意見を見ないほどの達見であつて、この建言の裏には、政權返上に伴ふ必然の結果としての領土返上の思想を明確に示されてゐるのである。

本篇の目的は單に時勢の進轉を敍するにあるのだから、ここには單に領土觀念の上に、一大變動を來たした事實を指摘して、後世社會史家の參考に供するに止めておく。

【十二】西鄉の進退は唯だ道に從ふのみ

敍し來り敍し去れば、慶應年間における西鄉吉之助の出處出退には、幾多の波瀾もあり、曲折もあつた。之れ

を薩藩の運動に見れば、固より時に從ひ、勢ひに乘じて、虛實あるを免がれなかつた。當時多士濟々たる薩藩士の中には、才略に長ずるものもあり、智謀に豐かなるものもあり、一時の權宜により、機略を弄するの跡も亦た尠なしとはしなかつた。後世嚴正なる史家の批判の前には、甘んじてその責めを受くべき多くの非曲もあつた。

此の間における西鄕の行藏に關しても、亦た幾多の批難を聞くは、固より勢ひの避くべからざるところであつた。曩には幕府に與みして長州を討ちたる西鄕が、一朝にして掌を翻へすが如く、何故に之れと手を握つたのであるか。是れ畢竟西鄕の權變でなくして何であらうといふものもある。當時は長州人士でさへ、深く之れを怪しんだ。西鄕は一薩藩の功名に囚はれ、祕密の策謀を敢へてして、慶喜を朝敵に陷いれ、彼れをして先づ干戈を動かさしめ、巧みに德川氏を倒した。西鄕も亦たこれ一個の策士のみ、と論ずるものもある。

幕末維新の歷史は、頗ぶる複雜を極めて居り、裏に裏があり、底に底があり、當時の人物に關して、毀譽褒貶の生ずるのは、固より避けがたいところであるが、人若し西鄕の心境を洞察し、彼れの精神に一貫せる大理想の存せしことを看破し來るならば、凡そ西鄕の身邊にかかれる迷雲は、一朝にして拂拭し去らるるであらう。

* * * * *

西鄕とて神でない限り、全智全能であるべき筈はない。或ひは策を誤まり、人に恨みを買つたことがないとはいへぬ。併しながら、彼れが一生を通ずるの大理想は、唯だ一個の道を行ふにあつた。故に西鄕は、未だ曾て自らを僞はらず、且つ人を僞はらなかつた。權略を以つて合するものは、亦た權略を以つて離るる時がある。一

心を以つてせば、萬友にも交はることが出來るが、二心を以つてせば、一友にも交はることは出來ぬ。如何に巧みなる詐術も、要するに一個の愚鈍なる誠實に如かぬ。

後年西郷が、鹿兒島に歸つて、私學校を起した時に、その綱領の第一に『道を同し、義相協ふを以て、暗に聚合せり』といつた、所謂『道』なるもの、由來するところ、蓋し一朝一夕にあらざるを思はねばならぬ。西郷の行藏を見んと欲せば、如何に彼れが道を愛し、道を敬し、道を尊び、道を重んじたかを、先づ何人も知らねばならぬ。

明治二三年の交、西郷は何故に、新政府に愛想を竭かして、田園に歸臥したのであらうか。彼れにして若し道を解せず、巧名利達に趨るの人であつたならば、寧ろ新政府に留まつて、顯榮を擅ままにしたであらう。之れを欲して成し得ざる彼れの地位ではなかつたのだ。併しながら西郷は、旣に功名の爲に薩長人士の專權を忌みつつあつた。當時岩倉が『薩長が仲違ひをしては、朝廷の爲にならぬから、早々出仕せよ』と傳へたのに對し、西郷は斷乎として之れを斥けた。當時、莊内藩士犬塚盛巍に語つて、

『こは思ひも寄らぬことを聞くものかな。長州に限らず、都て薩藩においては、道を以て會し、邪を以て離るるの外、更らに他心はない。たとひ如何なる仰せであつても、不義を以つて合することは、斷じてお請けは致されぬ』

といつてゐる。

這間の情義は、後卷において委曲を盡すつもりであるが、『道を以て會し、邪を以て離るる』の一語は、西郷の行藏を說明し盡して餘りがある。世上の離合聚散は、多くは利害よりし、權變に出づる。史上英傑の名を止むるものも、此の轍を踏むものが稀れでない。自から撒きたる種は、自から刈らねばならぬ。初め權變を以つて出づるものは、後必らず權變に倒るるの例は、史上枚擧に遑がない。而も獨り、西郷に到つては然らず、彼れにおける離合聚散は、ただこれ一個の道あるのみであつた。

西郷は德川氏を倒さんが爲めに、術を以つて會・桑に挑み、慶喜を誘發して、伏見・鳥羽の戰ひを起さしめ、遂に德川氏をして、朝敵の汚名を殘さしむるに至つたとの論は、當時早くも一派の人々によつて主張せられ、七十年後の今日において、獨ほその跡を絕たぬ。何ぞ夫れ、西郷を見るの淺薄なるや。

西郷にして、若し私憤を以つて、德川氏に報復せんとする肚であつたならば、山岡鐵舟との靜岡會見において、勝海舟との品川會見において、彼れが如き寬大を示すべき筈なく、東北諸戰の結末において、敵をして感泣せしむるが如きことの生ずべき筈はない。道を以つてすれば、今日の敵とも握手し、邪を以つてすれば、百年の知己とも離るる。耿々として日月の輝やくが如き、道義心があつたればこそ、西郷の行くところ、常に人間美の發生を見たのではない乎。翩々たる小策、狡猾なる權變を以つてして、何ぞ久しきに亙つて人心を支配し、一世の讚仰を受くることが出來よう。

今や大西郷全傳第四卷の稿を閉ぢ、新たに筆を洗ひ、稿を改めて、明治戊辰の西郷吉之助を物語らんとするに

當り、彼れが心上の明燈をかかげ來り、先づ大道を照らし、大局を明らかにし、徐むろに說き進むるところがあらう。

嗚呼、我が敬愛する、本傳の愛讀者、諸賢よ。立傳の尾大と、敍事の煩雜とを厭はず、請ふ、第五卷の風雲を捨つる勿れ。

大西郷全傳【第四卷】皇政復古篇　――終――

第四巻索引【年代・人物・地名】

(一)配列は五十音順とす
(二)各項年代・人物・地名の順に従ひ主として頁順に従ふ
(三)記數は頁數を現はせり

【ア】

【イ・ヰ】

【オ・ヲ】

オ（ヲ）

【カ】

【キ】

キ

【ケ】

【コ】

【サ】

サ

【シ】

シ

【ス】

【セ】

【チ】

【ト】

【ナ】

ナ

【ニ】

【ネ】

【ノ】

【ハ】

【ヒ】

【フ】

【へ】

【ホ】

【マ】

【ミ】

―索引校輯者―

網川椎陽

第四卷索引

―終―

昭和十三年八月一日印刷
昭和十三年八月五日發行

大西郷全傳第四巻奥附

頒價參圓五拾錢

著者　雜賀博愛
發行者　戸部種雄
印刷者　春山治部左衛門
東京市神田區神保町三ノ一〇
印刷所　共立社印刷所
東京市神田區神保町三ノ一〇

發行所　東京市神田區淡路町二ノ一七
柳原書店東京出張所內
大西郷全傳刊行會

發賣所　大阪市東區北久太郎町四ノ一六
振替口座大阪二三一番
合資會社　柳原書店

發賣所　東京市神田區淡路町二ノ一七
柳原書店東京出張所
振替口座東京一一六三番

切取線

御氏名

南洲翁肖像引替券（三）

四回配本

鄉

